市政の概要

令和元年版

姫路市議会事務局

目　次

市勢沿革

1　沿革 ……1
2　位置・地勢 ……10
3　市域の変遷 ……10
4　人口・世帯数の推移 ……11

議会

1　歴代正副議長 ……13
2　議会の構成 ……16
3　議会の活動状況 ……19
4　議会関係経理 ……21
5　議会事務局 ……22

市長公室

1　歴代三役 ……24
2　表彰 ……25
3　庁議 ……26
4　広報 ……27
5　総合企画 ……30
6　広域行政 ……32
7　高等教育の推進 ……34
8　総合教育会議 ……36
9　奨学学術振興事業 ……37
10　危機管理業務 ……38
11　交通安全業務 ……39
12　防犯業務 ……40
13　防災業務 ……42
14　国民保護業務 ……48

総務

1　調査統計 ……50
2　情報管理 ……51
3　職制・給与 ……57
4　職員研修 ……61
5　行財政改革 ……62

財政

1　令和元年度予算 ……63
2　平成 30 年度決算 ……66
3　市税 ……68
4　市有財産 ……72
5　市庁舎 ……73
6　契約 ……75
7　工事技術検査室 ……76

市民

1　市民活動の推進 ……77
2　市民参画・協働 ……80
3　男女共同参画行政 ……83
4　市政情報の公開等 ……87
5　市民相談 ……90
6　消費者行政 ……95
7　戸籍・住民 ……97
8　国民年金 ……100
9　国民健康保険 ……103
10　後期高齢者医療制度 ……108
11　霊苑・斎場 ……110
12　生涯現役社会の実現 ……116
13　市民会館 ……123
14　地区市民センター ……124
15　人権教育・啓発 ……128

環境

1　ごみ処理 ……130
2　まち美化 ……138
3　し尿処理 ……141
4　産業廃棄物対策 ……143
5　環境保全対策 ……145

健康福祉

1　生活保護 ……156
2　児童福祉 ……159
3　ひとり親の福祉 ……172
4　高齢者福祉 ……176
5　介護保険制度 ……182
6　障害者福祉 ……191
7　医療費助成制度 ……203
8　その他福祉 ……207
9　福祉施設一覧 ……217
10　福祉計画・施設整備等 ……230
11　災害時要援護者対策 ……232
12　保健衛生 ……234

13　医療　……253

観光交流

1　観光行政　……260
2　市民文化の振興　……264
3　姉妹都市交流　……270
4　国際交流　……273
5　姫路公園の整備　……275
6　動物園　……276
7　好古園　……277
8　姫路城　……279
9　姫路城改修　……281
10　スポーツ振興　……282
11　社会体育施設　……284

産業

1　農業　……303
2　林業　……307
3　水産業　……308
4　農業振興センター　……311
5　中央卸売市場　……313
6　商工業　……315
7　港湾　……325
8　勤労者福祉　……327

都市

1　都市計画　……330
2　都市景観・住環境等　……335
3　市街地再開発・区画整理審査　……340
4　宅地規制・土地取引等　……342
5　建築指導　……345
6　都市開発整備事業　……350
7　住宅施策　……352
8　市営住宅の管理・整備　……357
9　営繕事業　……363
10　区画整理事業等　……365
11　総合交通体系　……368
12　播磨臨海地域道路網構想の
　　計画推進　……373

都市拠点整備

1　鉄道高架と都市拠点整備　……375
2　姫路市文化コンベンション
　　センターの整備　……380
3　鉄道駅周辺整備　……382

建設

1　道路　……383
2　公園　……387
3　緩衝緑地造成事業　……390
4　都市緑化　……392
5　手柄山中央公園　……394
6　桜山公園　……398

下水道

1　下水道事業　……399
2　都市治水対策　……409

水道

1　上水道　……411

消防

1　概要　……418
2　施設および人員　……419
3　消防活動体制　……421
4　予防業務　……423
5　指令業務　……427
6　消防団　……429
7　自主防災組織・民間防火組織　……430
8　消防防災活動における
　　消防相互応援体制　……432
9　ひめじ防災プラザ　……434

教育

1　概要　……436
2　学校施設　……439
3　学校教育　……447
4　総合教育センター　……454
5　道徳教育・人権教育　……458
6　生涯学習　……460
7　文化財　……463
8　青少年教育　……466

9　城郭の研究　……467
10　市史の編集・発行　……468
11　生涯学習関連施設　……469

委員会及び委員等

1　選挙　……496
2　監査　……498
3　公平委員会　……500
4　農業委員会　……501
5　附属機関　……503
6　特別地方公共団体　……508

法人

1　一般財団法人
　姫路市まちづくり振興機構　……509
2　公益財団法人
　姫路市文化国際交流財団　……517
3　社会福祉法人
　姫路市社会福祉事業団　……530
4　社会福祉法人
　姫路市社会福祉協議会　……531
5　公益財団法人
　姫路市救急医療協会　……535
6　公益財団法人
　姫路市中小企業共済センター　……536
7　公益社団法人
　姫路市シルバー人材センター　……538
8　公益財団法人
　姫路・西はりま
　地場産業センター　……540
9　公益社団法人
　姫路観光コンベンション
　ビューロー　……543

市　勢　沿　革

1　沿革 …… 1

2　位置・地勢 …… 10

3　市域の変遷 …… 10

4　人口・世帯数の推移 …… 11

1 沿　　革

年	月	
明治		
２２．	４	姫路市制を敷く。町数 101 町、戸数 4,815 戸、人口 24,958 人、面積 3.03 ㎢
	６	第１回市議会議員選挙（定数 30 名）
	７	有留清氏が初代市長となる
	８	下白銀町の民家を市役所として開庁
２６．	２	日ノ本女学校開校
２７．	７	播但鉄道　姫路～寺前間開通
２８．	４	姫路消防組を組織
	４	播但鉄道　姫路～飾磨間開通
２９．	５	陸軍第１０師団創設
３０．	１１	市役所を北条口に移転
３１．	６	姫路電燈㈱創業（現関西電力）
３４．	８	姫路師範学校開校
	１２	市章制定
３６．	１１	姫路電話所創設
３９．	１２	山陽鉄道が国有となる
４３．	４	県立姫路高等女学校開校（現県立姫路東高）
４４．	４	市立姫路商業学校開校（現県立姫路商業高校）
大正		
２．	４	市立実科女学校開校（現市立琴丘高）
４．	３	市役所新庁舎北条口に落成（昭和 20 年戦災で焼失）
１０．	４	私立共愛裁縫女学校開校（現兵庫県播磨高）
１１．	７	姫路商業会議所開設（昭和 29 年 4 月 1 日「姫路商工会議所」に改称）
１２．	８	神戸姫路電気鉄道　姫路～明石間開通
１３．	４	官立姫路高等学校開校
１５．	４	全国産業博覧会を城南練兵場で開催
昭和		
３．	９	姫路城の土地 104,892 坪が史跡地として指定され、市に管理を委任される
４．	２	上水道給水開始
６．	１	姫路城が国宝に指定
１０．	５	町立飾磨商業高校開校（現県立飾磨工業高）
１１．	２	姫路工業学校開校（現県立姫路工業高）
	４	姫新線　津山駅まで開通
１４．	４	市立鷺城中学校開校（現市立姫路高）
１６．	７	山陽電鉄　網干線開通
１７．	２	市立飾磨高等女学校開校（現市立飾磨高）
１９．	４	県立姫路工業専門学校開校（現兵庫県立大学）
２０．	６	姫路市太平洋戦争第 1 次被爆（川西航空機姫路製作所、山陽皮革などを中心に城東地区被爆）
	７	太平洋戦争第 2 次被爆（爆撃のため市内中心部を焼失）
２１．	３	新しい姫路市誕生（姫路市、飾磨市、白浜町、広畑町、網干町、大津村、勝原村及び余部村を廃止し、その区域をもって新しい姫路市を置く。総面積 106.69 ㎢）
	５	市立飾磨中学校開校（現市立飾磨高）
	７	新生姫路市初代市長に石見元秀氏就任
	１２	市営バス創業
２２．	４	教育制度改革により新制小学校 37 校を開校
	５	教育制度改革により新制中学校 14 校を開校

昭和

２２．	５	市庁舎を公会堂から本町へ移転
	７	市立図書館開館
２３．	１	姫路測候所業務開始
	３	市警察発足（29.7 廃止）
	３	自治体消防発足　市消防本部及び消防署設置
	４	教育制度改革により新制高等学校創立　県立４校（姫路西、姫路東、姫路工業、飾磨工業）、市立４校（姫路、琴丘、桜門、飾磨女子）、私立２校（日ノ本、播磨）
	７	市保健所発足（県より移管）
２４．	５	新制姫路工業大学開校（元県立姫路工業専門学校　現兵庫県立大学）
	５	新制神戸大学姫路分校開校（元姫路高等学校）
	８	市歌制定
２５．	１０	姫路工業大学短期大学部開校
２６．	３	警察予備隊（現自衛隊）駐屯
	４	賢明女子学院高等学校開校
	９	姫路南高等学校（旧桜門高校）県営移管
	１２	市立動物園開園
２７．	１０	教育委員会発足
２９．	４	名古山霊苑開苑
３０．	２	大手前通り「50m道路」完成
３１．	５	書写山円教寺大講堂改築落慶
	１０	太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔竣工
３２．	３	市営中央卸売市場竣工
	４	淳心学院高等部開校
	４	賢明女子学院短大開校
	５	県立姫路短大開校
３３．	３	書写ロープウェイ完成
	４	国鉄山陽本線　姫路～西明石間電化
３４．	３	姫路球場完成
	９	国鉄山陽本線　姫路～上郡間電化
	１１	姫路民衆駅及び駅前地下街竣工
３５．	３	名古山霊苑仏舎利塔竣工
３６．	４	県立姫路商業高等学校開校
３８．	４	東洋大学附属姫路高等学校開校
３９．	６	姫路城天守閣解体復元工事完成
４０．	３	姫路・東京間即時通話開始
	７	ベルギー・シャルルロア市と姉妹都市提携
４１．	４	姫路大博覧会開催
	５	市営モノレール開通（54.1　廃止）
	６	市立水族館開館
	８	「さぎ草」を市花に制定
	１１	松本市と姉妹都市提携
４２．	４	吉田豊信氏市長就任
	６	姫路港が特定重要港湾に指定
４４．	５	市旗制定
４５．	３	姫路市基本構想の策定
	８	老人大学校好古学園開校
４７．	３	山陽新幹線　新大阪～岡山間開通
	３	鳥取市と姉妹都市提携

昭和

４７．１０	文化センター開館
１０	「カシの木」を市木に制定
４８．１０	播但連絡自動車道一部開通
４９．　６	市民プール完成
５０．１２	国道２号姫路バイパス全線開通
５１．　３	市民会館開館
４	県立姫路別所高等学校開校
１１	アメリカ・フェニックス市と姉妹都市提携
１１	姫路ＬＮＧ基地建設工事に着手
５４．　２	夜間急病センター開設（現　休日・夜間急病センター）
４	教育研究所・視聴覚センター開設
４	障害福祉センター開設
４	県立網干高等学校開校
５５．　４	国鉄播但線高架事業に着工
４	花の北市民広場完成
５	新市庁舎業務開始
５	手柄山温室植物園開園
７	妻鹿漁港整備事業着工
１１	駅南バスターミナル開設
１１	勤労市民会館開館
５６．　４	生涯学習大学校開校
５	市立総合スポーツ会館開館
６	姫路西消防署竣工
７	県立姫路循環器病センター開院
９	自治福祉会館開館
５７．　４	オーストラリア・アデレード市と姉妹都市提携
５	球技スポーツセンター完成
７	楽寿園開園
７	漢字オンラインシステム完成
８	姫路駅東立体駐輪場完成
５８．　４	市立美術館､県立博物館開館
４	じばさんビル完成
４	戸谷松司氏市長就任
７	西播磨市町長会結成
１０	大学設置推進同盟会発足
５９．　４	南部美化センター完成（H22.3 廃止）
５	ブラジル・クリチーバ市と姉妹都市提携
６	ＯＥＣＤ都市レビュー開催
１０	国鉄播但線高架開通
１２	妻鹿漁港整備事業公有水面埋め立て竣工
６０．　４	「ふれあいの郷」養護老人ホーム完成
４	県立飾西高等学校開校
７	福祉の店「花北」開設
１０	テレトピア構想モデル都市に指定
１２	播但連絡道（姫路中インター～姫路バイパス）開通
１２	姫路バイパス（中地ランプ～姫路西ランプ）開通
６１．　４	梯野外活動センター完成
６２．　２	連続立体交差・土地区画整理・新都市拠点整備事業の３点都市計画決定告示

昭和

６２．	４	姫路獨協大学開学
	４	自然観察の森完成
	５	中国・太原市と友好都市提携
	１１	自治制度公布 100 年記念、自治大臣表彰を受ける
６３．	５	都市景観形成モデル都市に指定
	７	和辻哲郎文化賞創設
	７	中央体育館完成
	８	姫路駅中央自転車駐車場「地下駐輪場」完成
	１０	㈱姫路メディアネットワーク設立

平成

元．	３	ＪＲ姫路駅周辺高架化事業の建設省事業認可
	３	姫路百祭シロトピア開催（3 月 18 日～6 月 4 日）
	４	「しらさぎ」を市鳥に、「ジャコウアゲハ（お菊虫）」を市蝶に制定
	５	姫路城・シャンティイ城が姉妹城提携
	１０	音楽専用ホール「パルナソスホール」完成
２．	４	日本城郭研究センター完成
	４	総合福祉通園センター「ルネス花北」開設
	７	引原野外活動センター完工（H28.3 廃止）
	７	駅南再開発ビル「パラシオ」完成
	７	山陽自動車道（龍野西～姫路西間）開通
	１０	姫路シーサイドゴルフコース完成
３．	２	ＪＲ姫路駅周辺高架化事業の工事着手
	３	山陽自動車道（姫路西～姫路東間）開通
	４	姫路文学館開館
	９	駅西再開発ビル「キャスパ」完成
	１１	大型放射光施設「Ｓ Ｐring－8」起工
	１１	第 6 次空港整備 5 カ年計画に播磨空港が欄外記載される
４．	３	姫路市高齢者保健福祉 10 カ年計画「ゴールドプラン」策定
	３	新市川美化センター竣工
	４	姫路ＣＡＴＶ「ＷＩＮＫ」開局
	４	姫路城西御屋敷跡歴史庭園「好古園」開園
	５	宿泊型児童館「星の子館」開館
	９	姫路城が「世界遺産」に推薦される
	１０	新書写山ロープウェイ運行開始
	１０	西保健福祉サービスセンター開設
	１２	保健医療カードシステム実験開始
５．	４	姫路科学館「アトムの館」開館
	４	大手前地下駐車場完成
	５	姫路市をはじめとする 3 市 8 町地方拠点都市地域に指定
	５	姫路地域職業訓練センター開設
	８	男山配水池公園完成
	１２	国宝姫路城が「世界文化遺産」に登録される
	１２	キャスティバル’94 開催（12 月 10 日～翌年 12 月 10 日）
６．	１	高規格救急車の運用開始
	４	仁色ふるさと農園完成
	７	書写の里・美術工芸館開館
７．	１	新中央保健所（中央保健福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ・中央ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ・環境衛生研究所）完成
	４	網干保健福祉サービスセンター完成

平成

7．	4	市川ふれあい緑地完成
	4	堀川和洋氏市長就任
	6	消防緊急情報システムの運用開始
	10	蒲田デイサービスセンター、蒲田住宅シルバーハウジングの完成
	12	姫路市行政改革大綱策定
8．	1	「はばたけ姫路・秀吉天下一まつり」開催（1 月 1 日～11 月 5 日）
	4	中核市に移行
	4	姫路市水道資料館「水の館」開館
	4	姫路市平和資料館開館
	5	姫路文学館南館開館
	12	高齢者バス優待乗車助成事業開始
	12	播磨空港が第 7 次空港整備五箇年計画において、条件が整えば順次着手される空港に位置づけられる
	12	姫路西バイパス（太子龍野バイパス上太田ＩＣ～姫路西バイパス相野ランプ）開通
9．	3	災害対策用備蓄倉庫（津田公園内）完成
	4	図書館東分館・東保健福祉サービスセンター開設
	4	ＪＲ山陽本線東部高架区間開通
	6	障害者自動車燃料費助成事業開始
	6	姫路市地域防災計画の全面改訂
	7	姫路市住宅マスタープラン策定
	8	播磨科学公園都市まちびらきフェスティバル'97 開催（～10 月）
	8	放射光装置技術国際会議（ＳＲＩ'97）開催
	9	「創 ing 姫路～21 世紀を拓く男女 100 人フォーラム」開催
	10	「姫路市総合交通体系検討懇話会」提言
	10	姫路市行政手続条例施行
	11	西播磨地域広域防災訓練の実施（山崎町）
	12	姫路市医師会館､姫路市休日・夜間急病センターオープン
	12	第 1 回「ひめじ 21 世紀会議」開催（～11 年 3 月）
	12	山陽自動車道（姫路東～三木小野間）全線開通
10．	1	姫路市消防 50 周年記念式典開催
	2	ＪＲ山陽本線東部高架区間都市計画道路の一部開通（阿保線、大日線）
	3	ＪＲ姫路駅南口のエスカレーター（車椅子対応型）完成
	3	小型バス運行開始（市営バス）
	3	ＪＲ播但線電化・高速化の実現（姫路駅～寺前駅）
	3	キャスティ 21 イベントゾーン有効利用施設オープン
	3	姫路港中島地区コンテナヤードの完成
	4	ペットボトル等の分別回収を先行開始（5 モデル地区）（12 年 4 月から本格実施）
	4	「播磨臨海地域道路網協議会」設立
	5	「市政ふれあいメール」開設
	7	「中心市街地活性化懇話会」設置
	8	姫路市新総合計画づくりのための 1 万人市民アンケートを実施
	9	お城本町地区市街地再開発ビル着工
	10	高齢者や障害者に配慮したノンステップバス運行開始（市営バス）
	10	姫路城周辺観光ループバス運行開始
	10	21 世紀イベント「ひめじウェルカム 21」が「きらめく未来へ」をテーマに開幕
	11	中学生の体験学習「トライやるウィーク」実施
	11	「姫路城・世界文化遺産登録 5 周年記念フォーラム」開催
	12	高規格救急車を全配備
	12	「21 世紀姫路づくり中学生フォーラム」開催

平成

１１．	２	「水道通水 70 周年記念式典」開催
	４	「市制施行 110 周年記念式典」開催
	４	灘保健福祉サービスセンター・児童センター開設
	６	災害協力協定（17 企業・2 団体）締結
	７	市川左岸線「高木橋」開通
	７	「姫路港開港 40 周年」記念行事開催
	８	緑化推進で内閣総理大臣表彰（自然観察の森）
	９	播磨空港基本計画（素案）見直し結果公表
	１０	「市民トーク」開始
	１０	姫路赤十字病院移転新築整備着工
	１１	「地方分権フォーラム」開催
１２．	１	「全国世界遺産都市会議」姫路市で開催
	１	姫路市こども議会開催
	３	姫路市総合計画基本構想（中間案）まとまる
	４	大韓民国・馬山市と姉妹都市提携
	５	姫路みなとドーム開設
	７	姫路港に初の「国際コンテナ定期航路」開設
	８	姫路市行財政構造改革取り組み方針（案）を作成
	９	清流の復活で建設大臣賞「甦る水 100 選」を受賞
	１０	「中核市サミット 2000 in 姫路」を開催
	１２	「21 世紀カウントダウン」開催
１３．	３	神谷ダム完成
	４	「姫路 21 世紀プラン」スタート
	４	国際消防救助隊発隊式
	５	「国宝四城サミット」姫路市で開催
	６	「世界地方都市十字路会議」姫路市で開催
	７	イーグレひめじ完成
	８	コミュニティＦＭ放送局「ＦＭ ＧＥＮＫＩ」開局
	９	姫路フィルムコミッション設立
	９	姫路市行財政構造改革推進方策策定
	１１	姫路赤十字病院移転
１４．	４	すこやかセンター開設
	４	名古山霊苑新管理事務所開設
	４	姫路市女性議会開催
	５	県立武道館開館
	５	播磨空港、県が第 8 次空整に整備要望見送りを表明
	７	ファミリーサポートセンター開設
	１０	ハリウッド映画「ラスト・サムライ」の撮影（書写山円教寺）
１５．	２	姫路地域任意合併協議会開催
	３	国際フィルムコミッショナーズ協会へ加盟
	３	姫路港広畑地区 5 万ｔ級公共岸壁 1 バース供用開始
	４	駅前市役所（愛称　すまいるステーション）開設
	４	石見利勝氏市長就任
	９	市役所本庁舎が「ＩＳＯ14001」を取得
	１０	新幹線「のぞみ」がＪＲ姫路駅に停車
	１２	青少年センター開設
１６．	４	市政出前講座の開始
	４	伊勢自然の里・環境学習センター開設

平成

１６．	５	市民総合窓口設置
	５	西保健センター開設
	５	姫路観光なびポート開設
	５	「ザ　祭り屋台 in 姫路」開催
	７	初の民間人助役の就任
	１０	中学校給食の試行を開始
	１０	水道局の営業関連業務を民間に包括委託
１７．	２	姫路市・家島町・夢前町・香寺町・安富町による合併協定を締結
	３	ＪＲ山陽本線「ひめじ別所駅」開業
	３	「姫路市地域福祉計画」「姫路市子育て支援計画」「姫路市障害者福祉計画」を策定
	６	対話型広聴活動「夢トーク」の開始
	７	赤レンガ館（姫路市立美術館）100 周年記念事業開催
	９	わかものジョブセンター開設
	１１	姫路市埋蔵文化財センター（愛称　まい姫）開設
	１２	戸籍システムの始動（戸籍原本を電子ファイル化）
１８．	３	姫路市石倉最終処分場（愛称　エコ・フォレスト石倉）開設
	３	「第 13 回優秀観光地づくり賞」を受賞
	３	ＪＲ高架事業の山陽本線高架切り替え
	３	人口 53 万人の新姫路市誕生（家島町・夢前町・香寺町・安富町と合併）
	３	姫路市都心部まちづくり構想策定
	３	姫路市行政システム改革プラン策定
	４	社団法人姫路観光コンベンションビューローの発足
	６	キャスティ 21 整備プログラム策定
	９	市職員行動規範「ひ・め・じ」を策定
	９	「のじぎく兵庫国体」開催
	１０	姫路公園が「日本の歴史公園 100 選」
	１１	石倉峯相の里開設
１９．	２	姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会（愛称　ＨＯＴトライアングル）設置
	２	姫路城「桜門橋」開通
	４	姫路市防災センター開設
	４	はやしだ交流センター「ゆたりん」開設
	４	近大姫路大学開学（現姫路大学）
	５	公共施設にＡＥＤ（自動体外式除細動器）設置
	９	「姫路市幼稚園教育振興計画実施計画」を策定
２０．	３	ＪＲ山陽本線「はりま勝原駅」開業
	４	夢前福祉センター「ぱるむ」開設
	４	第 25 回全国菓子大博覧会・兵庫（姫路菓子博 2008）開催
	４	大手前通りと姫路城周辺での路上喫煙を禁止
	１０	「ＥＡＲＯＰＨ姫路・兵庫世界大会 2008」開催
	１２	姫路駅周辺の高架化が完了
２１．	３	姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」策定
	４	「市制施行 120 周年記念式典」開催
	４	小中一貫教育推進モデル校「白鷺小学校・白鷺中学校」開校
	８	姫路科学館をリニューアルオープン
	８	姫路城大天守保存修理事業に着手
２２．	３	姫路市交通事業を全面廃止
	３	姫路市行財政改革プラン策定
	４	総合教育センター開設

平成

２２．	４	エコパークあぼし開設
	１０	発達医療センター花北診療所開設
	１０	飾磨支所・南保健センターを新築移転
	１２	人権啓発センターを開設
２３．	３	姫路城大天守修理見学施設「天空の白鷺」開設
	４	手柄山交流ステーション開設
	５	近畿・中国・四国Ｂ－１グランプリ in 姫路開催
	７	姫路市立水族館をリニューアルオープン
	１０	「姫路市議会基本条例」を制定
	１１	Ｂ－１グランプリ in 姫路開催
	１１	男女共同参画全国都市会議 in ひめじ開催
２４．	４	姫路市立美術館をリニューアルオープン
	５	播磨広域連携協議会設立
	６	「姫路市議会議員政治倫理条例」を制定
	１０	平成 26 年ＮＨＫ大河ドラマに「軍師官兵衛」決定
２５．	２	ひめじ官兵衛プロジェクト推進協議会を設立
	３	製鉄記念広畑病院　姫路救命救急センター開設
	４	姫路駅北側にサンクンガーデン（愛称：キャッスルガーデン）開設
	６	姫路駅北側に眺望デッキ（愛称：キャッスルビュー）開設
	１１	姫路市子ども議会開催
	１２	「姫路市まちづくりと自治の条例」を制定
２６．	１	ひめじの黒田官兵衛　大河ドラマ館開館
	３	姫路球場をリニューアルオープン
２７．	２	連携中枢都市宣言
	２	世界遺産姫路城マラソン開催（姫路初のフルマラソン大会）
	３	「姫路市行財政改革プラン 2019」策定
	３	姫路城グランドオープン
	３	ドイツ・ノイシュバンシュタイン城との観光友好交流協定締結
	３	新姫路駅北駅前広場が完成
	４	播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結（姫路市と 6 市 8 町）
	５	秋篠宮殿下が 31 年ぶりに姫路をご訪問
	９	夢前スマートインターチェンジが開通
	１１	図書館の相互利用開始（播磨圏域連携中枢都市圏 7 市 8 町）
	１１	姫路城グランドオープン記念「祝賀・人間将棋　姫路の陣」開催
	１２	リニューアル後の姫路城年間入城者数が 222 万人を突破し、日本一に
	１２	赤穂市と播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結
２８．	３	「ひめじ創生戦略」策定
	３	ＪＲ山陽本線「東姫路駅」開業
	４	新消防指令センター（新高機能消防指令システム）の運用を開始
	７	みんなの自転車「姫ちゃり」の本格運用開始
	７	姫路科学館､姫路文学館をリニューアルオープン
	９	「ひめじ地産地消の日」制定（毎月 23 日・24 日の 2 日間）
２９．	２	姫路駅北駅前広場モニュメント時計設置
	４	和牛マスター食肉センター開設
	４	「銀の馬車　道鉱石の道」が日本遺産に認定
	９	障害者支援センター開設
	１０	北部学校給食センター開設
	１１	「全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路」開催

平成

３０．	２	姫路市高校生議会開催
	４	義務教育学校「白鷺小中学校」開校
	４	坊勢漁港ふれあいプラザ開設
	６	市公式アプリ「ひめじプラス」リリース
	１１	世界遺産サミット開催
３１．	３	新姫路駅南駅前広場完成
	４	義務教育学校「四郷学院」開校
	４	総合福祉会館開設
	４	清元秀泰氏市長就任

2 位 置 ・ 地 勢

本市は、兵庫県の南西部、播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西約 35.7 ㎞、南北約 55.5 ㎞におよぶ。北部から山岳、丘陵、田園、平野、島しょで構成され、市街地、工業地が立地し、市川、夢前川、林田川などの河川により南北方向へのつながりの密接な地域で、瀬戸内海に島しょを擁した地域となっている。

気候は瀬戸内型気候で、四季を通じ温和な日が多く、天災なども極めて少ないところである。

東　西		南　北		最高地点	面積
経　度	距　離	緯　度	距　離		
極東 134° 48’ 極西 134° 25’	約 35.7 ㎞	極南 34° 35’ 極北 35° 5’	約 55.5 ㎞	977m	534.35 ㎢

3 市 域 の 変 遷

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

年月日	編入または合併地域	編入・合併面積（㎢）	総面積（㎢）
明　22. 4. 1	市制施行		3.03
45. 4. 1	飾磨郡国衙村及び市殿村の一部	1.67	4.70
大　14. 4. 1	飾磨郡城北村	5.09	9.79
昭　8. 4. 1	飾磨郡水上村、神崎郡砥堀村	13.61	23.40
10.10. 1	飾磨郡城南村、同高岡村	9.36	32.76
11. 4. 1	飾磨郡安室村、同荒川村、同手柄村	15.73	48.49
21. 3. 1	飾磨市、飾磨郡白浜町、同広畑町、揖保郡網干町、同大津村、同勝原村、同余部村	58.20	106.69
29. 7. 1	飾磨郡曽左村、同余部村、同糸引村、同八木村、揖保郡太市村	42.89	149.58
32.10. 1	飾磨郡四郷村、同花田村、同御国野村、印南郡別所村	23.59	173.17
33. 1. 1	飾磨郡飾東村、神崎郡神南町、印南郡的形村	62.59	235.76
34. 5. 1	印南郡大塩町	3.30	239.06
42. 3. 5	揖保郡林田町	28.19	267.25
61.10. 1	建設省国土地理院公表に基づく修正の結果		272.97
63. 1.12	公有水面埋立	0.08	273.05
63.10.18	公有水面埋立	0.04	273.09
平　2. 2. 9	公有水面埋立	0.04	273.13
2.10.30	公有水面埋立	0.01	273.14
3. 1.28	公有水面埋立	0.03	273.17
3. 3. 8	公有水面埋立	0.30	273.47
4.10.23	公有水面埋立	0.49	273.96
5.12. 1	加古川市と行政区域界確認による	-0.04	273.92
6. 4.19	公有水面埋立	0.06	273.98
8. 4.19	公有水面埋立	0.04	274.02
8. 7.16	公有水面埋立	0.04	274.06
9. 1.17	公有水面埋立	0.16	274.22
9. 5. 9	公有水面埋立	0.04	274.26
11. 5.18	公有水面埋立	0.05	274.31
12.12.26	公有水面埋立	0.06	274.37
13. 7.24	公有水面埋立	0.18	274.55
14. 4. 9	公有水面埋立	0.02	274.57
18. 3.27	飾磨郡家島町、同夢前町、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町	259.70	534.27
19.10.23	公有水面埋立	0.15	534.42
20.12. 2	公有水面埋立	0.01	534.43
26.10. 1	国土交通省国土地理院公表に基づく修正の結果		534.33
27. 7. 3	公有水面埋立	0.01	534.34
28.10.13	公有水面埋立	0.01	534.35

4　人口・世帯数の推移

1　年次別人口・世帯数の推移

年次	人口			世帯数	人口密度（1㎢当り）	備考
	総数	男	女			
大　9	45,750	23,306	22,444	9,535	6,462	第1回国勢調査
14	46,429	22,165	24,264	10,285	4,744	城北村合併（4.1）
〃	55,713	27,415	28,298	11,582	5,691	第2回国勢調査
昭　5	62,171	31,172	30,999	12,552	4,834	第3回国勢調査
8	71,472	35,272	36,200	14,289	3,054	水上・砥堀村合併（4.1）
10	91,375	44,125	47,250	18,210	2,550	第4回国勢調査、城南・高岡村合併（10.1）
11	101,786	49,369	52,417	20,295	2,099	安室・荒川・手柄村合併（4.1）
15	104,259	49,548	54,711	22,188	2,022	第5回国勢調査
21	175,446	83,786	91,660	40,194	1,644	飾磨市、白浜・広畑・網干町、大津・勝原・余部村合併（3.1）
22	197,299	96,402	100,897	44,687	1,844	第6回国勢調査
25	212,100	102,385	109,715	46,255	1,983	第7回国勢調査
29	251,669	123,815	127,854	53,899	1,683	曽左・余部・糸引・八木・太市村合併（7.1）
30	252,315	124,092	128,223	54,586	1,681	第8回国勢調査
32	281,818	138,568	143,250	60,951	1,627	四郷・花田・御国野・別所村合併（10.1）
33	306,349	150,816	155,533	65,571	1,299	神南町、飾東・的形村合併（1.1）
34	320,893	158,405	162,488	68,597	1,342	大塩町合併（5.1）
35	328,689	162,152	166,537	74,188	1,373	第9回国勢調査
40	367,807	180,343	187,464	90,098	1,539	第10回国勢調査
42	381,971	186,973	194,998	95,601	1,429	林田町合併（3.5）
45	408,353	200,072	208,281	107,302	1,523	第11回国勢調査
50	436,086	213,641	222,445	120,619	1,625	第12回国勢調査
55	446,256	217,174	229,082	130,445	1,645	第13回国勢調査
60	452,917	219,540	233,377	135,618	1,667	第14回国勢調査
平　2	454,360	219,270	235,090	143,522	1,664	第15回国勢調査
7	470,986	227,240	243,746	158,818	1,719	第16回国勢調査
12	478,309	230,649	247,660	169,765	1,735	第17回国勢調査
17	482,304	232,553	249,751	178,987	1,747.5	第18回国勢調査
18	535,160	258,061	277,099	196,903	1,001.7	家島・夢前・香寺・安富町合併（3.27）
22	536,270	259,320	276,950	205,587	1,003.4	第19回国勢調査
27	535,664	258,724	276,940	212,801	1,002.2	第20回国勢調査
31	530,309	256,168	274,141	219,840	992.4	推計人口（4.1現在）

2　人口動態

（人）

区分	自然動態			社会動態			全増減数
	出生	死亡	増減数	転入等	転出等	増減数	
平成 26 年	4,724	5,147	△ 423	13,924	14,409	△ 485	△ 908
〃 27 年	4,708	5,270	△ 562	14,220	15,244	△ 1,024	△ 1,586
〃 28 年	4,477	5,285	△ 808	13,774	14,463	△ 689	△ 1,497
〃 29 年	4,343	5,419	△ 1,076	14,517	14,953	△ 436	△ 1,512
〃 30 年	4,192	5,688	△ 1,076	14,836	14,727	109	△ 1,387

3　産業別人口

区分	平成 22 年　国勢調査		平成 27 年　国勢調査	
	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
第 1 次産業	2,595	1.1	2,473	1.0
第 2 次産業	74,301	30.6	76,327	31.1
第 3 次産業	151,937	62.5	157,202	64.0
総　　数	242,936	100.0	245,558	100.0

（注）総数には、「分類不能の産業」を含む。

4　労働力人口

（人）

区分	平成 22 年　国勢調査			平成 27 年　国勢調査		
	総数	男	女	総数	男	女
15 歳以上人口	454,587	217,382	237,205	458,765	219,073	239,692
労働力人口	259,873	152,359	107,514	257,133	147,250	109,883
就　業　者	242,936	141,185	101,751	245,558	139,902	105,656
完全失業者	16,937	11,174	5,763	11,575	7,348	4,227
非労働力人口	176,885	55,291	121,594	183,099	61,566	121,533

（注）15 歳以上人口には、労働力状態「不詳」を含む。

議　　会

1　歴代正副議長 …… 13

2　議会の構成 …… 16

3　議会の活動状況 …… 19

4　議会関係経理 …… 21

5　議会事務局 …… 22

1 歴代正副議長

1 市制施行から新市誕生まで

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月	退任年月	歴順	氏名	就任年月	退任年月
初	永田　伴正	明 22. 6	明 24.	初	吉田庄次郎	明 23.	明 25.
2	三宅　純一	24.	26.	2	三宅　純一	26. 1	
3	馬場幸次郎	26. 1	29. 1	3	上村次朗八	26. 1	27. 5
4	三宅　純一	29. 1	29. 7	4	橋本　瀧二	27. 5	
5	馬場幸次郎	29. 7	30. 1	5	岡部　勘六	28. 1	
6	橋本　瀧二	30. 1	32. 5	6	橋本　瀧二	28. 6	
7	上村次朗八	32. 5	35. 1	7	飯田　　務	29. 1	29. 6
8	橋本　瀧二	35. 1	36.12	8	橋本　瀧二	29. 6	
9	上村次朗八	37. 1	39. 7	9	沼　　義満	30. 1	32.
10	大森與三次	39. 7	44. 1	10	田村　九一	32. 5	
11	町田　猛郎	44. 1	45. 1	11	沼　　義満	32.10	
12	沼　　義満	45. 1	45. 7	12	町田　猛郎	33. 1	35.
13	神村信五郎	45. 7	大 9. 7	13	岸本安次郎	35. 1	35. 2
14	岡　　久次	大 9. 7	13. 7	14	神戸　米蔵	35.	
15	日山　浅吉	13. 7	昭 3. 7	15	今井直次郎	36. 1	36. 3
16	井田　　俊	昭 3. 7	8. 3	16	矢内　久七	36. 3	36. 3
17	大森　廣治	8. 3	11. 7	17	白國　弾正	36. 7	38.
18	井田　　俊	11. 7	14. 7	18	大森與三次	38. 1	39.
19	寺田正治郎	14. 9	15.10	19	沼　　義満	39. 7	44.
20	龍田　三郎	15.12	21. 2	20	永井宗三郎	44. 3	44.
				21	原　伊太郎	44.12	
				22	水野苫三郎	45. 7	大 3. 7
				23	大野　房一	大 3.12	5. 7
				24	原　伊太郎	5. 7	9. 7
				25	井原福三郎	9. 7	
				26	空閑鹿次郎	13. 7	昭 3. 7
				27	石田　龍哉	昭 3. 7	7. 7
				28	永井宗二郎	7. 7	11. 7
				29	瀧川幾次郎	11. 7	14. 7
				30	下間　善郷	14. 9	15.12
				31	高田甲子郎	15.12	17. 1
				32	澤田　政治	17. 1	21. 2

2　新市誕生から現在まで

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月日	退任年月日	歴順	氏名	就任年月日	退任年月日
1	細田　作一	昭 21. 5.15	昭 22. 4.30	1	壷阪　又吉	昭 21. 5.15	昭 22. 4.30
2	岡本佐太郎	22. 5.20	23. 5.28	2	望月　秀雄	22. 5.20	23. 5.28
3	壷阪　又吉	23. 5.28	24. 4.28	3	森下　　信	23. 5.28	24. 4.28
4	尾上　宇市	24. 4.28	25. 5. 9	4	溝口　　治	24. 4.28	25. 5. 9
5	望月　秀雄	25. 5. 9	26. 4.29	5	八木　　精	25. 5. 9	26. 4.29
6	壷阪　又吉	26. 5.15	27. 6. 9	6	後藤　秀夫	26. 5.15	27. 6. 9
7	藤本　春一	27. 6. 9	28. 6. 6	7	蟹江宗次郎	27. 6. 9	28. 6. 6
8	米田　専一	28. 6. 6	29. 7.10	8	河村　常三	28. 6. 6	29. 7.10
9	田寺　健三	29. 7.10	30. 4.30	9	瀬川　武雄	29. 7.10	30. 4.30
10	岡本佐太郎	30. 5.20	31. 7. 3	10	大森　石松	30. 5.25	31. 7. 3
11	望月　秀雄	31. 7. 3	32. 6.17	11	吉田利兵衛	31. 7. 3	32. 6.17
12	岡本佐太郎	32. 6.17	33. 6.25	12	桑原　三郎	32. 6.17	33. 6.25
13	岡本佐太郎	33. 6.25	34. 4.30	13	後藤　秀夫	33. 6.25	34. 4.30
14	藤本　春一	34. 5.18	35. 5.16	14	塚本吉次郎	34. 5.18	35. 5.16
15	吉田利兵衛	35. 5.16	36. 6.23	15	八木　　精	35. 5.16	36. 6.23
16	大森　石松	36. 6.23	37. 7. 3	16	井上　由信	36. 6.23	37. 7. 3
17	後藤　秀夫	37. 7. 3	38. 4.30	17	井上　藤雄	37. 7. 3	38. 4.30
18	塚本吉次郎	38. 6. 3	39. 6.11	18	岸本　光二	38. 6. 3	39. 6.11
19	井上　由信	39. 6.11	40. 7.13	19	仙石　俊二	39. 6.11	40. 7.13
20	井上　藤雄	40. 7.13	41. 9. 5	20	中島　忠一	40. 7.13	41. 9. 5
21	井上　藤雄	41. 9. 5	42. 4.30	21	中島　忠一	41. 9. 5	42. 4.30
22	仙石　俊二	42. 5.25	43. 6.18	22	永田　利雄	42. 5.25	43. 6.18
23	八木　　精	43. 6.18	44. 6.29	23	福永　源次	43. 6.18	44. 6.29
24	蟹江宗次郎	44. 6.29	44.12. 6	24	熊谷栄次郎	44. 6.29	45. 6.16
25	竹内　静則	44.12. 6	45. 6.16				
26	井上　由信	45. 6.16	46. 4.30	25	黒岩　清収	45. 6.16	46. 4.30
27	井上　由信	46. 5.11	47. 6. 2	26	中沢　　稔	46. 5.11	47. 6. 2
28	井上　由信	47. 6. 2	48. 6. 6	27	宗行　省三	47. 6. 2	48. 6. 6
29	井上　由信	48. 6. 6	49. 6.12	28	亀山　芳一	48. 6. 6	49. 6.12
30	吉田　大治	49. 6.12	50. 4.30	29	辨吹　　宣	49. 6.12	50. 4.30
31	永田　利雄	50. 5.21	51. 6.16	30	小林　雲平	50. 5.21	51. 6.16
32	宗行　省三	51. 6.16	52. 6.13	31	三輪　光三	51. 6.16	52. 6.13
33	井上　由信	52. 6.13	53. 6.12	32	福田佳乃助	52. 6.13	53. 6.12
34	井上　由信	53. 6.12	54. 4.30	33	情野　定夫	53. 6.12	54. 4.30
35	井上　由信	54. 5.11	55. 6. 3	34	井上　市郎	54. 5.11	55. 6. 3
36	井上　由信	55. 6. 3	56. 6.12	35	谷川　宗一	55. 6. 3	56. 6.12
37	井上　由信	56. 6.12	57. 6.11	36	高橋　克巳	56. 6.12	57. 6.11
38	角谷清太郎	57. 6.11	58. 4.30	37	中治　信夫	57. 6.11	58. 4.30

議長				副議長			
歴順	氏名	就任年月日	退任年月日	歴順	氏名	就任年月日	退任年月日
39	井上　市郎	58. 5.17	59. 6. 9	38	橘　橘太郎	58. 5.17	59. 6. 9
40	中治　信夫	59. 6. 9	60. 6.12	39	伊藤　　孝	59. 6. 9	60. 6.12
41	高橋　克巳	60. 6.12	61. 6.10	40	白井　要次	60. 6.12	61. 6.10
42	清野　　保	61. 6.10	62. 4.30	41	宮本　照明	61. 6.10	62. 4.30
43	田村　芳春	62. 5.15	63. 5.19	42	山田　悦雄	62. 5.15	63. 5.19
44	橘　橘太郎	63. 5.19	平　元. 6. 6	43	岡田　　豊	63. 5.19	平　元. 6. 6
45	松田　貞夫	平　元. 6. 6	2. 6. 6	44	梅沢　英毅	平　元. 6. 6	2. 6. 6
46	山田　悦雄	2. 6. 6	3. 4.30	45	田中　　孝	2. 6. 6	3. 4.30
47	岡田　　豊	3. 5.15	4. 6.24	46	吉田憲次郎	3. 5.15	4. 6.24
48	中治　信夫	4. 6.24	5. 6.11	47	砂田　里樹	4. 6.24	5. 6.11
49	梅沢　英毅	5. 6.11	6. 6.13	48	増田　敬作	5. 6.11	6. 6.13
50	灘　　隆彦	6. 6.13	7. 4.30	49	山田　敏夫	6. 6.13	7. 4.30
51	長沢　芳郎	7. 5.16	8. 6. 6	50	山下　昌司	7. 5.16	8. 6. 6
52	砂田　里樹	8. 6. 6	9. 6. 6	51	竹中　隆一	8. 6. 6	9. 6. 6
53	伊藤　　孝	9. 6. 6	10. 6. 8	52	西村　智夫	9. 6. 6	10. 6. 8
54	山田　敏夫	10. 6. 8	11. 4.30	53	赤松　昌弘	10. 6. 8	11. 4.30
55	竹中　隆一	11. 5.18	12. 6.16	54	水野　守弘	11. 5.18	12. 6.16
56	山下　昌司	12. 6.16	13. 6. 5	55	北野　久夫	12. 6.16	13. 6. 5
57	清水　利昭	13. 6. 5	14. 6. 4	56	藤岡　亮子	13. 6. 5	14. 6. 4
58	灘　　隆彦	14. 6. 4	15. 4.30	57	八木　高明	14. 6. 4	15. 4.30
59	大倉　俊巳	15. 5.16	16. 6. 4	58	小椋　庄司	15. 5.16	16. 6. 4
60	西村　智夫	16. 6. 4	17. 6. 9	59	西田　啓一	16. 6. 4	17. 6. 9
61	福本　正明	17. 6. 9	18. 5.23	60	谷内　　敏	17. 6. 9	18. 5.23
62	西田　啓一	18. 5.23	19. 4.30	61	蔭山　敏明	18. 5.23	19. 4.30
63	灘　　隆彦	19. 5.15	20. 6. 3	62	増本　勝彦	19. 5.15	20. 6. 3
64	谷内　　敏	20. 6. 3	21. 6. 9	63	今栄　進一	20. 6. 3	21. 6. 9
65	松田　貞夫	21. 6. 9	22. 6. 8	64	八木隆次郎	21. 6. 9	22. 6. 8
66	山下　昌司	22. 6. 8	23. 4.30	65	杉本　博昭	22. 6. 8	23. 4.30
67	大倉　俊巳	23. 5.18	24. 6. 4	66	松葉　正晴	23. 5.18	24. 6. 4
68	蔭山　敏明	24. 6. 4	25. 6. 4	67	今里　朱美	24. 6. 4	25. 6. 4
69	杉本　博昭	25. 6. 4	26. 6. 3	68	阿山　正人	25. 6. 4	26. 6. 3
70	八木隆次郎	26. 6. 3	27. 4.30	69	細野　開廣	26. 6. 3	27. 4.30
71	松葉　正晴	27. 5.18	28. 6. 2	70	坂本　　学	27. 5.18	28. 6. 2
72	細野　開廣	28. 6. 2	29. 6. 2	71	萩原　唯典	28. 6. 2	29. 6. 2
73	川西　忠信	29. 6. 2	30. 6. 4	72	木村　達夫	29. 6. 2	30. 6. 4
74	今里　朱美	30. 6. 4	31. 4.30	73	三輪　敏之	30. 6. 4	31. 4.30
75	阿山　正人	令　元. 5.17		74	梅木　百樹	令　元. 5.17	

2 議 会 の 構 成

1 議員数

条例定数　　47 人（平成 22 年 3 月 29 日改正、平成 23 年 4 月 24 日適用）
現 員 数　　47 人
任　　期　　令和元年 5 月 1 日～5 年 4 月 30 日

2 会派別・党派別議員数

（令和元年 8 月 1 日現在）

党派名 / 会派名	自由民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	幸福実現党	無所属	合計
市 民 ク ラ ブ						9 (1)	9 (1)
創　政　会					1 (1)	8 (1)	9 (2)
公　明　党		8 (1)					8 (1)
自由民主党・無所属の会	7					1	8
新 生 ひ め じ						7	7
日本共産党議員団			4 (2)				4 (2)
日 本 維 新 の 会				2 (1)			2 (1)
合　計	7	8 (1)	4 (2)	2 (1)	1 (1)	25 (2)	47 (7)

※（ ）は女性議員の内数

3 委員会

区　分	名　称	定数(人)	所 管 事 項 等
常任委員会	総　務	10	議会、市長公室、総務局、財政局、会計課、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
	文教・子育て	9	健康福祉局こども育成部及び教育委員会の所管に属する事項
	厚　生	9	市民局及び健康福祉局（こども育成部を除く。）の所管に属する事項
	経 済 観 光	10	環境局、観光交流局、産業局及び農業委員会の所管に属する事項
	建　設	9	都市局、建設局、下水道局、都市拠点整備本部及び水道局の所管に属する事項
	予 算 決 算	47	予算及び決算に関する事項
議会運営委員会		11	交渉団体（3 人以上）の構成人数により比例配分 （平成 5 年 6 月 1 日条例化）

4　議員名簿（令和元年８月１日現在）

平成 31 年 4 月 21 日改選

議席番号	氏名	所属		住所	年齢	所属会派
		常任委員会	議会運営委員会等			
1	石見　和之	文教・子育て		御立中七丁目 5-18-101	38	自由民主党・無所属の会
2	小林　由朗	建設		辻井八丁目 8-31	45	自由民主党・無所属の会
3	白井　義一	総務（正）	議会運営	手柄一丁目 80 プレステージ姫路Ⅱ-201	54	公明党
4	中西　祥子	厚生（副）		砥堀 1176-24	52	公明党
5	山口　　悟	総務		勝原区勝山町 133-527	40	市民クラブ
6	常盤　真功	厚生		砥堀 1210-26	47	市民クラブ
7	井上　太良	文教・子育て		広畑区西蒲田 326-1	57	新生ひめじ
8	三和　　衛	経済観光（正）		橋之町 17	36	新生ひめじ
9	金内　義和	建設		亀山一丁目 37-7	45	創政会
10	江口　千洋	文教・子育て		網干区興浜 1356-12	55	創政会
11	村原　守泰	経済観光		神屋町二丁目 57-1 B-101	57	日本共産党議員団
12	竹中　由佳	建設		南畝町二丁目 76 ハッピーコート駅前 304	37	日本維新の会
13	大西　陽介	総務		三左衛門堀西の町 109 ポレスター三左衛門堀 503	54	日本維新の会
14	苦瓜　一成	厚生	議会運営	網干区垣内南町 2108	65	日本共産党議員団
15	妻鹿　幸二	建設（正）		八代宮前町 5-13	56	創政会
16	三木　和成	総務		大津区天満 1254	68	創政会
17	東影　　昭	総務（副）	議会運営	夢前町新庄 816	65	新生ひめじ
18	萩原　唯典	厚生		豊富町豊富 1671	46	新生ひめじ
19	竹尾　浩司	文教・子育て(正)	議会運営	西庄甲 311-4	50	市民クラブ
20	駒田かすみ	建設（副）		香寺町香呂 687-72	48	市民クラブ
21	有馬　剛朗	総務		白浜町宇佐崎北三丁目 428	60	公明党
22	川島　淳良	経済観光	議会運営	御立西三丁目 14-44	60	公明党
23	重田　一政	経済観光（副）		飾磨区今在家 1440-3	54	自由民主党・無所属の会
24	汐田　浩二	厚生（正）	議会運営	広畑区本町六丁目 687	58	自由民主党・無所属の会
25	井川　一善	総務	議会運営	大塩町 651-43	49	自由民主党・無所属の会

議席番号	氏名	所属		住所	年齢	所属会派
		常任委員会	議会運営委員会等			
26	宮本　吉秀	文教・子育て		飾磨区英賀宮町一丁目 64	62	自由民主党・無所属の会
27	西本　眞造	経済観光		東今宿一丁目 5-10-201 ネオハイツ今宿Ａ	59	公明党
28	宮下　和也	建設		広畑区則直 181-13	61	公明党
29	石堂　大輔	文教・子育て 予算決算(正)		柿山伏 59-1	42	市民クラブ
30	三輪　敏之	経済観光		網干区坂上 158-7	66	市民クラブ
31	酒上　太造	建設	議会運営（副）	飾磨区妻鹿 897	51	新生ひめじ
32	梅木　百樹	建設	副議長	東延末一丁目 44	71	新生ひめじ
33	牧野　圭輔	文教・子育て	議会運営	上手野 249-3	51	創政会
34	松岡　廣幸	経済観光	議会運営	白浜町宇佐崎中三丁目 47-1	52	創政会
35	森　由紀子	総務		飾磨区玉地一丁目 66	52	日本共産党議員団
36	谷川真由美	文教・子育て(副)		白国五丁目 14-17	65	日本共産党議員団
37	坂本　　学	総務		家島町宮 1410-3	61	創政会
38	伊藤　大典	経済観光		福沢町 8-1 サンヒルズ福沢町 502	68	創政会
39	今里　朱美	厚生 予算決算(副)		魚町 103	61	創政会
40	杉本　博昭	経済観光		飾東町豊国 38	59	新生ひめじ
41	阿山　正人	経済観光	議長	広畑区吾妻町三丁目 26-2	52	市民クラブ
42	八木隆次郎	厚生	議会運営（正）	書写 1019-173	67	市民クラブ
43	蔭山　敏明	総務		飾磨区山崎 949-70	70	市民クラブ
44	山崎　陽介	文教・子育て		宮上町一丁目 176	64	公明党
45	木村　達夫	厚生		網干区津市場 784-1	67	公明党
46	八木　高明	建設		上手野 412	76	自由民主党・無所属の会
47	竹中　隆一	厚生		四郷町見野 918-5	64	自由民主党・無所属の会

※（正）は委員長、(副）は副委員長　　平均年齢 56.11 歳

※予算決算委員会は全議員が所属している。

3　議会の活動状況（平成 30 年中）

1　本会議開催状況

区　分		定例会				臨時会	計（臨時会含む）
		第1回	第2回	第3回	第4回		
会期	自	2月22日	6月4日	9月3日	11月26日	－	―
	至	3月27日	6月26日	10月3日	12月19日	－	
	延日数	34日	23日	31日	24日	－	112日
本会議	延日数	6日	4日	5日	5日	－	20日
	延時間	27時間45分	14時間54分	14時間58分	12時間52分	－	70時間29分
質疑質問者数	代表	7人	－	－	－	－	7人
	個人	13人	11人	14人	13人	－	51人
傍聴者数		134人	107人	122人	65人	－	428人

2　委員会開催状況

区　分		延日数	延時間	区　分		延日数	延時間
常任委員会	総　務	10	23時間16分	予算決算委員会分科会	総　務	5	4時間02分
	文教・子育て	9	22時間24分		文教・子育て	4	4時間04分
	厚　生	15	18時間35分		厚　生	5	5時間12分
	経済観光	10	25時間18分		経済観光	5	7時間28分
	建　設	9	14時間32分		建　設	5	4時間49分
	予算決算	13	19時間20分		合　計	24	25時間35分
	合　計	66	123時間25分	特別委員会	イベントゾーン整備	2	4時間11分
議会運営委員会		23	12時間40分				
議員総会		0	0分				
各派代表者会		5	2時間14分		合　計	2	4時間11分

3　審議件数

付議事件の種別等＼議決等の態様		可決	修正可決	承認	認定	同意	許可	可として答申	選任	推薦	否決	採択	不採択	継続審査	撤回承認	審議未了	合計
団体意思決定に係るもの	条例	59	2	2													63
	予算	19															19
	決算				11												11
	契約	5				14											19
	財産の取得処分	6															6
	町字区域の設定変更																
	市道路線の認定廃止	2															2
	人事事件	11				9											20
	その他の議決事件	21															21
	小計	123	2	2	11	23											161
機関意思決定に係るもの	決議	1															1
	意見書	3															3
	請願											3	4	(7) 2		(1)	(8) 9
	議会の組織	1															1
	議会の運営	1															1
	その他の意思決定																
	小計	6										3	4	(7) 2		(1)	(8) 15
選挙									8								8
合計		129	2	2	11	23			8			3	4	(7) 2		(1)	(8) 184
合計のうち	市長提出議案	123	2	2	11	23											161
	議員提出議案	6															6
	計	129	2	2	11	23											167

（注）1　議決更正および専決処分に係るものは、議案の内容により分類している。

2　括弧書きは外数で、継続審査に付されていたものを表す。

4 議会関係経理

1 議員報酬月額の推移

（単位　円）

区　分	平4.4.1適用	平8.4.1適用	平10.4.1適用	平20.7.1適用	平23.4.1適用
議　長	770,000	846,000	863,000	846,000	823,000
副議長	694,000	763,000	779,000	769,000	747,000
議　員	630,000	690,000	704,000	704,000	685,000

2 費用弁償（本会議および委員会）（平成28年4月1日適用）

陸路部分については、1㎞当たり37円を乗じた額（1㎞未満は切捨て）

水路部分については、姫路市職員等の旅費に関する条例に規定する船賃の額

3 旅費

委員会（常任・議運）行政視察　　1人年額　200,000円（平成5年4月1日適用）

会派行政視察（1人会派除く）　　1人年額　200,000円（平成13年4月1日適用）

旅費基準額（平成18年4月1日改定）　　（単位　円）

区分	日当	宿泊料
議員、市長、副市長	3,000	14,800
その他の職員	2,600	13,100

4 政務活動費

交　付　額	1人当たり　月額85,000円（平成4年4月1日適用）
交付の対象	会派
交付の方法	四半期ごと（基準日は最初の月の1日）
支出科目	(款)議会費、(項)議会費、(目)議会費、(節)負担金補助及び交付金
根拠規定	姫路市議会政務活動費交付条例（平成28年4月1日施行）・規則（平成25年3月1日施行）
使途基準	会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費
使用できない経費	交際的な経費、党費その他政党活動に伴う経費、選挙活動に伴う経費

5 議 会 事 務 局

1 機構

定数 25 人　　現員数 24 人

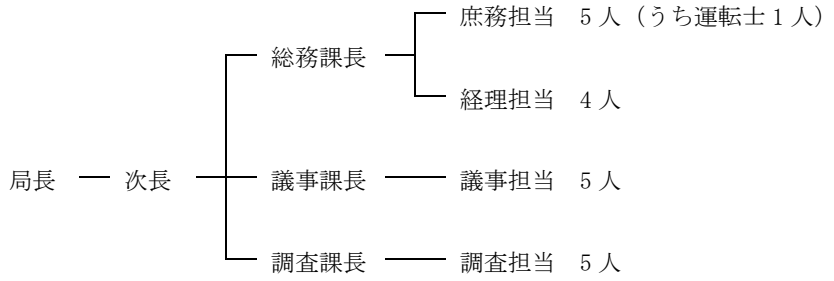

2 本会議生中継（平成 8 年第 1 回定例会から）　令和元年度予算額　6,451,000 円

委 託 先　　姫路ケーブルテレビ㈱

放送対象　　本会議

3 本会議インターネット中継　令和元年度予算額　2,323,000 円

インターネット上で、本会議の生中継と録画配信を行う。

平成 21 年第 2 回定例会を試験運用期間とし、第 3 回定例会から本格運用開始。

また、従来のパソコンのみの視聴に加え、スマートフォンやタブレット端末等での視聴を可能とするマルチデバイス対応を開始（平成 28 年第 4 回定例会より試験運用開始。平成 29 年第 1 回定例会から本格運用）。

4 本会議傍聴手話通訳（平成 9 年第 1 回定例会から）　令和元年度予算額　620,000 円

利用者数　　平成 30 年中 64 人

5 通告事項の新聞広告掲載（平成 11 年第 4 回定例会から）　令和元年度予算額　3,826,000 円

広告掲載日　本会議第 2 日目（質疑・質問の初日）の前日の朝刊

広告掲載紙　朝日、毎日、読売、産経、神戸の地方版　半 5 段

広告掲載項目　質問日、質問者名、会派名、予定時間（午前・午後の区分）、主な質問内容（90 文字以内）

6 議会広報番組（平成 16 年第 2 回定例会から）　令和元年度予算額　109,000 円

本会議の主な質問事項をコミュニティＦＭ（ＦＭ　ＧＥＮＫＩ）で紹介

7　議会発行の刊行物

区　分	発行回数	発行部数	規　格	配 布 先
議会報ひめじ	定例会・臨時会ごと	220,000部	A4判	全世帯
点字議会報ひめじ	定例会・臨時会ごと	55部	271㎜×195㎜	視覚障害者
声の議会報ひめじ	定例会・臨時会ごと	30本	ＣＤ	視覚障害者
会議録	定例会・臨時会ごと	115部	A4判	議員、理事者
市政の概要	年1回	電子発行	A4判	議員、理事者等
機構等便利帳	年1回	1,600部	A4判	議員、理事者等
調査資料	年5回	電子発行	A4判	議員、理事者
議員名簿	年1回	500部	A3判	議員、理事者
議会便覧	年1回	700部	A7判	議員、理事者
議会要覧	随時	800部	A4判	来姫（視察）者
議会説明用冊子	随時	500部	A4判	傍聴者、見学者
会議規則・委員会条例運用集	4年に1回	150部	A5判	議員
議会関係例規集	4年に1回	150部	A5判	議員
図書・資料目録	4年に1回	150部	A4判	議員
意見書・決議・要望書集	4年に1回	150部	A4判	議員
議事書式集	4年に1回	150部	A5判	議員
新議員紹介一覧	4年に1回	3,000部	A3判	議員、理事者、傍聴者、見学者

8　議会図書室

(1)　蔵書数　　平成31年4月1日現在

分類	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	白書	計
冊数	111	26	495	2,121	61	145	94	161	114	123	26	3,477

(2)　購読新聞、雑誌

新　聞　　日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、神戸新聞

雑　誌　　自治研究、都市問題、地方自治、地方財政、地方自治職員研修、自治実務セミナー、ジュリスト、地方公務員月報、月刊福祉、厚生労働、判例地方自治、人と国土21、地方財務、法律のひろば、自治体Ｄ－file、日経グローカル、ガバナンス、法令解説資料総覧、プレジデント、プレジデントウーマン等

その他　　官報、官庁速報、地方行財政調査資料、地方行政、自治日報等

9　月別行政視察来姫者数　　平成30年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
団体数	2	8	1	12	4	0	10	8	0	7	5	0	57
人数	6	50	5	88	23	0	86	60	0	85	27	0	430

市　長　公　室

1　歴代三役 …… 24

2　表彰 …… 25

3　庁議 …… 26

4　広報 …… 27

5　総合企画 …… 30

6　広域行政 …… 32

7　高等教育の推進 …… 34

8　総合教育会議 …… 36

9　奨学学術振興事業 …… 37

10 危機管理業務 …… 38

11 交通安全業務 …… 39

12 防犯業務 …… 40

13 防災業務 …… 42

14 国民保護業務 …… 48

1 歴 代 三 役

1 市制施行から新市誕生まで

順位	市 長	在職期間	助 役	在職期間	収 入 役	在職期間
初代	有留 清	M22. 7～ 31. 8	西澤 秀藏	M22. 7～ 27. 3	寺尾 成雄	M22. 8～ 32. 3
2	小畑 茂穂	31.11～ 33. 7	森田 榮	27. 3～ 32. 3	松本 靜吾	32. 3～ 34. 6
3	大野 親温	33.11～ 34. 2	寺尾 成雄	32. 3～ 34. 6	寺尾 成雄	34. 6～ 44. 3
4	大塚 武臣	34. 6～ 42. 4	森田 久忠	34. 6～ 35. 5	寺尾 成雄	44. 3～T 5. 1
5	堀 音吉	42. 6～T 4. 6	齊藤 長胤	35.12～ 42. 7	村田 完作	T 5. 2～S 6. 4
6	井上 正進	T 4.11～ 8.11	杉山 義治	42. 7～T 8.11	河野三代松	S 6. 4～ 18. 4
7	杉山 義治	9. 4～ 13. 4	片山 藤市	T 9. 5～ 13. 5	江原 照治	18. 9～ 20. 1
8	滋岡 長彦	13. 9～S 5. 2	吉岡誠一郎	13. 5～S 3.12	藤本幸太郎	20. 1～ 20. 9
9	佐藤 復三	S 5. 8～ 9. 8	鳥羽 巽	S 4.12～ 9. 7	竹久 叡	20. 9～ 21. 2
10	田寺 俊信	9. 9～ 13. 9	川口南海雄	9.11～ 13. 4		
11	蔵重 久	14. 5～ 14. 6	池田 繁治	13. 5～ 14. 6		
12	坪井 勧吉	14.10～ 18.10	松原 義徳	14.11～ 18.11		
13	原 惣兵衛	18.10～ 21. 2	横山 攝治	18.12～ 21. 2		

2 新市誕生から現在まで

順位	市 長	在職期間	副市長（助役）	在職期間	収 入 役	在職期間
臨時代理者	原 惣兵衛	S21. 3～ 21. 4	宮垣 幸吉	S21. 3～ 21.10	齋藤 潤三	S21. 3～ 21. 6
臨時代理者	宮垣 幸吉	21. 4～ 21. 6			竹久 叡	21. 6～ 21. 9
初代	石見 元秀	21. 7～ 42. 4	安井 章一	21.10～ 29.10	竹久 叡	21. 9～ 29. 9
2	吉田 豊信	42. 4～ 58. 4	坂井 直重	28. 8～ 30.11	大塚 三郎	30.12～ 38.12
3	戸谷 松司	58. 4～H 7. 4	小野寺 清	29.10～ 30.11	星野 正身	38.12～ 42.12
4	堀川 和洋	H 7. 4～ 15. 4	高野 忠男	31. 1～ 41. 7	木村 義雄	43. 4～ 51. 3
5	石見 利勝	15. 4～ 31. 4	小野寺 清	37. 8～ 42. 6	川上 進	51. 4～ 55. 3
6	清元 秀泰	31. 4～ 現在	岡 善一	41. 7～ 42. 6	前田 種壽	55. 4～ 58. 6
			西岡 唯雄	42. 6～ 46. 6	永井 進	58. 7～ 62. 6
			土屋 孝	46. 5～ 54. 5	荒井 三良	62. 7～H 3. 6
			中井 猛夏	46.10～ 57.11	北 盛夫	H 3. 7～ 7. 6
			山名 友雄	54. 5～ 58. 5	山田 健一	7. 7～ 11.6
			吉本 亀夫	58. 6～H 3. 6	村中 正典	11. 7～ 15. 4
			田中 達郎	58. 6～H 3. 6	高原 義久	15. 7～ 19. 3
			小西 正司	H 3. 6～ 7. 6		
			青山 昭夫	3. 6～ 7. 6		
			永田 武士	7. 6～ 11. 6		
			前田 一忠	7. 6～ 14. 7		
			森田 雅文	11. 6～ 14. 6		
			雲山 覚雄	11. 6～ 15. 4		
			髙 泰久	14.11～ 16. 6		
			嵯峨 徹	15. 7～ 20. 6		
			米田 洋	16. 7～ 20. 6		
			山名 基夫	20. 7～ 23. 6		
			南都 彰	20. 7～ 23. 6		
			石田 哲也	23. 7～ 27. 6		
			寺前 實	23. 7～ 27. 6		
			飯島 義雄	23. 7～ 27. 6		
			内海 將博	27. 7～ R1.6		
			黒川 優	27. 7～ 現 在		
			髙馬 豊勝	R 1. 7～ 現 在		

2 表　　彰

1 名誉市民

公共の福祉を増進し、又は文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰に値すると認められる本市住民又は本市に縁故の深いものに対して名誉市民条例に基づいて名誉市民の称号を贈っている。

(1) 都築　正男（昭和 33 年 9 月 17 日授与）

東大医学部外科教授・名誉教授であり、胸部外科専攻の学者として、日本医学界にその名をうたわれた。肺臓手術の創始者であり、広島・長崎の原爆被爆に際し、救護と療法の研究に献身努力、以来、原子放射能症の権威者として知られ、ビキニ海域における水爆実験の被災漁夫の診療にも当たり、その障害の科学的実態を学界に発表、世界的に大いに貢献した。

また、ジュネーブにおける原爆禁止国際会議をはじめ数多くの国際会議に科学的活動を発表、国連科学委員会における日本代表や、国際外科科学会名誉客員として大活躍した。

国内にあっては、日赤中央病院長をはじめ、東京都病院顧問、東京病院協会理事、日本原子力研究所参与として活躍を続けた。

(2) 石見　元秀（昭和 50 年 12 月 3 日授与）

戦後、姫路市の復興と振興に情熱をもって力を尽くし、戦災復興事業に努力するとともに、姫路港や都市公園の整備拡充、50 メートル道路の建設、船場川や夢前川の河川改修、市街地改造事業、中央卸売市場の開設、さらに「昭和の築城」といわれた大規模な姫路城解体復元工事を実現した。また､終戦直後は戦災市民の足を確保するために市営バス事業を開始、国鉄明石～姫路間電化を目指して期成同盟会を結成し、その実現に貢献した。

(3) 吉田　豊信（昭和 59 年 7 月 16 日授与）

財政再建に努力したのをはじめ、学校施設、生活道路、上下水道、美化センターなど、生活関連施設の整備に傾注。また、市民の文化・教育・コミュニティーの振興のための各市民センターの建設や、市民の健康を守るための公害防止事業などを進めた。また、都市整備公社や土地開発公社などを設立し、都市経営を積極的に推し進めるなど、姫路市の生活基盤や都市基盤および都市機能の整備・充実に努めた。

(4) 戸谷　松司（平成 8 年 4 月 1 日授与）

活力ある人間性豊かな都市・姫路の実現に邁進。鉄道高架事業や土地区画整理事業等により都市基盤整備も積極的に努めるとともに、教育・文化の一層の向上を図るために姫路獨協大学の誘致、和辻哲郎文化賞を創設、市民の学習ニーズに応えるための生涯学習大学校、図書館分館に続き、姫路文学館、姫路科学館、書写の里・美術工芸館の建設等を行った。このほか､「姫路百祭シロトピア」や「キャスティバル’94」を開催し、姫路城と国際文化都市・姫路の魅力を内外に発信した。

(5) 桂　米朝（平成 8 年 8 月 2 日授与）

上方落語界の復興に力を注ぐとともに、古典のみならず新作落語にも積極的に取り組み、上方落語界のリーダーとして伝統技芸発展のため後進の指導、育成を行った。さらに、ホール落語会を日本全国に展開、姫路市においても、昭和 48 年から「姫路落語会」を毎年開催し、姫路市の文化振興にも大きく寄与した。その芸術活動は、数次にわたる芸術祭賞の受賞をはじめとする多数の賞の受賞に見られるように、各般で高く評価されており、特に平成 8 年 5 月には、古典落語において、重要無形文化財の保持者（人間国宝）として認定された。

(6) 堀川　和洋（平成 16 年 7 月 1 日授与）

阪神・淡路大震災を教訓に、備蓄倉庫等の整備、自主防災組織への支援、コミュニティＦＭ放送局の開局など総合的な防災対策を推進した。平成 8 年 4 月には全国初の中核市に移行し、市民サービスの充実を図るとともに、姫路市の地位向上に貢献した。また、公共下水道の市街化区域内での整備をおおむね完了させるなど生活環境の向上に努めた。このほか平和資料館、すこやかセンター、お城本町地区市街地再開発ビル、姫路みなとドーム等の開設、姫路フィルムコミッションの設立など、姫路の新たな魅力と活力の創出に寄与した。

2　名誉議員待遇者

姫路市議会議員の職にあった者で、本市に尽くされた功労に報いるため、退職時（満 8 年以上を議員待遇者、満 20 年以上を特別議員待遇者）に、感謝状を贈りその功労を顕彰し、終身現職議員に準じた待遇をしているが、特別議員待遇者のうち、特に功績が卓絶で世の敬仰に値する者に対しては、名誉議員待遇者の称号を贈っている。

井上　由信（平成 8 年 10 月 18 日授与）

初当選以来連続 10 期、40 年の永きにわたり市会議員として在職し、この間延べ 10 年余りにわたり議長を務め、議会の円滑な運営に尽力した。また、議員を辞職したのちも、特別議員待遇者として、豊富な経験と卓絶した見識により市政発展に大きく貢献した。中でも、行政機能の効率的運営、市民サービスの向上を図るため、新庁舎の位置、施設内容を調査研究する庁舎建設特別委員会の設置に尽力し、新庁舎建設を促進した。また、当時の国鉄姫路駅周辺の交通渋滞問題を解決するための国鉄高架対策特別委員会の設置にも力を注ぎ、播但線の立体交差に際しては、関係機関との積極的な調整と多方面にわたる陳情活動の実施により、鉄道高架事業全体を強力に推進した。

3　市民栄誉賞

本市の住民又は本市に縁故の深い個人若しくは団体で、公共の福祉の増進又は産業、経済、スポーツ、文化、学術等の発展について功績が特に顕著で本市の名を高めるとともに、広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えたものに対して栄誉賞を授与するもの。（平成 9 年 1 月 10 日規則を公布施行）

3　庁　　議

複雑多様化する行政需要に対処し、市政の円滑かつ能率的な運営を図るため、次の会議を開催している。開催にあたっては、それぞれの会議機能を明確にして重要施策の審議、重要事項の調整、連絡等を行っている。

会議の名称	主　宰　者	時　　期
経　営　会　議	市　　長	原則毎月第 1、第 3 月曜日
調　整　会　議	副　市　長	随時
局　長　会　議	市　　長	原則毎月第 1 月曜日
局内部課長会議	局長（教育長）	原則毎月 1 回
課　内　会　議	課　　長	原則毎月 1 回

4 広　　報

1 広報活動

広く市民に市政全般の正しい情報を伝達することによって、市民の理解と協力を得るとともに、世論を反映させて市政推進の円滑化を図るため、種々の広報活動を行っている。

(1) 刊行物（令和元年度予算額　72,844 千円）

名　　称	型　　式	印刷方法	発行回数	発行部数	内　　容
広報ひめじ	4 回 A4 判 24 頁 オールカラー 8 回 A4 判 28 頁 オールカラー ※32 頁の場合もあり	オフセット	月 1 回	222,000	市政の動きと解説、お知らせ、地域の話題などを掲載し、各自治会を通して全戸に配布
点字 広報ひめじ	B5 判 40 頁	点　　字	月 1 回	75	「広報ひめじ」の主な内容を選び、視覚障害のある市民へ送付または貸し出し
声の 広報ひめじ	ｶｾｯﾄﾃｰﾌﾟ、CD(ﾃﾞｲｼﾞｰ版・音楽版)	―	月 1 回	45	
グラフィック ひめじ	A4 判 20 頁 オールカラー	オフセット	年 1 回	222,000	市政や市民生活に関する特定のテーマについて、写真・イラスト・グラフなどで紹介。各自治会を通して全戸に配布
議会ＰＲ ポスター	A3 判 オールカラー	オフセット	年 4 回	1,600	市議会定例会の開会を市民に告知

(2) テレビ・ラジオ放送（令和元年度予算額　112,711 千円）

放　送	番　　組　　名	放送局(30 年度)	放送日及び時間	内　　容
テ レ ビ	「姫路のひろば」	サンテレビ	・第 3 土曜日 午前 8 :30～8 :45 ・第 4 土曜日(再放送) 午後 5 :45～6 :00	市政の現況、将来計画、身近なまちの話題などを放送
	「西はりま サタデー9」		毎週土曜日 午前 9 :00～9 :30	市の観光・イベント情報、身近なまちの話題などを放送 西播磨市町共同制作番組
ケーブル テ レ ビ	「ウィークリー ひめじ」	姫路ケーブルテレビ(WINK)	毎週金～木曜日 午前 11:45～12:00 午後 5 :45～6 :00 午後 9 :45～10:00	市政の主な事業・行事、まちの話題などを映像と文字情報で放送
	「姫路のひろば」 (再放送)		毎週日曜日 午後 2 :00～2 :15 午後 10:00～10:15	サンテレビで放送した「姫路のひろば」を再放送
ラ ジ オ	「姫路市からの お知らせ」	ラジオ関西	毎週月～金曜日 午前 8:35 ごろ 午前 9:37 ごろ 午後 4:56 ごろ	市の行事・施設案内などの市政情報を放送

放送	番　組　名	放送局(29年度)	放送日及び時間	内　容
ラジオ	「ヒメジシティー インフォメーション」	兵庫エフエム 放送 (Kiss FM KOBE)	毎週月～金曜日 午前7:51ごろ	市の行事･施設案内などの市政情報を放送
	「姫路市からの お知らせ」	姫路シティ エフエム21 (FM GENKI)	(各3分) 毎週月～金曜日 午前7:21ごろ、11:36ごろ 午後2:36ごろ、 5:23ごろ 毎週土曜日 午前8:30ごろ、11:30ごろ 午後2:00ごろ、 5:11ごろ 毎週日曜日 午前8:36ごろ、10:36ごろ 午後1:21ごろ、 2:25ごろ	市の行事･施設案内などの市政情報を放送
	「飛び出せ！ まちの元気人」		(各30分) 毎週月～土曜日 午後1:15～、6:30～	地域活動やボランティア活動で活躍する市民の皆さんのお話を聞くとともに､市からのイベント情報などをお知らせする市民参加型番組｡毎月第2週の月曜日は市長が出演
	「Himeji City Infomation」		(各10分) 毎週日曜日 午後0:45～、5:00～	広報推進員が市政の情報を発信する番組
	スポット放送		(各20秒) 年間12本(960回)	市の行事などの市政情報を放送
	校区で巡る “ふるさと・ひめじ”		(各5分) 毎週月～金曜日 午後3：00～	校区ごとの地域資源の紹介と 校歌を放送

(3) その他の広報活動

市政紹介ビデオ制作	市政をわかりやすく紹介するビデオを制作。市民や団体へ貸し出しを行うほか、各種会議や研修会などで上映。
市政ＰＲ情報の放映	市政の主な施策、催しなどを広くＰＲするため、下記の通り放映。 大型ビジョン：ＣＭビデオ・文字情報（3分間）を1日3回放映 （場所）ミント神戸、神戸空港、さんちか（三ノ宮駅地下街） ニュースビジョン：動画(1本・30秒)を1日64回以上又は文字情報（2本・各15秒）を1日128回以上 （場所）山陽百貨店向かい側
施設見学会	市の施設を見学希望する市民（団体・個人）を公募。市の事業の現状と動向を見聞してもらい、市政に対する理解・関心を深めてもらう。 令和元年度　　貸切バス42台

インターネットによる市政情報の提供	インターネットを利用して、姫路市のホームページを開設。市政情報や生活関連情報・観光情報を提供しているほか、各課からの情報発信に活用。現在、8カ国語の外国語翻訳サービスに対応しているほか、ブログやフェイスブックなどのソーシャルメディアや動画コンテンツを積極的に活用するなど、提供情報の質・量のさらなる充実を図っている。 URL　http：//www.city.himeji.lg.jp/ ①各課ホームページ 各課が発信する膨大な情報を内容別、目的別に分かりやすく分類し、メニュー化して掲載。所管や担当を極力意識せずに情報にたどり着けるよう工夫している。 ②市役所窓口検索データベース 市の事務事業とその所管部署・窓口情報をデータベース化し、ホームページで検索できるようにしている。 ③よくある質問と答え（ＦＡＱ）データベース 市役所に日々寄せられる質問や問い合わせのうち、頻度の高いもの・定型的なもの約1,200件を、一問一答形式でデータベース化して、ホームページ上で提供・検索できるようにしている。 ④刊行物のインターネット配信 「広報ひめじ」や「グラフィックひめじ」などの刊行物を、インターネットでも閲覧できるよう、ホームページに掲載している。また、民間サービス「マチイロ」「マイ広報誌」も活用している。 ⑤ソーシャルメディアによる情報発信 フェイスブック、ツイッター、YouTube、インスタグラムなどを活用して、市政情報やイベント情報などの話題を発信するほか、市長や幹部などが日ごろの職務や活動などをブログで発信している。 ⑥スマートデバイス向けアプリ「ひめじプラス」による情報発信 イベントカレンダーやメール報告、ごみに関する機能など、総合的な市政情報を効果的かつ効率的に発信している。 ⑦記者発表資料 市が報道機関に対して、記者資料提供・発表の形で提供した資料をインターネットで公開している。
定例記者会見	市長が記者会見し、当面の重要事項について市政記者へ発表。 市長：原則として、毎月1回（3・6・9・12月除く）
記者発表	新聞、テレビなどの媒体を利用して市政のニュースを発表。
報道機関への資料提供	行事・催し・まちの話題などについて、写真・資料を作成し提供。
パブリシティ委託	姫路の魅力を全国に発信し、イメージアップを図るため、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのマスメディア関係者等を対象にパブリシティ活動を実施。 ＰＲ誌「姫路発　お城からの手紙」(季刊　各2,500部)発行。掲載内容は市のホームページでも提供。
映画館用広報映画「とぴっくす姫路」上映	市政の主な施策、催しなど3分間の市政ニュース映画を市内1映画館で上映。
新聞・雑誌への広告掲載	市政の主な施策などを広くＰＲするため、日刊紙や雑誌などに広告を掲載。
広報アンケートの実施	テレビ、ラジオで放送している市政広報番組の視聴状況を、市民にはがきで回答してもらう。調査対象は市民16歳以上80歳未満、総人口の約1%を無作為抽出。
月間行事予定表	市の主な行事や催しなどを一覧表にまとめ、ホームページに掲載するほか、各局部課(所)、報道機関、県、商工会議所などに配布。毎月1回発行。
広報推進員	市主催の各種イベントの司会進行及び市政のパブリシティ活動等を担当。

5 総　合　企　画

1 概要

地方分権への動きが本格化する中、地域自らの創意工夫に基づき、地域の実情に応じた地方自治を行うことにより、活力に満ち、真の豊かさを享受できる市民生活を実現することが求められている。

中核市にふさわしい質の高い都市づくりを進めるため、市民が主役であるという認識のもと、姫路市総合計画に基づき、長期的かつ総合的な計画行政を推進するとともに、施策の企画立案・総合調整等を行う。

2 姫路市総合計画の推進

平成 21 年 3 月に策定した総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」に基づき、総合的かつ計画的な施策・事業の推進を図っている。

・構　　成　　基本構想・基本計画・実施計画で構成
・都 市 像　　「生きがいと魅力ある　住みよい都市　姫路」
・推進期間　　基本構想・基本計画　平成 21 年度～32 年度（12 年間）
　　第 1 次実施計画　　平成 21 年度～23 年度（3 年間）
　　第 2 次実施計画　　平成 24 年度～26 年度（3 年間）
　　第 3 次実施計画　　平成 27 年度～29 年度（3 年間）
　　第 4 次実施計画　　平成 30 年度～32 年度（3 年間）
・都市づくりの 4 つの基本目標
　①ふれあいと賑わいある　協働・交流都市　　②風格と活力ある　歴史文化・産業都市
　③やさしさと信頼に満ちた　教育・福祉都市　　④自然豊かで快適な　環境・利便都市

3 地域夢プラン

地域の歴史、文化、自然等の地域資源の価値を改めて見直し、地域資源を活用して地域の魅力を高めるための事業や、地域資源を未来に継承するための事業を実施し、住民参加による活力ある住みよいまちづくりを進める。

4 大塩・的形臨海部開発の推進

(1) 目的

広大な廃止塩田跡を含む約 165ha について、市民のニーズや時代の変化に対応した土地利用の検討を行う。

(2) 方針

社会経済情勢の変化を踏まえ、地権者を含めた地域の方々の意向も勘案し、地区の持つ資源や特性を生かすことを基本とする。

5 中核市市長会　　令和元年度予算額　　500 千円

(1) 概要

中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的として設立され、中核市共通・固有の課題や、中核市制度の充実に向けた調査・研究、関係機関への要望活動等に取り組むなど、さまざまな活動を展開している。

(2) 設立

平成 8 年 5 月

(3) 構成

中核市 58 市　※平成 31 年 4 月現在

6 タウンミーティング

令和元年度予算額　3,000 千円

(1) 目的

市民と市長が市政やまちづくりについて語り合い、市民の意見を今後のまちづくりに活かす。

(2) 過去の活動内容

年度	名　称	内　容	回数	対象者	参加者(延)
H30	平成 30 年度 ひめじ創生カフェ深掘り会議	ひめじ創生戦略の推進のため、「理想の生活スタイル」をテーマに、意見交換を実施。	2	公募市民など	50
	平成 30 年度 ひめじ創生カフェ在宅 Ver.	ひめじ創生戦略の推進のため、「理想の生活スタイル」をテーマに、意見を募集。	1	公募市民など	37
H29	平成 29 年度 ひめじ創生カフェ	ひめじ創生戦略の推進のため、「働きたくなるまちとは」をテーマに、意見交換を実施。	1	公募市民など	78
H28	平成 28 年度 ひめじ創生カフェ	ひめじ創生戦略の推進のため、「住みたいまち「ひめじ」にするには」をテーマに、意見交換を実施。	1	公募市民など	89
H27	平成 27 年度 タウンミーティング	市の地方創生の取り組みに活かすため、「市民と語る姫路の創生～人口減少社会を考える～」をテーマに、意見交換を実施。	2	公募市民	22
H26	若者まちづくり タウンミーティング 2014	次代を担う若者たちと市長が「元気あふれるまちづくり」をテーマに意見交換を実施。	3	市内中学生 高校生、大学生 公募市民など	91
	駅前タウン ミーティング	姫路城のグランドオープンや姫路駅北駅前広場の整備完了を迎える駅前の賑わい空間で、姫路の未来について意見交換を実施。	1	各種団体代表など	150
H25	スクールミーティング 2013	次代のまちづくりの担い手である高校生と市長が、「これからの姫路に望むこと」をテーマに、自由な意見交換を実施。	5	市内高校生	99

7 ふるさと姫路懇話会

令和元年度予算額　3,361 千円

姫路にゆかりのある各界（経済界、官界、文化・スポーツ界、学界等）の有識者・著名人から本市のまちづくりの方向性などについて助言や提言をいただくとともに、広報誌などを送付し、市政の情報発信を行っている。

8 地方創生に向けた取組み

令和元年度予算額　89,110 千円

本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中で、活力ある「ふるさと・ひめじ」を維持するために、人口の現状と将来の展望を提示し、平成 31 年度までの目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめて提示する「ひめじ創生戦略」を平成 27 年度に策定した。

この戦略に基づき、人口減少の克服と地域の活性化を目指した取組みを推進する。

戦略の推進にあたっては、市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等（産官学金労言）の関係者で構成する「ひめじ創生戦略会議」を設置し進捗管理を行う。

6 広　域　行　政

1　西播磨市町長会

(1)　概要

姫路市をはじめとする西播磨 5 市 6 町の首長が集まり、西播磨地域の重要課題について調査・研究および協議をすることにより、同地域の地方行政の円滑かつ効率的な展開と総合的な発展に資することを目的としたものである。

(2)　事業内容

西播磨の広域的・創造的発展のために、道路等基盤整備の促進に広域的に取り組むとともに、広域防災総合訓練の実施や地震防災に関する職員及び住民啓発など、地域共通の課題解決に積極的に取り組んでいる。

(3)　設立

昭和 58 年 7 月 11 日

(4)　構成市町（5 市 6 町）

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町

2　播磨地方拠点都市推進協議会

(1)　概要

播磨地方拠点都市地域の市町が、産業構造の高度化と快適な生活環境の整備を総合的に進め、「職・住・遊・学」機能の備わった活力と魅力のある新しい都市圏を形成することにより、地域の自立的成長と均衡ある発展に資することを目的としたものである。

(2)　事業内容

播磨地方拠点都市地域基本計画に基づく事業の推進

(3)　設立

平成 5 年 1 月 22 日

(4)　構成市町（4 市 4 町）

姫路市、加古川市、高砂市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町

3　播磨広域連携協議会

(1)　概要

播磨地域の市町が、対等協力の立場で連携・団結し、広域的課題の取組を推進することを通じて、「播磨」の存在感を全国に発信するとともに、播磨地域の総合力を高めることを目的としたものである。

(2)　事業内容

広域的連携施策の調査・研究及び推進に係る調整、国及び県並びに関係機関に対する提案等

(3)　設立

平成 24 年 5 月 29 日

(4)　構成市町（13 市 9 町）

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

4　播磨圏域連携中枢都市圏

人口減少社会の危機に直面する中で、播磨圏域の市・町が対等協力の立場で団結し、①播磨圏域の経済の活性化、②圏域の魅力の向上、③住民に安心・快適な圏域づくりに取り組んでいる。

(1)　連携中枢都市の要件

原則、3 大都市圏に属さない政令指定都市、中核市で昼夜間人口比率おおむね 1 以上の都市（兵庫県では姫路市のみが該当）

(2)　連携中枢都市圏の役割

①圏域全体の経済成長のけん引、②高次の都市機能の集積・強化、③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

(3) 連携協約締結日

平成 27 年 4 月 5 日（赤穂市以外）

平成 27 年 12 月 21 日（赤穂市）

(4) 構成市町（8 市 8 町）

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

7 高等教育の推進

1 概要

本市教育の振興および地域の学術文化の向上を重要課題として、昭和 62 年 4 月に開学された姫路獨協大学をはじめ、兵庫県立大学、姫路大学、姫路日ノ本短期大学の充実について、市内の各大学との連携を図っている。兵庫県立大学については、姫路工業大学と神戸商科大学、兵庫県立看護大学の統合により平成 16 年 4 月に開学された。姫路獨協大学については、平成 28 年 4 月に文系 3 学部が人間社会学群に再編されるとともに、看護学部が設置された。また、姫路大学については、平成 29 年 4 月に大学院看護学研究科、平成 31 年 4 月に同博士後期課程が設置された。

2 高等教育機関の概要

(1) 大学・短期大学 （人）

名　　称	設 置 者	開学(設置)年月	学部・学科	入学定員	入 学 者	
					平成30年度	令和元年度
兵庫県立大学	兵庫県	平成 16 年 4 月	工学部	352	372	365
			電気電子情報工学科	126	136	133
			機械・材料工学科	126	135	129
			応用化学工学科	100	101	103
			環境人間学部	205	214	215
			環境人間学科	205	214	215
			合　　計	557	586	580
姫路獨協大学	㈻獨協学園	平成 28 年 4 月	人間社会学群	280	161	200
		平成 18 年 4 月	医療保健学部	140	122	108
			理学療法学科	40	43	45
			作業療法学科	40	18	21
			言語聴覚療法学科	20	16	12
			こども保健学科(令和元年度募集停止)	—	19	—
			臨床工学科	40	26	30
		平成 19 年 4 月	薬学部	100	47	30
			医療薬学科	100	47	30
		平成 28 年 4 月	看護学部	80	76	69
			看護学科	80	76	69
			合　　計	600	406	407
姫路日ノ本短期大学	㈻日ノ本学園	昭和 49 年 4 月	幼児教育科	70	35	47
		平成 29 年 4 月	専攻科	10	0	2
			合　　計	80	35	49
姫路大学	㈻弘徳学園	平成 19 年 4 月	看護学部	100	102	103
			看護学科	100	102	103
		平成 20 年 4 月	教育学部	90	53	89
			こども未来学科	90	53	89
			合　　計	190	155	192

(2) 大学院 （人）

名　　称	設 置 者	設置年月	研 究 科	博士前期課程		博士後期課程	
				入学定員	令和元年度入学者	入学定員	令和元年度入学者
兵庫県立大学大学院	兵庫県	平成16年4月	工学研究科	150	166	20	2
			電気物性工学専攻	25	29	3	0
			電子情報工学専攻	25	30	4	1
			機械工学専攻	25	30	3	0
			材料･放射光工学専攻	25	21	4	1
			応用化学専攻	25	29	3	0
			化学工学専攻	25	27	3	0
			環境人間学研究科	30	17	6	7
			環境人間学専攻	30	17	6	7
			合　　計	180	183	26	9

名　　称	設 置 者	設置年月	研 究 科	修士課程	
				入学定員	令和元年度入学者
姫路獨協大学大学院	㈻獨協学園	平成3年4月	言語教育研究科	15	1
			言語教育専攻	15	1
			法学研究科	10	4
			法律学専攻	10	4
		平成5年4月	経済情報研究科	10	0
			経済情報専攻	10	0
			合　　計	35	5

名　　称	設 置 者	設置年月	研 究 科	博士前期課程		博士後期課程	
				入学定員	令和元年度入学者	入学定員	令和元年度入学者
姫路大学大学院	㈻弘徳学園	平成29年4月	看護学研究科	6	3	3	7
		平成31年4月	看護学専攻	6	3	3	7
		(博士後期課程)	合　　計	6	3	3	7

3　高等教育機関との連携

市職員による大学講義の受け持ち、大学教員の本市審議会等への委員参画、大学への大学発まちづくり研究助成、シニアオープンカレッジ、まちなかキャンパス支援などを通じて、市と大学間で連携・交流を図りながら、高等教育の推進に努めている。

また、平成19年6月に姫路獨協大学と、平成25年5月に兵庫県立大学及び立命館大学と、平成28年9月に姫路日ノ本短期大学と、平成30年7月に姫路大学と、平成30年12月には甲南大学とそれぞれ包括的な連携協力に関する協定を締結し、共に地域活性化や学術・文化の向上等に取り組んでいる。

8 総 合 教 育 会 議

1 目的

市長と教育委員会がこれまで以上に十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有することにより、より一層効果的な教育行政の推進につなげるため、「総合教育会議」を開催している。

2 ねらい

- 市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能となる。
- 市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能となる。

3 概要

- 市長が設置し、招集
- 構成員は市長と教育委員会（必要に応じて意見聴取者の出席も可能）
- 会議は原則公開
  （根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4[H27.4.1施行]）
- 原則、年2回開催。緊急の事案が発生した場合等、必要に応じて随時開催

4 協議・調整事項

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての方針である大綱の策定
- 教育を行うための諸条件の整備や、教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に構ずべき施策
- 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に構ずべき措置

9　奨学学術振興事業

市内外の篤志家から寄せられた寄附金に市費を加えて、昭和 62 年度から奨学学術振興基金を設け、その運用益で奨学学術振興事業を実施している。

この制度は、市内の大学における高等教育推進の観点から寄附者の趣旨に沿い、交通遺児等または成績優秀で経済的理由により修学困難な者等に対して返還不要の給付型奨学金を支給する奨学事業と、大学と企業が協同研究を行う場合等に助成する学術振興事業の 2 つから成っている。

事　業	対　象		支給額・支給人数 (平成 30 年度実績)	令和元年度 予算額(千円)
	対象者	学　校		
一般奨学金	市内居住者(所得制限あり) 成績優秀者	市内の私立大学院・ 私立大学・私立短大	月額 2 万円 (12 人)	3,120
連合婦人会 奨学金	中播磨又は西播磨居住者 交通遺児、両親のない子、母子家庭、父子家庭、生活保護世帯から分離した者	市内の大学院・大学・ 短大	月額 2 万円 (5 人)	1,440
播戸奨学金	中播磨又は西播磨居住者(所得制限あり) 成績優秀者	市内の大学院・大学・ 短大	月額 2 万円 (12 人)	3,120
海外留学生 奨学金 ※令和元年度から海外姉妹都市留学生奨学金と一般海外留学生奨学援助金を統合	海外からの留学生 市内居住者	市内の大学院・大学・ 短大	月額 2 万円 (4 人) ※旧一般海外留学生奨学援助金	―
			月額 3 万円 (-人)	1,800
尾上学術 振興助成	(産学協同研究助成金) 播磨圏域連携中枢都市圏の企業と市内の大学・短大との協同研究グループ	市内の大学院・大学・ 短大	1 件 200 万円を 限度 (6 件)	15,000
緒方学術 振興助成	(公開講座等助成金) 講座等の主催者	市内の大学院・大学・ 短大	1回5万円を限度 (4 回)	200
	(海外留学助成金) 市内の私立大学・私立短大の学生 市内居住者	市内の私立大学院・ 私立大学・私立短大	1 人 10 万円を限度 (1 人)	400
一般学術 振興助成	(公開講座等助成金) 講座等の主催者	市内の大学院・大学・ 短大	1回5万円を限度 (6 回)	300
	(海外留学助成金) 市内の私立大学・私立短大の教授等	市内の私立大学院・ 私立大学・私立短大	1 人 40 万円を限度 (0 人)	800

※「播磨圏域連携中枢都市圏」とは、姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、加古川市、高砂市、加西市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡及び加古郡の地域をいう。

10 危機管理業務

1 概要

危機管理室は、防災・国民保護・危機管理部門と安全安心部門で組織し、地震等の自然災害や武力攻撃事態及び大規模テロ等への対応など有事即応体制を整えるとともに、交通安全対策、防犯対策の啓発など、市民の安全・安心の確保と住みよい地域づくりを推進するため、各種の事業を展開している。

市民の生命・身体・財産を守るという重大な使命を果たすため、平素から庁内各部局との横断的な調整を行い、さまざまな危機事案の発生時には即応体制が図られるよう努めている。

2 危機管理基本指針

「姫路市地域防災計画」、「姫路市国民保護計画」、「姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「健康被害等の事態」以外の危機（ＳＡＲＳ、O157 などの感染症やＢＳＥ、鳥インフルエンザなどの家畜伝染病等）に対しても、本市が迅速かつ的確にその事態に対処できる体制を確立するため、平成 19 年度に「姫路市危機管理基本指針」及び「姫路市危機管理個別対応マニュアル」を作成した。

また、適宜「姫路市危機管理基本指針」の改定を行い、危機調整会議や危機対処体制を見直し、庁内の危機管理体制の強化を図っている。

3 危機管理体制

(1) 主管局危機対策会議

主管局レベルの危機警戒本部が設置されるまでの間で、主管局長を議長とし、情報の収集や対処方針の決定、国や関係機関との連絡調整を行う。

《設置基準》

① 危機の兆候が認められたとき。

② 軽微な人的・物的被害が生じたとき。

(2) 危機警戒本部

危機対策本部が設置されるまでの間で、副市長を本部長とし、情報の収集や対処方針の決定、国や関係機関との連絡調整を行う。

《設置基準》

① 緊急な対処が必要であるとき。

② 重大な人的・物的被害が生じたとき。

(3) 危機対策本部

市長を本部長とし、情報の収集や対処方針の決定、国や関係機関との連絡調整を行う。

《設置基準》

① 特に緊急な対処が必要なとき。

② 甚大かつ広範な人的・物的被害が生じたとき。

③ 特異な危機事案が発生したとき。

4 姫路市防災情報システムの管理・運営

災害対策本部に映像機器を備えた会議室、対策室を整備し、地域公共ネットワークを使用した全庁的な防災情報システムを構築している。

これにより、災害対策本部を中心として関係部局をネットワークで結ぶとともに、防災関係機関と災害情報などを共有し、迅速な状況把握、情報伝達、災害対応を行う。

また、市民への広報として、ホームページ、メール等により、避難勧告等の防災情報を配信する。

その他、災害時及び平常時の関係部局との通信、市民への広報として、ＩＰ無線や防災行政無線を運用する。

11 交 通 安 全 業 務

1 概要

姫路市の交通事故情勢は、85 人が交通事故で死亡した「交通戦争」と呼ばれた昭和 45 年当時と比較すると、平成 21 年には 17 人とピーク時の 1/5 にまで減少した。その後若干増加傾向にあったものの、平成 30 年には、15 人となるまでに減少した。

この間、本市では、昭和 46 年度以降、交通安全計画を 9 次にわたって作成し、行政及び関係団体や市民一人ひとりが交通事故ゼロを目指して各般の取り組みを進めてきたが、未だに交通事故が絶えず、毎年多くの方が被害に遭われている。

そこで、本市の交通安全対策については、更なる交通事故の減少を目指し、平成 28 年度から平成 32 年度までの計画期間である「第 10 次姫路市交通安全計画」を定め、安全で安心して暮らせる交通事故のない姫路を目指して、総合的かつ計画的に交通安全対策に取り組むとともに、警察による各種規制、交通指導取り締まりの実施などを続けている。

また、交通安全指導員を活用し、小学生や保育園児に対して、正しい交通ルールや交通安全知識の普及・啓発を図るため、平成 30 年度では 185 回、延 14,851 人を対象に交通安全教室を開催した。また、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室を 60 回、延 5,783 人実施した。さらに、高校生による自転車事故が問題視されていることから、平成 24 年度より、姫路・琴丘・飾磨高校の新 1 年生を対象に自転車交通安全講習を開催し、平成 25 年度からは県立高校に順次拡大するとともに、平成 26 年度からは自転車通学許可を行っている中学校に対して交通安全教室を開催するなど、交通ルールの普及と利用マナーの徹底を図っている。

(1) 交通事故発生状況

区 分	姫路市			兵庫県			全 国		
	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)	人身事故(件)	死者(人)	傷者(人)
平成 26 年	4,034	18	4,834	30,118	182	36,894	573,465	4,113	709,989
平成 27 年	3,755	12	4,566	28,542	171	35,203	536,789	4,117	665,126
平成 28 年	3,788	13	4,596	27,340	152	33,397	499,232	3,904	617,931
平成 29 年	3,689	14	4,482	26,791	161	32,878	427,312	3,312	525,969
平成 30 年	3,558	15	4,365	24,667	152	29,945	430,601	3,532	525,846

(2) 車種別自動車保有台数　　各年度末現在(台)

区 分	総 数	貨物自動車	乗合自動車(バス)	乗 用 車	特殊自動車	軽 自 動 車	小型二輪車
平成 25 年度	352,997	26,235	552	176,516	6,096	137,599	5,999
平成 26 年度	355,588	26,451	566	175,511	6,107	140,807	6,146
平成 27 年度	354,019	25,871	566	172,831	6,073	142,529	6,149
平成 28 年度	357,239	26,128	579	174,308	6,190	143,805	6,229
平成 29 年度	360,166	26,488	577	175,402	6,254	145,228	6,217

(3) 軽二輪・原動機付自転車保有台数　　各年度末現在(台)

区 分	総 数	原動機付自転車				軽二輪
		総 数	50cc 以下(ミニカーを含む)	50cc 超～90cc 以下	90cc 超～125cc 以下	125cc 超～250cc 以下
平成 25 年度	41,999	36,965	31,188	1,964	3,813	5,034
平成 26 年度	41,978	36,953	31,174	1,964	3,815	5,025
平成 27 年度	41,095	36,032	30,052	1,883	4,097	5,063
平成 28 年度	40,064	34,964	28,883	1,778	4,303	5,100
平成 29 年度	38,985	33,806	27,601	1,716	4,489	5,179

12 防　犯　業　務

1　概要

兵庫県警察によると、平成 30 年中の市内における刑法犯罪認知件数は、4,714 件と前年に比べ減少している。近年、市内の刑法犯罪認知件数は減少傾向にある一方、依然として子どもへの声かけ事案等が発生し子どもを取り巻く環境への不安が続くなど、未だ治安に対して不安を抱く市民が少なくない。

犯罪などの事件や不安をなくし、誰もが明るく住みよい姫路が体感できるように、各種の事業を実施している。

2　姫路市民等の安全と安心を推進する条例

市民が迷惑を被る新たなタイプの犯罪や不良行為などから市民生活を守るために平成 13 年に制定したが、あらたな形態に対応するため、平成 20 年 3 月に一部改正した。また、同年 11 月には、暴走行為助長等重点禁止区域を拡大した。更に平成 25 年 4 月末には、新駅ビルやキャッスルガーデン等が供用開始され、概ね姫路駅周辺整備事業が完了したことに伴い、平成 25 年 6 月 1 日より同区域を拡大した。

内容

- 市と市民等および事業者が互いに協力し安全で安心な地域をつくること
- 姫路市安全安心推進協議会の設置
- 暴走行為を助長する行為等の禁止
- 祭礼等に際して、2 人以上共同し刺しゅう入り服を着用し騒いで公衆に不安を覚えさせ、市職員が同行為の中止を求めたのに行為を止めない場合の中止・退去命令
- 暴走行為助長等重点禁止区域の指定と罰則

3　安全安心パトロールカーの運行

青色回転灯を装備したパトロールカーによる、通学路を中心としたパトロールの実施

警察ＯＢの乗務による対応力の強化と安全安心に関する情報・要望の収集や防犯意識の広報・啓発

4　こども見守り隊事業

学校及び子どもの安全を地域全体で見守る自主防犯活動事業

- 事業主体：地区連合自治会等
- 事業内容：防犯パトロール（青色回転灯装備車を含む。）、保護立番、防犯情報の発信及び伝達、用品の購入、防犯意識の啓発、防犯マップ・こども 110 番の家の旗の作成及び更新等を実施する。

5　安全安心まちづくりサポーター制度

防犯活動や交通安全活動等に関心を持つ市民や事業所等による地域のボランティア活動

- 活動内容：安全安心にかかる情報の提供、広報活動への参加、ボランティアパトロールの実施

6　「こども 110 番のくるま」の運行

市の公用車に「こども 110 番のくるま」のステッカーを貼付し、通常業務を通じて市民への防犯意識の啓発や犯罪の未然防止を図るとともに、犯罪の発生時にはこどもの緊急避難場所として活用し関係機関等への連絡を行う。

7　見守りウォーキング

普段のウォーキングを通じて、地域の安全と安心を見守るボランティア活動

・　無理なく継続した活動と健康増進、幅広い年齢層の活動、担い手の裾野の拡大

・　活動内容：ウォーキングしながら、子どもや高齢者の見守り

8　姫路市暴力団排除条例

平成 25 年 4 月 1 日から条例を施行し、暴力団による不当な影響を排除し、安全で安心な市民生活を確保するため、県警等の関係機関と連携を図りながら、市、市民及び事業者が協力して、暴力団排除を行う。

暴力団排除に向けた主な取り組み

・ 市が行う事務及び事業、公の施設の利用、祭礼・興業等からそれぞれ排除

・ 暴力団の威力を利用することの禁止等

9　姫路市犯罪被害者等支援条例

平成 23 年 4 月 1 日から条例を施行し、姫路市民が突発的な事件に遭遇した場合のセーフティネットとして、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けられ、互いに支え合う地域社会の実現を目指す。

具体的な支援策：相談窓口の設置、各種の情報提供、見舞金の支給

10　姫路魚町・塩町地区安全安心まちづくり協議会

安全で安心な繁華街「魚町・塩町地区」のまちづくりを推進するため、地元自治会、警察、行政、その他関係機関で構成しており、安全安心活動を実施している。

主な活動：防犯パトロール、夜間実態調査、ビルオーナー会議の開催

11　姫路市防犯カメラ設置補助事業

自治会等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域の見守り力の向上を図るため、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援する。なお、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、自治会の総会などで住民の合意形成した上で設置する。

補 助 対 象：犯罪の予防を目的に公道等に常設する映像の撮影、記録等の機能を有する機器の購入及び取付工事に要する経費に対して補助

補 助 金 額：1 カ所 8 万円

補助箇所数：市内で 40 カ所

13 防　災　業　務

1　概要

近年、地震や台風、集中豪雨等の自然災害が全国各地に大きな被害をもたらし、その態様も大規模化、多様化の傾向にある。

また、高齢化社会の進展に伴う災害時要援護者の増加、通信・交通技術の進歩や経済発展による社会の高度化や複雑化、これに伴う社会構造の変化といった複合的な要因への対応など、防災業務を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況の下、本市においても、山崎断層帯で発生する地震や南海トラフ巨大地震による津波、台風などによる風水害などの自然災害や、大規模な事故などの社会災害への対応が求められるとともに、市町合併により従来の都市型災害への対応に加えて、山岳や海域における災害等への対応も大きな割合を占めることとなっている。

このため、市民一人ひとりの災害等に対する自助・共助意識の醸成や、企業、行政がそれぞれ果たすべき役割を担い連携を強化することにより、本市の防災力の底上げを行っていくことが課題となっている。

2　防災会議

地震、風水害等のあらゆる災害から市民の暮らしを守るため、災害対策基本法に基づき制定された姫路市防災会議条例により、姫路市防災会議を設置し、地域防災計画を定め、これらの計画に基づき防災関係機関・市民等と密接な連絡調整を図り、災害の予防､応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制の確立に努める。

3　地域防災計画の推進

姫路市地域防災計画は、災害対策について基本的な対応策及び方針を定めており、地震災害対策計画編､風水害等対策計画編、資料編で構成され、社会情勢や構造の変化に合わせるとともに広く住民の意見も取り入れるなど見直しを行っている。

(1)　地震対策

備蓄倉庫や耐震性貯水槽等のハードの整備を始め、自主防災組織の結成、姫路市地域防災貢献事業所登録制度の推進等により、地域防災力の向上を図るとともに、関係機関との災害時応援協定の締結や防災訓練を実施することにより、広域連携応援体制を整備している。

また、地震に伴う津波対策として、南海トラフ巨大地震により予想される震度分布や津波による浸水予想を示した津波ハザードマップを作成し、沿岸部の各世帯への全戸配布による周知等により津波被害の軽減に取り組んでいる。

(2)　風水害対策

風水害時における避難行動の基本方針の策定、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの活用、浸水危険箇所の市部局での情報共有などを行う。

4　災害応急体制の整備

(1)　水資源の確保

災害時の飲料水の確保については、浄水場、配水池等からの運搬給水を原則としているが、浄水場、配水池から離れた場所については、市内 9 カ所に飲料水兼用耐震性貯水槽（100 トン 7 カ所、80 トン 1 カ所、60 トン 1 カ所）を設置するとともに、市内の小・中学校等及び義務教育学校 94 校（95 カ所）の既設の受水槽から容易に取水できるように改修するなど、その対策を講じる。

また、生活用水については、小中学校等のプールの水を活用するほか、災害時に地域住民が利用できる「災害時市民開放井戸登録制度」を積極的に進めており、平成 31 年 3 月 31 日現在で 924 基の井戸が登録されている。

(2)　避難所の指定

災害により住家を失った被災者や、差し迫った危険から避難者を一時的に収容するための避難所や避難場所を指定し、標識やホームページ、マップ等により周知を図っている。

《避難所の状況》（平成 31 年 4 月 1 日現在）

・指定避難所：256 カ所

一定期間滞在する場として、一定の生活環境が確保できる公共施設等で市が指定する避難所

・指定緊急避難場所：343 カ所

災害の危険が切迫した場合に、災害の危険から緊急的に逃れるための場所又は施設で、災害の種別ごとに市が指定する避難場所

・一時避難場所：1,232 カ所

災害時に危険を一時的に回避するための場所又は集団を形成する場所で、自主防災会等が選定する場所

(3) 災害対策物資の備蓄

備蓄物資の集中管理と災害時の計画的な配給を行うための備蓄拠点として、災害対策用備蓄倉庫（市内 5 カ所：津田公園・大津茂公民館・球技スポーツセンター・安室公園・夢前福祉センターぱるむ）及び防災倉庫等（市内 8 カ所：家島町〈2 カ所〉・安富町〈2 カ所〉・夢前町〈3 カ所〉・香寺町〈1 カ所〉） を設置している。

備蓄品は、平成 7 年の阪神・淡路大震災の避難者数を参考にアルファ米や長期保存食など約 18 万食を確保しているほか、毛布、洗面セット、タオル、石鹸、フォークセット、皿、飲料水袋等の生活必需品を備蓄している。

また、流通業者との協定や行政間相互の応援協定等で物資を確保する。

5 災害活動体制の確立

(1) 連絡員待機

気象庁発表による「震度 3」の地震を姫路市域で観測したとき、気象警報等が発表され又は発表されるおそれがある場合、情報収集及び発信を行うため、危機管理室長は、危機管理室の必要人員を参集、待機させる。

(2) 災害初動連絡室

災害警戒本部が設置されるまでの間で、情報の収集及び共有等を行うため、危機管理室長は、災害初動連絡室を設置する。

(3) 災害警戒本部

水防本部又は災害対策本部が設置されるまでの間で、災害対応の初動体制を確立するため、防災審議監は、次の場合に警戒指令を発令し、災害警戒本部を設置する。

《設置基準》

① 気象庁発表による「震度 4」の地震を姫路市で観測したとき。
② 気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に、津波注意報を発表したとき。
③ 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生の恐れがあるとき。
④ 風水害等により小規模の災害が発生したとき。
⑤ その他防災審議監が特に必要と認めるとき。

(4) 災害対策本部

災害応急対策を機動的に推進するため、市長は次の場合に市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を設置する。

《設置基準》

① 気象庁発表による「震度 5 弱」以上の地震を姫路市で観測したとき。
② 気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に、津波警報を発表したとき。
③ 気象庁が、姫路市に特別警報を発表したとき。
④ 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき。
⑤ 災害が発生し又は発生する恐れがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき。

6 地域防災体制の強化

(1) 自主防災組織

自主防災組織は、水害、地震等の災害から地域を守ろうと住民の隣保協同精神に基づき、自治会が主体となり自主的に結成された組織である。平常時は防火防災知識の習得や訓練を実施し、災害時には地域が一体となって、人命や財産等の被害の軽減にあたる。

① 自主防災組織の結成状況

姫路市では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を活かすため、平成 8 年 4 月から自主防災組織の結成を呼びかけ、平成 31 年 3 月 31 日現在で 926 の自治会（結成率 99.9%）で結成されている。（連合自治会単位や複数の自治会で、一つの自主防災会を結成しているところがあるため、自主防災会の数は 783 組織となる。）

② 防災資機材の整備

災害時の市民の自主防災活動を支援するため、救出救助等に使用する防災資機材を収納庫とともにコミュニティ防災活動の拠点である小学校など（計 72 カ所）に設置している。市内全ての地区連合自主防災会には、防災活動を支援するため、30 種のメニューから申請により、防災資機材を交付し、また校区内に新たに自主防災組織が結成された場合は、その増加分について、同種の防災資機材を交付する。

(2) 地域防災貢献事業所

地域防災の貢献に意欲のある事業所（団体を含む）を、『姫路市地域防災貢献事業所』として登録・公表し、平常時から従業員や地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、災害が発生した時には事業所の持つ能力を重要な防災力として活用することにより、地域防災力の向上を期待するもので、平成 31 年 3 月 31 日現在で、957 事業所が登録されている。

(3) 普及啓発及び訓練

自主防災組織や民間防火組織等の防火・防災に対する意識の高揚や知識の習得を図るため、下記のような研修会や訓練等の市民参加型メニューにより自助、共助の機運醸成に努めている。

① 市民防災大学

地域の防災リーダーの育成と市民に対する防災意識の普及・啓発を図ることを目的に、防災全般にわたる体系的な基礎知識と、実践にあたって有効な技能の取得を目指し、年間 3 回の講座を開いている。

② 防災スクール

次世代（市内の中学生）を対象とした防災スクールを開催し、防災意識の普及啓発に努めるとともに、若い世代間の連携を図り、防災のつなぎ手・担い手の育成を図る。

③ ハザードマップの周知

洪水、津波・高潮及び土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国・県が指定した災害想定区域図等を基に、災害ごとのハザードマップを作成し、住民に配布・周知を進めている。

④ 地域防災マップづくり

住民自ら地域におけるハザードやセーフティを掘り起こし、情報を共有しておくことは非常に重要である。

「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という市民の自衛意識と連帯感を高め、地域防災力の底上げを図ることを目的として、「地域防災マップづくり」を推進する。

⑤ 総合防災訓練

大地震等の大規模災害現場において、行政、自主防災組織、企業、ボランティア団体及び防災関係機関等が広域的に連携し、それぞれの役割に応じた効果的な災害応急対策ができるよう総合防災訓練を実施している。

⑥ 避難所運営訓練

地震等災害時の自主防災活動を主眼に、自主防災組織を中心とした避難所における役割を明確にし、地域住民が一丸となって自主的で円滑な避難所運営を行うことを目的として訓練を実施し、避難所の円滑な運営と地域防災力の強化を図る。

7 広域防災体制の確立

災害相互応援協定

大規模な災害が発生し、被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、職員の派遣、緊急物資や資機材の提供など相互に応援協力する協定を締結している。（平成 31 年 3 月 1 日現在）

(1) 他の自治体との連携（災害対策基本法第 8 条第 2 項関係）

○ 播磨広域防災連携協定

播磨地域13市9町が平常時における防災活動の連携及び災害時における相互応援を目的に協定を締結している。

○　西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

西播磨地域５市６町が災害発生時に相互協力し、被災市町では十分な応急措置ができない場合、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○　隣接都市災害時相互応援協定

姫路市と隣接する高砂市、加西市、加古川市のいずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置ができない場合に、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○　榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定

姫路市と上越市、館林市、豊田市が災害発生時に相互協力し、被災市では十分な応急措置ができない場合、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○　中核市災害相互応援協定

中核市各市のいずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○　姉妹都市災害時応援協定

姫路市と姉妹都市にある鳥取市、松本市が災害発生時に相互協力し、被災市では十分な応急措置ができない場合、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行することを目的としている。

○　兵庫県及び市町相互間の災害協定

県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施することを目的としている。

(2)　その他の協定等

○　災害時における物資等の輸送に関する協定

地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑な物資等の輸送協力について、協定を締結している。

○　災害時における物資の供給に関する協定

地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に食料品、日用品が供給できるようにすることを目的としている。

○　災害時における建設業界との応急対策業務に関する協定

地震、風水害その他の災害が発生した場合において、㈳兵庫県建設業協会姫路支部及び㈳全国クレーン建設業協会兵庫支部と、人命救助のための倒壊建物等の除去、道路交通確保のための障害物の除去等、災害時の応急対策業務の応援に関する協定を締結している。

○　災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定

地震、風水害などの大規模災害が発生した場合において、上下水道が被災しトイレの使用が困難である場合、もしくは多数の市民が避難所生活を余儀なくされる場合など、災害時における応急トイレ対策として市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的に、仮設トイレの配備、管理等に関する協定を民間業者と結んでいる。

○　災害時緊急放送等の実施に関する協定

姫路市内で台風、集中豪雨、大規模火災、危険物の爆発、地震その他非常の事態が発生したとき、市民に対して迅速かつ的確にその情報を緊急に放送することについて「姫路シティＦＭ21」及び「姫路ケーブルテレビ」と協定を結んでいる。

○　災害時における葬祭団体等との協力に関する協定

地震、風水害などの大規模災害が発生した場合において、多数の死者が一時的、集中的に発生した場合における遺体の搬送及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び葬儀式場等の施設の確保と災害応急対策の円滑化を図る。

○　避難所に関する覚書

市指定避難場所である県立大学・高等学校と避難所の開設・運営に係る協力について覚書を締結している。

○　災害時における福祉避難所に関する協定

災害時要援護者支援を充実させるため、特別養護老人ホーム、ホテル、特別支援学校等と福祉避難所に関する協定を締結するとともに、保健福祉ＳＣなどの公共施設を指定している。

○　災害時等における船舶による輸送等に関する協定

地震・風水害等の災害が発生した場合、あるいは住民が緊急に避難する必要が生じた場合において、被災者や救援者等の人員、救援物資や応急対策資機材等の貨物の海上輸送が迅速に実施できるよう輸送業者と協定を締結している。

○　災害時における障害物除去等の協力に関する協定

地震等の大規模災害が発生した場合における、人命救助や道路交通確保のための障害物除去等の業務協力に関する協定を、兵庫県自動車整備振興会の姫路市関係 6 支部と締結している。

○　災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定

京都市、大阪府、大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、奈良県及び和歌山市の各都市のいずれかにおいて災害が発生し、災害を受けた都市の中央卸売市場では生鮮食料品等を被災者等に供給できない場合に、災害を受けていない都市に対して生鮮食料品等の供給等の協力要請及び支援を目的としている。

○　兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が協力して、地震、異常渇水その他水道災害において相互に応援することを目的としている。

○　災害に係る情報発信等に関する協定

災害発生時等における姫路市の情報発信機能の低下を軽減するため、ヤフー株式会社と協定を締結している。

○　ゴルフ場との災害時支援協力に関する協定

災害発生時に、ゴルフ場が保有する施設を住民の一時避難等に利活用することを目的として市内 5 カ所のゴルフ場と協定を締結している。

○　災害時における動物救護活動に関する協定書

兵庫県域において大規模な災害が発生した場合の被災動物救護活動について、社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会、社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会と協定を締結している。

○　瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

地震等の大規模災害が発生した場合、海の路を介した連携により、相互に救援協力し、応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に、74 市町村と協定を締結している。

○　災害時等における相互協力に関する協定

災害時等の応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用などについて、西日本高速道路㈱関西支社と協定を締結している。

○　大規模災害等における隊友会の協力に関する協定

大規模災害発生時に、兵庫県隊友会姫路支部から避難勧告等の周知徹底、避難者の誘導、避難所の開設運営など人的支援等をうける旨の協定を締結している。

○　災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定

大規模災害等が発生した場合、ＬＰガス及び燃焼機器等の機材を避難所等へ供給することについて、一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会姫路支部と締結している。

○　災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定

災害発生時に、段ボールによるプライバシーの確保等避難所の環境を改善するため、協定を締結している。

○　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

災害時において災害対策本部等を設置した場合、地図製品等の供給について協定を締結している。

○　災害時における畳の提供等に関する協定

災害発生時に、避難所に畳を配置し、避難生活の改善、良好な生活環境の確保を図るため、協定を締結している。

○　ひめじ減災プロジェクトに関する協定

市民相互に災害情報を発信・収集できるウェブサイトの構築にあたり、連携、協力するため、協定を締結している。

○　災害時における船舶による輸送及び応急対策業務に関する協定

災害発生時に、ガット船等を活用し、救援物資や応急対策資機材等の輸送業務、応急対策業務を迅速に実施できるよう協定を締結している。

○　災害時における被災者支援協力に関する協定

災害発生時に、無料相談窓口の設置や行政書士の派遣等により混乱する被災地での被災者支援を迅速に実施できるよう協定を締結している。

○　災害時における緊急測量業務等に関する協定

災害発生時に、復旧工法等の検討に必要な緊急測量作業等に関する協定を締結している。

○　災害時における支援協力に関する協定

災害発生時に、応急・復旧対策､被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供いただけるよう協定を締結している。

○　災害時における物資等の輸送、一時保管、仕分け等に関する協定

災害発生時に、救援物資等の集積場所等からの輸送、一時保管及び仕分け等が円滑にできるよう協定を締結している。

○　土砂災害の緊急点検活動に関する協定

土砂災害発生後の警戒避難体制の整備や応急対策により、二次災害を防止し、住民の安全・安心を確保するため協定を締結している。

○　災害時における応急対策用無線機等の優先供給に関する協定

災害発生時に、本市が応急対策業務を実施する場合、無線機を優先提供いただけるよう協定を締結している。

○　災害時における緊急時及び被災建築物の解体撤去の協力等に関する協定

大規模災害発生時の緊急時における被災者の救出及び被災建築物の解体撤去の協力をしていただけるよう協定を締結している。

○　姫路市の避難所等の情報提供に関する協定

スマホ用アプリ「全国避難所ガイド」を活用して災害時には最寄りの避難場所に誘導するほか、災害時における本市からの避難情報をアプリを通じて伝達できるように協定を締結している。

○　災害時における飲料水等の供給に関する協定

災害時において、飲料水を確保し、またウォーターサーバーの供給により夏場における熱中症対策を目的とした協定を締結している。

※　消防局における相互応援体制については､消防局に別載

14 国民保護業務

1 国民保護法の設立

平成 13 年に発生した米国同時多発テロ、そして武装不審船事案は国民に大きな不安を与え、新たな危険に備えることの重要性を再認識させることとなり、国家の緊急事態に対処しうる体制の整備が、ますます重要となっている。

このような情勢を踏まえ、平成 15 年 6 月に武力攻撃事態対処関連三法が成立・施行され、平成 16 年 6 月 14 日に国民保護法をはじめとする有事法制関連法が成立した。

2 国民保護協議会

姫路市国民保護協議会は、市が行う国民保護措置（避難や救援など） に関し、広く住民の意見を求め、市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するために設置されるもの。

その役割は、市長の諮問に応じて市の国民保護措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることとされており、市長は、姫路市国民保護計画を作成し、または変更するときは、あらかじめ市国民保護協議会に諮問することとされている。

3 国民保護計画

平成 17 年 3 月に国が示した「国民の保護に関する基本指針」や、それに基づき平成 18 年 3 月に作成された「兵庫県国民保護計画」を踏まえて、平成 19 年 3 月に「姫路市国民保護計画」を作成した。

姫路市国民保護計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響を最小とするために住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とし、国民保護措置の実施体制、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項等について定めている。

4 国民保護措置の実施体制

(1) 国民保護警戒対策会議

国民保護警戒本部が設置されるまでの間で、防災審議監を統括監とし、情報の収集・分析、警戒等を行う。

《設置基準》

① 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について対応が必要であると認められるとき。

② 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき。

③ 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定されたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒対策会議としての対応が必要であると認められるとき。

④ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き対応が必要であると認められるとき。

⑤ その他、防災審議監が必要であると認める場合。

(2) 国民保護警戒本部

国民保護対策本部が設置されるまでの間で、市長を警戒本部長とし避難の指示等警戒区域の設定や救助その他必要な応急措置を実施する。

《警戒本部の設置基準》

① 市内及び市周辺で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生し市警戒本部としての対応が必要であると認められるとき。

② 国により市外で発生した事案が武力攻撃事態等に認定されたが、姫路市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合で、市警戒本部としての対応が必要であると認められるとき。

③ その他、市長が必要であると認める場合。

(3) 国民保護対策本部

市長が国民保護法第 25 条第 2 項の規定による内閣総理大臣からの設置指定を受けたときに設置し、市長を本部長とし国民保護法に基づく住民の避難、救援、復旧などの国民保護措置を実施する。

※ 緊急対処事態については、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

総　　務

1　調査統計 …… 50
2　情報管理 …… 51
3　職制・給与 …… 57
4　職員研修 …… 61
5　行財政改革 …… 62

1 調　査　統　計

1 概要

年々複雑・多様化する市民ニーズに対処するには、行政各分野での基礎資料作りが不可欠である。中でも統計情報は最も客観性があり信頼できる基礎資料の一つであり、本市では国や県の委託統計調査をはじめとして、あらゆる分野での統計資料の収集と整備に努めている。

2 委託統計調査

国・県の委託を受け実施する統計調査は次のとおり（※印は令和元年度実施）

統計調査名	実施者	調査周期	調査対象区分
国勢調査	総務省	5年毎	悉皆
経済センサス	総務省・経済産業省	5年毎	悉皆
※ 工業統計調査	総務省・経済産業省	毎年	悉皆
※ 学校基本調査	文部科学省	毎年	悉皆
住宅・土地統計調査	総務省	5年毎	抽出
商業統計調査	経済産業省	5年毎	悉皆
就業構造基本調査	総務省	5年毎	抽出
※ 全国家計構造調査	総務省	5年毎	抽出
※ 毎月人口推計調査	兵庫県	毎月	悉皆

3 町別・年齢別人口

住民基本台帳に基づき毎年3月末と9月末の人口・世帯数を町別・年齢別に把握し、行政はもとより広く一般の需要に資している。平成19年度からは、6月末と12月末も把握している。

4 統計資料の発行

名　称	発行回数	発行部数	主要内容
姫路市統計要覧	年1回	180	本市の人口、経済、社会、文化などの基本的な統計指標を5カ年の時系列で表現し、広く一般の利用に供している。
統計グラフひめじ	年1回	4,500	本市の人口、産業、教育、市民生活などの統計資料をグラフ、イラスト、図表等を用いてわかりやすく表現するとともに、公共施設等の入った市域地図も掲載している。
ミニ統計ひめじ	年1回	1,800	本市の人口、経済、社会などの基本的な統計指標をコンパクトに集録している。

（注） 姫路市に関する基礎的な統計情報は、姫路市のホームページ「統計情報」でも提供している。

2 情　報　管　理

1 電子計算組織の活用状況

本市のコンピュータ利用は昭和50年に策定された「ＨＥＩＭＡＴ計画」にはじまり、個別システムの開発・改良、高性能コンピュータへのリプレース等を行う事で運用している。

特に、「必要な時に」、「必要なところで」を実現するため、庁内各課をはじめ43出先機関と通信回線で結んだ基幹系ネットワークシステムを構築し、住民票の写し、税証明書の発行等の窓口業務、福祉、民生、住宅管理、下水業務等の住民情報関連業務等を処理している。

(1) メインフレーム系システム状況一覧表

分類	業務名		主な処理内容	業務所管課
住民情報システム	住民基本		異動、住民検索、情報提供	住民窓口センター 情報政策室
	後期高齢者 医療保険		所得・課税、帳票発行（納付書、督促、催告、受診券作成等）	後期高齢者 医療保険課
	住宅資金貸付		異動更新（入金データ作成・修正、還付・充当）、照会、 納付書再発行、収納消込、統計	住宅課
情報基盤システム	システム間連携基盤		ホストーサーバ連携	情報政策室
	統合宛名		個人番号紐付け管理	
内部情報システム	運用管理	運行管理	スケジュール管理、進捗管理、実行管理、オペレーション準備、 実績管理	
		資源管理	資格管理、ファイル管理、ライブラリ管理、入力データ管理、 帳票管理、媒体管理、磁気ディスク管理、資源管理	
		その他	ＤＢ管理、ＤＣ管理、運用・開発サポート、オンライン操作記録管理	
経済情報システム	農地管理		農家世帯異動	農業委員会事務局
地域情報システム	都市計画		都市計画基礎調査	都市計画課
			住宅密集地算定	まちづくり指導課

(2) サーバ系システム状況一覧表

※　情報政策室以外の独自調達システムを除く。

分類	システム名	主な処理内容	業務所管課
共通基盤システム	仮想化統合基盤	住民情報系サーバの統合運用	情報政策室
	庁内仮想化基盤	内部情報システム、庁内通信ネットワークシステムに属するサーバの統合運用	
	無線ＬＡＮ	無線ＬＡＮの認証管理	
	インターネット 接続系	インターネット接続に関する画面転送、インターネットメール、 ファイル転送等	

分類	システム名	主な処理内容	業務所管課
共通基盤システム	認証基盤	ＰＣ・各種システムへのログオン認証管理等（生体・カード・パスワード等）	情報政策室
	システム間連携基盤	ホストーサーバ連携、サーバ間連携、情報アクセス管理	
	統合宛名	統合宛名管理（住民基本台帳連携、住登外住民情報管理）、ＤＶ等取扱注意者情報管理、個人番号紐付け管理、特定個人情報等アクセス管理、送付先情報管理	
	統合データベース	地域情報プラットフォーム中間サーバデータ標準に基づくデータ管理	
	人口統計	統計	
	その他	文字基盤、印刷基盤、統合運用監視	
住民情報システム	住基ネットＣＳ	本人確認情報管理、住民基本台帳カード管理、個人番号カード管理、転出証明書情報管理、転入通知情報管理、戸籍附票通知情報管理、広域住民票処理、既存住基連携、シリアル番号連携、個人番号連携、送付先情報連携、県サーバ連携、操作者管理	住民窓口センター 情報政策室
	住基ネットＧＷ	中継用住民情報管理、住基システム連携、シリアル番号連携、個人番号連携、送付先情報連携、ＣＳ連携、広域住民票自動処理、戸籍サーバ連携データ処理、法務省連携データ処理	
	住民基本台帳	住民登録、異動、検索、住民票発行、除票管理、情報提供、統計、印鑑登録、証明、ＡＩカード管理、個人番号、通知カード管理、ホスト連携	
	証明書等 コンビニ交付	住民票発行、印鑑登録証明発行、所得（課税） 証明書、戸籍（全部・個人）事項証明書、戸籍の附票の写し	住民窓口センター 主税課 情報政策室
	事業所基本	事業所基本更新、検索、情報提供	市民税課等
	軽自動車税	異動更新、照会、変更決議書、更正決定分納付書、納付書再発行、廃車証明、車検用納税証明、納税証明、当初課税、納税告知、統計	主税課
	事業所税	異動更新、照会、変更決議書、更正決定分納付書、納付書再発行、納税証明、申告書、申告分納付書、申告催告書、統計	市民税課
	市県民税	異動更新、照会、納付書再発行（特徴、普徴）、所得証明、課税証明、納税証明、当初課税、納税告知、変更決議書、課税状況調、統計、公的年金特別徴収	
	法人市民税	異動更新、照会、変更決議書、更正決定分納付書、納付書再発行、納税証明、申告書、申告納付書、申告催告書、統計	
	固定資産税	物件異動更新（土地、家屋、償却）、税額決定、共有者管理、照会、課税台帳、納付書再発行、課税証明、資産証明、評価証明、納税証明、価格通知、納税告知、変更決議書、評価替え、住居表示による所在地変更、概要調書、統計、地図（路線価図、地番図、家屋図）	資産税課
	特別土地保有税	異動更新、照会、変更決議書、更正決定分納付書、納付書再発行、納税証明、申告書、申告分納付書、申告催告書、統計	資産税課

分類	システム名	主な処理内容	業務所管課
住民情報システム	市税収納	異動更新（入金データ作成、修正、還付、充当、口座振替管理、納税指導、処分、消込、税変、執停、不納欠損）、照会、還付・充当通知書、過誤納金還付加算金支出決定書、延滞金減免決議書、証券受託明細書、滞納者調書、納税指導経過書、滞納金調、処分明細書、処分関係書類ファイル、公売予告書、催告書、督促状、滞納整理簿、証券受託分納付書、分納用納付書、一般用納付書、郵便振替通知書、公示送達、統計	納税課
	国民健康保険	資格管理、保険料賦課、収納、給付管理、滞納管理、統計、特定健診	国民健康保険課
	国民年金	資格管理、免除管理、給付管理、年金生活支援給付	
	福祉医療	高齢期移行、母子家庭等医療、こども医療、障害者医療、高齢重度障害者医療	保健福祉政策課
	健康管理	健診（妊産婦、乳幼児）、健康教育・相談、計画・実績管理、特定不妊治療費助成、未熟児養育医療費給付、予防接種、小児慢性特定疾病、成人検診管理、感染症（結核）	保健所総務課 保健所予防課 保健所健康課
	介護保険	資格異動、保険料賦課・収納、認定、給付実績・管理、統計、総合事業対象者管理	介護保険課 地域包括支援課
	生活保護	保護申請受付簿、保護費計算、保護決定調書、各種通知書、保護費支給明細書、医療券発行、介護券発行、統計	生活援護室
	住宅管理	募集管理、入居者管理、収納管理、建物管理、家賃（住宅使用料）管理、管理人管理、統計、滞納管理	住宅課
	選挙人名簿管理	選挙時登録、定時登録、異動管理、検察審査会審査員候補者予定者名簿調製、裁判員候補者予定者名簿調製	選挙管理委員会 事務局
	教育 （学齢簿、就学援助）	就学通知、就学前健康診断通知、児童生徒数推計、学齢簿管理	学校指導課 健康教育課
	下水道	受益者負担金（賦課・収納）、使用料（一般・皮革排水使用料の賦課・収納）、水洗化促進（改造指導・改造資金の貸付け・償還）	下水道業務課
	消防	消防団	消防局総務課
福祉総合システム	運用管理	ホストーサーバファイル連携、住基・税情報連携、汎用マスタメンテナンス、住基関係マスタ管理、民生委員マスタ管理、受給状況把握、税情報把握、利用資格管理、本人同意情報管理、福祉世帯管理、連絡先・宛名管理、相談訪問支援、保健福祉台帳管理、社会福祉統計	情報政策室
	要援護者支援	災害時要援護者、災害弱者把握	保健福祉政策課
	障害福祉	身体障害者手帳管理、療育手帳管理、精神障害者手帳管理、給付サービス、障害者総合支援法対応、高額介護合算、扶養共済、特別障害者手当、福祉手当（経過措置分）、福祉金、介護手当	障害福祉課
	高齢者支援	施設入所・通所サービス、在宅サービス、介護手当、敬老金、債権管理、在宅高齢者実態調査、敬彰（百歳、最高齢者・最高齢夫婦）、高齢者交通助成管理	高齢者支援課

分類	システム名	主な処理内容	業務所管課
福祉総合システム	こども支援	障害児福祉手当、児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付、債権管理	こども支援課
		児童相談内容管理	こども家庭総合支援室
	健康管理	難病患者福祉金、指定難病管理・特定疾患情報	保健所予防課
		精神保健相談内容照会、医療保護入院等の届出	保健所健康課
汎用台帳システム	統計	離島、辺地対象地域の人口統計	地方創生推進室
		ホテル条例にかかる住宅密集地算定	まちづくり指導課
		特別防災区域内の世帯数・人口集計	消防局予防課
	農地管理	農地リスト、農業農村振興計画支援	農政総務課 農業委員会事務局
	広報	誕生記念樹配布	公園緑地課
	教育	成人式通知	生涯学習課

2　電子市役所の実現

姫路市情報化計画に基づき行政事務の電子化、行政サービスの電子化、行政間の情報流通の電子化、行政の高度化を推進し、従来の市役所の機能に加えて、ＩＣＴの活用により、高度化、多様化する市民ニーズに対応した質の高い行政を提供する電子市役所の実現を目指す。

庁内通信ネットワークシステム（庁内ＬＡＮ）上では、かしネット（グループウェア）、文書管理システム、財務会計システム、人事給与システム、庶務事務システム、庁内用ＧＩＳ、ここみてネット（庁内イントラ）の運用を行い、インターネット接続系システム上では、インターネットメール、インターネット閲覧、大容量ファイル送受信の運用を行っている。

また、インターネットを利用して、市民に情報を提供するための行政情報提供システムや公開用ＧＩＳ、市立施設の予約申請や空き状況の照会ができる施設予約システムの運用を行っている。さらに、県と県下市町共同で各種申請や届出を行うことができる電子申請システムの運用を行っている

(1) 庁内通信ネットワークシステム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
かしネット (グループウェア)	ＬＧＷＡＮメール、掲示板、会議室予約、スケジュール	情報政策室
ここみてネット	庁内イントラ（各課からの庁内向け情報発信）	
共有ファイルサーバ	事務データの保存・管理	
庁内用ＧＩＳ	基本地形図、航空写真、住宅地図のほか各種主題図の閲覧	情報政策室ほか
文書管理システム	文書の収受、起案、承認、決裁、保管、保存、廃棄の管理	行政管理課
財務会計システム	予算編成、予算管理	財政課
	歳入管理、歳出管理、歳計外管理、出納管理、決算管理、相手方管理、資金予測管理、預金管理	会計課
	契約管理、業者管理、備品管理	契約課
	公有財産管理	管財課
	検査	工事技術検査室

システム名	主な処理内容	業務所管課
人事給与システム	人事管理、給与管理、福利厚生、臨時嘱託、人事評価	人事課
	研修、健康管理	研修厚生センター
庶務事務システム	勤怠管理、明細照会、届出管理、旅費管理	人事課
防災情報システム	災害情報、避難情報、支援情報など	危機管理室

(2) インターネット接続系システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
メール	インターネットメール	情報政策室
インターネット	インターネット閲覧	
ファイル送受信	大容量ファイル送受信	

(3) 情報提供システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
姫路市ＣＭＳ	市公式ウェブサイト	広報課
市議会会議録	姫路市市議会会議録検索システム	議会事務局議事課
姫路市例規集	例規集検索システム(条例、規則等の検索)	法制課
行政情報提供システム	インターネット上にある行政情報の提供(ホームページ閲覧等)	情報政策室
公開用ＧＩＳ	インターネットを通じた公共施設、観光、福祉、医療施設などの他、都市計画、文化財、市道、ハザードマップなど地図情報の提供	情報政策室

(4) 電子手続システム一覧

システム名	主な処理内容	業務所管課
電子申請	各種申請の受付(市県民税特別徴収に係る給与所得者異動届、入札参加資格審査申請等)、講座の申込の受付等	各課 情報政策室
電子入札	電子入札の公告、執行等	契約課
電子申告	個人市民税（給与支払報告書等)、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告等	主税課 市民税課 資産税課
図書館情報	蔵書の検索、貸出の予約等	城内図書館
施設予約	施設の空き状況検索、予約等 (平成 24 年度より開始)	各課 情報政策室

3　高度情報都市化の推進　　令和元年度予算額　　3,432 千円

近年のインターネットに代表される情報通信技術(ＩＣＴ)の急激な発展・普及に対応するため、また、本市の総合計画に位置づけられた情報化施策を総合的・計画的に推進するために策定した「姫路市情報化計画」に基づき、情報化施策の総合的な推進を図る。

・目的　ＩＣＴを活用し、総合計画に掲げる「明日の都市像」実現を支援

・計画期間　平成 29 年度～令和 3 年度

・施策体系　5 つの柱に基づき、16 の目標、50 の施策に体系化

市民、企業等、国・県・市の役割分担を明確にし、相互に連携を図りながら全市的な取り組みを推進する。また、情報化施策は、多くの部局にまたがる行政課題であることから、副市長を長とする全庁横断的組織により、庁内推進体制の強化を図り、積極的に推進していく。

4　地域公共ネットワークの運用・拡充

市役所本庁舎、市立学校、支所・出張所・サービスセンター、公民館、図書館及び保健所や消防署、文教施設などの各種公共施設（約 380 拠点）を高速・大容量で安全性に優れた光ファイバ網及びＣＡＴＶ網で相互に接続する「地域公共ネットワーク」の運用を行う。

このネットワークを利用して、市民等に対して情報キオスク端末などの市民開放端末から地域や市政に関する情報の提供を行う「行政情報提供システム」やその他の情報システムを運用し、様々な情報サービスを提供する。

5　安全対策の推進

情報化の進展に伴い、社会・経済・文化等における人々の活動の領域が広まり、住民生活に豊かさと便利さがもたらされ、コンピュータシステムも一つの社会システムとして定着している。そのシステムのダウンは住民生活に大きな影響を与えるまでになってきており、自然災害や犯罪からの安全対策の必要性が年々増している。

本市では、以下の対策を推進している。

①　物理的セキュリティ対策

・ＣＶＣＦ（定電圧定周波電源装置）、ＵＰＳ（無停電電源装置）等による停電対策
・電算室内の耐震化の実施
・免震施設へのネットワーク基幹設備及び情報系サーバ類の移設統合
・外部データセンターを活用した基幹系統合サーバ設置による業務継続及び住民情報データ保全対策
・生体認証システムの導入

②　人的セキュリティ対策

・全庁的な情報セキュリティポリシーの運用、周知によるセキュリティ意識向上
・情報セキュリティ研修の実施
・情報セキュリティ監査の実施
・標的型メール訓練の実施

③　技術的セキュリティ対策

・統合脅威管理装置（ＵＴＭ）によるパケットフィルタリング、ＵＲＬフィルタリング、侵入検知・防御、標的型攻撃対策等の総合的なセキュリティ対策の実施
・総合的なコンピュータウィルス対策の実施
・スパム・フィッシングメール対策、メール自動暗号化、誤送信防止システム等の導入
・回線、機器の二重化及びサーバ仮想化による冗長化対策

④　運用セキュリティ対策

・各種システムのバックアップ対策
・ソフトウェアおよびデータの遠隔地保管、遠隔地バックアップ
・セキュリティオペレーションセンター（ＳＯＣ）によるネットワーク監視
・資産管理システムの導入

3 職 制 ・ 給 与

1 職員の定数と現員

令和元年７月１日現在

区分		定数（人）	現員数（人）	現員数のうち	
				企業等からの派遣職員数(人)	派遣職員数(人)
1 市長の事務部局の職員		2,550	2,521		30
	市長の事務部局		3		
	市長公室		80		4
	総務局		85		4
	財政局		189		
	市民局		323		2
	環境局		275		2
	健康福祉局		830		4
	観光交流局		117		3
	産業局		116		8
	都市局		144		
	建設局		199		1
	下水道局		114		2
	都市拠点整備本部		31		
	会計課		15		
2 議会の事務部局の職員	議会事務局	25	24		
3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	事務局及び学校以外の教育機関	770	635		
	学校				
4 選挙管理委員会の事務部局の職員	選挙管理委員会事務局	10	10		
5 監査委員の事務部局の職員	監査事務局	15	15		
6 公平委員会の事務部局の職員	公平委員会事務局	3	(3)		
7 農業委員会の事務部局の職員	農業委員会事務局	13	10		
8 水道局の職員		180	117		
9 消防機関の職員	消防局	565	561		2
合計		4,131	3,893		32

2　職種別職員数、平均年齢、平均給料

平成31年4月1日現在

職種		職員数（人）	平均年齢（歳）	平均給料（百円）
一般行政職		1,810	43.6	3,374
税務職		124	37.5	2,968
研究職		12	37.6	3,011
医師		8	49.8	5,257
医療技術職		71	37.8	2,924
看護・保健職		55	36.7	2,847
福祉職		272	35.9	2,748
消防職		560	38.3	3,018
企業職		117	47.3	3,407
技能労務職		578	48.2	3,398
教育職	高等学校	131	47.1	3,762
	幼稚園・指導主事	158	40.8	3,384
計		3,898	42.7	3,272

※合計欄は、特定任期付職員2名分を含む。

3　ラスパイレス指数の推移

各年4月

年次	H26	H27	H28	H29	H30
指数	101.7	101.7	101.6	101.5	101.5

4　初任給

平成31年4月1日現在

職種	学歴	初任給（円）	職種	学歴	初任給（円）
一般行政職	大学卒	190,300	消防職	大学卒	191,000
〃	短大卒	167,600	〃	高校卒	163,600
〃	高校卒	155,700	指導主事等	大学卒	209,100
獣医師	大学6卒	202,200	〃	短大卒	186,700
看護師	短大3卒	174,800	高校教育職	大学卒	210,700
准看護師	准看護師養成所卒	150,800	幼稚園教育職	大学卒	182,600
技能労務職	高校卒（18歳）	152,700	〃	短大卒	167,600
医療職	医大卒	318,200			

5　特別職等給与・報酬

職			現行		改正前	
			金額（円）	適用年月日	金額（円）	適用年月日
議長		月	823,000	平23.4.1	846,000	平20.7.1
副議長		月	747,000	平23.4.1	769,000	平20.7.1
議員		月	685,000	平23.4.1	704,000	平10.4.1
市長		月	1,180,000	平23.4.1	1,214,000	平20.7.1
副市長		月	960,000	平23.4.1	987,000	平20.7.1
教育委員会	教育長	月	810,000	平23.4.1	820,000	平20.7.1
	委員	月	134,000	平23.4.1	138,000	平10.4.1
選挙管理委員会	委員長	月	122,000	平23.4.1	126,000	平10.4.1
	委員	月	82,000	平23.4.1	84,000	平10.4.1
	補充員	日	9,800	平10.4.1	9,700	平8.4.1
監査委員	常勤	月	（行政職給料表９級適用）			
	代表監査委員	月	167,000	平23.4.1	172,000	平20.7.1
	識見を有する委員	月	156,000	平23.4.1	161,000	平20.7.1
	議会選出委員	月	62,000	平23.4.1	65,000	平20.7.1
農業委員会	会長	年	667,000	平10.4.1	654,000	平8.4.1
	会長職務代理者	年	566,000	平10.4.1	555,000	平8.4.1
	委員	年	490,000	平10.4.1	481,000	平8.4.1
公平委員会	委員長	月	124,000	平23.4.1	128,000	平20.7.1
	委員	月	89,000	平23.4.1	92,000	平20.7.1
固定資産評価審査委員会	委員長	日	14,300	平10.4.1	13,000	平4.4.1
	委員	日	12,100	平10.4.1	11,000	平4.4.1
介護認定審査会	合議体委員長	日	15,500	平11.10.1	－	－
	委員	日	12,500	平11.10.1	－	－
障害認定審査会	合議体委員長	日	15,500	平18.4.1	－	－
	委員	日	12,500	平18.4.1	－	－
土地区画整理評価員		日	9,800	平10.4.1	9,700	平8.4.1
社会教育委員		日	9,800	平10.4.1	9,700	平8.4.1
スポーツ推進委員		年	44,000	平10.4.1	43,200	平8.4.1
選挙長		日	10,600	平27.4.1	12,600	平5.4.1
投票所の投票管理者		日	12,600	平27.4.1	15,000	平10.6.1
期日前投票所の投票管理者		日	11,100	平27.4.1	13,300	平15.12.1
開票管理者		日	10,600	平27.4.1	13,000	平10.6.1
投票所の投票立会人		日	10,700	平27.4.1	13,000	平10.6.1
期日前投票所の投票立会人		日	9,500	平27.4.1	11,500	平15.12.1
開票立会人		日	8,800	平27.4.1	11,000	平10.6.1
選挙立会人		日	8,800	平27.4.1	8,600	平10.6.1

（注）本表以外の附属機関の委員等の報酬は、おおむね、委員長等11,000円／日、委員等9,800円／日となっている。

6 管理職手当

平成 31 年 4 月 1 日現在

区　分	局 長 級	部 長 級	課 長 級	課長補佐級	係 長 級
月　額	128,000 円 103,000 円	94,000 円	77,000 円	42,000 円	38,000 円

（注）課長補佐級、係長級については、出先機関の長に限る。

7 旅費

区　分		鉄道賃	船　賃	車　賃	日　当 （円）	宿泊料 （円）	食卓料 （円）
1 級	市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、議員	運賃、急行料金、座席指定料金	3 区分の場合は中級運賃、2 区分の場合は下級運賃、他に寝台料金	定期的に、一般旅客営業を行っているバス・軌道・ケーブルカー等の交通機関の運賃	1 日 3,000	1 夜 14,800	1 夜 3,000
2 級	1 級の項に掲げる者以外の者				2,600	13,100	2,600

（注）固定宿泊施設に宿泊しない場合については、宿泊料欄の額を、その額に 10 分の 7 を乗じて得た額に読み替えてこの表を適用する。

4 職　員　研　修

複雑多様化する社会、市民ニーズに対応できる職員をめざし、各種研修を実施する。

平成 30 年度実施研修

(1) 内部研修

研　修　名	コース	受講者
新採用職員研修(採用前)	1	107
新採用（1 級）職員研修	1	87
2 級職員研修	1	64
4 級職員研修	1	73
係長研修	2	69
課長補佐研修	1	58
新任課長研修	1	34
再任用職員研修	1	39
任期付職員研修	2	35
技能労務職研修（新採用職員研修）	1	4
技能労務職研修（3 級職員研修）	1	16
技能労務職研修（任用替等職員研修）	8	98
法務研修（基礎法務編）	3	128
法務研修（法学入門）	1	45
法務研修（憲法）	1	40
法務研修（行政法）	1	32
法務研修（法制執務）	1	29
法務研修（訴訟法務）	2	77
政策課題研修	1	20
キャリアデザイン研修	2	50
仕事のすすめ方研修	3	127
女性活躍推進研修	2	67
クレーム対応研修	2	54
逆境力養成研修	1	46
マネジメントコーチング研修	1	31
ハードクレーム対応研修	2	32
メンタルヘルス（ラインケア）研修	1	40
メンタルヘルス（セルフケア）研修	2	117
評価者研修	2	70
被評価者研修	2	129
目標管理研修	2	59
面談力フィードバック力強化研修	2	62
勇気づけワークアウト研修	2	67
会議ファシリテーション研修	1	43
事業の見直し方研修	1	38
部下力の磨き方研修	1	39
レジリエンス UP 研修	1	26
段取り・引継ぎ力向上研修	1	25
説明・説得力向上研修	1	45
男女共同参画プラン推進員研修	2	225
工事積算技術研修	1	11
建築設備工事監理研修	1	28
技術職員ＯＪＴトレーナー育成研修	6	18
土木工事基礎研修	1	26
土木工事積算基礎研修	1	15
現場研修会	1	21
管理職講演会	3	401
人権・文化教養講座	2	229
人権学習地域講座	8	49
人権・同和教育研究大会	1	52
企業人権教育研修会	1	72
交通安全講習会	12	3,494
社会福祉研修(手話)	2	33
職場研修助成	27	2,011
政策形成実践研修助成	4	157
通信教育講座	8	8
姫路検定試験受験	3	11

研　修　名	コース	受講者
e－Learning 研修	3	32
放送大学	2	2
内 部 研 修 計	152	9,117

上記のうち、報償費又は委託料の支出対象となったもの	102	7,641

(2) 派遣研修

研　修　名	コース	受講者
民間企業派遣	3	47
国等への派遣	4	4
自治大学校派遣	3	4
国土交通大学校派遣	13	16
全国建設研修センター派遣	7	7
市町村職員中央研修所派遣	9	9
全国市町村国際文化研修所派遣	19	19
兵庫県自治研修所派遣	14	17
兵庫県市町振興課等派遣	10	20
中播磨県民センター派遣	2	2
播磨自治研修協議会派遣	25	128
その他民間研修機関等派遣	230	262
社会福祉研修	20	20
兵庫県自動車学校姫路校派遣	2	66
派 遣 研 修 計	361	621

区　　分	コース	受講者
研 修 合 計	513	9,738

5 行 財 政 改 革

1 行財政改革の推進

令和元年度予算額 7,743 千円

社会情勢の変化や厳しい行財政状況に対応するため、行財政改革に取り組んでいる。

(1) 「行財政改革プラン 2019」（平成 27 年度～令和元年度）の推進

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする「行財政改革プラン 2019」に基づき行財政改革を推進する。このプランは、都市機能の充実による都市の成長と、効果的で効率的な健全経営を両立し、これらの好循環を育むことを目的とする公共サービスの最適化を目指している。その方策として、3 つの基本方針と 7 つの戦略、35 の実行計画を推進している。

■ 3 つの基本方針

「続ける改革」経営資源の最適活用、「変わる改革」行政課題への対応力向上、
「つなぐ改革」協働・共感による市政運営

■ 7 つの戦略

公共サービスの点検と見直し、公共施設のマネジメント、財源の開拓と確保、
職員育成とさらなる士気高揚の推進、新たな制度等に対応できる仕組みの構築、
市民との共感に基づく連携の推進、民の知恵と活力を活用した公共サービスの展開

(2) 姫路市行財政改革市民会議

行財政改革に関する重要事項について審議するため、姫路市行財政改革市民会議（学識経験者、公募市民、市政に関する有識者で構成）を設置している。

2 公共施設マネジメントの推進

「姫路市公共施設等総合管理計画」に基づき、ストック量の最適化、継続整備の推進、ライフサイクルコストの縮減、管理運営の最適化に向けた取組みについて、庁内の指導及び調整を行っている。

3 ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入推進

ＰＰＰ／ＰＦＩに関する職員研修や個別案件に関する指導・助言を行い、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入を推進している。

4 外郭団体等の指導及び調整

外郭団体の経営改善、市の関与の適正化等、外郭団体の改革を進め、団体が健全で効率的な運営となるよう、団体所管課を通じて指導及び調整を行っている。

5 指定管理者制度に係る総合調整

「姫路市指定管理者制度導入基本方針」に基づき、指定管理者制度の円滑な導入及び効果的な運用を図るため、庁内の指導及び調整を行っている。

6 債権管理

「姫路市債権管理条例」に基づき、債権管理の徹底と滞納の未然防止、債権回収の強化等、収入未済額の縮減に向けた取組みについて、庁内の指導及び調整を行っている。

財　　政

1　令和元年度予算 …… 63

2　平成 30 年度決算 …… 66

3　市税 …… 68

4　市有財産 …… 72

5　市庁舎 …… 73

6　契約 …… 75

7　工事技術検査室 …… 76

1 令和元年度予算

1 各会計予算総括表

（単位　千円）

区分	R元年度		H30年度		比較	
	予算額	構成比（%）	予算額	構成比（%）	金額	増減率（%）
一般会計	**221,500,000**	**57.2**	**213,100,000**	**56.1**	**8,400,000**	**3.9**
特別会計	**109,031,755**	**28.2**	**111,085,642**	**29.3**	**△ 2,053,887**	**△ 1.8**
卸売市場事業	1,651,245	0.4	2,404,308	0.6	△ 753,063	△ 31.3
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	70,700	0.0	73,700	0.0	△ 3,000	△ 4.1
国民健康保険事業	53,283,422	13.8	57,361,157	15.1	△ 4,077,735	△ 7.1
介護保険事業	45,474,186	11.8	43,311,151	11.4	2,163,035	5.0
後期高齢者医療事業	7,798,536	2.0	7,350,004	2.0	448,532	6.1
奨学学術振興事業	30,220	0.0	30,540	0.0	△ 320	△ 1.0
財政健全化調整	723,446	0.2	554,782	0.2	168,664	30.4
企業会計	**56,576,050**	**14.6**	**55,471,839**	**14.6**	**1,104,211**	**2.0**
水道事業	17,017,846	4.4	16,007,141	4.2	1,010,705	6.3
都市開発整備事業	421,495	0.1	604,629	0.2	△ 183,134	△ 30.3
下水道事業	39,136,709	10.1	38,860,069	10.2	276,640	0.7
全会計総額	**387,107,805**	**100.0**	**379,657,481**	**100.0**	**7,450,324**	**2.0**

2　一般会計歳入歳出予算

(1)　財源別歳入

（単位　千円）

区　　分	予算額	構成比（%）	増減率（%）	特定財源	一般財源（振替財源）
自主財源	**116,130,040**	**52.4**	**0.6**	**14,135,777**	**101,994,263**
市税	96,600,000	43.6	0.8	－	96,600,000
分担金及び負担金	1,357,055	0.6	△ 26.6	1,357,055	－
使用料及び手数料	5,589,343	2.5	△ 1.2	4,834,418	754,925
財産収入	797,327	0.4	67.3	72,685	724,642
寄附金	66,861	0.0	7.4	45,260	21,601
繰入金	5,514,634	2.5	17.6	2,914,634	2,600,000
諸収入	6,204,820	2.8	△ 9.4	4,911,725	1,293,095
依存財源	**105,369,960**	**47.6**	**7.8**	**73,416,119**	**31,953,841**
地方譲与税	1,415,000	0.7	6.4	－	1,415,000
利子割交付金	82,000	0.0	15.5	－	82,000
配当割交付金	476,000	0.2	10.7	－	476,000
株式等譲渡所得割交付金	485,000	0.2	△ 2.0	－	485,000
地方消費税交付金	9,980,000	4.5	4.6	－	9,980,000
ゴルフ場利用税交付金	49,000	0.0	△ 7.5	－	49,000
自動車取得税交付金	289,000	0.1	△ 42.3	－	289,000
環境性能割交付金	149,000	0.1	皆増	－	149,000
国有提供施設等所在市助成交付金	7,000	0.0	0.0	－	7,000
地方特例交付金	1,342,000	0.6	183.7	－	1,342,000
地方交付税	10,900,000	4.9	△ 0.9	－	10,900,000
交通安全対策特別交付金	98,000	0.1	△ 3.9	98,000	－
国庫支出金	38,698,955	17.5	10.4	38,645,492	53,463
県支出金	13,473,005	6.1	10.2	13,446,627	26,378
市債	27,926,000	12.6	5.7	21,226,000	6,700,000
合計	**221,500,000**	**100.0**	**3.9**	**87,551,896**	**133,948,104**

(2)　目的別歳出

区　　分	予算額	構成比（%）	増減率（%）
議会費	1,054,205	0.5	2.4
総務費	15,130,283	6.8	△ 3.4
民生費	85,909,374	38.8	3.7
衛生費	16,792,581	7.6	11.3
労働費	188,399	0.1	△ 19.3
農林水産業費	2,839,315	1.3	12.5
商工費	5,887,284	2.6	6.5
土木費	32,421,492	14.6	8.3
消防費	7,266,787	3.3	△ 1.2
教育費	20,367,616	9.2	△ 0.8
公債費	21,682,947	9.8	6.9
諸支出金	11,759,717	5.3	△ 1.4
予備費	200,000	0.1	0.0
合計	**221,500,000**	**100.0**	**3.9**

(3)　性質別歳出

（単位　千円）

区　　分	予算額	構成比（%）	増減率（%）
経常的経費	181,396,751	81.9	3.6
人件費	35,809,099	16.1	0.3
物件費	27,697,456	12.5	3.5
維持補修費	1,037,493	0.5	△ 0.8
扶助費	55,336,376	25.0	6.0
補助費等	12,201,262	5.5	12.0
貸付金	1,976,467	0.9	△ 27.6
積立金	154,325	0.1	△ 3.4
繰出金	25,305,810	11.4	1.1
公債費	21,678,463	9.8	6.9
予備費	200,000	0.1	0.0
投資的経費	40,103,249	18.1	5.4
普通建設事業費	40,103,249	18.1	5.4
補助	14,724,910	6.6	15.4
単独	25,378,339	11.5	0.3
合計	**221,500,000**	**100.0**	**3.9**

3　一般会計・特別会計歳出財源

(1)　一般会計

（単位　千円）

科目	予算額(A)	特定財源					一般財源(B)（振替財源）	B/A X 100 (%)
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	特定財源合計		
議会費	1,054,205	816	408	－	61	1,285	1,052,920	99.9
総務費	15,130,283	215,908	1,046,841	63,000	1,197,306	2,523,055	12,607,228	83.3
民生費	85,909,374	30,774,711	11,427,885	531,200	2,123,531	44,857,327	41,052,047	47.8
衛生費	16,792,581	807,484	89,192	1,470,100	1,613,997	3,980,773	12,811,808	76.3
労働費	188,399	－	－	－	18,512	18,512	169,887	90.2
農林水産業費	2,839,315	538,345	507,680	303,600	44,313	1,393,938	1,445,377	50.9
商工費	5,887,284	1,085,998	－	－	2,143,157	3,229,155	2,658,129	45.2
土木費	32,421,492	4,384,363	269,074	13,211,400	4,447,589	22,312,426	10,109,066	31.2
消防費	7,266,787	－	－	349,000	749,319	1,098,319	6,168,468	84.9
教育費	20,367,616	837,867	105,547	2,825,400	848,260	4,617,074	15,750,542	77.3
公債費	21,682,947	－	－	1,538,100	712,994	2,251,094	19,431,853	89.6
諸支出金	11,759,717	－	－	934,200	334,738	1,268,938	10,490,779	89.2
予備費	200,000	－	－	－	－	－	200,000	100.0
合計	**221,500,000**	**38,645,492**	**13,446,627**	**21,226,000**	**14,233,777**	**87,551,896**	**133,948,104**	**60.5**

(2)　特別会計

（単位　千円）

会計別	予算額	特定財源					一般財源（一般会計等繰入金）
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	特定財源合計	
卸売市場	1,651,245	－	46,600	123,400	1,188,840	1,358,840	292,405
母子父子寡婦福祉資金貸付	70,700	－	－	－	70,000	70,000	700
国民健康保険	53,283,422	－	37,219,327	－	10,580,691	47,800,018	5,483,404
介護保険	45,474,186	10,452,827	6,296,767	－	21,324,150	38,073,744	7,400,442
後期高齢者医療	7,798,536	－	－	－	6,119,961	6,119,961	1,678,575
奨学学術振興	30,220	－	－	－	27,220	27,220	3,000
財政健全化調整	723,446	－	－	－	552,649	552,649	170,797
合計	**109,031,755**	**10,452,827**	**43,562,694**	**123,400**	**39,863,511**	**94,002,432**	**15,029,323**

2 平成30年度決算

1 一般会計及び特別会計決算収支状況

（単位　千円）

会計別	歳　入（A）	歳　出（B）	形式収支 (A)－(B)＝(C)	翌年度へ繰越すべき財源（D）	実質収支 (C)－(D)＝(E)	前年度実質収支 (F)	単年度収支 (E)－(F)＝(G)
一般会計	**208,037,567**	**198,592,950**	**9,444,617**	**3,896,210**	**5,548,407**	**5,740,040**	**△191,633**
特別会計	**110,363,206**	**108,631,540**	**1,731,666**	**－**	**1,731,666**	**6,373,693**	**△4,642,027**
卸売市場事業	1,844,959	1,562,547	282,412	－	282,412	306,720	△24,308
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	120,302	51,105	69,197	－	69,197	66,021	3,176
国民健康(事業勘定)	58,429,153	57,542,212	886,941	－	886,941	5,705,604	△4,818,663
保険事業（直営診療施設勘定）	215,751	123,024	92,727	－	92,727	106,071	△13,344
介護保険事業	42,210,062	42,030,441	179,621	－	179,621	0	179,621
後期高齢者医療事業	7,363,776	7,143,008	220,768	－	220,768	189,277	31,491
奨学学術振興事業	29,336	29,336	0	－	0	0	0
財政健全化調整	149,867	149,867	0	－	0	0	0
合　　計	**318,400,773**	**307,224,490**	**11,176,283**	**3,896,210**	**7,280,073**	**12,113,733**	**△4,833,660**

2　一般会計歳入財源別構成

財源別	決算額（千円）	構成比（%）	財源別	決算額（千円）	構成比（%）
自主財源	118,459,016	57.0	**依存財源**	89,578,551	43.0
市税	96,205,981	46.3	地方譲与税	1,416,365	0.7
分担金及び負担金	1,875,160	0.9	利子割交付金	157,018	0.1
使用料及び手数料	5,398,311	2.6	配当割交付金	470,590	0.2
財産収入	503,629	0.2	株式等譲渡所得割交付金	373,277	0.2
寄附金	153,135	0.1	地方消費税交付金	9,778,848	4.7
繰入金	330,598	0.2	ゴルフ場利用税交付金	47,639	0.0
繰越金	7,490,930	3.6	自動車取得税交付金	567,476	0.3
諸収入	6,501,272	3.1	国有提供施設等所在市助成交付金	6,984	0.0
			地方特例交付金	468,297	0.2
			地方交付税	12,354,850	5.9
			交通安全対策特別交付金	97,101	0.0
			国庫支出金	33,255,490	16.0
			県支出金	12,110,316	5.8
			市債	18,474,300	8.9
			歳入合計	**208,037,567**	**100.0**

3　一般会計歳出款別構成

款別	決算額（千円）	構成比（%）	款別	決算額（千円）	構成比（%）
議会費	968,078	0.5	消防費	6,946,057	3.5
総務費	14,531,413	7.3	教育費	19,294,998	9.7
民生費	81,136,958	40.9	災害復旧費	12,792	0.0
衛生費	14,856,154	7.5	公債費	20,132,175	10.1
労働費	214,032	0.1	諸支出金	11,072,296	5.6
農林水産業費	2,328,386	1.2			
商工費	4,783,381	2.4			
土木費	22,316,230	11.2	**歳出合計**	**198,592,950**	**100.0**

4　財政指標

区分	指数等	区分	指数等
基準財政需要額	87,304,516 千円	積立金現在高（全会計）	67,922,750 千円
基準財政収入額	77,752,017 千円	地方債現在高（全会計）	330,604,199 千円
標準財政規模	119,754,707 千円	実質赤字比率	－（△ 4.63%）
財政力指数	0.888	連結実質赤字比率	－（△17.89%）
経常収支比率	86.5%	実質公債費比率（3 年平均）	3.6%
実質収支比率	4.6%	将来負担比率	－（△ 2.6%）

3 市　　税

1 税率

科目				税率		
普通税	市民税	個人	均等割	3,000 円（平成 26 年度から令和 5 年度までの間は 500 円を加算した額）		
			所得割	6%		
		法人	均等割	地方税法第 312 条第 1 項の表第 1 号の法人	年額	6 万円
				〃 第 2 号 〃	〃	14 万 4 千円
				〃 第 3 号 〃	〃	15 万 6 千円
				〃 第 4 号 〃	〃	18 万円
				〃 第 5 号 〃	〃	19 万 2 千円
				〃 第 6 号 〃	〃	48 万円
				〃 第 7 号 〃	〃	49 万 2 千円
				〃 第 8 号 〃	〃	210 万円
				〃 第 9 号 〃	〃	360 万円
			法人税割	100 分の 12.1 ただし、資本等の額が 1 億円以下で法人税額年 600 万円以下の法人は 100 分の 9.7		
	固定資産税			100 分の 1.4		
	軽自動車税			原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
					50 ccを超え 90 cc以下	2,000 円
					90 ccを超え 125 cc以下	2,400 円
					ミニカー	3,700 円
				軽自動車	二輪	3,600 円
					三輪	3,900 円
					四輪以上	
					乗用 営業用 6,900 円	自家用 10,800 円
					貨物 営業用 3,800 円	自家用 5,000 円
				小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
					その他のもの	5,900 円
				二輪の小型自動車		6,000 円
	市たばこ税			製造たばこ	1,000 本につき 5,262 円	
				旧 3 級品の製造たばこ	1,000 本につき 4,000 円	
	特別土地保有税			保有分	100 分の 1.4	
				取得分	100 分の 3	
目的税	入湯税			1 人 1 日につき	150 円	
	事業所税			資産割	事業所床面積 1 ㎡ 600 円	
				従業者割	支払給与総額の 100 分の 0.25	
	都市計画税			100 分の 0.3		

※ 三輪以上の軽自動車について、最初の新規検査（車検）から 13 年を経過したものに経年重課が適用されるほか、平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査（車検）を受けたものに旧税率が適用される。また、一定の環境性能を満たす新車の軽自動車について、取得の翌年度に限りグリーン化特例（軽課）が適用される。

※ 旧 3 級品の市たばこ税に係る特例税率については、令和元年 10 月 1 日で廃止となる。

※ 法人市民税法人税割の税率は、令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度より 100 分の 8.4 となる。ただし、資本等の額が 1 億円以下で法人税額年 600 万円以下の法人は 100 分の 6.0。

※ 軽自動車税環境性能割が令和元年 10 月 1 日より開始される。税率は燃費基準値達成度等に応じて、非課税、100 分の 1、100 分の 2（自家用の場合）となる。

2　納税義務者数

年度	市民税				固定資産税（人）
	個人			法人（社）	
	特別徴収（人）	普通徴収（人）	合計（人）		
H27	185,959	48,954	234,913	12,201	196,294
H28	190,046	47,723	237,769	12,294	197,393
H29	196,046	45,114	241,160	12,471	198,287
H30	206,375	38,171	244,546	12,593	199,205
R1	208,109	40,290	248,399	12,799	201,208

3　納税組合（平成 14 年 3 月 31 日限り廃止）

4　市税比較表

税目別＼年度別		H29		H30		
		決算額（千円）	構成比（%）	決算額（千円）	構成比（%）	増減率（%）
普通税	市民税	36,255,908	37.6	37,163,950	38.6	2.5
	固定資産税	43,630,774	45.2	42,694,994	44.4	△ 2.1
	軽自動車税	1,140,439	1.2	1,191,647	1.2	4.5
	市たばこ税	3,809,163	3.8	3,743,146	3.9	△ 1.7
	特別土地保有税	0	0.0	18,856	0.0	－
	計	84,836,284	87.8	84,812,593	88.2	0.0
目的税	入湯税	25,176	0.0	25,967	0.0	3.1
	事業所税	4,681,581	4.9	4,491,289	4.7	△ 4.1
	都市計画税	6,967,511	7.2	6,876,132	7.1	△ 1.3
	計	11,674,268	12.1	11,393,388	11.8	△ 2.4
合計		**96,510,552**	**99.9**	**96,205,981**	**100.0**	**△ 0.3**

5　市税の市民１人当たり及び１世帯当たりの換算額

税目別＼年度別		H29		H30			
		１人当たり（円）	１世帯当たり（円）	１人当たり（円）	増減率（%）	１世帯当たり（円）	増減率（%）
普通税	市民税	68,211	166,817	70,080	2.7	169,050	1.3
	固定資産税	82,086	200,749	80,510	△ 1.9	194,209	△ 3.3
	軽自動車税	2,146	5,247	2,247	4.7	5,421	3.3
	市たばこ税	7,166	17,526	7,058	△ 1.5	17,027	△ 2.8
	特別土地保有税	0	0	36	－	86	－
	計	159,609	390,339	159,931	0.2	385,792	△ 1.2
目的税	入湯税	47	116	49	4.2	118	1.8
	事業所税	8,808	21,540	8,469	△ 3.8	20,430	△ 5.2
	都市計画税	13,109	32,058	12,966	△ 1.1	31,278	△ 2.4
	計	21,964	53,714	21,484	△ 2.2	51,826	△ 3.5
合計		**181,573**	**444,053**	**181,415**	**△ 0.1**	**437,618**	**△ 1.4**
推計人口 世帯数		（平成30年4月1日現在） 531,526人 217,340世帯		（平成31年4月1日現在） 530,309人 219,840世帯			

6　税目別市税内訳（令和元年度当初予算）

税目				調定見込額（千円）	徴収率（%）	予算額（千円）	構成比（%）
市民税	個人	現年課税分	均等割	859,250	98.7	848,079	0.9
			所得割	28,273,213	98.7	27,905,661	28.9
			計	29,132,463	98.7	28,753,740	29.8
		滞納繰越分		1,187,368	28.2	334,837	0.3
	法人	現年課税分	均等割	1,801,179	99.7	1,795,775	1.9
			所得割	6,607,870	99.7	6,588,046	6.8
			計	8,409,049	99.7	8,383,821	8.7
		滞納繰越分		81,457	19.4	15,802	0.0
	計			38,810,337	96.6	37,488,200	38.8
固定資産税	固定資産税	現年課税分	土地	14,898,698	99.1	14,764,610	15.3
			家屋	16,313,421	99.1	16,166,600	16.7
			償却	11,176,254	99.1	11,075,667	11.5
			計	42,388,373	99.1	42,006,877	43.5
		繰越分		1,556,714	24.0	373,611	0.4
	国有資産等所在市交付金及び納付金	交付金及び納付金		401,996	100.0	401,996	0.4
	計			44,347,083	96.5	42,782,484	44.3
軽自動車税	種別割	現年課税分		1,229,447	97.4	1,197,481	1.2
		滞納繰越分		74,495	29.6	22,050	0.0
	環境性能割	現年課税分		8,630	100.0	8,630	0.0
		滞納繰越分		—	—	—	—
	計			1,312,572	93.6	1,228,161	1.3
市たばこ税		現年課税分		3,329,597	100.0	3,329,597	3.4
特別土地保有税		滞納繰越分		108	0.0	0	0.0
入湯税		現年課税分		25,601	100.0	25,601	0.0
事業所税		現年課税分		4,777,250	99.9	4,772,472	4.9
		滞納繰越分		14,430	9.9	1,428	0.0
		計		4,791,680	99.6	4,773,900	4.9
都市計画税		現年課税分		6,974,608	99.1	6,911,836	7.2
		滞納繰越分		250,923	24.0	60,221	0.1
		計		7,225,531	96.5	6,972,057	7.3
合計				**99,842,509**	**96.8**	**96,600,000**	**100.0**

4 市　有　財　産

1 総括

区分	面積（㎡）			価格（千円）		
	H30 年度末	H29 年度末	差引増減	H30 年度末	H29 年度末	差引増減
公有財産						
土地	16,763,651	16,820,835	△57,184			
建物	1,967,213	1,965,433	1,780			
有価証券				380,432	380,432	0
出資による権利				6,206,594	6,206,594	0
債権				1,978,458	2,092,423	△113,965
基金				63,151,273	63,670,241	△518,968

2 土地・建物の内訳

区分		土地（㎡）			建物（㎡）		
		H30 年度末	H29 年度末	差引増減	H30 年度末	H29 年度末	差引増減
公用財産	本庁舎	32,567	32,567	0	55,934	55,934	0
	その他 消防施設の行政 その他の機関施設	48,609 182,956	49,327 185,402	△718 △2,446	23,198 27,206	23,486 27,850	△288 △644
公共用財産	学校	2,400,814	2,400,363	451	854,699	853,547	1,152
	公営住宅	649,175	656,975	△7,800	420,268	417,387	2,881
	公園	3,570,574	3,568,886	1,688	32,477	32,467	10
	その他の施設	2,504,615	2,452,395	52,220	533,633	535,346	1,713
普通	山林	6,034,460	6,034,460	0	0	0	0
	処分可能地	32,108	33,626	△1,518	1,153	702	451
	貸付地等	1,307,774	1,406,834	△99,060	18,647	18,714	△67
合計	行政財産	9,389,309	9,345,915	43,394	1,947,413	1,946,018	1,395
	普通財産	7,374,342	7,474,920	△100,578	19,800	19,416	384
	合計	16,763,651	16,820,835	△57,184	1,967,213	1,965,433	1,780

3 普通財産の運用状況（平成 30 年度）

区分		件数	貸付面積（㎡）	貸付料（千円）
土地	有償	100	564,275	65,659
	無償	102	417,737	
建物	有償	2	984	523
	無償	10	4,208	

5 市　　庁　　舎

1 概　要

(1) 位置　　安田四丁目1番地

(2) 面積　　敷地面積　32,567 ㎡

(3) 構造・規模　本館　　鉄骨・鉄筋コンクリート造

高層棟　地下1階地上10階建

議会棟　地下1階地上4階建

建築面積　6,223 ㎡　延床面積　35,212 ㎡

東館　　鉄筋コンクリート造　　地上3階一部4階建

（含ブリッジ）　建築面積2,095 ㎡ 延床面積6,049 ㎡

南別館　　鉄骨造　地上2階建

建築面積　406 ㎡　延床面積　660 ㎡

北別館　　鉄骨・鉄筋コンクリート造　　地下1階地上7階建

（アンドーネ）　建築面積　2,132 ㎡　延床面積　8,257 ㎡

(4) 事業費

本館・東館　　9,507,018千円（4カ年継続事業）

財源内訳　　起債　　3,659,800千円

その他特定財源　　355,000千円

一般財源　　5,492,218千円（内積立基金　2,488,000千円）

設備を中心とした改修工事　3,449,250千円（4カ年継続事業）

北別館　　3,069,834千円

(5) 施設・設備

各種設備　空調設備　　単一ダクトとファンコイルユニット併用方式及びパッケージ方式　冷熱源は都市ガス

給水設備　　受水槽57 ㎥　高架水槽22 ㎥

受変電設備　契約電力……1,100ＫＷ

自家発電容量……1,000ＫＶＡ

エレベーター　　本館・東館9基、北別館2基、立体駐車場1基

駐車場　751台（来庁者用　403台、公用車用　305台、議員用43台）

立体駐車場　　構造　　鉄骨造3層2階

建築面積　3,706 ㎡　延床面積　7,209 ㎡

事業費　　513,555千円

竣工　　平成12年1月24日

福利厚生施設　　食堂（本館）、喫茶コーナー（本館）、売店（本館）

(6) 工程概要

本館・東館　　基本設計及び実施設計　　昭和52年4月～10月末日

竣工式　　昭和55年4月17日

開庁式　　昭和55年5月1日

改修工事　　平成22年6月～平成26年2月末日

北別館　　平成3年3月25日竣工

2 維持管理

(1) 概要

庁舎（本館）は、地下1階地上10階の高層建築で、空調設備、防災設備、エレベーターおよび給排水設備などが完備されている。これら諸設備機器の効率的な運用と、一見、相反する省エネルギー対策という2つの重要課題の調和を図りつつ、快適な職場環境の確保を図ることを基本方針として庁舎全体の維持管理に努めている。

(2) 設備管理

庁舎の設備は、設置から長期間が経過し、老朽化が進んでいたため、平成22年度から4年にわたり設備の更新を中心とした庁舎改修工事を順次行った。なお、設備機器の点検、監視及び庁舎全体の清掃等については、それぞれ専門の業者に委託している。

(3) 維持管理経費

庁舎維持管理経費　510,522千円　（令和元年度予算）

消耗品・軽易な修理、備品等	49,658千円	委託料	222,188千円
庁舎補修工事 ・庁舎改修工事および改良工事等	81,500千円	庁舎設備管理、庁舎清掃業務、一般廃棄物処理業務、昇降機保守業務、植木管理業務、古紙収集業務・来客駐車場管理業務等	
庁舎電話料テレビ受信料他	65,089千円		
光熱水費 （電気、水道、ガス）	92,087千円		

(4) 公用自動車（軽四輪自動車）の集中管理

昭和57年6月1日より公用自動車の適正な管理と効率的な運用を図るため、集中管理方式を採用し、当該配車業務を委託している。

平成31年4月1日現在　　台数　111台

管理経費　　24,860千円

6 契　　約

1　平成 30 年度契約状況

(1)　工事及び工事関連業務委託（工事等）

（単位　件・千円）

区　　分	件　数	金　　額
契　約　課　契　約	794	56,761,015
主　管　課　契　約	1,996	1,364,836

※130 万円以下の工事及び 50 万円以下の工事に関する委託業務については、各担当課で契約する。

※金額には、契約変更に伴う増減は含まない。

(2)　制限付一般競争入札実施状況

件数……295 件（土木 132 件、建築 55 件、電気 24 件、管 12 件、機械 12 件、舗装 24 件、その他 20 件、工事関連業務委託 16 件）

金額……40,712,744 千円

※件数、金額とも(1)の件数、金額に含まれる。

(3)　物品

（単位　件・千円）

区　　分	件　数	金　　額
契　約　課　契　約	1,648	2,022,296
主　管　課　契　約	77,949	2,886,004

7 工事技術検査室

姫路市が締結した工事請負契約及びこれに準ずる委託契約にかかる工事等につき、完了検査・出来高検査等を実施する。

検査事務実績の推移（検査件数）

区分		項目	H28年度	H29年度	H30年度
土木関係	市が発注した工事分	完了検査	529	445	515
		出来高検査	1	3	3
		中間検査	21	10	21
		計	551	458	539
		委託・軽工事等	1,556	1,422	814
		小計	2,107	1,880	1,353
	補助事業分	完了検査	0	0	0
		中間・出来高検査	0	0	0
		小計	0	0	0
	合計		2,107	1,880	1,353
建築関係	市が発注した工事分	完了検査	233	226	178
		出来高検査	5	10	6
		中間検査	38	63	49
		計	276	299	233
		委託・軽工事	735	811	553
		小計	1,011	1,110	786
	補助事業分	完了検査	9	13	7
		中間・出来高検査	12	11	6
		小計	21	24	13
	合計		1,032	1,134	799
合計	市が発注した工事分	完了検査	762	671	693
		出来高検査	6	13	9
		中間検査	59	73	70
		計	827	757	772
		委託・軽工事	2,291	2,233	1,367
		小計	3,118	2,990	2,139
	補助事業分	完了検査	9	13	7
		中間・出来高検査	12	11	6
		小計	21	24	13
	合計		3,139	3,014	2,152

市　　民

1　市民活動の推進　……　77

2　市民参画・協働　……　80

3　男女共同参画行政　……　83

4　市政情報の公開等　……　87

5　市民相談　……　90

6　消費者行政　……　95

7　戸籍・住民　……　97

8　国民年金　……　100

9　国民健康保険　……　103

10 後期高齢者医療制度　……　108

11 霊苑・斎場　……　110

12 生涯現役社会の実現　……　116

13 市民会館　……　123

14 地区市民センター　……　124

15 人権教育・啓発　……　128

1 市民活動の推進

1 概要

地域自治活動、市民運動、市民奉仕活動その他市民活動を推進するため、関係団体との連絡調整、活動に関する情報提供支援等を行っている。

地域のコミュニティ活動を担う主たる団体である自治会に対しては、活動助成、拠点施設整備補助等を行うほか、市民活動及び社会奉仕活動に参加する市民に対しては市民活動傷害等見舞金事業によりその活動の円滑な実施を支援するなど、市民の積極的な地域活動や行政参加、社会奉仕活動への参加促進を図っている。

2 地域自治組織活動などの振興

(1) 市と連合自治会との連絡調整を図り、地域住民による自主・自発的な住民自治活動の振興を図っている。

＜姫路市連合自治会組織＞　　平成 31 年 4 月 1 日現在

姫路市連合自治会	地区連合自治会	単位自治会
本部役員　24 人	72 地区連合自治会 (おおむね小学校区単位)	928 自治会

(2) コミュニティ活動の振興

地域社会での生活をよりよくするために、地域住民の連帯意識に基づく活動がより活性化することを目指し、その活動の助成を行っている。

① 自治会活動の振興

各地域の核となる団体が自治会であることに注目し、自治会活動の振興と、自治会が地域内諸団体との連絡協調を図りながら行うそれぞれの地域にふさわしいコミュニティ活動の活発化を目的として、これに要する経費の一部を補助し、コミュニティ活動の優秀団体表彰や永年勤続自治会長表彰等の事業を進めている。

ア コミュニティ活動事業補助　　令和元年度予算額　8,928 千円

コミュニティ活動の育成を図るため連合自治会が、その他の地域団体と共同して、住みよい地域社会の形成を目的として行うコミュニティ活動事業に対して、昭和 46 年度から補助金を交付している。

イ コミュニティ活動優秀団体表彰　　令和元年度予算額　196 千円

年度	表彰団体	内容	
		優秀賞	最優秀賞
H26	7	6	1
H27	8	7	1
H28	8	6	2
H29	7	6	1
H30	8	7	1

② 拠点施設整備の充実　　令和元年度予算額　136,667 千円

自治会活動の拠点的施設の整備については、地域住民の自主的整備、すなわち集会所の設置等に対する事業助成をしている。

集会所の設置助成

校区集会所新設	建設費の⅓	限度額		1,700 万円
町集会所新設	建設費の⅓	限度額		1,000 万円
校区集会所土地購入	購入費の⅓	限度額		1,000 万円
町集会所増改修	増改修費の⅓	限度額		200 万円
集会所整備資金融資あっせん		限度額	土地	1,000 万円
			建物	1,000 万円

助成実績

年　度	校区集会所新設		町集会所新設		校区集会所土地購入		町集会所増改修	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
H26	—	—	7	39,553,000	—	—	17	17,234,000
H27	—	—	5	35,616,000	—	—	37	29,831,000
H28	—	—	6	49,386,000	—	—	23	17,155,000
H29	—	—	3	29,573,000	—	—	36	30,333,000
H30	—	—	6	53,768,000	—	—	37	29,663,000

(3)　地域社会活性化事業　　令和元年度予算額　220,202 千円

活力あるまちづくりを推進するため、以下の事業などを行っている。

・ 町内掲示板設置助成事業
・ 町内有線放送施設設置等助成事業
・ 防犯灯整備推進事業
・ コミュニティ活動助成事業
・ 女性コミュニティ活動推進事業
・ ニュースポーツ地域普及事業
・ 防犯カメラ設置補助事業
・ 一般コミュニティ助成事業　※（一財）自治総合センター補助金充当事業

3　市民活動傷害等見舞金給付制度　　令和元年度予算額　6,094 千円

市民活動や社会奉仕活動参加者が活動中に傷害等を受けた場合、見舞金の給付を通して、市民の積極的な地域活動や行政参加の円滑な推進及びボランティア活動の活発化を促進するための制度で、昭和 61 年 4 月から実施している。

(1)　対象者

市民活動または、社会奉仕活動に参加または従事した者。

(2)　対象となる活動

①　市民活動（日帰りのものに限る）

市や公共団体が主催するスポーツ活動、社会教育・文化活動、その他市の事務事業に係わる活動への参加などで、市長が認定したもの

②　社会奉仕活動（日帰りのものに限る）

ア　公共的団体の責任者の管理下において、その団体の構成員が無報酬で労力を提供する道路・河川などの環境整備活動や、防火・防犯などのための活動等

イ　市に登録された者のボランティア活動

（給付内容）

傷害の程度	見　舞　金
死　　亡	500 万円
後遺障害	500 万円 （限度額）
入　　院	1 日　3,000 円 （180 日限度）
通　　院	1 日　2,000 円 （180 日限度）

※入院、通院は、治療日数 14 日未満のケガは対象外

4　ボランティア等賠償補償制度　　（予算額は市民活動傷害等見舞金給付制度に含む）

ボランティア等が活動中の事故について、過失または監督責任により法律上の損害賠償義務が生じた場合に、賠償金を保険によって補償救済し、ボランティア活動の活発化を促進するための制度で、昭和 61 年 4 月から実施している。

対象者

①　市民活動および社会奉仕活動の責任者または指導者等
②　市に登録されたボランティア
③　市民活動および社会奉仕活動を主催する団体

（給付内容）

対象となる場合	補償金（限度額）
第三者の身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1 名　5,000 万円 1 事故　1 億円
第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	1 事故　300 万円

※対人事故、対物事故のいずれも自己負担額 1 万円

5　市民活動・ボランティアサポートセンター（愛称：ひめじおん）

(1)　施設の概要

市民が積極的に社会参加､社会貢献できる仕組みづくりを進め、多様な市民活動団体の活動を支援するため、公益的な市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成などを行う施設として設置。

①　位　　置　総社本町 112 番地　姫路市市民会館 3・7 階

②　開　　館　平成 21 年 5 月 30 日

③　面　　積　3 階　事務・交流スペース　92.4 ㎡　7 階　活動室（2 室合計）　55.4 ㎡

④　利用時間　午前 9 時から午後 7 時

⑤　休 館 日　月曜日、保守点検日、年末年始

(2)　センターの事業　　令和元年度予算額　　11,945 千円

①　運営会議の開催

センターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るために、センターの運営方針や事業内容を検討する場として、学識経験者、団体推薦者、公募市民など 7 名の委員をもって組織。

②　情報収集・発信

・「ひめじＮＰＯ・ボランティア通信」の発行（月 1 回）
施設・団体等からのボランティア募集情報、講座紹介、支援情報などを掲載。

・「市民活動ネットひめじ」の運用
登録団体がインターネットを介して情報掲載できるシステムの運用。

・市民活動・ボランティアハンドブックの発行（年 1 回）
ボランティアの基礎知識やセンター登録団体の紹介、カレンダーなどを掲載したハンドブックの作成。

・センター情報コーナーの設置

・「ひめじボランティアメール」の運用
市民活動に関するイベントやボランティア情報などのメール配信を実施。

③　人材育成・学習機会の提供

・講座・研修会の開催
市民活動体験講座、ボランティア受け入れ講座等市民活動全般に関する講座の実施。
市政出前講座の実施。

④　活動相談

・市民活動全般に関する相談の実施。ＮＰＯ法人の設立や運営、ボランティア、行政やその他団体との協働等に関する相談。

⑤　連携・交流

「ひめじおんまつり」の開催。交流イベントへの参加、主催､団体のネットワークづくりへの協力。

⑥　団体活動支援

市内の市民活動（※）団体を対象に登録制度を実施。印刷室・活動室の利用、「市民活動ネットひめじ」への情報掲載、「ひめじＮＰＯ・ボランティア通信」の送付等。

※　「市民活動」の定義

・不特定かつ多数の利益の増進に寄与する等公益性のある活動であること。
・自発的な活動であること。
・営利を目的としない活動であること。
・姫路市民のために行う活動であること。
・市民に対して開かれた活動であること。
・宗教活動・政治活動を主たる目的とする活動等でないこと。

⑦　個人ボランティア登録制度

ボランティア活動を希望する市民の個人登録制度。登録者にボランティア情報の提供等を行う。

2 市民参画・協働

1 広聴活動

(1) 「市民の声」の受け付け

市民の市政に対する意見、提案、要望等を市政に反映させるため、郵便や電話のほか下記の方法で広く受け付け、希望があるものは所管課の回答を送付する。

市民アイデアポスト（I・POST）	昭和61年5月から「市民の声箱」を市の施設に設置。平成15年11月に「市民アイデアポスト」にリニューアルし、26カ所から80カ所に増設 （平成29年4月1日現在　91カ所）
市政ふれあいファクス	平成8年2月に専用ファクスを設置 ファクス番号　221-2758
市政ふれあいメール	平成10年5月に市ホームページ内に開設 アドレス　http://www.city.himeji.lg.jp/fureai/ 平成30年6月から姫路市公式アプリ「ひめじプラス」からも利用可

(2) 市政モニターの運営

昭和42年から設置。平成17年度からは、定数を57人から100人に増員し、若齢、就労者層の参画を促すためインターネットモニターを新設（それ以外は郵送モニター）。また、市民意識を迅速に把握し市政運営に反映させるためアンケートを実施する。18歳以上の市民を対象に公募。

＜活動内容＞

モニター通信の提出	市政運営の参考にするため、市政への意見、提案を随時受け付け、所管課に報告。希望があるものは所管課の回答を送付
アンケートへの回答	市民の意識や考え方を聴取する調査ニーズのある案件を庁内で募集し、年3回程度実施。結果はホームページ等で公表し、所管課で各事業の企画、効果測定、改善等に活用

＜受付処理状況＞

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
市民アイデアポスト	159	145	116	137	143
市政ふれあいファクス	2	0	0	1	2
市政ふれあいメール	278	257	249	240	388
市政モニター通信	43	54	43	10	6
郵便・口頭・電話	51	35	8	15	23
アプリメール					9
計	533	491	416	403	571

2 市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）

市民意見提出手続（パブリック・コメント手続）とは、市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報を考慮して意思決定を行うとともに意見等に対する市の考え方を公表する、一連の手続をいう。（平成15年9月からスタート）

(1) 目的

市民の市政運営への参画の新しい手段として確立し、その適正な運用により、「情報公開」「説明責任」等の観点から、政策形成過程の一層の公正確保と透明性の向上を図る。

(2) 手続の対象となる計画等の範囲

・市の施策に関する基本的な計画の策定又は改定
・市の施策に関する基本的な条例の制定又は改廃
・市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

・広く市民の利用に供される全市の拠点となる施設の整備に当たって、その理念、機能等を定める基本的な計画の策定又は改定

(3) 意見等を提出できる市民等の範囲

・市内に住所を有する者
・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
・市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
・市内に所在する学校に在学する者
・市税の納税義務を有する者
・市民意見提出手続に係る事案に利害関係を有する者

(4) 手続の流れ

① 計画等の素案を必要な資料とともに公表
② 市民等からこれらに対する意見等を募集（原則として1カ月以上の期間を設ける。）
③ 提出された意見等を考慮したうえで最終意思決定
④ 決定した計画等と提出された意見等に対する市の考え方を公表

(5) 手続の実施状況 （件）

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
実施件数	21	19	14	13	7
意見件数	1,160	359	445	468	83
修正項目数	51	24	15	30	47

3 市政出前講座

(1) 制度の概要

市政や市民生活上の身近な問題などを題材とした市民向けの講座で、市民からの注文を受け、職員が講師となって市内各地に出向き話をする制度。（平成16年4月1日スタート）

(2) 制度の利用条件等

・利用対象：市内に在住、在勤、在学の10人以上の団体、グループ
・開設時間：平日（祝休日を除く月～金）9:00～21：00の間の1時間程度
・講座内容：134種類（令和元年度）のメニューの中から申込者が選択
・会場準備：申込者が用意（市内に限る）
・講師費用：無料（資料は市で必要部数を用意）、ただし材料費等必要なときは実費徴収
・申込方法：講座の開催を希望する日の2週間前までに市民活動推進課へ申込み

(3) 実施状況

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
実施件数（件）	661	660	679	553	635
参加人数（人）	33,816	31,118	29,267	25,382	29,735

・希望の多かった講座（平成30年度）

1位	普通救命講習	（各消防署、消防・救急課）	110件
2位	動物園教室	（動物園）	53件
3位	忘れた頃にやって来る！忘れなくてもきっと来る！ 災害に備えます！「防災出前講座」	（危機管理室）	40件
4位	食中毒のはなし	（保健所衛生課）	45件
5位	消防教室	（各消防署）	36件

4　提案型協働事業

地域の課題などに取り組む市民活動団体から、団体と行政が協働して行う事業を提案してもらい、その公益性や実効性、継続性などについて書類審査、プレゼンテーション審査を行った上、50 万円を上限として助成。

対象団体：姫路市内に活動拠点を持つ、次の①から③のいずれかに該当する団体。

①　不特定多数の利益の増進を目的とする公益的活動を行う非営利の団体

②　特定非営利活動法人

③　①、②に該当する団体の共同体

募集期間：平成 31 年 4 月 22 日～令和元年 5 月 21 日

3　男女共同参画行政

1　概要

女性と男性がともに支え合い、創造する社会を実現するためには、男女がそれぞれ自立し、お互いの人権を尊重して、個性と能力を発揮しながら社会のあらゆる分野に共同して参加・参画することが必要である。

本市では、男女共同参画社会の実現をめざすための基本方針として策定している姫路市男女共同参画プランに基づき、関係各課と連携を図りながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進しているが、より一層積極的な施策展開を図るため、平成 28 年 4 月 1 日に姫路市男女共同参画推進条例を施行した。

また、男女共同参画社会の形成を促進するための拠点施設として設置した「男女共同参画推進センター（愛称：あいめっせ）」において、学習啓発、情報提供、相談等の事業を実施している。

2　男女共同参画施策の推進

令和元年度予算額　　2,440 千円

(1)　男女共同参画プランの推進

平成 30 年 3 月に策定した「姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

・計画期間　　平成 25 年度～平成 34 年度
・後期実施計画　　平成 30 年度～平成 34 年度
　実施予定事業　　193 施策

(2)　男女共同参画審議会の開催

本市における男女共同参画施策の基盤となる男女共同参画プランの策定や実施等について調査審議するため開催する。

・構　　成　　学識経験のある者、関係団体が推薦する者、関係行政機関の職員、市民　20 人以内
・開催回数　　年 2 回（予定）

(3)　男女共同参画プラン推進本部の設置

副市長を本部長とする推進本部を設置し、庁内における男女共同参画施策の取組み強化を図っている。

・構　　成　　本 部 長－市民局を担当する副市長
　副本部長－上記以外の副市長
　本 部 員－局長会議構成員（市長及び副市長を除く）
　幹 事 会－市民参画部長及び関係課長等
　推 進 員－各組織の長

3　男女共同参画推進センター（愛称：あいめっせ）

(1)　施設の概要

豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、女性に関するさまざまな問題解決を図り、男女が対等に社会参加や参画をし、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまち・姫路を築いていくための施設として設置されている。

①　位　置　　本町 68 番地 290　イーグレひめじ 3 階
②　開　館　　平成 13 年 9 月 1 日
③　面　積　　延床面積　3,272.98 ㎡
④　建設費　　総額　　3,076,009 千円
　（財源内訳）
　　地方債　　2,279,700 千円
　　一般財源　　796,309 千円

⑤　主要施設

室　名	面　積	収容人員	備　考
あいめっせホール	474 ㎡	280 人 （＋補助席 40 人）	移動式観覧席を備え、舞台と客席のレイアウトを変更して講演会、音楽会、展示会など多目的に使用可能
創　作　室	71 ㎡	25 人	木製工作台を備え、アートフラワー、絵画、手芸など多目的に利用可能
料　理　室	149 ㎡	25 人	車いすの方も使用できる高さ調整が可能な調理実習台を備え、試食コーナーを設置
フィットネスルーム	155 ㎡	25 人	健康づくりのための運動器具を備え、団体使用(火・水・木・金・土曜日）と個人使用(日・月曜日）が可能
ロビー、展示コーナー	237 ㎡	—	利用者が気軽に交流できるフリースペースとグループのお知らせ、センター事業などを紹介するコーナーを設置
グループ活動室	72 ㎡	20 人	センターに登録している団体が、ミーティング、作業などに使用できる部屋。専用ロッカーを設置
プレイルーム	42 ㎡	20 人	講座・講演会開催時の一時保育の場。洗濯・シャワー室、幼児用トイレ、調乳室を設置

⑥　基本使用料　［料金改定予定］

区　分		午　前 午前 9 時から 正午まで	午　後 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜　間 午後 6 時から 午後 9 時まで	全　日 午前 9 時から 午後 9 時まで
あいめっせホール	平日	7,200 円	12,000 円	11,300 円	30,500 円
	土曜日、日曜日及び休日	9,000 円	15,000 円	14,100 円	38,100 円
創　作　室		2,000 円	2,600 円	2,000 円	6,600 円
料　理　室		3,500 円	4,600 円	3,500 円	11,600 円
フィットネスルーム（団体使用）		3,700 円	4,900 円	3,700 円	12,300 円
フィットネスルーム（個人使用）		1 人 1 回（2 時間以内の使用）300 円			

(2)利用状況

区分＼年度		H26	H27	H28	H29	H30
あいめっせホール	開館日数(日)	346	347	346	346	346
	使用日数(日)	237	245	224	231	218
	利 用 率(%)	68	71	65	67	63
	利用人数(人)	51,521	54,583	48,103	50,540	52,789
創作室	開館日数(日)	346	347	346	346	346
	使用日数(日)	205	229	202	201	217
	利 用 率(%)	59	66	58	58	63
	利用人数(人)	4,309	4,598	4,436	4,258	4,770
料理室	開館日数(日)	346	347	346	346	346
	使用日数(日)	101	111	112	103	131
	利 用 率(%)	29	32	32	30	38
	利用人数(人)	2,452	2,671	2,656	2,495	3,008
フィットネスルーム（個人使用日を除く）	開館日数(日)	261	260	257	258	257
	使用日数(日)	170	175	172	162	172
	利 用 率(%)	65	67	67	63	67
	利用人数(人)	3,598	3,806	3,859	3,569	3,629

(3)学習啓発等推進事業　　令和元年度予算額　10,779 千円

① 推進事業

・男女共同参画推進センター運営会議の開催

男女共同参画推進センターの機能を活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、学識経験者、団体推薦者、市民代表など 15 人の委員をもって組織する。

開催回数　2 回（予定）

・登録団体連絡会の開催

男女共同参画推進センター登録団体の意見を聞くとともに、登録団体の相互交流を図る機会を提供するため開催する。

・あいめっせフェスティバルの開催

男女共同参画推進センター登録団体の活動発表とグループの連帯と交流を促進し、ネットワーク化を図る。また、各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発するために開催する。

実施時期　令和元年 11 月 16・17 日

参加団体　23 団体(予定)

② 学習啓発事業

・啓発講演会の開催

男女共同参画週間講演会他 1 回(予定)

・啓発講座の開催(全 12 講座予定)

あいめっせステップ・アップ講座　女性のチャレンジ支援セミナー　子育て応援講座

男性セミナー　女性の心とからだセミナー　ワーク・ライフ・バランスセミナー

生涯現役応援講座他

・出前講座の開催

③ あいめっせ写真展

「あなたが思う、男女共同参画！」をテーマに写真を公募し、男女共同参画週間に合わせて展示する。また、夏休み期間などに市内施設で再展示する。

④ 市民企画支援事業

男女共同参画社会の実現をめざし市内で活動する市民団体やグループに対し、事業に要する経費の全部又は一部を助成する。

1 団体 10 万円以内

⑤ 地域啓発委託事業

男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会での固定的な性別役割分担意識の払拭をめざし、啓発を強化するため実施する。

⑥ 情報収集提供事業

・図書情報コーナーの運営

男女共同参画に関する情報を広く収集し、女性の人権尊重と男女共同参画の視点から情報の提供・発信を行い、情報アドバイザーが情報相談に応じる。

蔵　書　等：図書 12,387 冊、行政資料 3,494 冊、ビデオ・ＤＶＤ330 本

延貸出冊数 ：8,594 冊

利用登録者数：1,777 人　(平成 31 年 3 月末現在)

・「あいめっせ通信」の発行（年 3 回）

講座情報、新着図書情報などを紹介する。

・男女共同参画情報誌「ウェーブレット」の発行（年 2 回）

男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発を行う。公募による委員 4 人で編集を行う。

⑦ 交流活動支援事業

男女共同参画リーダー養成を目的に、国等が主催する研修会に派遣する。

⑧ 相談事業

・女性のための相談室

女性問題相談員や弁護士が、女性が抱えるさまざまな問題の相談に応じ、問題解決に向けた支援を行う。

・一般相談（電話・面接）　・法律相談（面接）

年　度	面接相談（件）	電話相談（件）	法律相談（件）	文 書 等（件）	合　計（件）
H26	347 内ＤＶ132	789 内ＤＶ265	34	1	1,171 内ＤＶ397
H27	260 内ＤＶ 85	754 内ＤＶ 58	32	0	1,046 内ＤＶ143
H28	262 内ＤＶ 65	613 内ＤＶ 52	25	0	900 内ＤＶ117
H29	245 内ＤＶ 63	661 内ＤＶ 52	20	0	926 内ＤＶ115
H30	293 内ＤＶ 64	640 内ＤＶ 51	28	0	961 内ＤＶ115

※　ＤＶ（ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者等からの暴力のこと）

・ 女性のための健康相談

保健師が、女性が抱える体や心の悩みの相談に応じる。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数（件）	14	11	13	9	6

・男性のための電話相談（令和元年度新規事業）

男性の専門相談員が、職場の人間関係、夫婦・家族との関係など男性が抱えるさまざまな悩みや問題に応じる。

⑨　女性のチャレンジ支援事業

就職・起業・在宅ワーク・地域活動をはじめとするさまざまな分野への女性のチャレンジを応援するため、情報提供や社会保険労務士による相談を実施している。

・ ひめじ女性チャレンジひろばによる情報提供

・ 女性のためのチャレンジ相談

年度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数（件）	24	34	31	29	23

4　市政情報の公開等

1　概要

平成元年 7 月に市政情報の総合窓口として、本庁舎 1 階に市政情報センターを開設し、市政情報の提供及び市発行の刊行物、パンフレット等の提供、情報公開制度、個人情報保護制度、総合案内窓口などに関する業務を行っている。

2　市政情報の提供

各課等から提供のあった行政資料の閲覧コーナーを設けるとともに、市民向けパンフレット・チラシ類の提供を行っている。また、市の有償刊行物を一括して販売しているほか、市政広報番組の収録ビデオなどの貸し出しを行い、市民の利用に供している。

3　情報公開

(1)　経緯

昭和 62 年 4 月に他都市に先駆け、「姫路市公文書公開条例」を施行し、市政の透明化を進めてきた。しかし、条例の施行後 10 年以上が経過し、地方分権の推進、情報化の急激な進展、国の情報公開法の施行など社会情勢が大きく変化する中、条例を全面的に見直し、より一層市民に利用しやすい「姫路市情報公開条例」を新たに制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行している。

また、同時に「姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針」を定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行している。この指針により、市の施策の計画・立案及び行政運営の過程に重要な役割を果たしている附属機関等の会議における審議等の状況を公開することで、より一層開かれた市政の推進を図ることを目的としている。

(2)　運用状況

①　公開請求の件数及び処理状況　　（件数）

区分／年度	公開請求	処理状況内訳						任意的公開
		公開	一部公開	非公開	存否不回答	文書不存在	取下げ	
H26	2,229	2,005	209	1	0	14	0	305
H27	1,917	1,603	272	11	1	29	1	388
H28	2,018	1,421	512	6	0	79	0	515
H29	1,510	909	488	83	(1)※	30	0	342
H30	1,454	753	501	7	1	63	129	433

※　一部に存否不回答項目があるもの。一部公開で集計しており、内数として表示している。

②　不服申立て等の件数及び処理状況　　（件数）

区分／年度	不服申立てまたは審査請求	処理状況内訳					
		却下	棄却	全部認容	一部認容	取下げ	審理中
H26	0	0	0	0	0	0	0
H27	1	0	0	0	1	0	0
H28	1	0	1	0	0	0	0
H29	1	0	0	0	0	1	0
H30	3	0	3	0	0	0	0

③　附属機関等の会議公開制度の運用状況　（件数）

区別＼年度		H26	H27	H28	H29	H30
公開の状況	会議を開催した審議会等の数	133	112	105	104	106
	公開（一部公開を含む）での開催	83	77	72	68	73
	非公開での開催	50	35	33	36	33
	会議の開催数（延べ）	1,297 (881)	1,172 (826)	1,129 (806)	1,149 (812)	1,124 (804)
	全部公開（延べ）	189	170	145	136	141
	一部公開（延べ）	8	6	4	7	7
	非公開（延べ）	1,100 (881)	996 (826)	980 (806)	1,006 (812)	976 (804)
傍聴の状況	傍聴があった審議会等の数	23	30	20	20	21
	傍聴があった会議の数（延べ）	48	47	32	37	33
	傍聴人の数（延べ）	173	110	113	101	99

※　（　）分は、介護認定審査会の会議数

4　個人情報保護

(1)　経緯

平成 3 年 4 月より「姫路市個人情報保護条例」を施行し、市が行う個人情報の収集、保管、利用の各段階においての規制及び本人の請求による市が保管している個人情報の開示など、公正で適正な個人情報の取扱業務を行ってきた。その後、ＩＴ（情報技術）社会の進展への対応、周辺 4 町との合併など市を取り巻く環境の変化、国の法律との整合を図る観点から、「姫路市個人情報保護条例」の内容を全面的に改正し、平成 18 年 3 月 27 日から施行している。

(2)　運用状況

①　個人情報取扱事務の届出件数　（件数）

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
件　数	1,290	1,279	1,294	1,326	1,335

②　開示等請求の件数及び処理状況　（件数）

区別＼年度	H26	H27	H28	H29	H30
開示請求	1,195	1,108	1,272	914	720
開　示	1,124	1,005	1,180	829	621
一部開示	48	78	75	66	64
不開示	0	0	1	3	0
不存在	21	25	16	16	29
取下げ	2	0	0	0	6
訂正請求	0	0	0	1	0
訂　正	0	0	0	1	0
利用停止請求	0	0	0	0	0
非利用停止	0	0	0	0	0

③　不服申立て等の件数及び処理状況　（件数）

区分／年度	不服申立てまたは審査請求	処理状況内訳					
		却下	棄却	全部認容	一部認容	取下げ	審理中
H26	0	0	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0	0	0
H29	3	0	0	0	1	2	0
H30	3	0	3	0	0	0	0

5　特定個人情報保護評価

平成 25 年 5 月に「行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が公布され、平成 27 年 10 月に全国民に個人番号（マイナンバー）が付番、平成 28 年 1 月から番号利用が開始された。

このマイナンバー制度は様々なメリットがある一方で、個人情報の漏えいや悪用、プライバシーの侵害などの懸念があるため、特定個人情報保護ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う前に、業務ごとにその概要やリスク対策などの評価（特定個人情報保護評価）を行うことが義務付けられており、本市においても、特定個人情報保護評価を実施している。

6　総合案内業務

本庁舎 1 階に総合案内所を設け、開庁時間において、常時 2 名体制で来庁者に対する庁舎案内、担当部署への連絡案内などの業務を行っている。

案内の状況　（件数）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
案内件数	63,563	67,615	65,259	59,639	58,582

7　キッズスペースの運営

幼児（満 1 歳から小学校就学前）を連れた来庁者の利便を図るため、市政情報センター隣に、授乳室やおむつ交換台を併設した「キッズスペース」を設け、常時 2 名の保育士を配置し、午前 8 時 40 分から午後 5 時までの間、幼児を預かる一時保育事業を実施している。

利用者の状況　（人）

区分／年度	一時保育	授乳	おむつ替え	利用合計
H26	2,053	219	329	2,601
H27	1,964	217	343	2,524
H28	2,032	198	284	2,514
H29	1,769	221	290	2,280
H30	1,708	208	282	2,198

5 市　民　相　談

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員		担当課
市民相談	相続、夫婦、親子、金銭貸借、土地、家屋など日常生活の中での悩みごと	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は 16:00 まで)	市役所 市民相談センター	市職員(3)		市民相談センター
交通事故相談	示談、賠償、訴訟など交通事故の諸問題	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (受付は 16:00 まで)		嘱託専門相談員(2)		
法律相談	土地、家屋、夫婦、親子、金銭、相続および交通事故などの法律問題	毎火～金曜日 9:30～11:30 (受付　相談希望日前日 9:00 から電話予約先着 6 名)		弁護士(1)		
労働相談	解雇、賃金、就労条件、その他の労働に関すること	第 1・3 木曜日 9:30～11:30 (受付　当日 9:00～11:00 先着順 6 名)		第 1	社会保険労務士(1)	労働政策課
				第 3	弁護士(1)	
人権相談	夫婦、親子、近隣間のもめごと、差別、いじめなどの人権にかかわる問題	第 1 木曜日 13:00～16:00	イーグレひめじ 人権啓発センター	人権擁護委員(3)		人権啓発課
		第 2 木曜日 13:00～16:00	市役所 市民相談センター	人権擁護委員(2)		
		第 4 木曜日 13:00～16:00	駅前市役所	人権擁護委員(2)		
		第 3 水曜日 13:30～15:30	安富事務所	人権擁護委員(1)		
行政相談 （市政相談）	国に対する苦情、要望及び市政に関する意見	第 1 水曜日 13:00～15:00	市役所 市民相談センター	行政相談委員(1)		市民相談センター
		第 2・4 水曜日 13:00～15:00	駅前市役所	行政相談委員(2)		
		第 3 水曜日 13:00～15:00	家島事務所	行政相談委員(1)		
		第 3 水曜日 9:30～11:30	夢前事務所	行政相談委員(1)		
		第 3 水曜日 9:30～11:30	香寺事務所	行政相談委員(1)		
		第 3 水曜日 13:30～15:30	安富事務所	行政相談委員(1)		
登記相談	不動産の相続や売買の登記、法人登記、土地の境界紛争、分筆、地目変更等	第 2 水曜日 13:30～16:30 (受付は 16:00 まで)	市役所 市民相談センター	司法書士会(2) 土地家屋調査士会(2)		
不動産相談	土地、家屋の売買に関する問題	第 3 水曜日 13:30～16:30 (受付は 16:00 まで)		宅地建物取引業協会(2)		
不動産鑑定相談	不動産の価格・賃貸借料及び借地権等	第 4 水曜日 13:30 ～16:30 (受付は 16:00 まで)		不動産鑑定士協会(2)		
公証相談	遺言・各種契約(金銭・賃貸)・離婚等の公正証書の作成	第 3 月曜日 13:30 ～15:30 (受付は 15:00 まで)		公証人(1)		

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
税務相談	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、その他税に関する問題	第2月曜日 (3月を除く) 13:30 ～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	税理士会(2)	市民相談センター
マンション管理相談	マンション管理における諸問題	第1月曜日 13:30～16:30 (予約制　定員3組)	市役所 市民相談センター	マンション管理組合支援センター	住宅課
行政書士相談	各種契約に関すること。土地、農地、相続、遺言、入管、帰化に関すること、その他官公署に対する許認可手続等	第4月曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	行政書士会(2)	市民相談センター
建築相談	耐震診断、欠陥住宅等建築に関する相談	第4木曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	建築士会(1)	
成年後見相談	成年後見制度に関する相談	第3木曜日 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	成年後見センターリーガルサポート(1)	
成年後見相談	成年後見制度に関する相談	月～金曜日 8:35～17:20	姫路市総合福祉会館 姫路市成年後見支援センター	姫路市社会福祉協議会職員(3)	保健福祉政策課
成年後見相談 (専門相談)	成年後見制度に関する相談	第1・2・3・4火曜日 13:30～16:30	姫路市総合福祉会館 姫路市成年後見支援センター	弁護士 (第1･3火曜日) 司法書士 (第2･4火曜日) 社会福祉士 (第1･2･3･4火曜日)	
犯罪被害者相談	犯罪被害者等が抱える諸問題に関する相談	第3木曜日（予約制） 13:30～16:30 (受付は16:00まで)	市役所 市民相談センター	㈱ひょうご被害者支援センター相談員(1)	危機管理室
暴力相談	暴力団に関するトラブルの相談など	月～金曜日 10:00～16:00	兵庫県 姫路総合庁舎	㈱暴力団追放兵庫県民センター相談委員(1)	
インドシナ難民生活相談	生活全般	第2・4火曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	市役所 市民相談センター	㈱アジア福祉教育財団難民事業本部関西支部相談員(1)	文化国際課
多言語生活相談	生活全般(ポルトガル語、スペイン語、中国語)	火曜日 13:00～16:00		通訳(2)	
	生活全般(ベトナム語)	①月曜日②火曜日 ③水曜日④木曜日 ⑤金曜日 13:00～17:00 ※月曜日のみ 13:20～17:20	①市役所 市民相談センター ②城東町総合センター ③高木総合センター ④見野の郷交流館 ⑤イーグレひめじ 国際交流センター	通訳(1)	
消費生活相談	消費生活上の苦情、相談、情報提供など	月～金曜日 9:00～17:00	市役所 消費生活センター	消費生活相談員(6)	消費生活センター
ＤＶ相談	配偶者等からの暴力（ＤＶ）被害に対する相談、支援	月～金曜日 8:50～17:20	(非公表)	婦人相談員(4)	保健福祉政策課

相談名	相談内容	相談日		相談場所	相談員	担当課
女性のための相談室	女性が抱えるさまざまな問題の相談、解決への支援	一般相談	電話 火曜日 10:00 ～ 16:00 水・金曜日 10:00 ～ 18:00 面接(予約制) 火・木・土曜日 10:00 ～ 16:00 水・金曜日 10:00 ～ 18:00	男女共同参画推進センター	女性問題相談員(2)	男女共同参画推進センター
		法律相談	第2火曜日 (予約制) 13:30～15:30		弁護士(1)	
女性のためのﾁｬﾚﾝｼﾞ相談	就職・起業・地域活動などに関する相談	第3水曜日(予約制) 10:00～12:00		男女共同参画推進センター	社会保険労務士(1)	
女性のための健康相談	健康に関する相談	第3金曜日(予約制) 10:00～12:00		男女共同参画推進センター	保健師(1)	
男性のための電話相談	家庭や職場等での人間関係、夫婦関係の悩み、ＤＶ、働き方、生き方など	原則奇数月第2水曜日 16：00～19：00		男女共同参画推進センター	男性専門相談員(1)	
農事相談	農業経営及び農地に関する諸問題	第1水曜日 10:00～12:00		市役所 農業委員会	農業委員(4) 事務局職員(3)	農業委員会事務局
園芸相談	園芸について	水～月曜日 9:00～12:00 13:00～16:30		緑の相談所	㈠財)姫路市まちづくり振興機構職員(2)	緑の相談所
人権・生活問題相談	人権問題及び生活問題全般	月～金曜日 8:35～17:20		市役所人権推進部 市内各総合センター(17)	市職員(33) 嘱託員(8)	人権推進部
人権問題相談	人権問題全般	毎日(12月28日～1月4日と臨時休館日(月1回) 除く) 9:00～17:00		イーグレ 人権啓発センター	市職員(4) 嘱託員(3)	
身体障害者相談	身体障害者の更生、指導など	月～金曜日 9:00～17:00		姫路市総合福祉会館	身体障害者福祉協会員(1)	障害福祉課
知的障害者相談	知的障害者の更生、指導など	月～金曜日 10:00～15:00		姫路市総合福祉会館	姫路地区手をつなぐ育成会員(1)	
精神障害者相談	精神障害者の更生、指導など	月～金曜日 10:00～15:00		姫路市総合福祉会館	姫路市精神保健福祉連合会会員(1)	
ろうあ相談	聴覚障害者の更生、指導など	月､火､木､金曜日 9:00～17:00		市役所 障害福祉課	ろうあ相談員(1)	
障害者(児)支援相談	障害者(児)への自立支援を目的とする総合的な相談	月～金曜日 10:00～17:00		姫路市総合福祉会館 障害者相談支援センター「りんく」	相談支援専門員など(2)	
福祉総合相談	どこに相談したらいいのか分からない人の福祉相談窓口	月～金曜日 8:35～17:20		姫路市総合福祉会館	市職員、保健師(2)	総合福祉会館
生活困窮者相談	生活困窮に関する相談 (生活保護以外)	月～金曜日 8:35～12:00 13:00～17:20		姫路市社会福祉協議会 くらしと仕事の相談窓口	相談員など(7)	生活援護室
保育士の就職相談	潜在保育士の私立保育施設等の就職相談等	月～金曜日(予約制) 8:35～16:30		保育士･保育所支援センター	市職員(2)	こども政策課

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
家庭児童相談	家庭での児童養育(虐待含む)に関する悩みごとなど	月～金曜日 8:50～17:20	姫路市総合福祉会館 こども家庭総合支援室	家庭児童相談員(6)	こども家庭総合支援室
ひとり親家庭等相談	ひとり親家庭等の身上相談など	月～金曜日 8:50～17:20	市役所 こども支援課	母子・父子自立支援員(4)	こども支援課
ひとり親家庭就労相談	ひとり親の就職活動を支援	月～金曜日 8:50～17:20		就労相談員(2)	
養育費等相談	離婚に伴う養育費や面会交流等に関する相談(予約制)	第3金曜日 13:30～16:30	市役所 市民相談センター	弁護士(1)	
子育て相談	子育てに関する相談など	月～金曜日 9:00～17:00	すこやかセンター 子育て情報相談室	利用者支援員(2)	
子育て相談	保育所等の利用に関する相談など	月～金曜日 9:00～17:00	市役所 こども保育課	利用者支援員(2)	こども保育課
	子どもの成長・発達について、子育てに関する相談など	月～金曜日 8:35～17:20	子育て世代包括支援センター (保健センター・ 保健センター分室)	保健師 利用者支援員	保健所健康課
医療安全相談	医療に関する苦情及び相談	月～金曜日 8:35～17:20	保健所	市職員(6)	保健所総務課
こころの健康相談	精神保健福祉に関する相談(予約制)	第3火曜日 第4木曜日 13:30～15:00		医師 精神保健福祉相談員 保健師	保健所健康課
		奇数月第2月曜日 13:30～15:00	南保健センター		
		偶数月第2月曜日 13:30～15:00	西保健センター		
アルコール問題相談	アルコール依存症等の相談(予約制)	第4木曜日 13:30～15:00	保健所	断酒会会員 精神保健福祉相談員 保健師	
		奇数月第2月曜日 13:30～15:00	南保健センター		
		偶数月第2月曜日 13:30～15:00	西保健センター		
エイズ検査・相談	エイズに関する検査・相談(予約制)	随時 (検査は第3木曜日 9:30～11:30)	保健所	医師 保健師 看護師	保健所予防課
生活習慣病相談	生活習慣病に関する個別相談(予約制)	毎週火曜日 10:00～11:30		保健師 管理栄養士	保健所健康課
難病相談	難病に関する個別相談(予約制)	原則第1火曜日 10:00～11:30		医師 保健師等	保健所予防課
教育相談	いじめや不登校、問題行動など、複雑化する子供の教育や発達に関するすべての相談	面接相談(要予約) 月～金曜日 10:00～18:00 第1・第3土曜日 9:00～17:00 電話相談 月～金曜日 第1・第3土曜日 9:00～17:00 フリーダイヤル電話相談 月～金曜日 第1・第3土曜日 9:00～16:00 第2・第4金曜日 9:00～20:00	総合教育センター	指導主事(9) 教育相談員(17) 嘱託員(17) 再任用(1)	総合教育センター 育成支援課

相談名	相談内容	相談日	相談場所	相談員	担当課
雇用相談	就職に関する相談	月～金曜日 10:00～18:00	姫路しごと支援センター	相談員(1) カウンセラー(1)	労働政策課
	国、県、市の施策紹介や雇用に関する相談	月～金曜日 9:15～16:00	市役所 労働政策課	相談員(1)	
融資相談	中小企業に対する資金繰り等のアドバイス	月・火・木・金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	市役所 産業振興課	相談員(2)	産業振興課

6 消 費 者 行 政

1 概要

昭和 49 年 10 月に「姫路市消費者保護条例」を制定し、50 年 4 月に「姫路市消費生活センター」を開設、消費生活をはじめ生活全般にわたり幅広い事業を行ってきた。平成 19 年 3 月 28 日に、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を定めた「姫路市消費生活条例」を新たに制定し、消費生活センターでは社会環境や生活環境の変化に対応できる自立した賢い消費者の育成、市民の消費生活の安定、向上に努めている。また、平成 28 年 3 月には「姫路市消費者教育推進計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、総合的、一体的に消費者教育の推進に取り組んでいる。

2 消費者啓発

国際化、情報化、多様化する社会の中で、真に豊かな生活を築いていくための学習の場を提供し、消費者の学習意欲を高め、自立する消費者の育成を図る。

(1) 生活学級　　令和元年度予算額　1,271 千円

日常生活の中で常に問題意識をもち、積極的に社会の動きにも目を向け、主体的にそれらの問題を解決する姿勢を身に付ける学習の場とする。

開設期間　4 月～翌 3 月　　開催回数　5 回以上

実施学級　10 学級

(2) 夏休み子ども消費生活学習会　　令和元年度予算額　140 千円

小学生高学年親子で金銭教育・契約・環境・食などの消費生活に関することを学ぶ学習の場とする。

開催月　8 月　　開催回数　1 回

対象者親子 30 組

(3) 高齢者消費者被害防止講座　　令和元年度予算額　53 千円

高齢者や障害者を消費者被害から守るため、高齢者に多い詐欺や消費者トラブルとその対策、身近で見守る人を対象とした見守りのポイントなどを学ぶ学習の場とする。

開催月　9 月　　開催回数　1 回

定　員　100 人

(4) 金融経済講演会　　令和元年度予算額　74 千円

暮らしを支える基礎的な金融経済の知識を身につけるための学習の場とする。

開催月　11 月　　開催回数　1 回

定　員　80 人

(5) 消費生活セミナー　　令和元年度予算額　17 千円

市民一人ひとりが賢い消費者として自立し、真に豊かで潤いのある生活を築いていくため、衣食住にわたる学習の場を提供する。

開催月　12 月　　開催回数　1 回

定　員　80 人

(6) 学校指導者向け研修　　令和元年度予算額　21 千円

市立保育所・こども園の所長・園長を含む学校指導者を対象に「消費者教育」についての研修会を実施する。

3 消費生活センター

消費者被害の救済、消費者の教育・啓発や、消費者情報の収集・提供の拠点施設として、国民生活センターをはじめ全国各消費生活センター等との協力連携の下に、消費者被害の未然防止と自立する賢い消費者の育成に努めている。

(1) 消費生活相談

消費生活に関する多種多様な相談および苦情を、迅速な処理によって救済を図る一方、広報ひめじ・情報紙への掲載等により被害を未然に防ぐことに努める。

相 談 員　6 名　　平成 30 年度受付総数　5,844 件（内新規相談件数　4,229 件）

相談時間　9：00～17：00

(2) 消費者情報の収集・提供

氾濫する情報を整理し、分かりやすい情報を身近な内容で提供する。

① 情報紙「消費生活センターだより」の発行　　年２回　各４千部

② 幼児から高齢者まで各世代ごとに啓発用冊子の作成・配布

③ 悪質商法等の出前講座及び啓発用ビデオ貸し出し

④ ＦＭ　ＧＥＮＫＩ等メディアを利用した消費生活センターの広報啓発

⑤ 高校生を対象とした出前講座

4 計量管理事務

(1) 計量取り締まり（数字は平成30年度実績）　　令和元年度予算額　　5,801千円

昭和40年計量法に規定する計量特定市の指定を受けて以来、適正計量の確保のため、取引・証明に使用する計量器の定期検査､商品量目等の立入検査を実施している。

① 計量器定期検査

計量法に基づき、2年に1回、取引・証明に使用するはかりなどの計量器を検査し、不良計量器を追放することにより、計量の安全を確保している。

定期検査戸数　　586戸（はかり　1,264個　　分銅､おもり　515個）

② 立入検査

・商品量目の立入検査

消費者が日常消費する商品の量目が適正に計量されているかどうかを､店舗･工場に立ち入り､検査を実施している。

立入検査戸数　　8戸（検査件数　　520個）

・有効期間付き計量器の立入検査

市民の消費生活に関連の深い水道・ガス・電気の各メーター、タクシーメーター、ガソリン(燃料油）メーターの使用現場に立入検査し、有効期間切れ等不良計量器を追放することにより、計量の適正化を図っている。

燃料油メーター　　立入検査戸数　　1戸（検査件数　　20個）

質量計　　立入検査戸数　　8戸（検査件数　　37個）

(2) 計量思想の普及・啓発　　令和元年度予算額　　60千円

一般市民の計量についての関心を高めるため、11月1日の計量記念日にあわせ、記念日ポスターを作成し、計量関係事業所、学校関係に配布、掲示し、普及・啓発に努めている。

7 戸籍・住民

1 各種事務登録数推移

各年3月31日現在

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
戸籍	本籍数	214,925	215,771	216,392	217,022	217,517
	本籍人口	538,785	538,962	538,747	538,727	538,135
住民登録（日本人）	人口 男	257,631	257,076	256,185	255,355	254,566
	人口 女	273,631	273,049	272,271	271,372	270,469
	人口 計	531,262	530,125	528,456	526,727	525,035
	世帯数	225,595	227,342	229,169	230,561	232,568
住民登録（外国人）※	人口 男	4,561	4,639	4,824	4,908	5,244
	人口 女	5,566	5,581	5,680	5,774	5,913
	人口 計	10,127	10,220	10,504	10,682	11,157
	世帯数	6,375	6,506	6,822	7,061	7,563
印鑑登録数		350,679	348,065	347,971	347,969	348,243

※ 世帯数については、日本人と外国人からなる複数国籍世帯は日本人世帯、外国人世帯それぞれに計上している。

2 各種事務届出件数

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
戸籍	出生	6,265	6,003	5,856	5,572
	死亡	6,265	6,422	6,549	6,616
	婚姻	5,524	5,460	5,340	5,230
	離婚	1,445	1,323	1,369	1,426
	認知	97	113	82	89
	入籍	1,203	1,148	1,077	1,154
	転籍	2,255	2,152	2,271	2,247
	養子縁組	440	496	490	488
	養子離縁	147	168	170	133
	その他	1,603 (1)	1,484 (0)	1,448 (1)	1,479 (3)
	計	25,244 (1)	24,769 (0)	24,652 (1)	24,434 (3)
印鑑登録	新規	19,276	19,116	20,108	20,036
	廃止	1,501	1,689	1,606	1,578
	その他	8,459	8,017	8,910	8,712
	計	29,236	28,822	30,624	30,326

（ ）内は取り消し事件の内数

区分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
住民登録	転入	10,514	10,085	10,193	10,885
	転出	10,996	11,073	11,248	11,619
	転居	13,523	13,128	14,173	13,289
	出生	4,556	4,380	4,337	4,085
	死亡	5,222	5,352	5,552	5,548
	その他	6,311	11,101	11,154	10,824
	計	51,122	55,119	56,657	56,250

区　分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
特別永住者事務	更　新　申　請	267	785	1,064	582	597	732
	再 交 付 申 請	48	57	50	33	40	46
	住居地以外の変更	55	25	26	10	24	5
	特 別 永 住 許 可	16	16	10	12	15	15
	計	386	883	1,150	637	676	798
住居地届出事務	特別永住者の住居地届出	345	311	310	225	250	183
	中長期在留者の住居地届出	1,549	1,784	1,882	1,986	2,124	2,495
	計	1,894	2,095	2,192	2,211	2,374	2,678

平成24年7月9日からの件数。7月8日以前は外国人登録の件数に含まれる。
（入管法及び入管特例法の改正による）

3　謄抄本証明事務取扱件数

区　分	H27年度			H28年度			H29年度			H30年度		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
戸籍関係	129,904	35,526	165,430	123,857	39,164	163,021	125,725	39,856	165,581	126,340	41,666	168,006
住民票関係	274,976	60,067	335,043	274,784	51,963	326,747	270,781	55,150	325,931	266,248	55,342	321,590
印鑑証明	188,609	762	189,371	184,655	565	185,220	175,480	685	176,165	165,916	632	166,548
諸　証　明	7,616	1,301	8,917	8,243	1,173	9,416	7,709	1,069	8,778	7,116	1,112	8,228
合　計	601,105	97,656	698,761	591,539	92,865	684,404	579,695	96,760	676,455	565,620	98,752	664,372

4　コンビニ交付発行件数

区　分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
住民票の写し	59	2,883	6,353	8,617
印 鑑 証 明	52	3,448	8,557	10,425
戸 籍 証 明	0	176	1,195	1,970
附表の写し	0	34	154	205
合　計	111	6,541	16,259	21,217

5　窓口事務

全市的な視点から市民サービスの向上を図り、昭和55年4月の新庁舎開庁に伴い、模写電送装置を導入し、各種台帳の本庁集中化を図り、支所、出張所の所管区域を廃止した。

昭和57年7月からは住民票漢字オンラインサービスを開始し、さらに平成元年3月から印鑑証明のイメージ化オンラインサービスを、平成5年5月からは転出証明書の一部電算化を、平成17年12月からは戸籍の電算化を開始し、窓口業務の効率化、スピード化を推進している。また、平成15年4月に年中無休（1月1日及び10月第3日曜日を除く）の駅前市役所を開設し、平成16年5月には市民課（現住民窓口センター）にフロアマネージャーを配置した市民総合窓口を開設し、平成18年1月には戸籍の電算化を受けて市民課総合窓口のレイアウトを変更した。同年3月の市町合併に伴い出先事務所を27カ所に拡大し、同年5月に飾磨支所の開所時間を（12月31日から1月3日及び10月第3日曜日を除く）毎日午後7時30分まで拡充した。

平成27年10月にいわゆるマイナンバー法が施行され、市民にマイナンバーが通知された。平成28年1月にはマイナンバーカードの交付が始まり、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを開始した。

平成28年4月、合併10年を機に4地域事務所3サービスセンターが市民局に移管され、継続して業務を行っている。

なお、平成7年1月から開始した自動交付機による証明交付サービスを、平成28年12月に終了した。

住民窓口センター及び戸籍・住民異動届・証明交付等取扱い出先事務所の所在地・電話番号

住民窓口センター	〒670-8501	安田四丁目 1 番地	079-221-2351
中央支所	〒670-0012	本町 68 番地 68	079-289-0811
飾磨支所	〒672-8064	飾磨区細江 2655 番地	079-235-0781
広畑支所	〒671-1116	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	079-236-1991
網干支所	〒671-1253	網干区垣内中町 120 番地	079-272-0181
白浜支所	〒672-8023	白浜町甲 396 番地 8	079-245-1771
家島事務所	〒672-0101	家島町真浦 2137 番地 1	079-325-1002
夢前事務所	〒671-2192	夢前町前之庄 2160 番地	079-336-0001
香寺事務所	〒679-2144	香寺町中屋 14 番地	079-232-0001
安富事務所	〒671-2401	安富町安志 1151 番地	0790-66-2300
駅前市役所	〒670-0912	南町 1 番地　山陽百貨店西館 3 階	079-288-1177
東出張所	〒671-0232	御国野町御着 1142 番地 8	079-252-6363
西出張所	〒671-2216	飾西 728 番地 5	079-266-0004
林田出張所	〒679-4206	林田町林田 13 番地	079-261-2001
飾東出張所	〒671-0219	飾東町豊国 1163 番地 13	079-253-0101
北出張所	〒679-2122	豊富町御蔭 957 番地	079-264-0002
船山出張所	〒679-2101	船津町 3857 番地	079-232-0002
花の北サービスセンター	〒670-0806	増位新町二丁目 12 番地	079-289-0820
城乾サービスセンター	〒670-0875	南八代町 6 番 1 号	079-297-1010
安室サービスセンター	〒670-0081	田寺東二丁目 2 番 3 号	079-296-0030
高岡サービスセンター	〒670-0056	東今宿五丁目 3 番 20 号	079-296-3743
勝原サービスセンター	〒671-1203	勝原区丁 743 番地	079-273-9713
妻鹿サービスセンター	〒672-8031	飾磨区妻鹿 170 番地 6	079-245-1871
的形サービスセンター	〒671-0111	的形町的形 1358 番地 4	079-254-4339
大塩サービスセンター	〒671-0102	大塩町汐咲一丁目 39 番地	079-254-0039
坊勢サービスセンター	〒672-0103	家島町坊勢 186 番地	079-327-1001
置塩サービスセンター	〒671-2114	夢前町糸田 609 番地 1	079-335-0002
菅野サービスセンター	〒671-2135	夢前町塚本 225 番地 1	079-335-0001

6　赤ちゃんおめでとう事業　　令和元年度予算額　　4,620 千円

本市住民となる出生児に対し、健全なる成長を祝福して、「誕生記念アルバム」を贈呈している。

昭和 48 年度から実施　　平成 30 年度実績　4,085 人

8 国　民　年　金

1 概要

国民年金制度は、社会保障制度の一環として、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする経済的保障の性格を有する制度であり、自営業者や農林漁業者等を対象に昭和34年4月に創設された。そして、61年4月から適用の範囲を民間サラリーマンや公務員およびその配偶者にも拡大し、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度に改正された。その後、平成3年4月より学生の強制適用が実施され、9年1月からは基礎年金番号制度が実施された。

平成11年成立の地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、市区町村の事務は法定受託事務となり、14年4月からは収納事務などが社会保険庁（現：日本年金機構）の事務になった。

2 拠出年金

(1) 年金の種類

種　類	受けられるとき	年金額（平成31年4月）
老齢基礎年金	保険料を納めた期間、保険料を免除された期間、任意加入できる人が加入しなかった期間を合わせて25年(平成29年8月1日から10年に短縮)以上ある人が、65歳になったとき。	780,100円 × 保険料納付済月数＋免除期間(※) ／ 40年× 12ヶ月 ※　免除期間の計算(( )内は21年4月以降の免除期間の計算) 全額免除：免除月数×1/3（免除月数×1/2） 4分の3免除：免除月数×1/2（免除月数×5/8） 半額免除：免除月数×2/3（免除月数×3/4） 4分の1免除：免除月数×5/6（免除月数×7/8） (加入可能年数は40年。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた人は生年月日に応じて25年から39年に短縮)
障害基礎年金	20歳になる前に障害者になったとき、または年金加入後に障害者になったとき(初診日の前日において被保険者期間の⅔以上の保険料（免除期間含む）を納めているか初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がない者に限る)。 ※子の加算がつく場合あり。 20歳前障害については所得制限あり。	1級障害　975,125円 2級障害　780,100円 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害者は20歳まで）の子がいる場合 子1人につき224,500円(3人目からは1人につき74,800円）を加算
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、死亡者によって生計を維持されていた18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害者は20歳未満）の子のある配偶者または子に支給される。 ただし、遺族基礎年金を受けるためには次のいずれかの条件を満たす必要がある。 ・死亡した人が死亡月の前々月までの被保険者期間のうち⅔以上保険料を納めているか免除を受けていること。または、死亡月の前々月までの1年間に未納がないこと。 ・死亡した人が老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていること。	配偶者の受ける年金額 子が1人のとき　1,004,600円 子が2人のとき　1,229,100円 （3人目からは1人につき74,800円を加算） 子の年金額（子だけの場合） 子が1人のとき　780,100円 子が2人のとき　1,004,600円 （3人目からは1人につき74,800円を加算）
寡婦年金	1号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年(平成29年8月1日から10年に短縮）以上ある夫が死亡したとき妻に支給される（婚姻期間が10年以上。60歳から65歳まで)。 ※死亡した夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがある場合や、妻自身が老齢基礎年金を受けている場合は支給されない。	夫が受けられる老齢基礎年金額の3/4

種　類	受けられるとき	年金額（平成 31 年 4 月）
死亡一時金	1 号被保険者として保険料を 36 月以上納めた人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないとき。 ※寡婦年金との併給はできない。	保険料納付期間が 36 月以上 180 月未満　120,000 円 180 月以上 240 月未満　145,000 円 240 月以上 300 月未満　170,000 円 300 月以上 360 月未満　220,000 円 360 月以上 420 月未満　270,000 円 420 月以上　320,000 円

(2)　保険料

国民年金保険料 1 カ月　　16,410 円（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）

付加年金保険料 1 カ月　　400 円

(3)　被保険者　　平成31年3月末現在(人)

1 号強制	1 号任意	計	所在不明
61,540	792	62,332	414

(4)　付加保険加入状況　　平成 31 年 3 月末現在（人）

強　制	任　意	合　計
8	2,637	2,645

(5)　拠出年金受給権者数　　各年度末現在（人）

年　度	※老齢年金	障害年金	母子年金	合　計
H26	5,253	132	0	5,385
H27	4,485	122	0	4,607
H28	3,785	109	0	3,894
H29	3,239	99	0	3,338
H30	2,655	90	0	2,745

※　通算老齢年金を含む

(6)　基礎年金等受給権者数　　各年度末現在（人）

年　度	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡 婦 年 金	計
H26	114,304	5,734	238	74	120,350
H27	118,082	5,818	239	63	124,202
H28	121,072	5,977	254	58	127,361
H29	126,294	6,099	248	53	132,694
H30	128,764	6,195	222	52	135,233

3　老齢福祉年金

(1)　受給要件および年金額

受けられるとき（いずれか）	年金額（平成 31 年 4 月現在）
①明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人 ②明治 44 年 4 月 2 日から大正 5 年 4 月 1 日までに生まれ保険料納付済期間が 1 年未満で、かつ納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応じて 4 年 1 カ月～7 年 1 カ月以上ある人が 70 歳（障害者は 65 歳）以上になったとき。	399,700 円 （一部停止 313,300 円）

(2)　受給権者数　　各年度末現在（人）

年　　度	H26	H27	H28	H29	H30
受給権者数	6	3	0	0	0

9 国民健康保険

1 概要

国民健康保険は、自営業者等の被用者保険に加入していない人を対象として、その疾病、負傷、出産および死亡に関して必要な給付を行う制度であり、地域保険として市民の健康の保持、増進に寄与することを目的としている。

しかし、急速な人口の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の大幅な伸びと、長引く経済の低迷により財政的に大変厳しい状況となっている。

このような中、医療保険制度の安定的運営を図るため、一部負担金の見直し、高額療養費の自己負担限度額の見直し、国民健康保険の財政基盤の強化などを内容とする改正が行われ、介護保険制度が平成12年度より導入されたことにより、国保加入者のうち、40歳～64歳のいわゆる第2号被保険者の介護分保険料を国民健康保険料の介護分として上乗せ賦課した。平成20年4月から、後期高齢者医療制度が創設され、保険料を賦課する際に、従来の「医療分、介護分」に「後期高齢者支援金分」が加えられ、75歳になった人は健康保険の資格が、後期高齢者医療制度へ移行され、また年度内に40歳から74歳である被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導が保険者に義務付けられた。

平成30年度より都道府県と市町村が共同で国民健康保険事業の運営を行うこととなり、財政運営については都道府県が担い、資格に関する事項、保険料の徴収、保健事業の実施等については市町村が担うこととなった。

2 被保険者の推移

各年4月1日現在(全市世帯数及び人口は推計人口)

年度	全市		国保		加入率（%）	
	世帯数	人口（人）	被保険者世帯数	被保険者数（人）	世帯数	被保険者数（人）
H27	213,687	532,971	78,796	135,106	36.87	25.35
H28	213,324	534,605	77,306	130,181	36.24	24.35
H29	215,718	533,077	74,474	123,039	34.52	23.08
H30	217,340	531,526	72,176	117,138	33.21	22.04
R元	219,840	530,309	70,148	112,032	31.91	21.13

3 保険給付及び任意給付（平成31年4月1日現在）

(1) 療養の給付
(自己負担割合)
義務教育就学前2割、義務教育就学後70歳未満3割、
70歳以上75歳未満1割または2割（一定以上所得者3割）
生年月日が昭和19年4月1日以前の人（1割）
生年月日が昭和19年4月2日以降の人（2割）

(2) 出産育児一時金　404,000円（産科医療補償制度加入医療機関での出産は、420,000円）

(3) 葬祭費　50,000円

(4) 結核医療付加金　被保険者が公費承認医療を受けたときは、当該医療に要した費用のうち、被保険者が負担すべき額に相当する額を支給する。

(5) 高額療養費　医療機関で治療を受けて一部負担金が自己負担限度額を超える場合、自己負担限度額を超える額を支給する。

70 歳未満の人

自己負担限度額

所得区分　※1	自己負担限度額	4 回目以降の限度額　※5
所得 901 万円超	252,600 円＋(総医療費－842,000 円)×1%	140,100 円
所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円＋(総医療費－558,000 円)×1%	93,000 円
所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円＋(総医療費－267,000 円)×1%	44,400 円
所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

①　同じ人が同じ医療機関に同じ診療月分で入院､外来別に支払った医療費が自己負担限度額を超える場合

②　1 つの世帯で同じ月に 21,000 円以上の医療費の支払いが 2 回以上あった場合に、それらを合算して自己負担限度額を超える場合

70 歳以上 75 歳未満の人

外来の場合、1 割、2 割または 3 割で医療機関等ごとに限度額を上限に負担し、後日申請により外来の限度額を適用し払い戻す。

入院の場合、限度額を上限に 1 割、2 割または 3 割を負担する。

自己負担限度額

負担割合	所得区分　※1	外来（個人）	入院・世帯単位
3 割	課税所得 690 万円以上 (現役並みⅢ)	252,600 円＋(総医療費－842,000 円)×1% 4 回目以降の限度額：140,100 円　※5	
	課税所得 380 万円以上 690 万円未満(現役並みⅡ)	167,400 円＋(総医療費－558,000 円)×1% 4 回目以降の限度額：93,000 円　※5	
	課税所得 145 万円以上 380 万円未満(現役並みⅠ)	80,100＋(総医療費－267,000 円)×1% 4 回目以降の限度額：44,400 円　※5	
1 割　※2 または 2 割　※3	一　　般	18,000 円 年間上限：144,000 円　※4	57,600 円 4 回目以降の限度額：44,400 円　※5
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

①　同じ人が同じ診療月に支払った外来の医療費の合計額が負担限度額を超える場合

②　1 つの世帯で複数の入院があり、支払った医療費を合算したときに世帯の負担限度額を超える場合

③　1 つの世帯で、同じ診療月に外来と入院で支払った医療費を合算したときに世帯の負担限度額を超える場合

※1　ここでいう所得とは保険料の算定の基礎となる前年の住民税の総所得金額等から 33 万円を除した金額のこと。

※2　生年月日が昭和 19 年 4 月 1 日以前の人

※3　生年月日が昭和 19 年 4 月 2 日以降の人

※4　8 月から翌年 7 月の 1 年間の外来の自己負担額の合計額が 14 万 4 千円を超えると払い戻しになる。

※5　過去 12 カ月間に高額療養費の支給が 3 回以上あった場合、4 回目以降の限度額が適用される。

・低所得者Ⅱとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税世帯に属する人。

・低所得者Ⅰとは、世帯主及び被保険者全員が住民税非課税で、かつ所得が 0 円（公的年金の場合は公的年金等控除額を 80 万円で計算)である世帯に属する人。

・低所得者Ⅰ､Ⅱ､現役並みⅡ､Ⅰの適用を受けるためには､事前に認定の申請が必要。

70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人が同じ世帯の場合

まず 70 歳以上 75 歳未満の人の自己負担限度額を適用し、それに 70 歳未満の合算対象分を加えて 70 歳未満の自己負担限度額を適用する。

4　出産育児一時金、葬祭費、結核、精神医療付加金、高額療養費の年度別支給状況

（金額　千円）

年　度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療付加金		高額療養費・高額介護合算療養費		合　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H26	683	285,836	768	38,400	193	122	64,396	4,255,865	66,040	4,580,233
H27	589	246,840	817	40,850	115	43	70,493	4,531,584	72,014	4,819,317
H28	555	232,732	773	38,650	127	48	71,967	4,707,319	73,422	4,978,749
H29	536	224,580	757	37,850	171	193	73,719	4,571,114	75,183	4,833,737
H30	434	181,928	717	35,850	187	144	76,795	4,692,640	78,133	4,910,562

5　療養諸費年度別支払状況

年　度	件　数	医療費総額（千円）	保険者負担額（千円）	1件当たり額（円）	1人当たり額（円）	1人当たり保険者負担額（円）	受診率（%）
H26	2,218,677	46,500,351	33,984,576	20,959	337,848	246,915	1,612
H27	2,194,513	47,215,312	34,495,946	21,515	352,911	257,840	1,640
H28	2,126,481	45,784,632	33,391,212	21,531	358,224	261,257	1,664
H29	2,035,068	44,359,288	32,377,749	21,797	368,035	268,628	1,688
H30	1,961,608	43,378,029	31,716,794	22,114	376,251	275,104	1,701

6　老人保健拠出金

（金額　千円）

年　度	拠出金額		
	医療費	事務費	合　計
平成 26	0	267	267
〃　27	0	267	267
〃　28	0	210	210
〃　29	0	134	134
〃　30	0	0	0

7　高額療養費貸付制度

国民健康保険の被保険者の療養に要した費用が高額で、一部負担金の支払いが困難である場合、高額療養費の支給を受けられる見込みのある世帯主に対し、高額療養費に該当する額を貸し付けることにより、その療養を確保するとともに生活の安定と福祉の増進を図る。

この制度は、兵庫県国民健康保険団体連合会に設けられた貸付制度を利用して委任払いの形態をとり、保険者が高額療養費相当額を医療機関に支払うものである。

8　高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険のそれぞれの限度額を適用後に、年間（8月～翌年7月まで）の自己負担額を合算して一定の額を超えた場合は、申請により超えた分を支給する。ただし、限度額を超えた分が501円以上の場合に限る。

9　保険料賦課方法

（令和元年度）

区　分	保険料賦課総額に占める割合			賦課基本	料率		
	医療分	支援分	介護分		医療分	支援分	介護分
所　得　割	46/100	46/100	44/100	前年の所得金額から基礎控除額(330,000円)を差し引いた金額	6.6/100	2.7/100	2.7/100
被保険者均等割	38/100	38/100	39/100	被保険者1人当たり (介護分は該当被保険者1人当たり)	24,760円	10,250円	12,100円
世帯別平等割	16/100	16/100	17/100	1世帯当たり	16,430円	6,800円	6,190円
賦課限度額					610,000円	190,000円	160,000円

10　保険料の推移

年　度		現年度分調定額（千円）	年間平均		1世帯当たり額（円）	1人当たり額（円）
			世帯数	被保険者数(人)		
H26	医療分	8,355,438	79,751	137,383	104,769	60,819
	支援分	2,074,463			26,012	15,100
	介護分	1,222,417	36,880	45,582	33,146	26,818
H27	医療分	8,193,955	78,548	133,378	104,318	61,434
	支援分	1,923,013			24,482	14,418
	介護分	1,079,516	35,428	43,394	30,471	24,877
H28	医療分	8,391,007	76,354	127,214	109,896	65,960
	支援分	1,803,482			23,620	14,177
	介護分	1,006,588	33,649	40,789	29,914	24,678
H29	医療分	7,998,851	73,489	120,038	108,844	66,636
	支援分	1,762,828			23,988	14,686
	介護分	993,737	31,650	37,763	31,398	26,315
H30	医療分	6,117,756	71,653	115,290	85,380	53,064
	支援分	2,343,758			32,710	20,329
	介護分	840,368	30,333	35,977	27,705	23,358

11　保険料年度別賦課収納状況

（金額　千円）

区　分		H26年度			H27年度			H28年度			H29年度			H30年度		
		医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
現年度分	調定額	8,355,438	2,074,463	1,222,417	8,193,955	1,923,013	1,079,516	8,391,007	1,803,482	1,006,588	7,998,851	1,762,828	993,737	6,117,756	2,343,758	840,368
	収入済額	7,827,216	1,945,508	1,114,598	7,726,185	1,815,985	996,047	7,926,584	1,707,145	929,636	7,553,238	1,668,139	917,095	5,795,117	2,222,156	780,105
	収納率(%)	93.68	93.78	91.18	94.29	94.43	92.27	94.47	94.66	92.36	94.43	94.63	92.29	94.73	94.81	92.83
過年度分	調定額	1,314,461	307,182	267,493	1,247,417	298,576	256,352	1,110,151	261,374	218,935	1,028,594	229,608	189,842	940,085	204,115	168,795
	収入済額	301,053	71,991	59,185	315,906	75,870	60,955	319,296	74,955	60,386	305,835	68,020	54,535	257,529	56,152	44,544
	収納率(%)	22.90	23.44	22.13	25.32	25.41	23.78	28.76	28.68	27.58	29.73	29.62	28.73	27.39	27.51	26.39
計	調定額	9,669,899	2,381,645	1,489,910	9,441,372	2,221,589	1,335,868	9,501,158	2,064,856	1,225,523	9,027,445	1,992,436	1,183,579	7,057,841	2,547,873	1,009,163
	収入済額	8,128,269	2,017,499	1,173,783	8,042,091	1,891,855	1,057,002	8,245,880	1,782,100	990,022	7,859,073	1,736,159	971,630	6,052,646	2,278,308	824,649
	収納率(%)	84.06	84.71	78.78	85.18	85.16	79.12	86.79	86.31	80.78	87.06	87.14	82.09	85.76	89.42	81.72

12　特定健康診査

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者に義務付けられ、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームやその予備群の状態を発見し、生活習慣の改善により発症や重症化を予防することを目的として実施する。対象は年度内に 40 歳から 74 歳である被保険者。

13　特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣改善の必要性に応じて「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に階層化し対象に応じた特定保健指導を行い、次年度の健診結果の改善につなげる。

14　国民健康保険家島診療所

(1)　所　在　地　　家島町宮 2169 番地
　　（家島保健福祉サービスセンターと併設）
(2)　開設年月日　　平成 18 年 3 月 27 日
(3)　規模・構造
　・構　　造　　鉄筋コンクリート造 5 階建
　・敷地面積　　297.52 ㎡
　・延床面積　　633.50 ㎡
(4)　管 理 運 営　　姫路市

診 療 日		月曜日～金曜日
診療科目		内科、小児科及び外科
診療時間		午前 9 時～12 時 午後 2 時～5 時
診療体制	医　師	1 名
	看護師	看護師 2 名、准看護師 1 名
	事務員	3 名

〔患者数〕　　（人）

年度	総数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
H26	19,884	1,613	1,640	1,668	1,623	1,594	1,594	1,866	1,834	1,746	1,551	1,508	1,647
H27	18,852	1,555	1,528	1,652	1,553	1,573	1,536	1,685	1,703	1,708	1,265	1,470	1,624
H28	16,979	1,312	1,431	1,538	1,362	1,549	1,369	1,459	1,625	1,334	1,221	1,283	1,496
H29	15,907	1,271	1,358	1,302	1,321	1,378	1,258	1,524	1,297	1,385	1,248	1,271	1,294
H30	14,898	1,190	1,147	1,191	1,245	1,333	1,133	1,447	1,481	1,183	1,129	1,166	1,253

10　後期高齢者医療制度

1　概要

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、従来の老人保健制度に代わる新しい高齢者医療制度として、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が創設された。

2　被保険者

(1)　75 歳以上の人

(2)　65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があり広域連合の認定を受けた人

各年 3 月 31 日現在（人）

年　度	75 歳以上	65 歳以上 75 歳未満	合　計
H27	58,459	1,769	60,228
H28	60,884	1,668	62,552
H29	63,760	1,566	65,326
H30	65,974	1,550	67,524
R 元	68,295	1,502	69,797

3　兵庫県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度の運営主体として、兵庫県内すべての市町（29 市・12 町）が加入して設立された特別地方公共団体（平成 19 年 2 月設立）

(1)　市町との役割分担

・広域連合の役割　　被保険者の認定、保険料の賦課、医療給付などの制度運営

・姫路市の役割　　被保険者証の引渡し、各種届出・申請の受付、保険料の徴収

(2)　広域連合負担金の推移

（金額　円）

年　度	共通経費負担金	保険料等負担金 （延滞金を含む）	療養給付費負担金	合　計
平成 26	99,516,965	5,548,526,758	4,201,670,879	9,849,714,602
〃　27	96,373,734	5,657,234,355	4,247,258,445	10,000,866,534
〃　28	107,850,963	6,079,118,096	4,470,370,025	10,657,339,084
〃　29	108,387,104	6,386,909,846	4,635,695,670	11,130,992,620
〃　30	131,480,682	6,691,158,804	4,860,375,091	11,683,014,577

4　給付

(1)　療養の給付

医療機関等の窓口で自己負担割合の 1 割（現役並み所得者は 3 割）を支払い、療養の給付を受ける。

・現役並み所得者とは、住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同一世帯内の後期高齢者医療被保険者をいう。（同一世帯の被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満、又は同一世帯内の 70 歳以上 75 歳未満の人との収入合計が 520 万円未満の場合は、申請により 1 割負担となる。）

※住民税課税所得が 145 万円以上であっても、昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれ被保険者及びその世帯に属する被保険者に係る基礎控除（33 万円）後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下の場合は 1 割負担となる。
（申請不要）

(2)　高額療養費

1 カ月の医療費が高額になった場合、後日、自己負担限度額（国民健康保険 70 歳以上と同じ）を超えた額を支給する。（高額療養費の支給申請は初回のみ必要、領収書不要）

月の途中で 75 歳の誕生日を迎え、被保険者となる人の個人単位の自己負担限度額は、75 歳の誕生月に限り 2 分の 1 となる。

・外来の場合　　個人単位で計算し、自己負担限度額を超えた額を支給する。

・入院の場合　　医療機関ごとに自己負担限度額までの支払となる。

外来のみの場合は個人ごとに計算し、入院を含む場合には、同一世帯内での後期高齢者医療被保険者の一部負担金を合算して、世帯単位の限度額を超えた分を後日、支給する。

(3) 高額介護合算療養費

世帯で、後期高齢者医療と介護保険の年間（毎年８月分～翌年７月分まで）の自己負担合計額（高額療養費及び高額介護（予防）サービス費相当額を除く）が基準額を超えた場合に、申請により超えた分を支給する。

(4) 葬　祭　費

50,000 円

(5) その他の主な給付

入院時食事療養費、療養費、移送費、訪問看護療養費

5 保険料

(1) 保険料の算定

保険料の年額 ＝ 前年の基礎控除後の総所得金額等 × 所得割率（10.17%） ＋ 均等割額（48,855 円）

（限度額 62 万円）

(2) 保険料の軽減措置

① 低所得者の軽減

同一世帯の被保険者と世帯主の所得に応じて均等割額の 8.5 割・8 割・5 割・2 割を軽減する。

② 被用者保険の被扶養者の軽減

制度加入前日に被用者保険の被扶養者であった場合は、所得割額を課さず、資格取得後２年に限り均等割額の５割を軽減する。

(3) 徴収方法

特別徴収　原則として年金受給時（年６回）に保険料があらかじめ差し引かれる。

普通徴収　特別徴収以外の場合、納付書や口座振替等により保険料を納付する。

※申し出により市が認めた場合、特別徴収から普通徴収（口座振替に限る）に納付方法を変更できる。

6 保険料の賦課収納状況

（金額　円）

区　分			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
現年度分	調 定 額		4,601,611,025	4,618,214,388	4,994,060,412	5,225,811,489	5,490,471,757
	収入済額		4,573,724,554	4,593,283,035	4,967,834,713	5,200,923,327	5,463,841,414
		特徴	2,888,730,273	2,833,140,293	3,027,274,227	3,214,183,676	3,273,957,541
		普徴	1,684,994,281	1,760,142,742	1,940,560,486	1,986,739,651	2,189,883,873
	収納率(%)		99.39	99.46	99.47	99.52	99.51
過年度分	調 定 額		47,872,774	47,282,690	43,784,159	38,722,404	38,344,250
	収入済額		19,114,704	17,776,534	19,578,988	18,945,791	19,649,083
	収納率(%)		39.93	37.60	44.72	48.93	51.24
計	調 定 額		4,649,483,799	4,665,497,078	5,037,844,571	5,264,533,893	5,528,816,007
	収入済額		4,592,839,258	4,611,059,569	4,987,413,701	5,219,869,118	5,483,490,497
		特徴	2,888,730,273	2,833,140,293	3,027,274,227	3,214,183,676	3,273,957,541
		普徴	1,704,108,985	1,777,919,273	1,960,139,474	2,005,685,442	2,209,532,956
	収納率(%)		98.78	98.83	99.00	99.15	99.18

7 後期高齢者健康診査

兵庫県後期高齢者医療広域連合との協定により、健康診査を実施。

・長期入院及び施設入所者以外の被保険者に受診券を郵送。被保険者は健康診査実施医療機関で個別に受診。

・事前予約制で、別途歯科健康診査を実施。

11 霊 苑 ・ 斎 場

1 名古山霊苑

(1) 概要

戦後、戦災復興整備事業の計画区域内にある墓地を移転するとともに、市民の墓地として、又四季を通じて市民の憩える公園として整備したものである。仏舎利塔を中心として、納骨堂・石仏堂・庭園その他の諸施設が調和を保って点在し、山の周辺にはひな壇式墓地が延々と続き、従来の墓地がもつイメージを一掃した近代的な明るい総面積 29.4 ヘクタールの墓地公園となっている。平成 20 年度は、市民が心安らかに憩うとともに、観光資源としても魅力的なものとなるよう心和ぐ花霊苑基本構想に基づき仏舎利塔周辺等の整備を実施した。

(2) 仏舎利塔

昭和 29 年 4 月、インドのネール首相から人類永遠の平和の願いを込めて贈られた仏舎利（釈迦の遺骨の一部）を安置するため、姫路仏舎利塔建設協会が一般の浄財を募り建設（内陣荘厳工事は市に移管後）、その後、市に寄付されたものである。高さ 38 メートルの中心塔を 6 つの塔で囲む連立式に、さらに四隅に納骨堂を配した東洋的情緒を漂わせた特色ある塔である。塔内の広い内陣中央にある六角の金色の厨子の中に仏舎利が安置されている。

着　工　昭和 32 年 10 月

竣　工　昭和 35 年 3 月

建築費　180,898 千円

縦覧料収入（小学生 100 円、中学生以上 200 円：団体 30 人～100 人未満 1 割引、100 人～300 人未満 3 割引き、300 人以上 5 割引）　［料金改定予定］

区　分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
人　数	12,141	14,999	14,344	14,057	14,041
金額（円）	508,480	639,620	614,900	622,600	581,500

納骨堂使用料収入（1 体につき市民 12,000 円・市民以外 90,000 円（H21.6.1 改正））

区　分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
人　数	1,028	1,090	1,120	1,247	1,387
金額（円）	18,498,000	18,762,000	21,318,000	21,984,000	24,756,000

(3) 施設一覧

施設名	延面積(㎡)	工事費(千円)	竣工年月	備考
1 仏舎利塔（本塔）	936.00	80,330	昭35.3	高さ37.7m
〃 （内陣荘厳工事）		75,447	〃	
2 納骨堂	312.80	25,121	〃35. 3	〃 12.0m
3 石仏堂	220.00	8,711	〃37.12	〃 12.6m
4 香炉館	29.16	5,709	〃40. 1	
5 講話館	281.24	15,327	〃41. 3	高さ17.7m
6 名古山斎場	2,850.37	2,794,203	平5. 3	火葬炉15基､動物炉2基
〃 （改修工事）		1,425,600	平31. 3	火葬炉17基､動物炉2基
7 管理事務所及び休憩所(売店)	695.27	183,814	平14. 3	鉄筋コンクリート造地下1階地上1階一部平屋建
8 楠谷池(修景池)	2,100.00	3,725	昭38.12	
9 噴水池	600.00	16,238	〃38. 3	
10 花壇	615.00	4,745	平29. 3	
11 御水堂	17.55	10,000	昭60.12	

（注）その他　須弥山・墓地・無縁塔・陸軍墓地・公衆便所(6)・駐車場・給水施設

(4) 名古山霊苑協会

名古山霊苑が仏舎利塔を中心に公園墓地の造成､納骨堂の完成など着々と整備されるにつれ、利用者の間から自発的に協力して、お互いの祖霊に対する慰霊の行事を盛大に執り行う組織を作ろうという気運が高まり、昭和40年3月に名古山霊苑協会が発足した。

会員数　　約25,600名(平成31年4月1日現在)

入会金　　2,000円

(5) 生命の森づくり

名古山霊苑には、ツツジや松を中心に樹木が植えられている。さらに、緑に包まれた霊苑の実現を目指し、市民等の協力を得て、毎年植樹をしている。なお、樹木は、ツツジなど花の咲く木を中心に植栽する。

「生命の森づくり」参加数　　(1口　1,000円　植栽経費に)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
口数	120	114	155	102	131

(6) 仏舎利塔ライトアップ

名古山霊苑のシンボル「仏舎利塔」のライトアップを日没から午後10時まで行い、異国情緒を豊かに漂わせた墓地公園として観光客の誘致を図る。

着工　　平成元年10月

竣工　　平成2年2月

工事費　　16,607千円

(7) 名古山霊苑の観光

名古山霊苑は昭和 26 年度から市民の憩いの場とすべく、近代的墓地公園として整備する一方、苑内には仏舎利塔、石仏塔、納骨堂、噴水池等の諸施設を設置してきた。42 年 4 月には兵庫県施行 100 年を記念して兵庫観光百選地に認定、61 年 8 月、朝日新聞による「ひょうご風景 100 選」に選ばれ、姫路市の名所として広く市民に親しまれている。

4 月には桜、5 月にはツツジが満開になると、霊苑一帯が花に包まれ、また、四季折々の草花が咲き乱れ、多くの市民および観光客を迎えている。

平成 30 年度　　仏舎利塔縦覧者　　14,041 人

縦覧時間　　毎日、午前 8 時 40 分～午後 4 時 30 分

縦 覧 料　　大人 200 円　　子供 100 円　　ただし、30 人以上団体割引あり　［料金改定予定］

2 姫路西霊苑

姫路市の中心市街地から北西に約 10 ㎞、車で約 20～30 分に位置する林田地区の大いなる自然に抱かれた霊苑。この雄大な景観を背景とした墓地は、水と緑とゆとりある庭園墓地として、池を組み入れた日本風の庭園と、シンボルともいえる霊苑中央の清らかな水の湧き出る円形公園、さらに高台に設けた展望台とを直線的に配した園路（中央通り）で結んだ造形美は、霊苑を包む雄大な景観に見事にマッチしている。

霊苑には管理事務所、自由広場、テニスコート、駐車場等を配置し、設備面および管理面も行き届いた都市公園としての機能の充実も図っており、周辺住民等の憩いの場としても利用されている。

また、墓域はゆったりとした墓地と通路を確保し、平面配置の平地墓地と斜面に配置したひな壇式墓地とで構成されている。

・所在地　　林田町下伊勢 766 番地

・総面積　　117,000 ㎡　　概算事業費　約 34 億円

3 片山霊園

快適な住環境の実現と人口増加にともなう墓地需要に対応するため、平成 3 年度に第 1 期、平成 20 年度に第 2 期の事業を実施し、自然と調和したやすらぎのある霊園として住民が気持ちよく墓参りできるよう整備した。

・所 在 地　　香寺町土師 366 番地 9

・墓地面積　　12,462 ㎡

・墓域区画　　4 ㎡　776 区画　　6 ㎡　34 区画

・総 工 費　　127,000 千円

4 墓地の貸付および墓碑数等

(1) 概要

平成 30 年度は、名古山霊苑 54 区画、姫路西霊苑 9 区画、片山霊園 13 区画の一般貸付を実施した。令和元年度については、名古山霊苑、姫路西霊苑、片山霊園の一般貸付を行う。

(2) 墓地貸付状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

墓苑名		総区画数	使用許可区画数
名古山霊苑	一般貸付墓地	9,883 区画	9,726 区画
姫路西霊苑	（寺院墓地・改葬墓地等を除く）	1,977 区画	1,893 区画
片 山 霊 苑		810 区画	640 区画

(3) 墓碑数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

霊苑名	一般貸付墓地	寺院墓地	改葬墓地	陸軍墓地	無縁墓地	計
名古山霊苑	10,067 基	4,278 基	2,101 基	746 基	13,990 基	31,182 基
姫路西霊苑	1,880 基	—	161 基	—	—	2,041 基
片 山 霊 苑	645 基	—	—	—	—	645 基

(4) 永代使用料、永代清掃料

霊苑名	永代使用料（1 ㎡当たり）	永代清掃料（1 ㎡当たり）	摘要
姫 路 西 霊 苑	250,000 円	26,000 円	平成 6 年 4 月 1 日改正
名 古 山 霊 苑	300,000 円	30,000 円	平成 17 年 9 月 1 日改正
御前山えい域	350,000 円	30,000 円	平成 23 年 4 月 1 日改正
片 山 霊 苑	120,000 円～158,400 円	20,000 円	平成 18 年 3 月 27 日香寺町合併

① 但し、市民以外の永代使用料は 5 割増し。

② 永代清掃料は、使用するえい地の面積に 1 ㎡未満の端数があるときは、1 ㎡に切り上げる。

③ 永代清掃料は、えい地清掃基金として積み立て、その利息を清掃・除草の費用に充てている。

5 名古山斎場

(1) 経緯

名古山斎場は、霊苑造成以前から栗林山火葬場としてあったものを、霊苑計画に伴い昭和 38 年に火葬炉 10 基を設置、その後、都市化も進み火葬件数も増加するなどにより 53 年に 8 基を増設した。

しかしながら、斎場建設から長期間経過していたため老朽化が進み、火葬炉は煙道および煙突を必要とする設備で、火葬時間も 4 時間要していたため、早急に改造などをする必要に迫られていた。

市民から施設の整備および充実を図るよう強い要望もあり、平成 2 年度より 3 カ年の継続事業で名古山斎場改造工事を行い、5 年度当初より全面の使用を開始した。

この改造工事により、火葬時間の短縮化と電気集塵機の配備による公害防止に努め、火葬炉 15 基（人体）での対応としたほか、斎場内に待合ロビー、待合室、式場等を新たに設け、市民の利便向上を図った。さらに、平成 28 年度より 3 カ年の継続事業で名古山斎場大規模改修工事を行い、火葬炉、待合棟、式場の設備内装等を更新した。また、今後の火葬件数の増加に備えて、火葬炉（人体）を 2 基増設した。

(2) 概要

・所 在 地　名古山町 14 番 1 号
・設置年月　平成 5 年 4 月
・総事業費　2,847,000 千円
・敷地面積　11,820 ㎡
・建築面積　2,612.27 ㎡
・延床面積　2,850.37 ㎡
・駐車場収容台数　55 台
・工事期間　平成 2 年 10 月 3 日～5 年 2 月 27 日
・建物構造　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建
・施設内容　斎場棟（式場・お別れ室・収骨室他）
　火葬棟（火葬炉・電気集塵機・中央監視室他）
　待合棟（待合室・待合ロビー他）
・機械設備　火葬炉 15 基（人体）＋2 基（動物等）＝17 基
　電気集塵機　6 基ほか

（平成 28 年度から平成 30 年度　改修工事）

・総事業費　　1,431,616 千円　　・工事期間　　平成 28 年 6 月 24 日～平成 31 年 3 月 18 日

・駐車場収容台数　　70 台　　・機械設備　　火葬炉 17 基（人体）＋2 基（動物等）＝19 基

バグフィルター　7 基ほか

(3)　火葬場使用状況　　（件）

年　度	大　人		小　人		胎　児		小　計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外	計
H26	4,670	151	6	0	117	12	4,793	163	4,956
H27	4,738	154	10	0	90	12	4,838	166	5,004
H28	4,824	161	4	0	89	10	4,917	171	5,088
H29	5,022	150	3	0	99	18	5,124	168	5,292
H30	5,004	157	5	0	85	11	5,094	168	5,262

年　度	小動物		汚　物		小　計			合　計		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	計	市内	市外	計
H26	4,623	59	110	4	4,733	63	4,796	9,526	226	9,752
H27	4,434	73	100	1	4,534	74	4,608	9,372	240	9,612
H28	4,438	81	93	2	4,531	83	4,614	9,448	254	9,702
H29	4,385	73	91	1	4,476	74	4,550	9,600	242	9,842
H30	4,320	70	60	1	4,380	71	4,451	9,474	239	9,713

(4)　式場・待合室利用状況　　（件）

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
式　場	111	111	131	133	101
待合室	657	760	802	837	930

(5)　使用料　　［料金改定予定］

施設名	区　分	使用料（H21.6.1 改正）	
		市　　民	市民以外
火　　葬　　場	12 歳以上のもの 1 体につき	10,000 円	60,000 円
	1 歳以上 12 歳未満のもの 1 体につき	5,000 円	30,000 円
	1 歳未満のもの（死産児を含む）1 体につき	2,000 円	12,000 円
	小動物・汚物　20kg 未満 1 頭・個につき	3,000 円	18,000 円
	小動物・汚物　20kg 以上 1 頭・個につき	5,000 円	30,000 円
名古山斎場式場	1 回（24 時間以内）につき	30,000 円	60,000 円
	24 時間を超える時間 1 時間につき	2,000 円	4,000 円
名古山斎場待合室	1 室 1 回（3 時間以内）につき	2,000 円	4,000 円
	3 時間を超える時間 1 室 1 時間につき	1,000 円	2,000 円

(6) 霊きゅう自動車

① 車輌数　　宮型　　4台

② 霊きゅう自動車運行状況

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
件　数	1,385	1,328	1,168	1,067	883
使用料（円）	13,665,000	13,130,000	11,550,000	10,545,000	8,705,000

③ 霊きゅう自動車使用料　　1回につき10,000円（H21.6.1改正）　　［料金改定予定］

6 清水谷斎場

(1) 概要

・所在地　　夢前町宮置2番地60

・施　設　　鉄筋コンクリート造　182.8㎡（竣工　昭和41年）

・火葬炉　　人体炉　3基　　動物炉　1基

(2) 使用状況　　平成30年度　　人体　88件　　動物等　0件　　※小動物火葬　平成28年3月末にて終了

(3) 使用料　　名古山斎場の火葬場使用料と同じ（H21.6.1改正）

7 一部事務組合

平成18年3月27日から市町合併に伴い、姫路福崎斎苑施設事務組合に加入している。

(1) 名称

姫路福崎斎苑施設事務組合

(2) 共同処理する事務

火葬処理施設の設置及び管理

(3) 構成公共団体

姫路市（香寺町）、福崎町

(4) 施設概要

（名　称）　こうふく苑

（所在地）　香寺町土師333番地

（火葬炉）　人体炉3基、動物炉1基

（その他）　告別ホール1室、搬送車（洋型霊柩車）　1台無料貸出

（竣　工）　昭和56年6月

12　生涯現役社会の実現

1　概要

本格的な高齢社会の到来と少子化の進行、そして平均寿命の伸長と価値観の変化を背景として、長くなった人生、特に高齢期を心豊かに過ごすため、誰もが生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら、目的を持っていきいきと活動し、長寿により得られる豊かさを実感することができる「生涯現役社会」の実現が求められている。こうした観点を踏まえ、平成 17 年度に市の基本的な考え方「生涯現役プロジェクトの実現に向けて」を取りまとめ、平成 21 年度には「生涯現役推進計画」を策定した。平成 26 年度に改訂した同計画に基づき、各種施策を着実に推進していく。

2　施策の体系

趣味活動など個人的関心の追求を通じた「余暇の充実」、地域活動や仕事などの社会を支える活動を通じた「社会参画」、健康の増進や自立を促す「健康生活」を、生涯現役を目指す市民の取組みを支援する施策の「3 つの柱」とし、さらに、この「3 つの柱」を横断的に支えるものとして、高齢者をはじめ誰にとってもやさしいまちづくりや活動拠点の充実を行う「環境整備」、生涯現役に関する情報発信や啓発活動を行う「意識啓発」という「2 つの基盤」を加え、生涯現役社会を実現するための施策の体系を構築する。

3　事業

事業名	事業概要	令和元年度予算額（千円）
生涯現役啓発事業	生涯現役社会の実現に向け、「生涯現役」を市民に浸透させ、その意識と理解を深める。 啓発用パンフレット等の作成・配布など	3,345
生涯現役フェスティバル	「生涯現役」意識の啓発と生きがいづくりに資するためのイベントを開催する。 令和 2 年 1 月開催　文化センター 30 年度　参加者　約 2,800 人	6,648
生涯現役活動優秀団体表彰	生涯現役を推進する活動を行っている団体等の表彰を行う。 令和元年 5 月表彰（生涯現役大賞、生涯現役賞）	108
シニア社会貢献活動助成	シニア世代により構成される団体が、社会貢献活動を行う際に必要な助成を行い、高齢者の社会参画と生きがいづくりを促進する。 1 団体当たり 10 万円を限度	520
生涯現役体操普及事業	年齢や体力を問わず、気軽に身体を動かせる「生涯現役ガンバルンバ体操」の普及を図り、高齢者の健康づくりに資する。	626
地域の新しい担い手づくり事業	自ら地域課題を見つけ、解決する力を持つ「新しい担い手」を養成するための講座等を開催する。	381
高齢者作品展	高齢者の創作意欲の向上を図り、生きがいを高めることを目的とする。 令和元年 8 月開催（6 日間）　姫路市民ギャラリー(イーグレひめじ) 30 年度　出品 404 点	708
高齢者芸能発表会	高齢者の芸能に対する意欲の向上を図り、生きがいを高めることを目的とする。 令和 2 年 2 月開催　　文化センター 30 年度　出演 55 グループ　973 人	564
高齢者スポーツ大会	高齢者にスポーツの場と機会を与え心身の健康を保持し、明るく豊かな生活形成に寄与することを目的とする。 令和元年 10 月開催　ウインク陸上競技場 30 年度　選手 1,299 人	2,100

事業名	事業概要	令和元年度予算額（千円）
生涯現役地域活動助成事業	高齢者が生涯を通じて、健康で生きがいを持って自ら社会活動に参加し、自らの生活の質の向上に努める意欲を促進させる地域の特色を生かした活動の経費の一部を助成することにより、地域住民が高齢者とのかかわりを深め、すべての市民の参画による生涯現役社会の実現に資することを目的とする。 1小学校区・地区当たり　25万円を限度 30年度　47校区	15,000
老人クラブ活動助成事業	○　単位老人クラブ助成 31年度　老人クラブ数530（31年4月現在） 特大規模老人クラブ（会員数150人以上）　月額10,000円 大規模老人クラブ（会員数100～149人）　月額6,800円 中規模老人クラブ（会員数50～99人）　月額4,800円 小規模老人クラブ（会員数30～49人）　月額2,000円 ○　姫路市老人クラブ連合会助成 給料、職員手当等及び共済費のうち、市長が相当と認める額（6,180千円）＋会員数割（@90円×48,000人）＋特別事業加算（3,750千円） （特別事業加算） 機関紙「熟年」の発行、シルバーヘルパー地域支援活動助成事業、老人クラブ加入促進活動など ○　老人憩の家整備補助 老人憩の家の備品購入補助を行い、老人クラブ活動の活性化を図る。 1カ所当たり　20万円を限度 30年度　49カ所	59,798
老人クラブたすけあい運動推進事業	姫路市老人クラブ連合会に加盟する単位老人クラブの地域奉仕活動等に対し助成を行い、老人クラブの健全な育成発展を図り、高齢者福祉の増進に資する。 特大規模老人クラブ（会員数150人以上）　月額　5,700円 大規模老人クラブ（会員数100～149人）　月額　4,975円 中規模老人クラブ（会員数50～99人）　月額　3,850円 小規模老人クラブ（会員数30～49人）　月額　1,925円 31年度　520クラブ	27,237
高齢者教養講座	健康づくりや生きがいづくりなどをテーマにした講演会等を開催し、高齢者の教養の向上を図る。 平成31年4月開催　市民会館 30年度　1講座	144
教養講座	老人福祉センター（楽寿園・すこやかセンター）において、時事・社会・経済・自然科学・保健・栄養・精神衛生等の講座等を行い、高齢者の教養の向上を図る。	楽寿園分　1,154 すこやかセンター分　721
老人健康相談事業	老人福祉センター(楽寿園・すこやかセンター）において､看護師による健康相談を実施することにより､健康で明るい生活形成に寄与する。 楽寿園　毎週月曜日（午後1時～3時） すこやかセンター　毎週金曜日（午後1時～3時）	各指定管理料に含む

事業名	事業概要	令和元年度予算額（千円）
ニュースポーツ地域普及事業	誰もが生涯にわたり親しめるニュースポーツの普及を図り、ニュースポーツを通じて健康で明るく生きがいのある生涯現役社会の実現を図る。 （地域社会活性化事業） 1小学校区・地区当たり　15万円を限度 30年度　38校区	9,000
生涯現役推進専門員の配置	生涯現役に関する相談や活動のコーディネートなどを行う専門員を配置し、各種相談、情報の収集・発信、生涯現役人材バンクの運営を行う。	―
生涯現役人材バンク	豊かな知識、経験、技能等を有する高齢者を登録し、その能力を活用したい市民と結びつけることにより、高齢者の社会参加及び生きがいづくりを促進するとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって生涯現役社会の実現に資することを目的とする。	149

上記事業のほか、他部局においても生涯現役社会の実現に向けて各種施策に取り組んでいる。

4 施設

(1) 老人福祉センター

施設名		楽寿園
所在地		梅ケ谷町17番50号
開設年月		昭和57年7月
規模・構造	敷地面積	4,469.24㎡
	建物延面積	1,639.53㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建(一部地下)
施設		事務室、健康増進室、健康相談室、大広間、多目的室、教養娯楽室、図書室、浴場、食堂ほか
建設費		653,424千円

施設名		家島老人福祉センター	香寺健康福祉センター
所在地		家島町真浦1769番地	香寺町矢田部733番地
開設年月		昭和58年3月	昭和58年3月
規模・構造	敷地面積	2,880㎡	7,386.60㎡
	建物延面積	662.02㎡	2,160.74㎡
	構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建
施設		集会室、会議室、和室2、調理室	ホール（290人収容)、集会所2、会議室3、教養娯楽室3
建設費		187,910千円	419,060千円

(2) 高齢者交流施設

名称	家島宮老人の家	家島坊勢老人の家	家島真浦老人の家	家島男鹿老人の家	香寺いきがいセンター
所在地	家島町宮 1443番地	家島町坊勢 440番地先	家島町真浦 1332番地2	家島町宮 2165番地11	香寺町須加院 377番地
開設年月	昭和63年3月	平成14年2月	平成15年4月	平成16年4月	昭和63年3月
敷地面積	195.04㎡	211.59㎡	129.89㎡	486.13㎡	1,125㎡
建築面積	241.34㎡	108.89㎡	146.52㎡	124.45㎡	390.42㎡
構造	鉄骨造2階建	木造スレート葺平屋建	鉄骨造2階建	鉄骨造平屋建	鉄骨造2階建

5　生涯学習大学校

(1)　概要

社会人に生涯学習の場を提供し、その知識、教養、技能のかん養を図り、地域住民の福祉と地域社会の活性化に資するため、昭和 56 年 4 月に開校した。学習意欲の旺盛な 18 歳以上の市民を対象としており、定員に余裕があれば、市外の人にも門戸を開放している。昭和 62 年に現学舎が完成し、さらに講座内容の充実を図っている。

令和元年度予算額　　64,633 千円

(2)　施設概要

ア　学校施設

名　　称　　姫路市立生涯学習大学校
位　　置　　田寺東二丁目 11 番 1 号
敷地面積　　9,302 ㎡（第 2 駐車場を含む）
規　　模　　鉄筋コンクリート造　2 階建　　建物面積　4,474 ㎡
主要施設　　講堂兼体育館(1)　普通教室(4)　大教室(1)　視聴覚教室(2)　図書室(1)
情報処理教室(1)　美術教室(1)　音楽教室(1)　和室(1)　陶芸教室(1)
陶芸窯場(1)　会議室(2)
総事業費　　929,287 千円（昭和 62 年建設）

イ　駐車場施設

名　　称　　姫路市立生涯学習大学校駐車場
位　　置　　田寺東二丁目 11 番 1 号
供用開始　　平成 16 年 4 月 1 日
規　　模

区　分	立体駐車場	第 2 駐車場
構　　造	鉄骨造 1 階建て 1 層 2 段	平面 アスファルト舗装
敷地面積	6,629 ㎡	992 ㎡
延床面積	2,907 ㎡	
収容台数	352 台	43 台

休 場 日　　12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
利用時間　　午前 7 時から午後 9 時まで（ただし、出場は終日可能）
駐 車 料　　1 時間以内無料、1 時間を超え 4 時間以内 200 円、4 時間を超え 8 時間以内 500 円、
8 時間を超え 24 時間以内 900 円
総事業費　　147,441 千円（平成 16 年建設）
※　平成 27 年度立体駐車場塗装改修工事（鉄骨部、腰壁部塗装改修）
15,120 千円

(3) 講座内容（29 コース・37 講座）

コース	修業年限（年）	学年定員（人）	年間受講回数(回)	備考
くらしの法律	1	80	20	
楽しく学ぶ政治経済	1	80	20	
くらしの科学	2	70	20	
マスメディア	1	70	20	
人と植物	2	70	20	
健康生活	2	70	20	
保健医療	1	80	20	
中高年体育	1	50	20	
心の探究	2	70	20	
古代日本史	1	70	20	
中世日本史	1	70	20	
日本史	2	70	20	
世界史	2	70	20	
郷土史	2	100	20	
播磨の伝承世界	1	70	20	
古典文学	2	50	20	隔年募集
現代文学	2	50	20	
漢字学	2	70	20	
エッセー入門	2	40	20	隔年募集
英語会話	2	40	35	入門クラス
	2	40	35	初級 A クラス
	2	40	35	初級 B クラス
	2	40	35	中級 A クラス
	2	40	35	中級 B クラス
	1	40	35	夜間チャレンジクラス
フランス語会話	2	40	35	隔年募集
ハングル会話	2	40	35	隔年募集
音楽	2	50	20	隔年募集
美術鑑賞	2	50	20	
陶芸	2	30	20	
洋画	2	30	20	隔年募集
日本画	2	30	20	隔年募集
版画	2	40	20	
情報処理	1	30	20	基礎クラス
	1	30	20	応用クラス
	1	30	20	夜間基礎クラス
	1	30	20	夜間応用クラス

※ 別途、公開教養講座を年 5 回、本校学生および市民を対象に開催している。

(4) 授業料

市内　　年額 11,000 円　　市外　　年額 16,500 円

(5) 短期集中特別講座

・短期パソコン講座
・パソコン指導者養成講座
・健康体操講座
・夏季短期講座

6　好古学園大学校

(1)　概要

高年齢者に学習の場を提供し、その生きがいと社会参加の確保を図るため、昭和 45 年８月に「姫路市老人大学好古学園」として開校した。昭和 56 年 4 月に手柄山から現在地（田寺東）に移転し、平成 16 年 4 月に「姫路市立好古学園大学校」に校名変更した。現在、学習意欲の旺盛な 60 歳上の者を対象に、専門講座として大学課程・大学院課程で 8 学科を開設している。

令和元年度予算額　　70,747 千円

(2)　講座内容

大学課程			大学院課程		
修業年限　4 年			修業年限　2 年		
受講回数　年 35 回程度			受講回数　年 35 回程度		
学　科	学年定員（人）		学　科	学年定員（人）	
園　芸　科	130		園　芸　科	100	
陶　芸　科	40		陶　芸　科	30	
書　道　科	90		書　道　科	80	
史　学　科	150		史　学　科	120	
美　術　科	洋　画	30	美　術　科	洋　画	20
	木　彫	20		木　彫	20
手　芸　科	50		手　芸　科	40	
音　楽　科	50		音　楽　科	40	
健康づくり科	40		健康づくり科	40	
合　計	600		合　計	490	

※ 別途に、全学教養講座を年間６回、学年教養講座を６回程度開催している。

(3)　授業料

大学課程……市内　　年額 4,000 円　　大学院課程……市内　　年額 12,000 円

市外　　年額 6,000 円　　市外　　年額 18,000 円

(4)　施設概要

（本校舎）

位　　置　田寺東二丁目 2 番 1 号

敷地面積　3,635 ㎡

構　　造　鉄筋コンクリート造　3 階建

延床面積　4,485 ㎡

主要施設　普通教室(6)　特別教室(3)　茶道教室(2)　音楽教室(1)　視聴覚教室(1)　工芸教室(2)
和室(1)　陶芸教室(2)　陶芸窯場(2)　陶芸作業場(1)　講堂(約 650 人収容)

総事業費　675,557 千円（昭和 55 年建設）

平成 20 年度大規模改修工事（外壁・内壁・機械設備・電気設備改修工事等）
244,024 千円

（第 2 校舎）

位　　置　田寺東二丁目 4 番 1 号

敷地面積　1,701 ㎡

構　　造　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　2 階建

延床面積　1,462 ㎡

主要施設　多目的ホール(1)　ミーティングルーム(1)　教室(8)

平成 29 年度大規模改修工事（外壁・内壁・機械設備・電気設備改修工事等）
223,878 千円

13 市　民　会　館

1 概要

令和元年度予算額　151,643 千円

市民会館は、市民の文化、社会教育、親和連帯の中央拠点施設として、ホール設備・会議室・教室等の機能を備えた多目的使用に供されるコミュニティー施設として、昭和 51 年に設置されたものである。

会館は、市街地の中心部に位置し、市民の地域活動の場として、また、多彩な地域文化の創造、あるいは教養講座の開設等、心のふれあう集まりに活用されており、市民生活に潤いと活力を生み出し、文化の向上に寄与している。

位　置　　総社本町 112 番地

開　館　　昭和 51 年 3 月 3 日

面　積　　敷地面積　3,666.59 ㎡　　建築面積　2,621.29 ㎡　　延面積　12,334.33 ㎡

構　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地下 1 階地上 7 階

建設費　　総額 2,609,337 千円　　財源内訳　　県支出金　44,000 千円

地方債　1,123,100 千円

一般財源　1,442,237 千円

主要施設

室　名	面　積	収容人員	備　考
大ホール	1,870 ㎡	800 人	演劇・講演会・音楽会等に利用
中ホール	227 ㎡	160～200 人	16 ミリ映写機、スクリーンも有
展 示 室	190 ㎡		展覧会・商品展示等に利用
会 議 室	12 室　935 ㎡	8～100 人	一般会議、懇談会等各種会合に利用
各種教室	6 室　539 ㎡	20～55 人	視聴覚、料理、音楽、被服、茶華道の特別教室等

2 利用状況（平成 30 年度）

区　分	大ホール		展示室	会議室 13 室	教室 6 室	計	利用率 (%)
		楽屋					
利用日数（日）	198	450	119	2,713	1,242	4,722	56.9
利用回数（回）	445	1,043	301	5,154	2,316	9,259	37.2

3 財政状況（平成 30 年度）

（単位　円）

歳　入		歳　出	
会館使用料収入	25,525,262	会館管理費（人件費除く）	147,454,205
その他収入	472,860		
計	25,998,122	計	147,454,205

14　地区市民センター

1　概要

令和元年度予算額　397,668 千円

市内の東部・西部・北部・飾磨・広畑・網干および灘の 7 地区に地区市民センターを設置し、7 カ所にサブ市民センターを配置した。これは、それぞれのコミュニティー圏に、地域住民の融和と連帯意識を高めるために必要なコミュニティー施設を市が設置して、地域活動の振興を図ろうとするものである。

2　各地区市民センターの施設概要

区　分	西市民センター			飾磨市民センター		
位　　置	飾西 728 番地 5			飾磨区玉地一丁目 27 番地		
敷地面積	2,751.30 ㎡			2,185.03 ㎡		
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建一部 3 階建			鉄筋コンクリート造 5 階建		
	（出張所併設）			一部鉄骨造 2 階建		
	建築面積　1,081.19 ㎡			建築面積　945 ㎡		
	延床面積　1,944 ㎡			延床面積　2,939 ㎡		
開　　館	昭和 51 年 4 月 1 日			昭和 55 年 4 月 1 日		
事 業 費	277,412 千円			633,897 千円		
主要施設	大ホール	431 ㎡	430 人	大ホール体育館兼用	408 ㎡	500 人
	中ホール	94 ㎡	94 人	中ホール	141 ㎡	100 人
	普通教室	32 ㎡	32 人	展示室	46 ㎡	
	料理教室	61.7 ㎡	25 人	会議室（3 室）	20～48 ㎡	15 人～25 人
	音楽教室	50 ㎡	25 人	和室（4 室）10.5 畳～17.5 畳		15 人～30 人
	陶芸教室	23 ㎡		料理教室	46 ㎡	25 人
	和室（3 室）15 畳～18 畳		29～34 人	コミュニティーサロン	78 ㎡	
	ロビー	140 ㎡		市民ロビー	129 ㎡	
	駐車場		43 台	駐車場		43 台
	自転車置場		30 台	自転車置場		12 台

区　分	花の北市民広場				
位　　置	増位新町二丁目 12 番地				
敷地面積	11,150 ㎡			コミュニティーモールの内容	
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建			中ホール	60 人
	（サービスセンター併設）			小ホール	30 人
	建築面積　4,819 ㎡			展示室	107 ㎡
	延床面積　6,213.98 ㎡			会議室（6 室）	18 人～55 人
開　　館	昭和 55 年 4 月 23 日			和室（4 室）	10 畳～18 畳
事 業 費	1,714,830 千円			被服教室	20 人
主要施設	大ホール	1,503.2 ㎡	500 人	美術工芸教室	15 人
	音楽教室		50 人	料理教室	30 人
	楽屋（2 室）	29 ㎡・39 ㎡		茶室	10.5 畳
	コミュニティーモール		延 2,316.3 ㎡	陶芸炉室	20 ㎡
	イベントスクウェア（行事広場）		延 1,414.4 ㎡	サービスセンター	
	モニュメントプラザ（思い出広場）		延 1,310 ㎡	市民談話コーナー	
	駐車場　地下 48 台、屋外 64 台				
	自転車置場		250 台		
	体育館				

区　分	広畑市民センター	網干市民センター
位　　置	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	網干区垣内中町 120 番地
敷地面積	3,754 ㎡	4,569 ㎡
建築規模	鉄筋コンクリート造 4 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建一部 3 階建
	（支所　併設）	（支所　併設）
	建築面積　1,657 ㎡	建築面積　1,982 ㎡
	延床面積　3,602 ㎡	延床面積　3,259 ㎡
開　　館	昭和 56 年 10 月 1 日	昭和 57 年 4 月 1 日
事 業 費	916,639 千円	906,800 千円
主要施設	大ホール　480 ㎡　500 人	大ホール　520 ㎡　500 人
	体育館兼用	体育館兼用
	中ホール　166 ㎡　140 人	中ホール　152 ㎡　90 人
	展示室　169 ㎡	展示室　204 ㎡
	会議室（2 室）　109 ㎡・52 ㎡　60 人・15 人	会議室　95 ㎡　70 人
	和室（4 室）　17 畳～17.5 畳　15 人～25 人	和室（3 室）　12 畳～17.5 畳　20 人～30 人
	普通教室（2 室）　各 77 ㎡　各 36 人	普通教室（2 室）　各 50 ㎡　各 36 人
	特別教室（2 室）　85 ㎡・90 ㎡　36 人・48 人	特別教室　115 ㎡　50 人
	料理教室　77 ㎡　25 人	料理教室　95 ㎡　25 人
	音楽教室　88 ㎡　36 人	音楽教室　77 ㎡　40 人
	陶芸教室　44 ㎡　16 人	コミュニティーサロン
	コミュニティーサロン	駐車場　70 台
	駐車場　61 台	自転車置場　80 台
	自転車置場　24 台	

区　分	東市民センター	灘市民センター
位　　置	花田町加納原田 888 番地 1	白浜町宇佐崎中二丁目 520 番地
敷地面積	3,000 ㎡	4,253 ㎡
建築規模	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
	建築面積　1,001 ㎡	建築面積　1,379 ㎡
	延床面積　2,416 ㎡	延床面積　3,049 ㎡
開　　館	昭和 57 年 9 月 1 日	昭和 59 年 6 月 1 日
事 業 費	495,888 千円	779,780 千円
主要施設	大ホール　470 ㎡　500 人	大ホール　517 ㎡　500 人
	体育館兼用	体育館兼用
	中ホール　130 ㎡　120 人	中ホール　169 ㎡　100 人
	展示室　105 ㎡	展示室　158 ㎡
	会議室（2 室）　38 ㎡・49 ㎡　30 人・45 人	会議室（2 室）　50 ㎡・47 ㎡　各 30 人
	和室（3 室）　12.5 畳～15 畳　各 25 人	和室（3 室）　12.5 畳～15 畳　20～25 人
	普通教室　67 ㎡　50 人	普通教室（2 室）　66 ㎡・73 ㎡　36 人・45 人
	特別教室（2 室）　88 ㎡・102 ㎡　45 人・50 人	特別教室　77 ㎡　30 人
	料理教室　72 ㎡　30 人	料理教室　68 ㎡　25 人
	コミュニティーサロン	音楽教室　85 ㎡　40 人
	駐車場　37 台	駐車場　81 台
	自転車置場　60 台	自転車置場　48 台

3　地区市民センターのサブセンター

区　分	城乾市民センター	中央市民センター	大的市民センター
位　置	南八代町6番1号 城乾中学校屋内運動場内	本町68番地68 中央支所2・3階部分	大塩町2211番地5
敷地面積	798.9㎡		1,400㎡
建築規模	鉄筋コンクリート造 延床面積　606.2㎡	鉄筋コンクリート造 延床面積　376.1㎡	鉄筋コンクリート造2階建 一部3階建 建築面積　384㎡ 延床面積　849㎡
開　館	昭和54年4月1日	昭和55年4月27日	昭和57年9月1日
事業費	87,769千円		285,171千円
主要施設	会議室　76㎡　50人 和室（2室）各12畳　各30人 普通教室　44㎡　25人 料理教室　44㎡　25人 ロビー　198㎡ 駐車場　9台 自転車置場　25台	中ホール　128㎡　90人 和室（2室）　8畳　20人 12畳　30人 会議室（2室）　52㎡　30人 57㎡　35人	会議室　138㎡　100人 和室（2室）　10畳　15人 12.5畳　20人 普通教室（2室）　42㎡　25人 53㎡　35人 特別教室　92㎡　30人 駐車場　20台 自転車置場　20台

区　分	高岡市民センター	勝原市民センター	家島群島開発総合センター
位　置	東今宿五丁目3番20号	勝原区丁743番地	家島町坊勢186番地
敷地面積	1,292.5㎡	496.3㎡	1,167.01㎡
建築規模	鉄筋コンクリート造2階建 建築面積　416㎡ 延床面積　743㎡	鉄筋コンクリート造2階建 建築面積　293㎡ 延床面積　597㎡	鉄筋コンクリート造3階建 建築面積　568.55㎡ 延床面積　1,653.94㎡
開　館	昭和58年4月1日	昭和58年4月1日	昭和56年7月1日
事業費	118,761千円	115,161千円	270,000千円
主要施設	会議室　226㎡　200人 会議室控室　24㎡　15人 和室　12畳　25人 普通教室（2室）28㎡　20人 60㎡　40人 駐車場　33台 自転車置場　30台	会議室　132㎡　100人 和室　14畳　28人 普通教室　72㎡　50人 小会議室　30㎡　21人 駐車場　29台 自転車置場　10台	集会室　335.7㎡　350人 会議室　106.7㎡　70人 調理実習室　68.8㎡　30人 研修講座室　33畳　60人 （和室3）　15畳　30人 9畳　20人 自転車置場　10台

区　分	北部市民センター
位　　置	夢前町前之庄 2160 番地
敷地面積	3,997.13 ㎡
建築規模	鉄筋コンクリート造 2 階建
	一部 3 階
	建築面積　1,966.65 ㎡
	延床面積　2,589.63 ㎡
開　　館	平成 28 年 4 月 1 日
事 業 費	397,779 千円
主要施設	大ホール　711 ㎡　609 人
	研修室　33～61 ㎡
	（6 室）　15～90 人
	会議室　36 ㎡　18 人
	（2 室）　38 ㎡　15 人
	多目的ルーム　153 ㎡　40 人
	創作実習室　87 ㎡　36 人
	控室　35 ㎡　15 人
	自転車置場　25 台

4　利用状況（平成 30 年度）

区　分		利用日数（日）	利用率（%）	利用回数（回）	利用率（%）
市民センター	西市民センター	1,617	58.5	2,887	34.8
	飾磨市民センター	2,654	62.8	4,919	38.8
	花の北市民広場	5,311	67.8	10,380	44.2
	広畑市民センター	1,251	57.9	2,064	31.9
	網干市民センター	3,694	75.0	6,497	43.9
	東市民センター	2,711	67.9	4,443	37.1
	灘市民センター	2,746	60.0	4,730	34.5
サブセンター	城乾市民センター	846	55.1	1,427	31.0
	中央市民センター	997	65.0	1,422	30.9
	大的市民センター	787	42.7	913	16.5
	高岡市民センター	1,962	79.9	3,524	47.8
	勝原市民センター	1,324	72.6	2,257	41.2
	家島群島開発総合センター	103	5.6	115	2.1
	北部市民センター	756	18.9	1,276	10.7

※広畑市民センターは平成 30 年 7 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日まで休館

15 人権教育・啓発

1 概要

21世紀は「人権の世紀」といわれている。この言葉には、21世紀をすべての人々の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願いが込められている。

人権は、人間の尊厳に基づく権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものである。しかし、今なお、同和問題をはじめとする様々な人権課題が存在しており、この状況を改善するために、市民一人一人に人権の意義やその重要性が知識として確実に備わらなければならない。また、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くように、人権教育・啓発を進めていかなければならない。実施に当たっては、「姫路市人権教育及び啓発実施計画」に基づき、それぞれの主体が相互に連携協力して、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくことが極めて重要である。

2 事業

(1) 啓発活動の実施　　令和元年度予算額　30,563千円

「開かれた交流」をテーマに、地域において住民自らが推進する近隣地域との交流事業を積極的に支援するとともに、8月の「人権文化をすすめる市民運動推進月間」での第1回人権のつどい、啓発看板・ポスター・のぼり等の掲示、12月の人権週間での第2回人権のつどい、また、イーグレひめじでの人権啓発展の開催などを通じ、市民啓発に努める。

一方、マスメディア（ＦＭ　ＧＥＮＫＩ及びウインクの活用、広報ひめじでの特集記事掲載）の積極的な活用に努めるとともに、総合センター・集会所事業を通じ啓発活動を推進する。

中播磨人権啓発活動地域ネットワーク協議会

神戸地方法務局姫路支局、姫路人権擁護委員協議会、姫路市及び神崎郡内に所在する人権啓発活動にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、中播磨区域内における各種人権活動を総合的、効果的かつ効率的に推進する。

(2) 人権啓発センターの事業　　令和元年度予算額　9,504千円

① 人権啓発の中核施設として

基本的人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる年齢層に対する人権啓発を推進することにより、市民一人ひとりの人権意識の高揚に取り組む必要がある。そのため、人権啓発センターにおいて、人権について自ら学び研究することができる場の提供や活動の支援、人権情報の提供、地域に根ざした人権の歴史に関する資料の収集、情報の受発信などの事業を行う。

② 活動

○学習・研究系機能に係る事業

人権についての市民意識調査の分析と活用

図書・資料の収集

大学連携へのアプローチ

○広報・発信系機能に係る事業

人権学習地域講座の開催

企業人権教育研修会

啓発冊子等の作成・配付

情報発信機能の充実

○展示・体験系機能に係る事業

展示による学びの実施

体験教育推進事業

○救済・支援系機能に係る事業

特設人権相談所の開設

人権啓発センター職員による人権相談

③ 施設概要

・場　　所　本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4 階

・施設内容　展示スペース・事務室・会議室・相談室　約 200 ㎡

・開設年月　平成 22 年 12 月

(3) 集会所運営委託事業　　令和元年度予算額　6,883 千円

総合センターが設置されていない瑞岡・向山・英賀宮町西・豊国・野田・広瀬・三坂・瀬川の 8 地区の集会所の管理運営は、それぞれ地域住民の福祉の増進、文化教養の向上を図るため集会所運営委員会に委託して実施している。

交流講座事業　書道・茶道・生花・手芸など、1 集会所平均年 60 回程度予定している。

相談事業　生活相談など、1 集会所平均 10 回程度予定している。

(4) 施設整備事業　　令和元年度予算額　33,200 千円

コミュニティセンターとして役割の大きい地区総合センター等の耐震補強等補修工事を実施する。

3 地区総合センター等

地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的向上、および同和問題の速やかな解決に資することを目的として、17 館の地区総合センター及び 8 集会所を設置している。

名　称	所在地	開設年月	名　称	所在地	開設年月
高木総合センター	花田町小川 553－2	38.4	砥堀二区総合センター	砥堀 431－1	50.3
庄田　〃	庄田 96	48.4	(とほり桃花交流館)		
津熊　〃	豊富町豊富 3410－1	50.4	実法寺　〃	実法寺 665－1	〃
見野　〃	四郷町見野 964－5	〃	豊岡　〃	夢前町前之庄 4353－5	47.3
(見野の郷交流館)			長野　〃	安富町長野 138－2	43.3
上手野　〃	上手野 66－1	〃	(ふれあいセンターやすとみ)		
上鈴　〃	四郷町上鈴 328－3	51.4	瑞岡集会所	船津町 5271－4	52.3
福井　〃	網干区福井 80－1	〃	向山　〃	太市中 782－1	53.3
下構　〃	林田町下構 50	〃	英賀宮町西　〃	飾磨区英賀宮町 2－142	〃
城東町　〃	城東町 122－2	52.4	豊国　〃	飾東町豊国 470	55.3
丸尾町　〃	丸尾町 1－4	〃	野田　〃	香寺町溝口 518－1	48.7
中鈴　〃	四郷町中鈴 76－1	〃	広瀬ふれあい会館	香寺町広瀬 39－1	50.8
堀川町　〃	飾磨区堀川町 95－22	53.4	三坂集会所	安富町三坂 285－1	43.3
西御着　〃	御国野町西御着 532－1	54.4	瀬川　〃	安富町瀬川 381－3	43.12

地区総合センター事業　　令和元年度予算額　9,870 千円

文化教養を高めることにより、安定した自己概念を持ち、チャレンジする生き方を育てる事業として、書道・茶道・生花・料理・手芸などの交流講座を年間で約 1,500 回予定している。

近隣地域住民との交流を増進する事業も実施している。各総合センターは定期的に図書を購入しているため、図書室（コーナー）は充実しており、貸し出しも実施している。

環　　境

1　ごみ処理　…… 130
2　まち美化　…… 138
3　し尿処理　…… 141
4　産業廃棄物対策　…… 143
5　環境保全対策　…… 145

1 ごみ処理

1 ごみ減量運動の推進

本市では、市民・事業者・行政が三者一体となって、ごみの自主減量化､分別による資源化を進めている。とりわけ、生ごみについては、自主減量化とともに、水切り排出の徹底を図っている。

(1) 分別方法

ア 旧姫路市域

①可燃ごみ、②プラスチック製容器包装、③ミックスペーパー、④木製品類、⑤金属複合製品類、⑥プラスチック複合製品類、⑦ふとん・ジュータン類、⑧空カン類、⑨空ビン類（無色、茶色、その他の色)、⑩ペットボトル、⑪紙パック、⑫蛍光管、⑬乾電池等、⑭陶磁器類・ガラス類、⑮古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類） の15種19分別

イ 家島町域

①可燃ごみ、②プラスチック製容器包装、③ミックスペーパー、④大型ごみ等、⑤空カン類、⑥空ビン類（無色、茶色、その他の色)、⑦ペットボトル、⑧紙パック、⑨蛍光管、⑩乾電池等、⑪古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）の11種15分別

ウ 夢前町域、香寺町域、安富町域

①可燃ごみ、②プラスチック製容器包装、③ミックスペーパー、④大型ごみ、⑤不燃ごみ、⑥ふとん・ジュータン類、⑦空カン類、⑧空ビン類（無色、茶色、その他の色)、⑨ペットボトル、⑩紙パック、⑪蛍光管、⑫乾電池等、⑬古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）の13種17分別

(2) 収集方式

可燃ごみは週2回（家島町西島地区は週1回)、プラスチック製容器包装は週1回、ミックスペーパーは月2回の収集、粗大ごみ類はカレンダー方式による指定日収集、使用済小型家電は回収ボックスによる拠点回収。

市は、分別収集した空カン類や紙パック等を売却し、乾電池等を委託処理することにより再資源化を図るとともに、地元においても、古紙類の集団回収など分別排出された資源ごみを資源回収業者に売却することにより資源化を図り、行政と市民が一体となり積極的にごみの減量化を進めている。

事業者に対しても、市民同様の分別、水切りの実施を呼びかけ、市の処理施設へ搬入するごみの中にビニール・プラスチック類、空カン類、空ビン類、乾電池等の混入を禁止している。

ごみ発生・処理状況

（単位　トン・％）

区分	年度	H26		H27		H28		H29		H30	
		量	増減率	量	増減率	量	増減率	量	増減率	量	増減率
発生量	可燃ごみ	91,885	0.4	91,045	△ 0.9	89,486	△ 1.7	89,006	△ 0.5	87,934	△ 1.2
	粗大ごみ	9,755	△ 5.3	9,741	△ 0.1	9,445	△ 3.0	9,651	2.2	10,124	4.9
	空カン	500	△ 11.1	478	△ 4.3	456	△ 4.8	448	△ 1.6	435	△ 3.0
	空ビン	2,706	△ 5.0	2,637	△ 2.5	2,550	△ 3.3	2,576	1.0	2,451	△ 4.9
	古紙	6,432	△ 11.7	5,688	△ 11.6	4,835	△ 15.0	4,359	△ 9.9	4,044	△ 7.2
	ペットボトル	361	△ 7.0	350	△ 3.1	345	△ 1.4	349	1.1	356	2.1
	紙パック	59	△ 6.7	55	△ 6.2	53	△ 3.2	54	0.5	51	△ 4.9
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	3,060	△ 5.3	2,968	△ 3.0	2,849	△ 4.0	2,791	△ 2.0	2,777	△ 0.5
	ﾐｯｸｽﾍﾟｰﾊﾟｰ	2,417	△ 6.9	2,270	△ 6.0	2,090	△ 7.9	1,969	△ 5.8	1,870	△ 5.0
	家庭ごみ小計	117,173	△ 1.4	115,232	△ 1.7	112,109	△ 2.7	111,203	△ 0.8	110,041	△ 1.0
	持ち込み	75,753	1.9	71,852	△ 5.1	72,841	1.4	73,186	0.5	74,481	1.8
	合計	192,926	△ 0.1	187,084	△ 3.0	184,950	△ 1.1	184,390	△ 0.3	184,522	0.1
処理量	焼却	71,888	△ 4.2	69,661	△ 3.1	72,591	4.2	71,103	△ 2.0	69,557	△ 2.2
	溶融	91,410	△ 1.7	93,820	2.6	90,401	△ 3.6	92,277	2.1	93,200	1.0
	破砕	9,028	△ 12.8	9,011	△ 0.2	8,909	△ 1.1	9,753	9.5	11,155	14.4
	埋め立て	19,870	12.6	15,622	△ 21.4	14,774	△ 5.4	14,353	△ 2.9	14,353	0.0
	資源化	34,591	6.8	31,045	△ 10.2	30,513	△ 1.7	29,566	△ 3.1	29,502	△ 0.2
	合計	226,786	△ 0.7	219,160	△ 3.4	217,188	△ 0.9	217,053	△ 0.1	217,767	0.3

※　端数処理の関係で、増減率及び合計欄の数値は、品目毎の合計と一致しない場合があります。

2　令和元年度ごみの収集、処理計画

収集区域は市域全域とし、世帯数は 237,735 世帯である。

①　可燃ごみ

直営及び委託によって収集する計画である。なお、市街地の 38,512 世帯については、委託により夜間収集を行う。計画収集量は 86,530 トン（日量 288.4 トン）で、焼却及び溶融処理する計画である。

②　プラスチック製容器包装

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 2,700 トン（日量 9.0 トン）で、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再生業者に引き渡す計画である。

③　ミックスペーパー

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 1,760 トン（日量 5.8 トン）で、再生業者に売却する計画である。

④　空カン類

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 410 トン（日量 1.4 トン）で、再生業者に売却する計画である。

⑤　空ビン類

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 2,430 トン（日量 8.1 トン）で、無色・茶色・その他の色を（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再生業者に引き渡す計画である。

⑥　ペットボトル

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 360 トン（日量 1.2 トン）で、（公財）日本容器包装リサイクル協会を通じて再生業者に引き渡す計画である。

⑦　紙パック

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 60 トン（日量 0.2 トン）で、再生業者に売却する計画である。

⑧　粗大ごみ類

直営（北部）及び委託によって収集する計画である。計画収集量は 9,840 トン（日量 32.8 トン）で、その形態・性状等に応じて破砕、焼却、溶融、埋立、資源化の処理をする計画である。

⑨　古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）

委託によって収集する計画である。計画収集量は 3,560 トン（日量 11.9 トン）で、再生業者に売却する計画である。また、古紙類の再資源化に積極的に取り組む自治会等に対して資源古紙行政回収協力金を交付することにより、家庭ごみの減量及び資源化を促進する。

⑩　使用済小型家電

支所、出張所、美化センター等に使用済小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収する予定である。計画回収量は 10 トン（日量 0.1 トン未満）で再生業者に引き渡す計画である。

⑪　自ら搬入されるごみ（事業系）

商店、事業所等の事業活動に伴って生ずるごみ等で、事業者等が自ら、または一般廃棄物処理許可業者に委託して市のごみ処理施設へ搬入されるごみ量は、65,060 トン（日量 216.9 トン）である。

⑫　自ら搬入されるごみ（その他・多量）

まち美化活動に伴うごみ、災害等に伴うごみである。推定搬入ごみ量は、9,960 トン（日量 33.2 トン）である。

全市域
人口　537,093 人
世帯　237,735 世帯
発生量　608.9ｔ
（平成 31 年 4 月 1 日現在
住民基本台帳人口）

（発生計画量）日量

可燃ごみ・直営収集（20.2%）
収集量　58.3ｔ
・委託収集（79.8%）
収集量 230.1ｔ
空カン類（直営、委託）
収集量　1.4ｔ
空ビン類（直営、委託）
収集量　8.1ｔ
古紙（委託）収集量　11.9ｔ
粗大ごみ（直営、委託）
収集量　32.8ｔ
ペットボトル（直営、委託）
収集量　1.2ｔ
紙パック（直営、委託）
収集量　0.2ｔ
プラスチック製容器包装
（直営、委託）
収集量　9.0ｔ
ミックスペーパー（直営、委託）
収集量　5.8ｔ
自己搬入（事業系）
搬入量 216.9ｔ
自己搬入（その他）
搬入量　33.2ｔ
使用済小型家電
回収量　0.1ｔ未満

（処理計画量）日量
（注）破砕処理分が重複

焼却処理
203.5ｔ
（28.6%）

破砕処理
38.0ｔ
（5.3%）

直接溶融
332.0ｔ
（46.6%）

埋立処分
34.7ｔ
（4.9%）

資源化
104.0ｔ
（14.6%）

3　平成 30 年度ごみ収集処理実績

収集世帯状況（可燃ごみのみ）

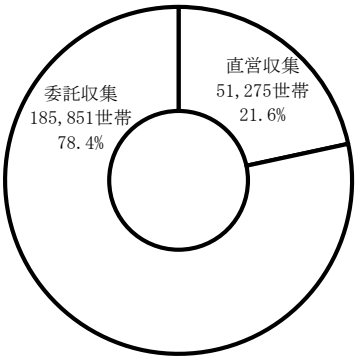

収集量状況

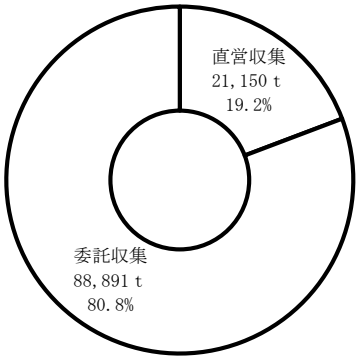

収集量と自己搬入量

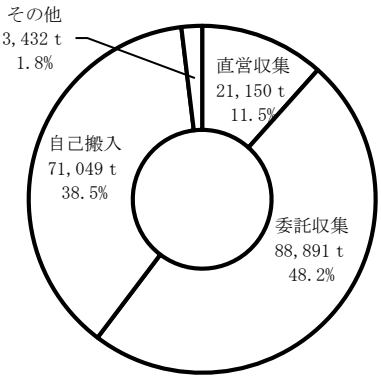

処理別状況

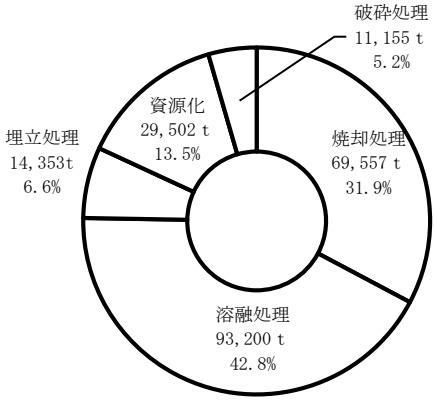

※発生量と処理量の差は処理量に 2、3 次処理を含むため

※　端数処理の関係で、各項目の合計と合計欄が一致しない場合があります。

4　ごみ減量・資源化意識の啓発

(1)　市民にごみ減量化、リサイクルの大切さを啓発するため、平成 3 年より「リサイクル展」を開催している。平成 16 年度から、「ひめじ環境フェスティバル」と名称を改め、大手前公園で実施している。

(2)　ごみ減量と資源の有効利用のため、町内会などの地域住民団体により自主的に集団回収を実施している資源回収優良団体に対して、その功績と労に報いるために感謝状の贈呈を行っている。（リサイクル運動表彰）

(3)　リサイクル推進課、市川美化センター、北部美化事務所の指導員が現地に出向いて直接ごみの分別を指導している。

(4)　ごみの減量化と資源化を啓発するための冊子の配付や、ごみ処理施設計量所における持ち込み事業者に対する指導を通じて、再利用できる紙の資源化を推進している。

(5)　平成 10 年度にモデル 5 地区においてペットボトルと紙パックの分別収集を開始し、平成 11 年度に地区を拡大後、平成 12 年度からは全市で分別収集を実施している。

(6)　平成 14 年度から、家庭用電動式生ごみ処理機購入費助成制度を開始、購入費（消費税などを除く）の半額（限度額 20,000 円、ただし 1,000 円未満切り捨て）を助成している。

(7)　平成 15 年度にモデル 2 地区において、プラスチック製容器包装とミックスペーパーの分別収集を開始し、平成 16 年度にモデル地区を 4 地区追加し、平成 17 年 10 月からは全市で分別収集を実施している。

(8)　平成 20 年 1 月から、家島町・夢前町・香寺町及び安富町域において、資源化物の分別を統一し、リサイクルを推進している。

(9)　平成 25 年 12 月に、国の実証事業により、支所、出張所、美化センター等に使用済小型家電回収ボックスを設置し、平成 26 年度から使用済小型家電の再資源化を本格的に実施している。

(10)　平成 31 年 2 月から、姫路市食品ロスもったいない運動推進店登録制度を創設し、食品ロスの削減を図っている。

(11)　古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌類）については、粗大ごみの行政回収において再資源化に積極的に取り組む自治会等に対して資源古紙行政回収協力金を交付することにより、ごみの減量及び資源化を促進している。

(12)　平成 31 年 4 月から、ＦＭゲンキ新番組「合言葉はもったいない」の放送を開始し、ごみの減量化及び資源化を推進している。

(13)　令和元年 7 月から、姫路市公式アプリ「ひめじプラス」に、ごみ分別アプリ機能を追加し、正しいごみ分別を促し、ごみの減量化及び資源化を推進している。

5　ごみ処理施設

(1)　中間処理施設

①　焼却施設

区分	市川美化センター	エコパークあぼし
所在地	東郷町 1451 番地 3	網干区網干浜 4 番地 1
敷地面積	16,200 ㎡	152,454 ㎡（全体）
建設年月日	平成 4 年 3 月	平成 22 年 3 月
型式	全連続燃焼式焼却炉	シャフト炉式ガス化溶融炉
処理能力	330ｔ／24ｈ	402ｔ／24ｈ
焼却炉	165ｔ／24ｈ×2 基	134ｔ／24ｈ×3 基
特殊設備装置	電気集じん器	濾過式集じん機
	有害ガス除却装置	乾式石灰吹込方式（脱ばいじん、脱 SOx、脱 HCL）
		触媒反応塔（脱 NOx、脱ダイオキシン類）
発電装置	蒸気タービン発電機 1,200kw	蒸気タービン発電機 10,500kw
建設費	7,137,153 千円	21,753,795 千円
財源内訳	一般財源　1,213,753 千円	一般財源　2,137,311 千円
	国庫補助金　3,184,500 千円	国庫補助金　6,416,684 千円
	起債　2,738,900 千円	起債　13,199,800 千円
		※再資源化施設含む

②　再資源化施設

区分	エコパークあぼし	家島美化センター	家島リサイクルセンター
所在地	網干区網干浜 4 番地 1	家島町宮 2144 番地 18	家島町宮 2144 番地 17
敷地面積	152,454 ㎡（全体）	2,385 ㎡	866 ㎡
建設年月	平成 22 年 3 月	平成 3 年 11 月	平成 11 年 8 月
処理能力	100ｔ／日		ペットボトル…0.4ｔ／ｈ
			破砕機…2.7ｔ／ｈ
主な設備・型式	低速回転式破砕機	可燃粗大ごみ破砕機	ペットボトル減容機（PB-300）
	高速回転式破砕機	金属選別機・金属圧縮機	二軸裁断式破砕機
	磁力選別機		
	アルミ選別機		
主な選別ライン	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装選別ﾗｲﾝ		
	ペットボトル選別ライン		
	紙パック選別ライン		
	空びん選別ライン		

③ ストックヤード

区分	西部管理センター	南部管理センター	家島ストックヤード	坊勢地区ごみ集積場
所在地	打越 1348 番地（旧西部美化センター跡）	飾磨区今在家 1351 番地 27（旧南部美化センター跡）	家島町宮 1968 番地	家島町坊勢 699 番 2～18 地先公有水面埋立地
敷地面積	16,765 ㎡	36,877 ㎡	1,054 ㎡	1,852 ㎡（内利用面積 609 ㎡）
稼働年月	平成 10 年 4 月	平成 3 年 3 月	平成 12 年 12 月	平成 4 年 5 月
特殊設備装置			簡易圧縮梱包機	
建設費	97,240 千円	6,746,400 千円	64,912 千円	104,122 千円
財源内訳	一般財源 3,540 千円	一般財源 658,000 千円	一般財源 8,965 千円	一般財源 26,426 千円
	国庫補助金 48,100 千円	国庫補助金 2,100,000 千円	国庫補助金 20,947 千円	国庫補助金 31,096 千円
	起債 45,600 千円	起債 3,988,400 千円	起債 35,000 千円	起債 46,600 千円

(2) 最終処分場

区分	石倉最終処分場	塩野最終処分場	土岸最終処分場
所在地	石倉 953 番地 26	安富町塩野字ゴマ谷 1004 番 32 他	家島町坊勢字土岸 706 番 9～16 の地先公有水面
埋立地面積	24,460 ㎡	7,640 ㎡	9,621 ㎡
全体容量	184,766 ㎥	38,842 ㎥	42,500 ㎥
残余容量	121,867 ㎥	32,805 ㎥	13,549 ㎥
埋立方法	セル方式による サンドイッチ工法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
埋立期間	平成 18 年 4 月から	平成 10 年 10 月から	平成 5 年 7 月から

6 ごみ処理施設周辺環境整備事業

(1) 市川ふれあい緑地

平成 4 年 4 月の新市川美化センター稼働に伴い、南側に隣接する旧市川美化センター跡地を潤いのある緑地として整備し、平成 7 年 4 月に開園した。この緑地は周辺地域との緩衝帯、地域の人たちの憩いの拠点として、ごみ処理施設のイメージアップを図ろうとするものである。

・位置　東郷町 1450 番地
・面積　約 7,000 ㎡
・工期　平成 5～6 年度
・総事業費　500,000 千円
　（平成 5 年度）　50,000 千円
　（平成 6 年度）　450,000 千円
・施設概要　温室（ミニ植物園）　288 ㎡　詰所（コミュニティ室ほか）　130 ㎡
　滝とせせらぎ、多目的広場（イベント広場）、芝生広場、駐車場、駐輪場、
　トイレ、ポンプ室、各種植栽
・余熱利用　①温室・詰所の給湯及び冷暖房
　②発電機からの電気供給（照明、滝の流水用ポンプ電力源）

(2) エコパークあぼし

① 網干環境楽習センター

こどもから大人まで、ごみ問題及び環境問題を楽しく学び、体験することができる親しまれる施設を目指すものである。

・位置　網干区網干浜4番地1
・開館時間　午前9時から午後5時
・休館日　水曜日（祝日のときは翌平日）、12月29日から翌年1月3日
・延床面積　3,039㎡
・事業費　611,653千円
・施設内容　めぐりルート：再資源化施設、焼却施設等の見学ルート
再生工房：木工、自転車を再生しリサイクルする工房
バイオ研究室：食物残渣等の堆肥化等を研究する研究室
ガラス工房：空びん等にサンドブラストで絵や文字をつけ、リサイクルする等の工房
多目的工房1：布、紙等の再生活動等が行える工房
多目的工房2：紙すき等が行える工房
大会議室：200人収容の大会議室

・使用料　【料金改定予定】

区分	午前	午後	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
大会議室	4,000円	6,000円	10,000円
多目的工房1	600円	800円	1,400円
多目的工房2	900円	1,200円	2,100円

② 網干健康増進センター

エコパークあぼしのごみ焼却施設で発生する熱エネルギーを利用して、市民の健康づくりと安らぎの場を提供する。

・位置　網干区網干浜4番地1
・開館時間　午前9時から午後9時
・休館日　水曜日（祝日のときは翌平日）、12月29日から翌年1月3日
・延床面積　4,045㎡
・事業費　1,671,454千円
・施設　温浴施設、温水プール、トレーニングジム、フィットネススタジオ、
グラウンドゴルフ場　8ホール×6コース
・利用料金
施設の利用料金　【料金改定予定】

施設	利用料金（1回）				
	大人	子供	65歳以上	障がい者	障がい者(子供)
温浴施設	500円	250円	400円	250円	120円
温水プール	500円	250円	400円	250円	120円
トレーニングジム	500円	—	400円	250円	—
スタジオレッスン	600円	—	600円	600円	—
グラウンドゴルフ場	500円	250円	400円	250円	120円
トレーニングジム＋スタジオレッスン	800円	—	800円	800円	—
2施設利用セット料金 （上記、利用セット料金を除く）	800円	400円	600円	400円	200円
2施設利用セット料金（1日券） （スタジオレッスンを除く）	1,000円	500円	750円	500円	250円

施設の貸切利用料金　　【料金改定予定】

施設	利用料金（1 時間）
多目的室	1,000 円
温水プール（1 コース）	6,000 円
グラウンドゴルフ場（1 コース）	3,000 円

※中学校卒業以上の方は、大人料金となります。

※トレーニングジム・スタジオレッスンは、中学校卒業以上の方が利用できます。温浴施設・温水プール・グラウンドゴルフ場については、小学 3 年生以下の方は、保護者又は指導者同伴でご利用できます。3 歳未満は無料です。

7　ごみ収集関係車両（直営）

ごみ収集車　45 台　（まち美化 2 台、市川美化センター27 台、エコパークあぼし 3 台、北部美化事務所 13 台）

その他車輌　93 台　（まち美化 25 台、施設 7 台、家島 14 台、産廃 1 台、リサイクル 8 台、
市川美化センター7 台、エコパーク 18 台、北部美化事務所 13 台）

8　事業系一般廃棄物など自ら搬入するごみ処理手数料

10 ㎏につき 100 円（平成 24 年 4 月 2 日改定）

9　一部事務組合

平成 18 年 3 月 27 日から市町合併に伴い、以下の一部事務組合に加入している。

(1)　くれさか環境事務組合

①　共同処理する事務

廃棄物処理施設（ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場施設）　の設置及び管理運営

②　構成公共団体

姫路市（夢前町域、香寺町域）、福崎町

③　施設概要

・名称　　くれさかクリーンセンター
・所在地　　夢前町宮置 803 番地
・処理方式　ごみ焼却・粗大ごみ併用施設方式
・能力　　ごみ焼却 80ｔ／日（40ｔ／16ｈ×2 炉）
　　粗大ごみ 17ｔ／日（16ｔ／5ｈ破砕、1ｔ／5ｈ切断）
・竣工　　平成 8 年 3 月（平成 18 年 2 月基幹工事竣工）

最終処分場

埋立面積　15,300 ㎡、埋立容量　127,000 ㎥、残余容量　35,069 ㎥、浸出水処理量　50 ㎥／日

(2)　にしはりま環境事務組合

①　共同処理する事務

・一般廃棄物（し尿を除く。）　の処理計画の策定（収集運搬、最終処分計画は除く。）
・一般廃棄物処理施設及びこれと関連して設けられる施設の建設並びに運営
・補修時、災害時の廃棄物処理の広域化等

②　構成公共団体

姫路市(安富町域)、たつの市(新宮町域)、宍粟市、上郡町、佐用町

③　施設概要

・名称　　にしはりまクリーンセンター
・所在地　　佐用郡佐用町三ツ尾 483 番地 10
・処理方式　熱回収施設・リサイクル施設
・能力　　熱回収施設 89ｔ／日（8ｈ）
　　リサイクル施設 25ｔ／日（5ｈ）
・竣工　　平成 25 年 3 月

2 ま ち 美 化

1 「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」の施行

世界文化遺産姫路城を有するまちにふさわしい美しいまちづくりを推進するため平成８年４月１日に「姫路のまちを美しくする条例」を施行した。また、当条例に路上喫煙の防止に関する規定を盛り込み、条例名を「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」に改めた。主な内容は以下のとおり。

(1) 市は、空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬の糞の放置の防止のために必要な施策を実施する。
(2) 悪質な違反者に対しては回収を勧告し、従わない時はその旨を公表する。
(3) 「重点環境美化推進区域」を指定し、重点的に美化推進施策を実施する。
(4) 事業者等は、回収容器を設置すると共に、市民等への意識啓発を行い、市の実施する施策に協力する。
(5) 市民等は、美しいまちづくりを推進し、市の実施する施策に協力する。
(6) 公共の場所の管理者は、市民等への意識啓発を行い、市の実施する施策に協力するとともに、清掃の実施等に必要な措置を講ずる。
(7) 「美化強化区域」を指定し、特に重点的に美化推進施策を実施する。
(8) 「美化強化区域」内でのポイ捨てには回収勧告を行い、それに従わない場合は回収命令を発し、その命令に違反した場合は２万円以下の罰金に処する。

また、平成 20 年４月１日に条例の一部改正を行った。主な改正点は以下のとおり。

① 「路上喫煙禁止区域」の指定（美化強化区域と同じ。）
② 「路上喫煙禁止区域」内で、たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持した場合は、2 千円以下の過料に処する。（規則により、平成 20 年 10 月１日から千円の過料を科する。）

2 「重点環境美化推進区域」の指定

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例に基づき、平成８年から５月 30 日（ごみゼロの日）に本市のシンボルゾーンともいえる区域を「重点環境美化推進区域」として指定。

現在、28 区域を指定している。

○第１次指定（平成８年５月 30 日）
姫路城周辺、大手前通り、姫路駅周辺、駅南大路
○第２次指定（平成９年５月 30 日）
手柄山、名古山、書写山、広峰・増位山、小赤壁
○第３次指定（平成 10 年５月 30 日）
朝日山公園、桜山貯水池周辺、仁寿山・小富士山周辺、藤ノ木山自然公園、飾磨港周辺、姫路中心商店街の一部
○第４次指定（平成 11 年５月 30 日）
ＪＲ御着駅周辺、ＪＲ英賀保駅周辺、ＪＲ網干駅周辺
○第５次指定（平成 12 年５月 30 日）
山陽電車飾磨駅周辺、山陽電車網干駅周辺
○第６次指定（平成 21 年５月 30 日）
ＪＲひめじ別所駅周辺、ＪＲはりま勝原駅周辺、香寺総合公園スポーツセンター周辺、雪彦山周辺、鹿ヶ壺周辺、天神の浜周辺、坊勢海浜公園周辺
○第７次指定（令和元年５月 30 日）
ＪＲ東姫路駅周辺

指定に伴う市民への啓発活動として、記念植樹やクリーン作戦を実施するとともに、啓発用グッズの配布及び街宣活動を実施している。

3 「美化強化区域」の指定

「重点環境美化推進区域」の中でも、特に姫路の美しいまちづくりのために必要な区域を「美化強化区域」として指定。現在は、姫路城周辺、大手前通り及び姫路駅北駅前広場を美化強化区域として指定している。

4　「路上喫煙禁止区域」の指定

区域は、姫路城周辺、大手前通り及び姫路駅北駅前広場（美化強化区域と同じ。）を指定している。

5　ごみの散乱防止思想の啓発

姫路のまちを美しく安全で快適にする条例を推進するため、次の事業を実施している。

(1)　広報や機関紙等紙面によるＰＲ
(2)　ボランティア清掃活動の支援・育成
(3)　国・県・市等公共の場所の管理者、事業者等への啓発活動
(4)　イベント会場等での美化キャンペーンの実施
(5)　全市一斉清掃の実施など
　　平成 10 年から毎年 12 月の第一日曜日に実施
　　令和元年度は 12 月 1 日に実施予定

まち美化イメージキャラクター

ビティ

6　地域美化活動の促進

昭和 53 年 4 月に発足した「姫路のまちを美しくする運動協議会」が中心となり、清掃活動やまちの美化の啓発を実施している。その内容は、以下のとおりである。

(1)　市内 72 地区にふるさと美化委員会を設置し、定期清掃を実施する等活発に活動している。
(2)　4 月 29 日に「みどりの美化キャンペーン」を実施している。
(3)　「環境と美化のつどい」は、令和元年 9 月 28 日にイーグレひめじ（あいめっせホール）で開催予定
(4)　ふるさと美化運動の支援として、ごみ袋や火ばさみ等清掃用具を地域の要望により貸出している。
(5)　4 月 1 日から 6 月末日までの 3 カ月間を川・溝をきれいにする運動の強調月間として定め、各自治会などが清掃した土砂などの回収を実施している。

7　住民団体によるその他の美化運動

地元住民により「大手前美化委員会」が組織され、毎月 10 日に清掃活動が実施されている。

また、ＪＲ御着、東姫路、姫路、英賀保、はりま勝原、網干の各駅周辺やその他小・中・高等学校、各種団体において定期的に清掃活動が実施されている。

8　「まちかど 100mクリーンアクション」の推進

平成元年 3 月 5 日に市制 100 周年を記念して開始された美化運動で、個々の事業所が、その前面道路や周辺を清掃する活動である。各事業所の清掃活動が活発に行われることにより、まち全体の美化が図られる。令和元年 8 月 1 日現在 635 事業所が参加しており、さらに新規の加入を呼び掛けている。

9　海岸環境美化の促進

県事業で回収した西島海岸に打ち上げられた流木雑草等の処理や、白浜・的形海岸に打ち上げられ、県が除去した海藻等の回収を行うことで、海岸の美化を図っている。

10　害虫駆除による清潔保持

自治会等から要請があった場合に、公民館、河川堤防沿い、幼稚園、保育所等の公共の場所の樹木の害虫駆除を実施している。

11　美化 110 番事業の推進

市民の美化に関する要望、苦情、相談を迅速かつ適正に処理すること、また、ふるさと美化運動の実践活動により生じたごみ及び不法投棄ごみ等の処理、さらに必要に応じ市民に対する美化啓発活動を主たる業務として活動している。

12　不法投棄の防止

(1)　防止看板の設置
　　不法投棄常習地を調査し、地元自治会と連携して防止用看板を設置している。また、土地管理者に対し、適正な

管理を行うよう呼びかけている。

(2) 地域ぐるみの防止対策の推進

不法投棄については、自治会、市、土地の管理者が共同でクリーン作戦を実施するとともに、特に悪質な不法投棄については所轄警察署に通報する等、地域ぐるみで防止対策を推進している。また、地元自治会と連携してパトロールを強化している。

3 し　尿　処　理

1　令和元年度し尿収集、処理計画

し尿収集量は、公共下水道の整備に伴う水洗トイレ、農業集落排水処理施設、合併浄化槽等の普及により、漸次下降状態にある。

くみ取りは、おおむね 25 日～30 日を周期とし、令和元年度は全市の 2.8%にあたる 6,190 世帯を対象としている。直営は 95.0%にあたる 5,880 世帯、日量約 16.2 kℓを中部衛生センターに収集車（1.8 kℓ）7 台（常備）等を配置し、収集業務を行うとともに、委託についても、残り 5.0%にあたる 310 世帯、日量約 1.9 kℓのくみ取りを 2 業者で、収集車 2 台で実施する計画である。

他に、許可業者が収集する仮設トイレのし尿が日量約 3.3 kℓ、浄化槽汚泥が日量約 46.7 kℓあり、処理の必要な排出量の総計は日量約 68.1 kℓと見込まれる。

一方、その終末処理については、中部衛生センター（固液分離（下水道放流）方式）でし尿と浄化槽汚泥を衛生的に処理する計画である。

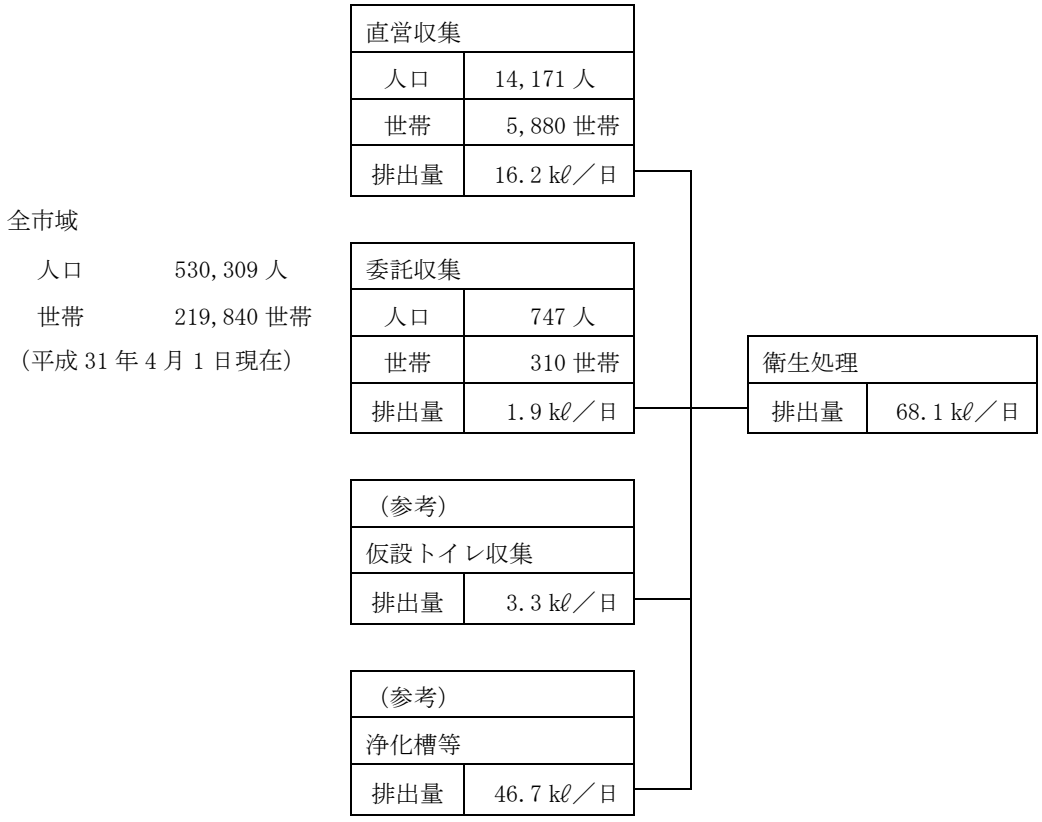

2　平成 30 年度し尿収集処理実績

(1)　収集量　　（単位　kℓ）

収集地域	生し尿	浄化槽汚泥	収集量合計
姫路市域	8,131	16,189	24,320

(2)　処理施設

生し尿 7,525 kℓと浄化槽汚泥 13,586 kℓを中部衛生センターで処理

家島町域は、生し尿 13 kℓと浄化槽汚泥 39 kℓの全量を家島衛生センターで処理

夢前町域・香寺町域は、生し尿 593 kℓと浄化槽汚泥 2,564 kℓの全量を中播衛生センター（中播衛生施設事務組合）で処理

3　手数料等

し尿くみ取り手数料　　20ℓにつき 100 円（平成 29 年 10 月 1 日改定）
浄化槽汚泥処分手数料　　100ℓにつき 40 円（　　〃　　）
し尿処分手数料　　100ℓにつき 40 円（　　〃　　）
くみ取り券の販売
本庁、支所、駅前市役所、地域事務所、出張所、サービスセンター及びし尿くみ取り券取扱所 27 カ所（令和元年 8 月 1 日現在）にて販売し、作業時にくみ取り券を回収する。

4　し尿収集関係車両（直営）

収集用　13 台［1.8 kℓ車（常備 7 台、予備 3 台）・3.3 kℓ車 2 台・0.35 kℓ車 1 台］
＜残渣処理用 1 台＞

5　し尿収集委託制度

委託開始　　昭和 42 年 9 月
委託業者　　2 社
令和元年度委託料　　4,197 千円（予算額）

6　終末処理施設

施設名 / 区分	中部衛生センター	家島衛生センター
所在地	飾磨区英賀甲 1922 番地	家島町宮 2144 番地 18
敷地面積	20,492 ㎡	766 ㎡
処理能力	60 kℓ／日	5 kℓ／日
処理方式	固液分離（下水道放流）方式	希釈放流処理方式
建設年月日	平成 28 年 3 月 24 日	平成 2 年 9 月 29 日
建設費	2,040,000 千円	600,150 千円
運転委託業者	クボタ環境サービス株式会社	―

7　一部事務組合

平成 18 年 3 月 27 日から市町合併に伴い、中播衛生施設事務組合に加入している。

中播衛生施設事務組合

① 共同処理する事務
・し尿処理施設の設置及び管理
・組合施設周辺の環境施設の設置及び管理
② 構成公共団体
姫路市（夢前町域、香寺町域）、神河町、市川町、福崎町
③ 施設概要
・名称　　中播衛生センター
・所在地　　神崎郡福崎町南田原 457 番地
・処理方式　浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋活性炭吸着
・能力　　95 kℓ／日（生し尿 14 kℓ、浄化槽汚泥 81 kℓ）
・竣工　　平成 24 年 3 月

4 産業廃棄物対策

1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、下表に記載する 20 品目をいう。産業廃棄物以外の廃棄物はすべて一般廃棄物とされる。例えば、事務所から出る紙くず等も下表の 20 品目に該当しないため、事業系の一般廃棄物になる。

① 燃え殻 ② 汚泥 ③ 廃油 ④ 廃酸 ⑤ 廃アルカリ ⑥ 廃プラスチック類 ⑦ 紙くず［建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにＰＣＢが塗布され、又は染み込んだものに限る］ ⑧ 木くず［建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係るもの並びにＰＣＢが染み込んだものに限る］ ⑨ 繊維くず［建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの及びＰＣＢが染み込んだものに限る］ ⑩ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物［動植物性残さ］	⑪ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物［動物系固形不要物］ ⑫ ゴムくず（天然ゴムくずに限る） ⑬ 金属くず ⑭ ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず ⑮ 鉱さい ⑯ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物［がれき類］ ⑰ 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る） ⑱ 動物の死体（畜産農業に係るものに限る） ⑲ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は①から⑱に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの［ばいじん］ ⑳ ①から⑲に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを「特別管理産業廃棄物」として、普通の産業廃棄物と区別し、処理方法等を別に定めている。特別管理産業廃棄物は次のとおりである。

(1) 廃油（引火点が 70℃未満の揮発油類、灯油類、軽油類）
(2) 廃酸（pH が 2.0 以下の廃酸）
(3) 廃アルカリ（pH が 12.5 以上の廃アルカリ）
(4) 感染性産業廃棄物（医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針等の感染性病原体を含む、又はそのおそれのある産業廃棄物）
(5) 特定有害産業廃棄物
　① 廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物
　② 廃水銀等及びその処理物
　③ 廃石綿等
　④ 重金属類等を含む産業廃棄物（「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」の値を超える有害物質を含むもの）
　⑤ ダイオキシン類を含む産業廃棄物（「ダイオキシン類を含む産業廃棄物に係る基準」の値を超えるダイオキシン類を含むもの）

特別管理産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等様々の義務付けがされている。

2　姫路市の産業廃棄物等に関する権限

廃棄物処理法は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、都道府県知事又は「政令で定める市」（以下「政令市」という。）の市長に対して行うこととしている。この政令市は平成 31 年 4 月 1 日現在 79 市あり、本市もその 1 市に該当している。また、自動車リサイクル法における引取業者及びフロン類回収業者の登録申請並びに解体業及び破砕業の許可申請については、都道府県知事又は「保健所を設置する市」（以下「保健所設置市」という。）の市長がその事務を行っている。この保健所設置市は平成 31 年 4 月 1 日現在 84 市あり、本市もその 1 市に該当している。

兵庫県内では、本市のほか神戸市・尼崎市・西宮市・明石市が政令市又は保健所設置市として、それぞれの市長が産業廃棄物等に関する事務を行っている。

3　登録・許可業者数

産業廃棄物処理業許可業者数　（各年度とも 3 月 31 日現在）

許可区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
産業廃棄物	収集運搬業	550	188	172	169	151
	積替・保管なし※	492	132	120	115	102
	積替・保管あり	58	56	52	54	49
	処分業	68	67	64	64	63
	中間処理業	68	67	64	64	63
	最終処分業	0	0	0	0	0
	中間・最終兼業	0	0	0	0	0
	小計	618	255	236	233	214
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	55	19	19	17	16
	積替・保管なし※	53	17	17	15	14
	積替・保管あり	2	2	2	2	2
	処分業	8	8	8	8	8
	中間処理業	8	8	8	8	8
	最終処分業	0	0	0	0	0
	中間・最終兼業	0	0	0	0	0
	小計	63	27	27	25	24
合計		681	282	263	258	238

※収集運搬業（積替・保管なし）の許可は、合理化により平成 23 年 4 月から姫路市の区域内でのみ業を行うものを除いて兵庫県が行うこととなったため、姫路市許可事業者数が段階的に減少している。

自動車リサイクル法登録・許可業者数　（各年度とも 3 月 31 日現在）

許可区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録	引取業	282	274	270	254	240
	フロン類回収業	109	105	103	93	89
	小計	391	379	373	347	329
許可	解体業	40	39	35	34	33
	破砕業	9	9	8	8	8
	破砕前処理	7	7	7	7	7
	破砕	0	0	0	0	0
	破砕及び破砕前処理	2	2	1	1	1
	小計	49	48	43	42	41
合計		440	427	416	389	370

5 環境保全対策

1 概要

本市は、播磨地域の中核都市として活発な都市活動が営まれており、臨海部には重化学工業、火力発電所、ガス製造所等が、内陸部では弱電、製紙、皮革等の産業が立地することなどから、環境へ大きな負荷を与える要因を抱えている。

しかしながら、各種環境対策に取り組んできたことや公共下水道、緩衝緑地など環境への負荷の低減に寄与する都市基盤の整備を進めてきたことなどから、大気や水質等の各種環境は概ね良好な状態を保っている。

今日の環境問題は、自動車公害や廃棄物問題などの身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模の問題まで多岐にわたっており、それらの多くは事業活動や市民生活から生じる環境への負荷が原因となっている。

これらの問題の解決には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の利便性を過度に優先した社会経済活動やライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、市など社会の構成員全ての参画と協働による環境の保全と創造に関する取り組みが求められている。また、社会の成熟が進むなか、環境は都市づくりの上で重要な要素となっており、本市が「より質の高い都市」を目指すためには、あらゆる施策を環境という視点からとらえ、各種施策の有機的連携を図りながら進めていくことが必要となっている。

なお、環境基本法に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するための諮問機関として姫路市環境審議会を設置している。

2 姫路の環境をみんなで守り育てる条例・姫路市環境基本計画

平成 13 年 3 月に「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」を制定し、環境の保全と創造についての基本理念を掲げ、市はもとより事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めている。また、この条例に掲げる基本理念の実現を図るため、平成 13 年 6 月に環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として「姫路市環境基本計画」を策定し、平成 25 年 3 月に改定している。

3 環境保全協定等

企業の公害防止に係る規制は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、姫路市公害防止条例等に基づいて漸次整備強化されてきたが、これら法令による規制を補完し、地域の実態に即した公害防止の推進を図るために、本市では、昭和 43 年から順次、市内の大規模発生源を有する企業と「公害防止協定」を締結してきた。

昭和 48 年 1 月には、重油類の使用量が日量 3,000ℓ以上の工場に対象を広げ、協定の内容も大気汚染だけでなく、水質汚濁、騒音、振動、悪臭まで範囲を拡大し協定を締結した。

昭和 51 年 4 月には、産業廃棄物を新たに規制項目に加え、協定内容を一層充実したものに改訂するとともに、平成 3 年 8 月と 6 年 4 月には、公害防止のみならず快適環境の創造を取り入れた環境保全協定を 2 社 3 工場と締結した。

さらに、平成 21 年 3 月からは、地球環境問題等の新たな課題や情報公開に対応するため、共生と循環の環境適合型社会の実現に向けた環境保全対策の推進を基本理念とした新たな環境保全協定に改訂し、排出ガス量 10,000N ㎥／ｈ以上又は排出水量 1,000 ㎥／日以上の事業所を対象に、現在 38 社 41 工場と締結している。

(1) 環境保全協定締結企業一覧表

関西電力㈱	三菱電機㈱姫路製作所	日本製鉄㈱広畑製鉄所
虹技㈱	㈱ニチリン姫路工場	兵庫製紙㈱
ダイネン㈱	山陽特殊製鋼㈱	アンビック㈱
片倉コープアグリ㈱姫路工場	㈱ダイセル姫路製造所	姫路鐵鋼リファイン㈱
ＪＦＥ条鋼㈱姫路製造所	宏栄化成㈱	濱中製鎖工業㈱
住友精化㈱姫路工場	山陽色素㈱	ヤエガキ酒造㈱
㈱日本触媒姫路製造所	旭陽化学工業㈱	大阪ガス㈱姫路製造所
合同製鐵㈱姫路製造所	播州調味料㈱	石塚硝子㈱姫路工場
ヤマトスチール㈱	西芝電機㈱	大阪豆陽金属工業㈱夢前工場
三協建設㈱	㈱しらさぎアスコン	ネスレ日本㈱姫路工場
㈱平野組	前田道路㈱関西支店姫路合材工場	パナソニック液晶ディスプレイ㈱姫路
㈱ＤＮＰプレシジョンデバイス姫路	ﾅｲﾃｯｸ･ﾌﾟﾚｼｼﾞｮﾝ･ｱﾝﾄﾞ･ﾃｸﾉﾛｼﾞｰｽﾞ㈱	日鉄テックスエンジ㈱広畑支店
㈱関電エネルギーソリューション	広畑バイオマス発電㈱	

(2) 環境保全協議会の設置

市と協定企業は、住民の参加を得て環境保全協定に定める環境保全対策の円滑な実施を図るため、環境保全協議会を設置し、報告を受け、意見を交換し、必要に応じて調査を行っている。

関電環境保全協議会

中、北部地区環境保全協議会

飾磨、白浜地区環境保全協議会

広畑、南大津、津田、英賀保地区環境保全協議会

網干、余部、旭陽地区環境保全協議会

4 公害（苦情・陳情）処理状況

(1) 公害（苦情・陳情）発生件数の推移 （件）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大気汚染	62	45	38	40	29
水質	52	61	49	42	27
騒音	63	66	71	60	55
振動	5	7	5	4	5
悪臭	30	36	27	30	34
その他	0	0	0	0	0
計	212	215	190	176	150

(2) 平成 30 年度公害（苦情・陳情）処理状況 （件）

区分	大気汚染	水質	騒音	振動	悪臭	その他	計
前年度繰越	1	0	0	0	0	0	1
発生回数	29	27	55	5	34	0	150
指導回数	113	40	188	16	200	0	552
解決件数	30	27	53	5	34	0	149
解決率(%)	100	100	96.4	100	100	0	98.7

※ 解決率は前年度からの繰越分を含む。

5 各種公害関係法令の届出状況

・大気汚染防止法届出施設数（平成 31 年 3 月末現在）

区分	工場	事業場	合計
ばい煙発生施設	694	359	1,053
一般粉じん発生施設	539	97	636
特定粉じん発生施設	0	0	0
揮発性有機化合物排出施設	12	0	12
工場事業場数	147	210	357
硫黄酸化物総量規制対象工場事業場数(再掲)	57	13	70

・水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数（平成 31 年 3 月末現在）

区分	水質汚濁防止法	瀬戸内海環境保全特別措置法	合計
対象特定事業場	404	56	460
内､指定地域特定施設	41	―	41
上記の内排水規制対象事業場	79	55	134
内､指定地域特定施設	31	―	31

・騒音規制法､振動規制法に基づく特定施設数（平成 31 年 3 月末現在）

区分	特定工場等総数	特定施設総数
騒音規制法	875	6,275
振動規制法	463	3,729

・平成 30 年度中における特定建設作業実施届出数

区分	騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	姫路市公害防止条例
件数	1,125	477	1,346	611

6 大気汚染対策

(1) 大気汚染観測網の整備等

大気環境の状況を正確に把握するため、昭和 43 年度から、大気汚染観測網の整備を推進しており、現在 11 カ所の固定測定局（自排局 2 カ所含む。）と、1 台の移動測定局を設置している。

各測定局からの測定データは、平成 26 年 1 月に更新した大気常時監視システムにより、市役所本庁の環境監視センターにテレメーターシステムで集約している。これらのデータは保存し、処理・集計を行い、大気汚染対策の推進に役立てている。

また、燃料使用量の特に多い企業には、本市の計画に基づき観測局の設置について協力を求め、併せて 23 局（自排局・移動測定車を含む。）できめ細かい観測を行っている。

さらにダイオキシン類をはじめとした有害大気汚染物質については、平成 9 年度から測定を実施しており、データの収集に努めている。

姫路市大気汚染監視測定網（平成 31 年 4 月 1 日現在）

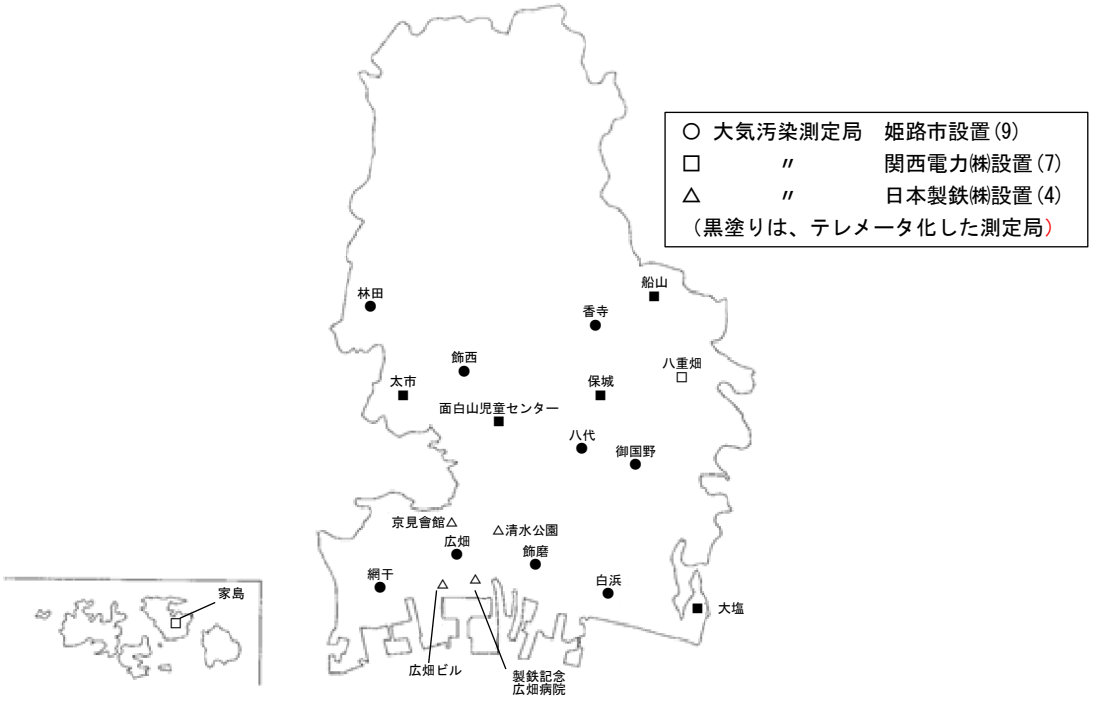

(2)　大気汚染の概況

①　二酸化硫黄

平成 30 年度の市内平均値は 0.001ppm であった。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値の経年変化は、ここ数年横ばい傾向である。

②　二酸化窒素

平成 30 年度の市内平均値は 0.008ppm であった。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値の経年変化は、ここ数年横ばい傾向である。

③　光化学スモッグ

平成 30 年度は光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

④　浮遊粒子状物質

平成 30 年度の市内平均値は 0.018 ㎎／㎥であった。全測定局で環境基準に適合している。

⑤　微小粒子状物質（ＰM2.5）

平成 30 年度の市内 5 局の平均値は 11.8μg／㎥であった。全測定局で環境基準に適合している。

平成 30 年度は、姫路市を含む播磨西部地域で、ＰM2.5 注意喚起情報の発信はなかった。

⑥　降下ばいじん

降下ばいじんには環境基準が定められていないが、これまで本市では、総量について年平均値 5.0ｔ（1 カ月間・1 ㎢当たり降下量）を「好ましい環境条件の目安」としてきた。平成 20 年度からは、不溶解性物質量の月間値 3.0ｔ（1 カ月間・1 ㎢当たり降下量）を「行政と事業者が目指していくべき値」として追加設定し、これに伴い測定地点等の見直しを実施した。

平成 30 年度は、総量の年平均値 5.0ｔを超過した地点はなかったが、不溶解性物質量の月間値 3.0ｔについては、1 調査地点で超過した。

⑦　酸性雨

平成 30 年度の月平均 pH は 4.6～6.1 であった。また年平均 pH は 5.0 であった。

⑧　有害大気汚染物質

平成 30 年度は 1 地点で 21 物質について、12 回／年の調査を実施した。環境基準が設定されているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの 4 物質については、いずれも環境基準に適合している。

さらに固定発生源周辺の 1 地点で 3 物質について、12 回／年の調査を実施した。環境基準が設定されているベンゼン、ジクロロメタンの 2 物質については、いずれも環境基準に適合している。

また、ダイオキシン類については、2 地点で 4 回／年調査を行い、いずれも環境基準に適合している。

7　水質汚濁対策

(1)　水質環境監視調査概要

河川や海域の水質について毎年定期的に調査を続けており、平成 30 年度は、13 河川 38 地点で、海域では 7 地点で調査した（姫路市調査分のみ）。

(2)　水質汚濁の概況

人の健康の保護に関する項目については、河川および海域とも、全地点で環境基準に適合している。

一方、生活環境の保全に関する項目について、有機汚濁の代表的指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）［海域についてはＣＯＤ（化学的酸素要求量）］により水質汚濁の推移をみると、河川、海域ともに横ばい状態である。

①　河川（汚濁指標ＢＯＤ）

市川は、上流域〔Ａ類型、2 ㎎／ℓ以下〕の中津橋（0.9 ㎎／ℓ）、甲山浄水場取水点（0.8 ㎎／ℓ）、仁豊野橋（1.1 ㎎／ℓ）、下流域〔Ｂ類型、3 ㎎／ℓ以下〕の小川橋（1.2 ㎎／ℓ）、阿保橋（1.2 ㎎／ℓ）、工業用水取水点（1.2 ㎎／ℓ）を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。

夢前川は、上流域〔Ａ類型、2 ㎎／ℓ以下〕の山之内橋（0.9 ㎎／ℓ）、桜橋（0.9 ㎎／ℓ）、糸田橋（1.1 ㎎／ℓ）、清水橋（0.9 ㎎／ℓ）、書写橋（0.9 ㎎／ℓ）、蒲田橋（0.9 ㎎／ℓ）および下流域〔Ｂ類型、3 ㎎／ℓ以下〕の京見橋（0.9 ㎎／ℓ）を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。

船場川は、上流域〔Ｂ類型、3 ㎎／ℓ以下〕の保城橋（1.3 ㎎／ℓ）、下流域〔Ｃ類型、5 ㎎／ℓ以下〕の白鷺橋（1.5 ㎎／ℓ）、手柄橋（1.2 ㎎／ℓ）、加茂橋（3.4 ㎎／ℓ）を調査した結果、全調査地点で環境基準に適合している。

また、環境基準点 6 地点（仁豊野橋・工業用水取水点・保城橋・加茂橋・蒲田橋・京見橋）において、水質及び底質のダイオキシン類の調査を実施した結果、環境基準値を超過した地点はなかった。

平成 30 年度　河川・海域水質調査地点

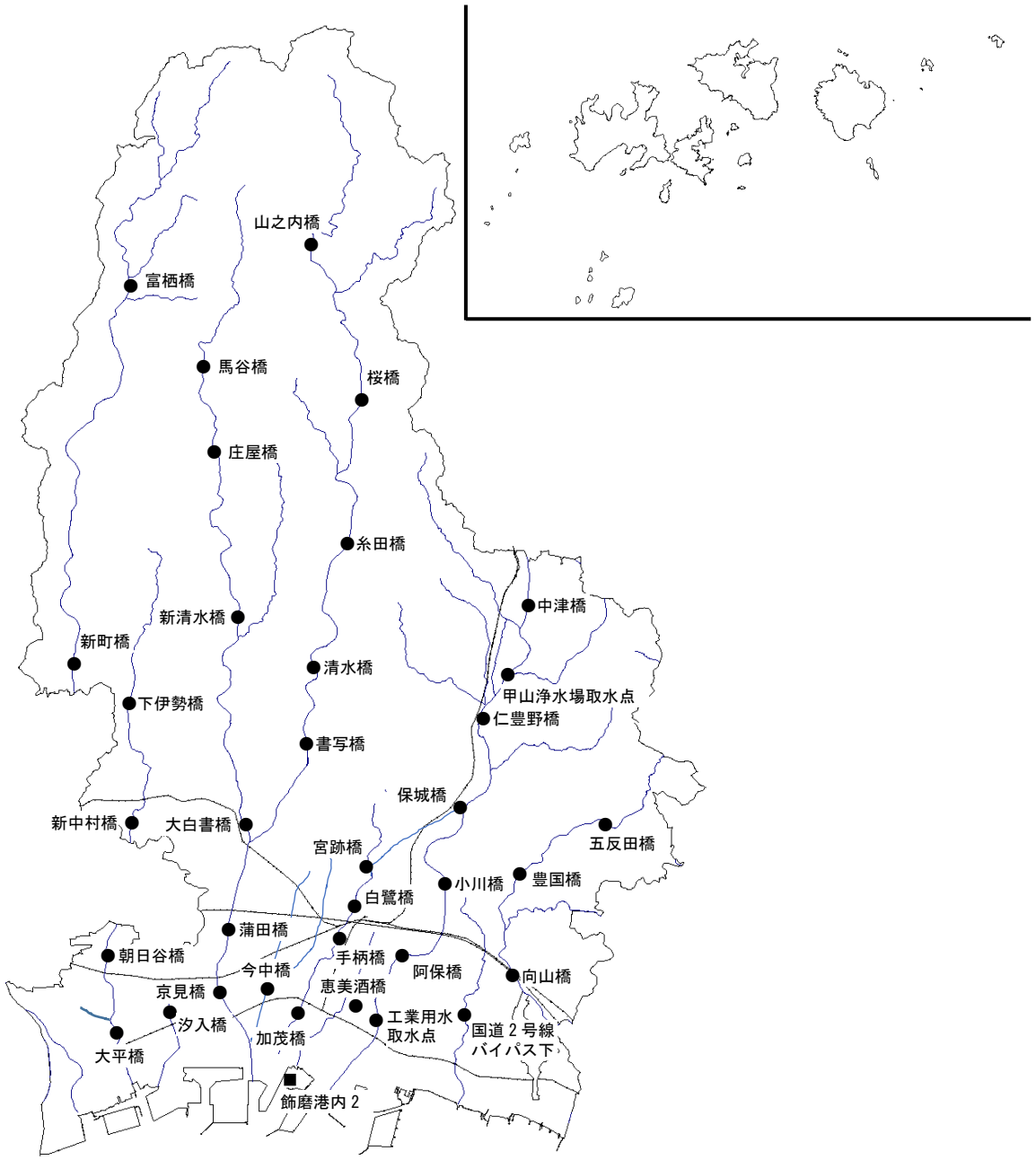

② 海域（汚濁指標ＣＯＤ）

Ｂ類型水域〔地先水域、環境基準 3 ㎎／ℓ以下〕の的形沖（2.8 ㎎／ℓ）、八家沖（2.5 ㎎／ℓ）、妻鹿沖（2.6 ㎎／ℓ）、広畑沖（2.8 ㎎／ℓ） 並びに網干沖（2.2 ㎎／ℓ）及びＣ類型水域〔港湾内、環境基準 8 ㎎／ℓ以下〕の飾磨港内 2（3.8 ㎎／ℓ）は環境基準に適合しているが、Ａ類型水域〔沖合水域、環境基準 2 ㎎／ℓ以下〕の姫路市西部沖合（2.4 ㎎／ℓ）は環境基準に適合していない。また、Ｂ類型水域の八家沖で、水質及び底質のダイオキシン類の調査を実施した結果、環境基準値の超過はなかった。

③ 地下水

・概況調査

全市域を 75 地区に分け、そのうちの 15 地区について、概況調査を実施した結果、環境基準値の超過はなかった。

・継続監視調査

過去の調査において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1、2－ジクロロエチレンによる地下水汚染が確認された3地区では4井戸中3井戸が、ヒ素による地下水汚染が確認された5地区では8井戸中6井戸が環境基準値を超えている。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された3地区においては、3井戸中3井戸で環境基準値を超過している。

・ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査を、姫路市内の4井戸について実施した結果、いずれも環境基準を超過した地点はなかった。

④　土壌

ダイオキシン類の調査を､姫路市内の9カ所について実施した結果、いずれも環境基準を超過した地点はなかった。

(3)　工場・事業場排水規制概要

工場等の排水の規制は、水質汚濁防止法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例、姫路市公害防止条例及び環境保全協定等に基づき、規制対象の工場等に随時立入検査を実施して、工場排水規制を強力に進めており、その結果は下記のとおりである。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場監視状況

区分／年度	延立入件数	採水検体数	違反検体数	違反率(%)	行政処分・指導		
					命令	勧告	その他
H26	196	108	2	1.9	0	0	2
H27	202	123	2	1.6	0	0	2
H28	229	128	4	3.1	0	0	4
H29	218	134	4	3.0	0	0	4
H30	195	141	2	1.4	0	0	2

(4)　生活排水

一般家庭から排出される生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。そのため、下水道処理区域及び農業集落排水地域等以外の区域について浄化槽の設置を推進している。また、設置された浄化槽については、適切な維持管理が行われるよう指導している。

年度	浄化槽設置届出件数
H26	29
H27	27
H28	31
H29	15
H30	40

①　浄化槽設置整備事業補助金交付制度　　令和元年度予算額　11,000千円

昭和63年に制定した「姫路市生活排水処理計画」に基づき、補助制度を平成元年に創設した。この制度は、個別処理区域（下水道等の集中排水処理区域及びその計画区域を除く地域）に所定の機能を有する合併処理浄化槽を設置する場合、その設置費用の一部を補助するものである。

平成 30 年度合併処理浄化槽設置補助基数内訳

区分		5 人槽	7 人槽	10 人槽	11～50 人槽	合計
補助限度額		50 万円	70 万円	100 万円	人槽当たり 10 万円 最高限度 200 万円	―
設置基数	旧姫路市域	1 基	0 基	0 基	0 基	1 基
	旧夢前町域	1 基	1 基	0 基	0 基	2 基
	旧香寺町域	0 基	0 基	0 基	0 基	0 基
	旧安富町域	3 基	2 基	0 基	0 基	5 基
	旧家島町域	0 基	0 基	0 基	0 基	0 基

② 啓発活動

生活排水対策による汚濁発生量の削減のため、広報紙やパンフレット等により家庭でできる対策の実践についてＰＲを行っている。

8 騒音・振動対策

騒音や振動公害は、市民生活に密着した問題であるため、例年苦情件数が多い。主な発生源は、工場や建設作業であるが、生活様式の多様化に伴い、近隣騒音も問題となってきている。

(1) 工場

工場が騒音・振動の大きな施設を設置する場合、協定締結企業に対しては、事前協議において、その他の企業に対しては、法令に基づく届出の際に指導している。また、工場の立地を目的とした開発行為については、事前協議制度により公害要因をチェックし、事前に指導することにより一定の効果を上げている。

(2) 建設作業

特定建設作業実施の届出の際に、低騒音、低振動工法の採用、作業日程及び作業時間の配慮、周辺住民への事前説明の徹底などを指導することにより、市民の生活環境保全のための努力をしている。

(3) カラオケ騒音

最近喫茶店やスナックなど飲食店でのカラオケ騒音が問題となっている。一部の飲食店は防音構造が不完全なため、必要に応じて窓を二重にしたり、入口のドアをしっかりしたものにするなど指導している。また、飲食店営業許可（保健所衛生課）の際に、パンフレットを配付し、事前の防音対策を促している。

(4) 近隣騒音

クーラー等の空調設備やペットの鳴き声及びピアノや音響機器等の普及により、一般家庭から発生する騒音が問題となってきている。この問題は、公害というよりは、むしろ市民相互のモラルの問題であり、快適な市民生活環境を保全するうえで、市民の理解と協力が望まれるところである。

9　自動車公害対策

自動車公害の現状を把握し、今後の対策に資するため、現在2地点で常時測定を行っているほか、自動車公害移動測定車1台を保有し、主要幹線道路（8カ所）で測定を行っている。

自動車公害測定局の設置状況

測定局名	設置場所	道路名	測定項目
船場	小姓町	国道2号線	騒音、一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質
飾磨	飾磨区細江	県道姫路港線	

(1)　自動車排出ガスの概況

①　二酸化窒素

平成30年度の2局の市内平均値は0.011ppmであった。ここ数年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

②　一酸化炭素

平成30年度の2局の市内平均値は0.3ppmであった。ここ数年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

③　浮遊粒子状物質

平成30年度の2局の市内平均値は0.017㎎／㎥であった。ここ数年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

④　微小粒子状物質（ＰM2.5）

平成30年度の2局の平均値は12.7μg／㎥であった。2局とも環境基準に適合している。

(2)　自動車騒音の概況

平成30年度の騒音測定結果は、2局とも昼間・夜間の両時間帯で環境基準に適合している。

10　悪臭対策

悪臭発生源は、畜産事業場、化製場、肥料製造工場、ゴミ・し尿処理場などである。

畜産事業場については、近年の都市の過密化、スプロール化および農村の都市化の進展に伴い、住居が接近してきたことにより問題となってきている。

化製場については、市内に288の事業場があり、皮革工場、にかわ工場、油脂工場等である。これらの事業場では、原料の関係から製造工程において悪臭が発生することがある。

本市では、特定悪臭物質の濃度による規制を行っており、市内全域を規制地域としている。

このような悪臭問題に対しては、必要に応じて立入検査や悪臭測定を実施し、悪臭防止のための指導をしている。

11　環境保全啓発事業

(1)　環境月間

毎年6月の「環境月間」に、市民、事業者の間に、広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、啓発事業を実施している。

平成30年度は、啓発看板の設置、市広報誌への掲載、全日本エコ川柳大賞受賞作品展、緑のカーテンコンテスト入賞作品展、親子環境教室、親子海上教室、ライトダウンキャンペーン等を実施。

(2)　環境フェスティバル

全日本エコ川柳大賞及び環境ポスター優秀作品の展示、小・中学生、市民団体、事業者などによる環境活動紹介、事業者による各種環境教室などを内容とする市民・事業者参画型の環境イベントを実施。

平成 30 年度は、9 月 23 日に大手前公園及びイーグレひめじで開催し、環境に関する様々な施策の紹介やパネルの展示、風力発電工作、地球環境クイズなどを実施した。

(3) 出前環境教室

市民、市民団体等からの依頼により、省エネや生活排水対策などの生活に密着した内容や、地球温暖化や生物多様性など地球環境問題の内容で講演や実習などを行っている。

平成 30 年度は、小・中学校や公民館などで計 43 回実施し、延 2,612 名が参加した。

(4) こどもエコクラブ

市内の幼児から高校生までなら誰でも参加できる自主的な環境活動のクラブで、数人～20 人程度のグループをつくり、大人の連絡係であるサポーターとともに市に登録するもの。平成 30 年度は 23 クラブ 150 名が登録し、地域環境や地球環境に関する実践活動や環境学習などを行った。

また、こどもエコクラブメンバー以外の者も参加できる事務局主催の行事として、宍粟市や佐用町をおとずれ、最上山公園もみじ山周辺の散策や西はりま天文台を見学する「オータムツアー」を実施し、こどもエコクラブ活動の周知とメンバー相互の交流を図った。

(5) 全日本エコ川柳大賞

日常生活の中で、環境や地球に優しい暮らしを表現した川柳を広く全国に募集するもの。募集は 4 月 1 日～6 月 29 日、平成 30 年度は 1,379 名から 2,544 句の応募があり、優秀作品（大賞 1 点・優秀作品賞 1 点・食品ロス削減特別賞 1 点）は 9 月の環境と美化のつどいで表彰した。

(6) 環境副読本「環境学習用ノート」、「こども版生物多様性ひめじ戦略」の配布

環境副読本「環境学習用ノート」を小学校 5 年生に、「こども版生物多様性ひめじ戦略」を小学校 3 年生に配付した。

12 姫路市環境づくり市民会議

市民、事業者、民間団体の立場で、豊かな環境の保全と創造を実現するため、平成 14 年 1 月に設立。平成 25 年度からは環境活動団体をつなぐネットワークとして、環境活動の輪を広げることを目標に環境活動等に関する情報の共有及び人的交流の進展を図った。

13 姫路市伊勢自然の里・環境学習センター

里の自然環境を保全し、子どもから大人まで様々な世代が楽しみながら生物多様性について学習できる場として、林田町大堤地区に平成 16 年 4 月に開設した自然体験型の環境学習施設。

平成 30 年 4 月にリニューアルオープンし、ボランティアやＮＰＯと協働しながら、多様な生き物が生息する空間を整備するとともに、古代米の稲作体験やさまざまな自然観察会を通して、市民の環境学習を推進している。

14 低公害車

(1) 公用車への導入

平成 30 年度末で、電気自動車 3 台、ハイブリッド車 10 台（うち 1 台はプラグインハイブリッド）、ハイブリッドごみ収集車 1 台、天然ガス自動車 3 台を保有し、各種業務に使用している。また、自動車公害に対する意識を啓発するため、環境フェスティバル等各種行事においてＰＲ活動にも使用している。

(2) 低公害車導入助成事業　　令和元年度予算額　4,395 千円

運送事業者等が、姫路市内に使用の本拠を置く、低公害トラック及びバスを導入する場合、低公害車と一般車両との差額（改造費相当額）の一部を助成する事業を平成 14 年度から実施している。平成 30 年度の助成額は 3 台、計 6,533 千円であった。

(3) 電気自動車等導入助成事業　　令和元年度予算額　1,250 千円

姫路市内の事業者等が、市内に使用の本拠を置く、電気自動車等を導入する場合、その購入費の一部を助成する事業を平成 24 年度から実施している。平成 30 年度の助成額は 3 台 300 千円であった。

15 発電設備の普及促進　　令和元年度予算額　34,275 千円

(1) 住宅用太陽光発電普及促進事業

住宅に太陽光発電システムを設置、または太陽光発電システムが設置された住宅を購入する個人に対してその経費の一部を補助する事業を平成 21 年度から実施している。

(2) 住宅用燃料電池普及促進事業

住宅に燃料電池コージェネレーションシステムを設置、または燃料電池コージェネレーションシステムが設置された住宅を購入する個人に対してその経費の一部を補助する事業を平成 26 年度から実施している。

なお、これらの発電設備の普及促進事業は、一般家庭への普及及び機器の低価格化が進んだことにより令和元年度をもって廃止する。

16 地球温暖化対策実行計画

(1) 事務事業編

市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出実態を明らかにし、温室効果ガス排出量の削減目標及び温暖化対策をはじめとする環境への負荷低減に向けた取り組みを定めた『姫路市環境アクション』を平成 14 年 4 月に策定。平成 24 年 3 月に改訂。

本計画は、平成 11 年度から取り組んできた「姫路市役所エコオフィスプラン」を継承・発展させたものであり、市民・事業者への率先行動として、環境への負荷低減に取り組んでいる。

(2) 区域施策編

進行する地球温暖化に対し、市民・事業者の自主的かつ積極的な取り組みを喚起するとともに、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に向けた取り組みを推進するために平成 23 年 3 月に策定。平成 30 年 3 月に改定。

本計画に基づき、「市民の生活の質の向上」と「環境と経済の両立」を図りつつ、低炭素社会への転換に向けて取り組んでいる。

17 環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステムの国際規格である「ＩＳＯ14001」を平成 15 年 9 月に認証取得し、本庁舎を対象に運用。

平成 21 年度から、「ＩＳＯ14001」の運用実績を踏まえて構築した「姫路市環境マネジメントシステム」を全庁を対象に運用し、より一層の環境の保全と創造に向けた取り組みを効果的に推進している。

健　康　福　祉

1　生活保護　…… 156

2　児童福祉　…… 159

3　ひとり親の福祉　…… 172

4　高齢者福祉　…… 176

5　介護保険制度　…… 182

6　障害者福祉　…… 191

7　医療費助成制度　…… 203

8　その他福祉　…… 207

9　福祉施設一覧　…… 217

10 福祉計画・施設整備等　…… 230

11 災害時要援護者対策　…… 232

12 保健衛生　…… 234

13 医療　…… 253

1 生　活　保　護

1 概要

令和元年度予算額　15,124,817 千円

憲法第 25 条の理念に基づき、国は国民が健康で文化的な最低限度の生活を維持するための基準を設定している。そして、要保護者がその資産・能力のすべて、および他法による諸制度を活用してもなお基準以下の生活を余儀なくされる場合には、生活保護法によりその不足分を補足して、最低基準の生活を保障しつつ、その自立を助長することが本制度の目的である。

2 生活保護の状況

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全市人口(人)	534,459	534,484	534,305	532,768	531,314
全市世帯数	214,885	213,507	214,871	216,739	218,811
保護世帯数	6,663	6,775	6,781	6,818	6,765
保護人員(人)	8,991	8,980	8,879	8,812	8,629
保護率(%)	1.68	1.68	1.66	1.65	1.62
保護費(円)	15,089,752,689	15,261,409,888	15,344,465,937	15,408,467,897	14,824,218,504
1人当たり月額(円)	139,860	141,624	144,015	145,715	143,163
保護費の内訳(円)					
生活扶助	5,476,244,327	5,303,785,608	5,261,871,235	5,081,287,733	4,793,969,872
(件数)	(5,938)	(5,971)	(6,088)	(6,121)	(6,040)
住宅扶助	2,334,887,526	2,390,440,471	2,403,985,281	2,405,663,305	2,384,545,970
(件数)	(5,697)	(5,800)	(5,840)	(5,880)	(5,843)
教育扶助	72,208,913	67,878,777	61,601,991	56,618,118	47,366,177
(件数)	(381)	(356)	(328)	(307)	(266)
介護扶助	325,459,486	351,537,472	355,416,561	381,354,595	407,373,649
(件数)	(1,408)	(1,537)	(1,605)	(1,704)	(1,762)
医療扶助	6,603,145,158	6,887,667,114	6,986,788,260	7,194,900,555	6,899,494,698
(件数)	(6,066)	(6,146)	(5,983)	(6,015)	(5,916)
その他の扶助	72,580,124	65,446,284	71,677,002	69,791,238	62,775,214
保護施設事務費	205,227,155	194,654,162	203,125,607	218,852,353	228,692,924

(注) 1 全市人口、全市世帯数、保護世帯数、保護人員は各年度の月平均数値

2 保護率は、人口 100 人に対する生活保護実人員

3 保護費の内訳中（件数）は各年度の月平均世帯数

3 保護申請受理状況

(件)

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
件　数	980	890	830	811	739

4　世帯類型別被保護世帯の状況

（各年度月平均の世帯数）

区分＼年度	H26	H27	H28	H29	H30
高齢者世帯	3,252	3,488	3,651	3,832	3,894
母子世帯	362	338	320	285	260
障害者世帯	727	714	683	647	669
傷病者世帯	1,273	1,217	1,143	1,099	1,059
その他の世帯	1,049	1,018	984	955	883
合　　計	6,663	6,775	6,781	6,818	6,765

5　生活保護算定基準（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(1) 生活扶助

第 1 類　　（円）

年　齢	第 1 類①	第 1 類②	第 1 類③
0～ 2	20,540	25,520	42,730
3～ 5	25,890	28,690	42,730
6～11	33,480	32,920	43,700
12～17	41,360	37,500	45,710
18～19	41,360	37,500	45,390
20～40	39,580	36,790	45,390
41～59	37,520	37,670	45,390
60～64	35,480	37,320	45,390
65～69	35,480	37,320	43,390
70～74	32,020	32,380	43,390
75 歳以上	32,020	32,380	39,180

第 1 類②の合計額に逓減率②を乗じて世帯人員による第 2 類②を加算した額（A）。

ただし（A）が第 1 類①の合計額に逓減率①を乗じて第 2 類①を加算した額の 90%（B）を下回る場合は、（A）は（B）とする。

第 1 類③の合計額に逓減率③を乗じて世帯人員による第 2 類③を加算した額（C）。

ただし（C）が第 1 類①の合計額に逓減率①を乗じて第 2 類①を加算した額の 85.5%（D）を下回る場合は、（C）は（D）とする。

算式　$A\times\frac{2}{3}+(C+\text{経過的加算額})\times\frac{1}{3}$

第 2 類・逓減率　　（円）

人　員	第 2 類①	第 2 類②	第 2 類③
1 人	42,680	39,050	27,300
2 人	47,240	48,030	40,090
3 人	52,370	56,630	44,480
4 人	54,210	58,970	46,390
5 人	54,660	62,880	46,420
6 人	55,110	66,390	53,130
7 人	55,570	69,130	55,940
8 人	56,020	71,870	58,500
9 人	56,470	74,590	60,850
10 人以上 1 人増すごとに加算する額	450	2,730	2,350

人　員	逓減率①	逓減率②	逓減率③
1 人	1.0000	1.0000	1.0000
2 人	1.0000	0.8850	0.8548
3 人	1.0000	0.8350	0.7151
4 人	0.9500	0.7675	0.6010
5 人	0.9000	0.7140	0.5683
6 人	0.9000	0.7010	0.5383
7 人	0.9000	0.6865	0.5087
8 人	0.9000	0.6745	0.4844
9 人	0.9000	0.6645	0.4639
10 人～	0.9000	0.6645	0.4639

(2) 住 宅 扶 助

家賃	単身	38,000 円以内
	2 人	46,000 円以内
	3～5 人	49,000 円以内
	6 人	53,000 円以内
	7 人以上	59,000 円以内

※単身世帯は床面積による減額措置有り

(3) 教 育 扶 助

小学校		3,430 円
	(給食費	4,335 円)
	(学習支援費	15,700 円以内)
中学校		5,750 円
(給食費	共同調理場方式	4,692 円
	上記以外	5,236 円)
	(学習支援費	58,700 円以内)

(4) 介 護 扶 助　　現物給付

(5) 医 療 扶 助　　現物給付

(6) 出 産 扶 助

基　　準	施設 295,000 居宅 259,000 円以内
施　　設	入院料実費加算
衛生材料費	5,800 円以内

(7) 生 業 扶 助

生業費	46,000 円以内
特別基準	77,000 円以内
技能習得費	80,000 円以内
特別基準	133,000 円以内
高校就学費	
基本額	6,950 円
教材代	実費
交通費	実費
授業料(公立高校等の 3 年間)	無償
授業料(高専(4、5 年)等)、入学料及び入学考査料	公立高校における額以内
学習支援費	83,000 円以内
就職支度費	31,000 円以内

(8) 葬 祭 扶 助

大人	206,000 円以内
小人	164,800 円以内

6 年齢階層別被保護者の状況

平成 30 年 7 月現在（人）

性別＼年齢	～5	～11	～14	～19	～29	～39	～49	～59	～69	70 歳以上	計
男（人）	66	123	90	120	75	144	395	664	1,151	1,373	4,201
女（人）	80	116	69	122	126	171	455	432	736	2,062	4,369
計（人）	146	239	159	242	201	315	850	1,096	1,887	3,435	8,570

7 給付等一覧

制度の名称	資格・要件等	内容等	H30 年度実績
被保護世帯体操服代助成（愛の福祉金）	被保護世帯の中学 1 年生	学校規定の体操服購入額　実費給付	45 人
被保護世帯小・中学校卒業旅行の諸費の助成（愛の福祉金）	被保護世帯の小学 6 年生の児童、中学 3 年生の生徒	卒業旅行参加経費の一部を給付	小学生 41 人 中学生 45 人
緊急援護資金貸付事業（愛の福祉金）	(1) 生活維持困難者の緊急または緊要な生活の需要に対し貸し付けを行う (2) 市内に住所を有する被保護者および市民税非課税世帯の者で償還確実と見込まれるもの	生 活 資 金 15,000 円以内 特別生活資金 50,000 円以内	生 活 資 金 0 件 特別生活資金 1 件
行路困窮者援護（愛の福祉金）	(1) 行路中盗難、紛失、災害等で旅費等に困窮している者 (2) 申請に基づき援護を必要と認めた者	(1) 旅費 最寄市町までの運賃 (2) 食費 (別途考慮)	(1) 83 件 (2) 9 件
行旅病人被服支給（愛の福祉事業）	行旅中困窮している病人で被服の支給を必要と認めた者	現物給付	2 件

2 児　童　福　祉

1 子どものための教育・保育給付

(1) 特定教育・保育施設

保育所は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う児童福祉施設である。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援を行う施設である。幼保連携型（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく学校及び児童福祉施設）、幼稚園型（学校教育法に基づく学校であり、保育所機能を有するもの）、保育所型（児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、幼稚園機能を有するもの）、地方裁量型（幼稚園機能及び保育所機能を有するもの）の４類型がある。

〔特定教育・保育施設数〕　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

施設類型		令和元年度		
		市立	私立	合計
認定こども園		9	63	72
	幼保連携型	9	36	45
	幼稚園型	－	6	6
	保育所型	－	18	18
	地方裁量型	－	3	3
保育所		20	18	38
合計		29	81	110

※私立幼稚園の特定教育・保育施設は、該当施設なし

〔認定別・年齢別利用児童数〕　（各年 4 月 1 日現在）

年度	公私別	施設数	利用定員（人）	利用児童数（人）							
				認定別	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
H27	市立	30	250	1 号	－	－	－	24	88	121	233
			3,225	2・3 号	77	337	470	649	642	723	2,898
	私立	68	1,984	1 号	－	－	－	595	660	541	1,796
			7,815	2・3 号	181	936	1,305	1,735	1,812	1,714	7,683
	合計	98	13,274	－	258	1,273	1,775	3,003	3,202	3,099	12,610
H28	市立	30	250	1 号	－	－	－	33	97	86	216
			3,225	2・3 号	74	383	492	665	699	662	2,975
	私立	71	2,174	1 号	－	－	－	718	741	669	2,128
			7,972	2・3 号	182	895	1,360	1,675	1,787	1,830	7,729
	合計	101	13,621	－	256	1,278	1,852	3,091	3,324	3,247	13,048
H29	市立	30	280	1 号	－	－	－	50	86	108	244
			3,275	2・3 号	99	369	521	663	681	709	3,042
	私立	77	2,437	1 号	－	－	－	744	810	743	2,297
			8,458	2・3 号	206	992	1,398	1,762	1,894	1,850	8,102
	合計	107	14,450	－	305	1,361	1,919	3,219	3,471	3,410	13,685
H30	市立	29	296	1 号	－	－	－	59	108	87	254
			3,269	2・3 号	68	352	499	626	696	673	2,914
	私立	79	2,527	1 号	－	－	－	799	796	757	2,352
			8,630	2・3 号	228	987	1,426	1,720	1,878	1,927	8,166
	合計	108	14,722	－	296	1,339	1,925	3,204	3,478	3,444	13,686
H31	市立	29	296	1 号	－	－	－	47	78	103	228
			3,269	2・3 号	69	322	498	622	693	707	2,911
	私立	81	2,615	1 号	－	－	－	836	830	775	2,441
			8,882	2・3 号	225	993	1,477	1,792	1,901	1,993	8,381
	合計	110	15,062	－	294	1,315	1,975	3,297	3,502	3,578	13,961

※他市町施設の利用者及び他市町からの利用者を除く
※1 号認定：満 3 歳以上の子どもで、教育を希望するもの（市立幼稚園の利用者を除く）
2 号認定：満 3 歳以上の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの
3 号認定：満 3 歳未満の子どもで、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望するもの
※市立幼稚園の利用者を除く

(2) 私立施設教育・保育給付費　　令和元年度予算額　8,797,395 千円

保育の必要性等について市が認定した児童のうち、私立（市外公立を含む）の認定こども園、幼稚園、保育所等での教育・保育に要する費用を給付する。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

ア 利用者支援事業（基本型）　　令和元年度予算額　1,197 千円

子育て家庭の相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。また、地域の子育て支援などの関係機関との連絡調整や連絡体制の強化に取り組む。

子育て情報相談室に利用者支援員 2 名を配置し、地域子育て支援拠点事業との連携会議や子育て支援等を実施している。

〔相談件数〕

年度	育児相談（来所）	利用相談（来所）	その他（来所）	育児相談（電話）	利用相談（電話）	その他（電話）	計
H28	121	90	2	228	80	4	525
H29	118	154	0	226	105	0	603
H30	211	92	0	172	63	0	538

イ 利用者支援事業（特定型）　　令和元年度予算額　647 千円

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。こども保育課に利用者支援員 2 名を配置している。

〔相談件数〕

年度	育児相談	遊び場相談	施設利用	その他	合計	出張支援（回）
H27	132	271	3,315	3,518	7,236	46
H28	47	65	3,593	5,106	8,811	24
H29	40	29	6,342	1,099	7,510	21
H30	14	33	8,011	570	8,626	20

ウ 利用者支援事業（母子保健型）（P245 参照）

(2) 延長保育事業　　令和元年度予算額　市立：277,133 千円
私立：126,534 千円

保護者就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、通常の保育時間（午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）を超えて時間外保育や延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応する。

(3) 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの開設・運営

市内の小学校児童で授業終了後、保護者の就労等により家庭で保護を受けられない児童の保護及び健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として放課後児童クラブを運営する。

ア　対象児童

市内の小学校に就学している留守家庭児童

イ　クラブ数

67 クラブ（令和元年 5 月 1 日現在）

（専用施設、体育館コミュニティルーム、余裕教室等で実施）

ウ　実施日

日曜日、祝日、特に定める日を除く毎日

エ　実施時間

授業終了時から午後 6 時まで（土曜日、長期休暇等の学校休業日は、午前 8 時から午後 6 時まで）

※ 時間延長事業を利用する場合は午後 7 時まで

オ　利用料金

月額　6,000 円

延長利用　　月額　1,000 円

傷害保険料　年額　　800 円

おやつ代　　月額　1,000 円

〔実施状況〕　　各年 5 月 1 日現在（人）

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実施校区数	65	66	67	67	67
	児童数	3,803	4,161	4,224	4,278	4,405
	1 年生	1,347	1,422	1,450	1,495	1,515
	2 年生	1,154	1,242	1,308	1,293	1,321
	3 年生	857	934	973	987	983
	4 年生	337	380	334	349	401
	5 年生	80	144	114	114	135
	6 年生	28	39	45	40	50
	支援員数	399	406	425	434	465

〔放課後児童クラブ〕

開設校区	所在地	電話
砥　堀　小	砥堀 1240－3	264－3166
水　上　小	西中島 382	283－5161
増　位　小	白国五丁目 9－10	284－2630
広　峰　小	峰南町 2－1	281－3138
城　北　小	伊伝居 614－1	284－7553
野　里　小	坊主町 3－1	283－5056
城　乾　小	南八代町 6－60	297－0680
城　西　小	新在家二丁目 4－1	292－2267
安 室 東 小	田寺東二丁目 5－1	298－6634
安　室　小	田寺六丁目 11－12	297－5520
高　岡　小	西今宿四丁目 8－1	298－6086
高 岡 西 小	上手野 1－1	298－5313
曽　左　小	書写 634－51	266－5158
峰　相　小	六角 288－2	267－8864
白　鳥　小	飾西 341	267－9009
青　山　小	青山北三丁目 42－1	267－0595
太　市　小	西脇 507	269－1855
東　　小	市之郷町二丁目 34	284－2612
城　東　小	城東町竹之門 1	284－2633
白　鷺　小	本町 68－52	283－3188
船　場　小	東雲町一丁目 29	294－0076
城　陽　小	北条 923－1	283－1120
手　柄　小	延末 148－2	282－5888
荒　川　小	井ノ口 49－1	298－2523
八　木　小	八家 50	246－0228
糸　引　小	東山 114－1	246－5535
白　浜　小	白浜町甲 458	246－7855
妻　鹿　小	飾磨区妻鹿 786－3	245－8030
高　浜　小	飾磨区阿成鹿古 250	233－0818
飾　磨　小	飾磨区恵美酒 22	234－5388
津　田　小	飾磨区今在家三丁目 233	235－2334
英 賀 保 小	飾磨区英賀清水町二丁目 76	238－2522
八　幡　小	広畑区西蒲田 1400－24	237－3526
広　畑　小	広畑区清水町一丁目 47	236－5667

開設校区	所在地	電話
広畑第二小	広畑区高浜町三丁目 35	236－1366
大　津　小	大津区天満 1001－4	236－8060
南 大 津 小	大津区真砂町 40－34	238－2533
大 津 茂 小	網干区田井 22	273－8832
網　干　小	網干区新在家 897－1	274－2202
網 干 西 小	網干区浜田 24	273－1622
勝　原　小	勝原区丁 735－3	273－6881
旭　陽　小	網干区坂上 425－1	273－6733
余　部　小	余部区上余部 643－1	272－2123
船　津　小	船津町 921－2	232－1514
山　田　小	山田町西山田 114	263－2888
豊　富　小	豊富町御蔭 925	264－0551
谷　内　小	飾東町八重畑 112－2	262－1561
谷　外　小	飾東町豊国 560	253－2818
花　田　小	花田町勅旨 264－2	252－2855
御 国 野 小	御国野町御着 1049－3	252－6833
四　郷　小	四郷町坂元 261 番地 3	252－3010
別　所　小	別所町別所 673	252－6016
的　形　小	的形町的形 1619	254－3002
大　塩　小	大塩町汐咲二丁目 19	254－2126
林　田　小	林田町六九谷 523	261－2558
伊　勢　小	林田町上伊勢 886－1	261－4110
置　塩　小	夢前町宮置 235	335－3353
古　知　小	夢前町古知之庄 401－1	336－2250
前 之 庄 小	夢前町前之庄 2838－1	336－1535
莇　野　小	夢前町莇野 299－2	336－0160
上　菅　小	夢前町護持 381－2	335－3983
菅　生　小	夢前町菅生澗 802－1	335－5235
香　呂　小	香寺町香呂 626	232－5366
中　寺　小	香寺町中寺 231	232－0080
香 呂 南 小	香寺町須加院 173	264－2711
安 富 南 小	安富町安志 869	(0790) 66－4370
安 富 北 小	安富町枌原 642-1	(0790) 66－2430

(4) 子育て短期支援事業　　令和元年度予算額　3,698 千円

保護者が疾病等の社会的事由により家庭での児童の養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合等に、乳児院、児童養護施設または母子生活支援施設において一時的に養育・保護する。

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	50	60	89	116	105
延利用日数（日）	239	233	329	426	321

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（P245 参照）

(6) 養育支援訪問事業　　令和元年度予算額　1,726 千円

育児ストレスや育児ノイローゼ等により、身体的虐待やネグレクトにつながる恐れのある家庭や未熟児や多胎児養ている家庭など養育上の問題を抱える家庭に対し、ヘルパーや相談員を派遣し、家事・育児援助や適切な養育に向けた指や助言を行うことにより当該家庭の身体的・精神的負担を軽減し、児童虐待を予防する。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

本市では、28 カ所で実施しており、各実施場所において親子向けのプログラム等を実施している。また、合同研修等により、地域子育て支援拠点相互間の情報共有や連携を図っている。

〔地域子育て支援拠点事業実施場所一覧〕

名称	所在地	電話番号
すこやかひろば	市之郷 1006－8 すこやかセンター3 階	223－5640
わくわく広場いえしま	家島町真浦 2137－1 家島事務所 2 階	325－2641
わくわく広場ゆめさき	夢前町菅生澗 1384－1 菅生公民館 1 階	335－4153
わくわく広場こうでら	香寺町土師 396 香寺公民館 2 階	265－0666
わくわく広場やすとみ	安富町安志 1151 安富事務所 1 階	0790－66－4352
星の子つどいの広場	青山 1470 番地 24	267－3050
飾磨つどいの広場	飾磨区細江 2654 番地	234－6090
広畑つどいの広場	広畑区正門通一丁目 7 番地 3	239－8440
網干つどいの広場	網干区垣内中町 120 番地	274－4732
東つどいの広場	花田町加納原田 813 番地	253－6001
安室つどいの広場	田寺東二丁目 7 番 13 号	294－7212
東光つどいの広場	幸町 99 番地 1	223－4711
面白山つどいの広場	神子岡前三丁目 8 番 1 号	294－3345
北つどいの広場	豊富町御蔭 1110 番地 3	264－4250
灘つどいの広場	白浜町宇佐崎中二丁目 520 番地	247－3710
城陽保育所	北条宮の町 93	281－9900
大塩保育所	大塩町 2077－5	254－2499
市川台保育所	市川台三丁目 11	282－5499
四郷和光保育所	四郷町見野 880－1	252－1527
広西保育所	広畑区吾妻町二丁目 9－1	239－1928
中央保育所	神子岡前一丁目 11－29	292－1799

名称	所在地	電話番号
萩　　学　　園	豊富町豊富 1528	264－1175
姫路ひまわり保育園	北夢前台一丁目 59	293－0205
津田このみ学園	飾磨区今在家六丁目 133	231－1155
網干れんげ保育園	網干区坂出 184	273－3930
やながせ保育園大津みやび野分園	大津区大津町一丁目 31－111	236－3100
別所まるやまこども園	別所町佐土二丁目 77	252－0770
ぱっそ　ｋｉｄｓ	安田三丁目 1　姫路市総合福祉会館 3 階	289－0980

(8) 一時預かり事業

ア　一時保育　　令和元年度予算額　　市立：1,366 千円

私立：32,722 千円

保護者のパート就労に伴う非定型的保育や、保護者の急な疾病等に対応した緊急保育等の一時的保育を実施する。

イ　預かり保育　　令和元年度予算額　　私立：80,137 千円

保護者の就労等により教育時間の前後や長期休業日等に保育を必要とする児童を保育する。

(9)　病児・病後児保育事業（平成 25 年度より事業名変更）　　令和元年度予算額　　32,123 千円

乳幼児または小学生が病気または病気の回復期にあり、通園または登校が困難な期間、一時的に市内の施設において当該児童の看護・保育を行う。

平成 25 年度から、広畑学園において病児保育事業開始。

平成 30 年度から、わたまちキッズルームにおいて病児保育事業開始。

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数（人）	159	200	215	215	502
延利用日数（日）	290	383	385	377	772

(10)　ファミリーサポートセンター事業　　令和元年度予算額　　4,052 千円

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う。

平成 14 年 7 月 1 日事業開始。

ア　登録会員数　　（各年度 3 月 31 日現在）

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員（人）	1,192	1,219	1,293	1,384	1,514
提供会員（人）	470	523	570	620	647
両方会員（人）	248	237	217	203	194
合　計（人）	1,910	1,979	2,080	2,207	2,355

イ　援助活動件数　　4,883 件

ウ　ファミリーサポートセンター事業説明会　　開催数 247 回、参加者 294 人

エ　ファミリーサポートセンター会員講習会・交流会　　開催数　10 回、参加者 501 人

(11) 妊婦健康診査費助成事業(P244 参照)

(12) 実費徴収に係る補足給付事業　　令和元年度予算額　　市立： 1,059 千円
私立： 2,364 千円

低所得で生計が困難である者の子どもが、特定・教育保育等の提供を受けた場合に、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別教育・保育経費)
令和元年度予算額　　私立：13,751 千円
(補助対象分抜粋)

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

3 教育・保育施設その他事業

(1) 家庭支援推進保育事業（市立施設）　　令和元年度予算額　　34,875 千円

家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる対象保育所に保育士を加配する。

(2) 運営助成事業（私立施設）　　令和元年度予算額　　27,191 千円

私立施設の管理運営の適正を期し教育・保育内容の向上を図るため、嘱託（学校）医手当・嘱託（学校）歯科医手当の一部費用や保育所等賠償保険の加入費用などを助成する。

(3) 特別支援保育事業（私立施設）　　令和元年度予算額　　194,994 千円
(多様な事業者の参入促進・能力活用事業分含む)

障害児等の健全な育成と社会性の発達を促すため、必要な保育士の人件費等の一部を助成することにより、私立施設における円滑な受入を推進する。また、事故や怪我等が発生する可能性が高く、特別な支援が必要な児童の受入を促し、保育環境の向上と安全確保を図り、当該児童に必要な保育を実施する。

(4) 特別支援保育訪問事業（私立施設）　　令和元年度予算額　　3,840 千円

特別支援保育パートナーを派遣し、特別な支援または配慮を要する児童の発達や特性に応じた支援の方法等の助言を行うことにより必要な支援を促す。

(5) 私立施設低年齢児利用円滑化事業（私立施設）　　令和元年度予算額　　47,702 千円

私立施設の 0、1 歳児の年度途中利用を円滑に行うため、あらかじめ保育士を基準数以上配置するための経費等を一部助成する。

(6) 保育体制強化事業（私立施設）　　令和元年度予算額　　14,040 千円

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（保育支援者）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。

4 民間保育施設運営助成　　令和元年度予算額　　5,751 千円

施設の適正な運営と保育の向上を図るため、民間保育施設に対して運営費の一部を助成することにより、入所児童の処遇向上を図る。

5 私立教育・保育施設職員処遇改善事業　　令和元年度予算額　　39,180 千円

国の処遇改善を実施しても残る、公私における保育士等の給与格差を是正し、教育・保育の提供に携わる人材確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給するため、要件を満たす私立施設保育士等の処遇改善費の一

部を補助する。

6　産休等代替職員費助成事業　　令和元年度予算額

保育所等　1,782 千円

母子生活支援施設､児童養護施設等　　571 千円

私立施設の職員（保育士等）の産休及び病休による代替職員の雇用に要する経費を助成する。

7　保育人材確保事業　　令和元年度予算額　101,005 千円

(1) 保育士・保育所支援センター

私立保育所等の保育士を安定的に確保するため、平成 29 年 6 月 1 日に開設。専任の保育士再就職支援コーディネーターを配置し、潜在保育士等の就職相談や斡旋、研修等を行う。

(2) 保育人材の定着支援

私立保育所等に勤務する保育士等が長く働き続けられるよう切れ目のない支援を行い、保育士等の定着支援とキャリアアップを図る。

(3) 未来の保育士応援プロジェクト

保育を担う次世代の人材を育成するためのキャリア教育の一環として、職業としての保育士に夢や憧れを持ってもらうための事業を展開する。

8　児童手当　　令和元年度予算額　9,004,440 千円

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している保護者に手当を支給する（平成 24 年 6 月から所得制限有)。

(1) 支給対象 0 歳から中学校修了前の児童

(2) 手当の額(児童 1 人につき)

3 歳未満、3 歳～小学生(第 3 子以降)　　月額　　15,000 円

3 歳～小学生（第 1・2 子)、中学生　　月額　　10,000 円

特例給付（所得制限超の場合)　　一律月額　5,000 円

(3) 支払時期年 3 回（6 月、10 月、2 月）

(4) 支給状況

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者数（人）	44,904	44,192	42,443	42,779	41,932
児　童　数（人）	76,050	74,702	73,342	72,166	70,650

9　児童扶養手当　　令和元年度予算額　　3,236,417 千円

児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるために、母子家庭の母（または父子家庭の父）や父母に代わって児童を養育している人に支給する（所得制限有)。平成 22 年 8 月以降、父子家庭にも拡大。

(1) 支給要件

18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童または 20 歳未満で心身に中程度以上の障害を有する者を監護、養育する者であること。

(2) 手当の額

ア　児童1人の場合　　月額　42,910円

月額　42,900円～10,120円（一部支給）

イ　児童2人の場合　　月額　53,050円

月額　53,030円～15,190円（一部支給）

ウ　児童3人の場合　　月額　59,130円

月額　59,100円～18,230円（一部支給）

エ　4人以上の場合　　1人増すごとに、受給者本人の所得額に応じて月額6,080～3,040円加算

オ　受給者または児童が公的年金給付を受けることができる場合には、所得制限により算定された手当額から受給できる年金額の全部（または一部）を差し引いた額を支給

(3) 支払時期　年3回（4月、8月、12月）

(4) 受給資格者数

区　分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件　数（世帯）	5,940 （うち父子284）	5,875 （うち父子297）	5,674 （うち父子269）	5,462 （うち父子254）	5,339 （うち父子247）

10　特別児童扶養手当　　令和元年度予算額　961千円

精神または身体に障害のある児童を監護する父若しくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給する（所得制限有）。

(1) 支給要件

ア　20歳未満の児童で障害の程度が重度または中度の状態にあるもの

イ　その障害に起因する公的年金を受けることができないこと

ウ　児童が福祉施設に入所していないこと

(2) 手当の額（所得制限により区分される。平成31年4月より下記月額へ改定）

ア　重度障害　月額　52,200円

イ　中度障害　月額　34,770円

(3) 支払時期　年3回（4月、8月、11月）

(4) 受給資格者数

区　分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件　数（世帯）	1,770	1,860	1,868	1,883	1,923

11　交通及び災害遺児手当（愛の福祉金）　　令和元年度予算額　690千円

交通事故や災害によって父または母を亡くした児童生徒を激励し、健やかな育成と福祉の増進を図るために支給する（所得制限有）。

(1) 手当の種類および額　　就学激励金（小中学生）　1人月額　3,000円

入学祝金（小中学校入学時）　1人　10,000円

卒業祝金（中学校卒業時）　1人　20,000円

(2) 支払時期　年2回（9月、3月）

(3) 支給状況

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数（人）	9	7	7	7	8
支給額（千円）	457	383	428	262	299

12　交通及び災害遺児奨学金(愛の福祉金)　　令和元年度予算額　630 千円

交通事故や災害によって父または母を亡くした児童に高等学校修学の道を与え、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するために奨学金（1 人月額 3,500 円）を支給する（所得制限有)。

(1) 支払時期　年 3 回（7 月、11 月、3 月）

(2) 支給状況

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数（人）	13	12	9	9	5
支給額（千円）	588	651	420	378	126

13　児童養護施設等入所児童就職祝金（愛の福祉金）　　令和元年度予算額　200 千円

児童養護施設及び母子生活支援施設の入所児童が就職した場合に祝金（1 人 20,000 円）を支給する。

〔支給状況〕

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数（人）	5	11	10	8	9
支給額（千円）	100	220	200	160	180

14　児童養護施設等間食給付（愛の福祉金）　　令和元年度予算額　3,351 千円

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設の入所児童に間食（1 人月額 1,000 円以内）を給付する。

〔支給状況〕

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延給付人員（人）	3,520	3,367	3,221	3,219	2,931
給付額（千円）	3,520	3,367	3,221	3,219	2,931

15　こども家庭総合支援室の運営　　令和元年度予算額　1,608 千円

すべての子どもとその家庭等を対象とした総合的な相談・支援の拠点として、児童養育に関する様々な相談に応じ、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、児童虐待の予防から自立支援までの継続的な支援を行う。

年度	相談種別（件数）										合　計
	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談				その他相　談	
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相　談	適　正相　談	育児・しつけ相談		
H28	426	291	5	17	22	51	32	2	245	79	1,170
H29	721	487	6	15	10	32	40	1	59	0	1,371
H30	759	673	6	21	28	47	56	0	34	0	1,624

16　児童虐待防止普及啓発事業

令和元年度予算額　　1,212 千円

児童虐待が児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えることから、その防止を目的としてオレンジリボンキャンペーンや児童虐待防止フォーラムの実施等の広報啓発活動を行う。

17　母子生活支援施設

令和元年度予算額　　61,456 千円

配偶者のない女子またはこれに準ずる女子が監護する児童の福祉に欠けるところがあると認められるときは、当該母子を母子生活支援施設へ入所させ保護するとともに、その生活を支援する。なお、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

〔入所状況〕　　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分		入所世帯数	入所人員（うち児童数）
市外	私立（5 施設）	10 世帯	24 人（14 人）

18　助産施設

令和元年度予算額　　420 千円

妊産婦が経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるときは、助産施設へ入所させ助産を受けさせる。なお、世帯の課税状況により入所できない場合があり、入所者には世帯の課税状況に応じて費用負担がある。

〔入所状況〕　平成 30 年度　0 世帯

19　産前・産後サポート事業

産前産後の家事や育児の負担軽減を図る必要がある家庭に対して、ファミリーサポートセンター会員による家事支援を行う。平成 29 年 6 月 1 日事業開始。

	平成 29 年度	平成 30 年度
申請者数（人）	49	65
利用者数（人）	18	24
利用件数（件）	106	229

20　子育てサロン事業

令和元年度予算額　　110 千円

市内 4 カ所の保健福祉サービスセンターで、乳幼児とその保護者を対象とした遊びの提供や親子体操等を実施し、地域の子育て支援の場の一つとする。

21　子育て情報相談室（すこやかセンター3 階）

(1) 子育て情報相談センター

令和元年度予算額　　1,642 千円

子育て中の保護者に対し、子育てに関する相談や子育てに関する情報の提供等を行う。

事業名	事業内容	実績（平成 30 年度）
子育てに関する情報の収集と発信	姫路市子育てガイドブックの発行	平成 30 年 10 月
	子育て支援総合情報誌「わくわくチャイルド」の発行	6 回発行
	子育て支援総合情報サイトの運営	ホームページの更新、子育て情報の LINE@メッセージ配信 81 件
子育て相談 ※利用者支援事業(基本型)より再掲	利用者支援員による乳幼児の子育てに関する相談	538 件 （来所 303 件、電話 235 件）

事業名	事業内容	実績（平成 30 年度）
子育て講演会の開催	子どもの成長とかかわり、しつけ等子育てに関する講演会の実施	19 回開催
子育て家庭支援講座の実施	「ノーバディーズパーフェクトプログラム」子育てに関する悩みや関心のあることを 10 名程度のグループで話し合い、自分にあった子育ての仕方を学ぶ。	2 回実施
	「親子の絆づくりプログラム赤ちゃんが来た！(BP)」0 歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びのプログラム	4 回実施
地域で活動する子育てサークルの育成と支援	サークル活動の場の提供	一時保育室利用 延 88 サークル
	サークル間の連携を図るサークルネットワーク事業の実施	会議 4 回、合同事業(3B 体操、フェスティバル等)
育児関係図書の貸出し	情報コーナーの育児関係図書及び絵本の貸出し	1,162 冊
「すこやかひろば」の開設	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、交流しながら遊べるように遊戯室を開放。地域子育て支援拠点事業として実施している。	遊戯室利用者数 13,747 人

(2) 子育て学習センター　　令和元年度予算額　　677 千円

親子で参加して、グループ活動や季節の行事を楽しみながら、子育てに関する体験学習を行う。

・参加者　前期 158 組（4 コース）・後期 139 組（4 コース）　計 297 組（8 コース）

・体験プログラム 106 組（4 回）

22 児童厚生施設　　令和元年度予算額　377,694 千円

(1) 大型児童館（B 型児童館）

宿泊型児童館「星の子館」

水と緑豊かな桜山貯水池周辺の自然環境を生かし、宿泊して自然体験、異年齢児および親子の交流を深め、協調性、創造性、忍耐力の高揚を図り、児童の健全な育成に資する等、児童健全育成に関する総合的な機能と宿泊機能、天体観測機能を有する大型児童館である。管理運営については、指定管理者制度を導入している。

・位　置　　青山 1470 番地 24

・構　造　　鉄筋コンクリート造　高層棟　地上 7 階建、低層棟　地下 1 階、地上 4 階建

・規　模　　延床面積　3,279.46 ㎡

遊戯室　265 ㎡、トレーニングルーム　56 ㎡

図書室　86 ㎡、天体観測室　33 ㎡、天文教室　57 ㎡

・定　員　　100 人（宿泊）

・建設費　　2,179,184 千円

・開　館　　平成 4 年 5 月 1 日

※延床面積および建設費は、なかよしホール増設分を含む。

(2) 児童センター・小型児童館

地域児童を対象に健全な遊びを与え、児童を集団的・個別的に指導して健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養を図り、児童の体力増進に資する等、健全育成に関する総合的な機能を有する施設である。児童センターの管理運営については、指定管理者制度を導入している。小型児童館については、本市が管理運営を行っている。

児童センター

施設名 所在地	構造・規模	機能 遊戯室 (㎡)	図書室 (㎡)	集会室 (学習室) (㎡)	開設年月日 建設費
飾磨児童センター 飾磨区細江 2654	鉄骨造平屋建 延床面積　399.25 ㎡	130.83	28.11	73.46	昭和 56 年 7 月 11 日 平成 26 年 4 月 1 日移転 新築費 119,605 千円
広畑児童センター 広畑区正門通一丁目 7-3	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積　347.00 ㎡	87.75	32.98	60.07	昭和 56 年 10 月 1 日 48,800 千円
網干児童センター 網干区垣内中町 120	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 348.21 ㎡	102.31	15.64	67.97	昭和 57 年 4 月 1 日 54,700 千円
東児童センター 花田町加納原田 813	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 346.90 ㎡	104.94	36.48	46.98	昭和 58 年 3 月 1 日 67,142 千円
安室児童センター 田寺東二丁目 7-13	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 349.72 ㎡	101.50	40.75	40.75	昭和 60 年 3 月 1 日 65,893 千円
東光児童センター 幸町 99-1	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 358.04 ㎡	105.00	23.63	60.00	平成元年 3 月 4 日 71,600 千円
面白山児童センター 神子岡前三丁目 8-1	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 514.48 ㎡	63.00	36.75	136.50	平成 2 年 10 月 3 日 19,860 千円
北児童センター 豊富町御蔭 1110-3	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 356.56 ㎡	106.80	38.64	60.16	平成 3 年 4 月 1 日 95,047 千円
灘児童センター 白浜町宇佐崎中二丁目 520	鉄筋コンクリート造 2 階建 のうち 1 階 延床面積　388.18 ㎡	114.28	44.04	59.99	平成 11 年 4 月 15 日 103,171 千円

小型児童館

施設名 所在地	構造・規模	機能 遊戯室 (㎡)	図書室 (㎡)	集会室 (㎡)	開設年月日 建設費
坊勢児童館 家島町坊勢 303-3	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積　314.80 ㎡	52.80	20.00	39.20	平成 4 年 4 月 1 日 57,340 千円

※ 夢前ふれあいの館フレンデは、平成 28 年 3 月 31 日廃止

(3) 移動児童センター

児童を核に、より多くの地域の人々に児童センター活動に対する関心を促し、地域一体となった児童健全育成を行うため、児童センター・児童館のない校区に対し、児童厚生員が公民館、小学校等を専用車両で巡回し、児童センターと同内容の事業を実施する。移動児童センター事業は委託により実施している。

3 ひとり親の福祉

1 概要

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対する各種相談指導のほか、母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対する福祉資金の貸し付け業務など自立のために必要な支援を行っている。

2 ひとり親家庭等相談指導状況（30 年度）

令和元年度予算額　582 千円

相談事項	生活一般									児童					生活援護							その他	計
	住宅	医療	家庭紛争 夫等の暴力	家庭紛争 その他	就職	結婚	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他		
件数	43	14	88	112	29	0	52	1	165	55	187	0	1	11	328	1	0	8	4	4	246	10	1,359

3 母子・父子福祉団体の育成等

令和元年度予算額

(1) 市母子・寡婦福祉大会開催　257 千円

(2) ひとり親家庭等技能修得講座の実施（市委託事業）　2,716 千円

(3) ひとり親家庭等指導者研修会、野外活動事業等の実施（市委託事業）　573 千円

4 ひとり親家庭等日常生活支援事業

令和元年度予算額　535 千円

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦が、一時的な傷病等のため日常生活を営むのに特に大きな支障がある世帯に対し、家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助、子育て支援を行っている。

5 ひとり親家庭自立支援給付事業

令和元年度予算額　28,455 千円

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、市が指定する職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合、受講料の一部（経費の 60%・上限 20 万円）を支給している。

高等職業訓練促進給付金等

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格（看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等）を取得するために、修業年限が 1 年以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる場合に訓練促進給付金を支給。また修了日を経過した日以降に修了支援給付金（市民税非課税世帯 50,000 円、市民税課税世帯 25,000 円）を支給。

訓練促進給付金（月額）

［平成 30 年度以前に修業を開始し、平成 31 年 4 月 1 日時点で修業中の者］

市民税非課税世帯 100,000 円、市民税課税世帯 70,500 円を修業期間の全期間支給（資格取得の期間が 4 年を超える場合は上限 4 年）

修了までの最後の 12 カ月について、市民税非課税世帯、市民税課税世帯とも 40,000 円増額して給付。

［平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの入学者で、平成 28 年 4 月 1 日時点で修業中の者］

市民税非課税世帯 100,000 円、市民税課税世帯 70,500 円を修業期間の全期間支給（上限 3 年）

［平成 25 年 4 月 1 日からの入学者で、平成 28 年 3 月 31 日までに修了した者］

市民税非課税世帯 100,000 円、市民税課税世帯 70,500 円を修業期間の全期間支給（上限 2 年）

［平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの入学者］

市民税非課税世帯 100,000 円、市民税課税世帯 70,500 円を修業期間の全期間支給（上限 3 年）

［平成 24 年 3 月 31 日までの入学者］

市民税非課税世帯 141,000 円、市民税課税世帯 70,500 円を修業期間の全期間支給（上限なし）

6　ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業　　令和元年度予算額　　150 千円

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親またはひとり親家庭の親に扶養されている 20 歳未満の児童が、文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座（通信講座含む）を受講し、修了した場合、受講修了時給付金を支給。また当該受講修了日から 2 年以内に認定試験の全科目に合格した場合、合格時給付金を支給。

・受講修了時給付金

受講費用（50 万円を超える場合は 50 万円、2 万円未満の場合は 0 円）の 20%

・合格時給付金

受講費用の 40%（受講修了時給付金との合計額が 15 万円を超える場合は、15 万円から受講修了時給付金を控除した額）

7　母子父子寡婦福祉資金の貸付

令和元年度予算額　　70,700 千円

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、扶養している児童等の福祉を増進するため、資金（12 種類）を貸し付けている。

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

資金の種類	貸付目的			限度額（円）	据置期間	償還期間
事業開始	事業を開始するために必要な資金			個　人　2,835,000 団　体　4,290,000	1 年	7 年以内
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金			個　人　1,430,000 団　体　1,430,000	6 カ月	7 年以内
修学	子どもを高校、大学等へ就学させるために必要な資金	高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	月　額　27,000	卒業後 6 カ月	貸付金額により 5 年～20 年以内
			私　立	〃　45,000		
		高等専門学校	国公立	〃　31,500		
			私　立	〃　48,000		
		短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	〃　67,500		
			私　立	〃　79,500		
		大学	国公立	〃　67,500		
			私　立	〃　81,000		
		大学院	修士課程	〃　132,000		
			博士過程	〃　183,000		
		専修学校（一般過程）		〃　48,000		
技能修得	就職等に必要な技能を習得するために必要な資金			月　額　68,000	1 年	20 年以内
修業	子どもが就職等に必要な技能を習得するために必要な資金			〃　68,000	1 年	6 年以内
就職支援	就職するために必要な被服等を購入する資金			100,000	1 年	〃
生活	技能修得、医療介護資金の貸付を受けている間等、生活を安定させるために必要な資金			月額　103,000	6 カ月	貸付内容により 5 年～20 年以内
住宅	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金			1,500,000	6 カ月	6 年以内
転宅	住宅を移転するために必要な資金			260,000	〃	3 年以内
就学支援	子どもを高校、大学等に入学させるときに必要な資金			高　校　150,000 大　学　370,000 大学院　380,000	6 カ月	貸付金額により 5 年～10.5 年以内
医療介護	病気療養するため、または介護を受けるために必要な資金			医　療　340,000 介　護　500,000	6 カ月	5 年以内
結婚	扶養している子どもが結婚するために必要な資金			300,000	6 カ月	〃

注 1)貸付利息は、無利子。ただし、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、結婚資金については連帯保証人を立てない場合には、年 1%。

注 2)大学院以外の修学資金の限度額は通学方法によって異なり、本表には自宅通学の場合の金額を掲載している。

注 3)就学支度資金の限度額は学校の種類や通学方法によって異なり、本表には国公立の自宅通学の場合の金額を掲載している。

8　身元保証人確保対策事業　　令和元年度予算額　　41 千円

母子生活支援施設に入所中または退所した者が就職やアパート等を賃借する際に、施設長が身元保証人となった場合の損害保険料を市が負担する。

9　ひとり親家庭等就労支援事業　　令和元年度予算額　　454 千円

児童扶養手当受給者の中で就労していない母親及び父親を対象に就業相談の実施及び自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結びつけて自立を促進する。

10　養育費等支援事業　　令和元年度予算額　　584 千円

子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報啓発及び相談支援体制の充実を図る。

(1)　「子どもの養育に関する合意書作成手引とＱ＆Ａ」（合意書の参考書式を含む。）の作成配付

(2)　弁護士による養育費等専門相談

市民相談センター内相談室にて毎月第 3 金曜日の 13：30 から 16：30 で 1 日 6 人まで

11　面会交流支援活動助成事業　　令和元年度予算額　　973 千円

離婚した両親が自分たちだけで面会交流を行うことが難しい場合などに、親子の良い関係を育むため、面会交流支援を実施しているＮＰＯ法人家族支援センター・クローバーに対して助成を行う。

4 高 齢 者 福 祉

1 概要

近年の高齢者人口の増加、人口構造の高齢化等のデータは、そう遠くない将来における超高齢化社会の到来を確実なものとして示している。そのため本市においては、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らせるよう、生きがいづくりを積極的に支援するとともに、要援護者に対する在宅サービスや地域での相談・支援体制の充実を図っている。

65歳以上の高齢者　141,625人（総人口の26.4%）　平成31年3月末日現在

65歳以上のひとり暮らし高齢者　21,460人　平成30年6月1日現在

2 生きがい対策事業

事業名	事業概要	令和元年度予算額(千円)
老人図書室運営	老人図書室（老人福祉センター内）の充実を図り、高齢者の読書を楽しむ心と教養の向上を図る	1,729 社会福祉事業団 ↓ 市老連委託
老人趣味の教室	趣味の教室(すこやかセンターで開催)を通じて、創作意欲の向上と協和の精神の高揚を目指し、生きがいを高めることを目的とする。茶道、ダンス、コーラス、ちぎり絵など8教室を開催している。	
百歳敬彰事業	百歳を迎えた市民を敬彰する。 百歳を迎えたとき、敬彰状を贈呈するとともに、敬彰金100,000円を贈呈する。	14,158
敬老の日の贈物	敬老の日に市長ほか市幹部が最高齢者、最高齢夫婦、養護老人ホームを訪問し、記念品を贈呈する。	637
高齢者施設優待券交付	(1) 市内に居住する65歳以上の高齢者に施設優待券を交付する。平成6年10月から従来の老人福祉手帳を廃止し、変更する。ただし、交付済の手帳は有効とする。 (2) 西播磨地域（4市6町）に居住する65歳以上の高齢者に、高齢者福祉月間に使用できる施設優待券（西播磨レインボーカード）を交付する。	473
高齢者バス等優待乗車助成事業	市内に居住する満75歳以上の高齢者（障害者の優待乗車助成制度を受けている者を除く）に以下の中からいずれか一つを選択してもらう。 (1)バス優待乗車証：神姫バスの市内停留所間の運賃が1回50円になる乗車証を交付 (2)電車優待乗車カード：ＪＲ・山陽電車で利用できる乗車カードを年間8,000円分交付。 (3)船舶優待乗船券：姫路⇔家島（家島・坊勢・男鹿）間の定期航路の片道運賃が無料になる乗船券を年間8枚交付。 (4)タクシー乗車券：年間8,000円分(500円×16枚）利用できる乗車券を交付。(要介護3以上の者)	454,655

3　在宅高齢者福祉対策事業

<table>
<tr><th>事　業　名</th><th>事　業　概　要</th><th>令和元年度予算額（千円）</th></tr>
<tr><td>自立支援ホームヘルプサービス</td><td>介護保険の認定申請の結果、自立と判定されたが、援護が必要な者であり、介護予防・生活支援サービス事業の対象となっていないおおむね65歳以上の高齢者（ひとり暮らし世帯、高齢者世帯に限る）に対し、家事援助や相談に応じたりするホームヘルパーを派遣する。費用負担　1時間当たり200円（一般）、無料（被保護世帯）</td><td>1,715</td></tr>
<tr><td>生きがいデイサービス</td><td>要介護者・要支援者及び介護予防・生活支援サービスの対象者以外で家に閉じこもりがちなおおむね65歳以上の高齢者に対して、デイサービスセンター等を活用し、日常動作訓練、健康チェック、趣味活動、給食などのサービスを提供し、社会的孤立感の解消及び要介護状態に移行しないよう自立生活の助長を図り、生きがいを促進する。
・費用負担……利用料200円＋給食代、原材料費等実費
※ミニデイサービス事業
編入前の旧家島町、夢前町、香寺町及び安富町の区域内に居住する者で、要介護者・要支援者及び介護予防・生活支援サービスの対象者以外でおおむね65歳以上の虚弱高齢者に対して、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、健康体操、趣味活動、送迎、給食等を実施する。
・費用負担……給食代、原材料費等実費
・実施場所……老人福祉センター、各地区の公民館及び自治会館等</td><td>30,267</td></tr>
<tr><td>日常生活用具の給付</td><td>ひとり暮らし等のおおむね65歳以上の虚弱な高齢者に、日常生活用具を給付し、生活の便宜を図る。
<table>
<tr><th>支給用具</th><th>対象者</th><th>利用料</th></tr>
<tr><td>電磁調理器
自動消火器
火災警報器</td><td>おおむね65歳以上でひとり暮らし又はねたきりの方を抱える高齢者のみの世帯で生計中心者が市町村民税非課税の方</td><td>無料</td></tr>
</table></td><td>1,156</td></tr>
<tr><td>入浴サービス</td><td>65歳以上でひとり暮らしの高齢者に、市内の公衆浴場で使用できる無料入浴券を、一人当たり年4枚交付する。
申請期間　6月1日～12月20日
利用期間　9月1日～12月末日
30年度実績　利用枚数　4,774枚</td><td>2,578</td></tr>
<tr><td>マッサージ等施術助成</td><td>70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術費の一部を助成し、高齢者の福祉の向上を図る。
申請期間　　5月1日～翌年2月末日
利用期間　　6月1日～翌年3月末日
助成費　　3,000円
（1人あたり1,000円券×3枚）
30年度実績　24,952件</td><td>26,379</td></tr>
</table>

事　業　名	事　業　概　要	令和元年度予算額(千円)
緊急通報システム（令和元年度より見守り安心サポート事業）	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者および同居者がねたきり等の方のみの世帯に対し、緊急事態等に対する不安の解消を図るため、緊急時に市消防局へ通報できる通報機器を貸与する。 平成30年度末設置台数1,136台	0 （介護保険特別会計へ移行　7,098）
高齢者住宅改造助成事業	介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている高齢者がいる世帯に対して、市が必要と認めた工事に要する経費を最高80万円まで助成する。 平成30年度実績143件	38,394
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業	60歳以上のひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する人で、家族による援助を受けることが困難で、高齢等のため独立して生活することに不安のある人を対象として、必要に応じ居住部門を提供する。 ・費用負担…収入に応じた負担（0円～50,000円）	14,358

4　給付等一覧

制度の名称	資格・要件	金額等	平成30年度実績
敬老金（愛の福祉金）	次の(1)(2)のいずれにも該当する人 (1) その年中に満77歳又は満88歳になる人 (2) その年の6月30日現在、市内に住所を有する人 ※平成17年度制度改正	満77歳 10,000円 満88歳 20,000円	77歳　6,556人 88歳　2,287人 過年度分　106人
在宅高齢者介護手当	市内に住所を有し、在宅で6カ月以上ねたきりの人、または認知症の状態にあり、常時介護を要する65歳以上の人を主として介護している人（要介護認定など条件あり） 10年度から所得制限を撤廃	月額 10,500円	延6,980人

5　老人福祉施設運営に対する助成

制度の名称	事　業　概　要	令和元年度予算額(千円)
産休等代替職員費助成事業	民間の老人福祉施設の産休・病休による代替職員の雇用について助成する。	951
軽費老人ホーム運営費助成事業	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費を助成する。	151,106

6　ふれあいの郷養護老人ホーム

ふれあいの郷養護老人ホームは、市川の清流が流れ、四季おりおりの自然の美しさが感じられる船津町の「船津公園」の一角にある。同ホームは、より一層の高齢者福祉の向上を図るため、近代設備を導入し、入所者に生きがいのある楽しい生活を送っていただくために必要な数多くの設備を整えている。

所　在　地　　船津町3263番地

開設年月日　　昭和60年4月1日

規模・構造　敷地面積　24,066.10 ㎡　構造　鉄筋コンクリート造２階建
建物延面積　5,998.40 ㎡

定　　員　150 人

職　　員　42 人　園長(1)、事務員(2)、生活相談員(4)、支援員(20)、看護師(2)、栄養士(1)、調理員(10)、医師(非常勤 2)(支援員及び調理員にはパート含む)

施設内容　居室(2 人部屋 68 室・個室 16 室)、静養室、食堂、厨房、浴室、便所、医務室、集会室、ワークルーム、事務室、会議室、面接室、支援員室、談話室、喫茶室、理容室、調理員室、栄養士室、和室、洗濯室、リネン室、湯沸場、倉庫、玄関ホール

居室設備　全室洋室
ベッド、クローゼット、洗面所、下駄箱

付属施設　庭園、ゲートボール場(2 面)、休憩所、遊歩道、花壇、菜園、駐車場

建設費　1,511,327 千円

財源内訳
- 国庫補助金　298,175 千円
- 県補助金　149,088 千円
- 市債　555,900 千円
- 一般財源　508,164 千円

管理運営　社会福祉法人　姫路市社会福祉事業団
令和元年度指定管理料　310,940 千円

7　夢前福祉センター

夢前町との合併に伴い、夢前地域内にある老朽化した３つの老人福祉センターを統合し、老人福祉支援機能、健康づくり機能及び防災機能を併せ持った施設として、新市建設計画に基づき整備したもの。管理運営は公募による指定管理制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした経費節減及びサービスの向上を図っている。

(1) 施設概要

①　所　在　地　　夢前町前之庄 2160 番地
②　開所年月日　　平成 20 年 4 月 1 日
③　規模・構造　　構造：鉄筋コンクリート造２階建て１棟　延床面積：2,913.21 ㎡
敷地：夢前事務所と同一（無料駐車場完備）
④　総事業費　　1,153,281 千円　　※合併特例債充当額：1,045,000 千円

(2) 施設内容

①　健康づくり（1Ｆ）
温水プール（20m×4 コース）、ジャグジー（2 カ所）、トレーニングルーム、
リラクゼーションフロアほか

②　老人福祉支援施設（2Ｆ）
多目的研修室（247.6 ㎡）、和室（81 畳）、会議室（51.26 ㎡）

③　防災施設
備蓄資材倉庫（1Ｆ：145.73 ㎡）、耐震性貯水槽（夢前事務所南側：80ｔ）

(3) 開館時間及び休館日

開館時間　　9:00～21:00
休館日　　月曜日（ただし、月曜日が休日の場合はその翌日）、12 月 28 日～翌年 1 月 4 日

(4) 利用できる人

区　　分		利用できる人
健康づくり施設	温水プール	3歳以上の人(小学3年生以下の者にあっては､保護者又は指導者の同伴がある場合に限る｡)
	トレーニングルーム	16歳以上の人
	更衣室	温水プール､トレーニングルーム又は老人福祉支援施設を利用する人
	リラクゼーションルーム	
老人福祉支援施設		市内に住所を有する60歳以上の者及びその者を介助するために同伴する人

※老人福祉支援施設を独占して使用する場合は高齢者以外の使用も可

(5) 利用料金　　【料金改定予定】

区　　分		使用料		
		利用券 (1人1回につき)	回数券 (利用券11枚つづり)	定期利用券 (1人1月につき)
健康づくり施設	温水プール	500円	5,000円	デイタイム利用 4,000円
	トレーニングルーム	500円	5,000円	
	温水プール及びトレーニングルーム	900円	9,000円	フルタイム利用 5,500円

※子供、高齢者及び障害者は半額

【料金改定予定】

区　　分		使用料(1時間につき)
老人福祉支援施設	多目的研修室	1,200円
	和室	1,200円
	会議室	400円

※高齢者以外が独占して使用する場合　※利用形態により減免措置あり

(6) 利用状況

【見込】　令和元年度　60,886人　　利用料収入：14,278千円

【実績】

年度	利用者数 (人)	平均利用者数 (人／日)	高齢者数 (人)	高齢者割合 (%)	利用料収入 (円)
H26	58,672	191	42,323	72.1	11,861,800
H27	60,120	195	45,415	75.5	12,720,450
H28	59,949	195	45,060	75.2	12,787,550
H29	59,243	193	45,731	77.2	12,526,900
H30	61,979	202	46,206	74.6	12,909,400

(7) 管理経費

令和元年度歳出予算　　59,596千円（需用費、委託料）

(8) 指定管理

指定管理者	（株）エヌ・エス・アイ（大阪市北区梅田 1 丁目 11 番 4－2100 号）
指定管理期間	平成 28 年 4 月～平成 33 年 3 月
指定管理料	53,027 千円／年
選定方式	公募（1 社→1 社）

5 介 護 保 険 制 度

1 概　　要

介護保険制度は、平成 12 年 4 月の創設後、老後の安心を支える仕組みとして着実に市民に定着したといえる一方で、保険給付費も予想を上回る勢いで伸びてきた。

平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しており、今後も介護予防の推進などにより、持続可能な制度運営に努める必要がある。

2 被保険者

(1) 第 1 号被保険者　　65 歳以上の人

(2) 第 2 号被保険者　　40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

年度	第 1 号被保険者（人）
H27	133,151
H28	136,402
H29	138,558
H30	140,256
R 元	141,529

各年 5 月 31 日現在

3 要介護認定・要支援認定

(1) 介護認定審査会　医療、保健、福祉の専門家で構成され、被保険者の要介護状態区分等の判定を行う。

・委員数　　192 人

・部　会　　32（合議体）

(2) 申請状況　　（人）

年　度	新規申請	更新申請	変更申請	認定審査済
H27	6,739	21,489	4,434	32,226
H28	6,691	22,232	4,621	32,301
H29	7,007	21,534	4,768	32,601
H30	7,189	18,469	5,093	29,798
R 元	1,759	4,094	1,248	7,138

※令和元年度は、6 月 30 日現在

(3) 審査判定結果(現認定者数)　　（人）

年　度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
H27	6,205	4,770	6,094	3,700	3,217	2,901	2,385	29,272
H28	6,674	4,630	6,291	3,607	3,204	2,967	2,471	29,844
H29	6,558	4,780	6,249	3,791	3,195	3,238	2,395	30,206
H30	7,532	4,777	6,413	3,957	3,213	3,413	2,515	31,820
R 元	7,511	5,004	6,355	3,991	3,220	3,406	2,495	31,982

※ 令和元年度は、6 月 30 日現在

4　保険給付

介護を要する状態(要介護状態)又は介護予防のための支援を要する状態(要支援状態) となったとして市の認定を受けた方(要介護者・要支援者) に対して給付する。(月額上限あり)

(1) 居宅介護サービス費・介護予防サービス費等　　令和元年度予算額　21,394,472 千円

次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する(①については 10 割)。

① 居宅介護支援／介護予防支援

介護支援専門員(ケアマネジャー)等が、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を考慮してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置付けた各サービスの利用の調整等を行う。

② 訪問介護(介護予防訪問介護は、総合事業訪問介護に移行)

介護福祉士又は介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話を行う。

③ 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

介護福祉士、看護師等が、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で家庭を訪問し、入浴や洗髪の介護を行う。

④ 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師等が家庭を訪問し、かかりつけの医師と連絡をとりながら、病状の観察、入浴や排泄の介助、床ずれの手当て等の看護サービスを行う。

⑤ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問し、医師の指示にもとづき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション等を行う。

⑥ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行う。

⑦ 通所介護(介護予防通所介護は、総合事業通所介護に移行)

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事・入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑧ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所等に日帰りで通う利用者に対し、食事・入浴の提供や、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練を行う。

⑨ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所(ショートステイ)する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑩ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所(ショートステイ)する利用者に対し、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、医師による医学的な管理のもとでの看護、理学療法士や作業療法士等による機能回復のための訓練等のサービスを行う。

⑪ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑫ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等、家庭での日常生活の自立を助ける用具を貸し付ける。

⑬ 特定福祉用具販売／介護予防特定福祉用具販売

入浴や排泄に用いるものなど、貸与になじまない福祉用具の販売を行う。

⑭ 住宅改修／介護予防住宅改修

廊下や階段の手すりの取付けや、段差解消のためのスロープ設置等の小規模な改修を行う。

(2) 地域密着型介護サービス費・地域密着型介護予防サービス費　　令和元年度予算額　7,219,072 千円

市内の事業所・施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要支援者は対象外)

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などを行う。

② 夜間対応型訪問介護(要支援者は対象外)

巡回や通報システムによる夜間専用のホームヘルプサービスを行う。

③ 地域密着型通所介護(要支援者は対象外)

小規模の施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

施設に日帰りで通う認知症の利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設に日帰りで通う利用者に対して、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。必要に応じ利用者が施設に泊まり、又は施設職員が利用者の家庭を訪問し、それらのサービスを行うこともできる。

⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援 1 の方は対象外)

グループホームの入居者(認知症の方)に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(要支援者は対象外)　※原則、要介護 3～5

小規模な特別養護老人ホーム(定員 29 人以下)の入所者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護(要支援者は対象外)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護・医療・看護のケアを行う。

⑨ 地域密着型特定施設入居者生活介護(要支援者は対象外)

小規模な介護専用型特定施設(定員 29 人以下)の入居者に対して、入浴、排泄、食事の介護等の日常生活上の世話や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

(3) 施設介護サービス費　　令和元年度予算額　10,909,368 千円

介護保険施設において次のサービスを受けた場合に、原則としてその費用の 9 割、8 割または 7 割を給付する(いずれも要支援者は対象外)。

① 介護福祉施設サービス　※原則、要介護 3～5

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所者(常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人)に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

② 介護保健施設サービス

介護老人保健施設の入所者(在宅復帰を目指す人)に対して、リハビリテーションを中心としたケアを行う。

③ 介護療養施設サービス

介護療養型医療施設の入所者(長期の療養を必要とする人)に対して、必要なケアを行う。

④ 介護医療院サービス

介護医療院の入所者(長期の療養を必要とする人)に対して、必要なケアを行いながら入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や介護等のサービスを行う。

各年 6 月 30 日現在

年　度	特別養護老人ホーム		介護老人保健施設		介護療養型医療施設		介護医療院	
	施設数	定員（人）	施設数	定員（人）	施設数	定員（人）	施設数	定員（人）
H27	38	2,171	11	968（ショートステイ含）	5	248	0	0
H28	41	2,340	11	968（ショートステイ含）	5	248	0	0
H29	42	2,440	11	968（ショートステイ含）	5	248	0	0
H30	43	2,469	11	968（ショートステイ含）	5	248	0	0
R 元	43	2,469	11	968（ショートステイ含）	2	82	2	160

(4)　高額介護サービス費・高額介護予防サービス費　　令和元年度予算額　615,032 千円

同一月に受けたサービスの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる)を超えた場合に、申請によりその超えた額を支給する。

課 税 状 況 等	上限額（世帯合計）
・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯に属し、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円／年以下である人	15,000 円
・市民税非課税世帯に属し、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円／年を超える人	24,600 円
・一般世帯に属する人	44,400 円※
・現役並み所得者と同一世帯に属する人	44,400 円

※1 割負担となる被保険者のみの世帯は、年間上限額として 446,400 円を設定。

(5)　高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費　　令和元年度予算額　214,824 千円

各医療保険における世帯内で、一年間(毎年 8 月 1 日から翌 7 月 31 日)の医療保険と介護保険それぞれの利用者負担額の合計が一定の上限額(課税状況等により異なる)を超えた場合に、申請により超えた部分を医療保険と介護保険それぞれの比率に合わせて支給する。

(6)　特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費　　令和元年度予算額　1,172,712 千円

介護保険サービスを受けた際の食費及び居住費(滞在費)については、原則として保険給付の対象外とされているが、例外的に、市から負担限度額認定を受けた世帯非課税者については、食費及び居住費(滞在費)のうち一定の上限額(施設の類型・課税状況等により異なる)を超えた額を支給する。

5　地域支援事業

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援

するための事業である。

地域支援事業は、大別して介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及びその他の事業（任意事業）がある。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業　　令和元年度予算額　1,979,807 千円

介護予防のための支援を要する状態（要支援状態）となり市の認定を受けた人（要支援者）や、生活状況等についての簡易な質問（基本チェックリスト）に回答し要支援者に相当する状態と判断できる人（事業対象者）に対して、次の事業を行う。

① 介護予防・生活支援サービス

市の指定を受けた事業所においてサービスを受けた場合に、その費用の 9 割、8 割または 7 割を事業費として支給する。

ア 総合事業訪問介護

介護福祉士または介護員が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事の介護等の身体介助や、掃除、買物等の生活援助を行う。

イ 総合事業訪問生活援助

介護福祉士または介護員や、資格は持たないが一定の研修を受講した者が家庭を訪問し、掃除、買物等の生活援助を行う。

ウ 総合事業訪問型短期集中予防サービス

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間、集中的に行う。

エ 総合事業通所介護

施設に日帰りで通う利用者に対し、食事、入浴の提供や、日常動作に関する訓練等のサービスを行う。

② 介護予防ケアマネジメント

利用者が自立に向けた適切なサービスができるよう、その心身の状況、置かれている家庭の環境等を勘案してケアプランを作成し、また、ケアプランに位置づけた各サービスの利用の調整等を行う。利用者が居住する地域を管轄する地域包括支援センターが実施する。

③ 高額介護予防サービス費相当事業

要支援者および事業対象者の属する世帯において、高額介護予防サービス費等の調整後に、介護予防・生活支援サービスの利用者負担額の合計が一定の上限額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

④ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

医療保険における世帯内で、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費の算定を行ったのち、なお残る世帯自己負担額と一年間（毎年 8 月 1 日から翌 7 月 31 日）の介護予防・生活支援サービスの自己負担額の合計が一定額（課税状況等により異なる。）を超えた場合、申請によりその超えた額を支給する。

(2) 一般介護予防事業　　令和元年度予算額　18,212 千円

高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するため、次の事業を行う。

① 介護予防事業対象者把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、要介護・要支援状態となるおそれが大きいと考えられる高齢者を把握し、介護予防活動へつなげる。

② 介護予防普及啓発事業

高齢者を中心とした地域住民等に対し、介護予防に関する意識の啓発や知識の普及を行うために、講演会等を開催する。また、「いきいき百歳体操」の普及啓発を行い、地域で自主的に介護予防に取り組めるよう支援する。

③ 地域介護予防活動支援事業

高齢者及び高齢者に関わる地域住民を対象に教室を開催し、保健師や健康運動指導士等が指導を行い、地域の中で介護予防の核となるリーダーの養成、高齢者を支える地域住民への知識の普及啓発を図る。

地域で介護予防に取り組んでいる「いきいき百歳体操」等の自主グループやその他の活動が定着し、継続できるよう支援する。

④ 介護支援ボランティア事業

高齢者の生活を支えるために、地域や介護施設等において、「あんしんサポーター」によるボランティア活動を実施し、そのうちボランティア活動を行った 40 歳以上の人には、実績に応じてポイントを付与し、活動交付金として支給する。

⑤ 介護予防事業施策評価事業

介護予防事業施策評価委員会において、介護予防事業の実施状況や目的の達成等について評価、検証する。

⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業

病院や介護サービス事業所のリハビリテーション専門職が高齢者に対して助言・指導が行える体制を整える。

(3) 包括的支援事業　　令和元年度予算額　707,583 千円

① 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者に対する直接的又は間接的な支援を行うため、次のアからエまでの事業を行う。

なお、地域包括支援センターは、包括的支援事業とともに介護予防支援等の事業をあわせて提供し、地域の高齢者に対し介護予防に関する一体的・連続的な支援を図っている。

また、各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の調整など、各地域包括支援センターの後方支援業務を担う基幹型地域包括支援センターを地域包括支援課内に設置している。

ア　要支援者(予防給付)、事業対象者(介護予防・日常生活支援総合事業)の双方を対象に、介護サービスの計画等のマネジメントやサービス利用等の評価などを行う。

イ　個々の高齢者の支援ニーズを把握し、地域における介護保険以外のサービスを含む適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行う。

ウ　福祉サービス利用援助事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者の虐待の防止や権利擁護を図る。

エ　ケアプラン作成技術の向上や医療機関を含めた関係機関との連携、協力体制を構築し、ケアマネジャーの後方支援を行うほか、地域における様々な資源を活用し、途切れることなく施設や住宅を通じた地域における生活を支援する。

② 地域ケア会議の開催

多職種連携により、個別課題の解決、地域課題の発見・整理を行う地域ケア会議を開催する。

③ 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。

④ 生活支援体制整備事業

地域の様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。

⑤ 認知症施策推進事業

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制づくりに取り組む。認知症の人や家族に対し早期に関わる「認知症初期集中支

援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

認知症の人と家族・地域住民・専門職等の誰もが参加でき集う場である「認知症サロン」等の運営を支援する。

認知症の進行や状態に応じて利用できるサービスをわかりやすくまとめた「認知症ケアパス」の普及啓発を図る。

(4) その他の事業（任意事業）　令和元年度予算額　83,158 千円

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業の他、高齢者の支援のため、次の事業を行う。

① 給付費適正化事業

給付実績の通知等、保険給付等の適正化に関する取組みを行う。

② 介護サービス評価等推進事業

地域包括支援センターの公正中立な運営の確保と、サービスの質の向上のため、運営状況の評価を実施する。

③ 住宅改修支援事業

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない利用者に対し「住宅改修を必要とする理由書」を作成した者に作成費用を助成する。

④ 認知症高齢者等ＳＯＳネットワーク事業

認知症の高齢者等の行方不明時に居場所を検索するシステムの初期費用をその家族に助成する。

また、認知症の高齢者等の行方不明時情報を周知するネットワークを整備する。あわせて、事前登録者にＱＲコードシールを配付する。

⑤ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市営住宅（蒲田・白浜南・清水谷）及び県営住宅（東阿保・勝原・清水谷）の一部に整備されているシルバーハウジングに生活援助員を派遣する。

⑥ 高齢者権利擁護推進事業

ア 成年後見等の申立てを行うべき親族がなく市長が申立てを行う場合に、その申立て費用や後見人への報酬を助成する。

イ 「高齢者虐待等対応マニュアル」の周知活動や高齢者の権利擁護を考える研修会を開催する。

ウ 成年後見人の担い手としての市民後見人の活用等、高齢者権利擁護の仕組みづくりについて検討を行う。

⑦ 認知症見守り支援等事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成するとともに、家族等の介護負担を軽減するため、認知症介護等に関する研修を受けた「認知症地域見守り訪問員」を在宅の認知症高齢者宅に派遣し、家族等に代わって話し相手や見守り支援を行う。

⑧ ひとり暮らし高齢者給食サービス事業

65 歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる高齢者に、地域の人々とのふれあいを通じて寂しさの解消を図るため、月 1～6 回、会食又は配食形式で提供する。

⑨ 見守り安心サポート事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に緊急通報ができる機器を貸与し、また受信センターに専門的知識を有するオペレーターを 24 時間体制で配置することで、定期的な安否確認及び健康・医療相談を行うとともに急病や事故等の緊急事態に適切に対応する。

6 介護人材確保関係

(1) 介護情報提供体制整備・人材交流育成事業　令和元年度予算額　4,514 千円

介護職のための総合相談窓口として介護人材ナビゲーターを配置。介護職等からの相談を受けるとともに、介護職同士の情報交換の場になれるよう、環境を整備し、介護人材の定着支援等を行う。また、介護業界に就職してからお

おむね３年以内の介護職員を主な対象として、年間 10 回研修会又は講習会を開催する。

(2) 介護職員初任者研修補助事業　　令和元年度予算額　2,000 千円

介護職員初任者研修の受講料負担を軽減するため、費用の半額補助を行う（上限５万円）

(3) 離島部介護サービス提供体制支援事業　　令和元年度予算額　25,397 千円

離島地域の介護保険サービスの提供体制を維持するため、人材確保に要する費用を一部補助する。

7 保険料

(1) 保険給付の財源

保険料 50%		公費 50%					
65 歳以上の人の保険料	40 歳以上 65 歳未満の人の保険料	市区町村の負担金	都道府県の負担金	国の負担金	うち５%程度が調整交付金	＋	利用者の自己負担金
23%	27%	12.5%	12.5%※	25%※			

※ 都道府県等指定の施設等に係る給付費については、国 15%、都道府県 17.5%となる。

(2) 第１号被保険者(65 歳以上)の保険料

令和元年度の介護保険料

段　階	対　象　者		保険料率	保険料年額
	世　帯	本　人		
第１段階	生活保護受給者		基準額×0.375	27,000 円
	市民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人		
第２段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下の人	基準額×0.6	43,200 円
第３段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円を超える人	基準額×0.725	52,200 円
第４段階	市民税課税世帯（本人非課税）	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	基準額×0.9	64,800 円
第５段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える人	基準額	72,000 円
第６段階	市民税課税世帯（本人課税）	合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額×1.2	86,400 円
第７段階		合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額×1.3	93,600 円
第８段階		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額×1.5	108,000 円
第９段階		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.7	122,400 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の人	基準額×1.8	129,600 円
第 11 段階		合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の人	基準額×1.9	136,800 円
第 12 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上の人	基準額×2.0	144,000 円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて３年ごとに設定される。令和元年度は見直しの時期には該当しないが、消費税率引き上げによる低所得者の負担軽減強化として、第１段階から第３段階の保険料年額の引き下げを行っている。

〔徴収方法〕

・特別徴収　　年金の定期支払い(年 6 回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれる。

・普通徴収　　送付される納付書又は口座振替により、介護保険料を姫路市に個別に納める。

(3) 第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)の保険料

加入している医療保険の算定方法により決まり、医療保険料と一括して納める。

8　介護サービス等諸費支給状況　　(金額　千円：執行率%)

年度	居宅介護サービス費等		地域密着型介護サービス費等		施設介護サービス費等		高額介護サービス費等		特定入所者介護サービス費等		計	
	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率	金額	執行率
H26	20,659,041	97.18	3,226,828	103.16	9,751,453	96.67	425,374	84.49	1,150,063	97.67	35,212,759	97.38
H27	21,219,406	99.98	3,375,901	99.15	9,828,986	99.99	596,153	99.98	1,238,324	99.32	36,258,770	99.88
H28	20,508,839	99.67	5,166,782	97.36	9,997,025	97.42	553,737	97.76	1,201,593	93.68	37,427,976	98.56
H29	20,501,162	97.92	5,656,045	99.99	10,299,476	99.72	736,059	99.00	1,138,547	81.14	38,331,289	98.11
H30	20,158,147	98.36	6,130,949	94.21	10,398,514	99.99	635,980	94.49	1,146,268	81.90	38,469,857	97.46

9　保険料の賦課収納状況　　(金額　円)

区分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
現年度分	調定額		8,076,766,590	8,022,208,620	8,206,202,910	8,318,760,930	9,829,685,490
	収入済額		7,922,470,811	7,891,895,460	8,080,481,244	8,200,282,310	9,716,051,293
	再掲	特徴	7,094,148,500	7,133,037,650	7,317,440,290	7,434,089,870	8,873,633,660
		普徴	828,322,311	758,857,810	763,040,954	766,192,440	842,417,633
	収納率(%)		98.09	98.38	98.47	98.58	98.84
過年度分	調定額		279,668,629	288,340,511	264,772,385	243,955,071	230,833,704
	収入済額		46,301,716	51,333,456	45,521,329	44,448,254	41,492,817
	収納率(%)		16.56	17.80	17.19	18.22	17.98
計	調定額		8,356,435,219	8,310,549,131	8,470,975,295	8,562,716,001	10,060,519,194
	収入済額		7,968,772,527	7,943,228,916	8,126,002,573	8,244,730,564	9,757,544,110
	再掲	特徴	7,094,148,500	7,133,037,650	7,317,440,290	7,434,089,870	8,873,633,660
		普徴	874,624,027	810,191,266	808,562,283	810,640,694	883,910,450
	収納率(%)		95.36	95.58	95.93	96.28	96.99

10　介護保険給付費準備基金積立金　　令和元年度予算額　　5,954 千円

各年度の介護保険事業特別会計において生じた剰余金を積み立て、翌年度以降の介護保険事業に要する費用にあてることを目的として設置している。

6 障 害 者 福 祉

1 概 要

本市における身体障害者手帳所持者は22,046人、療育手帳所持者は4,871人、精神障害者保健福祉手帳所持者は3,862人で、生まれながらの先天的原因、あるいは疾病、災害、事故などの後天的原因による、身体障害者・知的障害者・精神障害者の身体的、社会的、経済的困難を幾分でも軽減し、取り除くことのできるよう、法の規定に基づくほか、市独自でも必要な援護に努めている。

2 身体障害者(児) 障害別等級別調

平成31年4月1日現在(人)

障害別＼級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	合計のうち18歳未満
視覚障害	386	349	138	134	180	67	1,254	12
聴覚・平衡機能障害	159	388	212	462	5	530	1,756	98
音声・言語・そしゃく機能障害	2	10	146	77	—	—	235	0
肢体不自由	2,227	2,512	2,384	4,378	1,189	529	13,219	379
内部障害	3,679	77	661	1,165	—	—	5,582	129
合計	6,453	3,336	3,541	6,216	1,374	1,126	22,046	618
合計のうち18歳未満	303	124	90	60	13	28	618	—

3 知的障害者(児) 療育手帳交付状況

平成31年4月1日現在(人)

区分	重度	中度	軽度	合計
18歳以上	1,392	925	790	3,107
18歳未満	397	248	1,119	1,764
合計	1,789	1,173	1,909	4,871

4 精神障害者保健福祉手帳交付状況

平成31年4月1日現在(人)

区分	1級	2級	3級	合計
人数	485	2, 220	1,157	3,862

5 給付等一覧

制度の名称	資格・要件等	金額等	30年度実績
障害者福祉金 （愛の福祉金）	下記(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、引き続き市内に1年以上居住している者（所得制限有） (1) 身体障害者手帳所持者のうち1級から4級までの者 (2) 療育手帳所持者のうちA、B(1)の者 (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	(1)身体障害者（児） 1級年額　30,000円 2級年額　23,000円 3級年額　15,000円 4級年額　10,000円 (2)知的障害者（児） 年額　30,000円 (3)精神障害者（児） 1級年額　30,000円 2級年額　23,000円 3級年額　15,000円 ※重複障害者（児） (1)(2)(3)それぞれ支給	延17,448人
福祉手当 （経過措置）	旧制度廃止に伴う経過措置のため新規申請なし	月額　14,790円	延136人
障害児福祉手当	20歳未満の在宅重度障害児で、施設に入っておらず、市内に住所を有する児童(所得制限有)	月額　14,790円	延3,892人
特別障害者手当	重度障害のため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者で、施設、病院に入っていない市内に居住する者(所得制限有)	月額　27,200円	延6,740人
重度障害者（児） 介護手当	市内に住所を有する身体障害者(児)のうち1級又は2級の身体障害者手帳を所持する者及び知的障害者更生相談所、児童相談所(こども家庭センター）若しくは精神保健福祉センター又は精神科、神経科を主として担当している医師から、重度の知的障害と判定された者で、居宅において6カ月以上常時臥床している者を主として常時介護している者	月額　10,500円	延9,939人

6 相談員事業

令和元年度予算額　2,420千円

身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置し、障害者の相談、指導等を行う。

7 スポーツ大会等参加事業

令和元年度予算額　226千円

兵庫県等により開催される障害者のスポーツ大会への参加を推進する。

8 障害者歯科診療助成事業

令和元年度予算額　12,345千円

一般の歯科医院では診療が困難な障害者の歯科診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成する。

実施施設　姫路市歯科医師会口腔保健センター

診療日時　毎週水・木曜日(但し祝日は休診)　午後2時～5時(予約制)

（月1回全身麻酔実施時　午前9時～12時、午後2時～5時)

9　障害者バス等優待乗車助成事業　令和元年度予算額　障害者バス優待事業　146.460千円

鉄道優待事業　115,385千円

船舶等優待事業　3,723千円

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者に対し、市内区間の一般乗合バスの運賃を無料（一部介護者1名を含む）とする優待乗車証、鉄道（ＪＲ・山陽電車）の乗車カード、船舶(姫路～家島地域間)の優待乗船券のいずれか一つを交付している。

※　重度身体障害者福祉タクシー料金助成制度または障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

10 障害者住宅改造助成事業　令和元年度予算額　5,009千円

身体障害者手帳及び療育手帳を所持する人が属する世帯に対し、住宅改造経費を最高100万円まで助成する。

（ただし、地域生活支援事業住宅改修費の給付対象世帯の場合80万円）

11 在宅重症心身障害者訪問看護利用支援事業　令和元年度予算額　1,310千円

在宅の重症心身障害児(者）で、居宅において継続して療養を受ける必要がある者に係る訪問看護療養費の一部を助成する。

12 訪問診査事業　令和元年度予算額　93千円

歩行困難等のため指定医療機関で受診することが困難な在宅重度身体障害者に対して医師等を派遣して診査を行い、障害者福祉の増進を図る。

13 重度身体障害者福祉タクシー料金助成事業　令和元年度予算額　32,198千円

下肢、体幹または視覚に障害を持つ重度の身体障害者の社会参加を促進し、自立を支援するため、移動手段としてタクシーを利用した場合に、その費用の一部を助成する。

※　障害者バス等優待乗車助成制度または障害者自動車燃料費助成制度の選択者を除く。

14 身体障害者自動車燃料費助成事業　令和元年度予算額　38,216千円

下肢または体幹に障害を持つ重度の身体障害者の社会参加を促進し、自立を支援するため、本人の移動手段として本人または介護者所有の自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成する。

※障害者バス等優待乗車助成制度または重度身体障害者福祉タクシー料金助成制度の選択者を除く。

15 身体障害者補助犬健康管理費等支給事業　令和元年度予算額　60千円

補助犬を使用している身体障害者に、補助犬の健康管理等に要する経費の一部を支給する。

16 障害者福祉施設等運営助成事業　令和元年度予算額　12,137千円

障害者福祉施設の運営の安定化を図るため、その運営にかかる経費の一部を助成する。

17 自立支援等給付事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指した障害福祉サービスの提供に要する費用を支給する

(1) 介護給付　　令和元年度予算額　5,355,248 千円

① 居宅介護（ホームヘルプ）

障害者等に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する援助を提供する。

② 重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者に、居宅における身体介護や家事援助及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な援助を提供する。

④ 行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する知的障害者または精神障害者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護を提供する。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高い障害者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

⑥ 療養介護

医療と常時介護を要する障害者に、主として昼間に、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を提供する。

⑦ 生活介護

常時介護を要する障害者に、主として昼間に、障害者支援施設等で行われる身体介護等必要な日常生活上の支援を行うほか、創作的活動、生産活動の機会を提供する。

⑧ 短期入所(ショートステイ)

介護を行う者の病気その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする障害者に身体介護を提供する。

⑨ 施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に、身体介護を提供する。

⑩ やむを得ない事由による措置費

やむを得ない事由により、障害福祉サービスを利用することが著しく困難である者に対し、必要に応じて、障害福祉サービスの提供を障害福祉サービス事業者に委託する等の措置を行う。

(2) 訓練等給付　　令和元年度予算額　2,484,002 千円

① 自立訓練

障害者に、一定の期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供する。

② 就労移行支援

就労を希望する障害者に、一定の期間、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

③ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する。

④　就労定着支援

就労移行支援等を利用し通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な事業主、その他の者との連絡調整等を行う。

⑤　自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が、居宅における自立した生活を営む上での問題に、一定の期間、巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の援助を行う。

⑥　共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居において、相談、入浴、排泄または食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

(3)　障害児通所支援給付費　　令和元年度予算額　1,183,340 千円

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの提供に要する費用を支給する。

(4)　相談支援給付費　　令和元年度予算額　173,031 千円

障害福祉サービス等を利用する障害者等及び市が必要と認める計画作成対象者に対して、相談支援事業者がサービス等利用計画を作成したとき、また入所施設からの退所や精神科病院から退院するにあたり、地域生活への移行のための入所支援等を行ったときに要する費用を支給する。

(5)　高額障害福祉サービス費　　令和元年度予算額　37,814 千円

同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合や、介護保険サービスを併用する利用者、障害児施設の利用者がいる場合、補装具の購入又は修理した者がいる場合、障害児通所支援と地域生活支援サービスを併用する場合（障害福祉サービスを併用する場合を除く）に、世帯で支払う利用者負担額が高額にならないよう、高額障害福祉サービス費を支給する。

(6)　特定障害者特別給付費　　令和元年度予算額　110,671 千円

①　入所施設等の利用者で、食費・光熱水費を実費負担することにより手元に残る生活費が僅かとなる場合に、補足給付を行い負担額を軽減する。

②　グループホームの利用者に対して、家賃分として 1 人あたり 1 万円を上限に支給する。

(7)　療養介護医療　　令和元年度予算額　79,765 千円

長期入院による医療に加え、常時介護を要する障害者に、看護や機能訓練、医学的管理下における介護、日常生活上の相談支援を提供する。

(8)　自立支援医療　　令和元年度予算額　811,274 千円（更生・育成医療分。精神通院医療は兵庫県負担）

①　更生医療

18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、身体障害を更生するために必要な医療を給付する。

②　育成医療

18 歳未満の児童に対し、身体障害の除去、予防のために必要な医療を給付する。

③　精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者に対し、通院治療を受ける際に必要な医療を給付する

(9)　補装具費給付

①　補装具費　　令和元年度予算額　153,689 千円

障害者、障害児の失われた身体機能などを補うための補装具（義肢、装具、車椅子、歩行補助杖、眼鏡、補聴器等）の交付、借受けまたは修理にかかる費用を支給する。

・身体障害者移動相談

身体障害者更生相談所に行けない障害者向けに、補装具の判定会を姫路市で年3回実施する。

内容　補装具の交付・修理の判定

② 軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業　令和元年度予算額　682千円

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の聴こえの確保と言語発達の支援のため補聴器購入費等を一部助成する。

(10) 共同生活援助利用促進助成事業　令和元年度予算額　35,526千円

グループホームの低所得利用者に対して、家賃から1万円を引いた額の半額(上限月1万5千円)を補助する。

また、グループホームの新設を行う事業者に対して、当該施設の新設に要する経費の一部を補助する。

(11) サービス評価体制等推進事業　令和元年度予算額　4,900千円

障害福祉サービス等のサービスの質の向上・事業所運営の適正化等を図るため、運営状況の調査を行う。

18 地域生活支援事業

(1) 相談支援機能強化事業　令和元年度予算額　57,642千円

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者や介護者等からの相談に応じる場を設け、その運営を相談支援事業者に委託して、相談支援機能の強化を図る。

(2) 障害児等療育支援事業費　令和元年度予算額　2,428千円

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため、訪問や外来による療育相談や指導、事業所への療育技術指導、療育機関に対する支援を行い、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

(3) 地域自立支援協議会経費　令和元年度予算額　1,616千円

協議会及び専門部会において、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関する協議を行う。

(4) 障害者成年後見制度利用支援事業　令和元年度予算額　2,085千円

判断能力に欠ける知的障害者又は精神障害者を保護するため、家庭裁判所が選任した後見人が本人に代わり法律行為等を行う障害者成年後見制度の利用を支援する。

(5) 障害者家族等支援事業　令和元年度予算額　900千円

障害者とその家族等が地域で安心して生活するために、お互いの悩みを共有し、情報交換を行う交流活動に対して助成を行う。

(6) ろうあ相談室設置　令和元年度予算額　2,447千円

ろうあ相談室を設置し、ろうあ者の各種相談に応じる。

(7) 手話通訳者等養成事業　令和元年度予算額　3,764千円

聴覚障害者の生活等について理解し、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者等及び盲ろう者に触手話、指点字等を行う盲ろう者向け通訳介助員に加え、平成31年度より失語症者向け意思疎通支援者を養成する。

(8) 意思疎通支援者派遣事業　令和元年度予算額　8,218千円

聴覚障害者及び音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に、意思疎通支援者を派遣する。

(9) 手話通訳設置事業　令和元年度予算額　1,976千円

市役所本庁に手話通訳者を設置し、聴覚障害者及び音声言語機能障害者の来庁時に通訳を行う。

(10) 要約筆記者等養成事業　令和元年度予算額　1,485千円

聴覚障害者の特徴や福祉制度についてよく理解し、要約筆記や触点字等で聴覚障害者等の社会生活を支援する要約筆記者等を養成する。

(11) 日常生活用具費給付　令和元年度予算額　137,465 千円

原則として在宅重度身体障害者(児) の日常生活上の便宜を図るための用具の購入または借り受けを必要とする者に日常生活用具費を支給する。

(12) 移動支援事業　令和元年度予算額　95,890 千円

屋外での移動が困難な障害者がガイドヘルパーの派遣を受けるにあたり、給付費を支給する。

(13) 地域活動支援センター事業　令和元年度予算額　47,282 千円

障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

(14) 障害者小規模通所支援事業　令和元年度予算額　16,020 千円

施設が連合して運営基盤を強化し、能力向上、経営の安定化を図り、各施設のネットワークを強化するとともに授産品の販売促進を図る。

(15) 福祉ホーム事業　令和元年度予算額　7,096 千円

住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室等の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

(16) 知的障害者宿泊訓練事業　令和元年度予算額　2,730 千円

知的障害者の宿泊による生活訓練を実施している団体に対して、運営経費の一部を助成する。

(17) 訪問入浴サービス事業　令和元年度予算額　11,303 千円

在宅の重度身体障害者の心身機能の維持向上を目的として、介護を要する在宅の身体障害者に対し、訪問入浴サービスを提供する。

(18) 日中短期入所事業　令和元年度予算額　7,836 千円

介護者の病気等の理由により、障害者を短期間入所させて介護サービスを提供する。ただし、宿泊を伴わない一時預かりに限る。

(19) タイムケア事業　令和元年度予算額　25,055 千円

特別支援学校等に在籍する在宅の小学生・中学生・高校生に対し、放課後等の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練を行う。

(20) 知的障害者職親委託事業　令和元年度予算額　1,080 千円

知的障害者に理解ある事業経営者に職親として知的障害者の生活訓練及び技能習得訓練等を委託し、雇用の促進及び職場における定着性を高める。

職親委託者数 1 名 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(21) 障害者週間事業　令和元年度予算額　1,202 千円

障害者週間に合わせ、講演会等の啓発事業を行う。

(22) 知的障害者・障害児社会参加助成事業　令和元年度予算額　1,296 千円

知的障害者・障害児の社会参加等の支援活動を行う団体に助成する。

(23) 障害者ガイドマップ作成事業　令和元年度予算額　400 千円

障害者の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上を図るため、市民参画による福祉マップを作成し、障害者に情報提供する。

(24) 障害者スポーツ・レクリエーション振興事業　令和元年度予算額　691 千円

障害者の健康増進や社会参加の促進を目的に、スポーツ大会を開催する。

(25) 障害者料理講習会事業　令和元年度予算額　280 千円

視覚障害者と聴覚障害者を対象に料理講習会を開催する。

(26) 自動車運転免許取得・改造助成事業　　令和元年度予算額　3,000 千円

① 自動車運転免許取得

交通機関の利用が困難な身体障害者が、自動車を利用することにより生活の向上等が認められる場合に、自ら負担した運転免許取得の経費の 1／2 に相当する額を助成する。(ただし 10 万円以内)

② 自動車改造助成

身体障害者が就労等のため、自ら所有し、運転する自動車を改造する必要がある場合に、その費用を 1 台 10 万円以内で助成する。(所有制限有)

(27) リフトバス利用者助成事業　　令和元年度予算額　314 千円

車いす使用障害者等の団体が社会見学、レクリエーション等の社会活動をするうえで身体障害者用昇降リフト付バスを利用した場合、バス使用料の一部を助成する。(ただし、1 団体 10 万円以内)

(28) 障害者就業促進・安定化事業　　令和元年度予算額　20,605 千円

就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする現に就労している障害者又は就労を希望する障害者に対して行う指導、助言や職場開拓等を通し、地域における障害者の雇用の促進及び職業の安定を図る。

(29) 障害者就労支援・活力創出事業　　令和元年度予算額　1,733 千円

障害者の社会的自立を促進するため、社会資源の有効活用等による就労・雇用支援の充実を図る。

(30) 障害者虐待防止センター事業　　令和元年度予算額　2,223 千円

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

(31) 行動障害支援事業　　令和元年度予算額　8,000 千円

強度行動障害への対応に苦慮する保護者・学校・事業者等に対し、助言・ＯＪＴ等により軽減にあたり、そのノウハウを還元する。

(32) 障害者差別解消推進事業　　令和元年度予算額　1,545 千円

障害者差別解消の推進及び手話の普及を図るため、啓発事業等を行う。

(33) 重度障害者大学修学支援事業　　令和元年度予算額　2,164 千円

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学側が構築するまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供する。

19 心身障害者扶養共済事業自己負担金助成金　　令和元年度予算額　1,854 千円

保護者死亡(重度障害)後の障害者の生活の安定と福祉の増進を図るための共済制度。なお、低所得世帯に対しては 1 口目の掛金の一部を扶助し、県助成とあわせて自己負担をなくしている。

・加入者並びに掛金の減免及び扶助等の状況

区　分	免除率		件数
	県減免	市扶助	
生活保護法により保護を受けている世帯	全額免除	―	0
県市民税を課せられていない世帯	7／10 免除	3／10 扶助	19
県市民税の所得割を課せられていない世帯	3／10 免除	7／10 扶助	7
県市民税の所得割を課せられている世帯	免除なし	扶助なし	63
計	―	―	89

20 重度障害者雇用モデル事業所（アイシーエス姫路市ウエルフェアー株式会社）

重度障害者の雇用モデルとして、市と地域企業による第三セクター方式の企業を設立し、会計システム、福祉システム等の開発・販売などを行っている。

・所 在 地　　飾磨区上野田二丁目 88 番地
・資 本 金　　5,000 万円
・出 資 金　　姫 路 市　　2,400 万円
　　㈱ＩＣＳ　　2,600 万円
・創　　立　　昭和 59 年 10 月
・営業開始　　昭和 60 年 4 月
・社　　員　　障害者 3 名、健常者 1 名
・売 上 高　　153,741 千円（30 年度）
・主力商品　　福祉施設管理システム（財務、栄養管理、給与等）、社会福祉協議会システム、
　　地域福祉システム、福祉情報システム　他

21 総合福祉通園センター「ルネス花北」　　令和元年度予算額　　787,088 千円

障害児の診療、相談、訓練、保育等を総合的に実施して早期療育体制の確立を図るとともに、障害者の地域活動支援センター及び障害福祉サービス施設も包括して、乳幼児期から成人期まで一貫した療育指導や生活支援等を行うことを目的とした障害児・者のための総合福祉施設である。さらに、相談、診療、訓練等、当センターの機能を地域社会に展開することによって、地域福祉の増進を図ることを目的としており、その管理運営は社会福祉法人姫路市社会福祉事業団を指定管理者に指定して行っている。（つくし児童園、白鳥園、発達相談室、重度障害者活動支援センター、発達医療センター花北診療所を除く。）

(1)　つくし児童園（児童発達支援センター）

昭和 36 年 7 月に開設。就学前の発達に遅れがある幼児を対象に週 5 回の単独通園または週 1 回の親子通園にて療育を提供し、集団生活を通して基本的生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、障害児が保育所等での集団生活に適応するために、職員が訪問して専門的な支援を行う「保育所等訪問支援事業」を平成 26 年度から実施している。

利用定員　40 人／日　　平成 31 年 4 月 1 日在籍者　　34 人（男 26 人、女 8 人）
30 年度保育所等延訪問件数　17 件

(2)　白鳥園（児童発達支援センター）

昭和 40 年 4 月 1 日に開設、平成 2 年 4 月 1 日認可。就学前の肢体不自由児を中心に、週 1 回から毎日通園まで個々に応じた頻度で療育を提供し、集団生活を通して基本的生活習慣・遊び・コミュニケーション等への発達支援を行っている。また、平成 24 年度からは、障害児が保育所等での集団生活に適応するために、職員が訪問して専門的な支援を行う「保育所等訪問支援事業」を、令和元年度からは、外出することが著しく困難な障害児に対し、その居宅を訪問し子どもの特性や生活環境に合わせた遊び・コミュニケーション等への発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援事業」を実施している。

利用定員　30 人／日　　平成 31 年 4 月 1 日在籍者　　29 人（男 17 人、女 12 人）
30 年度保育所等延訪問件数　37 件

(3)　発達相談室

来所前や来所初期の段階の親子への支援に重点を置き、発達に難しさを持つ子どもの育ちを促すとともに、ケースワーク、心理相談、外来保育等保護者の心理的な負担の軽減を目指して支援を行っている。また、乳幼児期から学齢期

まで一貫した支援を継続する機能として、平成 27 年 4 月に障害児相談支援事業所「プレール」を設置した。

30 年度ケースワーク相談　1,538 件　　心理相談　4,932 件　　外来保育　1,589 件

「プレール」(基本相談　547 件　　モニタリング　190 件)

(4)　重度障害者活動支援センター(障害福祉サービス事業(生活介護))

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害者を対象に、運動機能の回復や維持を目的としたリハビリ指導や食事介助指導、生活指導を実施している。平成 24 年度より障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行し、生活介護の指定を受けている。

利用定員　15 人／日　　平成 31 年 4 月 1 日在籍者　　13 人(男 6 人、女 7 人)

(5)　発達医療センター花北診療所(診療所)

発達医療センター花北診療所は、既設の花北診療所の機能を拡大させ、発達障害に対する専門医療機関として、診療、リハビリテーション、発達相談などの総合的な支援体制を進めるため、平成 22 年 10 月 1 日に開設された。診療科目は小児科、児童精神科及びリハビリテーション科である。

発達にかかわる相談や診察、てんかんの治療等を行うとともに理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がリハビリテーションや相談を行っている。

30 年度診療報酬請求件数　12,798 件(延件数)

(6)　障害者支援センター(障害福祉サービス事業(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型、生活介護))

平成 29 年 9 月に 3 園(かしのき園、しらさぎ園、しいのみ園) を統合し、開設。障害者を対象に、一般就労への促進や、さまざまな日中活動の場の提供、自立生活を目指すために必要な支援を行っている。障害者総合自立支援法に基づき、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援Ｂ型、生活介護の指定を受けている。

事業名	年度／項目	R 元		
自立訓練	在籍者数	計 4	男 3	女 1
	一日利用定員	15		
就労移行支援	在籍者数	計 2	男 1	女 1
	一日利用定員	10		

事業名	年度／項目	R 元		
就労継続支援Ｂ型	在籍者数	計 40	男 23	女 17
	一日利用定員	40		
生活介護	在籍者数	計 50	男 32	女 18
	一日利用定員	50		

(7)　かしのきの里 (障害福祉サービス事業 (就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援Ｂ型))

昭和 63 年 4 月に開設。障害者を対象に、日々の労働を通して、自活に必要な訓練を行うとともに、自立生活を目指すために必要な援助を行っている。平成 24 年度より障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に移行し、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型の指定を受けている。また、平成 30 年 10 月から就労定着支援事業の指定も受けている。

事業名	年度／項目	R 元		
就労移行支援	在籍者数	計 4	男 4	女 0
	一日利用定員	10		

事 業 名	年度／項目	R 元		
就労継続支援Ｂ型	在籍者数	計 25	男 22	女 3
	一日利用定員	25		

上記施設〔(6)、(7)〕にて実施している授産事業

①　授産種目

陶芸、喫茶、自動車洗車、製菓、古紙・牛乳パック回収、空缶の選別プレス等

② 授産収入状況 (円)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
かしのき園	22,625,160	21,228,027	19,969,738	8,655,343 (※1)	−
しらさぎ園	5,174,417	5,210,353	5,496,646	3,218,992 (※1)	−
障害者支援センター	−	−	−	15,026,492 (※2)	29,615,312
かしのきの里	11,535,724	12,259,678	10,700,835	14,302,793	15,117,822

(※1)平成 29 年 4 月～8 月の計 (※2)平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月の計

(8) 在宅障害者デイ・サービスルーム(地域活動支援センターⅡ型)

平成 2 年 10 月に開設。在宅障害者の方に対して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な文化的、創造的、レクリエーション的活動を行っている。平成 18 年 10 月から地域生活支援事業における地域活動支援センターⅡ型の指定を受けている。

利用定員 20 人／日

30 年度延利用人数 3,245 人

(9) 書写障害者デイサービスセンター(障害福祉サービス事業(生活介護))

平成 3 年 4 月に開設。平成 22 年 3 月 29 日の移転新築に伴い、名称を白鳥自立センターから「書写障害者デイサービスセンター」に変更した。

地域において社会参加が困難な状況におかれている在宅の身体障害者及び知的障害者に対して、その人権を尊重して、その人らしく生きるための社会参加の促進、生活の質の向上等社会的自立を図るために必要な指定障害福祉サービス事業(生活介護)、入浴サービス、送迎サービス、給食サービスを実施し、在宅障害者の福祉サービスの充実を図っている。平成 18 年 10 月から障害福祉サービス事業(生活介護) の指定を受けている。

利用定員 25 人／日

30 年度延利用人数 4,656 人 給食サービス利用延人数 4,448 人

入浴サービス利用延人数 822 人 送迎サービス利用延人数 6,128 人(片道毎に計上)

(10) 広畑障害者デイサービスセンター(障害福祉サービス事業(生活介護))

平成 16 年 5 月に開設。在宅の身体障害者や知的障害者に対して、その人権を尊重して、その人らしく生きるための社会的自立の促進、生活の改善、身体機能の維持・向上を図るため、通所により社会適応訓練や創作的活動を行うほか、入浴、給食、送迎サービスを行っている。平成 18 年 10 月から障害福祉サービス事業(生活介護) の指定を受けている。

利用定員 20 人／日

30 年度延利用人数 3,223 人 給食サービス利用延人数 3,124 人

入浴サービス利用延人数 873 人 送迎サービス利用延人数 4,561 人(片道毎に計上)

(11) 障害者やすらぎルーム(昭和 54 年 4 月 1 日開設)

心身障害児(者) を介護している保護者などに緊急事由(病気・冠婚葬祭等) が発生したとき、一時保護して保護者などの負担を軽減することを目的としている。

利用日時 毎日 9 時～21 時(12 月 28 日～1 月 4 日除く)

30 年度利用件数 313 件 利用料 1 時間 200 円(9 時～17 時)【料金改定予定】

240 円(17 時～21 時)

(12) 障害者体育館(昭和 54 年 4 月 1 日開設、平成 23 年 4 月 1 日建替オープン)

車いす障害者のバスケットボール、卓球、テニスなど障害者にスポーツ活動の場を提供して、生きがいと健康の増

進を図るとともに、スポーツを通じて障害者の交流を図っている。

利用日時　毎日 9 時～21 時(12 月 28 日～1 月 4 日除く)

施設使用料【料金改定予定】

市内在住の障害者		無料
市外 〃	〃	400 円(1 時間)
市内 〃	健常者	800 円(〃)
市外 〃	〃	1,200 円(〃)

冷暖房使用料(1 時間につき) ：300 円　　※　市内在住の障害者は無料

備品使用料：バスケットボール器具　1 回 1 組　500 円

バレーボール器具　〃　500 円

テニス器具　〃　500 円

バドミントン器具　〃　200 円

卓球台（防球ネット付き）1 回 1 台　150 円

※　市内在住の障害者は無料

30 年度利用件数　873 件　　延人数　13,340 人

7 医療費助成制度

1 福祉医療費助成制度

高齢期移行者、重度障害者(児)、母子家庭の母子、父子家庭の父子、乳児、こども等および遺児の医療費の一部を助成し、これら対象者の保健の向上と福祉の増進を図るものである。

(1) 助成対象者

姫路市内に住所があり、各種健康保険の被保険者または被扶養者で次の要件を備えていることが必要。ただし、この福祉医療制度には所得制限がある。〔3 歳未満児については所得制限なし〕

① 高齢期移行者……65 歳以上 70 歳未満で一定の所得以下を基本として、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な人(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)

② 重度障害者(児)……身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する人

③ 母子家庭の母子……母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子であって、民法第 877 条の規定により扶養すべき者である児童を現に監護するもの及び当該監護される児童

④ 父子家庭の父子……配偶者と死別・離婚等をした男子であって、その子である児童を現に監護するもの及び当該監護される児童

⑤ 乳児・幼児等……小学校 3 年生修了までの児童

⑥ こども……小学校 4 年生から中学校 3 年生修了までの児童・生徒

⑦ 遺児……両親の死亡等によりその扶養を受けることができない児童

令和元年度所得制限額表（8 月 1 日現在）

制度	高齢期移行	障害者医療	母子家庭等医療	乳幼児等医療・こども医療
所得制限対象者	本人 (世帯)	本人・配偶者 扶養義務者	母等 (扶養義務者)	保護者 (扶養義務者)
所得制限の内容	「住民税非課税世帯に属し、世帯員全員が所得 0 円であること」又は「住民税非課税世帯に属し、公的年金収入と公的年金収入以外の所得を加えた合計額が 80 万円以下であり、要介護 2 以上であること」 ※経過措置あり	本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税の所得割額(寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除前の税額)の合計額が 23 万 5 千円未満であること	【交付対象：母等及び子の場合】 児童扶養手当の全部が支給される額以下であること（低所得者の場合は児童扶養手当の一部が支給される額以下であること） 【交付対象：子のみの場合】 児童扶養手当の一部が支給される額以下であること	保護者(父・母)又は扶養義務者の市町村民税の所得割額(寄付金税額控除、住宅借入金等特別税額控除前の税額)の合計額が 23 万 5 千円未満であること

(2) 助成の範囲

高齢期移行者……保険診療による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

（一部負担金
総医療費の 2 割
(1 カ月の負担上限：外来 12,000 円、入院含む世帯限度額 35,400 円)
(低所得者軽減あり)）

重度障害者（児）……保険診療による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

（一部負担金（低所得者軽減あり）
・入院：総医療費の 1 割（医療機関ごとに 1 カ月 2,400 円までの負担上限）
・外来：1 回 600 円まで（医療機関ごとに 1 カ月 2 回までの負担上限）

母子家庭の母子又は子、父子家庭の父子又は子、遺児

……保険診療による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

（一部負担金（低所得者軽減あり）
・入院：総医療費の１割（医療機関ごとに１カ月 3,200 円までの負担上限）
・外来：１回 800 円まで（医療機関ごとに１カ月２回までの負担上限））

乳児・幼児等……保険診療による自己負担額

こども……保険診療による自己負担額

(3) 助成状況

高 齢 期 移 行 （平成 29 年６月 30 日までは老人医療）

区分／年度	年度末資格者数（延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	計	
H26	1,816（22,606）	42,834	4,706	47,540	127,905,164
H27	1,862（21,529）	41,505	4,852	46,357	118,443,195
H28	1,751（21,439）	41,268	5,413	46,681	116,584,246
H29	1,337（18,598）	35,279	3,604	38,883	96,463,865
H30	960（13,599）	26,064	1,971	28,035	54,626,992

障 害 者 医 療

区分／年度	年度末資格者数（延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	計	
H26	4,810（57,728）	103,074	6,909	109,983	722,890,022
H27	4,353（54,194）	95,867	7,781	103,648	722,678,704
H28	4,303（52,059）	92,179	7,620	99,799	684,170,928
H29	4,211（51,420）	92,336	7,800	100,136	698,029,681
H30	4,177（50,370）	89,641	7,502	97,143	606,993,191

乳 幼 児 等 医 療

区分／年度	年度末資格者数（延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	計	
H26	43,027（493,826）	606,653	4,069	610,722	853,435,253
H27	43,787（500,825）	646,010	5,023	651,033	1,145,541,647
H28	42,854（496,779）	676,706	5,712	682,418	1,280,161,660
H29	41,968（485,750）	680,617	5,369	685,986	1,280,573,081
H30	40,746（472,182）	661,243	5,539	666,782	1,256,532,259

母 子 家 庭 等 医 療

区分 / 年度	年度末資格者数（延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	計	
H26	9,915（127,908）	101,684	4,464	106,148	235,674,513
H27	5,312（ 80,052）	66,058	3,453	69,511	173,452,280
H28	4,883（ 58,688）	51,272	2,756	54,028	138,851,852
H29	4,525（ 54,530）	49,395	2,576	51,971	136,796,765
H30	4,495（ 52,090）	46,850	2,519	49,369	120,290,773

こ ど も 医 療

① 入院医療

区分 / 年度	助成件数			助成額（円）
	現物給付	現金給付	計	
H26	411	17	428	28,726,619
H27	571	17	588	40,159,942
H28	689	24	713	49,395,159
H29	594	26	620	41,891,665
H30	578	27	605	35,686,169

② 通院医療

区分 / 年度	年度末資格者数（延人員）	助成件数			助成額（円）
		現物給付	現金給付	計	
H26	22,270（270,056）	161,878	5,577	167,455	107,313,346
H27	25,383（292,758）	204,369	7,794	212,163	361,470,411
H28	24,805（300,155）	246,898	9,220	256,118	555,076,312
H29	24,271（293,448）	246,532	9,321	255,853	570,898,946
H30	23,698（287,205）	246,461	8,748	255,209	566,023,938

2 高齢重度障害者医療費助成制度

65 歳以上の重度障害者にかかる医療費の一部を助成することにより、当該重度障害者の負担を軽減し、もって、その福祉の増進と自立助長を図ることを目的とする。

(1) 助成対象者

後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳１級若しくは２級、療育手帳Ａ判定又は精神障害者保健福祉手帳１級を所持する人

所得制限　福祉医療費助成制度の障害者医療の制限額と同額である。

(2) 助成の範囲

後期高齢者医療制度による自己負担額から一部負担金を差し引いた額

一部負担金（低所得者軽減あり）
・入院：総医療費の１割（医療機関ごとに１カ月 2,400 円までの負担上限）
・外来：１回 600 円まで（医療機関ごとに１カ月２回までの負担上限）

(3) 助成状況

区分 / 年度	年度末資格者数（延人員）	件　　数	助　成　額（円）
H26	4,367（52,474）	134,299	396,963,764
H27	4,368（52,506）	135,576	392,610,730
H28	4,401（52,436）	137,237	378,962,067
H29	4,397（52,917）	141,386	399,182,932
H30	4,378（52,631）	143,074	414,387,638

8 そ の 他 福 祉

1 給付等一覧

制度の名称	資格・要件	金額等	平成30年度実績
難病患者等受診支援金 (愛の福祉金)	市内に住所を有する指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者で医療費の自己負担のある者(所得制限有)	年額 1,000～12,000円	1,418人　11,714千円
スモン患者療養費補給金 (愛の福祉金)	市内に居住しスモン患者の認定を受けた者	月額 2,000円	4人　96千円
災害見舞金等	市民で、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な現象又は火事により生じる被害を受けた者	(1)災害の状況による見舞金 5,000～100,000円 (2)弔慰金 50,000・100,000円	全焼　複数世帯　5件 単身世帯　2件 半焼　複数世帯　1件 単身世帯　1件 全壊　複数世帯　0件 単身世帯　0件 半壊　複数世帯　0件 単身世帯　0件 床上浸水 複数世帯　0件 単身世帯　0件 死亡弔慰金　3人

2 姫路市愛の基金

(1) 趣旨

障害者、高齢者、その他要援護者の生活の安定と自立の援護を図る事業等の資金に充てるため、姫路市愛の基金を設置している。

愛の基金積立金(平成30年度末)　1,459,802,266円(2,060件)

(2) 事業

社会的援護を要する方々のうち、特に法外援護を必要とする方に対して、福祉金及び必要な資金を給付し、又は貸し付けることにより、その生活の安定と自立の援護を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

・愛の福祉金　　令和元年度予算額　540,393千円

・愛の福祉事業費　令和元年度予算額　1,729千円

計　542,122千円

3 生活困窮者支援（くらしと仕事の相談窓口）

生活保護申請に至る前の困窮者に対し、早期に困窮状態から脱するための伴走型支援を行っている（生活困窮者自立支援事業)。

(1) 相談人数等

〔相談件数〕

年度	相談者数(実人数)	プラン策定件数 (内再プラン)
H29	583 人 (委託分含む)	240 件 (71 件)
H30	592 人 (委託分含む)	271 件 (90 件)

(2) 年齢別・問題別相談件数

〔年齢別相談件数〕 (平成 30 年度実績)

～ 19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60～ 64 歳	65 歳 ～	不明	左記の男女別			合計
								男	女	不明	
10	45	67	93	127	39	111	100	355	232	5	592

〔問題別相談件数(該当項目複数あり)〕 (平成 30 年度実績)

病気･健康 障害	住まい	収入・ 生活費	債務・ 家計管理	就職活動･ 職場定着	社会的孤立･ 引きこもり･ 不登校	家族･地域･ 人間関係	ＤＶ・ 虐待	その他	合計
349	197	395	154	394	48	203	11	71	1,822

4 福祉相談

高齢者や障害者の法令等の改正に伴い、福祉制度が複雑多岐となっている一方、相談内容も多様化している。これらの種々のニーズにあった福祉サービスや制度の情報提供を行う。

〔相談案内先〕 (平成 30 年度実績)

	障害福祉	福祉医療	介護保険	生活援護室	こども	国　保	年　金	成年後見	後期高齢	その他
人数	232	15	23	41	6	23	8	1	19	106
割合	48.9%	3.2%	4.9%	8.6%	1.3%	4.9%	1.7%	0.2%	4.0%	22.3%

5 婦人相談の実施及びＤＶ相談支援センターの運営

「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(ＤＶ防止法)」に基づく婦人相談等について、相談・指導を行い、これら要保護者の自立更生を図っている。

なお、これまで家庭内の問題、夫婦間等の問題として見過ごされてきた配偶者等からの暴力(ＤＶ)については、ＤＶ防止法の趣旨を踏まえ、被害者が安心して相談できる窓口として、平成 24 年 7 月に配偶者暴力相談支援センター(ＤＶ相談支援センター)を開設し、婦人相談員が被害者の立場に立ったきめ細かな支援を行っている。

平成 30 年度　婦人相談員による相談内容

事　　項	件　数	事　　項	件　数
施設入寮希望	22	家庭問題	88
経済問題（生活費・医療費）	7	暴力団等関係問題	0
職業問題	0	その他	46
結婚・離婚問題	1,043	合　　計	1，207
住宅問題	1	(その内、ＤＶ関係)	(632)

6　社会福祉法人等指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保並びに社会福祉施設等によって提供される福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対して社会福祉法その他関係法令に基づく指導監査を実施している。

また、認可外保育施設については、児童の安全確保等の観点から、同施設に対して児童福祉法に基づく立ち入り調査を行っている。

(1)　社会福祉法人に対する指導監査の実施状況〔平成 30 年度実績〕

監査対象数	監査実施数	文書指摘法人数	文書指摘件数
75	39	34	87

(2)　社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況〔平成 30 年度実績〕　　(平成 31 年 3 月 31 日現在)

区　　分	監査対象数	監査実施数	文書指摘施設数	文書指摘件数
保育所	36	36	11	26
母子生活支援施設	1	1	0	0
幼保連携型認定こども園	34	21	7	10
特定認可外保育施設型認定こども園	3	3	1	1
幼稚園型認定こども園	6	4	4	9
養護老人ホーム	2	1	1	1
特別養護老人ホーム	43	22	7	9
軽費老人ホーム（ケアハウス）	8	2	1	1
障害福祉サービス事業	19	2	2	2
障害者支援施設	9	5	2	2
地域活動支援センター	1	0	—	—
婦人保護施設	1	0	—	—
計	163	97	36	61

(3)　認可外保育施設に対する立入調査の実施状況〔平成 30 年度実績〕　　(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	監査対象数 a	監査実施数 b	監査実施率 b／a (%)	文書指摘施設数 c	文書指摘率 c／d (%)
届出対象施設 (※1)	51	23	45.1	11	47.8
うちベビーホテル (※2)	2	2	100.0	1	50.0
届出対象外施設	31	5	16.1	2	40.0
小規模施設	0	0	—	—	—
うちベビーホテル (※2)	0	0	—	—	—
事業所内施設 (※3)	25	5	20.0	2	40.0
幼稚園併設施設	6	0(※4)	—	—	—
総計	82	28	34.1	13	46.4

※1 届出対象施設とは、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく施設である。

※2 ベビーホテルとは、次のいずれかを常時運営しているものである。

ア　夜 8 時以降の保育

イ　宿泊を伴う保育

ウ　一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合）

※3 事業所内施設とは、事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置している施設又は保育を委託する施設である。

※4 幼稚園型認定こども園に対する実地指導監査として包括的に実施。(平成 30 年度：6 施設)

7　事業所の指定及び指導等

地域主権改革により、平成24年度から介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定、指導及び監査を実施している。

(1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類		事業所数（H31.3末）	平成30年度実地指導等
居宅介護支援		171	31
居宅サービス	訪問介護	164	60
	訪問入浴介護	5	1
	訪問看護	71	10
	訪問リハビリテーション	2	1
	居宅療養管理指導	0	0
	通所介護	104	18
	通所リハビリテーション	1	1
	短期入所生活介護	44	13
	短期入所療養介護	0	0
	特定施設入居者生活介護	11	1
	福祉用具貸与	36	1
	特定福祉用具販売	38	2
介護予防支援		23	10
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	5	1
	介護予防訪問看護	71	10
	介護予防訪問リハビリテーション	2	1
	介護予防居宅療養管理指導	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	1	1
	介護予防短期入所生活介護	44	13
	介護予防短期入所療養介護	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	9	0
	介護予防福祉用具貸与	36	1
	特定介護予防福祉用具販売	38	2
地域密着型（介護予防）サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	1
	夜間対応型訪問介護	0	0
	地域密着型通所介護	107	5
	認知症対応型通所介護	2	1
	小規模多機能型居宅介護	23	5
	認知症対応型共同生活介護	34	7
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	15	4
	看護小規模多機能型居宅介護	2	0
	介護予防認知症対応型通所介護	2	1
	介護予防小規模多機能型居宅介護	23	5
	介護予防認知症対応型共同生活介護	34	7
施設サービス	介護老人福祉施設	34	11
	介護老人保健施設	11	3
	介護療養型医療施設	2	0
	介護医療院	2	0
合　　計		1,173	228

※休止を含み、みなし指定を含まない。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定及び指導状況

サービス種類	事業所数（H31.3末）	平成30年度実地指導等
総合事業訪問介護	160	60
総合事業訪問生活援助	12	2
総合事業通所介護	203	23

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定及び指導状況

サービス種類		事業所数（H31.3末）	平成30年度実地指導等
障害福祉サービス事業	居宅介護	91	8
	重度訪問介護	89	8
	行動援護	8	4
	重度包括支援	0	0
	同行援護	37	5
	療養介護	1	1
	生活介護	47	12
	短期入所	16	7
	共同生活援助	23	3
	宿泊型自立訓練	1	0
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	2	1
	就労移行支援（一般型）	11	3
	就労移行支援（資格型）	0	0
	就労継続支援（A型）	12	1
	就労継続支援（B型）	63	16
	就労定着支援	7	1
障害者支援施設	施設入所支援	9	5
	生活介護	9	5
	就労継続支援（B型）	2	0
	自立機能（機能訓練）	1	0
相談支援事業	計画相談支援	40	14
	地域移行支援	13	6
	地域定着支援	13	6
	障害児相談支援	27	11
地域生活支援事業		113	15
合　　計		635	132

※休止を含む。

8　社会福祉研修　　令和元年度予算額　　3,906 千円(研修厚生センター予算 2,001 千円含む)

社会福祉に関する事業または事務に従事する者(社会福祉事業従事者)の資質を向上し、社会福祉の増進を図ることを目的とし、平成 9 年度より社会福祉研修事業を実施している。

(1) 研修対象者

① 市内の社会福祉事業に従事する職員

② 福祉部局関係の行政職員

(2) 研修体系

① 保育所等児童福祉施設対象：新任保育士研修、中堅保育士研修、テーマを設定した講義等

② 障害、老人福祉施設職員対象：新任職員研修、テーマを設定した講義等

③ 全社会福祉施設職員対象：衛生講習会(食中毒予防・感染症対策)、労務管理研修、 会計研修等

④ 行政職員対象：福祉行政新任研修、社会福祉派遣研修、手話研修

9　姫路市平和資料館

(1) 設置理念

戦争の惨禍と平和の尊さを後世に伝えるため、空襲に視点を置いた資料館を運営し、平和な社会の発展に寄与しようとするもの。

(2) 基本的な性格および事業

① 空襲体験の継承の場として

姫路の空襲による被災等に関する資料、文書、映像等を主体とした展示をする。

② 平和に関する学習・教育の場として

平和教育の場としてこの施設の活用を図るとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さについて啓発する施設とする。

③ 調査・研究機能の場として

展示と資料収集や学習指導などを充実させるための調査・研究機能を整備する。

(3) 施設の概要

① 場　　所　西延末 475（手柄山山上）

② 規　　模　鉄筋コンクリート造 2 階建　延べ 1,139 ㎡

③ 展示室等の構成

・1 階　図書室、常設展示室、ＡＶコーナー、管理施設等

・2 階　多目的展示室、ホール、収蔵庫、会議室等

④ 開館時間　9 時 30 分～17 時(入館は 16 時 30 分まで)

⑤ 休 館 日　毎週月曜日(祝日の場合は翌平日が休館日)、国民の祝日の翌日(土、日、祝日の場合を除く)、年末年始(12 月 28 日～1 月 5 日)

⑥ 入 館 料　一般 200 円、小中学生 50 円(20 人以上の団体は 2 割引)

⑦ 建 設 費　約 6 億 5 千万円

⑧ 開　　館　平成 8 年 4 月 26 日

⑨ 管理運営　姫路市

(4) 特別企画展等の開催　　令和元年度予算額　　10,886 千円

①　春季企画展の開催

姫路空襲の日(6 月 22 日、7 月 3 日)を再確認し、戦争の惨禍と平和の尊さを伝えるため、4 月から 7 月まで春季企画

展を開催する。

② 非核平和展の開催

広島市等の原爆写真パネル等の展示や市内小中学生及び高校生の平和を啓発する絵画等の展示を通し、非核平和都市宣言の趣旨を市民に広くアピールし、平和について考える機会を提供する。

③ 秋季企画展の開催

毎年、10 月 26 日手柄山中央公園の慰霊塔前において、「太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式」が開催されるのに伴い、その日を中心に秋季企画展を開催する。

④ 収蔵品展の開催

毎年、多くの方から寄贈を受けた戦災資料で構成する収蔵品展を開催する。

(5) 利用状況 (人)

年　　度	H26	H27	H28	H29	H30
入 館 者	15,276	21,899	17,770	22,720	15,761

10 姫路市すこやかセンター

「市民の健康づくり」、「高齢者の生きがいづくり」、「子育ての支援」という 3 つの機能を備え、高齢者から子どもまで幅広い世代の保健・福祉ニーズに対応できる福祉施設。

(1) 施設の概要

① 設 置 場 所　市之郷 1006 番地 8

② 開　設　日　平成 14 年 4 月 30 日

③ 構　　造　鉄筋コンクリート造　地上 3 階地下 1 階建

④ 敷 地 面 積　約 6,013 ㎡

⑤ 建 築 面 積　約 3,032 ㎡

⑥ 延床面積合計　約 5,437 ㎡

⑦ 建 設 事 業 費　約 17 億 168 万円

⑧ 施 設 の 内 容

・健康づくり施設(1 階)

市民誰もが各自の年齢や体力に応じて健康づくりに取り組める施設

運動施設や機器の配置だけでなく、効果的な利用方法の指導・助言を行い、高齢者等の介護予防に配慮したサービスプログラムの設定などソフト面を重視した運営とする。

【室別面積】

温水プール　(539 ㎡)［歩行専用コースの設置］

採暖施設　(104 ㎡)［採暖室、ジャグジー、採暖槽等］

トレーニングルーム　(209 ㎡)

運動フロア　(139 ㎡)

リラクゼーションルーム(119 ㎡)等

・老人福祉センター(2 階)

高齢者生きがい活動の支援など、老人福祉センター養寿園の代替施設。

【室別面積】

多目的ホール(322 ㎡)　学習室［洋室 3 室］(153 ㎡)　学習室［和室 3 室］(180 ㎡)

集会室　(141 ㎡)　老人クラブ連合会事務局(110 ㎡) 等

・子育て支援施設(3 階)

子育て中の保護者に対し、総合相談を行うとともに、子育てに関する情報の収集や提供等、各種の子育て支援事業を実施する。

ア　子育て情報相談センター　［子育てに関する総合相談、情報の収集・提供、講演会の開催、子育てサークルの育成・支援、「すこやかひろば」の開設等］

イ　ファミリーサポートセンター［育児の相互支援のための調整］

ウ　子育て学習センター　［指導員による子育て学習］

【室別面積】

事務室・相談室(121 ㎡)　遊戯室(141 ㎡)　一時保育室(76 ㎡)　会議室(109 ㎡)　等

・いきいきグラウンド(別棟)

高齢者の介護予防の観点から、ニュースポーツの普及の拠点施設として、高齢者スポーツを通じ、身体機能の維持・増進を図る施設。

【内　容】

屋内グラウンド(砂入り人工芝) 23.3m×19.0m

トイレ、倉庫、休憩コーナー

(2) 開館時間及び休館日

施　設	開館時間	休館日
1 階　健康づくり施設	9：00～21：00 (日曜日・祝日は 18：00 まで)	水曜日（祝日を除く）
2 階　老人福祉センター	9：00～17：00	水曜日（祝日を除く）
3 階　子育て支援施設	9：00～17：00	土曜日・日曜日・祝日
別館　いきいきグラウンド	9：00～17：00	水曜日（祝日を除く）

・年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）は全館休業

・老人福祉センターの一部といきいきグラウンドは、17：00～21：00 までの一般利用可能（有料）

(3) 利用料金

①　健康づくり施設　【料金改定予定】

施　設	利用券（1 人 1 回）	回数券(利用券 11 枚つづり)	定期利用券（1 人 1 ヵ月）
温水プール	500 円	5,000 円	デイタイム利用 4,000 円 フルタイム利用 5,500 円
トレーニングルーム	500 円	5,000 円	
温水プールとトレーニングルーム	900 円	9,000 円	

・ 16 歳未満、60 歳以上及び障害者の方は、それぞれ半額

・ 温水プールは 3 歳以上(小学 3 年生以下は保護者又は指導者の同伴が必要)、トレーニングルームは 16 歳以上の方が利用可能

・ デイタイム／平日(土曜日・日曜日・祝日を除く毎日）の 9：00～17：00

・ フルタイム／9：00～21：00

②　老人福祉センター

・ 無料(市内に居住する 60 歳以上の方が 9：00～17：00 まで利用する場合)

・ 17：00～21：00 までは､次の施設の一般利用可能

【料金改定予定】

区　　分	使用料（1 時間につき）
多 目 的 ホ ー ル	1,200 円
第　1 学 習 室	200 円
第　2 学 習 室	200 円
いきいきグラウンド	1,000 円

③　駐車場

・ 1 回当たりの料金は 300 円（3 時間までは無料）

(4) 施設の利用状況(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

○ 健康づくり施設（1 階）

開設日数　　306 日

利用者数　　178,458 人（1 日平均　583 人）

施　設　名	施　設　利　用　者　数				
	一　般 (16～59 歳)	高 齢 者 (60 歳～)	障 害 者	子 ど も (3～15 歳)	合　　計
温　水　プ　ー　ル	14,329 人 47 人 12.5%	88,891 人 290 人 77.8%	6,285 人 21 人 5.5%	4,725 人 15 人 4.2%	114,230 人 373 人 100%
トレーニングルーム	12,649 人 41 人 19.7%	48,119 人 158 人 75.0%	3,380 人 11 人 5.3%		64,228 人 210 人 100%
合　　計	26,978 人 88 人 15.1%	137,090 人 448 人 76.8%	9,665 人 32 人 5.4%	4,725 人 15 人 2.7%	178,458 人 583 人 100%

上段：合計人数
中段：1 日平均人数
下段：構成比（%）

○ 老人福祉センター（2 階）

開設日数　306 日（うち、校区登園　218 日）

1　老人福祉センター利用(9：00～17：00)　76,429 人(1 日平均　249 人)

2　貸し館利用(17：00～21：00)　6,216 人(1 日平均　20 人)

計　82,645 人(1 日平均　270 人)

○ 子育て支援施設（3 階）

ア　開設日数　248 日

イ　利用者数

子育て情報相談センター､ファミリーサポートセンター､子育て学習センター利用

30,256 人(1 日平均 122 人)

○ 利用者数総計……291,359 人

(5) 管理運営

ミズノ・神姫バス・WS グループ共同事業体

令和元年度指定管理料　　118,504 千円

11　姫路市総合福祉会館

地域福祉の中核的拠点として、福祉に関する支援を必要とする人への相談支援を行うとともに、地域福祉を支える担い手の交流及び連携を推進し、もって市民の福祉の向上を図るための施設である。

(1) 施設の概要

① 設 置 場 所　　姫路市安田三丁目 1 番地

② 開　設　日　　平成 31 年 4 月 1 日

③ 構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 5 階建

④ 延 床 面 積　　4,852.76 ㎡

⑤ 建設事業費　　約 17 億 3 千万円

⑥ 開 館 時 間　　午前 7 時～午後 10 時

（ただし、会議室・ボランティア活動室の使用時間は、午前 9 時～午後 10 時）

⑦ 休　館　日　　12 月 29 日～1 月 3 日（保守点検等による臨時休館日あり）

⑧ 施設の内容

・福祉相談窓口（2 階～3 階）（月～金曜日〈祝休日・休館日を除く〉受付時間は各窓口に要確認）

高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の福祉の支援を必要とする人への相談窓口

市や保健所、地域の相談窓口などと連携し、「制度の狭間」や一つの窓口では解決しないような困り事の相談に対応する。

窓口名	内容
総合受付	どこに相談に行ったらいいか分からない人のための相談窓口
くらしと仕事の相談窓口	仕事さがしやくらしの中の困りごとなどの相談窓口
成年後見支援センター	成年後見制度の利用相談
障害者相談支援センター「りんく」	障害のある人への総合的・専門的な相談窓口
相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」	障害福祉サービスの利用相談など
職業自立センターひめじ	障害のある人の就業・生活支援
地域包括支援課	地域包括支援センターの支援・調整
こども家庭総合支援室	18 歳未満の子どものいる家庭を対象とした総合的な相談・支援
ぱっそ Kids	主に乳幼児期の発達に関する相談・支援

・福祉情報コーナー（2 階）

福祉に関する情報の収集及び提供や、拡大読書器や音声読み上げ器の貸し出しを行う。

・聴覚障害者の交流スペース（2 階）

主に聴覚に障害をお持ちの方が自由に利用・交流できるスペース

・ボランティア活動室（2 階、4 階）

福祉に関するボランティア活動を行う団体のための活動スペース

・各種団体事務室（2 階～4 階）

市の福祉施策と密接に関連した活動を行う公共的な団体の事務室を設置

団体名	
姫路市身体障害者福祉協会	姫路市精神保健福祉連合会
はりま総合福祉評価センター	姫路市社会福祉事業団
姫路地区手をつなぐ育成会	姫路市社会福祉協議会
姫路市民生委員児童委員連合会	姫路市連合自治会
姫路市保護司会	姫路市婦人共励会

(2)会議室等の使用について

福祉関係者の諸会合のために、大小合わせて 7 室設置。一般利用も可能。

① 利用時間　午前 9 時～午後 10 時

② 申込受付　利用日の 3 カ月前の月の初日～利用日の 3 日前、平日の午前 9 時～午後 5 時まで

③ 基本使用料

・ロビー・交流スペース

施設の区分		使用料（1 時間につき）
ロビー・交流スペース	1 階	200 円
	1 階パントリー	100 円
	5 階	100 円

・会議室

区分	定員	使用料（円）				
		午前	午後 1	午後 2	夜間	全日
		9 時～12 時	13 時～15 時	15 時 30 分 ～17 時 30 分	18 時～22 時	9 時～22 時
第 1 会議室	140 名	2,400	1,600	1,600	3,200	8,800
第 2 会議室	80 名	1,500	1,000	1,000	2,000	5,500
第 3 会議室	45 名	1,200	800	800	1,600	4,400
第 4 会議室	20 名	1,200	800	800	1,600	4,400
第 5 会議室	36 名	900	600	600	1,200	3,300
第 6 会議室	18 名	600	400	400	800	2,200
第 7 会議室	10 名	600	400	400	800	2,200

※会議室 1、2 は壁を取り外して一体的に使用可。

・付属設備等

区分	使用料（1 時間につき）
プロジェクター	300 円
スクリーン	200 円
放送設備	200 円

9 福祉施設一覧

(1) 特定教育・保育施設　　平成 31 年 4 月 1 日現在

種別	設置主体（経営主体）	施設名	〒	所在地	定員（人）	施設設置年月
幼保連携型認定こども園	姫路市	太市こども園	671-2234	西脇 500	60	平 27.4
		山田こども園	679-2112	山田町北山田 109-3	70	平 27.4
		船津こども園	679-2101	船津町 1160-3	80	平 27.4
		的形こども園	671-0111	的形町的形 1540-1	165	平 27.4
		林田こども園	679-4211	林田町六九谷 510-1	80	平 27.4
		砥堀こども園	670-0802	砥堀 1258-2	100	平 27.4
		前之庄こども園	671-2103	夢前町前之庄 2197-5	100	平 29.4
		香呂こども園	679-2151	香寺町香寺町香呂 239-1	210	平 27.4
		安富こども園	671-2401	安富町安志 1193-1	150	平 30.4
	(福)青葉台福祉会	青葉台こども園	679-2132	香寺町須加院 351	60	平 30.4
	(福)勝原福祉会	勝原保育園	671-1213	勝原区宮田 143-3	240	平 27.4
		勝原保育園(分園)	671-1214	勝原区山戸 113-6	15	平 27.4
	(福)クローバー	クローバーこども園	670-0058	車崎一丁目 9-10	165	平 29.4
	(福)こじか保育園	こじかこども園	672-8045	飾磨区中野田四丁目 123	190	平 27.4
	(学)五字ヶ丘学園	五字ヶ丘幼稚園	670-0061	西今宿三丁目 18-30	260	平 27.4
	(福)サン福祉会	サンこども園	671-2245	白鳥台二丁目 28-1	105	平 27.4
	(福)三恵会	三恵城山こども園	671-2121	夢前町宮置 79-2	115	平 27.4
	(福)道心	書写認定こども園	671-2201	書写 2481	205	平 27.4
	(福)夢前福祉会	すごう保育園	671-2134	夢前町菅生澗 705-1	85	平 27.4
		姫路東こども園	672-8014	東山 49-1	105	平 29.4
	(学)姫路顕栄学園	聖ミカエル広畑幼稚園	671-1152	広畑区小松町四丁目 36-1	160	平 27.4
	(福)海向福祉会	専徳寺ひろはた保育園	671-1152	広畑区小松町三丁目 71	105	平 29.4
		専徳寺保育園	671-1132	大津区勘兵衛町二丁目 29	105	平 27.4
		専徳寺保育園 勝原駅前分園	671-1211	勝原区熊見 96-14	30	平 27.4
	(学)船場御坊幼稚園	船場御坊幼稚園	670-0044	地内町 1-1	165	平 27.4
	(福)あいむ	チコハウス山びここども園	671-1102	広畑区蒲田 383-4	230	平 27.4
		チコハウス山びここども園(分園)	671-1121	広畑区東新町三丁目 146-10	30	平 27.4
	(福)八葉福祉会	津田このみ学園	672-8079	飾磨区今在家六丁目 133	185	平 27.4
		津田このみ学園 三宅分園	672-8048	飾磨区三宅一丁目 52	30	平 27.4
	(福)徳栄寺保育園	徳栄寺こども園	671-1261	余部区下余部 464-3	230	平 27.4
	(福)豊富台福祉会	豊富台保育園	679-2122	豊富町御蔭 3278-57	65	平 27.4
	(福)正願寺福祉会	野里こども園	670-0816	威徳寺町 33	105	平 27.4
	(福)萩の友の会	萩学園	679-2123	豊富町豊富 1528-1	305	平 27.4
	(学)日ノ本学園	姫路日ノ本短期大学附属幼稚園	679-2154	香寺町相坂 467	193	平 27.4
	(福)よい子の広場福祉会	姫路ひまわり保育園	671-2202	北夢前台 1 丁目 59	170	平 28.4
		姫路ひまわり保育園(分園)	671-2201	書写 634-50	30	平 28.4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年　月
幼保連携型認定こども園	(福)よい子の広場福祉会	みねあい保育園	671-2242	六角 278-2	130	平 28.4
		みねあい保育園 手柄分園	670-0972	手柄 95	40	平 28.4
幼保連携型認定こども園	(福)姫路前山福祉会	姫路前山保育園	670-0073	御立中五丁目 5-7	145	平 27.4
	(福)広峰福祉会	広峰保育園	670-0892	北平野奥垣内 7-3	195	平 29.4
	(福)ベイカー福祉会	ベイカ	670-0854	五軒邸三丁目 62-2	150	平 27.4
	(福)まるやま福祉会	別所まるやまこども園	671-0224	別所町佐土二丁目 77	105	平 30.4
	(福)宝国洗心会	ほうこく保育園	672-8079	飾磨区今在家 941	90	平 30.4
	(福)保城福祉会	保城こども園	670-0804	保城 694-3	100	平 27.4
		保城さくらんぼこども園	670-0804	保城 402-2	155	平 27.4
	(福)谷内福祉会	みどりこども園	671-0208	飾東町八重畑 1010	95	平 27.4
		みどりこども園(分園)	671-0207	飾東町山崎 49-3	30	平 27.4
		妻鹿みどりこども園	672-8031	飾磨区妻鹿 312	65	平 29.4
	(福)八木保育園	八木保育園	672-8018	木場前中町 46	105	平 27.4
		八木保育園(分園)	672-8023	白浜町甲 337-8	30	平 27.4
	(福)安室保育園	安室保育園	670-0086	田寺三丁目 3-15	160	平 30.4
	(福)やながせ福祉会	やながせ保育園	671-1201	勝原区下太田 571	185	平 25.4
		やながせ保育園 大津みやび野分園	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	30	平 27.4
	(福)東光学舎福祉会	瑠璃こども園	671-1232	網干区大江島寺前町 120-2	250	平 27.4
幼稚園型認定こども園	(学)エンゼル学園	エンゼル学園幼稚園	670-0894	梅ヶ谷町 10-1	210	平 22.4
	(学)山陽学園	しげる幼稚園	670-0984	町坪 125	115	平 23.4
	(学)真愛学園	真愛幼稚園	671-2201	書写 828	210	平 25.4
	(学)宝国学園	真教寺宝国幼稚園	672-8090	飾磨区今在家北一丁目 1	106	平 22.4
	(学)フタバ幼稚園	フタバ幼稚園	672-8057	飾磨区恵美酒 55	125	平 24.4
	(学)兵庫ｶﾄﾘｯｸ学園	マリア幼稚園	671-1242	網干区浜田 816-6	140	平 28.4
保育所型認定こども園	(福)花園福祉会	あかつき保育園	671-0255	花田町小川 524-7	150	平 28.4
	(宗)本柳寺	網干保育園	671-1234	網干区新在家 662	155	平 29.4
	(福)れんげ福祉会	網干れんげ保育園	671-1228	網干区坂出 184	145	平 24.4
	(一社)あゆみ保育園	あゆみ保育園	670-0072	御立東四丁目 6-1	137	平 30.4
	(福)光慧福祉会	うさざき	672-8023	白浜町丙 327-6	95	平 25.4
		うさざき(分園)	672-8023	白浜町丙 468-11	85	平 25.4
	(一社)ＫＥＩこどもえん	ＫＥＩこどもえん	671-1116	広畑区正門通 2 丁目 2-6	145	平 29.4
	(宗)景福寺	景福寺瑞松学院	670-0027	景福寺前 7-1	156	平 31.4
	(福)慈恵福祉会	慈恵保育園	672-8064	飾磨区細江 2102	185	平 29.4
	(福)城見ヶ丘会	城見ヶ丘保育園	670-0885	八代宮前町 19-10	135	平 27.4
	(福)あいむ	チコハウス あおぞら保育園	671-0223	別所町北宿 1308	115	平 30.4
	(株)サーブ	どんぐり保育園	671-0102	大塩町汐咲二丁目 1	100	平 29.4
	(株)のぎ保育園	のぎ保育園	671-1202	勝原区勝山町 133-564	144	平 29.4
	(福)白鷺園	白鷺園保育所	670-0012	本町 121	105	平 30.4
	(福)まるやま福祉会	まるやま保育園	670-0084	東辻井二丁目 5-10	145	平 23.4
	(一社)みどりの会	みどりケ丘幼児園	670-0886	八代緑ヶ丘町 6-26	95	平 29.4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年　月
保育所型認定こども園	(福)みのり保育園	みのり保育園	671-1143	大津区天満 1136	240	昭 45.4
	(株)もく保育園	もく保育園	670-0945	北条梅原町 275	81	平 31.4
	(同)夢のもり	ゆめさき保育園	671-1104	広畑区才 93-2	114	平 28.4
地方裁量型認定こども園	(一社)広畑保育園	広畑保育園	671-1112	広畑区北野町二丁目 59	52	平 28.4
	(個)熊川裕子	ベアズガーデンインターナショナルスクール	670-0081	田寺東二丁目 17-14	55	平 27.3
	(有)子どもライブラリー	幼児学舎子どもライブラリー	670-0086	田寺八丁目 172	120	平 27.4
保育所	姫路市	若草保育所	671-0221	別所町別所 1769-2	110	昭 23.9
		豊富保育所	679-2122	豊富町御蔭 969	120	昭 27.12
		大塩保育所	671-0101	大塩町 2077-5	150	昭 23.7
		めぐみ保育所	672-8057	飾磨区恵美酒 364-2	160	昭 38.5
		飾磨保育所	672-8035	飾磨区中島 1130-6	150	昭 41.6
		伊勢保育所	679-4232	林田町上伊勢 1099-1	30	昭 32.6
		四郷和光保育所	671-0244	四郷町見野 880-1	150	平 18.4
		花田保育所	671-0255	花田町小川 1243-15-1	90	昭 43.5
		高岡保育所	670-0065	上手野 411-1	210	昭 43.6
		中央乳児保育所	670-0056	東今宿五丁目 3-22	90	昭 44.10
		中央保育所	670-0055	神子岡前一丁目 11-29	150	昭 47.4
		城陽保育所	670-0948	北条宮の町 93	180	昭 48.4
		手柄保育所	670-0972	手柄 91	120	昭 49.4
		飾磨西保育所	672-8064	飾磨区細江 699-6	130	昭 51.4
		城東保育所	670-0841	城東町 65-1	100	昭 52.4
		市川台保育所	670-0822	市川台三丁目 11	180	昭 52.4
		高浜保育所	672-8043	飾磨区上野田四丁目 219	150	昭 52.4
		広西保育所	671-1154	広畑区吾妻町二丁目 9-1	120	昭 52.4
		御着保育所	671-0232	御国野町御着 328	70	昭 53.4
		溝口保育所	679-2161	香寺町溝口 576-3	90	昭 51.4
	(福)白鳥会	青山保育園	671-2224	青山西五丁目 8-52	160	昭 55.4
		青山保育園 市役所北分館	670-0940	三左衛門堀西の町 33	45	平 23.4
		白鳥保育園	671-2242	六角 204	120	昭 23.7
		白鳥保育園 八幡分園	671-1107	広畑区西蒲田 91-1	60	平 19.4
		白鳥南保育園	671-2221	青山北一丁目 11-2	60	昭 51.4
		白鳥南保育園 下手野分園	670-0063	下手野二丁目 12-24	30	平 16.4
	(福)糸引保育園	糸引保育園	672-8004	継 479	120	昭 42.4
	(宗)延命寺	延命保育園	671-0232	御国野町御着 954-2	90	昭 35.12
	(福)八葉福祉会	広英保育園	672-8088	飾磨区英賀西町二丁目 33	120	昭 25.9
		やぐら保育園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 82-6	90	昭 56.4
		やぐら保育園 英賀保駅前分園	672-8091	飾磨区英賀保駅前町 74-1	29	平 12.5
	(福)飾東福祉会	飾東保育園	671-0218	飾東町庄 457-1	150	昭 42.4
	(個)名村透	白国保育園	670-0808	白国二丁目 1-47	60	昭 42.5

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年　月
保育所	(宗)浄照寺	白浜保育園	672-8023	白浜町甲 855-4	90	昭 32.4
		白浜保育園(分園)	672-8023	白浜町甲 797-4	29	平 14.4
	(株)須々木工務店	にじいろ保育園	671-0232	御国野町御着 1048-6	21	平 30.4
	(福)子どもの家福祉会	播磨灘保育園	671-1104	広畑区才 850-1	150	昭 41.11
	(福)東山会	東山保育園	671-0245	四郷町明田 858-1	90	昭 42.4
	(福)夢工房	姫路保育園	670-0866	野里堀留町 10-18	120	昭 23.7
		姫路保育園 イーグレ分園	670-0012	本町 68-290	30	平 22.4
	(福)姫路めばえ福祉会	姫路めばえ保育園	670-0012	本町 68	60	平 16.4
	(福)姫路若葉福祉会	姫路若葉保育園	670-0981	西庄甲 367-1	140	昭 42.4
		姫路若葉保育園(分園)	670-0985	玉手 631	30	平 25.4
	(福)めばえ福祉会	広畑めばえ保育園	671-1104	広畑区才 660-7	60	昭 57.4
		広畑めばえ保育園 網干分園	671-1251	網干区垣内北町 1740-4	30	平 19.4
	(福)みのり保育園	みのり保育園	671-1143	大津区天満 1136	240	昭 45.4
	(福)東光学舎福祉会	瑠璃よこはま保育園	671-1254	網干区余子浜 1903-3	110	平 28.11

(2) 児童福祉施設（特定教育・保育施設を除く）

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年 月
母子生活支援施設	(福)白鷺園	白鷺園母子生活支援施設	非公表	非公表	15	昭 23. 3
乳児院	(福)姫路乳児院	ピューパホール	670-0873	八代東光寺町 13-11	30	昭 31.6
	(福)心地	乳児ホームるり	670-0873	八代東光寺町 8-1	15	昭 43.11
児童養護施設	(福)あいむ	アメニティホーム 広畑学園	671-1102	広畑区蒲田 370-1	42	昭 24.11
	(福)心地	児童ホーム東光園	670-0873	八代東光寺町 8-1	40	昭 26.12
	(福)信和学園	ﾊﾟﾙｺﾐｭﾆﾃｨﾊｳｽ信和学園	670-0883	城北新町一丁目 7-31	45	昭 30.8
	(福)夢前福祉会	二葉園	671-2134	夢前町菅生澗 673-1	80	昭 26.2
児童家庭支援センター	(福)あいむ	児童家庭支援センター すみれ	671-1102	広畑区蒲田 370-1	－	平 14.4
児童厚生施設	姫路市(姫路市社会福祉事業団)	飾磨児童センター	672-8064	飾磨区細江 2654	－	昭 56.7
		東児童センター	671-0252	花田町加納原田 813	－	昭 58.3
		面白山児童センター	670-0055	神子岡前三丁目 8-1	－	平 2.10
	姫路市((福)あいむ)	広畑児童センター	671-1116	広畑区正門通一丁目 7-3	－	昭 56.10
	姫路市(神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体)	網干児童センター	671-1253	網干区垣内中町 120	－	昭 57.4
		安室児童センター	670-0081	田寺東二丁目 7-13	－	昭 60.3
		東光児童センター	670-0835	幸町 99-1	－	平元.3
		北児童センター	679-2122	豊富町御蔭 1110-3	－	平 3.4
		灘児童センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁目 520	－	平 11.4
	姫路市(神姫ﾊﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟ共同事業体)	宿泊型児童館	671-2222	青山 1470-24	100	平 4.5
	姫路市	坊勢児童館	672-0103	家島町坊勢 303-3	－	平 4.4
	兵庫県(兵庫県青少年本部)	県立こどもの館	671-2233	太市中 915-49	－	平元.7
障害児通所	(福)あいむ	どんぐりの里	671-1102	広畑区蒲田 1399-1	10	平 24.4
		こすもす	671-0221	別所町別所一丁目 36	10	平 28.4
		どんぐりひろば	671-1102	広畑区蒲田 3-1	10	平 24.10

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年月
障害児通所	(福)よい子の広場 福祉会	障害児通所支援 書写ひまわりホーム	671-2201	書写 634-50	15	平 13.10
		多機能型事業所 手柄ひまわりホーム	670-0972	手柄 95	10	平 25.4
	(有)毬	毬‘N ROLL	679-2101	船津町 5230-33	10	平 19.6
	(株)アミューズ 24	デイサービスあ･み･ず	671-2201	書写 2478	10	平 18.7
	(特非)はなのいえ	NPO法人はなのいえ	671-2221	青山北三丁目 13-8	10	平 17.1
	(有)シオカ	デイサービスシュシュ	671-1224	網干区津市場 780-2	10	平 24.2
	(有)ポラリス	有限会社ポラリス翔 野里	670-0811	野里 390	10	平 24.3
		有限会社ポラリス翔 書写西	671-2244	実法寺 100-1	10	平 25.3
	姫路市	つくし児童園	670-0806	増位新町二丁目 37	40	昭 36.7
		白鳥園			30	昭 40.4
	(特非)あまやどり	放課後等デイサービス あまやどり	670-0083	辻井六丁目 2-3	10	平 25.4
	(特非)姫路子育てサポートセンター	おひさま園	672-8012	白浜町寺家一丁目 125	10	平 25.4
		おひさま園 御着	671-0232	御国野町御着 954-2	10	平 26.4
	(同)リアン	ふれんど	672-8046	飾磨区都倉二丁目 78	10	平 25.7
	(特非)絆の部屋	放課後等デイサービス 事業所かなで	671-2203	書写台三丁目 151	10	平 25.8
	(同)ＴＡＫＵＴＯ	放課後等デイサービス とらいあんぐる	670-0874	八代本町二丁目 4-20	10	平 26.4
	(有)クリーンアドバイス	晴レル家	672-8078	飾磨区英賀乙 68-20	10	平 26.12
	(株)アニマシオン	プレイジム	671-2216	飾磨区英賀宮台 51	10	平 27.4
	(特非)自由空間めにぃ	めにぃのびのび教室	671-2421	安富町長野 281-3	10	平 27.4
	(特非)ゆめ	ゆめクラブ	672-8056	飾磨区御幸 61	10	平 27.4
	(一社)介護予防りぼんの会	児童発達支援事業所 りぼん忍町	670-0917	忍町 102 ナカイビル	20	平 27.4
	(医)野間医院	こども発達支援ｾﾝﾀｰ ポレポレの木	671-1143	大津区天満 191-3	10	平 27.4
	(福)五倫会	オリオン	671-0111	的形町的形 1762-1	10	平 28.2
	(株)絆	放課後等デイサービス 絆宝	671-1203	勝原区丁 513-2	10	平 28.5
	(株)ナカイ綜合事務所	放課後等デイサービス りぼん花影町	670-0047	花影町四丁目 9 クラウンヒルズビラ花影	10	平 28.5
	(株)ふたばこどもセンター	フラープ	671-0234	御国野国分寺 789-3	10	平 28.6
	(特非)The Universe	放課後等デイサービス Rocket	670-0084	東辻井三丁 3-10 ロイヤルステイツ東辻井 103 号	10	平 28.12
	(株)ﾍﾞｽﾄ・ｹｱｰ	はるみ	670-0083	辻井六丁目 8-9	10	平 29.1
	介護福祉サービス(株)	夢門塾ゆうゆう御立	670-0074	御立西二丁目 8-21	10	平 29.2
		夢門塾ゆうゆう網干	671-1221	網干区田井 106-1	10	平 29.4
	(一社)しゆれ	もん	670-0871	伊伝居 20-4	10	平 29.4
	(一社)ﾊﾟｰﾏﾈﾝﾄ・ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞ・ﾏｲﾝﾄﾞ	リチェルカ	671-2201	書写 1019-24 BIN ビル 3F	10	平 29.4
	(同)ｱﾝｼﾞｭｴｰﾙ	放課後等デイサービス スマイルズ	670-0015	総社本町 21 旭ビル 2 階	10	平 29.5
	(特非)生涯学習サポート兵庫	放課後等デイサービス GreenWood	670-0064	東夢前台三丁目 82-2	10	平 29.7
	恵心(同)	Orange	670-0965	東延末二丁目 158 AMC ビル 2 階	10	平 29.8
	イクサス(株)	こどもプラス姫路教室	672-8051	飾磨区清水二丁目 103	10	平 29.11
	(特非)くらぼ	放課後等デイサービス すとっく	670-0965	東延末一丁目 24 F ビルハイツ 203	10	平 30.1
	(有)ほおずき	運動療育支援教室 ほおずき	670-0952	南条二丁目 143	10	平 30.1
	(株)アクロス	ＨＯＰＥおおしお	671-0101	大塩町 292-22 2 階	10	平 30.2
	(株)ひまわり	おひさまきっず 姫路栗山事業所	670-0954	栗山町 6	10	平 30.3
障害児入所	(医)聖ﾌﾗﾝｼｽｺ会	姫路聖マリア病院	670-0801	仁豊野 650	40	平 29.4

(3) 障害者福祉施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
宿泊型自立訓練	(医) 内海慈仁会	さざんくろす	679-2101	船津町 5305-43	12	平 9.4
自立訓練					20	
就労移行支援	姫路市（姫路市社会福祉事業団）	障害者支援センター	670-0804	保城 309-1	15	平 29.9
					10	
	(福) 幸	障害福祉サービス 事業所きらら	671-1145	大津区平松 511	6	平 19.4
	(福) よい子の広場福祉会	書写ひまわりホーム	671-2201	書写 634-50	6	平 15.4
	(福) 愛光社会福祉事業協会	ひかり館	671-2246	打越 530-17	12	平 17.2
	(一社) わーくわくねっと	キャリアサポート センター姫路	670-0962	南駅前町 82 南極ビル 2 階	12	平 26.6
	(株) ＬＩＴＡＬＩＣＯ	LITALICO ワークス姫路	670-0962	南駅前町 96-1 サウスワンビル 2F	20	平 26.7
	姫路市（姫路市社会福祉事業団）	かしのきの里	671-2246	打越 1352-6	10	昭 63.4
	(株) ハンズ	ハンズ姫路	670-0913	西駅前町 88 キャスパビル 203	20	平 28.2
	ウェルビー (株)	ウェルビー 姫路駅前センター	670-0961	南畝町一丁目 3 サンケイビル 1 階	20	平 28.2
	(株) ＭＰＳ	マンパワーサポート姫路	670-0806	増位新町一丁目 8-2 A-110 藤和しらさぎﾊｲﾀｳﾝ A 棟	12	平 29.12
就労継続支援Ａ型	(福) 姫路市社会福祉事業団	あぼしリサイクル事業所	671-1236	網干区網干浜 4-1	20	平 22.4
	(株) ＭＩＫＳ	クローバー	670-0057	北今宿三丁目 12-30	20	平 23.11
	(同) ソレイユ	ひこうき雲	670-0056	姫路市東今宿三丁目 3-16	20	平 25.3
	(株) エグゼ	ワークスペースリーベ	670-0852	国府寺町 18 HatBLD	20	平 25.8
	(特非) 姫路こころの事業団	アースクルーズ	672-8023	白浜町甲 740-101	15	平 25.9
	(株) キャスト	キャスト	672-8021	白浜町宇佐崎中一丁目 251	20	平 25.10
	(一社) アトリエ千異多	レザーランド ＣＩＡＯ Ａ ＴＵＴＴＩ	670-0811	野里 442-1	30	平 25.12
	関西ホワイトサービス (株)	就労継続支援Ａ型 事業所アイリス	671-2212	川西 17-3	20	平 26.7
	(同) アイリス	虹色	670-0946	北条永良町 139	20	平 25.2
	(一社) 光輝会	光輝会姫路事業所	672-8035	飾磨区中島 601-1-2	20	平 28.10
	(特非) 未来計画	未来計画	679-2101	船津町 5262-18	20	平 28.11
	(特非) さふらん	さんご	671-1104	広畑区才 15-12	20	平 29.2
就労継続支援Ｂ型	(福) 愛光社会福祉事業協会	愛光園	671-2246	打越 1100	10	昭 57.4
		三光園	671-2246	打越 1071	10	昭 58.4
		ひかり館	671-2246	打越 530-17	20	平 17.2
	(福) あいむ	緑の基地	671-1102	広畑区蒲田 228	20	平 12.4
	(福) 幸	障害福祉サービス 事業所きらら	671-1145	大津区平松 511	15	平 19.4
	(福) ひびき福祉会	ひびきｄｅほっと	671-0218	飾東町庄 227	20	平 15.4
	(福) 姫路若葉福祉会	若葉福祉作業所	670-0985	玉手 426-2	15	昭 62.4
	(福) よい子の広場福祉会	書写ひまわりホーム	671-2201	書写 634-50	32	平 15.4
	(有) ハッピーベル	ハッピーベル福祉作業所	670-0863	野里東同心町 1-13	11	平 5.11
	(特非) 創作工房ゆう	さをり工房ゆう	670-0948	北条宮の町 109-2	22	平 8.8
	(特非) 出愛いの里福祉会	障がい者支援センター 出愛いの里	670-0871	伊伝居 76-14	23	平 17.4
	(特非) ぱれっと	のじぎく工房	670-0853	大黒壱丁町 3 有川ビル 3-C	15	平 13.8
	(特非) ハレルヤ福祉会	ミルトスの木	670-0822	市川台三丁目 14-33	25	平 15.3
	(特非) 姫路自立生活支援センター	ＣＩＬひめじ りぷるす	670-0808	白国一丁目 2-15 コーポあまの 2 1-2	10	平 12.4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
就労継続支援Ｂ型	㈱非) 余部くすの木工房	余部くすの木工房	671-1261	余部区下余部 475-1	20	平 17.4
	㈱非) はりま福祉会	作業所はりまっ子	670-0012	本町 68 家老屋敷跡便益施設 A-2	20	平 16.4
		しらさぎ作業所	670-0804	保城 663-4 加納ビル 101 号	10	平 12.3
		書写作業所	671-2201	書写 175-11	20	平 20.4
		なごみ	670-0814	野里上野町一丁目 1-6 中津ビル 302 号室	10	平 23.8
		ワークスノバ田寺	670-0086	田寺八丁目 13-46	20	平 23.1
	㈱福) 姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461-3	12	平 17.10
	㈱福) 五倫会	太陽の郷	671-0111	的形町的形 3564	15	平 12.4
	㈱福) 中播福祉会	いちかわ園 ゆめさき分園	671-2103	夢前町前之庄 2203-1	20	平 10.4
	㈱福) さぎ草福祉会	さぎ草会共同作業所	670-0874	八代本町一丁目 15-35	10	平 15.4
		希望のみぎわ	670-0993	千代田町 712-1	10	平 26.12
	㈲) アキツ	ピースフルＪｏｂ	670-0058	車崎一丁目 4-7	48	平 20.6
	㈱非) 香里菜福祉会	障がい者支援事業所 菜の花	679-2152	香寺町行重 188-1	10	平 18.4
	㈱非) 姫路こころの事業団	サンキャッチャー	672-8023	白浜町甲 740-101	15	平 23.5
	㈱公) 兵庫県聴覚障害者協会	はりまふくろうの家	670-0965	東延末二丁目 51 中川ビル１階	18	平 23.2
	㈱非) ラーフ・ウッド福祉会	ラーフ・ウッド	670-0001	河間町 24	25	平 23.4
		ラーフの森	679-2124	豊富町甲丘四丁目 2-2	10	平 27.4
		ラーフ・チャレンジ	670-0802	砥堀 399-8	14	平 30.4
		ラーフ・ファイト	670-0802	砥堀 236-1	10	平 30.4
	㈱非) ハーモニー福祉会	福祉作業所ハーモニー	670-0965	東延末二丁目 107	20	平 22.10
	㈱非) すまいる Himeji	就労継続支援Ｂ型 事業所いくせいの里	670-0973	亀山 305	15	平 22.10
	㈱非) 来楽輪	京口共同作業所	670-0831	城見町 26 城見町プラザ 101	20	平 22.10
	㈱非) 兵庫県腎友会	ワークスペース恵	670-0965	東延末五丁目 13	10	平 23.10
	㈱非) ほほえみの花	みんなの家	670-0827	丸尾町 100-6	10	平 23.10
	㈱非) ありがとう播磨	大津ひかり作業所	671-1143	大津区天満 678	35	平 23.10
	㈱非) 菜の花企画	なのはな	670-0965	東延末一丁目 30	20	平 24.3
	㈱福) 姫路潮会	ぬかちゃん福祉作業所	671-1241	網干区興浜 907-186	15	平 6.4
		ぬかちゃん手柄作業所	670-0972	手柄 195	15	平 27.7
	㈱福) 姫路睦福祉会	真砂園	671-1134	大津区真砂町 28	15	平 3.4
	㈲) コモンシステム	コモンプロジェクト チャレンジ	670-0808	白国一丁目 2-15 コーポあまの２ 1-1	10	平 25.3
	㈱非) くるみ	障害福祉サービス 事業所くるみ	672-8051	飾磨区清水三丁目 34 松岡ハイツ１階１号室	10	平 25.4
	㈱非) イマール	就労継続支援事業所 いま～る	670-0054	南今宿 3-26	20	平 25.4
	㈱非) ゆめ	ゆめ	670-0922	二階町 79 レウルーラ姫路二階町 1F	10	平 26.12
	㈱一社) 夢鹿	プリウス HIMEJI	670-0916	久保町 102	20	平 27.5
	㈱一社) 姫山	障害福祉サービス 事業所桜	671-0234	御国野町国分寺 555-1	20	平 26.10
	㈱非) えんじぇる会	就労継続支援Ｂ型 グリーン	671-1143	大津区天満 984-1	20	平 26.8
	㈱非) 兵庫ﾁｬﾚﾝｼﾞﾄﾞつどいクラブ	チャレンジド舎	670-0965	東延末三丁目 56 ﾎﾃﾙｸﾗｳﾝﾋﾙｽﾞ姫路２階	14	平 27.4
	㈱非) あろは	あろは	670-0971	西延末 402	14	平 27.6
	㈱非) ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ群生海	障害福祉サービス 事業所いずみの森	670-0917	忍町 100	16	平 27.10
	㈱非) 京口スコラ	青年サポート「道助」	670-0857	五郎右衛門邸 63	10	平 27.11

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
就労継続支援Ｂ型	(特非) はなのいえ	花	671-2234	西脇 748	10	平 27.12
	(株) 平田建設	就労継続支援Ｂ型 事業所ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞｸﾙｰ	670-0971	西延末 400-1	20	平 28.4
	姫路市(姫路市社会福祉事業団)	障害者支援センター	670-0804	保城 309-1	40	平 29.9
		かしのきの里	671-2246	打越 1352-6	25	昭 63.4
	(特非)兵庫県若者らの自立を考える連絡会	ひまわりサロン網干	671-1253	網干区垣内中町 31	10	平 28.8
	(特非) やまびこ	障害福祉サービス事業所 やまびこ	671-2222	青山四丁目 11-14	20	平 28.8
	(一社) 文歌舎	ジョニーの家	670-0057	北今宿一丁目 8-20	10	平 29.4
	(一社) フォレスト	ＩＴワークス姫路	670-0936	古二階町 166 富士コンピュータビル	10	平 29.11
	(同) モアナ	就労支援Ｂ型はなはな	670-0825	市川橋通二丁目 4	10	平 29.11
療養介護	(医) 聖ﾌﾗﾝｼｽｺ会	姫路聖マリア病院	679-0801	仁豊野 650	80	平 29.4
生活介護	姫路市（姫路市社会福祉事業団）	広畑障害者 デイサービスセンター	671-1116	広畑区正門通三丁目 2-2	20	平 16.5
		書写障害者 デイサービスセンター	671-2203	書写台二丁目 7-1	25	平 22.3
		障害者支援センター	670-0804	保城 309-1	50	平 29.9
	姫路市	重度障害者 活動支援センター	670-0806	増位新町二丁目 37	15	平 24.4
	(福) 愛光社会福祉事業協会	愛光園	671-2246	打越 1100	50	昭 57.4
		障害者支援施設 三愛園	671-2246	打越 1340-6	53	昭 63.4
		障害福祉サービス事業 三愛園	671-2246	打越 1340-6	20	平 11.4
		三恵園	671-2246	打越 1340-30	38	昭 59.5
		三光園	671-2246	打越 1071	30	昭 58.4
		陽光園	671-2246	打越 530-24	30	昭 60.4
	(福) さくら	夢前リハビリセンター	671-2106	夢前町菅野 796-1	54	平 4.6
	(福) 中播福祉会	香翠寮	679-2163	香寺町土師 365-1	35	昭 55.4
	(福) 姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461-3	80	昭 44.12
	(福)播磨福祉事業会	播磨福祉事業館	671-2234	西脇 1448-4	50	昭 47.4
	(特非)香里菜福祉会	障がい者支援事業所 菜の花	679-2152	香寺町行重 188-1	6	平 18.4
	(特非) 夢のたね	ゆめさき舎	671-2103	夢前町前之庄 736-2	13	平 2.7
	(福)ひびき福祉会	ひびきｄｅほっと	671-0218	飾東町庄 227	14	平 15.10
	(福)姫路若葉福祉会	若葉福祉作業所	670-0985	玉手 426-2	20	昭 62.4
	(福)よい子の広場福祉会	書写ひまわりホーム	671-2201	書写 426-50	22	平 15.4
		多機能型事業所 手柄ひまわりホーム	670-0972	手柄 95	15	平 25.4
	(有)ハッピーベル	ハッピーベル福祉作業所	670-0863	野里東同心町 1-13	9	平 5.11
	(有) ほおずき	ＣＨＩＡＫＩほおずき 姫路辻井	670-0083	辻井一丁目 2-32	20	平 18.2
	(株)アミューズ 24	デイサービスあ･み･ず	671-2201	書写 2478	20	平 18.7
	(特非)姫路自立生活支援センター	ＣＩＬひめじ りぷるす	670-0808	白国一丁目 2-15 コーポあまの２　1-2	6	平 12.4
		ＣＩＬひめじ つばさ工房	670-0917	忍町 45	10	平 11.4
	(特非)ほほえみの花	みんなの家	670-0827	丸尾町 100-6	10	平 23.10
	(福) 姫路潮会	ぬかちゃん福祉作業所	671-1241	網干区興浜 907-186	24	平 6.4
		ぬかちゃん手柄作業所	670-0972	手柄 195	13	平 27.7
	(福)姫路睦福祉会	真砂園	671-1134	大津区真砂町 28	25	平 3.4
		朝日ノ里	671-1204	勝原区朝日谷 46-1	30	平 18.4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
生活介護	(特非) 絆の部屋	絆の部屋	671-2203	書写台三丁目 151	10	平 24.3
	(特非) みんなのいえ	みんなのひろば	671-1226	網干区高田 78-8	20	平 24.4
	(福) 五倫会	姫路暁乃里	671-0111	的形町的形 3558	30	平 15.4
		太陽の郷	671-0111	的形町的形 3564	20	平 12.4
	(福) ゆめさき会	ゆめさきの家	671-2106	夢前町菅野 1784-1	33	平 6.4
		ぶ・るーむ	679-4221	林田町林谷 800-6	6	平 30.3
	(有) ポラリス	有限会社ポラリス悠 野里	670-0811	野里 309-1	10	平 27.5
	(特非) ラーフ・ウッド福祉会	ラーフ・ウッド	670-0001	河間町 24	15	平 25.7
		ラーフの森	679-2124	豊富町甲丘四丁目 2-2	10	平 27.4
		ラーフ・チャレンジ	670-0802	砥堀 399-8	6	平 30.4
	(特非) 知的障がい児者のあそび・せいかつ・しごと支援ﾈｯﾄﾜｰｸ姫路	生活介護支援ネット姫路	670-0932	下寺町 107 シャトー司	12	平 26.6
	(特非) 姫路心身障害市民懇話会	NPO しんしょうこん ケアステーション	671-2245	白鳥台一丁目 26-1	10	平 26.11
	(特非) 出愛いの里福祉会	障がい者支援センター 出愛いの里	670-0871	伊伝居 76-14	12	平 27.6
	(福) 幸	障害福祉サービス事業所 きらら	671-1145	大津区平松 511	6	平 28.4
	(株) 応緑青山	デイサービス オーリョク青山	671-2222	青山一丁目 22-5	10	平 28.4
	(福) 恵愛園	障がい者デイサービス オレンジ姫路	672-8043	飾磨区上野田六丁目 38	10	平 28.4
	(一社) schomojina	スコモジーナ	670-0805	西中島 293-3	10	平 28.7
	(一社) 姫山	障害福祉サービス事業所 桜	671-0234	御国野町国分寺 638-2 A-10 号室	6	平 28.12
	(医) 聖ﾌﾗﾝｼｽｺ会	生活介護まりあ	670-0801	仁豊野 650	10	平 29.4
	(特非) あろは	あろは	670-0966	延末 1	6	平 29.4
	(特非) ハーモニー福祉会	コパン	670-0972	手柄一丁目 81-7	10	平 29.6
施設入所支援	(福) 愛光社会福祉事業協会	愛光園	671-2246	打越 1100	50	昭 57.4
		障害者支援施設 三愛園	671-2246	打越 1340-6	53	昭 63.4
		三恵園	671-2246	打越 1340-30	38	昭 59.5
	(福) さくら	夢前リハビリセンター	671-2106	夢前町菅野 796-1	50	平 4.6
	(福) 中播福祉会	香翠寮	679-2163	香寺町土師 365-1	30	昭 55.4
	(福) 姫路学園	姫路学園	671-0203	飾東町大釜 461-3	70	昭 44.12
	(福) 播磨福祉事業会	播磨福祉事業館	671-2234	西脇 1448-4	50	昭 47.4
	(福) 五倫会	姫路暁乃里	671-0111	的形町的形 3558	30	平 15.4
	(福) ゆめさき会	ゆめさきの家	671-2106	夢前町菅野 1784-1	30	平 6.4
共同生活援助	(福) 恵愛園	オレンジホーム姫路	672-8041	三条町二丁目 35	6	平 20.8
		オレンジホーム姫路Ⅱ			6	平 22.6
		オレンジホーム姫路Ⅲ			4	平 26.6
	(福) 五倫会	チャレンジ	671-0101	大塩町 1977-8 ヌーベルバーグ NADA502 号	6	平 18.10
		チャレンジ 2	671-0101	大塩町 1977-8 ヌーベルバーグ NADA705 号	3	平 19.4
		チャレンジ 3	671-0101	大塩町 399-1 ヴァンヴェール 105 号	1	平 26.7
		チャレンジ 4	671-0101	大塩町 389-4 ルミエール 201 号	1	平 27.11
		チャレンジ砥堀	671-0802	砥堀 1273-5	3	平 27.12
	(特非) 暮らし支援センターかしのき	ほうむ・すまいる	671-2246	打越 24-35	4	平 14.4

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置 年月
共同生活援助	㈱暮らし支援センター かしのき	白国ホーム	670-0808	白国一丁目 5-35	5	平 16.5
		五軒邸ホーム	670-0883	城北新町一丁目 8-46	4	平 14.1
		保城ホーム	670-0804	保城 590-1	3	平 23.8
	㈱アミひめじ	ウェルフェアホーム アミ	670-0887	北平野南の町 3-34	6	平 23.4
		ウェルフェアホーム スール	670-0868	大野町 60	4	平 28.1
	(医)恵風会	けいふう	670-0061	西今宿五丁目 3-8	12	平 9.4
		いこいⅠ	670-0061	西今宿五丁目 3-32	4	平 17.2
		いこいⅡ	670-0061	西今宿五丁目 3-28	6	平 18.3
	(福)幸	ふぁみーゆ	671-1133	大津区吉美 771-6	5	平 24.3
	(福)あいむ	あすなろの家	671-1102	広畑区蒲田 383-2	4	平 18.10
		第二あすなろの家	671-1102	広畑区蒲田 460	4	
	(福)姫路潮会	きらめ樹	671-1241	網干区興浜 907-142	10	平 25.12
		かがや樹				
	(福)姫路睦福祉会	ケアホーム広畑の家１	671-1116	広畑区正門通四丁目 1-6	4	平 26.4
		ケアホーム広畑の家２			4	
	(医)全人会	グループホーム大日寮	670-0811	野里 281-2	10	平 18.10
	㈱いねいぶる	いねいぶる	671-1135	大津区新町一丁目 55 パティオ酒木 201 号、203 号	4	平 17.4
	(有)アキツ	グループホーム ピースフル ONE	670-0058	車崎一丁目 4-7 アキツ自動車 2F	4	平 11.4
		グループホーム ピースフル	670-0058	車崎一丁目 4-13 第２アキツビル	4	平 18.9
	㈱はりま福祉会	ハイツノバ田寺	670-0086	田寺八丁目 13-45	7	平 22.9
		ハイツノバ田寺 プラスアルファ			6	平 22.12
		ハイツノバ伊伝居	670-0871	伊伝居 318-1	8	平 24.4
		ハイツノバ伊伝居 イースト			8	平 25.2
	(福)ひびき福祉会	共同生活援助 ひびき de ほ～む	671-0255	花田町小川 657 県営姫路花田鉄筋住宅１号棟 103 号、104 号	4	平 27.4
	㈱ラーフ・ウッド福祉会	ラーフの郷Ⅰ	679-2124	姫路市豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮒団地９棟 101 号、102 号	4	平 27.9
		ラーフの郷Ⅱ	679-2124	姫路市豊富町甲丘一丁目 1 県営江鮒団地 14 棟 201 号	2	平 27.9
		ラーフの郷Ⅲ	679-2124	豊富町甲丘一丁目１県営江鮒団地 12 棟 101 号、102 号	4	平 29.4
	㈱ハレルヤ福祉会	ひと粒のからし種	670-0822	市川台一丁目 124	5	平 28.4
	㈱はなのいえ	グループホーム はなの家	671-2214	西夢前台一丁目 107	4	平 28.5
	(同)たちばな	グループホームあい	672-8086	飾磨区西浜町一丁目 23-6	5	平 28.8
		グループホームあい 今在家	672-8079	飾磨区今在家三丁目 248	3	平 29.10
	㈱RISE	ＧＨサンライズ	672-8088	飾磨区英賀西町一丁目 60-2	4	平 29.9
	(福)ゆめさき会	ろはうす	671-2106	夢前町茲野 1772-1	5	平 30.3
地域活動支援センター	㈱えんじぇる会	地域活動支援センター えんじぇる	671-1143	大津区天満 984-1	20	平 9.4
	姫路市(姫路市社会福祉事業団)	在宅障害者デイ・サービスルーム	670-0804	保城 309-1	20	平 2.10
	(福)家島福祉会	ゆりかもめの里	672-0101	家島町真浦 2101-41	15	平 16.4
	㈱花咲	地域活動支援センター フレンドリー	670-0805	西中島 81	15	平 10.3
	㈱はりま福祉会	地域活動支援センター みなみまちげんき	670-0912	南町 16 ＩＴＤ南町ビル２Ｆ、３Ｆ	10	平 21.4
福祉ホーム	(医)恵風会	けいふう	670-0061	西今宿五丁目 3-8	40	平 9.4
		そよかぜ			9	平 12.4

(4) 老人福祉施設

種別	設置主体（経営主体）	施設名	〒	所在地	定員（人）	施設設置年月
養護老人ホーム	姫路市（姫路市社会福祉事業団）	ふれあいの郷 養護老人ホーム	679-2101	船津町 3263	150	昭 60.4
	(福) 白鷺園	白鷺園	670-0071	御立北三丁目 17-1	50	昭 23.3
	(福) 夢和福祉会	夢前和楽園	671-2216	飾西 728-3	50	昭 25.11
特別養護老人ホーム	(福)姫路社会福祉事業協会	白鳥園	679-4201	林田町久保 161-2	70	昭 49.4
	(福) 本覚寺苑	山彦ホーム	671-0252	花田町加納原田 155	50	昭 50.4
	(福)姫路東部福祉会	清寿園	671-0219	飾東町豊国 210	50	昭 62.4
	(福)やながせ福祉会	姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 573	50	平元.4
		大津みやび野ホーム	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	70	平 26.4
		第二姫路・勝原ホーム	671-1201	勝原区下太田 201	29	平 21.4
	(福)しらさぎ福祉会	しらさぎの里	679-4213	林田町山田 351-3	70	平 2.4
	(福) 晃寿会	あさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	70	平 5.4
	(福) 清章福祉会	清住園	671-0205	飾東町清住 555	70	平 7.9
	(福) 三光志福祉会	志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	70	平 8.4
	(福)ネバーランド福祉会	ネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	70	平 8.6
	(福) ささゆり会	サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	100	平 8.10
		サンライフ土山	670-0995	土山東の町 9-12	70	平 26.4
		サンライフひろみね	670-0882	広峰一丁目 4-55	29	平 20.4
	(福) みつわ福祉会	キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	50	平 8.12
	(福) 尚紫会	むれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	50	平 9.5
	(福) あかね	銀の櫂	671-1241	網干区興浜 907-202	70	平 12.6
	(福) 敬寿会	しかまの里	672-8030	飾磨区阿成植木 960	70	平 13.6
	(福) 姫路尚歯会	ライフビラ姫路	670-0974	飯田三丁目 44	60	平 14.11
	(福) 幸	なごみの里	671-1133	大津区吉美 780	70	平 15.6
	(福) 再命会	泉の杜	679-2121	豊富町神谷 3041-20	70	平 16.5
	(福) 姫路弘寿会	ライフサポートひめじ	670-0848	城東町竹之門 6	70	平 16.6
	(福) 長和福祉会	こころ広畑	671-1152	広畑区小松町二丁目 66-28	50	平 17.5
	(福)よい子の広場福祉会	書写ひまわりホーム	671-2201	書写 634-198	60	平 17.5
	(福) 家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	60	平 8.4
	(福) 光寿福祉会	光寿園	671-2112	夢前町塩田 118-1	60	昭 55.7
	(福) 宝寿会	夢の里	671-2131	夢前町戸倉 1105-38	70	平 13.7
	(福) 朝日の会	サン・ビレッジ夢前	671-2115	夢前町又坂 405	70	平 17.7
	(福) 朝日の会	サン・ビレッジ姫路	670-0984	町坪 468	70	平 25.4
	(福) 徳宗福祉会	香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	58	平 6.5
		こうろ苑	679-2151	香寺町香呂 55-1	29	平 25.4
	(福) 紫陽会	あじさいホーム	671-2426	安富町植木野 426-64	60	平 6.4
	(福) 仁寿福祉会	星陽	671-0221	別所町別所 1131	50	平 18.5
	(福) 経山会	ゆめさき三清荘	671-2103	夢前町前之庄 4514	70	平 27.4
	(福) 御立会	厚生園	670-0074	御立西四丁目 1-19	29	平 19.8
	(福) 播陽灘	いやさか苑	672-8013	白浜町宇佐崎北一丁目 29	29	平 22.12

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年月
特別養護老人ホーム	(福)慈恵園福祉会	汐里	671-0111	的形町的形 1768-28	70	平 28.2
	(福)白鳥会	あおやま	671-2224	青山西五丁目 8-48	70	平 28.4
	(福)ひめじ福寿会	美郷苑	671-0246	四郷町坂元 44-1	70	平 29.4
		和好苑	670-0948	北条宮の町 131	29	平 24.4
	(福)太鷲会	うさぎ	672-8014	東山 577	29	平 26.4
	(福)恵愛園	オレンジ姫路	672-8043	飾磨区上野田六丁目 38	29	平 28.4
軽費老人ホーム	(福)晃寿会	ケアハウスあさなぎ	672-8023	白浜町乙 836	50	平 5.4
	(福)三光志福祉会	ケアハウス志深の苑	671-0231	御国野町深志野 1430	15	平 8.4
	(福)ネバーランド福祉会	ケアハウスネバーランド	679-2101	船津町 5271-16	24	平 8.6
	(福)ささゆり会	ケアハウス サンライフ御立	670-0072	御立東五丁目 1-1	36	平 8.10
	(福)みつわ福祉会	ケアハウス キャッシル真和	679-2115	山田町西山田 726-1	15	平 8.12
	(福)尚紫会	ケアハウスむれさき苑	671-0247	四郷町東阿保 44	15	平 9.5
	(福)宝寿会	ケアハウス青山苑	671-2222	青山 1470-141	100	平 9.6
	(福)徳宗福祉会	ケアハウス香照苑	679-2132	香寺町須加院 338-506	15	平 6.5
老人福祉センター	姫路市	すこやかセンター(2 階)	670-0943	市之郷 1006-8	−	平 14.4

(5) 婦人保護施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年月
婦人保護施設	(福)姫路婦人寮	姫路婦人寮	非公表	非公表	40	昭 22.2

(6) 介護老人保健施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年月
介護老人保健施設	(医)松浦会	光が丘	671-0234	御国野町国分寺 267	入所 100 通所 30	平 2.8
	(医)芙翔会	愛和ケアホーム	670-0974	飯田三丁目 95-1	入所 77 通所 40	平 3.3
	(医)恵風会	老人ケアセンター緑ヶ丘	670-0061	西今宿五丁目 3-8	入所 94 通所 40	平 3.4
	(医)聖ﾌﾗﾝｼｽｺ会	マリア・ヴィラ	670-0801	仁豊野 650	入所 100 通所 40	平 4.2
	(医)仁寿会	カノープス姫路	671-0221	別所町別所 960-1	入所 100 通所 30	平 9.7
	(医)松藤会	ゆめさき	671-1103	広畑区西夢前台六丁目 56-1	入所 100 通所 40	平 9.9
	(医)真和会	エスコート船場	670-0046	東雲町四丁目 1-20	入所 50 通所 20	平 9.11
	(医)汐咲会	しおさきヴィラ	671-0102	大塩町汐咲一丁目 25	入所 100 通所 60	平 9.12
	(医)五葉会	ハピネス五葉	670-0012	本町 165	入所 77 通所 36	平 10.3
	(医)綱島会	つなしま	670-0074	御立西四丁目 1-25	入所 70 通所 −	平 15.6
	(医)順心会	夢前白寿苑	671-2135	夢前町塚本 77-9	入所 100 通所 50	平 9.3

(7) 地域包括支援センター

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年月
地域包括支援センター	姫路市 ((医)五葉会)	白鷺・琴陵地域包括支援センター	670-0901	西二階町 85	-	-
	姫路市 ((福)姫路市社会福祉協議会)	城乾・東光地域包括支援センター【準基幹】	670-8530	坂田町３(中央保健センター内)	-	-
	姫路市 ((福)ささゆり会)	安室地域包括支援センター	670-0073	御立中四丁目 13-16	-	-
	姫路市 ((医)恵風会)	高岡地域包括支援センター	670-0061	西今宿五丁目 5-30	-	-
	姫路市 (アースサポート(株))	山陽地域包括支援センター	670-0974	飯田 777	-	-
	姫路市 ((福)姫路社会福祉事業協会)	書写・林田地域包括支援センター	671-2246	打越 1075-1	-	-
	姫路市 ((福)しらさぎ福祉会)	大白書地域包括支援センター	671-2216	飾西 728-5(西保健福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 ((福)本覚寺苑)	花田・城山地域包括支援センター	671-0252	花田町加納原田 155	-	-
	姫路市 ((福)清章福祉会)	四郷・東地域包括支援センター	671-0232	御国野町御着 283-15(東保健福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 (姫路医療生活共同組合)	増位・広嶺地域包括支援センター	670-0805	西中島 395-1	-	-
	姫路市 ((福)姫路市社会福祉協議会)	北地域包括支援センター【準基幹】	670-0802	砥堀 428(中央保健センター北分室内)	-	-
	姫路市 ((株)セイフティサービス)	灘地域包括支援センター	672-8021	白浜町宇佐崎中二丁目 520(灘保健福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 ((医)汐咲会)	大的地域包括支援センター	671-0102	大塩町汐咲一丁目 24	-	-
	姫路市 ((福)敬寿会)	飾磨西地域包括支援センター	672-8084	飾磨区英賀清水町一丁目 5-1 (飾磨保健福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ内)	-	-
	姫路市 ((福)姫路市社会福祉協議会)	飾磨地域包括支援センター【準基幹】	672-8064	飾磨区細江 2655 (南保健センター内)	-	-
	姫路市 ((福)姫路市社会福祉協議会)	広畑地域包括支援センター【準基幹】	671-1116	広畑区正門通三丁目 2-2 (西保健センター内)	-	-
	姫路市 ((福)やながせ福祉会)	大津地域包括支援センター	671-1146	大津区大津町一丁目 31-111	-	-
	姫路市 ((福)やながせ福祉会)	朝日地域包括支援センター	671-1201	勝原区下太田 573	-	-
	姫路市 ((福)やながせ福祉会)	網干地域包括支援センター	671-1253	網干区垣内中町 119 (網干保健福祉サービスセンター内)	-	-
	姫路市 ((株)デコ・フォルテ)	家島地域包括支援センター	672-0102	家島町宮 2169(南保健センター家島分室内)	-	-
	姫路市 ((福)光寿福祉会)	夢前地域包括支援センター	671-2103	夢前町前之庄 2160 (夢前事務所内)	-	-
	姫路市 ((福)徳宗福祉会)	香寺地域包括支援センター	679-2144	香寺町中屋 14 (香寺事務所内)	-	-
	姫路市 ((福)紫陽会)	安富地域包括支援センター	671-2401	安富町安志 1151 (安富事務所内)	-	-

(8) その他の施設

種別	設置主体 (経営主体)	施設名	〒	所在地	定員 (人)	施設設置年月
診療所	姫路市	発達医療センター 花北診療所	670-0806	増位新町二丁目 37	-	平 2.4
障害者体育館	姫路市	障害者体育館			-	昭 54.4
障害者一時保護施設	(福)姫路市社会福祉事業団	障害者やすらぎルーム			-	昭 54.4
障害者就業支援事業	(福)姫路市社会福祉事業団	職業自立センターひめじ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 3 階	-	平 9.4
相談支援事業所	(福)姫路市社会福祉事業団	ぱっそ・あ・ぱっそ	670-0955	安田三丁目 1 総合福祉会館 2 階	-	平 25.4
	姫路市	相談支援事業所 プレール	670-0806	増位新町二丁目 37	-	平 27.4
児童相談所	兵庫県	姫路こども家庭センター	670-0092	新在家本町一丁目 1-58	-	昭 23.8
高齢者生活福祉センター	(福)家島福祉会	いえしまホーム	672-0101	家島町真浦 2101-41	5	平 8.4
	(福)紫陽会	あじさい	671-2426	安富町植木野 426-64	10	平 12.4
その他の施設	姫路市(ミズノ・神姫バス・WSｸﾞﾙｰﾌﾟ共同事業体)	すこやかセンター 健康づくり施設(1 階)	670-0943	市之郷 1006-8	-	平 14.4
	姫路市	すこやかセンター 子育て支援施設(3 階)				
	姫路市 ((株)ｴﾇ・ｴｽ・ｱｲ)	夢前福祉センター ぱるむ	671-2103	夢前町前之庄 2160	-	平 20.4
	姫路市	総合福祉会館	670-0955	安田三丁目 1	-	平 31.4

10　福祉計画・施設整備等

1　概要

少子高齢化が進行し、地域社会や家族のあり方が変化しつつある中、市民が住み慣れた地域で安心して生活できる社会をつくるため、各福祉計画を策定し推進するとともに、各計画に基づき社会福祉施設の整備等に取り組んでいる。

2　福祉計画の策定・推進

(1)　姫路市地域福祉計画（第 2 期、計画期間：平成 27 年度～平成 32 年度）

地域に暮らす市民一人ひとりが関わり合い、安心して生き生きと暮らすことができる福祉社会づくりを目指すために策定。

平成 26 年度に第 2 期計画を策定し、さまざまな福祉の担い手の活動範囲（圏域） が重層的につながって、福祉ニーズのあるすべての人を対象にできるような地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域福祉の担い手づくり」、「地域福祉の仕組みづくり」、「地域福祉のまちづくり」の 3 つの基本方針を柱に地域福祉施策を推進している。

(2)　姫路市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）

幼児期の教育・保育や地域における様々な子育て支援の場を拡充するとともに、質の向上を進めることにより、安心して子どもを生み育て、子どもが明るく健やかに育つことのできる都市を目指すために策定。

平成 26 年度に策定した計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の潜在ニーズを含めた量の見込みを示し、計画的に提供体制を確保するなど、子育て支援の充実を図る。

(3)　姫路市障害福祉推進計画（第 5 期、計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）

障害のある人もない人も、共に、自分らしくいきいきとした人生を送ることができる社会（共生社会）づくりを目指すために策定。平成 29 年度に第 5 期計画を策定し、「充実した日常生活の実現」、「社会的自立、社会参加の促進」、「安全安心のまちづくりの推進」の 3 つの基本方針を定め、障害者福祉に関する施策を推進している。

(4)　姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第 7 期、計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）

地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、また支え合いのバトンパスを次世代へとつないでいくことを目指すために策定。平成 29 年度に第 7 期計画を策定し、特別養護老人ホームの整備等の見直しや、地域で高齢者の生活を支える仕組みを充実させるなど、地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みを推進している。

(5)　姫路市ホームレス自立支援実施計画（第 3 期、計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に掲げる目標や、姫路市地域福祉計画の施策に即して策定。ホームレスの自立を支援するための施策、ホームレスに関する問題解決のための施策、ホームレスになることを防止するための施策を柱に、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現を推進している。

(6)　姫路市ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第 2 期、計画期間：平成 29 年度～平成 33 年度）

ＤＶ（配偶者等からの暴力）被害者の相談体制の充実、安全確保、自立支援等のための基本的な取り組みを示すため策定。

関係部署と連携し、ＤＶ被害者への切れ目ない支援に取り組むとともに、ＤＶ予防の為に市民や学校等への啓発を行い、ＤＶを容認しないまちづくりを推進する。

3　社会福祉施設整備

(1)　施設整備

市立認定こども園の整備並びに老朽化している市立保育所の改修等の整備を行うことにより、児童の保育環境の向上と安全の確保を図る。また、老朽化している宿泊型児童館・市立児童センター等の施設及び設備の改修等の整備を行うことにより、のびのびと活動できる子どもの居場所の充実を図る。

令和元年度予算額

・児童福祉施設（保育所・認定こども園）464,200 千円

・児童福祉施設（児童館・児童センター）　2,800 千円

(2)　施設整備助成

民間による障害者福祉施設、児童福祉施設および老人福祉施設の施設整備促進を図るため、施設の新設、改築、大規模修繕等について、整備を行う社会福祉法人等に対し、整備事業に要する経費の一部を助成する。

令和元年度予算額

・老人福祉施設　394,060 千円

・地域密着型サービス拠点　78,405 千円

・児童福祉施設　360,326 千円

(3)　施設整備資金利子補給

施設の整備資金に充てるため、社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金にかかる利子の一部を助成する。

令和元年度予算額

・児童福祉施設　8 カ所　689 千円

・老人福祉施設　2 カ所　178 千円

・障害者福祉施設　3 カ所　218 千円

4　福祉のまちづくり事業の推進

高齢者や障害者を含むすべての人が公共施設等を円滑に利用できるよう、乗り降りしやすいノンステップバス等の導入を促進するとともに、鉄道駅舎のバリアフリー化を促進し、公共交通を容易に利用できる福祉のまちづくりを推進する。

令和元年度予算額

・ノンステップバス等購入助成　4,200 千円

11　災害時要援護者対策

1　概要

平成 23 年の東日本大震災や台風 12 号等の風水害等の経験から、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」への支援が早急に求められていることから、災害時要援護者支援事業や福祉避難所の体制整備を進めている。

2　災害時要援護者支援事業

災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害者等の「災害時要援護者」の把握や、その効果的な避難支援体制の整備を目的に、平成 24 年 6 月から、各地域において自主防災会等で構成する協議会を設立していただき、災害時要援護者台帳の整備等の取組を進めて、災害時要援護者に対する地域ネットワークの構築を図っている。

台帳提出状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

全 72 地区のうち 71 地区から提出

登録者数：10,038 人

【内訳】（※重複あり）

- 高齢者（65 歳以上）　8,859 人
- 要介護・要支援認定者　5,659 人
- 身体障害者手帳所持者　3,152 人
- 療育手帳所持者　613 人
- 精神障害者保健福祉手帳所持者　125 人
- その他　85 人

3　福祉避難所

災害時に、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、公共施設 19 カ所、民間施設 53 カ所の計 72 カ所を福祉避難所に指定している。（平成 31 年 4 月 1 日現在）

また、福祉避難所へのヘルパーの派遣、介護用品等の確保及び要援護者移送に関する協定を締結し、迅速で総合的な対応ができる体制を整えている。

(1)　災害時における福祉避難所に関する協定

災害時に、施設内における福祉避難所用スペースの確保、福祉避難所の開設及び運営、要援護者の受入体制の整備等を要請する。

【協定の相手方】

- 社会福祉法人　41 法人 52 施設（特別養護老人ホーム 40、小規模多機能ホーム 1、軽費老人ホーム 1、障害者支援施設 9、救護施設 1）
- 宿泊施設　株式会社　姫路キヤッスルグランヴィリオホテル
- 兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
- 兵庫県立姫路特別支援学校
- 兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学

(2)　災害時における福祉避難所へのヘルパー派遣に関する協定

福祉避難所開設時に、ヘルパーの派遣を要請する。

【協定の相手方】

・社会福祉法人　姫路市社会福祉協議会

(3)　災害時における福祉避難所への介護用品等の確保に関する協定

福祉避難所開設時に、介護用品等の優先的な確保及び賃借等による提供を要請する。

【協定の相手方】

・株式会社　あっぷる

・株式会社　ゴトウ・アズ・プランニング

・株式会社　ダスキンユニオン　ダスキンレントオール姫路イベントセンター

(4)　災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定

福祉避難所への要援護者の移送を要請する。

【協定の相手方】

・神姫バス　株式会社

〔福祉避難所一覧〕　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

民間施設（53 カ所）			
特別養護老人ホーム（40）	あおやま	特別養護老人ホーム（40）	ライフビラ姫路
	あさなぎ		和好苑
	いえしまホーム	小規模多機能ﾎｰﾑ(1)	いやさか
	泉の杜	軽費老人ホーム(1)	ケアハウス青山苑
	いやさか苑	障害者支援施設(9)	愛光園
	うさぎ		香翠寮
	大津みやび野ホーム		三愛園
	オレンジ姫路		三恵園
	キャッシル真和		播磨福祉事業館
	清住園		姫路暁乃里
	銀の櫂		姫路学園
	光寿園		ゆめさきの家
	香照苑		夢前リハビリセンター
	厚生園	救護施設(1)	ジョイガーデン
	こうろ苑	ホテル(1)	姫路キャッスルグランヴィリオホテル
	こころ広畑	公共施設（19 カ所）	
	サン・ビレッジ姫路	保健福祉サービスセンター(8)	西保健福祉サービスセンター
	サン・ビレッジ夢前		東保健福祉サービスセンター
	サンライフ土山		北保健福祉サービスセンター
	サンライフ御立		灘保健福祉サービスセンター
	サンライフ西庄		飾磨保健福祉サービスセンター
	汐里		西保健センター（広畑保健福祉サービスセンター）
	しかまの里		網干保健福祉サービスセンター
	書写ひまわりホーム		家島保健福祉サービスセンター
	しらさぎの里	特別支援学校(4)	兵庫県立姫路聴覚特別支援学校
	清寿園		兵庫県立姫路特別支援学校
	星陽		兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校
	第二姫路・勝原ホーム		書写養護学校
	なごみの里	障害者福祉施設(3)	障害者体育館
	ネバーランド		書写障害者デイサービスセンター
	白鳥園		広畑障害者デイサービスセンター
	姫路・勝原ホーム	老人福祉センター(2)	すこやかセンター
	むれさき苑		楽寿園
	美郷苑	養護老人ホーム(1)	ふれあいの郷養護老人ホーム
	山彦ホーム	その他(1)	夢前福祉センター
	ゆめさき三清荘		
	夢の里		
	ライフサポートひめじ		

12 保　健　衛　生

1 保健所

地域保健法の施行により、保健所が広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を担うことになり、本市においては平成11年7月、機能強化を図り保健行政の企画調整の機能を併せ持った広域的、専門的かつ技術的拠点とした。

これにより、保健所は本市全域を管轄する専門機関として、保健センター及び分室は総合的な保健サービスの提供機関として、保健福祉サービスセンターは市民に身近な保健福祉サービスを提供する機関として、さらに、検査部門として環境衛生研究所及び食肉衛生検査センターも加え、「健康で安全、快適な市民生活」の確保に努めている。

(1) 姫路市保健所

市民の健康を守る拠点として、保健衛生・生活衛生の向上を図り、乳幼児から高齢者に至るまで、市民のライフステージに応じた生涯にわたる健康づくりを支援するため、各種事業を展開している。

これらの健康づくりに加え、健康危機の発生予防対策や被害の拡大防止などの健康危機管理も行っている。

(2) 保健センター・保健センター分室

地域の特性に対応した、市民の生涯にわたる健康づくりの推進拠点施設で、乳幼児健診・乳幼児健康相談、地域住民の健康相談、保健指導、健康診査、健康教育等の対人サービス、市民の自主的な保健活動の育成等の総合的な保健サービスを提供している。

(3) 保健福祉サービスセンター

保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健サービス及び福祉サービスを一元的に提供することを目的として設置した施設で、保健福祉の情報提供や各種サービスの申請受付など保健福祉に関する窓口サービスを提供している。

(4) 環境衛生研究所

感染症や食中毒に関する病原微生物検査、食品の理化学検査及び細菌・ウイルス検査、環境に関する理化学検査、井戸水等の飲用水検査など、市民や行政から依頼された多岐にわたる検査を実施し、市民の健康と生活環境を守るための科学的データを提供するとともに市民の要望に応えている。

(5) 食肉衛生検査センター

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場(食肉センター) に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施し、食肉の安全性を確保することに努めている。さらに食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の海外輸出に対応した衛生管理体制のもとで実施されるよう助言・指導を行っている。

2 施設の概要

施設名	所在地	構造・規模		建築年月日 開設年月日	建設費
		構造	延面積(㎡)		
姫路市保健所	坂田町3番地	鉄骨鉄筋コンクリート造	10,719.50 (中央保健ｾﾝﾀｰ、中央保健福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ及び食肉衛生検査ｾﾝﾀｰを含む)	H 6.11. 8 S23. 7.10	4,362,600千円
中央保健福祉サービスセンター	坂田町3番地	鉄骨鉄筋コンクリート造	183.70	H 6.11. 8 H 7. 1. 4	－
西保健福祉サービスセンター	飾西728番地5	鉄筋コンクリート造	251.57	H 4. 3.30 H 4.10. 1	62,203千円
東保健福祉サービスセンター	御国野町御着283番地15	鉄筋コンクリート造	581.23	H 9. 3.28 H 9. 4.10	216,614千円
北保健福祉サービスセンター	砥堀428番地	鉄筋コンクリート造	541.49	H15. 3.14 H15. 4. 1	131,051千円
灘保健福祉サービスセンター	白浜町宇佐崎中二丁目520番地	鉄筋コンクリート造	484.06	H11. 3.18 H11. 4.15	145,001千円

施設名	所在地	構造・規模		建築年月日 開設年月日	建設費
		構造	延面積(㎡)		
飾磨保健福祉サービスセンター	飾磨区英賀清水町一丁目5番地1	鉄筋コンクリート造	628.50	H15. 3.14 H15. 4. 1	139,654千円
広畑保健福祉サービスセンター	広畑区正門通三丁目2番地2	鉄筋コンクリート造	164.77	H16. 3.15 H16. 5. 6	49,168千円
網干保健福祉サービスセンター	網干区垣内中町119番地	鉄筋コンクリート造	348.47	H 7. 3.30 H 7. 4. 1	104,838千円
家島保健福祉サービスセンター	家島町宮2169番地	鉄筋コンクリート造	1,136.60	H 4. 2.29 H18. 3.27	569,590千円 (国民健康保険家島診療所を含む)
夢前保健福祉サービスセンター(夢前事務所内)	夢前町前之庄2160番地	鉄筋コンクリート造	70.00	S55.10.31 H18. 3.27	―
香寺保健福祉サービスセンター(香寺事務所内)	香寺町中屋14番地	鉄骨造	78.20	H 6.12. 1 H18. 3.27	―
安富保健福祉サービスセンター(安富事務所内)	安富町安志1151番地	鉄筋コンクリート造	54.89	S58. 5.20 H18. 3.27	―
動物管理センター	東郷町1451番地3	鉄筋コンクリート造	479.44	H 2. 8. 9 S50. 6. 1	219,362千円
中央卸売市場食品衛生検査センター	延末295番地	鉄筋コンクリート造	90.60	S59.11.24 S60. 4. 1	―
中央保健センター	坂田町3番地	鉄骨鉄筋コンクリート造	100.91	H 6.11. 8 H26. 4. 1	―
中央保健センター北分室	砥堀428番地	鉄筋コンクリート造	北保健福祉サービスセンターと同一	H15. 3.14 H26. 4. 1	―
中央保健センター安富分室	安富町安志1151番地	鉄筋コンクリート造	安富保健福祉サービスセンターと同一	S58. 5.20 H26. 4. 1	―
南保健センター	飾磨区細江2655番地	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)	999.69	H22. 9.17 H11. 7. 1	288,155千円
南保健センター家島分室	家島町宮2169番地	鉄筋コンクリート造	家島保健福祉サービスセンターと同一	H 4. 2.29 H26. 4. 1	―
西保健センター	広畑区正門通三丁目2番地2	鉄筋コンクリート造	1,635.13 (広畑保健福祉サービスセンターを含む)	H16. 3.15 H11. 7. 1	470,638千円
環境衛生研究所	坂田町3番地	鉄骨鉄筋コンクリート造	2,356.40	H 6.11. 8 S49. 2. 1	1,293,600千円
食肉衛生検査センター	坂田町3番地	鉄骨鉄筋コンクリート造	370.00	H 6.11. 8 S46. 4. 1	59,000千円 (新検査室整備費)

保健所の組織

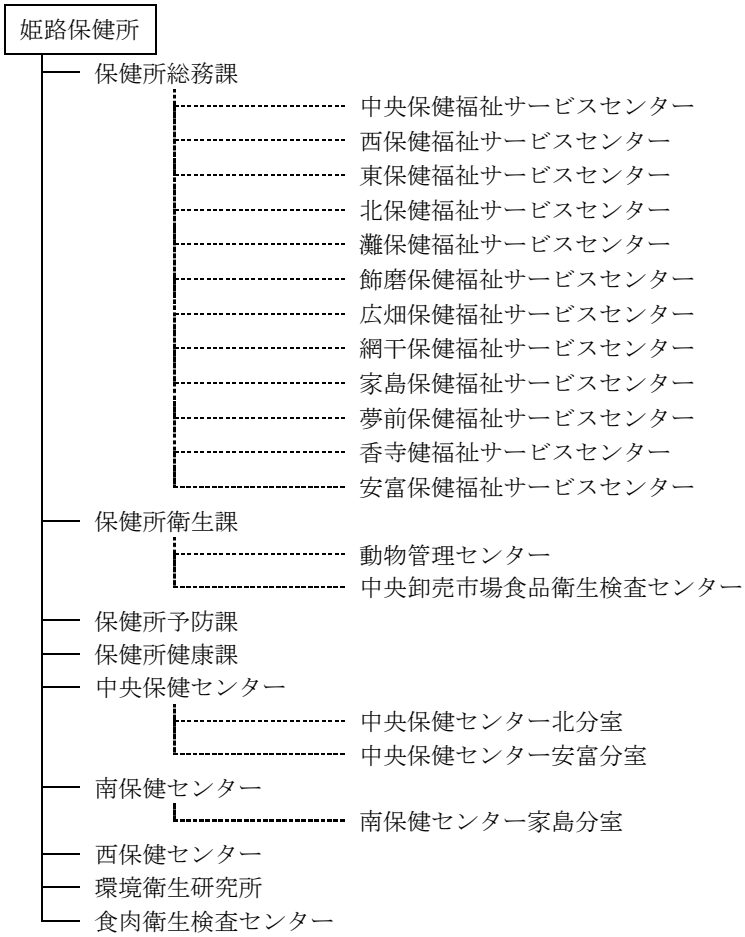

3　公衆衛生

(1)　食品衛生　　令和元年度予算額　　4,173 千円(食品衛生監視室業務費を含む)

食品の安全・安心を確保し、市民の健康の保護を図るため、食品衛生関係施設の監視指導や営業の許可を行うとともに、食品等の収去検査を行い不良食品を排除することに努めている。

また、姫路市の食品流通の起点である中央卸売市場に中央卸売市場食品衛生検査センターを設け、監視指導と試験検査により、衛生的で安全な食品が流通するよう努めている。

食品衛生監視員の活動状況の推移

年　度	許可を要する施設		許可を要しない施設		総数	
	年度末施設数	監視指導延施設数	年度末施設数	監視指導延施設数	年度末施設数	監視指導延施設数
H26	10,428	5,284	2,599	3,174	13,027	8,458
H27	10,496	6,949	2,631	2,637	13,127	9,586
H28	10,544	5,814	2,713	3,051	13,257	8,865
H29	10,597	5,726	2,765	3,515	13,362	9,241
H30	10,646	4,510	2,770	2,350	13,416	6,860

(2) 環境衛生　　令和元年度予算額　2,968 千円

環境衛生関係施設、水道施設、化製場、特定建築物、墓地等について、各法令に基づく許可、確認等を行うとともに、衛生措置基準を遵守するように監視指導を行っている。

環境衛生監視員の活動状況の推移

区分	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	施設数	監視指導延施設数	施設数	監視指導延施設数	施設数	監視指導延施設数	施設数	監視指導延施設数	施設数	監視指導延施設数
興行場	18	13	11	22	12	4	11	3	11	0
旅館	155	227	154	222	154	233	155	257	154	209
公衆浴場	70	129	71	126	68	110	62	133	61	105
理容所	485	101	476	46	471	25	465	14	454	23
美容所	1,054	318	1,085	214	1,127	166	1,147	134	1,162	123
クリーニング所	340	81	328	40	322	43	329	36	327	33
飲料水施設	3,261	114	3,259	44	3,284	48	3,315	90	3,334	48
化製場等	307	14	308	7	308	32	311	25	312	13
墓地等	370	28	373	27	382	59	384	16	385	9
特定建築物	138	21	141	24	140	7	143	20	143	13
遊泳用プール	25	57	26	45	26	45	27	61	27	59
建築物清掃業等	79	10	76	17	78	14	75	45	72	14
コインランドリー	116	54	118	4	127	21	135	21	143	13
温泉利用施設	24	20	24	16	24	5	24	5	24	29
計	6,442	1,187	6,450	854	6,523	812	6,583	860	6,609	691

(3) 狂犬病予防と動物愛護　　令和元年度予算額　33,308 千円

狂犬病予防法による犬の登録・予防注射の実施のほか、動物の愛護及び管理に関する法律と県条例による動物の愛護と終生飼養の啓発を行っている。また、動物取扱業や特定動物(危険な動物)の飼養者に、人と動物に共通する感染症の予防や動物の適正な取扱い等を指導している。

そのほか、飼えなくなった犬・猫の引取りや負傷動物の保護、小学校を訪問して動物愛護を啓発する「動物いのちの教室」や事前に登録・審査した人対象の「犬・猫譲渡会」を行っている。

犬の登録及び予防注射並びに犬・猫の収容等の状況

年度	新規登録頭数	予防注射実施延頭数	捕獲頭数(犬)	返還頭数(犬)	引取頭数		処分頭数(犬)	負傷動物収容(犬、猫、鳥類等)
					(犬)	(猫)		
H26	2,293	21,402	76	30	128	169	45	118
H27	2,528	21,524	39	22	133	239	17	104
H28	2,313	21,333	46	22	197	204	132	115
H29	2,129	21,219	38	13	149	233	102	85
H30	2,406	21,357	29	22	152	295	102	90

※引取頭数には警察引き継ぎを含む

動物管理センター

所在地　　東郷町 1451－3

開設年月日　　昭和 50 年 6 月 1 日(平成 2 年 8 月 10 日改築)

構造および規模　建物延面積　479.44 ㎡　鉄筋コンクリート造　2 階建

建設費　　本館　　219,362 千円

(4)　食肉衛生検査　　令和元年度予算額　　11,433 千円

と畜場法及びその他関連法規に基づき、管内と畜場(食肉センター)に搬入された獣畜に対し、食用に供することができるか検査を実施し、精密な検査が必要な場合は保健所内に設置した検査室内で精密検査を行う。検査で異常が認められた場合には、当該部位を確実に排除し、食肉の安全性を確保することに努めている。さらに食肉センターでの解体作業から食肉処理までが、食肉の海外輸出に対応した衛生管理体制のもとで実施されるよう助言・指導している。

食肉検査頭数　　(頭)

区分／年度	牛	馬	豚	緬羊	山羊	合計
H26	12,149	0	2,034	0	0	14,183
H27	11,766	0	1,540	0	0	13,306
H28	9,547					9,547
H29	17,224					17,224
H30	19,837					19,837

※平成 29 年度はとく(子牛)2 頭を、平成 30 年度はとく 1 頭をそれぞれ含む。牛以外のと畜検査は平成 28 年度より未実施。

食肉衛生検査センター

所在地　　坂田町 3(保健所 4 階・5 階)

開設年月日　　昭和 46 年 4 月(平成 27 年 3 月、食肉センター敷地内(東郷町)から現在地に移転)

新検査室竣工　　平成 30 年 3 月(保健所 4 階・5 階　300 ㎡)

新検査室整備費　59,000 千円

4　疾病予防

(1)　感染症予防　　令和元年度予算額　　1,432,088 千円

平成 11 年 4 月 1 日施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、患者等の人権を尊重しつつ、個々の感染症の予防及び患者に対する良質かつ適切な医療の積み重ねによって、公衆衛生の向上及び推進を図っている。

① 感染症発生届出状況(年次)　　(単位　件)

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
1 類	エボラ出血熱等	0	0	0	0	0
2 類	結核	95	76	76	75	66
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	29	3	12	15	27
	細菌性赤痢	0	0	0	0	1
4 類	レジオネラ菌	2	5	8	6	11
	つつが虫病	1	0	1	0	0
	A型肝炎	0	1	0	6	2
	デング熱	0	0	1	0	1
	日本紅斑熱	0	1	0	1	0
	重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	1	0
	E型肝炎	0	0	0	0	2
5 類	アメーバ赤痢	4	4	5	3	0
	ウイルス性肝炎	1	2	0	1	3
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0	0	1	3
	梅毒	6	5	18	12	27
	破傷風	0	0	0	1	2
	風しん	0	0	0	0	5
	後天性免疫不全症候群	3	3	3	5	1
	急性脳炎	1	1	2	2	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	3	3	2	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	1	3	2	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	11	18	13	26	26
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	2	10	7	7	12
	水痘(入院例)	2	0	1	0	1
	播種性クリプトコックス症	1	0	0	1	3
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	0	2	1
	百日咳　※1					50
	急性弛緩性麻痺　※2					4

※1　平成 30 年 1 月 1 日から全数届出疾患
※2　平成 30 年 5 月 1 日から届出疾患

② 結核予防

感染症法に基づき、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保を図ることを目的として、学校・施設・事業所における結核に係る定期健診等により、患者の発見、結核患者及び家族等の接触者に対する経過観察健診・接触者健診を実施し、さらに結核患者の公費負担を行っている。

ア　定期結核健康診断者数　　(単位　人)

年　度	区　分	間接撮影者数	結核患者
H26	総　数	33,928	1
H27		29,694	0
H28		31,208	0
H29		33,920	0
H30	総　数	36,587	0
	使用者	21,070	0
	学校長	7,162	0
	施設の長	2,952	0
	市長	5,403	0

イ　接触者健康診断者数　（人）

年度	ツベルクリン反応検査			直接撮影者数	ＱＦＴ検査			Ｔ－ＳＰＯＴ検査			喀痰検査者数	被発見者数	
	被注射者数	陰性者数	陽性者数		陰性者数	陽性者数	保留者数 判定	陰性者数	陽性者数	保留者数 判定		結核患者	結核発病の恐れがあると診断された者
H26	8	4	4	306				122	20	11	1	4	15
H27	7	6	1	242				117	3	0	0	0	9
H28	5	3	2	285				140	11	6	4	1	6
H29	6	4	2	287				297	11	2	4	0	4
H30	5	2	3	398				321	13	4	0	0	7

ウ　治療費の公費負担

年　度	一般患者（延べ件数）	勧告入院患者（延べ件数）
H26	1,114	145
H27	748	141
H28	725	143
H29	728	124
H30	701	140

③ 予防接種実施状況

予防接種法で規定されている定期予防接種については、予防接種実施医療機関（市内約 200 カ所）で実施している。また、接種にかかる費用については、Ｂ類の高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種は一部自己負担、それ以外のＡ類は全額公費負担で行っている。

〔定期予防接種化の推移〕

・平成 18 年 4 月　麻しん風しん予防接種 1 期（1 歳～2 歳）、2 期（就学前）

・平成 20 年 4 月　麻しん風しん予防接種 3 期（中学 1 年生相当）、4 期（高校 3 年生相当）
（ただし、5 年間の限定のため平成 24 年度で終了）

・平成 24 年 9 月　ポリオ不活化ワクチン予防接種（0 歳～7 歳半未満）

・平成 24 年 11 月　四種混合ワクチン（0 歳～7 歳半未満）

・平成 25 年 4 月　ＨＰＶ（中学 2 年生～高校 1 年生相当）、Ｈｉｂ（0 歳～5 歳未満）、小児用肺炎球菌（0 歳～5 歳未満）（ただし、平成 23 年 1 月から子宮頸がん予防接種等ワクチン接種緊急促進事業として実施）

・平成 26 年 10 月　水痘予防接種（1 歳～3 歳未満）、高齢者肺炎球菌予防接種（65 歳※）
（※平成 26～31 年度は 65、70、75、80、85、90、95、100 歳になる日の属する年度）

・平成 28 年 10 月　Ｂ型肝炎予防接種（1 歳未満）

（人）

区分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A類	ＢＣＧ		4,623	4,684	4,496	4,328	4,181
	不活化ポリオ	1期	3,407	236	466	236	80
	四種混合	1期初回	14,180	13,064	13,442	13,064	12,627
		1期追加	4,263	4,550	4,786	4,550	4,327
	三種混合	1期初回	37	0			
		1期追加	814	12			
	二種混合	1期	0	0	0	0	0
		2期	3,266	3,201	3,193	3,201	3,555
	麻しん・風しん混合	1期	4,755	4,264	4,554	4,264	4,346
		2期	4,873	4,669	4,613	4,669	4,593
	日本脳炎	1期初回	10,968	10,052	9,347	10,052	9,764
		1期追加	5,613	4,607	4,648	4,607	5,214
		2期	2,647	3,562	3,540	3,562	4,491
	ＨＰＶ		192	215	62	117	147
	Ｈｉｂ		19,175	18,617	18,086	17,367	16,780
	小児用肺炎球菌		19,098	18,709	18,070	17,388	16,850
	水痘		11,715	10,834	9,043	8,471	8,449
	Ｂ型肝炎				7,472	13,102	12,434
B類	高齢者インフルエンザ		67,927	65,864	68,725	67,598	69,564
	高齢者肺炎球菌		13,734	11,622	12,451	12,997	11,749

(2) 難病対策事業　　令和元年度予算額　2,186千円

在宅で暮らす難病患者をとりまく、地域の医療・保健福祉の充実や関係機関の連携の実現に向けた支援を行っている。

① 患者会支援事業

在宅で暮らす難病患者で組織された患者会(姫路市難病団体連絡協議会)の運営を支援している。

ア 難病交流会　各難病患者会相互の情報交換と交流を行っている。

イ 疾患別患者交流会　患者会会員同士で情報交換・交流を行っている。

ウ 難病学習会　より良い療養生活の実現に向けて、疾患・制度について学んでいる。

② 相談事業

市内の難病患者及びその家族を対象に療養上の不安や治療等について相談できる場を提供している。

ア 難病相談　医師等による医療相談や患者会によるピアカウンセリングを行っている。

イ 難病相談会(医療・教育・福祉・生活相談)

専門医による医療相談や福祉・教育等の相談に対応している。

③ 啓発・研修事業

難病患者や難病患者に関わる専門職及び一般市民の、難病への理解を促すとともに、在宅で暮らす難病患者を支援する専門職のケアの質の向上を目指して実施している。

ア 難病講演会　在宅で暮らす難病患者をとり巻く様々なテーマについて学んでいる。

イ 専門職向け難病学習会　専門職の資質向上を図る講演会を開催している。

④ 骨髄バンク事業

白血病等の治療に有効な骨髄移植の推進のために、登録推進にかかる普及啓発活動及び骨髄提供者を募る集団登録会を実施している。

5　精神保健福祉事業

令和元年度予算額　　7,215 千円

保健所では、地域精神保健福祉活動の第一線の機関として、市民の「心の健康」の保持・増進を図るとともに、疾患に対する理解の啓発や精神障害者が住み慣れた身近な地域でそれぞれの状況に応じた医療・介護・福祉・生活支援・就労支援等の総合的な支援が受けられる体制が構築できるよう、関係機関との連携を強化し、心の健康づくりや自殺予防に取り組んでいる。

(1)　精神保健福祉相談事業

精神疾患の正しい知識の普及、精神障害者の早期治療・再発防止や社会復帰を支援する。専門医によるこころの健康相談、精神保健福祉相談員・保健師による電話・面接・訪問、断酒会員等を交えてのアルコール問題相談等を行っている。

年　度	総数	面接		医師相談（再掲）		訪問		電話・メール
	延人員（人）	実人員（人）	延人員（人）	回数（回）	延人員（人）	実人員（人）	延人員（人）	延人数（人）
H26	5,816	539	932	36	142	461	1,581	3,303
H27	5,392	507	831	36	149	442	1,853	2,708
H28	5,689	445	800	36	103	419	1,982	2,907
H29	4,933	500	786	36	87	444	1,829	2,318
H30	5,671	417	721	36	85	493	2,126	2,824

(2)　自殺対策事業

国の自殺対策基本法・自殺総合対策大綱に基づき、姫路市自殺対策計画として平成 30 年度に「ひめじ・いのち支え合いプラン」を策定した。計画に沿って市民、行政、事業主等が一体になって自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりが命の大切さや自殺に対する理解ができるよう支援するため、市民、関係者を対象に自殺対策講演会等の開催や関係機関等と連絡会議により連携を図っている。

年　度	普及啓発講演		人材育成研修		関係機関連絡会議（回）			
	回数（回）	参加延数（人）	回数（回）	参加延数（人）	庁内	庁外	中播磨健康福祉事務所	アルコール問題連絡会議
H26	3	630	6	165	1	1	1	2
H27	3	590	4	210	1	1	1	2
H28	3	582	13	716	1	0	2	1
H29	5	726	8	352	1	1	2	0
H30	5	593	8	340	2	3	1	0

6　母子保健事業

母子保健サービスの基礎である母子保健法及び児童福祉法・発達障害者支援法に基づき母性と乳幼児の健康保持増進のために、思春期出前授業、妊娠・出産包括支援事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、乳児健診、1 歳 6 カ月児健診、2 歳児歯科健診、3 歳児健診、7 カ月児の健康相談の他、妊産婦・乳幼児の相談及び家庭訪問を実施している。また乳幼児健診等で面接し、心身の発達上注意を要すると認められた者については、発達クリニック、心理相談、育児教室等を開設し適切な助言指導を行っているほか、不妊に悩む方への特定治療支援事業、不育症治療支援事業、妊婦健康診査費助成事業、離島妊婦交通費助成事業、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患等医療の給付事業を実施している。

(1)　思春期出前授業

令和元年度予算額　　217 千円

目　　的　　思春期を迎える中学生が、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるとともに自尊感

情を高め、自分を大切にする心を育てることを目的とする。

対　　象　　市内中学校に在籍する生徒

実施内容　　中学校１年生：命をつなぐ大切なからだ

こころとからだの変化

自分を大切にするということ（健康なからだ、予防接種の説明）

中学校３年生：性感染症のはなし（感染経路、予防方法）

自分のからだを大切にしよう

従 事 者　　保健所の医師、保健師、保健センター等の保健師

実　　績

年度	１年生		３年生		その他（特別支援学校等）		合計	
	回数（回）	参加者（人）	回数（回）	参加者（人）	回数（回）	参加者（人）	回数（回）	参加者（人）
H26	38	5,508	37	5,511	6	435	81	11,454
H27	38	5,376	37	5,621	8	652	83	11,649
H28	38	5,207	38	5,404	11	837	87	11,448
H29	38	4,961	38	5,276	9	619	85	10,856
H30	38	4,833	38	4,974	9	578	85	10,385

(2)　不妊に悩む方への特定治療支援事業　　令和元年度予算額　　128,080 千円

目　　的　　医療保険が適用されず高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療費を、一部助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

対　　象　　特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦（所得制限あり）

実施内容　　指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用に対し、1 回の治療につき 1 回目は 30 万円まで、2 回目以降は 15 万円まで助成する。ただし、凍結胚の移植など治療方法によっては助成回数に関わらず 7 万 5 千円を上限とする。また、特定不妊治療（凍結胚の移植を除く）の過程の一環として男性不妊治療の手術を行った場合は、1 回目は 30 万円まで、2 回目以降は 15 万円まで上乗せして助成する。

初めて助成を受けた際の治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満の場合は通算 6 回までとし、40 歳以上 43 歳未満の場合は通算 3 回までとする。43 歳以上の場合の助成はなし。

実　　績

年度	助成件数	
	実件数	延件数
H26	436	728
H27	425	693
H28	416	690
H29	441	755
H30	393	626

(3)　不育症治療支援事業　　令和元度予算額　　793 千円

目　　的　　不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療を受ける者の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない医療費の一部を助成する。

対　　象　　2 回以上の流産や死産、早期新生児死亡などの既往があると医師に診断され、不育症治療等を受けた

法律上の婚姻をしている夫婦(所得制限あり)

実施内容　医療機関で受けた医療保険適用外の不育症に係る検査及び治療に要する費用の2分の1を助成する。

治療開始時の妻の年齢が43歳未満で、一年度の医療費等について1回の助成回数とし、通算助成回数の制限はなし。

実　績

年度	助成件数
H28	1
H29	4
H30	2

(4) 妊婦健康診査費助成事業　令和元年度予算額　386,079千円

目　的　安心して妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減することで定期的な健診受診を促進する。

対　象　姫路市に住所を有する妊婦

実施内容　1回の妊婦健康診査費で上限15,000円を1回、上限10,000円を2回、上限5,000円を11回の計14回と、妊婦健康診査と同時実施する子宮頸がん検診費上限3,500円(1回分)を限度に助成する。

実　績

年度	助成延件数
H26	60,282
H27	57,645
H28	55,714
H29	53,573
H30	51,515

(5) 妊娠・出産包括支援事業　令和元年度予算額　26,381千円

目　的　妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合相談支援を実施する。

実施内容　① 利用者支援事業「母子保健型」(母子保健総合相談支援事業)

母子健康手帳交付時に全ての妊婦に面接し、制度の情報提供と相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関と協力し支援プランを作成、対象者に応じた支援を実施

② 産後ケア事業

出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子に対し、「宿泊型」「通所型」「訪問型」による心身のケアや育児のサポート等の支援を実施

③ 利用者支援事業「基本型」(子育て世代包括支援事業)　※平成29年度より開始

総合的相談支援の拠点として、保健センター等 4 カ所に利用者支援員を配置し、母子保健と子育て支援の両面から子育て世代を支援

④ 親子歯科保健事業　※平成29年度より開始

妊婦及び産後1年3カ月までの母子に対し、歯科健診及び児の歯科相談による継続的な歯科保健対策を実施

実　績

① 利用者支援事業「母子保健型」

年度	面接対象者数	母子健康手帳 新規届出	転入者 助成券申請	本人面接数	面設率 (%)
H26	5,243	5,011	232	5,074	96.8
H27	4,919	4,732	187	4,767	96.9
H28	4,833	4,611	222	4,642	96.0
H29	4,576	4,367	209	4,441	97.0
H30	4,396	4,193	203	4,240	96.5

② 産後ケア事業

年度	宿泊型		通所型		訪問型	
	利用人数(人)	利用日数(日)	利用人数(人)	利用日数(日)	利用人数(人)	利用日数(日)
H28	13	44	22	75	22	88
H29	13	43	98	344	120	452
H30	24	68	115	466	165	561

③ 利用者支援事業「基本型」(子育て世代包括支援事業)

年度	相談件数			申請受付件数
	訪問	電話	面接	
H29	5,258	5,790	3,533	87
H30	5,626	9,073	3,670	89

④ 親子歯科保健事業

年度	受診者数	
	妊産婦	乳幼児
H29	287	1
H30	673	130

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業)　　令和元年度予算額　11,316 千円

目　的　保健師・助産師・看護師等が家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。

対　象　生後４カ月までの乳児のいる家庭

実　績

年度	出生数	訪問数	内訳			訪問率 (%)
			市民	市民外	他市で訪問	
H26	4,679	4,557	4,381	179	98	95.7
H27	4,672	4,575	4,365	210	157	96.8
H28	4,510	4,364	4,157	207	116	94.7
H29	4,304	4,326	4,113	213	105	98.0
H30	4,256	4,086	3,897	189	100	93.9

(7) 乳幼児健康診査　　令和元年度予算額　68,024 千円

実　績

年度	4 か月児健診			10 か月児健診			1 歳 6 か月児健診			3 歳児健診		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	受診者数	受診率(%)
H26	4,696	4,585	97.6	4,775	4,513	94.5	4,842	4,724	97.6	4,970	4,839	97.4
H27	4,727	4,635	98.1	4,772	4,469	93.7	4,640	4,485	96.7	4,957	4,830	97.4
H28	4,471	4,353	97.4	4,586	4,340	94.6	4,775	4,656	97.5	4,759	4,644	97.6
H29	4,399	4,295	97.6	4,436	4,193	94.5	4,549	4,418	97.1	4,642	4,552	98.1
H30	4.190	4.115	98.2	4,287	4,082	95.2	4,350	4,212	96.8	4,643	4,478	96.5

※　4 カ月児健診、10 カ月児健診は医療機関委託

(8) 7 カ月児の健康相談　　令和元年度予算額　3,180 千円

目　的　乳児期にすべての親子に出会う機会を持ち、月齢と発育発達に応じた育児知識・技術の普及を図ること、また絵本を通じて親子の対話を図ることで、保護者が安心して育児に取り組むことができる。

対　象　7～9 カ月児の子どもと保護者

実　績　(人)

年度	対象者数	来所者数	来所率（%）
H26	4,669	4,256	91.2
H27	4,818	4,475	92.9
H28	4,564	4,239	92.9
H29	4,354	4,104	94.3
H30	4,289	4,020	93.7

(9) 新生児聴覚検査費助成事業　※令和元年度より実施　　令和元年度予算額　21,222 千円

(※保健医療推進基金に対応する)

目　的　出生児 1,000 人に 1～2 人の頻度で聴覚障害（難聴等）といわれており、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられるため、全ての新生児を対象に聴覚検査を実施し、早期発見・長期治療に繋げる。その検査費用の一部を助成する。

対　象　児が検査を受けた時点で姫路市に住民票のある保護者

実施内容　生後 2 か月以内において受けた聴覚検査の方法により助成額は異なる。

(A)ABR の場合は 5,500 円を上限に、OAE の場合は、2,000 円を上限に助成する。

(10) 未熟児養育医療給付事業　　令和元年度予算額　33,439 千円

目　的　未熟児の健康の保持増進のため、養育に医療が必要な場合、指定医療機関で受けた医療に対し公費負担を行う。

対　象　身体の機能が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもので、医師が入院養育を必要と認めたもの。

申請方法　保護者が保健所に申請し、医療券の交付を受ける。

実施内容　未熟児の入院中の医療費と食事療養費の自己負担分を公費で負担する。

実　績

年度	給付状況			
	医療費			食事療養費
	実人員（人）	延人員（人）	給付額（円）	給付額（円）
H26	106	292	29,488,883	3,712,580
H27	92	247	25,813,559	3,370,620
H28	108	284	25,559,888	4,942,390
H29	105	267	26,766,614	5,089,300
H30	101	252	22,308,927	5,495,540

(11) 小児慢性特定疾病医療支援事業　令和元年度予算額　124,260 千円

目　的　慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を行う。

対　象　厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている 18 歳未満の児童であって、当該疾病の状態が基準告示により定める程度であるもの。

申請方法　保護者が保健所に申請し、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受ける。

実施内容　当該疾病にかかる医療費の自己負担分の全部又は一部を公費で負担する。

実　績

年度	H26	H27	H28	H29	H30
交付件数（人）	383	333	353	362	397
医療費給付額(円)	92,262,562	107,907,558	96,397,961	117,184,319	102,254,563

7　健康増進事業

急速な高齢化の進展及び生活習慣の多様化による疾病構造の変化に伴い、市民の健康増進を図るため、健康増進法に基づき健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査などの保健事業を実施している。

(1)　健康教育事業　令和元年度予算額　3,910 千円

①　健康教育

対 象 者　市民

実施場所　市民センター・公民館・学校・保健所・保健センター・保健センター分室など

実施内容　健康な生活習慣の定着など一次予防としての健康づくりを目指して、医師による講話、保健師・栄養士・歯科衛生士など専門職による講話および実技指導をベースに参加者同士の話し合いなどを取り入れた集団での健康教育を実施している。

実施状況

年　度	H26	H27	H28	H29	H30
実施回数（回）	166	161	148	209	164
延受講者数（人）	7,763	7,794	7,521	9,188	6,958

② 健康相談

保健所、保健センター、保健センター分室など市民の身近な場所で、保健師、管理栄養士などによる生活習慣病に関する相談をはじめ、介護予防・禁煙など健康に関するあらゆる相談を受けられる体制を整備している。

③ 訪問指導

生活習慣病予防及び介護予防等で実際の生活の場面での保健指導が必要な市民に対して、保健師等が家庭訪問を行い、本人及びその家族に必要な保健指導、助言が行える体制を整備している。

④ 透析ハイリスク者予防事業

人工透析は市民の生活の質を著しく低下させると共に、膨大な医療費がかかり財政難を引き起こす可能性がある。透析導入原因疾患 1 位である糖尿病の有所見率が県内ワースト 1 位であるため、平成 30 年度から対策協議会を設立し、新規透析患者を減少させる方法を図っている。

管理栄養士の介入が透析予防に有効であるが、かかりつけ医のほとんどは栄養士を雇用しておらず栄養指導を受ける機会がない患者が存在することが判明したため、令和元年度より保健所で栄養士の雇い上げをし、栄養指導を実施する。

(2) 健康診査　　令和元年度予算額　　416,422 千円

主に健康増進法に基づき、がんによる死亡率を低下させ、歯周病など生活習慣病を予防する対策の一環として早期発見・早期治療を図るため各種検診を実施している。対象は、原則 40 歳以上市民(但し、子宮がん検診は 18 歳以上)とする。

① 集団検診

(ア) がん巡回検診

検診車が地域に出向き、胃がん(バリウム検診)・肺がん(胸部Ｘ線検査、ハイリスク者には喀痰検査)・大腸がん(便潜血検査)検診をセット(年間 31 回)で実施。施設内検診(医師会館使用)として、胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検診をセット(年間 32 回)で実施するとともに、遠隔地域を中心にバス送迎付き検診を実施(32 回のうち 14 回)。また、肺がん・大腸がん検診のセット検診(年間 10 回)を実施する。また、保健所・保健センター・市民センターにて大腸がん単独検診(年間 12 回) を実施し、受診率向上を図る。

(イ) 特定セット検診

医師会館を利用した施設内検診で、特定健診と胃がん・肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検診をセット(年間 26 回)、特定健診と肺がん・大腸がん・肝炎ウイルス検診をセット (年間 7 回) で実施。

(ウ) レディース検診

検診車が地域に出向き、乳がん(マンモグラフィ検診)・子宮がん(子宮頸部の細胞診)・骨粗しょう症(骨密度測定)検診をセット(年間 17 回)で実施。また、施設内検診(医師会館使用)として、乳がん・子宮がん・骨粗しょう症検診をセット(年間 19 回)、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・骨粗しょう症・肝炎ウイルス検診をセット(年間 23 回)で実施。

② 医療機関検診(医療機関数は平成 31 年 4 月 22 日現在)

(ア) 胃がん検診

市内の医療機関(40 カ所)で個別にバリウム検診を実施。

(イ) 胃がんリスク判定(検査)

20、30、40 歳を対象に、市内の医療機関(162 カ所)で血液検査により、ピロリ菌感染の有無と胃粘膜の状態を確認し、胃がんリスクを分類することで、以後の検診頻度を決定。

(ウ) 子宮がん検診

市内の医療機関(23 カ所)で子宮頸部の細胞診、医師が必要と認めた場合は子宮体部がん検診を実施。

(エ) 乳がん検診

市内の医療機関(15 カ所)で個別にマンモグラフィ検診を実施。

(オ) 肝炎ウイルス検診

40 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない人を対象に、市内の特定健診実施医療機関(215 カ所)で、特定健診(後期高齢者健診)と同時または単独にＢ型・Ｃ型肝炎ウイルス検査を実施。

(カ) 基本健診

生活保護受給者等の保険未加入者を対象にした健康増進法に基づく健康診査で、市内の特定健診実施医療機関で実施。

(キ) 歯周病検診

40、50、60、70 歳を対象に、市内の歯科医療機関(207 カ所)で歯科検診、保健指導等を実施。

③ 節目総合健診

40、50、60 歳を対象に医師会館にて胃がん(40 歳は胃がんリスク)・肺がん・大腸がん・乳がん(女性) ・子宮がん(女性)検診、特定健診および詳細項目検診を加えた総合検診を実施する。

実施状況

年度		平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
基本健診		20	17	29	275	285
胃がん検診		6,505	6,934	7,005	6,457	6,047
胃がんリスク判定（検査）		2,419	3,036	2,924	2,701	2,621
子宮がん検診	頸部　※1	16,983	19,017	13,311	14,206	13,194
	うち体部検診実施分	1,272	557	503	584	490
肺がん検診	Ｘ線撮影	8,932	10,375	9,717	10,308	9,611
	うち喀痰検査実施分	359	541	395	455	354
乳がん検診※1		9,192	12,448	12,358	11,770	11,899
大腸がん検診※1		11,226	12,597	12,352	11,671	11,647
肝炎ウイルス検診		3,776	3,884	3,081	6,211	5,986
前立腺がん検診※2						
骨粗しょう症検診		2,674	2,873	2,686	2,413	2,446
市民がんセット検診（再掲）						
歯周病検診		232	430	287	316	340

※1　国補助事業の女性特有のがん検診推進事業(乳がん・子宮頸がん検診無料クーポン券)に、平成 23 年度からは大腸がん検診無料クーポン券が加わりがん検診推進事業として実施。平成 26 年度より市単独事業として女性のがん検診好発期無料検診事業を実施。

※2　特定健診と同時実施していた前立腺がん検診は平成 24 年度末で廃止。

※3　医師会診療所で実施していた市民がんセット検診は平成 25 年度末で廃止。

8　保健センター・保健センター分室・保健福祉サービスセンター

(1) 保健センター・保健センター分室業務実績(平成 30 年度)

	相談					健康教育		自主グループ活動支援		保健福祉申請受付(※1)
	訪問	電話	来所	その他	延件数	回数	延人数	回数	延人数	件数
中央保健センター	2,970	3,277	2,371	58	8,676	119	5,186	120	985	3,676
北分室	1,131	1,566	700	290	3,687	94	2,467	0	0	581
安富分室	593	536	226	543	1,898	83	1,863	0	0	75
南保健センター	2,321	3,702	1,859	90	7,972	208	7,756	12	1,433	5,755
家島分室	282	725	127	148	1,282	22	327	73	1,369	31
西保健センター	1,732	2,364	582	58	4,736	87	3,937	63	749	961
合計	9,029	12,170	5,865	1,187	28,251	613	21,536	268	4,536	11,079

※1　南保健センターは､保健福祉サービスセンター受付業務も含む

(2) 保健福祉サービスセンター業務実績(平成 30 年度)

	相談件数			申請受付						自主グループ活動支援	
	電話※1	来所※1	延件数※1	介護保険課関係	高齢者支援課関係	障害福祉課関係	後期高齢者医療保険課関係	保健所予防課関係(特定難病、予防接種等)	その他※2	回数※1	延人数※1
中央				619	32	549	4	3,704	65		
西	230	564	794	2,308	63	458	1	703	14	122	2,316
東	89	976	1,065	913	31	237	1	335	2	40	354
北				703	26	290	1	282	2		
灘	86	326	412	759	26	230	0	344	4	284	3,753
飾磨	53	280	333	1,022	120	120	2	76	4	65	1,274
広畑				839	21	432	0	808	416		
網干	183	349	532	767	37	557	1	572	14	140	3,098
家島				4	87	23	0	114	0		
夢前	196	460	656	1,523	407	907	0	211	981	0	0
香寺	454	1,572	2,026	2,365	652	1,672	0	577	3,215	0	0
安富	72	449	521	623	338	409	0	224	756		
合計	1,363	4,976	6,339	12,445	1,840	5,884	10	7,950	5,473	651	10,795

※1　保健センター・保健センター分室と併設の保健福祉サービスセンターの相談件数及び自主グループ活動支援は、(1) 保健センター・保健センター分室業務実績で計上

※2　夢前・香寺・安富保健福祉サービスセンターのその他は、地域事務所で扱っていた福祉事務も含む

9　環境衛生研究所

衛生検査事業の内容

種類	内容
臨　床　検　査	ウイルス感染症等に係る血清検査
微 生 物 検 査	感染症及び食中毒に伴う病原微生物検査、腸内細菌検査（検便）並びに環境等の微生物検査
環　境　検　査	工場・事業場排水、浄化槽・衛生センター等の排水、公共用水等の水質検査及び大気、煙道排ガス、悪臭、酸性雨等の理化学検査
土壌・廃棄物検査	土壌及び廃棄物等の理化学検査
飲 用 水 等 検 査	専用・特設水道水、井戸水及び災害時市民開放井戸に係る水質検査並びにプール・浴場水等の理化学及び微生物検査
一般室内環境検査	シックハウス原因物質の検査
食　品　検　査	食品中の細菌・ウイルス検査 野菜・果実の残留農薬・防かび剤、魚介類の動物用医薬品・ＰＣＢ等の食品汚染物質、肉類の動物用医薬品、一般食品の成分規格・添加物等の理化学検査
家 庭 用 検 査	衣料品・寝具（繊維製品）の有害物質検査

各種検査状況（平成 30 年度）

臨床・微生物学検査			理化学検査		
検査対象物	検体数	項目数	検査対象物	検体数	項目数
○細菌・ウイルス	17,299	87,463	○生活水質	735	5,164
腸管系細菌	16,276	84,930	水道原水	38	98
食品	363	678	飲用水	264	3,191
食中毒	272	937	水道水	(154)	(1,961)
感染症等	202	268	井戸水	(109)	(1,229)
一般環境	186	650	その他	(1)	(1)
○結核	8	24	利用水	88	534
○寄生虫卵	0	0	浴場・プール	345	1,341
○ウイルス（血清）	83	166	○環境	1,096	8,012
エイズ	83	166	水質	551	5,338
Ｂ型肝炎	0	0	工場排水	(224)	(2,367)
Ｃ型肝炎	0	0	浄化槽水	(64)	(454)
○性病検査（梅毒反応）	82	164	地下水	(38)	(528)
○その他	0	0	その他（水質）	(225)	(1,989)
			大気	535	2,564
			環境大気	(467)	(1,907)
			煙道排ガス	(15)	(158)
			悪臭	(20)	(136)
			雨水	(33)	(363)
			特定粉じん	(0)	(0)
			その他	(0)	(0)
			土壌、廃棄物	10	110
			○一般室内環境	9	54
			○食品	229	21,251
			野菜、果実	71	19,336
			魚介類	20	328
			肉類	32	904
			一般食品	100	636
			容器包装	6	47
			○家庭用品	35	35
計	17,472	87,817	計	2,104	34,516
合計	検体数	19,576	項目数	122,333	

13 医　　療

1 医務・薬務（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(1) 医療等施設数

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	35	417	286	12	409	117	3

(2) 開設者別病院・許可病床数

開設者	病院数	許可病床数	許可病床数の内訳			
			精神病床	感染症病床	療養病床	一般病床
独立行政法人	1	411	0	0	0	411
兵庫県	1	330	0	0	0	330
日本赤十字社	1	560	0	6	0	554
公益法人	0	0	0	0	0	0
医療法人	29	4,470	974	0	956	2,540
会社・事業所	0	0	0	0	0	0
その他の法人	1	56	0	0	0	56
個人	2	266	0	0	216	50
総数	35	6,093	974	6	1,172	3,941

(3) 診療所施設数及び許可病床数

区分		施設数	病床数
一般	有床診療所	21	304
	無床診療所	396	
歯科診療所		286	
総数		703	304

(4) 医薬品販売等施設数

区分	薬局	医薬品店舗販売業	高度管理医療機器等販売業	高度管理医療機器等貸与業	高度管理医療機器等販売・貸与業	管理医療機器販売業	管理医療機器貸与業	管理医療機器販売・貸与業	毒物劇物一般販売業	毒物劇物農業用品目販売業	毒物劇物特定品目販売業
施設数	257	128	170	0	122	1,444	2	118	226	23	4

(5) 立入検査等実施状況　　（平成 30 年度）

区分	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所	薬局	医薬品店舗販売業	高度管理医療機器等販売業等	毒物劇物一般販売業	毒物劇物農業用品目販売業	毒物劇物特定品目販売業	毒物劇物業務上取扱者	合計
件数	35	103	61	0	10	5	2	96	48	70	28	4	0	56	518

(6) 医師・歯科医師・薬剤師・看護師等従事者届出数　　平成 30 年 12 月 31 日現在（人）

区　　分	医　　師	歯 科 医 師	薬　剤　師	保　健　師	助　産　師	看　護　師	准 看 護 師
届　出　数	1,197	383	1,237	106	173	5,772	1,059

※隔年調査

(7) 医療安全相談件数　　平成 30 年度（件）

内　　容	医療行為・医療内容	うち医療事故調査・支援センターに関連したもの	コミュニケーションに関すること	医療機関の施設	医療情報の取扱（カルテ開示、ｾｶﾝﾄﾞｵﾋﾟﾆｵﾝ、その他）	医療費関係（診療報酬等）	その他	合計
件　　数	57	0	38	3	8	19	58	183

2 救急医療

(1) 休日・夜間急病センター

昭和 54 年 2 月 15 日、医療供給の少ない夜間の急病患者への対応として、夜間の内科・小児科を診療科とする「夜間急病センター」として開設した。

昭和 61 年 4 月 1 日には、休日昼間においても内科・小児科の対応ができる体制を整えるとともに、名称を「休日・夜間急病センター」に変更し、さらに、同年 7 月 20 日からは休日昼間に従来の診療科に加え、眼科・耳鼻いんこう科を追加し救急医療の充実を図った。

平成 9 年 12 月 1 日、姫路市医師会館 1 階へ同センターを移転し、施設の充実を図った。

ア　所　在　地　　西今宿三丁目 7 番 21 号

イ　開設年月日　　昭和 54 年 2 月 15 日（平成 9 年 12 月 1 日現在地に移転）

ウ　規模・構造

・構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上 6 階､地下 1 階建（1 階部分）

・敷地面積　　8,199.11 ㎡（医師会館を含む）

・延床面積　　1,168.34 ㎡

エ　建　設　費　　500,000 千円

財源内訳　　県支出金　15,180 千円　　地方債 484,800 千円

一般財源　　20 千円

オ　管 理 運 営　　公益財団法人　姫路市救急医療協会

令和元年度指定管理料　513,192 千円

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

		夜　　間	休　日　昼　間
診　　療　　日		毎日	日曜日・祝日、8 月 15 日、12 月 31～1 月 3 日
診　療　科　目		内科・小児科	内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科
受　付　時　間		午後 8 時 30 分～翌日午前 5 時 30 分	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
診 療 時 間 午		午後 9 時～翌日午前 6 時	午前 9 時～午後 6 時
診療体制	医　　師	2 名	5 名
	薬　剤　師	1 名	2 名
	看　護　師	5～6 名	9 名
	事　務　職	2～3 名	4 名

［患者数］ （人）

年度	区分	患者数	診察日数（日）	一日平均患者数	科目別				性別		後送患者	救急車による来院数
					内科	小児科	眼科	耳鼻いんこう科	男	女		
H26	休日昼間	17,448	71	245.7	5,658	7,629	1,881	2,280	9,019	8,429	344	127
	夜間	23,133	365	63.4	10,254	12,879			11,946	11,187	617	447
	計	40,581			15,912	20,508	1,881	2,280	20,965	19,616	961	574
H27	休日昼間	17,180	71	242.0	5,266	7,573	2,054	2,287	9,000	8,180	381	93
	夜間	22,798	366	62.3	9,870	12,928			11,667	11,131	628	394
	計	39,978			15,136	20,501	2,054	2,287	20,667	19,311	1,009	487
H28	休日昼間	16,013	71	225.5	5,278	6,869	1,744	2,122	8,309	7,704	361	81
	夜間	22,748	365	62.3	10,110	12,638			11,519	11,229	702	325
	計	38,761			15,388	19,507	1,744	2,122	19,828	18,933	1,063	406
H29	休日昼間	17,119	71	241.1	5,759	7,487	1,626	2,247	8,853	8,266	311	86
	夜間	22,420	365	61.4	9,989	12,431			11,523	10,897	567	269
	計	39,539			15,748	19,918	1,626	2,247	20,376	19,163	878	355
H30	休日昼間	16,386	73	224.5	5,704	6,809	1,593	2,280	8,283	8,103	373	85
	夜間	21,066	365	57.7	9,757	11,309			10,649	10,417	565	233
	計	37,452			15,461	18,118	1,593	2,280	18,932	18,520	938	318

(2) 後送病院

一次救急である休日・夜間急病センターで対応が困難な重症患者については、次の体制により病院を確保し、患者の後送を行っている。なお、後送病院では、1日2床以上の空床を確保している。

（平成31年4月1日現在）

	休日	夜間
内科	2病院（10病院による輪番制）	2病院（11病院による輪番制）
小児科	2病院（ 2病院による輪番制）	姫路赤十字病院
外科	2病院（ 7病院による輪番制）	2病院（ 9病院による輪番制）
眼科	1病院（ 7病院による輪番制）	－
耳鼻いんこう科	1病院（ 4病院による輪番制）	－
整形外科	1病院（ 5病院による輪番制）	2病院（10病院による輪番制）
脳神経外科	1病院（ 4病院による輪番制）	1病院（ 6病院による輪番制）
循環器科	1病院（ 3病院による輪番制）	1病院（ 3病院による輪番制）
産婦人科	2病院（11病院による輪番制）	－

(3) 救命救急センター運営助成事業

救命救急センターの運営を行っている製鉄記念広畑病院に対して助成を行っている。

ア 実施場所　　製鉄記念広畑病院姫路救命救急センター
　　広畑区夢前町3丁目1番地

イ 開設日　　平成25年3月1日

ウ 病床　　30床（ＩＣＵ10床、ＨＣＵ20床）

(4) 家島町休日救急医療対策事業

家島町内における休日等の救急医療を確保するために、医療機関の輪番日を定め、輪番体制を実施している。

ア　実施医療機関　　姫路市国民健康保険家島診療所、真浦クリニック、姫路市立ぼうぜ医院

イ　診療日　　土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

ウ　診療時間　　午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分

年　度	診療日数(日)	患者数(人)	1日当たり平均(人)
H26	118	1,391	11.8
H27	116	1,222	10.5
H28	90	961	10.7
H29	84	830	9.9
H30	82	663	8.1

(5) 救急医療電話相談事業

子どもの急病やけがの場合に、専任の看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスを行い、患者や家族の不安解消を図るとともに、医療機関の適切な受診を促す電話相談を実施している。

ア　相談時間　　月曜日～土曜日　午後 8 時～午前 0 時

日曜日、祝日、8／15、12／31～1／3　午前 9 時～午後 6 時、午後 8 時～午前 0 時

イ　対象科目　　小児科

ウ　電話番号　　079－292－4874（ふくつう　しんぱいなし）

年　度		実施日数(日)	相談件数(件)	1日平均(件)
H26	夜　間	365	3,505	9.6
	休日昼間	71	1,563	22.1
H27	夜　間	366	3,962	10.8
	休日昼間	71	1,746	24.6
H28	夜　間	365	3,781	10.4
	休日昼間	71	1,615	22.7
H29	夜　間	365	3,578	9.8
	休日昼間	71	1,543	21.7
H30	夜　間	365	3,257	8.9
	休日昼間	73	1,608	22.0

※ 平成 21 年 8 月開設。休日昼間の相談は平成 22 年 8 月から実施

※ 平成 25 年 2 月から、木・土曜日の夜間は相談員 2 人体制で実施

※ 平成 26 年 12 月から、木・土曜日の夜間及び休日の昼間は相談員 2 人体制で実施

※ 平成 27 年 10 月から、全日相談員 2 人体制で実施

※ 平成 30 年 10 月から、対象地域を播磨姫路圏域へ拡大

(6) 休日歯科診療助成事業

休日における救急歯科患者の診療を実施している姫路市歯科医師会に対して助成を行っている。

ア　実施場所　　姫路市歯科医師会口腔保健センター　安田三丁目 107 番地

イ　診療日　　日曜日、祝日、8 月 14 日、8 月 15 日、12 月 30 日～1 月 3 日

ウ　診療時間　　午前 9 時 30 分～正午

年　度	診療日数(日)	患 者 数 (人)	1 日当たり平均(人)
H26	73	1,013	13.9
H27	73	924	12.7
H28	72	763	10.6
H29	73	738	10.1
H30	73	706	9.7

(7)　兵庫県広域災害・救急医療情報システム

重症患者受入可能医療機関（病院など)、搬送機関（消防署など)、血液センター及び救急医療情報センターを通信回線で結び、コンピューターによる情報ネットワークを用いて常時救急医療に必要な情報を収集し、重症救急患者の搬送又は転送など緊急時に、リアルタイムの救急医療情報を提供している。また、災害時においても的確な対応が行えるシステムとなっている。

［市内の端末機設置数］　27 カ所（平成 31 年 4 月 1 日現在）

3　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置

急性心筋梗塞などのために心停止（心室細動）状態となった場合には、一刻も早い 119 番通報とＡＥＤを使用した迅速な応急手当が望まれる。

平成 19 年度から、緊急時の救命に使用するため一時的にＡＥＤを提供する市の施設や民間の事業所等を「ひめじ救命ステーション」として登録し、市内各所でＡＥＤが使用できる体制の整備を図っている。

［ひめじ救命ステーション登録数］

（各年度末現在）

年　度	市　の　施　設	民間の事業所等	合　　計
H26	405	267	672
H27	407	267	674
H28	406	268	674
H29	407	287	694
H30	405	290	695

※ 県の施設は､｢民間の事業所等｣に含む。

4　医療従事者の確保

(1)　臨床研修医奨励金事業

奨励金を臨床研修医に貸与することにより、市内医療機関における臨床研修医の確保を支援するとともに、貸与期間後も市内医療機関で勤務した場合に、その勤務期間に応じて貸与した奨励金の返還債務を免除することにより医師の定着化を図る。平成 23 年度創設。

ア　対 象 者　　市内医療機関の臨床研修医（前期研修医及び後期研修医）

イ　貸与月額　　前期研修医 10 万円以内、後期研修医 15 万円以内

［奨励金貸与者数］　（人）

年　度	前 期 研 修 医	後 期 研 修 医	合　　計
H26	19	12	31
H27	18	17	35
H28	10	23	33
H29	11	21	32
H30	7	23	30

(2) 医学生向け就職説明会（レジナビフェア大阪）

医学生向け就職説明会において、臨床研修病院と共同ブースを開設し、市内医療機関の魅力の発信や臨床研修医奨励金制度の周知を図ることで、医療従事者の確保を図る。平成30年度より参加。

（平成30年度概要）

ア　日　　時　平成30年7月1日（日）

イ　会　　場　インテックス大阪

ウ　参加病院　製鉄記念広畑病院、ツカザキ病院、姫路医療センター、姫路聖マリア病院、姫路赤十字病院

エ　共同ブース来訪者　216人

(3) 看護師病院合同就職説明会

兵庫県看護協会西播支部が開催する看護師病院合同就職説明会（看護系学校合同進学説明会を同時開催）を通じて、本市の看護職の確保及び地域医療体制の充実を図る。

（平成30年度概要）

ア　日　時	平成30年4月28日（土）
イ　会　場	イーグレひめじ　あいめっせホール、市民アリーナ　等
ウ　主　催	兵庫県看護協会西播支部、兵庫県看護協会
エ　共　催	西播民間病院協会、兵庫県（中播磨県民センター、西播磨県民局）、兵庫労働局ハローワーク姫路、姫路市
オ　参加数	延べ169名

5　四郷診療所

(1) 所　在　地　四郷町坂元257番地

(2) 開設年月日　昭和32年10月1日

(3) 規模・構造

・構　　造　コンクリートブロック造1階建

・敷地面積　674.13㎡

・延床面積　108.03㎡

(4) 管理運営　姫路市

診療日		月曜日、金曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午後1時～午後3時
診療体制	医師	1名
	准看護師	1名
	事務員	1名

［患者数］　（人）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総数
H26	49	34	40	34	32	33	35	39	35	37	26	37	431
H27	41	31	33	35	30	26	31	32	30	20	36	26	371
H28	25	27	31	27	19	27	24	28	32	26	22	25	313
H29	31	31	31	26	20	22	17	23	23	19	16	25	284
H30	20	16	17	18	21	17	22	21	21	18	16	21	228

6　山之内診療所

(1) 所　在　地　夢前町山之内乙 120 番地

(2) 開設年月日　平成 3 年 5 月 13 日

(3) 規模・構造

・構　　造　鉄筋コンクリート造 1 階建

・敷地面積　388.00 ㎡

・延床面積　 98.81 ㎡

(4) 管 理 運 営　姫路市

診療日		月曜日、水曜日、金曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午後 1 時～午後 3 時
診療体制	医師	1 名
	事務員	1 名

[患者数]　(人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
H26	18	16	21	15	18	15	21	34	18	16	15	14	221
H27	17	16	16	15	13	16	18	28	14	13	15	16	197
H28	16	12	17	16	14	14	15	17	16	16	15	17	185
H29	18	16	18	16	12	14	14	16	14	11	10	14	173
H30	10	11	10	9	9	15	17	14	13	14	12	11	145

7　ぼうぜ医院

(1) 所　在　地　家島町坊勢 702 番地 238

(2) 開設年月日　平成 30 年 10 月 1 日

(3) 規模・構造

・構　　造　鉄骨造 2 階建

・敷地面積　524.47 ㎡

・延床面積　505.65 ㎡

(4) 建設事業費　約 192,000 千円

(5) 管 理 運 営　医療法人社団ぼうぜ医院

診療日		月～土曜日
診療科目		内科・小児科
診療時間		午前 9 時～午後 12 時 午後 3 時～午後 5 時 (木・土は午前診のみ)
診療体制	医師	1 名
	看護師・准看護師	6 名
	事務員	4 名

[患者数]　(人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	総数
H30	―	―	―	―	―	―	1,963	1,890	1,821	1,790	1,608	1,841	10,913

8　姫路市保健医療推進基金

⑴　趣旨

藤森春樹氏からの寄附 1 億円を原資として、姫路市の保健医療の増進に資するため、平成 30 年度から基金を設置している。

・　平成 30 年度末　保健医療推進基金積立金　　100,002,000 円

⑵　事業

新生児聴覚検査費助成事業　令和元年度予算額　20,970 千円

観　光　交　流

1　観光行政 …… 260

2　市民文化の振興 …… 264

3　姉妹都市交流 …… 270

4　国際交流 …… 273

5　姫路公園の整備 …… 275

6　動物園 …… 276

7　好古園 …… 277

8　姫路城 …… 279

9　姫路城改修 …… 281

10 スポーツ振興 …… 282

11 社会体育施設 …… 284

1 観　光　行　政

1　概要

平成 27 年 3 月に世界遺産姫路城はグランドオープンを迎え、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、訪日客も増加する中、本市における外国人観光客数も急増した。

本市では、平成 29 年 3 月、「姫路市観光戦略プラン」を策定した。本プランでは、「観光を通して、愛し愛されるまち姫路」を基本テーマに、「観光客の受入環境の充実」「滞在型観光の推進」「インバウンド観光の推進」「ＭＩＣＥの推進」を基本政策に掲げ、観光をまちづくりの力として、本市の多面的な成長を実現する施策に取り組んでいる。

平成 30 年度の総入込客数は、914 万 9 千人で、平成 29 年度に比べて 72 万 4 千人減少となった。

■姫路市観光総入込客数の推移　　（単位　千人）

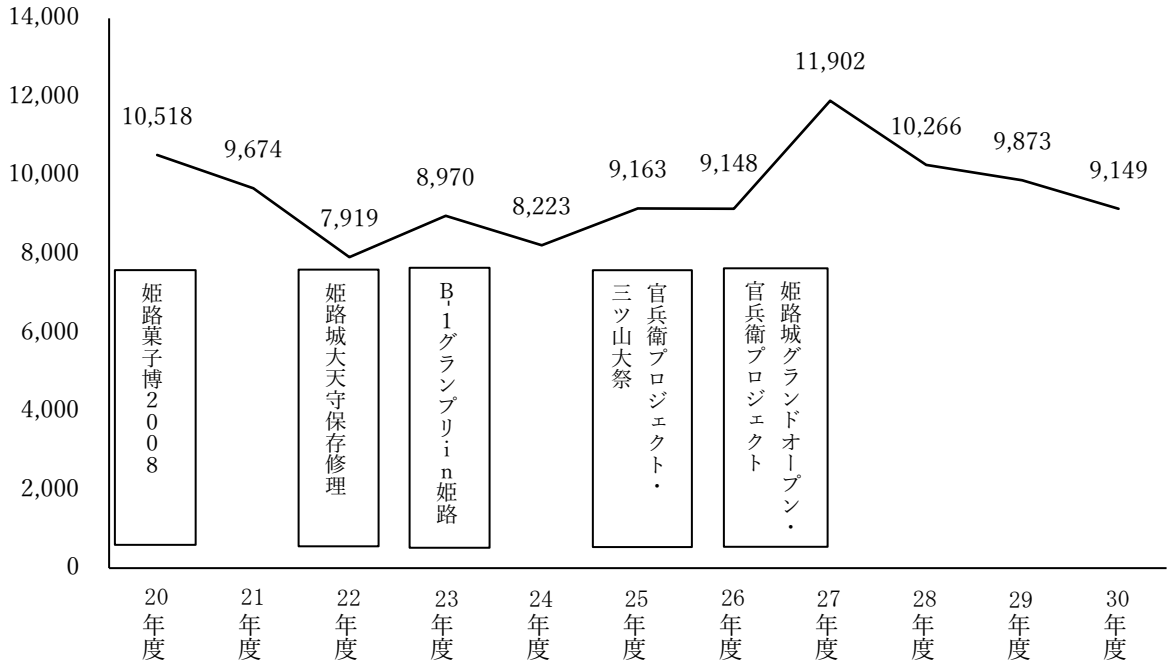

■総入込客数の内訳　　（単位　千人）

区　分	総入込客数	観光施設入込客数	まつり・イベント入込客数	スポーツ・自然鑑賞等入込客数
平成 20 年度	10,518	4,643	3,624	2,251
平成 21 年度	9,674	4,615	2,635	2,424
平成 22 年度	7,919	3,047	2,540	2,332
平成 23 年度	8,970	3,566	3,037	2,367
平成 24 年度	8,223	3,614	2,208	2,401
平成 25 年度	9,163	3,989	2,868	2,306
平成 26 年度	9,148	4,635	1,827	2,686
平成 27 年度	11,902	6,646	2,345	2,911
平成 28 年度	10,267	5,619	1,977	2,671
平成 29 年度	9,873	5,104	2,068	2,701
平成 30 年度	9,149	4,661	1,938	2,550

【観光施設】姫路城・美術館・県立歴史博物館・姫路文学館・好古園・動物園・手柄山遊園・温室植物園・水族館
平和資料館・埋蔵文化財センター・姫路科学館・星の子館・県立こどもの館・自然観察の森
書写の里美術工芸館・水の館・書写山圓教寺・名古山霊苑(仏舎利塔)・太陽公園
姫路セントラルパーク・日本玩具博物館

※平成 25、26 年度はひめじの黒田官兵衛大河ドラマ館を含む

(1) 観光資源の保全・開発

① 観光施設等維持管理　　令和元年度予算額　481千円

広峰山などの歴史的観光資源の保全に努める。

② 書写山観光施設管理運営　　令和元年度予算額　8,142千円

姫路市交通事業経営健全化計画に基づき、姫路市交通事業より移管した索道施設を、周辺施設とともに一体的な維持管理を行う。

③ 書写山観光施設整備事業　　令和元年度予算額　102,000千円

書写山ロープウェイの計画的な施設更新を行う。

［索道事業］

（ⅰ）沿革

昭和32年6月29日普通索道事業運輸営業免許

〔昭和33年3月19日営業開始〕

平成3年11月1日索道事業許可

〔平成4年10月1日営業開始〕

平成18年4月1日指定管理者制度を導入

〔平成21年4月1日利用料金制を導入〕

（ⅱ）事業規模

・搬器数　2両

・免許キロ数　0.78109 ㎞

（ⅲ）業務実績

区　分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
運転回数(回)	14,347	14,626	14,147	13,480	15,007
1 日平均運転回数(回)	42	42	41	40	43
乗車人員(人)	368,733	438,581	355,418	340,638	396,884
1 日平均乗車人員(人)	1,072	1,271	1,036	1,023	1,144
乗車収入(円)	150,833,498	181,539,165	146,669,520	144,945,130	183,469,000

（ⅳ）料　　金（平成30年3月18日から適用）

・普通乗車券

片道券　大人　600円　小人　300円

往復券　大人　1,000円　小人　500円

・団体乗車券　15人以上の団体については、団体種別によって割引を行う。

・回数乗車券　各券種11枚綴りで10枚分相当額

④ 観光資源のネットワーク化　　令和元年度予算額　5,603千円

広域観光ルートや市内の新たな観光ルートの形成を図る。

・歴史街道推進協議会事業の推進（平成3年4月設立、会長　関西経済連合会会長）

・西播磨観光協議会事業の実施（昭和62年4月設立、会長　姫路市長）

・国宝城郭都市観光協議会共同事業の実施（昭和61年11月設立、犬山市、姫路市、松本市、彦根市、松江市）

・姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会事業の実施（平成19年2月設立、姫路市、岡山市、鳥取市）

・播磨圏域における広域観光連携事業の実施（平成27年4月協約）

・北前船日本遺産推進協議会事業の実施（平成29年5月設立、令和元年7月姫路市加入）

・日本遺産「日本の終活の旅」推進協議会事業の実施（令和元年6月設立）

(2) 観光客受入体制の整備

① ひめじ観光インフォメーション放送事業「あなたもまちの案内人」　令和元年度予算額　1,134千円

「ＦＭ ＧＥＮＫＩ」を通じ、市民に観光やイベントに関する知識や情報を提供し、おもてなしの心を育む。

② ＪＲ姫路駅構内屋台展示　令和元年度予算額　30千円

灘・松原地区屋台をＪＲ姫路駅構内に展示し、祭りどころ姫路をＰＲする。

③ 観光ボランティア制度　令和元年度予算額　1,445千円

イベント実施時に市民にボランティアとして参加してもらうこと、またボランティアガイド団体への支援を実施

④ 案内サイン整備　令和元年度予算額　1,200千円

観光案内サインの整備

⑤ 観光案内所運営事業　令和元年度予算額　16,459千円

姫路市観光案内所「姫路観光なびポート」の運営

⑥ 観光ループバスの運行　令和元年度予算額　8,477千円

運行実績（平成30年度）

運行日数　307日　　乗車人員　115,983人　　1回平均乗車数　18.7人

⑦ （公社）姫路観光コンベンションビューローの活動支援　令和元年度予算額　82,587千円

姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援等の事業を行う（公社）姫路観光コンベンションビューローに補助金を交付

(3) 外客受入体制の整備

外国人誘客対策事業の実施　令和元度予算額　12,157千円

・国際宣伝事業の実施

・外国語パンフレット等作成

・サギマーク（和英文観光案内標識）の整備維持管理

・兵庫県外客誘致促進委員会（兵庫県・関係市町・関係団体で構成、平成11年7月設立）での共同事業の実施

(4) 観光客の誘致

内外に向けた観光キャンペーン活動をはじめとする広域的なＰＲを進めるほか、観光客の誘致活動を積極的に展開する。

① ひめじシティ・イメージアップ事業　令和元年度予算額　12,469千円

姫路市の知名度や都市イメージの向上と集客力強化を図るため、姫路フィルムコミッションと連携し、国内外の映画、ドラマ、ＣＭ等のロケーション撮影を姫路地域に誘致、支援する。

平成13年9月　　設立

平成15年2月　　国際フィルムコミッショナーズ協会（ＡＦＣＩ）に加盟

平成16年10月　　アジア・フィルムコミッション・ネットワーク（ＡＦＣＮｅｔ）に加盟

② 姫路ふるさと大使（旧ひめじ観光大使）事業　令和元年度予算額　649千円

幅広い分野でのシティプロモーションを図るため、さまざまな分野で活躍する姫路市ゆかりの方々を「姫路ふるさと大使」に任命し、本市の魅力向上につながるＰＲを行う。

③ 国内への観光ＰＲ・キャンペーンの実施　令和元年度予算額　5,830千円

首都圏等主要都市キャンペーン、雑誌等によるイメージアップＰＲを実施

④ 海外への観光ＰＲ・キャンペーンの実施　令和元年度予算額　300千円

（独）国際観光振興機構（ＪＮＴＯ）の海外ＰＲ事業への参画

⑤　集客対策推進事業　　令和元年度予算額　40,944千円

観光客誘客のための施策として、イメージキャラクターを活用したＰＲや観光ＰＲ・キャンペーン、パンフレット等の作成、集客イベントなどを実施

(5)　姫路城周辺イベント等の実施　　令和元年度予算額　173,463千円

年間を通じて姫路らしさを発信する四季折々のイベントを実施し、市民参加はもとより観光客の誘致活動を積極的に展開する。

名　称	時期(元年度)	場　所	内　容
姫路城夜桜会	4月3日～7日	西の丸庭園	真っ白な漆喰の壁を利用したプロジェクションマッピング、桜のライトアップにより、夜間の西の丸庭園を無料開放
姫路城観桜会	4月6日	三の丸広場	琴・和太鼓の演奏、お茶席等 桜の名所である姫路城においてイベントを開催し、城のまち・姫路の魅力を内外にアピールする。
書写山新緑まつり	5月3日～5日	書写山圓教寺	文化財の特別公開等
姫路お城まつり	5月10日～12日	三の丸広場、 大手前公園他	薪能、パレード、総おどり、キッズイベント、良さ恋まつり等
姫路ゆかたまつり	6月22日・23日	長壁神社周辺	子どもゆかたパレード等
姫路城観月会	9月13日	三の丸広場	和太鼓・琴の演奏、お茶席等
人間将棋　姫路の陣	11月2日・3日	三の丸広場	人間が駒となり、特大将棋盤でプロ棋士が対局。指導対局等
姫路城・ナイトファンタジア（おとぎ幻影伝）	11月9日～11月30日	姫路城（二の丸・お菊井戸・備前丸・三国掘）	夜の姫路城を舞台に繰り広げられる映像とイルミネーションによる幻想のナイトウォーク
書写山もみじまつり	11月15日～17日	書写山圓教寺	文化財の特別公開等

(6)　ＭＩＣＥ誘致の促進　　令和元年度予算額　5,137千円

キャスティ21イベントゾーンに整備を進めている文化コンベンション施設やユニークベニューのＰＲを行う。

(7)　観光客の統計・動向調査等の実施　　令和元年度予算額　8,250千円

主な観光施設の入場者数や観光客へのアンケートなどに基づき、姫路への観光客の統計・動向・分析等を行う。

2 市民文化の振興

1 芸術文化の振興

(1) 文化振興事業　　令和元年度予算額　164,885 千円

市民文化の高揚と芸術文化の振興を推進するため、次の事業の実施や助成を行う。

① ル・ポン国際音楽祭の開催

クラシック音楽を楽しむ土壌の醸成、本物の芸術に触れる機会の創出による市民文化の振興、芸術を生かした地域の活性化、市民参加・協働による地域づくり、青少年の豊かな心の醸成などを実現するとともに、姫路の魅力をアピールすることを目的に、世界的ヴァイオリニスト樫本大進氏を音楽監督に迎え、令和元年 9 月末から 10 月にかけてル・ポン国際音楽祭 2019 を開催する。

② 音楽のまち・ひめじ事業

音楽行事を充実させ、市民や観光客が身近に音楽に触れる場を提供するとともに、「音楽のまち」としてのイメージを積極的に発信し、まちのにぎわいづくりを図る。

・音楽事業　　・ＰＲチラシの作成　　・ホームページの活用

③ 姫路市芸術文化賞

芸術ならびに文化の振興のために姫路市を中心に活躍し、もしくは姫路市に貢献した人および団体に贈る。

賞の種類＝芸術文化大賞、芸術文化賞、芸術文化年度賞、芸術文化奨励賞

④ 市民文化高揚事業

芸術性の高い鑑賞型の舞台公演のほか、各種の文化事業を実施する。

・演劇　・古典芸能　・大衆芸能　・名画鑑賞会　・こころの祭　ほか

⑤ 市民文化祭

器楽・合唱・バレエ・交響楽・吹奏楽・邦楽・舞踊・能楽・民謡・詩舞道・演劇・茶華道・俳句・俳画・盆栽など各分野で活躍している地域の代表的団体が参加し、日ごろの練習の成果を披露する。

⑥ 文化活動支援事業

姫路市の文化向上に寄与すると認められる芸術文化活動に対し、地域文化の醸成と市民文化の振興・発展を図るため、予算の範囲内で、助成金を交付して支援する。

・文化活動助成　　・文化芸術事業会場費補助金

⑦ 文化情報誌「文化情報姫路」の発行

芸術・文化・教養・イベントなどの情報を体系的に収集し、広く市民に提供する。

発行回数　月１回

⑧ 総合文化雑誌「ＢａｎＣｕｌ」の発行

播磨の文化全般に関する総合雑誌を発行し、市民文化の高揚を図る。

発行回数　年４回

⑨ 播磨学研究助成

姫路市および播磨地方の歴史・文化の学際的な研究を推進するため、助成を行う。

⑩ 交響詩ひめじ普及事業

市制百周年を記念して制作した合唱組曲「交響詩ひめじ」を普及させるため、合唱コンクール等を開催する。

⑪ 市民ロビーコンサート

市庁舎１階市民ロビーを、概ね毎月１回、昼休みの時間に市民の文化活動の発表の場として開放し、市内を中心に活動している文化団体等によるコンサートを開催している。

⑫ 将棋女流王位戦の開催

全国の将棋ファンが注目する女流王位戦を姫路市で開催することで市のイメージアップ、ＰＲにつなげるとともに、関連イベントとして大盤解説会を開催することにより市民の将棋文化の振興・向上を図る。

(2) 文化行事の支援等　　令和元年度予算額　259 千円

地域の芸術文化団体が実施する文化行事に対し、姫路市および姫路市教育委員会の後援名義の使用を承認することにより、その行事を側面から支援し、市民の芸術文化活動の活発化を図る。

平成 30 年度後援件数　（件）

区分	音楽	美術	演劇	舞踊	古典芸能	文芸	その他	合計
姫路市	364	88	27	34	23	11	74	621
姫路市教育委員会	85	24	9	1	8	3	13	143

(3)　音楽演劇練習場の管理運営　令和元年度予算額　15,334 千円

市民の芸術文化の向上と文化活動の活発化を図るため、音楽演劇練習場を設置し、地域の音楽・演劇団体などに練習の場を提供する。

①　施設名　姫路市音楽演劇練習場

②　所在地　城東町毘沙門 32 番地

③　開館日　昭和 59 年 4 月 11 日

④　施設概要　鉄筋コンクリート造平屋建　560.75 ㎡

・演劇練習室　159.32 ㎡

・第 1 音楽練習室　127.77 ㎡

・第 2 音楽練習室　18.90 ㎡

・第 3 音楽練習室　18.90 ㎡

・第 4 音楽練習室　38.59 ㎡

⑤　使用状況　（回）

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
演劇練習室	645	705	730	738	717
第 1 音楽練習室	558	618	627	617	675
第 2 音楽練習室	834	830	844	886	890
第 3 音楽練習室	758	759	793	845	862
第 4 音楽練習室	701	768	801	825	882
計	3,496	3,680	3,795	3,911	4,026

(4)　市民プラザの管理運営　令和元年度予算額　58,120 千円

絵画、彫塑、工芸、写真、書道などの作品発表の場、文化活動の場としての市民ギャラリーと余暇の活動と健康づくりのために、卓球、バドミントン、バレーボールなどのスポーツをはじめ多目的に使える施設である市民アリーナの利用を通して、市民の文化活動の振興を図る。

①　施設名　姫路市民プラザ（イーグレひめじ地下 1 階・2 階）

②　所在地　本町 68 番地 290

③　開館日　平成 13 年 7 月 18 日

④　施設概要　ア　市民ギャラリー（延床面積　2,248.60 ㎡）

・特別展示室　158 ㎡　・第 1 展示室　86 ㎡

・第 2 展示室　129 ㎡　・第 3 展示室　188 ㎡

・第 4 展示室　181 ㎡　・アートホール　140 ㎡　（120 席）

イ　市民アリーナ（延床面積　1,220 ㎡）

・アリーナＡ　233 ㎡　・アリーナＢ　178 ㎡

⑤ 使用状況

市民ギャラリー・展示室

年度		H26	H27	H28	H29	H30
使用回数（回）		1,404	1,418	1,377	1,254	1,339
内訳	特別展示室	249	231	228	224	269
	第1展示室	284	304	293	273	261
	第2展示室	288	277	292	240	271
	第3展示室	293	315	299	282	275
	第4展示室	290	291	265	235	263
入場者数（人）		148,516	146,773	144,037	131,904	131,544
使用日数（日）		327	339	329	338	335
会館日数（日）		346	347	346	346	346

市民ギャラリー・アートホール

年度	H26	H27	H28	H29	H30
使用回数（回）	456	462	37	479	527
入場者数（人）	15,280	16,511	16,662	15,351	16,935
使用日数（日）	214	229	238	227	246
会館日数（日）	346	347	346	346	346

市民アリーナ

年度		H26	H27	H28	H29	H30
使用回数（回）		1,715	1,743	1,728	1,609	1,601
内訳	アリーナA	795	879	865	783	793
	アリーナB	920	864	863	826	808
入場者数（人）		30,952	34,807	34,887	37,306	33,395
使用日数（日）		342	346	343	344	346
会館日数（日）		346	347	346	346	346

2 文化センター

(1) 施設の概要

① 内容　大ホール（1,657 席）、小ホール（493 席）を備えた当市の中心的文化施設。併設のリハーサル室は大ホール舞台と同じ規模・設備を備え、本番を想定したリハーサルができる。

② 施設名　姫路市文化センター

③ 場所　西延末 426 番地 1（手柄山中央公園内）

④ 開館　昭和 47 年 10 月

⑤ 施設概要　鉄筋コンクリート造　地下 1 階　地上 5 階

敷地面積　21,912 ㎡

建物延面積　11,021 ㎡

主要施設

大ホール　客席数　1,657 席（ほか立見　300 人）

車椅子スペース　7 席程度、楽屋　11 室、浴室　2 室

小ホール　客席数　493 席（ほか立見　150 人）

車椅子スペース　6 席程度、楽屋　7 室、シャワー室　2 室

その他　会議室、展示室、リハーサル室、休憩室

⑥　建設費　　979,122 千円（本館）
　　433,725 千円（リハーサル室）

(2)　基本使用料　　【料金改定予定】

（円）

区分		午前 午前 9 時から 正午まで	午後 午後 1 時から 5 時まで	夜間 午後 6 時から 10 時まで	全日 午前 9 時から 午後 10 時まで
大ホール	平日	21,000	38,000	51,000	101,000
	土曜日、日曜日及び休日	29,000	51,000	62,000	126,000
大ホール楽屋	第 1	400	400	400	1,100
	第 2	400	400	400	1,100
	第 3	400	400	400	1,100
	第 4	900	1,200	1,200	3,000
	第 5	500	700	700	1,700
	第 6	400	400	400	1,100
	第 7	900	1,200	1,200	3,000
	第 8	900	1,200	1,200	3,000
	第 9	900	1,200	1,200	3,000
	第 10	900	1,200	1,200	3,000
	第 11	900	1,200	1,200	3,000
小ホール	平日	8,000	13,000	16,000	33,000
	土曜日、日曜日及び休日	9,000	16,000	20,000	42,000
小ホール楽屋	第 1	400	400	400	1,100
	第 2	400	400	400	1,100
	第 3	400	400	400	1,100
	第 4	400	400	400	1,100
	第 5	400	400	400	1,100
	第 6	900	1,200	1,200	3,000
	第 7	900	1,200	1,200	3,000
リハーサル室	平日	6,000	11,000	15,000	30,000
	土曜日、日曜日及び休日	8,000	15,000	18,000	35,000
展示室	平日	8,000	10,000	14,000	30,000
	土曜日、日曜日及び休日	9,000	12,000	16,000	36,000
会議室	第 1	2,600	3,400	3,400	9,000
	第 2	2,000	2,500	2,500	7,000
	第 3	6,000	8,500	8,500	23,000

(1) 使用状況

区分	年度	使用件数（件）	使用日数（日）	入場者人数（人）
大ホール	H26	135	186	176,417
	H27	173	229	211,072
	H28	155	207	187,573
	H29	180	252	211,525
	H30	167	232	195,977
小ホール	H26	169	190	54,369
	H27	213	241	70,284
	H28	223	238	68,068
	H29	218	246	70,586
	H30	196	231	63,387
リハーサル室	H26	108	142	24,936
	H27	122	181	26,518
	H28	133	191	21,711
	H29	140	216	27,582
	H30	131	199	33,424
第1会議室	H26	74	98	9,875
	H27	94	119	8,934
	H28	87	113	7,024
	H29	90	118	10,028
	H30	81	100	6,385
第2会議室	H26	71	95	9,621
	H27	95	123	8,578
	H28	85	114	6,534
	H29	94	126	9,789
	H30	77	97	6,080
第3会議室	H26	77	97	12,435
	H27	86	111	10,304
	H28	98	126	8,602
	H29	108	138	12,106
	H30	94	117	8,620
展示室	H26	83	126	22,563
	H27	92	142	26,753
	H28	99	138	21,661
	H29	129	195	30,446
	H30	120	158	24,572
合計	H26	717	—	310,216
	H27	875	—	362,443
	H28	880	—	321,173
	H29	959	—	372,062
	H30	866	—	338,445

3　姫路キャスパホール

(1)　施設の概要

①　所在地　　西駅前町 88 番地（キャスパビル 7 階）

②　開館　　平成 3 年 9 月

③　延床面積　2,188 ㎡

④　主要施設　・ホール　　舞台　　間口 15m　奥行 11m　高さ 5.5m

客席数　　331 席（うち車椅子スペース 3 席）

・楽屋　　楽屋　　6 室（延べ 101 ㎡）

・その他　　事務室・応接室　　各 1

ホワイエ　　529 ㎡

ロビー（ホール前）　　245 ㎡

⑤　建設費　　892,000 千円

(2)　基本使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 午前 9 時から 正午まで	午後 午後 1 時から 5 時まで	夜間 午後 6 時から 10 時まで	全日 午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	8,200 円	13,300 円	15,400 円	36,900 円
土曜日、日曜日 および休日	10,200 円	16,600 円	19,200 円	46,000 円

(3)　使用状況

年度	使用件数（件）	使用日数（日）	入場者人数（人）	使用料収入（円）
H26	216	238	51,668	10,890,332
H27	194	231	47,668	9,601,851
H28	209	239	52,128	10,830,094
H29	179	232	44,589	9,113,492
H30	202	237	45,704	10,414,471

3 姉妹都市交流

1 国内姉妹都市

令和元年度予算額　8,016千円

姉妹都市中学生合宿交歓会や市議会親善交歓会、親善スポーツ交歓大会、公民館学習交流等各分野にわたる交流を通じて、相互繁栄と友好関係の増進を図る。

(1) 松本市　昭和41年11月17日提携

兵庫県と長野県とは、観光交流を通じ相互の理解と親交を深めるため、昭和41年7月29日に観光姉妹県を提携した。これを契機として国宝に指定されている姫路城と松本城を有する姫路市と松本市が、観光交流のみならず産業・経済・教育・文化など各分野において積極的に交流し、協力し合うことは市勢の進展に大きく貢献するものとして、同年11月17日、姉妹都市の協定を結んだ。

人口23.9万人、面積978.47㎢

(2) 鳥取市　昭和47年3月8日提携

国宝姫路城、瀬戸内海国立公園を有する姫路市と、大砂丘、山陰海岸国立公園に代表される鳥取市とは、山陽山陰の交通の要衝として従来の経済界の交流に加え、お城にまつわる歴史的なつながりもある。

そこで両市が、相互の友好関係を樹立して観光・産業・文化・教育など各分野にわたる積極的な友好交流を図ることに重大な意義を認め、昭和47年3月8日、姉妹都市盟約を結んだ。

人口18.7万人、面積765.31㎢

2 国際姉妹都市・姉妹城

令和元年度予算額　14,522千円

6つの海外姉妹・友好都市、1つの姉妹城をはじめとする世界との交流を図り、市民の交流機会の拡充、国際理解の促進を図る。

(1) シャルルロア市（ベルギー）　昭和40年（1965年）7月13日提携

ベルギーは、戦後いち早く姫路市にカトリック宗派淳心会本部を設け、淳心会経営の学校、教会などを通じ市民に親しまれてきた。昭和34年にはウエテレン市から「愛の家」の建設資金が贈られ、姫路市からは姫山桜200本を贈るなど親交を重ねてきた。

39年1月27日、ボードワン国王・王妃両陛下が本市を訪問された際、姉妹都市提携の話し合いが行われ、同年6月12日にはシャルルロア市議会で姉妹都市提携が議決された。姫路市においては40年7月13日の市議会で議決され、姉妹都市提携が成立した。

人口20万人、面積102㎢。首都ブリュッセル市の南60㎞のベルギー中南部にあり、古い城下町であるとともに金属細工・ガラス・宇宙航空・ハイテクなどの産業が発達している。

(2) フェニックス市（アメリカ）　昭和51年（1976年）11月3日提携

昭和47年8月、国際親善都市連盟からフェニックス市が日本の適当な都市と姉妹関係を結びたいと希望している旨を告げられて以来、フェニックス（不死鳥）市と不死永生の姫路城を擁する姫路市とが日米友好の増進に寄与すべく話し合いを進めてきた結果、合衆国建国200年と日本の文化の日を記念して51年11月3日に正式提携を行いたい旨の意向が伝えられ、同年9月10日の議員総会で同意を得て、姉妹都市提携親善団を派遣し、調印を行った。

人口145万人、面積1,341㎢。アリゾナ州の州都で州南中央部に位置し、電子工学産業の発達が著しく米国南西部における交通・運輸の集積地で、また、太陽の渓谷とも呼ばれる米国随一の観光・保養地でもある。

(3) アデレード市（オーストラリア）　昭和57年（1982年）4月19日提携

昭和55年8月、駐日オーストラリア大使に姉妹都市の斡旋を依頼して以来、アデレード市長の来姫、アデレード市への姉妹都市提携調査研究使節団の派遣など両市間で姉妹都市について協議を重ね、57年4月、アデレード市長夫妻の来姫により調印を行った。

アデレード市は、南オーストラリア州南東部に位置し、公園の街と呼ばれる美しい都市である。メルボルンの北西650㎞に位置し、南オーストラリア州の州都で人口120万人、面積1,827㎢を擁し、連邦第5位の都市である。

また、気候は温暖で、古くは穀物、ウール、ワインの集荷地で栄え、近年は自動車工業、化学、繊維工業などで発展している。

(4) クリチーバ市（ブラジル）　　昭和59年（1984年）5月14日提携

昭和55年4月、兵庫県知事からクリチーバ市との姉妹都市関係樹立の勧奨を受け、同年10月、兵庫県南米親善使節団に姫路市も参加し事前調査を行った。その後、パラナ州知事一行の来姫に際し、姉妹都市提携推進への助力を要請し快諾を得るなど姉妹都市提携に向けて、両市間で協議を重ね、59年1月、クリチーバ市長夫妻の来姫により姉妹都市提携の覚書に調印し、同年5月、市長を団長とする提携訪問団を派遣し提携を行った。

クリチーバ市は、ブラジル南部のパラナ州の州都で、市街が清潔なこと、花が多いことで知られている高原都市である。海抜907ｍの高地にあり、平均気温17度と温暖で、人口186万人、面積435㎢を擁し、連邦パラナ総合大学をはじめ、教育機関や文化施設も多く、ブラジル有数の教育・文化都市とされている。産業はコーヒー、大豆を中心とした農業や石油化学工業が発達し、日系人も多く居住し、各界で活躍している。

(5) 太原市（中国）　　昭和62年（1987年）5月20日提携

昭和59年9月、太原市（山西省）人民政府から姫路市および姫路市議会あてに視察団派遣の招へいをうけるとともに、同年10月には、太原市長の友好発展を希望するむねの親書を携えた太原市友好都市考察団が来姫され、友好都市提携についての申し入れと視察団派遣の招へいを受けた。

以後、姫路市から60年9月に視察団を派遣、61年7月に友好都市提携の申し入れを行い、62年1月に、太原市から国内手続きが完了したむねの親書を受けた。

62年4月には、友好都市提携打合班を派遣、協議の結果、同年5月に太原市長を団長とする友好代表団の来姫により、友好都市提携の調印を行った。

太原市は、首都北京の西南500㎞に位置し、山西省の省都で、人口432万人、面積6,988㎢を擁し、省の政治、経済、文化の中心地で、石炭、機械、金属、化学、繊維を柱に調和のとれた産業システムが形成された中国の重化学工業都市である。

また、有名な史跡が数多くあり、2,500年の歴史をしのばせている。

(6) 昌原市（旧馬山市、2010年7月1日に馬山市が周辺2市と合併）（韓国）

平成12年（2000年）4月18日提携

姫路市在住の外国人の9割がアジア出身である上、平成8年に行った市民アンケートの結果を見ても、アジア地域とのさらなる交流を望む声が高まっていた。

姫路市の外国人登録者数は1万人余りであるが、うち韓国・朝鮮籍が7,700人を超え（平成12年7月現在)、馬山市出身の人も多数在住されている。また、馬山市と姫路市には人口、面積、産業等に似通った点が多いことから、姉妹都市提携に至った。

平成12年4月に馬山市長をはじめ訪問団が来姫、調印を行い、続いて同月姫路市からも市長を団長とする市民訪問団を派遣、交流の足掛かりを固め、以後交流を続けている。

(7) シャンティイ城（フランス）　　平成元年（1989年）5月11日提携

姫路市制施行100周年記念行事の一環として、姫路城の魅力を世界に広めようと、姉妹城を求めていたところ、姫路出身でパリで活躍中のデザイナー高田賢三氏と、ケンゾー・パリ社長アルマニ氏の仲介により、協議を重ねた結果、昭和63年4月2日シャンティイ市長ほか関係者が来姫、正式に了承の意志表示が行われ、提携の運びとなった。同年10月には姫路市長を団長とする訪問団をシャンティイ市に派遣、第1回調印を、平成元年5月にはシャンティイ市訪問団が来姫、第2回調印を行った。

シャンティイ市には14世紀の初頭から要塞が存在していたが、現在の城は、16世紀にアンヌ・ド・モンモランシーが建てた部分と、19世紀にオマール公が建てた部分からなる。現在は、オマール公の寄贈によりフランス学士院が管理にあたっている。城内コンデ美術館には、歴代城主が収集した多数の美術品が展示されている。敷地面積90ha。

シャンティイ市は、パリの北東部40㎞に位置し、人口1万2千人、面積16㎢。城の他に、広大な森、競馬場と調教場、18世紀建造の「大厩舎」を利用した馬術博物館などが有名。

3　姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会　　令和元年度予算額　　1,743 千円

姫路市、岡山市及び鳥取市は、関西・山陽・山陰の各圏域にありながらも、連携・交流を図りやすい位置にあり、江戸時代の池田家の国替え等、歴史的に深い縁で結ばれている。この三市間の連携・交流を一層充実させ、圏域を越えた新たな都市連携の形となる「三都城下町物語」を創りあげるため、平成 19 年 2 月に「姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会」を設立した。観光交流や地元農水産品の販売などを通じ官民にわたる多様な交流を行う。

4 国　際　交　流

1 国際交流の推進

(1) 国際化市民啓発事業　　令和元年度予算額　3,961 千円

① 国際理解講演会の開催

異なる文化や価値観を理解・尊重する意識を高めるため、国際的に活躍する講師を招いて話を聞く。(30 年度お笑いジャーナリスト、たかまつななさん)

② ひめじ国際交流フェスティバルの開催

日本人市民と在住外国人の交流を図るため、各国料理の実演・販売のほか、踊りや音楽、衣装や遊びなど多彩な文化の紹介・体験、国際理解講座などを行う。多数のボランティアが参加。(令和元年度予定　10 月 27 日　大手前公園)

③ 国際交流スプリングフェスティバルの開催

国際交流センター登録団体を主体に、在住外国人を交えてワークショップや登録団体の活動紹介、世界各国の文化紹介を行い、市民の異文化理解を深める。(令和元年度予定　3 月 8 日　イーグレひめじ)

④ 登録団体連絡会議の開催

国際交流センターに登録するボランティア団体が連携し、より効果的な国際交流を推進するため、連絡会議を開催し、情報を交換する。

(2) 在住外国人生活サポート事業　　令和元年度予算額　3,211 千円

① 外国語生活ガイドブックの作成

令和元年度英語版、30 年度ベトナム語版、やさしい日本語版（29 年度　ポルトガル語　28 年度　中国語　27 年度　英語　26 年度　ベトナム語　　25 年度　ポルトガル語)

外国人の転入時に住民窓口センター等で配布

② 在住外国人会議の開催

在住外国人が課題や経験について意見交換を行う場を設ける。

(3) 外国人受入環境整備事業　　令和元年度予算額　10,582 千円

市内及び近隣在住の外国人や、その雇用者からの行政手続きや各種相談に対し、外国語や翻訳機を活用した相談対応や情報提供を行うための窓口を整備し、運営する。

2 海外姉妹都市・姉妹城交流の推進

(1) 草の根交流事業　　令和元年度予算額　2,000 千円

日米草の根交流サミット 2019 大会実施

(2) コンウィ城親善友好経費　　令和元年度予算額　4,450 千円

コンウィ城・姫路城姉妹城提携実施

(3) シャンティイ城親善友好経費　　令和元年度予算額　8,072 千円

シャンティイ城姉妹城提携 30 周年記念訪問団派遣・受入

3 国際交流センターの管理運営

(1) 施設の概要

姫路市国際化推進プランの基本理念「多文化共生社会の実現」及び「国際交流の推進」のため、情報の収集と発信、ボランティア活動の推進、在住外国人の生活相談等を実施する地域の国際化の拠点。

① 位置　　本町 68 番地 290　イーグレひめじ 4 階

② 開館　　平成 13 年 9 月

③ 面積　　2,613.87 ㎡（内 221.56 ㎡は人権啓発センター）

④ 事業費　　約 23 億 2 千万円

⑤ 主な施設

姉妹都市コーナー　　海外姉妹都市の紹介展示

図書コーナー	図書・外国の新聞・雑誌等の閲覧、インターネットの利用
相談面談室	外国人生活相談等
ボランティア活動室	登録団体の活動の場
会議室	国際交流活動等の会合の場
セミナー室	各種セミナーの開催
和室	日本文化の紹介
印刷室	登録団体のワークスペース

⑥　基本使用料　　【料金改定予定】

（円）

区分	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
第1会議室	2,900	3,900	2,900	9,700
第2会議室	1,800	2,400	1,800	6,000
第3会議室	2,000	2,600	2,000	6,600
第4会議室	800	1,100	800	2,700
第5会議室	800	1,100	800	2,700
第6会議室	800	1,100	800	2,700
セミナー室A	3,600	4,800	3,600	12,000
セミナー室B	2,000	2,600	2,000	6,600
セミナー室C	1,400	1,900	1,400	4,700
セミナー室D	1,500	2,000	1,500	5,000
和室1	2,200	2,900	2,200	7,300
和室2	2,200	2,900	2,200	7,300

(2)　利用状況

年度	会議室（6室）				セミナー室（2室）				和室（2室）			
	開館日数（日）	使用日数（日）	利用率（%）	利用人数（人）	開館日数（日）	使用日数（日）	利用率（%）	利用人数（人）	開館日数（日）	使用日数（日）	利用率（%）	利用人数（人）
H26	2,076	1,683	81.1	24,170	1,384	1,082	78.2	32,779	692	238	34.4	4,621
H27	2,082	1,669	80.2	23,866	1,388	1,103	79.5	32,877	694	291	41.9	5,285
H28	1,076	1,631	78.5	22,144	1,384	1,111	80.2	33,991	692	331	47.8	6,008
H29	2,076	1,581	76.1	21,881	1,384	1,055	76.2	31,115	692	316	45.6	5,176
H30	2,076	1,678	80.8	22,259	1,384	1,086	78.4	31,870	692	321	46.3	5,738

※開館日数は開館日に室数を乗じた数字（平成30年度開館日346日、会議室：346×6、セミナー室：346×4、和室：346×2）

(3)　図書コーナー（平成31年3月末現在）

蔵書数：11,352冊（和書：9,125冊、洋書：1,441冊、雑誌：786冊）

［平成30年度利用状況］

利用登録者数：187人

図書貸出冊数：2,595冊

インターネット利用者数：2,177人（日本人2,175人、外国人2人）

(4)　国際交流推進団体の活動強化　　令和元年度予算額　39,314千円

地域ぐるみの国際交流事業を推進する（公財）姫路市文化国際交流財団に対し補助。

5 姫路公園の整備

1 概要

築城 400 年余の歴史を刻む国宝姫路城は、わが国最大の木造城郭建築物で、国宝 8 棟、国指定重要文化財 74 棟等多くの文化財を有し、これらを擁する姫路城跡（107.8ha）は、昭和 31 年 11 月文化財保護法に基づく特別史跡に指定されており、城郭を中心とする区域（68.1ha）は、都市公園・姫路公園として計画決定している。

平成 5 年 12 月には姫路城が人類共通の普遍的な価値を有する文化財としてユネスコの世界遺産に登録され、名実ともに日本が世界に誇る国民的文化遺産となっている。

この特別史跡地の整備促進を図るため、昭和 42 年 12 月、文化庁、大蔵省、兵庫県、姫路市の四者により特別史跡姫路城跡周辺地区整理促進連絡協議会を結成、44 年 6 月に姫路城周辺地区の整備管理方針が定められたが、史跡地の一体的整備と整備プログラム等計画実施の具体化を必要とするため、61 年に遺産の保全・継承と魅力のある都市景観の創出および都市機能の補完・充実を目的とした基本構想を策定、平成 19 年度にこの構想の見直しを行った。

さらに基本構想の理念を具現化するため、平成 22 年度に基本計画を策定したが、令和 2 年度で基本計画の整備計画期間が終了するため、現状を踏まえ国が平成 31 年 4 月に新たに制度化した史跡等の保存、活用の考え方や具体的な取り組みの内容を定める保存活用計画として、現計画を改定し、特別史跡の保存管理及び整備活用等を図る。

2 今年度の主な事業

(1) 姫路公園整備事業　　令和元年度予算額　30,800 千円

姫路城を中心とする姫路公園の維持管理を図り、緑ゆたかな潤いのある都市空間の創出と城周辺の歴史的な景観形成を促進する。

(2) 姫路城跡保存活用計画策定事業　　令和元年度予算額　4,000 千円

今後実施する事業の検討等を行い、学識経験者や市民等からなる検討懇話会での意見を踏まえ計画の骨子素案を策定する。

6 動　　物　　園

1 概要・規模

動物園は、昭和 26 年 12 月 1 日、播磨地方唯一の動物園として開園し、緑豊かなレクリエーションの場として市民に親しまれている。

開園当時は 5,600 ㎡の敷地に、動物もわずかに 16 種 56 点にすぎなかったが、現在では動物数も 102 種 398 点に増え、敷地も 30,760 ㎡となった。

(1) 敷地面積　　30,759.93 ㎡

(2) 建物　　55 棟　3,135.13 ㎡

(3) 動物数　　102 種　398 点　　哺乳類　34 種　163 点
　　鳥類　59 種　213 点
　　は虫類　9 種　22 点（平成 31 年 4 月 1 日現在）

2 主要事業

(1) 動物園管理事業（令和元年度予算額　　86,319 千円）

動物園の敷地、獣舎等の維持管理、および動物の展示、飼育管理を行うとともに、希少動物の調査研究や野生動物の保護育成に取り組んでいる。また、社会教育の場として、動物の観察を通じ動物に関心を持ち親しんでもらうため、ふれあい広場の動物の充実、動物園写生コンクール、動物愛護標語の募集、サマースクール、ウインタースクール、動物愛護フェスティバル、教育活動の場として出前講座の開催、大学生の学芸員、獣医技術実習、高校生のインターンシップおよび「トライやる・ウィーク」の受け入れ、さらには動物園ボランティア制度を導入して、市民に親しまれる動物園運営を展開している。

(2) 動物園整備事業（令和元年度予算額　　17,200 千円）

園の活性化に向けて飼育動物の充実と展示方法の改善を図り、教育・研究・レクリエーションの場にふさわしい動物園を目指し、獣舎やその他園内の整備を行う。

3 入園料　　【料金改定予定】

大人		200 円
小人（5 歳以上中学 3 年生まで）		30 円
団体	30 人～100 人未満	1 割引
	100 人～300 人未満	2 割引
	300 人以上	3 割引

4 利用状況

年度	有料入園者数（人）			無料入園者数（人）	総入園者数（人）	入園料収入（千円）
	大人	小人	計			
H26	161,669	45,154	206,823	280,649	487,472	33,441
H27	186,715	45,147	231,862	527,239	759,101	38,626
H28	173,513	39,996	213,509	428,116	641,625	35,814
H29	191,553	44,006	235,559	274,247	510,806	39,527
H30	169,666	37,951	207,617	189,756	(※)397,373	34,970

（※）園路舗装工事のため臨時休園（平成 30 年 12 月 12 日～平成 31 年 2 月 15 日）

7 好　　古　　園

1 概要・規模

(1) 概要

平成 4 年 4 月 29 日にオープンした姫路城西御屋敷跡庭園「好古園」は、市制 100 周年を記念して京都大学の中村一（まこと）教授の設計監修により、平成元年度から 3 年度の 3 カ年で建設した日本庭園である。発掘調査で確認された西御屋敷跡、武家屋敷跡、通路等の地割を生かした個性ある 9 つの庭園群と本格的数寄屋建築による茶室「双樹庵」他 2 棟の御屋敷で構成されている。また、築地塀の復元や屋敷門、長屋門などの配置により史跡地にふさわしい風情をかもしだすとともに、池や水の流れ、樹木や草花など自然の香りがあふれている。平成 29 年 4 月に開園 25 周年を迎え、より一層姫路の文化・観光を代表する施設となっている。

(2) 規模

① 敷地面積　　33,994 ㎡

② 事業費（整備費）　　2,825,382 千円

③ 建築物等

施設名	構造等	規模等
管理事務所	木造瓦葺平屋建	延床面積　179 ㎡
活水軒（食堂）	〃	〃　323 ㎡
潮音斎（休憩所）	〃	〃　278 ㎡
双樹庵（茶室）	〃	〃　250 ㎡
渡り廊下	〃	〃　62 ㎡
苗圃作業舎	〃	〃　121 ㎡
ポンプ舎	〃	〃　21 ㎡
築地塀	―	1,150m
四阿	流翠亭　鷺望亭　花笠亭 臨泉亭　聞竹亭	5 カ所
屋敷門	木造瓦葺	9 カ所
長屋門	木造瓦葺平屋建	1 カ所
岩組	生野石　宍粟石　鳥取河石	4,500 t
池等	御屋敷の庭 築山池泉の庭 流れ	1,300 ㎡ 250 ㎡ 700 ㎡
灯籠	西ノ屋型　柚ノ木型 勧修寺型　織部型 瀧見型　三月堂型　等	25 基

(3) 主な植物

・高中木類…50 種　　約 3,200 本　　マツ、モチ、シイ、シロスギ、モッコク、ツバキ他

・低木類……35 種　　約 10,000 株　　サツキ、ドウダンツツジ他

・地被類

笹類……12 種　　約 5,900 ㎡　　オカメザサ、クマザサ他

芝生……約 3,000 ㎡

苔……約 1,600 ㎡　　スギゴケ

草花……60 種　　82,000 株　　ニホンサクラソウ，イカリソウ，アサギリソウ他

2　入園料　　【料金改定予定】

大人（18 歳以上）　　300 円

小人（小学生・中学生・高校生）　150 円

団体（30 人以上）　　大人 240 円　　小人 120 円

3　入園状況

年度	有料入園者数（人）				無料入園者数（人）	入園料収入（千円）
	一般	小・中学生	団体	総数		
H26	63,843	1,860	97,516	163,219	34,673	44,066
H27	128,804	4,061	346,438	479,303	43,737	145,072
H28	95,441	3,645	306,032	405,118	44,129	119,681
H29	84,642	3,644	297,573	385,859	41,736	111,743
H30	93,204	4,704	301,942	399,850	38,895	113,032

8 姫　　路　　城

1 特徴・概要

(1) 概要

姫路城は標高 45.6mの姫山を利用して構築された平山城で、縄張りは螺旋状に三重とし、内・中・外の堀をめぐらしている。また、海抜 92mの大天守と三小天守を渡櫓でたくみに連絡した連立式天守は日本でも唯一のもので、さらに、千鳥・唐破風の配合の妙と均衡の美しさが白漆喰総塗籠の外壁と相まって類なく壮重優雅である。そして、わが国城郭建築技術の高揚期である桃山時代の遺産で、天守閣など 80 数棟にもおよぶ建造物と各曲輪がよく保存され、わが国城制を知りうる貴重な存在となっている。

(2) 姫路城概略

元弘 3 年（1333 年）　赤松則村　姫山に北条氏討伐のための砦を築く。
正平元年（1346 年）　赤松貞範　砦に館を設ける。
※その後、小寺、山名、小寺、黒田の各氏が居城。
※最近の研究によれば、築城は 16 世紀中ごろの黒田重隆・職隆父子以前にはさかのぼれないとする説が出されている。(姫路市史第 14 巻)
天正 8 年（1580 年）　織田信長の将・羽柴秀吉が黒田孝高の勧めに従い、毛利氏攻略の根拠地として、三層の天守を築く。
慶長 6 年（1601 年）～慶長 14 年(1609 年)　池田輝政（徳川家康の女婿）　五層六階地下一階の天守築城
※足かけ 9 年の歳月と延 3 千万～5 千万の人員を動員
元和 3 年（1617 年）　本多忠政　息子忠刻に千姫嫁ぎ、化粧櫓、西の丸を築く。
※現在残る全容を整える。
※その後、松平（奥平系・結城系）榊原、酒井の各氏が城主となる。
明治 2 年（1869 年）　酒井忠邦　版籍奉還
大正元年（1912 年）　市へ無償貸下げ
昭和 31 年(1956 年)～昭和 39 年(1964 年)　8 カ年計画で天守閣群解体修理
※総事業費 5 億 5 千万円
8 年の工事期間と延 20 万人の従事者
平成 21 年(2009 年)～平成 27 年(2015 年)　5 カ年計画で大天守の保存修理工事
※総事業費 34 億 2 千万円（附帯工事、公開等にかかる経費含む）
修理見学施設「天空の白鷺」
設置期間　平成 23 年 3 月～26 年 1 月
入館者数　184 万人

(3) 城域

内濠以内　約 23 ヘクタール　　中濠以内　約 107 ヘクタール　　外濠以内　約 233 ヘクタール

(4) 大天守の規模

姫山	標高	45.6m	天守台（石垣）	高さ	14.85m
大天守	高さ	31.5m	海抜	92m	
1 階	桁行	27.77m	梁間	20.04m	面積　550 ㎡（166.3 坪）
6 階	桁行	12.84m	梁間	8.94m	面積　115 ㎡（ 34.7 坪）
心柱	東西 2 本	長さ 24.6m	直径	根本　95 ㎝	末口　42 ㎝

(5) 指定文化財

国宝　8 棟　昭和 6 年 1 月 19 日指定、昭和 26 年 6 月 9 日新国宝指定
大天守　（5 層 6 階、地下 1 階付、本瓦葺）　1 棟
西小天守（3 層 3 階、地下 2 階付、本瓦葺）　1 棟

乾小天守（3層4階、地下1階付、本瓦葺）　1棟
東小天守（3層3階、地下1階付、本瓦葺）　1棟
イ・ロ・ハ・ニの渡櫓4棟（イ、ロ、ハの渡櫓各2層2階地下1階付、木造本瓦葺付台所、
ニの渡櫓二重櫓門､本瓦葺）
重要文化財　74棟　昭和25年8月29日指定
菱の門、備前門、化粧櫓、帯郭櫓、太鼓櫓、井郭櫓、折廻櫓、門、土塀など
特別史跡　　中濠以内　1,078,100㎡（約32万6千坪）昭和31年11月26日指定

(6) 世界文化遺産登録
平成5年12月11日

2 縦覧料

大人（18歳以上）　1,000円
小人（小学生・中学生・高校生）　300円
団体（30人以上）　2割引

3 利用状況

年度	有料登閣者（人）				無料登閣者（人）	縦覧料（千円）
	大人	小人	団体	総数		
平成26	420,145	50,133	358,399	828,677	89,966	293,384
平成27	1,444,313	157,151	1,033,024	2,634,488	232,563	2299,431
平成28	994,485	123,687	801,235	1,919,407	192,782	1,645,182
平成29	854,558	110,901	668,163	1,633,622	191,081	1,392,307
平成30	725,331	96,902	619,965	1,442,198	147,567	1,219,957

4 姫路城整備事業

三の丸広場ＬＥＤ化、電源新設工事等　　令和元年度予算額　　40,500千円

9 姫 路 城 改 修

1 概要

平成 26 年度で姫路城大天守保存修理工事は完了したが、今後も世界文化遺産・姫路城を適切に保存・継承していくためには、大天守のみならず姫路城全体の保存修理を引き続き行っていく必要があるため、計画的に保存修理工事を行う。

2 今年度の主な事業

(1) 姫路城の保存整備　　令和元年度予算額　76,200 千円

姫路城平成中期保存修理計画（計画期間：平成 6～34 年度）に基づき、姫路城建造物の漆喰壁や屋根等の保存修理を計画的に実施する。

令和元年度　　ぬの門ほか 2 棟保存修理工事ほか

10 スポーツ振興

1 概要

市民の明るい豊かな生活とたくましい身体の育成を図るため、すべての市民が家庭、学校、近隣、職場など、日常生活のあらゆる場所でスポーツに取り組むことができるように、指導者の養成講習会を実施、小学校の運動場と体育館を市民に開放するとともに、各種の競技スポーツの振興を図るため、スポーツ教室、各種競技大会、市民体育大会等を開催している。

2 総市民健康運動の推進

広く市民に健康意識の高揚と、心と体のバランスのとれた健康な体づくりの普及、啓発を図り、健康で明るく文化的な活力ある健康福祉都市を築くため、昭和 51 年度から推進している。

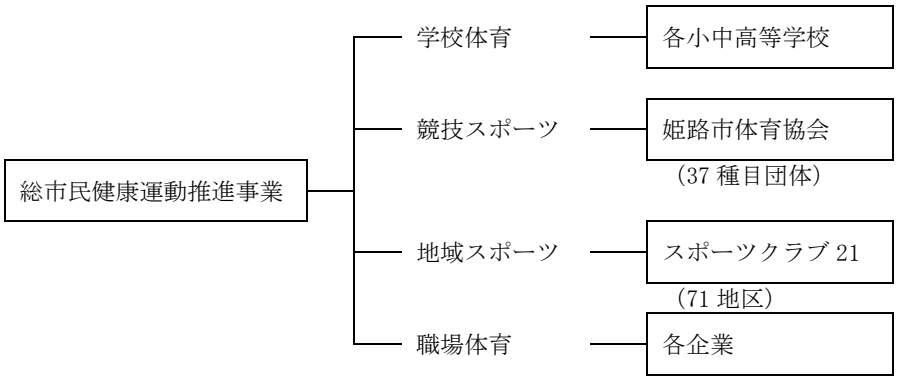

＜主要実施項目＞

- ○ スポーツ施設の整備拡充
- ○ 指導者の養成
- ○ 意識の啓発
- ○ 指導体制の充実
- ○ 健康運動活動の推進
- ○ 各種事業の振興

3 学校体育施設の開放

令和元年度予算額　27,463 千円

昭和 52 年度から、市民にスポーツの場を提供しようと学校体育施設を開放しているが、これらの利用者の利便を図るため各小学校にクラブハウス、コミュニティルームを設置している。クラブハウスには、男女更衣室、便所、シャワー室、器具庫などのほか、談話室も設けられ、スポーツだけでなく、住民の会合や催しなどにも利用できる。

(1) 校庭クラブハウス、体育館コミュニティルームの整備

① 開放事業の運営および体育施設利用運営委員会（小学校区単位 69）

② 校庭クラブハウス設置校　29 校

津田小、勝原小、御国野小、広峰小、手柄小、城北小、白小中、高浜小、網干西小、東小、城東小、飾磨小、広畑小、大津小、大津茂小、山田小、砥堀小、高岡小、妻鹿小、広畑第二小、旭陽小、谷外小、四郷学院、城陽小、花田小、八木小、的形小、糸引小、増位小

③ 体育館等コミュニティルーム　30 校

豊富小、英賀保小、白鳥小、安室東小、峰相小、網干小、別所小、太市小、余部小、高岡西小、八幡小、大塩小、谷内小、城乾小、曽左小、野里小、荒川小、白浜小、南大津小、安室小、林田小、伊勢小、青山小、船津小、城西小、船場小、水上小、香呂小、安富南小、安富北小

(2) 中学校屋外運動場夜間照明施設設置校　4 校　山陽中、豊富中（休止）、大的中、書写中

4 社会体育指導者養成事業

令和元年度予算額　4,130 千円

スポーツ指導者の養成と資質の向上を図ることを目的として、スポーツ大学講座・指導者養成講習会などの事業を実施する。

5　社会体育行事　　令和元年度予算額　20,449 千円

(1)　姫路市民体育大会
(2)　姫路市スポーツ祭
(3)　スポーツ少年大会
(4)　市長杯争奪社会人野球大会
(5)　早朝野球大会
(6)　姫路市少年軟式野球大会
(7)　姫路市少女バレーボール大会
(8)　郡市区対抗駅伝競走大会
(9)　スポーツ賞、スポーツ大賞
(10)　スポーツ教室
(11)　全国大会等出場者激励
(12)　聖徳太子奉賛中学校駅伝競走大会
(13)　姉妹都市親善スポーツ交歓大会

6　地域スポーツ事業　　令和元年度予算額　29,379 千円

市民の健康づくり、体力づくりを図るため「スポーツは生涯の友」「スポーツで生涯現役」のスローガンのもとに、生活に密着したスポーツ活動を奨励、普及する。

(1)　市民ラジオ体操のつどい
(2)　市民歩こう会
(3)　市民体力テスト会
(4)　総市民健康運動推進
(5)　地域スポーツ振興事業委託
(6)　ウォーキングマップ更新

7　スポーツイベント事業助成　　令和元年度予算額　9,700 千円

全国大会などに助成（綱引、バスケットボール、相撲、野球等）

8　世界遺産姫路城マラソン 2020　　令和元年度予算額　188,163 千円

『歴史と文化の継承』をキーワードに、市民あげてサポートするマラソン大会。

姫路城大天守保存修理事業の完成を記念して平成 26 年度から開催し、今回で 6 回目となる。「走る人」「支える人」「応援する人」がマラソンを通じて、喜びや感動を共有することで、全ての市民がそれぞれの興味・関心等に応じて、スポーツ参画できる環境づくりにつなげる。

(1)　大会コンセプト

○ 世界遺産姫路城の保存、継承を図る。
○ 姫路の都市の魅力を発信する。
○ 生涯スポーツの振興を図る。
○ 市民ボランティア文化の醸成を図る。
○ 地域経済の活性化を図る。

(2)　出走者数　　（単位　人）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
マラソン	6,034	5,725	7,370	7,294	7,258
ファンラン	3,201	3,407	3,817	4,166	4,759
合計	9,235	9,132	11,187	11,460	12,017

11 社会体育施設

1 総合スポーツ会館

(1) 位置　　中地 453 番地

(2) 完工　　昭和 56 年 5 月

(3) 構造及び規模　　鉄筋コンクリート造 2 階建　地下 1 階　塔屋 3 階

建築面積　8,385 ㎡　　延床面積　12,812 ㎡

主要施設

競技場（フロアー面積　2,218 ㎡）、温水プール（水面積　450 ㎡ 25m 7 コース・幼児プール）、柔道場（フロアー面積　823 ㎡）、剣道場（フロアー面積　823 ㎡）、卓球場（フロアー面積　431 ㎡）、弓道場（4 人立）、トレーニングルーム（フロアー面積　282 ㎡）、会議室、管理諸室、駐車場（156 台収容）

(4) 建設費　　2,158,380 千円

(5) 占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	2,700 円	3,240 円
柔道場・剣道場	1,000 円	1,200 円
弓道場	500 円	600 円
温水プール (1 コースにつき)	750 円	900 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(6) 個人使用料

区分	当日使用料 (1 人 1 回 1 時間以内につき)	回数券 (使用券 11 枚つづり)
競技場・柔道場・剣道場・弓道場(弓道場使用は大人のみ) ・卓球場	大人　150 円 小人　70 円	大人　1,500 円 小人　700 円
温水プール	大人　250 円 小人　120 円	大人　2,500 円 小人　1,200 円
トレーニングルーム	大人　200 円	大人　2,000 円

※「小人」は義務教育終了前

(7) 使用状況

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人使用	大人（人）	21,882	24,291	37,352	58,605	68,779
	小人（人）	7,536	9,401	11,031	13,061	14,730
占用使用	件数（件）	1,119	1,244	1,077	1,422	1,654
	人員（人）	77,500	80,321	76,842	88,515	95,945
教室使用（人）		72,387	84,652	77,816	83,973	83,797
使用料収入（円）		28,264,750	32,767,150	31,528,910	30,111,020	30,303,420

2　球技スポーツセンター

(1)　位置　　花田町加納原田 813 番地

(2)　完工　　昭和 57 年 3 月

(3)　敷地面積　　58,546 ㎡

(4)　構造及び規模　　・球技場（サッカー・ラグビー場）　　グラウンド面積　12,262 ㎡　（人工芝）
観覧席　メインスタンド　3,000 人収容　　バックスタンド　2,000 人収容
・野球場　　グラウンド面積　8,712 ㎡　（外野芝張）
観覧席　400 人収容
・テニスコート　　コート面積 3,985 ㎡　（砂入り人工芝コート 6 面）
観覧席　150 人収容
・多目的広場グラウンド　　面積 8,400 ㎡　（クレー）
・駐車場　171 台収容

(5)　建設費　　981,500 千円

(6)　使用状況

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人数（人）	球技場	30,381	45,835	46,313	43,393	43,418
	テニスコート	20,819	22,593	19,253	18,727	20,569
	野球場	14,535	12,254	10,823	10,629	10,087
	多目的広場	27,176	33,229	32,359	28,361	25,230
	合計	92,911	113,911	108,748	101,110	99,304
使用料収入（円）		6,158,430	6,471,220	6,590,640	6,703,580	6,710,910

(7)　占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)
球技場	2,900 円
野球場	1,000 円
テニスコート 1 面	400 円
多目的広場	800 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

3　広畑野球場

(1)　位置　　広畑区鶴町一丁目 56 番地

(2)　完工　　平成元年 2 月

(3)　構造及び規模　　グラウンド面積 6,800 ㎡　　センター90m　　両翼 80m　　ナイター設備

(4)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	23,796	22,272	21,321	23,468	20,080
使用料収入（円）	829,580	922,640	848,580	801,710	724,720

(5) 占用使用料

区分	午前9時から 午後9時まで (1時間につき)
野球場	300円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

4 ウインク球場（姫路球場）

(1) 位置　飯田540番地
(2) 完工　昭和34年3月（改築　平成26年1月）
(3) 構造及び規模　鉄筋コンクリート造3階建（延床面積　11,425㎡）
メインスタンド（5,084.34㎡）
1塁・3塁側内野スタンド（6,037.73㎡）、外野スタンド
グラウンド（12,471㎡、センター　120m、両翼100m）
屋内練習場、会議室1、会議室2、審判員控室、更衣室、スコアボード等
収容人数　約14,000人（内野約8,000人　外野約6,000人）
(4) 建設費　130,000千円（H23～H25大規模改修費　2,283,729千円）
(5) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	45,873	52,660	46,336	36,074	38,580
使用料収入（円）	4,483,730	3,557,910	3,009,440	2,781,970	3,150,370

(6) 占用使用料　【料金改定予定】

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
野球場 (スタンドを含む)	3,000円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

5 田寺テニスコート

(1) 位置　田寺東二丁目12番1号
(2) 完工　昭和55年6月
(3) 構造及び規模　クラブハウス1棟
砂入り人工芝コート6面　　練習コート1面　　敷地面積7,659㎡
(4) 建設費　62,000千円
(5) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	46,914	48,409	45,084	41,198	40,083

(6) 占用使用料

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
コート1面	400円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

6 網干テニスコート

(1) 位置　網干区新在家1320番地4
(2) 完工　昭和58年3月
(3) 構造及び規模　砂入り人工芝コート　4面　クラブハウス　駐車場
敷地面積　3,411㎡
(4) 建設費　33,000千円
(5) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	13,972	17,484	17,867	14,222	11,476

(6) 占用使用料

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
コート1面	400円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

7 広畑テニスコート

(1) 位置　広畑区鶴町二丁目38番地
(2) 完工　平成6年2月
(3) 構造及び規模　砂入り人工芝コート　10面　駐車場
敷地面積　7,901㎡　管理棟　359㎡
(4) 建設費　313,662千円（公園含む）
(5) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	47,875	51,829	53,891	39,997	45,910

(6) 占用使用料

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
コート1面	400円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

8　ウインク体育館(中央体育館)

(1)　位置　　西延末 90 番地

(2)　完工　　昭和 63 年 7 月

(3)　構造及び規模　　鉄筋コンクリート造 3 階建

敷地面積　11,300 ㎡　　建築面　6,554 ㎡　　延床面積　9,067 ㎡

第 1 競技場　2,183 ㎡　　第 2 競技場　740 ㎡

観客席（固定席　1,960 席、移動席　896 席、身障者用　6 席）

相撲場　204 ㎡　　会議室　　事務室　　喫茶コーナー他

(4)　総事業費　　約 24 億円

(5)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	178,217	207,764	151,416	136,197	158,287
使用料収入（円）	13,914,180	12,850,980	14,342,720	11,093,720	12,147,940

(6)　占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間につき）	午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間につき）
第 1 競技場	3,450 円	4,140 円
第 2 競技場	1,000 円	1,200 円
相撲場	850 円	1,020 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7)　個人使用料

区分	当日使用料（1 人 1 回 1 時間以内につき）	回数券（使用券 11 枚つづり）
第 1 競技場 第 2 競技場 相撲場	大人　200 円 小人　100 円	大人　2,000 円 小人　1,000 円

※「小人」は義務教育終了前

9　ウインク陸上競技場（陸上競技場）

(1)　位置　　中地 377 番地 1

(2)　完工　　昭和 39 年 9 月

(3)　構造及び規模　　総面積　39,600 ㎡　　メインスタンド　鉄筋コンクリート造 2 階建　一部鉄骨造

競技場面積　19,800 ㎡

トラック（全天候型舗装）　1 周 400m　8 コース　　直線 140m　8 コース

フィールド　走幅跳、三段跳、走高跳、棒高跳、砲丸投、円盤投、ハンマー投各 2 カ所

収容人員　20,000 人

(4)　建設費　　180,000 千円

(5)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	103,203	89,290	73,692	91,493	89,126
使用料収入（円）	3,278,420	2,751,620	1,959,570	2,624,850	2,621,010

(6) 占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
主競技場 (スタンドを含む)	1,600円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7) 個人使用料

区分	当日使用料		年間使用券	
競技場	大人	200円	大人	8,000円
	小人・高校生	100円	小人・高校生	4,000円

※「小人」は義務教育終了前

10 灘浜野球場

(1) 位置　　白浜町灘浜8番地

(2) 完工　　昭和58年10月

(3) 構造及び規模　　グラウンド面積　16,000㎡（野球等2面可能）　ナイター設備

(4) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	14,931	12,993	10,615	13,043	11,036
使用料収入（円）	2,394,900	2,008,100	1,557,060	1,777,520	1,550,510

(5) 占用使用料

区分	午前9時から 午後9時まで (1時間につき)
野球場	300円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

11 白浜グラウンド

(1) 位置　　白浜町577番地

(2) 完工　　昭和58年3月

(3) 構造及び規模　　敷地面積　10,000㎡　　グラウンド面積　9,000㎡　　センター　90m　　両翼　80m

(4) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	6,694	7,163	8,221	8,733	9,305

(5) 使用料　　無料

12　白浜新開野球場

(1)　位置　　白浜町甲 912 番地 1

(2)　完工　　平成元年 10 月

(3)　構造及び規模　　グラウンド面積　10,000 ㎡　　センター　110m　　両翼　90m

(4)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	31,284	26,587	26,912	27,844	25,944
使用料収入（円）	297,520	300,840	283,680	299,820	337,800

(5)　占用使用料

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)
野球場	300 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

13　中島野球場

(1)　位置　　飾磨区中島 2558 番地

(2)　完工　　昭和 53 年 2 月

(3)　構造及び規模　　グラウンド面積　10,498 ㎡　　センター　105m　　両翼　87m

(4)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	14,358	15,719	14,735	16,020	15,845
使用料収入（円）	408,570	405,800	382,110	566,660	608,170

(5)　占用使用料

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)
野球場	300 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

14　林田グラウンド

(1)　位置　　林田町上構 343 番地 2

(2)　完工　　平成元年 2 月

(3)　構造及び規模　　総面積　13,660 ㎡

多目的広場　8,918 ㎡　　センター　106m　　左翼　78m　　右翼　87m

駐車場　80 台

(4)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	3,929	3,838	4,559	6,959	4,555
使用料収入（円）	211,330	190,890	174,240	257,620	216,480

(5) 占用使用料

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
野球場	300円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

15 豊富球場

(1) 位置　豊富町豊富3910番地1
(2) 完工　平成8年3月
(3) 敷地面積　44,225㎡
(4) 構造及び規模
・野球場　グラウンド面積　11,751㎡（外野芝張）　センター　120m　両翼　92m
観客席　300名収容
・多目的広場　グラウンド面積　2,940㎡
・サブグラウンド　グラウンド面積　1,700㎡（総芝張）
・駐車場　(91台)　バス（3台）
(5) 建設費　944,400千円
(6) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	31,049	32,509	32,359	34,801	27,201
使用料収入（円）	1,017,400	989,490	958,310	803,510	835,430

(7) 占用使用料　【料金改定予定】

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)
野球場 (スタンドを含む)	1,000円
多目的広場	100円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

16 広畑トレーニングルーム

(1) 位置　広畑区正門通三丁目7番地
(2) 完工　平成6年4月
(3) 規模　トレーニングルーム　466㎡　更衣室、シャワー室
(4) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	11,469	10,397	4,110	4,295	8,542
使用料収入（円）	3,280,850	3,074,950	1,201,300	1,314,000	－

※平成30年度から指定管理者制度へ移行

(5) 占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)
多目的ルーム	850円	1,020円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(6) 個人使用料

区分	1人1回1時間以内につき
トレーニングルーム	大人　300円

17 花北体育館

(1) 位置　増位新町二丁目12番地
(2) 完工　昭和55年3月
(3) 構造及び規模　鉄筋コンクリート造　2階　建建物面積　1,913㎡
体育館770㎡（バスケットボール、バレーボール各1面、ママさんバレーボール、バドミントン各3面）
トレーニングルーム、多目的ルーム、更衣室、会議室、ランニングロード、事務室
(4) 建設費　266,000千円（H21大規模改修費　91,772千円）
(5) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員（人）	29,976	32,239	30,442	35,572	40,580
使用料収入（円）	4,729,530	5,165,310	4,848,230	4,867,020	5,053,010

(6) 占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)
競技場	850円	1,020円
多目的ルーム	500円	600円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7) 個人使用料

区分	当日使用料（1人1回1時間以内に限る）
競技場	大人　150円　小人　70円
多目的ルーム	大人　150円　小人　70円
トレーニングルーム	大人　200円

※「小人」は義務教育終了前

18　飾磨体育館

(1)　位置　　飾磨区細江 104 番地の 3

(2)　完工　　昭和 62 年 3 月

(3)　構造及び規模　　鉄筋コンクリート造　平屋一部 2 階建

建築面積 947.44 ㎡　延床面積 1,042.59 ㎡

体育館（784.5 ㎡）、会議室、更衣室、器具庫

(4)　建設費　　153,241 千円

(5)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	24,737	23,584	23,206	22,536	21,318
使用料収入（円）	2,105,233	1,990,967	2,078,167	2,495,239	2,559,640

(6)　占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	700 円	840 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7)　個人使用料

区分	当日使用料（1 人 1 回 1 時間以内に限る）
競技場	大人　150 円　小人　70 円

※「小人」は義務教育終了前

19　スケートボードパーク

(1)　位置　　西延末 484 番地

(2)　完工　　平成 31 年 3 月

(3)　構造及び規模　　スケートボード場　925.5 ㎡　13 セクション（ボウル、モーグル、ボックス等）

休憩所　54 ㎡　四阿、ベンチ 6 基

(4)　建設費　　64,633 千円

(5)　利用登録者数　　573 人（令和元年 5 月末時点）

(6)　占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
スケートボード場	800	960

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7)　個人使用料　無料

20　家島Ｂ＆Ｇ海洋センター

(1) 位置　　家島町真浦 1732 番地 73

(2) 完工　　昭和 63 年 5 月

(3) 構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部 2 階建

体育館　　1,221.97 ㎡（バレーコート 2 面）

多目的ルーム　　497.70 ㎡

温水プール　　833 ㎡

一般用プール　25m×13m　　水深 1.2m　　両端 1.1m

幼児用プール　10m× 6m　　水深 0.5～0.6m

艇庫　　221.45 ㎡ （一部 3 階建）

ＯＰヨット 10 艇・12Ｆヨット 3 艇・ローボート 8 艇

カヌー12 艇・ペアーカヌー2 艇・330 セールボード 3 艇

(4) 建設費　　340,000 千円

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体育館	2,421	4,407	4,504	4,989	4,027
多目的ルーム	941	1,183	1,058	479	940
プール	7,413	10,499	11,136	9,453	9,786
艇庫	540	1,070	1,124	808	1,062
ミーティングルーム	270	270	50	50	50
合計	11,585	17,429	17,872	15,779	15,865

施設名	使用料・照明料収入（円）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
体育館	151,710	136,370	172,950	113,060	106,330
多目的ルーム	17,700	24,150	21,100	14,350	11,050
プール	239,950	311,850	491,090	468,700	530,000
艇庫	89,850	94,950	93,750	107,600	122,800
ミーティングルーム	0	300	4,500	9,000	17,600
付属備品	32,600	28,600	29,050	33,050	35,400
合計	531,810	596,220	812,440	745,760	823,180

(6)　占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
体育館	600 円	720 円
多目的ルーム	300 円	360 円
温水プール (1 コースにつき)	400 円	480 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7) 個人使用料

区分	1人1回1時間以内		回数券（使用券11枚つづり）	
体育館 多目的ルーム	大人	100円	大人	1,000円
	小人	50円	小人	500円
温水プール	大人	150円	大人	1,500円
	小人	70円	小人	700円

※「小人」は義務教育終了前

(8) 付帯施設及び備品使用料

区分	1艇2時間につき		定員（人）
	大人	小人	
カヌー	400円	200円	1
ペアーカヌー	800円	400円	2
ＯＰヨット	600円	300円	1
12Ｆヨット	1,200円	600円	2
ローボート	1,200円	600円	4
330セールボード	600円	300円	1
420ヨット	1,200円	600円	2
艇庫	1人1回につき100円		

※「小人」は義務教育終了前

21 家島運動広場

(1) 位置　家島町真浦1732番地63

(2) 完工　昭和62年7月

(3) 構造及び規模　グラウンド　10,000㎡（ナイター設備）

テニスコート　1,356㎡（砂入り人工芝コート2面、ナイター設備）

(4) 建設費　139,841千円

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
グラウンド	5,641	14,536	8,201	8,476	7,890
テニスコート	1,739	4,696	3,050	3,170	2,420
合計	7,380	19,232	11,251	11,646	10,310

施設名	使用料・照明料収入（円）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
グラウンド	239,000	156,500	175,000	169,500	116,500
テニスコート	112,610	162,330	119,430	192,750	156,090
合計	351,610	318,830	294,430	362,250	272,590

(6) テニスコート占用使用料

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)
テニスコート (1面につき)	400円	480円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増

※市外の方の使用料は5割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

22 坊勢スポーツセンター

(1) 位置　家島町坊勢700番地24

(2) 完工　平成15年3月

(3) 構造及び規模　鉄筋コンクリート造一部3階建

体育館　878.83㎡（バレーコート2面）

多目的ルーム　武道場　351.61㎡

温水プール　819.85㎡

一般用プール 25m×13m　水深1.25m　両端1.05m

幼児用プール　変形プール　水深0.5～0.6

流水水槽（W1.9m×D1.5m×H1.1m×2基）

底部歩行ベルト，水流噴射

グラウンド　7,225㎡（ナイター設備）

テニスコート　平成13年4月1,600㎡（砂入り人工芝コート　2面）

艇庫　鉄骨一部コンクリートブロック造　524.80㎡

（ミーティングルーム・倉庫・更衣室等）

(4) 建設費　1,327,297千円

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
体育館	6,369	6,768	7,499	3,079	4,486
多目的ルーム	654	804	1,451	547	808
プール	11,052	12,677	13,639	10,256	14,441
グラウンド	11,821	9,684	5,759	3,384	2,571
テニスコート	2,813	3,310	1,556	996	860
艇庫（ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ）	120	162	165	165	306
合計	32,829	33,405	30,069	18,427	23,472

施設名	使用料・照明料収入（円）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
体育館	277,110	309,460	331,330	195,800	357,030
多目的ルーム	23,150	36,800	57,090	28,070	71,250
プール	142,050	230,660	423,910	594,380	1,106,820
グラウンド	67,870	37,370	38,010	151,770	1,360
テニスコート	122,730	210,940	137,260	38,180	67,710
艇庫（ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ）	4,800	10,200	9,600	2,600	1,200
付属備品	109,300	140,030	148,570	87,510	129,550
合計	747,010	975,460	1,145,770	1,098,310	1,734,920

(6) 占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前9時から 午後5時まで (1時間につき)	午後5時から 午後9時まで (1時間につき)
体育館	600円	720円
多目的ルーム	450円	540円
温水プール (1コースにつき)	500円	600円
グラウンド	300円	360円
テニスコート (1面につき)	400円	480円

※土、日、休日の使用料は2割増、時間外の使用料は5割増
※市外の方の使用料は5割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7) 個人使用料

区分	1人1回1時間以内	回数券 (使用券11枚つづり)
体育館 多目的ルーム	大人　100円 小人　50円	大人　1,000円 小人　500円
温水プール	大人　250円 小人　120円	大人　2,500円 小人　1,200円

※「小人」は義務教育終了前

23 坊勢運動広場

(1) 位置　　家島町坊勢768番地
(2) 完工　　昭和59年3月
(3) 構造及び規模　　グラウンド　　7,155㎡ (ナイター設備)
(4) 建設費　　34,000千円
(5) 使用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
使用人員(人)	1,349	864	1,387	1,169	585
使用料収入(円)	0	0	0	0	0

24 夢前スポーツセンター

(1) 位置　　夢前町神種1042番地
(2) 完工　　昭和50年5月
(3) 敷地面積　　105,262.79㎡の一部
(4) 構造及び規模

・グラウンド　昭和50年5月完工　15,000㎡ (ナイター設備6基)
・体育館　昭和52年4月完工　鉄骨造地上2階建　延床面積1,084㎡ 建設費　179,643千円
　ミーティングルーム(27㎡)、事務室(22㎡)、用具室(27.5㎡)
・武道館　昭和59年3月完工　鉄骨造地上2階建　623.77㎡
　(剣道場　200.49㎡、柔道場　200.49㎡、更衣室　8.32㎡×2、管理室　11.12㎡)
・多目的ホール　昭和57年7月設置　306㎡
・テニスコート　昭和59年12月完工　ハードコート1面(ナイター設備)
・駐車場　150台収容

(5)　使用状況

施設名	使用人数（人）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
グラウンド	23,582	26,781	23,127	25,032	27,366
体育館	7,244	8,840	5,868	8,819	9,641
テニスコート	310	486	363	243	281
武道館	3,368	3,042	2,957	3,106	2,551
多目的ホール	401	655	888	217	577
合計	34,905	39,804	33,203	37,417	40,416

(6)　占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
剣道場	300 円	360 円
柔道場	300 円	360 円
体育館	600 円	720 円
多目的ホール	600 円	720 円
テニスコート (1 面につき)	400 円	480 円
グラウンド	300 円	360 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7)　個人使用料

区分	1 人 1 回 1 時間につき	回数券（1 人 1 回 1 時間につき）
剣道場 柔道場 体育館 多目的ホール	大人　100 円 小人　50 円	大人　1,000 円 小人　500 円

※「小人」は義務教育終了前

25　香寺総合公園スポーツセンター

(1)　位置　　香寺町行重 335 番地

(2)　完工　　平成元年 3 月

(3)　敷地面積　　香寺総合公園 149,870 ㎡の一部

(4)　構造及び規模　　武道館（鉄筋コンクリート造地上 2 階、平成元年、延床面積 1,355.70 ㎡）
（武道場 599.06 ㎡、柔道場 307.44 ㎡、トレーニングルーム 49 ㎡、管理諸室）
野球場（昭和 62 年、延面積 12,000 ㎡、センター110m、両翼 90m、内野黒土、外野芝生
スコアボード、スタンド 300 人収容、ナイター設備）
テニスコート（昭和 62 年、延面積 4,100 ㎡、砂入り人工芝コート 4 面、スタンド、
ナイター設備）
（香寺総合公園建設費 1,531,300 千円の一部）
体育館（鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階、昭和 48 年、延床面積 2,029.60 ㎡）

（アリーナ 930 ㎡、卓球場 180 ㎡）
グラウンド（Ｓ48 年、延床面積 7,340 ㎡、ナイター設備）
（体育館・グラウンド建設費 127,280 千円）
多目的広場（平成 27 年、人工芝部分 4,233 ㎡、ナイター設備）（建設費 128,828 千円）
駐車場 240 台（武道館・野球場・テニスコート 170 台、体育館・グラウンド 70 台）

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
武道館	28,415	29,320	26,334	26,713	26,129
野球場	24,110	19,486	17,054	22,254	17,152
テニスコート	16,183	17,579	13,720	12,417	12,340
競技場	31,024	28,481	35,389	31,415	30,935
グラウンド	26,345	29,912	28,853	30,343	26,741
多目的広場	—	—	32,852	32,885	35,571
合計	126,077	124,778	154,202	156,027	148,868

(6) 占用使用料　　【料金改定予定】

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
武道館	300 円	360 円
柔道場	300 円	360 円
テニスコート (1 面につき)	400 円	480 円
壁打ちコート	200 円	240 円
野球場	1,000 円	1,200 円
競技場	600 円	720 円
グラウンド	300 円	360 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増
※市外の方の使用料は 5 割増
※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7) 個人使用料

区分	1 人 1 回 1 時間につき		回数券 (使用券 11 枚つづり)	
武道場	大人	100 円	大人	1,000 円
柔道場	小人	50 円	小人	500 円
競技場				
トレーニングルーム	大人	200 円	大人	2,000 円
卓球場	大人	150 円	大人	1,500 円
	小人	70 円	小人	700 円

※「小人」は義務教育終了前

26　香寺温水プール

(1)　位置　　香寺町香呂 239 番地 1

(2)　完工　　平成元年 7 月

(3)　構造及び規模　　鉄筋コンクリート一部鉄筋造 2 階建

土地面積　6,617.02 ㎡　　建物面積　2,103.47 ㎡

施設の概要

公認プール　　350 ㎡　25m×6 コース

可動床プール　　150 ㎡　25m×3 コース　　水深 0～1.1mまで変動

ジャグジーバス、採暖室（10 名用）、観覧席（23m×3 列）、会議室、管理諸室

駐車場（100 台）

(4)　建設費　　302,520 千円　（H9 大規模改修費 309,520 千円、H20～H21 大規模改修費 290,250 千円）

(5)　占用使用料　　【料金改定予定】

午前 9 時 30 分から 午後 5 時まで （1 時間につき）	午後 5 時から 午後 9 時まで （1 時間につき）
600 円 （1 コースにつき）	720 円 （1 コースにつき）

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(6)　個人使用料

区分	当日使用料 （1 人 1 回 1 時間まで）	回数券 （使用券 11 枚つづり）
大人	250 円	2,500 円
小人	120 円	1,200 円

※「小人」は義務教育終了前

(7)　使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	70,985	70,217	70,927	78,808	79,642

27　安富スポーツセンター

(1)　位置　　安富町安志 673 番地 3 ほか

(2)　完工　　平成 2 年 4 月

(3)　敷地面積　　グラウンド・テニスコート・多目的広場　63,763 ㎡

(4)　施設概要

・グラウンド　　平成 2 年 4 月　10,700 ㎡（ナイター設備）

・多目的広場　　平成 2 年 4 月　6,603 ㎡

・テニスコート　　平成 4 年 3 月（砂入り人工芝コート）　2 面 1,462.4 ㎡（ナイター設備）

・グラウンド、テニスコート、多目的広場の付帯施設

（ミーティングルーム、放送設備、トイレ、ユニバーサルトイレ、駐車場）

(5) 使用状況

施設名	使用人数（人）				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
グラウンド	6,005	5,759	5,590	6,922	7,100
テニスコート	3,630	3,630	3,875	3,755	3,498
多目的広場	7,167	7,167	6,407	6,301	6,295
合計	16,802	16,368	15,872	16,978	16,893

(6) 占用使用料

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
グラウンド	300 円	360 円
テニスコート (1 面につき)	400 円	480 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

28 安富Ｂ＆Ｇ海洋センター

(1) 位置　安富町植木野 30 番地 7

(2) 完工　昭和 61 年 4 月

(3) 敷地面積　11,627 ㎡

(4) 構造及び規模　昭和 61 年 4 月　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺（上屋付プール）

建面積　1,038.42 ㎡　建設費　110,000 千円

・プール　25m×13m　6 コース　水深：中央部 1.2m　両脇 1.1m

・幼児用プール　10m×6m　水深 0.5m～0.6m

(5) 使用状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	4,007	4,023	4,619	4,345	3,319
使用料収入（円）	402,200	438,400	495,450	468,200	394,600

(6) 個人使用料

区分	当日使用料 (1 人 1 回につき)	期間使用券 (6 月 5 日～9 月 15 日)
大人	200 円	2,000 円
小人	100 円	1,000 円

※開館期間　6 月 15 日から 9 月 15 日まで

※「小人」は義務教育終了前

29 広畑体育館

(1) 位置　広畑区小松町一丁目 65 番地 2

(2) 完工　昭和 35 年

(3) 敷地面積　14,046.36 ㎡

(4) 施設概要　競技場　1,455 ㎡

(5) 使用状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度
使用人員（人）	18,290	32,776
使用料収入（円）	2,655,130	3,697,110

(6) 占用使用料

区分	午前 9 時から 午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から 午後 9 時まで (1 時間につき)
競技場	1,000 円	1,200 円

※土、日、休日の使用料は 2 割増、時間外の使用料は 5 割増

※市外の方の使用料は 5 割増

※プロスポーツの使用及び入場料を徴収する場合の割増規定があります。

(7) 個人使用料

区分	当日利用券 (1 人 1 回 1 時間につき)
大人	150 円
小人	70 円

※「小人」は義務教育終了前

産　　業

1　農業 …… 303
2　林業 …… 307
3　水産業 …… 308
4　農業振興センター …… 311
5　中央卸売市場 …… 313
6　商工業 …… 315
7　港湾 …… 325
8　勤労者福祉 …… 327

1 農　　業

1 農業の概要

本市の農業は、水稲を中心に、姫路ねぎ、アスパラガス、網干メロン、いちご、いちじく、れんこん、たけのこ、ゆず、白小豆、そば､酒米のほか､南部の市街化区域ではほうれんそうなどの葉物野菜､トマトの作付けなども行われており、畜産では、山間地域を中心に、採卵鶏や肉用牛、乳用牛の飼育が行われている。

しかし、人口の減少と高齢化の進行により農業就業者数は減少し、中山間部では鳥獣被害等と相まって、耕作放棄地が増加している。

本市では、①農地を保全し地域の農産物を生産する多様な担い手の育成、②安全・安心な農産物を市民へ届けるための地産地消の推進、③地域の活性化のための都市農村交流を含めた地域交流に取り組んでいる。

①多様な担い手の育成としては、農業後継者や新規就農者、認定農業者や集落営農組織の確保・育成に取り組み、支援体制の整備、規模拡大のための農地の集積や機械・施設整備、労働力確保のための支援、能力向上のための研修会の実施等を行うとともに、兼業農家や定年帰農者等の取り組みについても支援を行う。

②地産地消の推進としては､「姫そだち」等のブランド農産物の育成、品質向上や安定供給などのための体制づくり支援や栽培研修会等の開催､「ひめじ地産地消の日」普及事業等を行う。

③地域交流の取組としては、農林漁業まつりや市民ふれあい朝市の開催、直売所マップの作成・地域の直売活動のＰＲ、市民農園・レクリエーションファーム等の体験交流施設の整備・支援を行っている。

年次	総農家（戸）	販売農家（戸）	主業農家（戸）	準主業農家（戸）	副業的農家（戸）	自給農家（戸）	耕地面積（ha）	田の面積（ha）	畑の面積（ha）
H12	8,936	4,279	134	440	3,705	4,657	3,313	3,046	267
H17	10,655	4,757	128	345	4,284	5,898	5,220	4,990	228
H22	9,158	3,625	108	383	3,134	5,533	4,970	4,770	203
H27	7,144	2,514	106	236	2,172	4,630	4,710	4,470	243

※　平成 17 年次以降は、合併市町の合計を示す。　　農林業センサス

※　平成 22 年次及び平成 27 年次の耕地面積（田、畑の面積）は、農林水産統計データの市町村別データより出典。

農作物作付延べ面積　　（単位 ha）

年次	稲	小麦	かんしょ	雑穀	大豆	果樹	野菜	工芸農作物	飼肥料作物	その他	作付延面積
H26	2230	264	—	—	149	—	—	—	—	—	—
H27	2150	258	—	—	142	—	—	—	—	—	—
H28	2100	251	—	—	130	—	—	—	—	—	—
H29	2060	243	—	—	127	—	—	—	—	—	—
H30	2000	247	—	—	114	—	—	—	—	—	—

※　農林水産統計データの市町村別データより出典。　　兵庫農林水産統計年報

2　農業振興

(1)　地域農政推進対策事業　　令和元年度予算額　2,834 千円

集落営農組織や認定農業者など担い手の育成・支援を行う。

(2)　人・農地プラン推進事業　　令和元年度予算額　26,758 千円

人と農地の問題解決のため「人・農地プラン」を作成し、農地集積や新規就農者確保を推進する。

(3)　農業振興地域整備促進事業　　令和元年度予算額　241 千円

農業振興地域内の農用地の保全と農業振興を図る。

(4)　経営所得安定対策事業　　令和元年度予算額　19,000 千円

農業経営の安定を図るため、販売農家等に対して事業の推進活動を行う。

(5)　地産地消推進事業　　令和元年度予算額　13,484 千円

農林漁業まつりの開催や市民ふれあい朝市の開催により、姫路の農水産物のＰＲを促進する。

「ひめじ地産地消の日」普及事業や、農産物ブランド事業により、地産地消を推進する。

(6)　農業振興大会　　令和元年度予算額　467 千円

姫路市農区総代が一堂に会した大会の開催

永年勤続者表彰

講演会

(7)　利子補給　　令和元年度予算額　2,932 千円

①　農業近代化資金利子補給金

農業者の農業用機具、施設等の近代的整備と高度化を図るための農業近代化資金に対する利子補給

利子補給率　　1%以内

②　農業経営基盤強化資金利子補給金

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の農業経営基盤強化資金（スーパーＬ）に対する利子補給

利子補給率　　1%以内

(8)　中山間地域等直接支払交付金事業　　令和元年度予算額　6,148 千円

中山間地域の農地保全に取り組む集落への支援を行う。

(9)　環境保全型農業直接支援対策事業　　令和元年度予算額　4,777 千円

環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者組織への支援

(10)　水田営農活性化対策事業　　令和元年度予算額　4,072 千円

需要に応じた米生産及び転作の推進

令和元年産米の生産目安　　9,774 玄米ｔ

休耕田等を利用したはなのまちづくりの推進

(11)　地域農業生産総合振興対策事業　　令和元年度予算額　24,526 千円

生産管理施設・機械等の整備等に係る助成を行う。

(12)　レクリエーションファーム推進事業　　令和元年度予算額　103 千円

レクリエーションファームの拡充支援

(13)　市民農園管理　　令和元年度予算額　863 千円

(14)　市民農園管理運営事業　　令和元年度予算額　4,134 千円

市民農園の管理運営及び入園者との交流事業

仁　色　区画数　202

南恒屋　区画数　101

(15)　市民農園設備充実事業　　令和元年度予算額　300 千円

(16)　市民農園整備事業　　令和元年度予算額　84,750 千円

(17)　農業公園管理　　令和元年度予算額　1,935 千円

(18)　農業公園管理運営事業　　令和元年度予算額　16,607 千円

コテージ及び夢やかたの管理運営事業

(19)　農業公園整備事業　　令和元年度予算額　3,200 千円

(20)　はやしだ交流センター管理　　令和元年度予算額　6,125 千円

(21) はやしだ交流センター管理運営事業　令和元年度予算額　25,759 千円

(22) はやしだ交流センター設備充実事業　令和元年度予算額　5,200 千円

(23) 石倉峯相の里管理　令和元年度予算額　1,500 千円

(24) 石倉峯相の里管理運営事業　令和元年度予算額　4,343 千円

(25) 北部農山村地域活性化事業　令和元年度予算額　20,000 千円

姫路市北部農山村地域活性化基本計画で示された施策の実施

(26) 畜産総合対策事業　令和元年度予算額　2,133 千円

3　農業生産基盤の整備

農業生産基盤の整備としてほ場整備、ため池、農道、水路、揚水施設等農業諸施設の新設・改良をその経済効果および緊急必要度合などを考慮して実施する。

(1)　ほ場整備事業

農業振興地域のうち整備可能な農地 2,699ha について国・県事業を導入し、市の助言と助成のもとに、ほ場整備を積極的に進め、平成 30 年度末現在で 2,088ha の整備が完了し、その進捗率は 77.4%に達している。

(2)　農業施設の整備事業

事業名	事業内容
老朽ため池等整備	国営土地改良事業負担金　加古川西部土地改良事業（農業用排水施設） 県営土地改良事業負担金　明神池ほか 20 カ所 ほ場整備事業　計画概要書、農用地集団化調査 ほ場整備事業費償還助成事業　ほ場整備事業に係る償還助成 農村地域防災減災事業　ため池整備(改修等) 令和元年度予算額　301,347 千円
市単独土地改良事業	市単独土地改良事業助成 事業内容　水路 16 カ所　ため池 6 カ所 農道等 16 カ所 令和元年度予算額　63,600 千円

4　農山漁村の生活環境整備

農山漁村の生活環境を総合的に整備するため、土地改良施設の保全活動等を行う地域住民の団体を支援する農業資源保全活動支援事業、住民の憩いの場を整備管理する農村公園整備事業、土地利用の円滑化を図るための地籍調査事業、農作物被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲等及び野生動物進入防護柵整備について支援を行い、捕獲したシカ肉の需要拡大に向けた取り組みを推進する鳥獣総合対策事業を実施する。

(1)　農業資源保全活動支援事業

事業名	事業内容
農業資源保全活動支援事業	助成対象 農業振興地域において土地改良施設の維持保全活動や長寿命化活動等に取り組む組織 令和元年度予算額　203,127 千円

(2) 農村公園の整備及び管理

事業名	事業内容
農村公園の管理運営、設備充実事業	実施地区　農村公園（竹取の郷、荒木の郷） 事業内容　清掃等維持管理、施設整備 令和元年度予算額　3,699 千円

(3) 地籍調査事業

事業名	事業内容
地籍調査事業	安富町における山林部の地籍調査事業 実施地区　安富町名坂、杤原、皆河及び三森 事業内容　地籍測量による境界確定 令和元年度予算額　31,000 千円

(4) 鳥獣総合対策事業

事業名	事業内容
鳥獣総合対策推進事業	有害鳥獣捕獲等業務委託、鳥獣害防止総合対策推進事業、シカ・イノシシ捕獲支援事業、シカ肉加工流通支援事業、有害鳥獣の捕獲許可並びに鳥獣飼養登録事務 令和元年度予算額　47,567 千円
鳥獣総合対策整備事業	野生動物進入防護柵の整備支援事業 実施主体　姫路市鳥獣害防止対策協議会 取組主体　防護柵設置要望集落 令和元年度予算額　32,732 千円

5 畜産業の概要

本市には乳牛や肉牛、採卵鶏などが飼養されている。

畜産物は重要な蛋白質供給源であるが、需要に見合った計画的な生産が強く求められている。このような畜産情勢をふまえ、耕種農家と畜産農家との連携を進めている。

(1) 家畜飼養農家戸数と頭羽数

年次	乳牛		肉牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
H26	2	x	9	3,100	2	x	11	743,831
H27	2	x	9	2,842	2	x	11	837,230
H28	1	x	10	3,032	2	x	11	1,030,520
H29	1	x	10	3,056	2	x	11	1,022,230
H30	1	x	10	2,934	2	x	11	858,030

※　頭数の x は秘匿値（戸数少数のため）

2 林　　業

1 林業振興の概要

本市の山林面積は約 30,583ha で、その内訳は国有林が 1,704ha、民有林が 28,879ha である。この民有林の 40.4%は、スギやヒノキなどの人工林であるが、木材価格の低迷、林業労働者数の減少や森林境界の不明により、管理が不十分となっている。

森林の有する多面的機能（国土の保全、水源かん養、保健・文化・教育的な場などの機能）の確保のため、林産振興事業、治山治水事業、保全林整備事業などを実施する。

事業名	事業内容	
林産振興事業	条件不利地間伐等推進事業	奥地等条件不利地の森林における間伐事業への助成
	森林資源量等調査解析事業	レーザー計測での森林資源調査・解析により、森林整備事業における情報収集を行う
	環境対策育林事業	国庫補助事業として行われる造林事業(間伐・作業道開設)における上乗助成
	混交林整備事業	樹種､林齢の異なる災害に強い森づくり
	松くい虫被害等景観対策事業	松くい虫被害により放置された枯れ松の伐倒処理
	木質バイオマス搬出支援事業	林内に残置する未利用材を木質バイオマス燃料として活用するため運搬費の一部を補助
	住民参画型森林整備事業	山地災害防止を目的とした地域住民の自発的な森林保全活動に対する定額補助
	森林・山村多面的機能発揮対策事業	森林所有者や地域住民による森林の保全活動・山村地域の活性化支援に対する補助
	森林整備地域活動支援事業	森林経営計画の作成促進と施業の集約化､境界の明確化、路網改良に対する補助
	森林管理委託事業	森林巡視や市有林の林分調査等
	市有林管理事業	市有林の被災に備えた森林保険への加入
	循環型林業推進事業	市有林に作業道を開設・搬出間伐を行い間伐材を市場出荷し､木材利用推進のための普及ＰＲを行う
	林地台帳事業	所有者及び境界等の情報を一元的にとりまとめた林地台帳システムの維持・管理
	令和元年度予算額	110,357 千円
治山治水事業	林地崩壊防止事業	姫路市が管理する林地崩壊防止施設の維持管理
	県単独補助治山事業	国庫補助の対象とならない小規模な山地崩壊の復旧
	林道維持管理事業	基幹林道等の維持管理
	林道整備事業	基幹林道等の整備・改修
	令和元年度予算額	100,559 千円
保全林整備事業	自然公園管理運営事業	藤ノ木山・牧野自然公園の維持管理
	自然公園整備事業	藤ノ木山・牧野自然公園の施設整備
	里山林維持管理事業	里山林の維持管理及び地元企業による里山保全活動
	里山林整備事業	里山林の施設整備
	令和元年度予算額	13,376 千円

3 水　　産　　業

1 概要

本市の漁業地区は、本土臨海部とその南西約 18 ㎞に位置する家島諸島で構成されている。主な漁業形態は、小型底びき網漁業、船びき網漁業、まき網漁業及び刺網などの漁船漁業とノリなどの藻類、魚類及び貝類の養殖業が営まれている。

水産業の振興については、「つくり育てる漁業」を目指し、クルマエビ、ヒラメ、ガザミなどの種苗の中間育成放流、貝類の種苗放流、魚礁漁場の造成など水産資源の増殖を図るとともに、養殖業の振興を支援する。また、的形地先に海釣り施設である遊漁センターを設置し、市民にレクリエーション及び憩の場を提供している。

水産基盤の整備については、坊勢島に市管理の坊勢漁港を有しており、「つくり育てる漁業」を支援し、安全で使いやすい漁港づくりを進めるため、漁港施設の整備及び管理を行い漁業活動における安全性の確保、漁業者の就労環境の向上、漁業活動の効率化を目指す。

(1) 漁業協同組合員数

年次	組合員数(人)			漁船
	総数	正	准	(隻)
H27	876	721	155	1,416
H28	855	700	155	1,401
H29	841	697	144	1,382
H30	828	692	136	1,354
R1	824	688	136	1,349

(2) 漁業協同組合　　平成 31 年 4 月 1 日現在

漁協名	漁家戸数(戸)	組合員数(人)
家島	70	86
坊勢	400	489
姫路市	241	249
計	711	824

(3) 養殖生産量の実績

年次	養殖生産量 (トン)	ノリ		カキ (トン)	その他 (トン)
		生産枚数 (千枚)	生産金額 (千円)		
H25	8,177	187,271	1,237,778	1,050	105
H26	8,662	210,904	1,525,220	734	19
H27	11,327	279,993	2,536,088	696	131
H28	9,840	232,176	2,654,151	613	520
H29	10,519	203,359	2,438,748	2,364	528

(4) 漁獲量の実績　　(単位　トン)

年次	魚類	貝類	水産動物類	合計
H25	12,945	49	1357	14,351
H26	13,347	47	1011	14,405
H27	14,113	48	848	15,009
H28	15,464	53	821	16,338
H29	7,478	79	966	8,523

(5) 稚魚の放流実績

種別 / 年度	クルマエビ (万尾)	クマエビ (万尾) (H27 から放流 ～H26 実績なし)	ハマグリ (トン)	アサリ (トン)	アカガイ (万個)	ガザミ (万尾)	ヒラメ (万尾)	マコガレイ (万尾)	カサゴ (万尾)	メバル (万尾)	オニオコゼ (万尾)	クロアワビ (万個)	サザエ (万個)
H26	37.2		0.85	1.0	5.0	30.8	3.3	1.1	1.1	1.3	0.9	3.0	3.0
H27	41.2	27.5	0.85	1.0	5.0	34.9	2.2	3.0	1.3	1.6	0.9	3.0	3.0
H28	46.7	27.6	0.85	0.9	5.0	35.9	5.6	1.9	0.8	0.0	0.9	2.2	2.4
H29	30.0	15.6	0	2.0	5.0	38.4	5.5	2.1	1.2	0.6	0.7	2.2	1.4
H30	13.7	27.6	0	1.3	4.1	31.8	4.0	2.8	0.7	0.6	0.7	2.5	1.0

2　水産業の振興

(1)　栽培漁業振興事業　　令和元年度予算額　19,154 千円

水産資源の増殖を図る。

クルマエビ（50 万尾）、クマエビ（50 万尾）、ヒラメ（6 万尾）、ガザミ（100 万尾）、マコガレイ（3 万尾）、オニオコゼ（1 万尾）、サザエ（1 万個）の中間育成委託及びカサゴ（50 万尾）、メバル（50 万尾）の種苗生産と中間育成と放流。貝類（アサリ、アカガイ、アワビ、サザエ）の放流。

漁獲変動の影響を受けにくい安定した漁業経営を目指し、漁協が行う貝類養殖試験を支援するとともに、水産資源復活のため産学官協働研究を推進する。

(2)　漁業近代化資金利子補給金　　令和元年度予算額　14,000 千円

漁業者の漁船、養殖施設等の整備を支援し、漁業の近代化に資する。

利子補給率　　1%以内

(3)　離島漁業再生支援事業　　令和元年度予算額　70,664 千円

離島漁業集落が行う漁場の生産力の向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを支援する。

築いそ、海底耕うん、種苗放流、直売イベントの開催他

(4)　地産地消推進事業　　令和元年度予算額　5,599 千円

地場水産物及び加工品のＰＲ・振興及び消費拡大を推進する。

海産物まつり開催支援、漁業体感学習事業他

(5)　強い水産業づくり推進事業　　令和元年度予算額　226,641 千円

災害等により発生した漁業操業に支障のあるゴミの処理を支援する。

高性能ノリ刈取船等の整備を支援する。

(6)　豊かな漁村創生支援事業　　令和元年度予算額　1,818 千円

環境保全や漁村文化継承のための活動を支援する。

(7)　がんばる沿岸漁業応援事業　　令和元年度予算額　2,100 千円

水産資源の安定確保と増殖を図る。

姫路栽培漁業センター整備支援

(8)　漁村漁場再生推進事業　　令和元年度予算額　40,600 千円

漁場の整備を行い、沿岸漁業の生産性の増大を図る。

コンクリート魚礁、鋼製魚礁設置工事他

3　水産基盤の整備

坊勢漁港の概要

所在地　　家島町坊勢

漁港の種別　第 2 種

漁港管理者　姫路市（平成 18 年 4 月 28 日）

※　旧家島町の指定は昭和 49 年 12 月 24 日

漁港施設　外郭施設　3,258m

係留施設　3,735m

輸送施設　1,892m

泊地　408,693 ㎡

漁港施設用地　62,772 ㎡

坊勢漁港の港勢

年次	漁船隻数（隻）	属地水揚量（t）
H29	879	9,180.6

※　H29 年分　港勢調査より

海岸保全施設　護岸　1,309m

離岸堤　116m

陸こう　19 基

樋管　9 基

(1)　漁港施設維持管理事業　　令和元年度予算額　6,369 千円

坊勢漁港の維持管理

(2)　漁港海岸保全施設受託管理事業　　令和元年度予算額　4,461 千円

県営家島漁港の高潮対策施設の受託管理

(3)　水産物供給基盤機能保全事業　　令和元年度予算額　14,000 千円

漁港施設の機能保全計画の策定

(4) 漁港施設防災対策事業　令和元年度予算額　335,000 千円
地震・津波に対する漁港施設の機能強化、防護対策　（平成 30 年度繰越含む）

(5) 海岸保全施設整備事業　令和元年度予算額　28,500 千円
地震・津波・高潮に対する海岸保全施設の整備方針決定及び事業計画の策定

(6) 漁港機能増進事業　令和元年度予算額　2,000 千円
漁港施設の安全対策施設の老朽化や破損に伴う設備の更新等

(7) 県営漁港改良事業負担金　令和元年度予算額　650 千円
県営漁港の改良事業に対する地元負担

4 遊漁センター

指定管理者	㈱ハウスビルシステム		
所在地	的形町福泊地先	収容人員	130 人
竣工	昭和 55 年 3 月	つり入場料	大人（16 才以上） 820 円
開園	昭和 55 年 9 月		小人（15 才以上～16 才未満） 510 円
総事業費	182,300 千円		回数券 6 枚綴　大人 4,110 円　小人 2,570 円
構造			団体入場料（20 名以上）大人 690 円　小人 430 円
取付突堤	30m	観覧入場料	大人 210 円　小人 100 円
渡橋	18m　幅 2m	駐車場	100 台収容（無料）
釣台	134m　幅 6m	開場時間	4 月～10 月　6 時～21 時
管理所	38.25 ㎡　ＲＣ造 2 階建		11 月～3 月　7 時～16 時
標識灯	3 灯	休場日	毎週火曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日
照明灯	5 灯		
魚礁	4,730 ㎡		

施設の特色

水深　5m～7m

潮流は比較的速く周辺環境は変化に富み、魚が集まりやすくなっている。

海底は砂泥質で両側 10mに礫で底質改良をして、その上に投石の魚礁を設けている。

釣台から海面までの高さは 3.5m～5m、干満の潮位差は 1.5mになる。

夜間照明設備あり。

利用状況

年度	つり入場者数（人）			観覧入場者数（人）			入場者総数(人)	入場料(円)
	大人	小人	計	大人	小人	計		
H26	7,070	2,104	9,174	1,206	286	1,492	10,666	6,749,310
H27	7,584	2,487	10,071	1,330	239	1,569	11,640	7,368,030
H28	7,032	2,111	9,143	973	206	1,179	10,322	6,696,160
H29	7,485	2,268	9,753	1,097	158	1,255	11,008	7,260,550
H30	7,079	2,201	9,280	1,290	154	1,444	10,724	6,992,400

4 農業振興センター

1 概要

本センターは、昭和37年10月市内田寺に営農試験場として開設、昭和44年4月に農業センターと改称し、都市農業の振興や園芸の普及に努めてきた。

その後、昭和55年10月に現在地・山田町に移転し、翌年4月に園芸センターと改称、緑化の生産基地としての役割を担ってきたが、農業振興の拠点としての期待の高まりを受け、平成20年7月農業振興センターと改称した。

センターは、地産地消の推進を図るため、野菜種苗・果樹苗木の供給等の生産者支援を行うほか、農業の多様な担い手を育成するための農業研修事業などを実施するとともに、都市と農村の交流や食育の推進を図るため、農林漁業まつりや日曜朝市の開催、小学生などを対象とした農業体験事業などを実施している。

さらに新たな作目や新技術を普及するための栽培試験なども実施していく。

また、市民に花と緑を供給する緑化の生産基地として、緑化用草花・樹木の生産・配布や温室鉢花等の栽培・展示・販売などを実施している。

現在、これら機能のよりいっそうの向上を目指し、順次、施設等の整備をすすめている。

2 施設の概要

所在地	山田町多田	草花生産ほ場	2,500 ㎡
総面積	111,668 ㎡	樹木展示場	9,500 ㎡
管理施設	1,980 ㎡	ガラス温室等7棟	1,060 ㎡
	（管理棟、倉庫他）	ビニールハウス17棟	2,790 ㎡
そ菜試作ほ場	7,800 ㎡	網室3棟	420 ㎡
樹木生産ほ場	20,000 ㎡	屋外栽培棚	600 ㎡
果樹展示ほ場	2,500 ㎡	駐車場・芝生広場他	62,518 ㎡

3 業務の内容

(1) 栽培事業　　令和元年度予算額　20,554千円

① 草花	ビオラ・サルビア・マリーゴールド・ハボタン約19万本を公共施設に配布する。
② 樹木	サツキ・アベリア・カシ・サザンカ等約30種を育成し、約500本を公共施設に配布する。
③ 温室	温室の鉢花や花苗を約7万鉢育成・栽培し、保育所・小学校・中学校等に、また、市民に廉価で販売する。
④ 樹木展示園	約100種、4,000本の樹木を植栽展示している。
⑤ 市花・県花の育成と普及	サギソウ球根（約2,500球分）を育成するとともに、ノジギク苗約4,000本を生産し、公共施設やイベントで配布する。
⑥ 姫路キクの保存と切り花の栽培	姫路キク苗（ウイルスフリー苗）を保存・育成するとともに、小菊をはじめとした切り花の周年栽培の調査を行う。
⑦ 環境政策室との連携	緑のカーテン苗約4,200鉢を生産するとともに、栽培講習会を実施する。また、ジャコウアゲハの食草であるウマノスズクサの増殖を約130株行う。

(2) 都市近郊園芸振興事業　　令和元年度予算額　2,588 千円

農業の振興を図るため、野菜の種苗や果樹の苗木などを生産し農家に供給する。

伝統野菜や地域特産果樹の展示栽培により市民への啓発を図る。

姫路の農業に適した新たな品目や新技術（ＩＣＴ含む）を普及するための試験・調査を行う。

① そ菜　イチゴウイルスフリー苗約 2,000 本のほか、姫路ネギの種苗や網干メロン苗などを農家に供給する。また、網干メロン、えびいもなど伝統野菜の栽培を行う。

② 果樹　イチジク、ブドウ、モモ、ブルーベリー等の露地栽培のほか、イチジク雨除けコンテナ栽培により、健全苗木を約 300 株増殖し、ＪＡ・県と連携して生産者の供給強化を図る。

③ 民間団体と連携した試験栽培　全日本野菜品種審査会の開催（タマネギ）

(3) 農業体験・研修事業（アグリチャレンジ事業）　　令和元年度予算額　2,470 千円

① 栽培・収穫体験　農業や食への関心を高めるため、市内保育・幼稚園児、小学生や親子を対象に野菜や果樹の栽培・収穫体験を実施する。

② ひめじ帰農塾　農業の新たな担い手の育成を図るとともに、生涯現役社会の実現に寄与するため、定年を迎えた世代や、農業にチャレンジしたい若年層などを対象に、実践を取り入れた農業研修を実施する。

③ ひめじ楽園塾　市民の希望に応じて、市政出前講座を活用した栽培講習会を行い、生涯現役社会の実現に寄与する。

④ ブルーベリーばんく　ブルーベリーの開花期間中、株を預かり、着果を促進する。
同時に施設見学会や栽培講座を実施し、市民と農業のふれあいの促進を図る。

⑤ 帰農塾生のサポート　ひめじ帰農塾修了生の中から農業サポーター（ひめじアグリーダー）を育成する。
さらに意欲のある修了生に対して、技術指導や経営支援を行う。また、塾生の自立のための苗の供給や日曜朝市等のイベントを活用した出荷・販売実習を実施する。

⑥ 帰農塾ＯＢへの花苗供給　帰農塾修了生に花苗の稚苗を約 1 万 3 千株提供・販売し、栽培支援を行う。

(4) 農業振興センター活性化事業　　令和元年度予算額　18,649 千円

イベントの実施により当センターを一般の方へ開放し、多様な農業体験を通じ農業への親しみや理解を深める。（オープンファーム in 農業振興センター、日曜朝市）

また、農業振興の拠点、市民緑化の生産基地および市民と農業の交流拠点としての機能の更なる充実を図るため、施設整備を行う。（灌水用ポンプ舎改築、研修棟耐震工事設計委託）

(5) 姫路まちごと緑花大作戦事業　　令和元年度予算額　6,040 千円

公園緑地課と連携して市内自治会等に配布する緑化用樹木苗約 2,500 本及び草花苗約 4 万本の育成・管理を行う。

5 中央卸売市場

1 概要

姫路市中央卸売市場は、昭和32年に全国で15番目の中央卸売市場として開設され、姫路市を中心とした播州一円を供給圏域としている。開場以来、急激なモータリゼーションの進展と高度経済成長等の激しい社会情勢の変化と市場での取扱量の増大に対応して、場内設備の拡充や流通施設の強化を実現してきた。

近年は流通形態の多様化等の新たな社会情勢の変化に伴い全国の中央卸売市場が苦戦している中、本市場も例外ではなく、取扱高は減少傾向となっている。また、青果部については農林水産省の「第9次卸売市場整備基本方針」にしたがい、平成27年4月1日より地方卸売市場へ転換したため、水産物を取り扱う「姫路市中央卸売市場」と青果物を取り扱う「姫路市青果地方卸売市場」が併存することになった。

このような状況において、平成27年7月には本市場の再構築に向け、今後目指すべき方向性や機能強化に向けた施策等についてとりまとめた「姫路市中央卸売市場経営戦略」を策定した。また、施設の老朽化も著しいことから、平成28年4月に公表された農林水産省の「第10次中央卸売市場整備計画」に基づき、白浜地区への移転再整備の実現に向けて場内事業者とともに検討を進めているところである。

(1) 名称　姫路市中央卸売市場
　　姫路市青果地方卸売市場

(2) 開設者　姫路市

(3) 開設日　姫路市中央卸売市場
　　昭和32年 2月 14日（開設認可）
　　昭和32年10月 20日（業務開始）
　　姫路市青果地方卸売市場
　　平成27年2月 16日(開設許可)
　　平成27年4月 1日(業務開始)

(4) 位置及び面積　延末295番地
　　敷地面積　58,296㎡　建築面積　32,409㎡

(5) 開場の時間　午前0時から午後12時まで

(6) セリ開始時間

水産物部	鮮魚午前4時50分	青果部	朝ぜり（野菜）	午前5時00分
			（果実）	午前5時40分
	塩干午前4時40分		昼ぜり（果実）	午前9時10分
			（野菜）	午前9時30分

(7) 関係業者（平成31年4月1日現在）

卸売業者	水産物部　2	青果部　1
仲卸業者	水産物部　36（鮮魚16・塩干魚18・練製2）	
	青果部　28（野菜19・果物9）	
関連事業者	加工食料品販売業者　7	飲食店営業　3
	金融業　1	物品販売業　28
	運送業　3	
売買参加者	水産物部　13（鮮魚7・塩干魚7）	青果部　1

2 主要施設

（単位　㎡）

種別	面積	種別	面積
卸売場	9,510	関連商品売場	3,838
仲卸売場	8,074	冷蔵庫	3,310
買荷保管所	5,668	業者事務所	7,152
駐車場（立体）	26,271	管理施設	2,341
駐車場（平面）	9,053	加工施設	889
倉庫	6,312	その他	2,969

3　年次別取扱高

青果・水産　　（単位　トン・千円）

区分／年次	青果		水産物		合計	
	取扱量	金額	取扱量	金額	取扱量	金額
H26	46,394	10,195,499	31,723	21,153,471	78,117	31,348,969
H27	43,346	10,589,632	34,357	22,507,920	77,703	33,097,552
H28	40,335	10,390,210	33,324	21,983,777	73,659	32,373,987
H29	40,095	9,732,831	30,974	21,345,557	71,069	31,078,387
H30	38,043	9,708,088	27,453	18,843,615	65,496	28,551,703

※　兼業含む

4　市場使用料収入

（単位　円）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
市場使用料	370,763,169	368,029,354	366,039,598	359,866,789	352,018,289

6 商　　工　　業

1 工業の振興

(1) 概要

本市の工業は、基礎素材型産業と加工組立型産業を中心に発展し、古くから受け継がれてきた皮革、鎖、ボルト、ナットなどの地場産業とともに、製造業、いわゆる「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備えている。臨海部には鉄鋼、化学などの大企業やそれらを支える技術力のある中小企業が集積し、全国有数の工業地帯を形成している。平成 28 年経済センサス－活動調査によると、平成 27 年の製造品出荷額等は 2 兆 3,495 億 5,804 万円となっている。

本市では製造業は地域経済の足腰を支える重要な存在であるが、わが国における人口減少・超高齢社会の本格的な到来により、ものづくりを担う人材の育成・確保が課題となってきている。

① 工業の概要（従業員 4 人以上の事業所）

業種	平成 26 年				平成 28 年			
	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）	同左構成比(%)	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）	同左構成比(%)
食料品	153	5,294	11,974,759	5.0	142	4,450	12,110,629	5.2
飲料・たばこ	17	555	3,764,258	1.6	18	549	3,444,151	1.5
繊維工業	28	846	1,521,737	0.6	32	890	2,067,891	0.9
木材・木製品	16	238	448,754	0.2	17	204	375,548	0.2
家具・装備品	17	212	438,496	0.2	21	215	193,780	0.1
パルプ・紙	37	876	2,517,800	1.0	33	877	2,880,160	1.2
印刷・同関連業	65	1,210	2,721,223	1.1	62	1,035	2,592,500	1.1
化学工業	31	3,504	40,886,613	17.0	31	3,084	37,234,714	15.8
石油製品・石炭製品	7	286	714,523	0.3	8	163	993,175	0.4
プラスチック製品	39	1,164	4,137,680	1.7	38	1,142	4,133,603	1.8
ゴム製品	9	737	3,231,520	1.3	7	719	3,347,942	1.4
なめし革・同製品	55	544	976,828	0.4	63	595	881,083	0.4
窯業・土石製品	29	854	2,149,875	0.9	27	890	2,476,536	1.1
鉄鋼業	58	5,378	68,699,975	28.5	62	5,592	65,500,301	27.9
非鉄金属	15	718	1,915,840	0.8	16	662	1,714,086	0.7
金属製品	163	3,116	7,342,083	3.0	160	2,907	7,412,902	3.2
はん用機械	65	1,764	3,751,859	1.6	71	1,767	3,862,953	1.6
生産用機械	79	1,504	3,384,105	1.4	82	1,269	2,077,323	0.9
業務用機械	14	2,156	12,663,696	5.3	13	2,077	14,341,140	6.1
電子部品・デバイス	17	1,972	11,536,143	4.8	21	2,055	10,606,274	4.5
電気機械	61	10,426	49,418,768	20.5	56	10,469	49,181,099	20.9
情報通信機械	11	334	2,244,887	0.9	9	324	2,596,240	1.1
輸送用機械	40	2,008	2,505,124	1.0	52	1,738	2,813,490	1.2
その他	29	844	1,927,495	0.8	34	967	2,118,284	0.9
合計	1,055	46,540	240,874,041	100.0	1,075	44,640	234,955,804	100.0

注意点

・構成比は端数を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

・平成 26 年の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は工業統計調査。平成 28 年の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は経済センサス－活動調査における産業別集計の数値

・平成 26 年工業統計調査は平成 26 年 12 月 31 日現在の数値。また、製造品出荷額等については、該当年の 1 年間の数値。
平成 28 年経済センサス－活動調査は平成 28 年 6 月 1 日現在の数値。また、製造品出荷額等については、前年の平成 27 年の 1 年間の数値

② 地場産業の概要

姫路市地場産業一覧

食料品	手延素麺(播州)、乾麺、清酒、姫路の菓子
繊維	作業手袋
化学・雑貨	皮革(一次製品)、にかわ・ゼラチン、マッチ
機械・金属	鎖、ボルト・ナット、ゴルフ用具

兵庫県の地場産業より

(2) 企業立地の促進

本市産業構造の多様化及び高度化の推進並びに雇用機会の拡大を図るため、「工場立地促進制度」や「オフィス立地促進補助金制度」などの奨励措置により、市内への企業の新規立地や既存企業の拡充を促進する。また、より効果的な情報発信及び企業訪問を行い、企業誘致の強化にも取り組む。

「工場用地ライブラリー制度」により、市内に工場用地を求めている方（需要者）と工場用地を売却等したい方（供給者）の情報を一元的に収集、管理しそれぞれの方に適合する情報をスピーディーに提供する。

① 工場立地促進条例適用状況

年度		H26	H27	H28	H29	H30	開始時からの累計
指定事業所数		33 事業所	34 事業所	39 事業所	36 事業所	45 事業所	516 事業所
指定区分	新設	4 事業所	5 事業所	—	2 事業所	3 事業所	73 事業所
	増設	22 事業所	23 事業所	23 事業所	30 事業所	32 事業所	328 事業所
	更新	5 事業所	5 事業所	14 事業所	2 事業所	7 事業所	46 事業所
	移設	2 事業所	1 事業所	1 事業所	2 事業所	1 事業所	53 事業所
	研究所	—	—	1 事業所	—	2 事業所	16 事業所
	(上記のうち主力製造工場)	—	—	(3 事業所)	(4 事業所)	(5 事業所)	(12 事業所)
規模	大企業	6 事業所	4 事業所	5 事業所	5 事業所	7 事業所	126 事業所
	中小企業	27 事業所	30 事業所	33 事業所	30 事業所	38 事業所	384 事業所
	個人	—	—	1 事業所	1 事業所	—	6 事業所
投下資産	土地建物	9,166,769 千円	14,900,701 千円	15,096,050 千円	9,648,154 千円	16,232,294 千円	296,690,328 千円
	償却資産	10,339,728 千円	20,518,371 千円	17,948,542 千円	11,921,180 千円	72,624,979 千円	889,667,822 千円
	合計	19,506,497 千円	35,419,072 千円	33,044,591 千円	21,569,335 千円	88,857,273 千円	1,186,358,150 千円
新規雇用予定者数		124 人	160 人	89 人	107 人	165 人	4,785 人
転勤予定者数		—	—	9 人	24 人	304 人	337 人
新規融資額		—	—	1 事業所	—	—	46 事業所
		—	—	120,000 千円	—	—	8,945,000 千円
雇用奨励金		59,700 千円	75,000 千円	77,700 千円	78,000 千円	92,700 千円	1,007,600 千円
工場設置奨励金		2,616,908 千円	1,340,578 千円	1,124,179 千円	914,638 千円	390,152 千円	21,194,215 千円
事業所奨励金		274,193 千円	180,692 千円	187,599 千円	182,221 千円	48,094 千円	1,779,399 千円

② 工場立地促進制度の概要

工場等を新設・増設・移設・更新（中小企業でかつ製造業に限る。）する場合に活用できる。

●要件

対象業種	投下固定資産総額		新規の正規雇用者数又は転勤者数		立地場所
	大企業	中小企業	大企業	中小企業	
製造業	5億円以上	3千万円以上	なし (※)	なし (※)	工業地域 工業専用地域 準工業地域等
道路貨物運送業･倉庫業	5億円以上	5千万円以上	9人以上	2人以上	上記に同じ

・新規の正規雇用者とは、姫路市又は連携中枢都市の関係市町の住民で、かつ正規に雇用された雇用保険加入者をいう。

・転勤者とは、設置した工場の操業により、市内に転入した住民で、かつ正規に雇用されている雇用保険加入者をいう。ただし、連携中枢都市の関係市町からの転勤者は対象外。

・中小企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業をいう。ただし、大企業が出資する場合は、大企業とみなす場合がある。

※ 新設の場合は、投下固定資産総額もしくは新規の正規雇用者数のいずれかの要件で足りる。（人数は、道路貨物運送業・倉庫業と同様。）

道路貨物運送業・倉庫業の場合は、投下固定資産総額と新規の正規雇用者数の両方が要件となる。

●奨励措置

		奨励金額	期間	限度額
工場設置奨励金	大企業	固定資産税相当額の1／2	6年間	限度なし
	中小企業	固定資産税相当額	6年間（4～ 6年目は1/2）	限度なし
事業所奨励金	大企業	事業所税相当額の1／2	6年間	限度なし
	中小企業	事業所税相当額	6年間（4～ 6年目は1/2）	限度なし
雇用奨励金		新規の正規雇用者又は転勤者1人につき30万円／年（※1）	6年間（転勤者は1年間）	2億円 (※2)

※1 雇用奨励金に対する対象者は新規に正規雇用された、姫路市民又は市内への転勤者（連携中枢都市の関係市町から転勤する住民を除く）に限る。

※2 新規の正規雇用者の限度額：2億円、転勤者の限度額：2億円

主力製造工場（マザー工場）になると、奨励金措置がさらに加算
（主力製造工場とは…研究所及び本社機能を併設する工場）

		奨励金額	期間	限度額
工場設置奨励金	大企業	固定資産税相当額の3／5	6年間	限度なし
	中小企業	固定資産税相当額	6年間	限度なし
事業所奨励金	大企業	事業所税相当額の3／5	6年間	限度なし
	中小企業	事業所税相当額	6年間	限度なし
雇用奨励金		新規の正規雇用者又は転勤者1人につき30万円／年（※1）	6年間（転勤者は1年間）	2億円 (※2)

●低利融資のあっせん

上記の制度で指定を受けた事業者については、次の融資制度も利用できる。

融資限度額	期間	利率
投下固定資産総額の 2／3 以内で 5 億円	10 年間（2 年据置）	0.96%　（平成 31 年度）

※ 償還方法、担保および保証人等については、取扱金融機関の定めによる。

制度の流れ

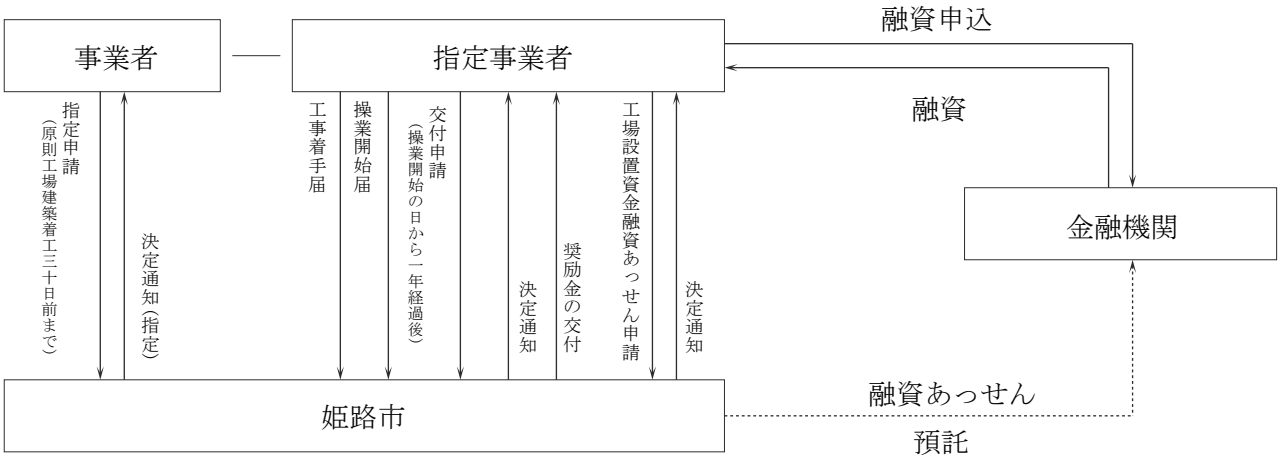

③　オフィス立地支援制度

オフィス立地促進補助金制度、及び外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金交付制度。

1）オフィス立地促進補助金

企業が姫路市内の空きオフィス等へ主たる事業所の新設又は増設を行う場合に、一定の要件を満たせば賃借料や内装改修等の改修費の一部の助成、新規雇用等の補助を受けることができる。なお、兵庫県の要件も満たせば兵庫県からも補助金の交付を受けることができる。

●要件

	立地場所	設置	対象事業	雇用要件
姫路市	市内	新設又は増設	主たる事業所の設置	新規雇用又は市外からの転勤者が①11 人以上又は、②18～29 歳の者が 3 人以上
兵庫県	県内	三大都市圏を含む都府県及び政令指定都市からの移転又は県内移転（一部除く）	立地促進事業（※1）かつ本社機能等	新規雇用又は県外からの異動者が 11 人以上

※1　立地促進事業とは、産業立地の促進により産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与する事業であって、高度な技術を活用するもの又はゆとりある質の高い県民生活の実現若しくは国際経済交流の促進に寄与するもの。

●奨励措置

	種類	補助率	補助金の上限額	補助対象期間
姫路市	賃借料補助	補助対象経費の ①1/4 以内 ②1/2 以内	①月額 750 円/㎡　100 万円/年度 ②月額 1500 円/㎡　200 万円/年度	3 年間
	改修費等補助	補助対象経費の 1/4 以内	100 万円	―
	雇用補助	定額 (A)新規雇用または(B)転勤者：15 万円/人・年度 ただし、18～29 歳の者については 15 万円/人・年度を上乗せ （対象は市内に住所を有する者に限る）	2,000 万円/年度	(A)3 年間 (B)1 年間
兵庫県	賃借料補助	補助対象経費の 1/4 以内	月額 750 円/㎡　100 万円/年度	3 年間

2）外国・外資系企業向けオフィス賃料補助金

外国・外資系企業が姫路国際経済地区の空きオフィスビル等で新規創業又は県外から移転される場合に、一定の要件を満たせば賃借料の一部を助成する。なお、兵庫県の要件も満たす必要がある。

●要件

	立地場所	設置	対象事業	雇用要件
姫路市	姫路国際経済地区（※1）	新規創業又は県外からの移転	国際経済交流事業（※2）	なし
兵庫県	国際経済地区	新規創業又は県外からの移転	国際経済交流事業（※2）	なし

※1　姫路駅前地区・広畑地区（山電広畑駅周辺）・網干地区（同網干駅周辺）。対象オフィスの住所地が該当するか否かについては、事前に企業立地推進課への相談要。

※2　国際経済交流事業とは、国際経済交流を促進するための中核として、立地促進事業のうち、主として国際経済交流の促進に寄与するもの。

●奨励措置

	種類	補助率	補助金の上限額	補助対象期間
姫路市	賃借料補助	補助対象経費の 1/4 以内	月額 750 円/㎡ 100 万円/年度	3 年間
兵庫県	賃借料補助	補助対象経費の 1/4 以内	月額 750 円/㎡ 100 万円/年度	3 年間

(3) 中小企業活動の支援　　令和元年度予算額　　28,668 千円

① ものづくりＩＴ化推進事業

経営課題解決のためのＩＴ化を行う場合に、システム構築・開発等ＩＴ化に必要な経費の一部を支援する。

② 事業承継サポート事業

地域経済の活性化のため、市内企業の廃業減やスムーズな事業承継を行うため、経営改善や事業の速やかな承継等を行うためのセミナーを開催する。

③ 産学官連携協力の推進

兵庫県立大学産学連携・研究推進機構などと協力し、企業・大学・学生マッチングやラボツアー、産学官連携セミナーを開催するなど、産学官連携の推進・強化を図る。

④ 産学交流の支援

中小企業と大学との交流を通じて技術・情報・ノウハウ等の活発な交換を行い、新製品・新技術開発等を促進するため、産学交流団体が行う各種事業を支援する。

⑤ 異業種交流の促進

中小企業が異業種交流により、異なる技術や情報の交流・結合を通し経営力の強化や新分野への事業展開を図るために、交流会への講師派遣の助成など各種の支援を行う。また、異業種交流イベントとして「ひめじぐるめらんど」を毎年４月に開催している。

⑥ 人材の養成

中小企業、地場産業の次代を担う優秀な人材の育成や、起業前から起業後間もない起業家を支援する。

・人材養成セミナーの開催

・創業支援事業の実施

・創業後間もない市内業者に対して、チラシ等の広告宣伝に要する経費の一部を支援する。

(4) ものづくりに対する支援　　令和元年度予算額　　45,964 千円

① 「姫路ものづくり支援センター」事業

姫路商工会議所及び兵庫県立大学との産官学連携協定に基づき、姫路商工会議所２Ｆに開設したものづくり支援センターを姫路商工会議所と共同で運営し、産官学協働型の新技術・新製品開発を促進している。

② ものづくり開発奨励事業

市内の中小企業が開発した新製品･新技術で､特に優れているものに対し､開発に要した経費の一部を支援する。

③ 海外販路拡大支援

ジェトロ神戸などの協力を得て、海外での事業展開や販路拡大などをテーマとしたセミナー等の開催や、海外展開相談窓口の設置、海外バイヤー招聘商談会の実施により、地域企業の海外販路拡大を支援する。

④ 展示商談会の開催等支援

地域企業の新たなビジネスチャンスを創出する展示商談会の開催等を支援する。

⑤ ものづくり販路拡大支援事業

全国規模の見本市・展示会や国外での展示会等に出展する場合に、その経費の一部を支援する。

⑥ ものづくり情報発信事業

過去のものづくり開発奨励受賞企業の製品等を展示会などでＰＲするほか、ＦＭゲンキにて市内のものづくり企業等の紹介やものづくりに役立つ情報発信を行う。

⑦ 科学技術基盤活用促進事業

放射光施設やスーパーコンピュータの利用助成や利用実習を通じて､市内企業による科学技術基盤の産業利用の促進を図るほか、大学内の研究専用施設（インキュベーションセンター等）を活用した市内中小企業と大学等との共同研究等を支援する。

⑧ ものづくり×デザイン・ブランディング支援事業

播磨圏域内の製造・生産事業者とクリエイター等との交流・学びの場づくりにより、ものづくりにおけるデザインの活用やブランディングを支援する。

(5) 地場産業の振興　　令和元年度予算額　23,964 千円

中小企業の経営基盤の安定と競争力の強化のため、業界団体と連携協力して、産業情報の収集、提供、人材養成などの事業の充実に努めている公益財団法人姫路・西はりま地場産業センターを財政面からバックアップするとともに、関係業界に対し当事業の積極的活用を促している。

(6) 中小企業経営基盤の安定　　令和元年度予算額　23,375 千円

① 経済情報の提供

中小企業等のニーズに適合した経済情報を提供するため、姫路経済情報誌「ファイル」を年 4 回、各 4,000 部発行している。また、姫路市の産業振興施策をまとめたパンフレットを発行し、市の支援制度等の広報に努めている。

② 経営指導

姫路商工会議所や姫路市商工会の行う小規模事業者に対する金融・税制・法律・取引などの巡回・窓口相談や講習会等の事業を支援している。また市内中小企業の経営上の問題を解決するため、各分野の専門家の派遣指導も行っている。

(7) 中小企業融資への支援　　令和元年度予算額　1,235,194 千円

中小企業の資金繰りを支援することにより、経営の安定化と健全な発展を促進するために、兵庫県中小企業制度融資等を利用する際の信用保証料の助成を実施している。

① 兵庫県中小企業融資のうち、以下の 4 制度

融資制度名	助成率
新規開業貸付	20%
経営円滑化貸付	5%
小規模無担保貸付	15%
特別小規模貸付	15%

② 兵庫県信用保証協会が実施する以下の保証制度

保証制度名	助成率
地域活力向上保証「ふるさと」	20%
創業関連保証	20%

2 商業・サービス業の振興

(1) 概要

平成 28 年「経済センサス－活動調査」によると、本市の卸売業と小売業の概要は、事業所数の合計は 5,044 事業所であり、卸売業は 1,356 事業所、小売業は 3,688 事業所で、全事業所のうち、卸売業と小売業の割合は卸売業が 26.9%、小売業が 73.1%である。従業者数は 40,830 人であり、卸売業の従業者数は 12,341 人、小売業の従業者数は 28,489 人で、従業者数の割合は卸売業が 30.2%、小売業が 69.8%である。

年間商品販売額は 1 兆 6,823 億 5,800 万円であり、卸売業の年間商品販売額は 1 兆 104 億 3,180 万円、小売業の年間商品販売額は 5,780 億 4,000 万円で、年間商品販売額の割合は卸売業が 65.6%、小売業が 34.3%である。

売場面積（小売業のみ）は 649,045 ㎡である。

事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積（平成 28 年・平成 26 年・平成 24 年・平成 21 年・平成 19 年）

		平成 28 年	平成 26 年	平成 24 年	平成 21 年	平成 19 年
事業所数	合計	5,044	4,942	6,476	7,344	7,061
	卸売業	1,356	1,320	1,763	1,934	1,651
	小売業	3,688	3,622	4,713	5,410	5,410
従業者数（人）	合計	40,830	38,009	50,338	56,658	51,627
	卸売業	12,341	11,767	15,874	18,158	16,896
	小売業	28,489	26,242	34,464	38,500	34,731
年間商品販売額（万円）	合計	168,235,800	154,599,762	153,023,100	—	175,064,839
	卸売業	110,431,800	103,423,459	106,811,672	—	115,547,623
	小売業	57,804,000	51,176,303	46,211,428	—	59,517,216
売場面積（㎡）＜小売業のみ＞		649,045	656,204	650,813	—	739,342

（注）平成 21 年実施の経済センサス－基礎調査では、事業所数、従業者数を調査しているが、年間商品販売額、売場面積は調査していない。
平成 26 年商業統計調査結果は、経済産業省「平成 26 年商業統計調査」の調査票情報を姫路市が独自集計したものであり、平成 24 年経済センサス－活動調査との比較は、両調査の集計対象範囲の違いもあり比較していない。

資料：平成 28 年「経済センサス－活動調査」
平成 26 年「商業統計調査結果」
平成 24 年「経済センサス－活動調査」
平成 21 年「経済センサス－基礎調査」
平成 19 年「商業統計調査結果」

(2) 商店街活性化の推進　　令和元年度予算額　　50,691 千円

「商店街高度化事業費」と「にぎわい創出支援事業費」の負担金補助及び交付金の合計額（旅費・需用費は含まない）

① 商店街高度化推進事業
商店街の公共的施設設置・改修・撤去事業、共同施設等設置・撤去事業等に対して支援を行い、商店街の高度化を推進するとともに、イベント事業・イメージアップ事業等に対しても支援を行い、まちの賑わいづくりを目指す。

② にぎわい創出支援事業
全国陶器市など商店街に賑わいを創出する事業を開催する団体を支援する。

③ 空き店舗対策事業
商店街等の活性化のため、姫路商工会議所や商店街が実施する空き店舗対策事業について支援する。

④ 姫路商業まちづくり推進事業
市内全域にわたる広域的な商業活性化のため、姫路商業まちづくり協議会が実施する事業について支援する。

商店街を対象とした補助制度

種類	対象事業		補助率	限度額
公共的施設設置事業	カラー舗装		40%以内	2,500 万円
	駐車場　駐輪場　休憩所　共同トイレ　街路灯　緑化施設 アーケードの設置		20%以内	2,500 万円
	防犯カメラ監視システムの設置		20%以内	100 万円
公共的施設改修事業	駐車場　駐輪場　休憩所　共同トイレ　街路灯　緑化施設 アーケードの改修		（査定事業費 －50 万円） ×20%以内	1,000 万円
	カラー舗装		40%以内	1,000 万円
公共的施設撤去事業	アーケード　共同トイレ　街路灯の撤去		1／3 以内	500 万円
共同施設等設置事業	統一看板　放送施設　アーチ　商店街案内板の設置		10%以内	300 万円
共同施設等撤去事業	統一看板　放送施設　アーチ　商店街案内板の撤去		1／3 以内	500 万円
省エネ照明設置事業	アーケード　街路灯　統一看板等の照明の切替え		50%以内	250 万円
活性化イベント事業	商店街の売出しを中心としたイベント		10%以内	100 万円
		複数連携	20%以内	200 万円
	賑わい創出を中心としたイベント		20%以内	100 万円
		複数連携	40%以内	200 万円

種類	対象事業		補助率	限度額
イメージアップ事業	商店街の装飾、商店街の紹介等を促進する事業		20%以内	30 万円
		複数連携	40%以内	60 万円
自主的研修支援事業	セミナー開催、その他研修、調査事業		50%以内	20 万円

商店街空き店舗対策のための補助制度

種類	対象者	対象事業	補助期間	対象経費	補助率	限度額
活力あるまちなか商店街づくり促進事業	・商店街 ・小売市場 ・5 人以上の商業者グループ	空き店舗等を活用した生活利便支援事業 ・高齢者に対する宅配、給食サービス等	2 年以内	店舗等賃借料 内装設備工事費 広報費	1／4 以内	1 年目 150 万円 2 年目 75 万円
中心市街地商店街空き店舗対策事業	商工会議所	中心市街地商店街の空き店舗に必要な業種・業態の適正配置を図る事業	2 年以内	店舗賃借料	1 年目 30%以内 2 年目 20%以内	7 万円
				内装設備工事費 (1 階部分)	50%以内	50 万円

創業支援のための補助制度

種類	対象者	対象事業	補助率	限度額
まちなか・商店街創業支援事業	・創業セミナーの受講者 ・受講者が代表者を務める法人	中心市街地活性化基本計画区域内又は商店街内で、創業又は第二創業により新たに店舗を開店する事業	50%以内	50 万円

※ 創業セミナーとは、姫路市の創業支援事業計画のもと、姫路商工会議所が実施する全 5 回シリーズの特定創業支援事業のこと。

空き店舗等の活用による地域再生のための補助制度

種類	対象者	対象事業	補助率	限度額
空き店舗等の活用によるまちなか・商店街再生事業	対象事業を主体的に実施することができる団体・グループ	対象区域において地域住民等と連携して取り組む、空き店舗等の遊休不動産を活用する事業又はリノベーションの手法を用いた新たな事業	50%以内	100 万円

3 経済振興ビジョンについて

平成 27 年 3 月に策定した姫路市経済振興ビジョン（姫路市ものづくり戦略）に基づき、本市の強みである「ものづくり」の発展に基礎をおいた戦略を展開し、ものづくり都市としての発展を目指す。

これに向けて本ビジョンでは、「企業集積の強化」、「中小企業の振興」、「成長分野への参入」、「人材の育成・集積」、「イノベーションを創出する土壌の形成」の 5 つを基本方針に掲げ、企業や大学、関係機関と連携・協力しながら、効果的に施策を展開する。

4　播磨の地場産品等の魅力発信

播磨地域の特色である「醸造」に着目し、「醸造と言えば播磨」を目指す「醸す・造る・播磨」プロジェクトに取り組み、国内外での認知を高めるとともに、産地・商品のブランド化、高付加価値化、販路拡大を推進する。

5　中心市街地活性化基本計画の推進

平成 27 年 3 月 27 日に新たに内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画では、「人々が行き交いまちの鼓動が聞こえる城下（まち）」を基本テーマに、「行きたい城下（まち）」、「にぎわう城下（まち）」、「住みたい城下（まち）」、「市民が主役の城下（まち）」の 4 つの基本方針のもと、令和 2 年 3 月までの計画期間内に、姫路市中心市街地活性化協議会と連携しながら、計画に基づく事業を推進する。

6　姫路駅北にぎわい交流広場の利活用

平成 27 年 3 月末に整備された姫路駅北にぎわい交流広場は、まちの活性化や賑わいの創出のため、その一部を申込みによりイベント等（市民活動の発表、情報発信、その他様々な催し）で使用することができる。

使用料等（北広場ステージ東・西・西２）

	北広場ステージ東 (130 ㎡)	北広場ステージ西 (60 ㎡)	北広場ステージ西２ (30 ㎡)
販売行為のないイベント (展示会､音楽ライブ等)	3,900 円 ※650 円／時間	1,800 円 ※300 円／時間	900 円 ※150 円／時間
販売行為のあるイベント (マルシェ､雑貨市､物産展等)	13,000 円 ※1,950 円／時間	6,000 円 ※900 円／時間	3,000 円 ※450 円／時間
見物人から入場料等を徴収するイベント(コンサート等)	26,000 円 ※3,250 円／時間	12,000 円 ※1,500 円／時間	6,000 円 ※750 円／時間
募金活動	使用施設の使用料に 1 日 1 件あたり 1,000 円加算		
電源コンセント	1 日 1 口につき 100 円		

使用料等（北広場レンガ南・北、中央地下通路、キャッスルガーデン）

	北広場レンガ南 (50 ㎡)	北広場レンガ北 (40 ㎡)	中央地下通路 (165 ㎡)	キャッスルガーデン (105 ㎡)
販売行為のないイベント (展示会､音楽ライブ等)	1,500 円 ※250 円／時間	1,200 円 ※200 円／時間	4,950 円	3,150 円
販売行為のあるイベント (マルシェ､雑貨市､物産展等)	5,000 円 ※750 円／時間	4,000 円 ※600 円／時間	16,500 円	10,500 円
見物人から入場料等を徴収するイベント(コンサート等)	10,000 円 ※1,250 円／時間	8,000 円 ※1000 円／時間	33,000 円	21,000 円
募金活動	使用施設の使用料に 1 日 1 件あたり 1,000 円加算			
電源コンセント	1 日 1 口につき 100 円			

※　使用料の下段は、延長使用料

※　延長使用は、北広場ステージ東・西・西 2、北広場レンガ南・北の使用時間が 8 時間を超える場合において、超過時間分について適用する。（延長使用時間が、1 時間を満たない端数があるときは、1 時間とする）

7 港　　湾

1 概要

東西 18 キロに及ぶ姫路港は、東は東播磨港に隣接し、西はたつの市御津町に至る国際拠点港湾（平成 23 年 4 月 1 日指定）であり、播磨臨海工業地帯のほぼ中央に位置し、各地区が独自の機能と役割を果たしながら、互いに有機的な結びつきを持つ大変ユニークな港である。

姫路港は年を追って港湾整備が進み、平成 29 年の入港船舶トン数は外貿・内貿あわせて 2,848 万トン、同じく取扱貨物量は 3,458 万トンに達している。

2 姫路港振興対策の推進

播磨地域の中心物流拠点としての機能を備えるべく、姫路港湾計画に基づき船舶の大型化に対応し、中島地区においてコンテナ貨物の取り扱いも可能な多目的クレーンを平成8年11月に設置、10年3月にはコンテナヤードも完成し、17年には、広畑地区に5万トン級の貨物船が入港できる公共岸壁（水深14m）が整備され、40トン吊りガントリークレーンが設置された。平成21年の姫路港開港50周年を機に姫路港のさらなる利活用と機能強化を図る「姫路港整備・利用計画」が策定され、これに基づき、港湾貨物の取り扱い機能を高めるとともに、需要の増大化に対応可能な公共ふ頭の整備や、岸壁・護岸・航路・臨港道路等の新設・改修・改良による港湾機能の維持向上と、低未利用地の新たな産業空間としての利用等、振興と整備を県と協力して積極的に進める。また、兵庫県、姫路市、姫路商工会議所、姫路港運協会、ひょうご埠頭を構成員とする姫路港ポートセールス推進協議会を中心に、播磨地域をはじめ、県内・国内の港湾関係者・企業等、さらには海外とのコンテナ定期航路の開設やクルーズ客船の誘致を目指したポートセールスにより、地元経済の振興と国際交流の進展が、益々図られていくものと期待される。

姫路港入港船舶（1 月～12 月）

年次	総数		外航		内航	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
H25	28,953	29,493,624	898	19,983,159	28,505	9,510,465
H26	30,174	28,544,477	890	18,281,120	29,284	10,263,357
H27	29,272	27,885,186	755	17,541,189	28,517	10,343,997
H28	28,643	28,702,132	710	18,542,524	27,933	10,159,608
H29	28,725	28,482,121	660	18,236,792	28,065	10,245,329

港区別出入貨物（1 月～12 月）

年次	東部工業港区	飾磨港区	広畑港区	網干港区	西部工業港区	合計
H25	19,886,194	5,510,895	9,738,786	1,740,452	83,934	36,960,261
H26	17,934,293	5,269,075	9,963,304	2,164,759	74,782	35,406,213
H27	17,981,550	5,038,306	9,356,504	1,963,635	55,359	34,395,354
H28	19,383,180	4,965,534	9,062,782	1,910,158	67,094	35,388,748
H29	18,292,061	5,188,106	8,944,189	2,091,222	64,062	34,579,640

品目別取扱貨物（平成 29 年）　　（単位　トン）

区分	外国貨物				国内貨物				合計	構成比（%）
	輸出	構成比（%）	輸入	構成比（%）	移出	構成比（%）	移入	構成比（%）		
農水産品	0	0.00	3,747	0.02	96	0.00	31,935	0.40	35,778	0.10
林産品	0	0.00	111,194	0.55	0	0.00	11,255	0.14	122,449	0.35
鉱産品	13,774	1.69	1,836,775	9.02	884,123	16.17	985,189	12.43	3,719,861	10.76
金属機械工業品	748,030	91.66	41,287	0.20	2,590,152	47.37	2,797,052	35.28	6,176,521	17.86
化学工業品	17,169	2.10	18,324,108	89.97	1,043,901	19.09	2,509,638	31.65	21,894,816	63.32
軽工業品	0	0.00	0	0.00	46,284	0.85	56,040	0.71	102,324	0.30
雑工業品	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12,822	0.16	12,822	0.04
特殊品	37,121	4.55	49,652	0.24	274,619	5.02	989,552	12.48	1,350,944	3.91
分類不能	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
フェリー	0	0.00	0	0.00	628,590	11.50	535,535	6.75	1,164,125	3.37
合計	816,094	100.0	20,366,763	100.0	5,467,765	100.0	7,929,018	100.0	34,579,640	100.0

※　構成比は端数を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。　　兵庫県港湾統計年報より

3　ＭＩＹＡＣＯＣＯみなとドーム（姫路みなとドーム）

姫路港開港 40 周年を記念し、市民が海際でスポーツ・レクリエーションや展示会に気軽に利用できるほか、災害時には防災拠点として対応できる屋内型の多目的施設として建設された。平成 21 年度にノンサンドの人工芝へのリニューアルを実施した。平成 24 年度からネーミングライツを導入し、令和元年度からはＭＩＹＡＣＯＣＯみなとドームとなった。

施設の概要

① 場所　　飾磨区細江 1228 番地 2

② 面積　　敷地面積　　約 2.1ha
　　施設床面積　　約 3,306 ㎡

③ 用途　　ア　屋内型のスポーツ・レクリエーションに対応
　　イ　展示会・イベントに対応
　　ウ　災害時の防災拠点としての対応

④ 特徴　　膜材料を使用したドーム型の施設

⑤ 開館　　平成 12 年 5 月

⑥ 総事業費　　約 20 億円

4　姫路みなとミュージアム

「銀の馬車道」の終着点である姫路港の活性化に資するため、「海」・「みなと」・「銀の馬車道」をテーマとした展示施設を姫路ポートセンター2 階に開設し、市民や観光客の交流拠点を創出するとともに周辺地域の振興を図る。また、みなとを核とした地域住民の交流促進や観光の振興を通じて地域の活性化を図るため、飾磨津臨港公園や姫路みなとドーム等と共に平成 25 年 7 月「みなとオアシス」に登録された。

施設の概要

① 場所　　飾磨区須加 294 番地（姫路ポートセンター2 階）

② 床面積　　543 ㎡

③ 開館　　平成 25 年 4 月

8 勤 労 者 福 祉

1 概要

勤労者福祉の増進は、各企業が担うべき社会的責任であるが、現実には企業規模、業種および地域等により福利厚生面で格差が生じている。したがって、本市の勤労者福祉対策は、福利厚生面に格差の見られる中小企業の勤労者を優先に取り組んでいる。その主な内容は、中小企業勤労者の共済制度、勤労者が職場単位やグループなどで利用できる会議・文化・レクリエーションの場として勤労市民会館の運営と労働者福祉団体等に対しての勤労者福祉活動の助成、勤労者のための労働相談を行っているほか、技能功労者表彰式、中小企業永年勤続優良従業員表彰式など各種行事を実施している。

2 勤労市民会館

令和元年度予算額　44,060 千円

位置	中地 354
敷地面積	4,600 ㎡
構造	鉄筋コンクリート造地上 4 階塔屋 1 階　延床面積 4,753.15 ㎡
主要施設	大会議室 300 人収容、中会議室 2 室、小会議室 5 室、和室 2 室、 音楽、茶華道、料理教室、談話コーナー、展示室
開館	昭和 55 年 11 月 9 日
事業費	759,665 千円（財源内訳　地方債 680,301 千円　一般財源 79,364 千円）

3 技能功労者表彰

令和元年度予算額　487 千円

市内に住所または主な勤務地を有する技能者で、経験 25 年以上、年齢 55 歳以上を対象とし、同一職種に専念して卓越した技能を有し、かつ他の模範となる者を毎年表彰している、毎年 11 月に表彰式を行っている。

4 中小企業永年勤続優良従業員表彰

令和元年度予算額　732 千円

市内中小企業に勤務する従業員の勤労意欲の高揚と、中小企業の振興を図るため、同一事業所に 20 年以上勤務する優良従業員で、事業者、商工会議所会頭及び商工会会長の推薦する者を表彰している。

表彰式　毎年 7 月

5 労働相談事業

令和元年度予算額　454 千円

勤労市民の福祉の向上を図るため労働問題の専門家による労働相談を行っている。

相談事項	解雇、賃金、就労条件、労働災害、年金、その他就労上の諸問題に関すること
相談日	毎月第 1（社会保険労務士）・第 3（弁護士）木曜日
場所	市民相談センター
相談料	無料

6 雇用の安定

令和元年度予算額　67,862 千円

(1) 概要

地域経済の再生には、活力ある産業再生、創造とともに、市民生活を支える就業の場の確保が重要である。

国の経済政策による円安・株高効果に伴う景気の回復が顕在化し、有効求人倍率や完全失業率等の各指標の改善が進んでいるが、一方では企業側が優秀な人材の確保に苦慮している状況や、新規学卒予定者の内定状況の二極化など、雇用をめぐる課題が変化しつつある。

こうした状況の中、企業の新規立地や既存企業の内発的発展による雇用の確保と、女性・高齢者を含めた労働者がその意欲と能力に応じた多様な働き方を選択でき、自己の能力を十分に発揮できる社会システムや就業環境の整備が必要となっており、特に次代を担う若年層については、これまでの就労支援策に加え、就労意欲の喚起や就業後のミスマッチの防止等を図るための、早い段階からの人材育成・キャリア教育の重要性が増している。

姫路の 15 歳以上労働力状態　　各年 10 月 1 日現在（人）

区分	平成 22 年国勢調査				平成 27 年国勢調査			
	総数	構成比(%)	男	女	総数	構成比(%)	男	女
15 歳以上人口	454,,587	100.0	217,382	237,205	458,765	100.0	219,073	239,692
労働力人口	259,873	57.2	152,359	107,514	257,133	56.0	147,250	109,883
就業者	242,936	53.4	141,185	101,751	245,558	53.5	139,902	105,656
主に仕事	199,036	43.8	134,412	64,624	199,931	43.6	133,328	66,603
家事のほか仕事	35,665	7.8	2,421	33,244	37,353	8.1	2,528	34,825
通学のかたわら仕事	3,721	0.8	1,839	1,882	3,619	0.8	1,646	1,973
休業者	4,514	1.0	2,513	2,001	4,655	1.0	2,400	2,255
完全失業者	16,937	3.7	11,174	5,763	11,575	2.5	7,348	4,227
非労働力人口	176,885	38.9	55,291	121,594	183,099	39.9	61,566	121,533
家事	82,467	18.1	7,574	74,893	70,451	15.4	5,902	64,549
通学	27,667	6.1	14,157	13,510	28,128	6.1	14,131	13,997
その他	66,751	14.7	33,560	33,191	84,520	18.4	41,533	42,987

注）15 歳以上人口の総数には労働力状態「不詳」を含む。

(2)　雇用の促進対策

雇用相談の実施、就職面接相談会の開催により就業を支援するとともに雇用情報の提供、姫路しごと支援センターの運営や雇用促進対策総合支援事業の実施など雇用の促進に努めている。

・雇用相談コーナー設置　　雇用アドバイザー1 名常駐
・就職面接相談会の開催　　ハローワーク､姫路地域雇用開発協会等と協力し、開催
・雇用情報コーナー設置　　市庁舎ロビー、3 支所（中央、飾磨、白浜)、駅前市役所
4 地域事務所（家島、夢前、香寺、安富）
6 出張所（東、西、林田、飾東、北、船山）
5 市民センター（市民会館、花の北、飾磨、広畑、網干）
坊勢サービスセンター、国際交流センター、男女共同参画推進センター
勤労市民会館、城内図書館
・姫路しごと支援センターの運営　　就業を支援するため、ハローワークと連携して、就職相談、キャリアカウンセリングや就職準備セミナーなど実施（姫路市駅前町 265 姫路ＫＴビル 3Ｆ　月～金曜日 10：00～18：00）
・雇用促進対策総合支援事業の実施　　インターンシップマッチング事業を中核に置き、派生する施策を複合的に実施

(3)　職業訓練に対する助成

①　中小企業等人材養成事業

中小企業者及びその従業員が人材養成を目的として姫路商工会議所の実施する所定の研修に参加する場合に、その受講料の一部を補助

②　事業内職業訓練助成事業

業界団体が実施する事業内職業訓練に対する助成

(4)　兵庫県雇用開発協会への参加

中高年齢者の雇用安定、若年労働力の確保、労務改善に関する事業に参画して、産業の発展と雇用安定、福祉の向上を図る。

有効求人倍率の推移

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
姫路地域	1.14	1.33	1.46	1.62	1.84
兵庫県	0.91	1.01	1.17	1.32	1.45
全国	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62

※「姫路地域」は姫路職業安定所の管内

姫路の職業別人口

区分	平成 22 年国勢調査					
	総数	構成比(%)	男	構成比(%)	女	構成比(%)
総数	242,936	100.0	141185	100.0	101,751	100.0
管理的職業従事者	5,831	2.4	4,958	3.5	873	0.9
専門的・技術的職業従事者	32,361	13.3	16,411	11.6	15,950	15.7
事務従事者	41,576	17.1	15,849	11.2	25,727	25.3
販売従事者	33,227	13.7	18,439	13.1	14,788	14.5
サービス職業従事者	26,282	10.8	7,677	5.4	18,605	18.3
保安職業従事者	4,112	1.7	3,944	2.8	168	0.2
農林漁業作業者	2,690	1.1	2,095	1.5	595	0.6
生産工程従事者	46,072	19.0	34,683	24.6	11,389	11.2
輸送・機械運転従事者	9,201	3.8	8,949	6.3	252	0.2
建設・採掘従事者	12,755	5.3	12,566	8.9	189	0.2
運搬・清掃・包装等従事者	14,917	6.1	7,685	5.4	7,232	7.1
分類不能の職業	13,912	5.7	7,929	5.6	5,983	5.9

区分	平成 27 年国勢調査					
	総数	構成比(%)	男	構成比(%)	女	構成比(%)
総数	245,558	100.0	139,902	100.0	105,656	100.0
管理的職業従事者	6,091	2.5	4,966	3.5	1,125	1.1
専門的・技術的職業従事者	36,760	15.0	18,263	13.1	18,497	17.5
事務従事者	43,025	17.5	16,089	11.5	26,936	25.5
販売従事者	31,704	12.9	16,909	12.1	14,795	14.0
サービス職業従事者	27,473	11.2	7,684	5.5	19,789	18.7
保安職業従事者	4,491	1.8	4,254	3.0	237	0.2
農林漁業作業者	2,456	1.0	1,924	1.4	532	0.5
生産工程従事者	46,201	18.8	35,078	25.1	11,123	10.5
輸送・機械運転従事者	9,039	3.7	8,750	6.3	289	0.3
建設・採掘従事者	12,437	5.1	12,179	8.7	258	0.2
運搬・清掃・包装等従事者	16,770	6.8	8,609	6.2	8,161	7.7
分類不能の職業	9,111	3.7	5,197	3.7	3,914	3.7

注）総数には従業上の地位「不詳」を含む。

都　　市

1　都市計画 …… 330

2　都市景観・住環境等 …… 335

3　市街地再開発・区画整理審査 …… 340

4　宅地規制・土地取引等 …… 342

5　建築指導 …… 345

6　都市開発整備事業 …… 350

7　住宅施策 …… 352

8　市営住宅の管理・整備 …… 357

9　営繕事業 …… 363

10 区画整理事業等 …… 365

11 総合交通体系 …… 368

12 播磨臨海地域道路網構想の
　計画推進 …… 373

1 都　市　計　画

1　概要

本市は、中播都市計画区域（2 市 2 町　面積 51,254ha）に含まれ（旧安富町、夢前町、家島町区域は除く）、市街化区域面積は 13,083ha に対し 85%にあたる 11,055ha で当地域の中心をなしているとともに、近畿圏整備計画において都市開発区域の指定を受けるなど、今後ともその発展が大いに期待されている。

用途地域指定については、ＪＲ姫路駅を中心とする市街地および飾磨・広畑・花北の中心街を商業地域として、工業系用途地域は臨海部を中心に指定し、周辺は住居系用途地域として住みよい都市づくりを目指している。

これと併せて道路、下水道、公園等の都市施設の適正配置についても検討し、都市水準の向上を図るとともに魅力ある都市づくり、環境づくりを目指している。

2　土地利用

(1)　都市計画区域等

平成 31 年 3 月 31 日現在

区分	市域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積(ha)	53,435	30,753	11,055	19,698

①　都市計画区域マスタープラン

都市計画区域ごとに策定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都道府県が主体となって、都市計画区域マスタープランにおいて都市計画の目標（基本理念）を定め、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）の有無を方針に示し、土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を定める。

また、目標年次における基本フレーム（人口、世帯、産業関連指標など）が定められている。

②　線引き

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画については、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地整備を推進することを目的としている。

線引きの見直しは、概ね 5 年ごとに実施することとなっており、姫路市では昭和 46 年 3 月に当初決定されたのち、7 回にわたり見直しを実施し、都市を巡る社会情勢の変化に対応した制度の運用及び改善を図りつつ、都市の健全な発展を推進している。

③　都市計画基礎調査

都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条に基づくものであり、都市計画に必要な事項に関する基礎資料として、都市の現況及び動向を把握することを目的とする。

④　都市計画マスタープラン

平成 4 年の都市計画法改正で創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、姫路市が主体となって都市の将来像や土地利用の基本方針及び都市施設（道路、公園等）の配置方針などを明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針と、姫路市が定める都市計画の基本的な考え方の役割も担っていくものである。

平成 27 年 3 月、目標年次を令和 12 年とする、都市計画マスタープランの改定を行った。

⑤　立地適正化計画

多くの地方都市では、人口減少・少子高齢化などが今後進展することが想定されており、一定の人口集積に支えられてきた商業や医療などの都市機能の低下が懸念されている。そこで平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設された。この計画は都市計画区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を市町村が作成することができるものであり、居住機能及び都市機能の立地、公共交通等に関する包括的なマスタープランとして、概ね 20 年後の都市の理想像を目指すものである。

平成 30 年 3 月、目標年次を令和 12 年とする、立地適正化計画の策定を行った。

(2) 地域地区

① 用途地域

将来のあるべき土地利用の姿を実現する手段として、建築物の用途、容積、形態を制限し、地域の性格を住・商・工のバランスの中で配置するもの。

姫路市では、現在 12 種類の用途地域を指定している。

姫路市の用途地域の構成　　平成 31 年 3 月 31 日現在

区　分	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	総面積
面積 (ha)	623	407	1,351	1,810	2,235	469	199	393	285	726	997	1,560	11,055
構成比 (%)	5.6	3.7	12.2	16.4	20.2	4.2	1.8	3.6	2.6	6.6	9.0	14.1	100

・用途地域の見直し

用途地域の見直しは、都市活動の機能及び都市生活の安全性､利便性、快適性等の増進を目的とし、現行用途地域指定の抱えている問題への対応及び都市の合理的な土地利用の実現を図ることを基本理念とする。

姫路市では、昭和 48 年 9 月に 8 種類の用途地域を指定し、昭和 58 年 3 月、昭和 63 年 6 月に全面的な見直しを行い、平成 4 年の都市計画法及び建築基準法の改正による 12 種類の新用途地域を平成 7 年 11 月に決定し、平成 30 年 3 月までに計 7 回見直しを行った。

② 特別用途地区

・特別工業地区（白浜地区周辺　約 138ha）

姫路市特別工業地区建築条例を制定し、地場産業以外の一部産業を規制強化する地区。

・大規模集客施設制限地区（準工業地域　約 726ha）

新たな中心市街地活性化基本計画の策定に伴い、市内全域の準工業地域において、大規模集客施設の立地を規制する地区。

③ 高度地区

用途地域内において、市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

第一種高度地区　　643ha

第二種高度地区　　849ha

④ 高度利用地区（お城本町地区 1.0ha、姫路駅西地区 1.6ha、姫路駅南地区 0.9ha）

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度等を定める地区。

⑤ 防火地域及び準防火地域（防火地域約 56ha、準防火地域約 398ha）

市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

⑥ 駐車場整備地区（姫路駅周辺約 173ha）

駐車場整備を推進し、円滑な道路交通を確保するために定める地区。

⑦ 臨港地区（姫路港周辺約 154.8ha）

港湾を管理運営するために定める地区。

3 地区計画

住民参加による地区レベルでのきめ細かいまちづくりを推進するために定める都市計画。

決定地区　　平成 31 年 3 月 31 日現在

番号	地　区　名	計画決定日 変更年月日	面積 (ha)	用途 地域	地区計画のねらい
1	姫路駅南地区　＊	S62. 4.30	7.1	商　業	都心にふさわしい、商業業務地の形成を図る
2	別所地区	H 2. 1.26 H 7.11. 7	166.0	1 中 高 2 中 高 1 住 居 2 住 居 準 住 居 近　商 準　工	土地区画整理事業地を含む周辺地区で東の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指す
3	高田地区	H 4.12.10 H 7.11. 7	11.1	1 住 居	土地区画整理事業地区域でうるおいのある住宅地の形成と保全を図る
4	中島南地区	H 4.12.22 H 5. 6.25 H 7.11. 7 H28. 8.18	24.9	工　業 工　専	土地区画整理事業区域で魅力ある工業系市街地の形成を図る
5	城陽地区	H 5. 9.21 H 7.11. 7 H14. 2.27	42.5	1 住 居 2 住 居 準 住 居 近　商 商　業	土地区画整理事業区域を含む地区で都市の顔にふさわしい市街地環境の創出を図る
6	蒲田地区	H 5.12.10 H 7.11. 7	56.0	2 中 高 1 住 居	土地区画整理事業区域を含む地区で低層住宅を中心とする良好な住環境の形成を図る
7	御立西一丁目地区	H 6. 3.10	0.8	1 中 高	住宅地開発区域で低層の住宅地の形成を図る
8	垣内津市場地区	H 7. 3.27 H27. 8.27	28.1	1 中 高 2 中 高	土地区画整理事業区域でうるおいのある良好な住環境の形成を図る
9	書写山麓	H 7.11. 7	2.6	1 住 居	文化観光施設が集積するレクリエーション拠点にふさわしい環境の形成を図る
10	吾妻町三丁目地区	H 7.11. 7 H11. 9.17 H12.12.15	3.2	2 中 高 2 住 居	生活利便施設と住宅が調和した都市環境の形成を図る
11	飾磨拠点地区	H 8. 2.27 H21. 6.23	25.5	近　商 準　工	大規模空閑地等の計画的な市街化を誘導し、拠点地区にふさわしい都市景観と良好な市街地環境の形成を図る
12	フェアヴィラージュあやみの	H 8.12.10 H 9. 5.19	14.1	2 低 専	民間住宅開発地で魅力ある市街地景観の創出、快適な居住環境の形成を図る
13	飾西ベルタウン	H 9. 3.14	3.5	2 中 高	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
14	白鷺台	H10. 2.27	8.3	調　整	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
15	南山田団地	H10. 3. 2	1.8	調　整	市街化調整区域、民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
16	北平野ラブリータウン	H10. 5.29	5.5	2 低 専	民間住宅開発地で良好な居住環境の維持保全
17	林田地区　＊	H10. 5.29	83.0	2 中 高 1 住 居 準 住 居 準　工	大規模既存集落地区、歴史的町並み景観の保全と良好な住宅市街地の形成保持
18	ライフフロンティア青山通り地区	H13. 6.25	2.4	2 中 高	民間住宅開発地で良好な低層戸建専用住宅地の形成を図る

番号	地　区　名	計画決定日 変更年月日	面積 (ha)	用途 地域	地区計画のねらい
19	城見台一丁目地区	H14.12. 2	2.8	調　整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
20	大津区大津町地区	H15. 3.19 H22. 3.25	13.3	2 低 専 2 中 高 2 住 居	土地利用転換により商業業務、文化、レクリエーション等の機能が複合した市街地形成を図る
21	京見町地区	H15. 8.12 H16. 5.14	8.6	1 低 専	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
22	豊富団地	H15.10. 7 H18. 6. 8 H21.10. 6	22.7	調　整	快適な戸建住宅を中心とした住環境を形成し、保全することと併せて、大規模施設の立地誘導を図る
23	大塩東団地	H16. 5.14	3.0	1 住 居	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
24	富士見ヶ丘町地区	H16.10. 5	7.8	2 低 専	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
25	菅生台地区	H16.10. 5	6.8	調　整	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
26	城見台二丁目地区	H17. 3. 2	9.7	調　整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
27	城見台三丁目・ 城見台四丁目地区	H17. 3. 2	15.6	調　整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
28	キャスティ 21	H19. 1.10 H25. 3. 5	25.4	近　商 商　業	21 世紀の都心にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた交流空間の形成を図る
29	勝原区熊見地区駅前	H19. 7. 3	7.3	2 中 高 近　商	新駅の建設に伴う都市基盤の整備とともに、駅前の利便性をいかした秩序ある良好な市街地環境の形成を図る
30	書写さくら台	H19.12.10	0.57	調　整	住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
31	大津町三丁目地区	H22. 3.25	8.9	2 低 専	土地利用転換により、戸建住宅を中心とした低層住宅地の形成を図る
32	大津みやび野地区	H24. 2. 8 H25. 3. 5	2.1	2 中 高	生活利便施設と住宅等を中心とした良好な住環境の整備を図る
33	大津町一丁目地区	H25. 3. 5	3.2	2 低専 2 住居	商業業務地区と住宅等の秩序ある良好な市街地の形成を図る
34	西土井地区	H26. 2.21	1.2	2 中 高	周辺環境と調和した生活空間の形成を図る
35	北野町一丁目地区	H31.2.5	1.7	1 中 高	土地利用転換により、戸建住宅を中心とした低層住宅地の形成を図る
36	太市駅周辺地区	H31.2.5	1.3	調　整	駅前の利便性を活かした地区の活力維持を図る
37	土師地区	H13.12.25	22.4	調　整	集落地域整備法に基づき、営農条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備
38	岩部地区	H13.12.25	8.0	調　整	集落地域整備法に基づき、営農条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備

＊印は「地区計画の方針」のみの決定

・まちづくり活動助成

「姫路市まちづくり助成要綱」に基づき、生活環境の改善、都市機能の更新又は土地の合理的で健全な利用を図るため、本市の総合計画等に整合したまちづくり計画を立案しようとする住民団体を助成することにより、住民の自主的なまちづくりを促進することを目的としている。

〔助成内容〕

まちづくりアドバイザー助成　　1団体 25 万円／年を限度

まちづくり活動助成　　1団体 50 万円／年を限度

4　都市計画審議会

(1)　都市計画審議会の役割

（都市計画法第 77 条の 2）

1　市が決定する都市計画について調査審議をすること

2　市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること

3　都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

審議会は公開で開催している。

(2)　都市計画審議会委員

姫路市都市計画審議会の委員は、20 名以内で組織され、学識経験のある者、市議会の議員、関係行政機関の職員、兵庫県の職員及びその他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する。平成 18 年度から、市民公募委員 2 名を委嘱。任期は 2 年間。

5　都市計画に関する主な行政サービス・申請等

・都市計画決定図書の閲覧

計画図（用途地域、都市計画道路、都市計画公園等：1／2,500）について閲覧に供している。

・都市計画関連図書の販売

都市計画総括図（1／25,000）を 1 枚 1,000 円で販売している。

・緑の基本計画の販売

緑の基本計画を 1 部 700 円で販売している。

・都市計画マスタープランの販売

都市計画マスタープランを 1 部 900 円で販売している。

・立地適正化計画の販売

立地適正化計画を 1 部 700 円で販売している。

・姫路の都市計画の販売

姫路の都市計画を 1 部 700 円で販売している。

・都市計画情報案内サービス（都市計画情報のコピーサービス）

窓口機により、都市計画情報のコピーサービス（A4：1 枚 200 円、A3：1 枚 400 円）を実施している。

・都市計画法第 53 条許可申請

都市計画法第 53 条の規制は、都市計画として決定された道路・公園・緑地等、都市計画施設、又は市街地開発事業について、将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物の階数や構造に関する建築制限を行うもので、建物の建築計画が、当該都市計画施設等の区域内にある場合は、本条による許可が必要となる。

・都市計画法第 65 条許可申請

都市計画法第 65 条の規制は、都市計画事業の認可をうけた道路・公園・緑地等、都市計画施設、又は市街地開発事業について、事業の施行の障害となるおそれのある建築等の制限を行うもので、建物の建築計画（土地の形質の変更、工作物の建設等も対象）が、当該都市計画施設等の区域内にある場合で、特別の理由がある場合に許可されることがある。

・地区計画の区域内における行為の届出

地区計画の区域内で建築行為等を行う場合に届出が必要な場合がある。

・立地適正化計画区域内における行為の届出

居住誘導区域や都市機能誘導区域の内側や外側で開発行為・建築行為等を行う場合に届出が必要な場合がある。

・路外駐車場設置の届出

都市計画区域内において、次の 3 つの条件のすべてにあてはまる駐車場は、路外駐車場設置の届出が必要となる（既に届出をしている事項を変更しようとするときも同様）。

①　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供される駐車場

②　一般公共の駐車の用に供される部分の面積が 500 ㎡以上の駐車場

③　利用者から時間駐車料金を徴収する駐車場

・市街化区域・市街化調整区域、用途地域の証明

・都市計画施設等区域内の確認

・境界の指示（市街化区域・市街化調整区域、用途地域、都市計画道路、公園等）

2　都市景観・住環境等

1　景観法と都市景観条例によるまちづくり

令和元年度予算額　　12,597 千円

市民が愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまちをめざして、姫路市都市景観条例を公布し、昭和 62 年 4 月 1 日より施行した。

この条例は、歴史文化的資産、美しい自然と都市が調和した未来につながる姫路らしい景観の形成を目的とし、景観に関する施策の基本を示したものである。

平成 19 年度には、景観法に基づく「姫路市景観計画」（平成 20 年 4 月 1 日施行）を策定し、それまでの条例による都市景観形成地区の指定や都市景観形成基準、大規模建築物等指導基準は、景観計画に継承した。

これまでに、都市景観形成地区として「大手前通り地区」、「駅南大路地区」、「中濠通り地区」及び「姫路駅北駅前広場地区」、歴史的町並み景観形成地区として「野里街道地区」、風景形成地域として「姫路城周辺風景形成地域」を指定し、それぞれ必要な基準を定めている。

(1)　景観法に基づく諸制度の活用

景観計画において、姫路市全域を景観計画区域に指定し、良好な景観のための方針、建築物・工作物等に対する基準（景観形成基準）を定め、景観法による届出制度を活用し、着工前に届出（通知）を受けて、助言・指導を行っている。

また、重点的に都市景観の形成を図る必要がある区域を都市景観形成地区（大手前通り、駅南大路、中濠通り、姫路駅北駅前広場の 4 地区）、重点的に歴史的町並み景観の形成を図る必要がある区域を歴史的町並み景観形成地区（野里街道の 1 地区）、重点的に風景の形成を図る必要がある区域を風景形成地域（姫路城周辺の 1 地域）にそれぞれ指定し、区域の景観特性に応じた規制誘導を行っている。

都市景観形成地区（大手前通り地区）

届出（通知）件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	139	108	105	119	123

(2)　デザイン事前協議制度による助言・指導

平成 26 年度より、重点的に景観形成を図る区域（都市景観形成地区、歴史的町並み景観形成地区及び風景形成地域）における大規模建築物等の新築等の行為について、景観法に基づく届出（通知）に先立ち、建築物、工作物、屋外広告物等のデザインその他の事項に関して専門家の意見を踏まえた事前協議を義務付け、計画初期の段階できめ細かな助言・指導を行う仕組みを導入している。

(3)　都市景観重要建築物等の調査・指定・助成

都市景観形成上重要と認める建築物等を都市景観重要建築物等に指定し、保全を図っている。

外国人技師住宅（クラブハウス）
―ダイセル異人館―

都市景観重要建築物等指定状況　　平成 31 年 3 月 31 日現在

指定番号	名称	所在地	指定年月日	建設年代	備考
第 1 号	山本家住宅	網干区興浜	H元. 7. 1	明治初期、 大正 7 年(1918)	
第 2 号	外国人技師住宅（旧図書館）	網干区新在家	H元. 7. 1	明治 43 年(1910)	ダイセル異人館
第 3 号	外国人技師住宅(クラブハウス)	網干区新在家	H元. 7. 1	明治 43 年(1910)	ダイセル異人館
第 4 号	森 家 住 宅	材木町	H 2. 8.30	明治 19 年(1886)	
第 5 号	旧姫路高等学校講堂	新在家本町	H 2. 8.30	大正 15 年(1926)	兵庫県立大学
第 6 号	旧姫路高等学校本館	新在家本町	H 2. 8.30	大正 15 年(1926)	兵庫県立大学
第 7 号	梶原家住宅（西梶原）	大塩町	H 3.12. 9	19 世紀前期	
第 8 号	赤鹿家住宅（旧山本家住宅）	大塩町	H 3.12. 9	伝正徳 3 年(1713)	
第 9 号	長谷川家住宅	林田町六九谷	H 5. 3. 1	弘化 5 年(1848)	
第 10 号	三菱電機旧発電所煙突	千代田町	H 5. 3. 1	大正中期	H 9. 3. 5 指定解除
第 11 号	福永家住宅	飾磨区妻鹿	H 5. 7.28	明治 44 年(1911)	H18.10.17 指定解除
第 12 号	三木家住宅	八家	H 5. 7.28	19 世紀中期	
第 13 号	河野家住宅	白浜町丙	H 7. 3. 1	18 世紀後期	
第 14 号	濱野家住宅	白浜町甲	H 7. 3. 1	19 世紀後期	
第 15 号	中島家住宅	飾磨区天神	H 8. 2. 5	文政 6 年(1823)	
第 16 号	大澤家住宅	飾磨区中浜町	H 8. 2. 5	19 世紀中期	
第 17 号	田中酒造場	広畑区本町	H 8. 8. 5	19 世紀中期	
第 18 号	住本家住宅	広畑区末広町	H 8. 8. 5	明治中期	
第 19 号	岡庭酒造場	船津町	H10.11.20	明治初期	
第 20 号	井内家住宅	御国野町御着	H10.11.20	19 世紀中期	
第 21 号	小原家住宅	御国野町御着	H10.11.20	19 世紀前期	
第 22 号	京 見 会 館	広畑区京見町	H12. 1.31	昭和 16 年(1941)	
第 23 号	旧網干銀行本店 （現婦人服飾タケダ）	網干区新在家	H12. 1.31	大正後期	
第 24 号	井上家住宅	飾磨区英賀東町	H13.12.19	不 詳	
第 25 号	岡本家住宅	東山	H13.12.19	明治中期	
第 26 号	清水家住宅	奥山	H14.11.28	明治 38 年(1905)	
第 27 号	ＮＴＴ兵庫支店姫路 2 号館	総社本町	H14.11.28	昭和 5 年(1930)	
第 28 号	中村家住宅	的形町的形	H15.12.17	明治 5 年(1872)	
第 29 号	岡田家住宅	的形町的形	H15.12.17	明治 38 年(1905)	
第 30 号	梶原家住宅（中梶原）	大塩町	H16.10. 4	明治期	
第 31 号	魚橋呉服店	威徳寺町	H17.10.24	明治 32 年(1899) 大正 14 年(1925)	
第 32 号	初井家住宅	龍野町	H17.10.24	江戸末期大正期	
第 33 号	大野家住宅	大野町	H18.10.17	明治期	
第 34 号	加藤家住宅	網干区余子浜	H18.10.17	文久 2 年(1862)	
第 35 号	今村家住宅	飾磨区玉地	H19. 8.29	明治期	
第 36 号	壺坂酒造場	夢前町前之庄	H20.10. 3	文化年間	
第 37 号	下村酒造場	安富町安志	H21.10. 1	明治 17 年(1884) 大正期	
第 38 号	橋本家住宅	香寺町恒屋	H23. 2.10	明治末期	
第 39 号	片岡家住宅	網干区新在家	H23.10.17	18 世紀初期	
第 40 号	旧水井家住宅	網干区興浜	H23.10.17	大正 11 年(1992)	
第 41 号	細野家住宅（旧細野組本店）	家島町真浦	H24. 6.18	明治末期	
第 42 号	菅尾家住宅	青山	H25. 9.30	大正 6 年 (1917)	
第 43 号	寶角家住宅	安田	H27. 1.29	明治 23 年(1890)	
第 44 号	段家住宅	林田町林田	H27.11.30	大正 12 年(1923)	

(4) 都市景観形成市民団体の認定・助成

一定の地域における都市景観の形成を図ることを目的とした市民団体等で、その活動が妥当と認められるものを都市景観形成市民団体として認定している。

(5) 都市景観アドバイザーの派遣

都市景観形成市民団体その他都市景観の形成に努めようとするものに対する技術的援助として、都市景観に関する専門的な知識と経験を有する者（都市景観アドバイザー）を派遣している。

2 姫路城周辺地区の景観形成

姫路市都市景観形成基本計画に基づき、「姫路城周辺地区」を景観形成の重点地区と定め、より一層良好な景観形成を図るため、「姫路城周辺地区景観ガイドプラン」を策定している。

このガイドプランは、法令及び各種制度、計画等との整合を図るとともに、「姫路城周辺地区」についての景観形成の基本的な方向を明らかにし、観光や商業など経済の活性化への視点を持ちつつ、施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本となるものである。

また、姫路城と調和する美しい風景の形成を目的に、「姫路市景観計画」において「姫路城周辺風景形成地域」を定め、大規模な建築物等に対する色彩や意匠の基準を強化した。

3 都市景観への意識高揚

都市景観の形成に寄与している建築物等の表彰やシンポジウム・講座の実施など啓発活動を積極的に展開することにより、市民、事業者の都市景観に関する意識の高揚を図っている。

(1) 景観遺産

美しい姫路のまちを 100 年後の子供たちへ引き継いでいくために、姫路らしい景観を市民や観光客の皆様から募集し、すぐれた景観を景観遺産に登録することを目的として実施している。平成 21 年度に 21 点を、平成 24 年度に 6 点を、平成 27 年度に 26 点を、平成 30 年度に 29 点を登録した。

(2) 景観まちづくりリーダー養成講座

景観に対する取り組みを一層進めるため、将来のまちづくりのリーダーを担える人材を育成することを目的として実施している。

(3) 景観タウンウォッチング

地域を散策しながら、素晴らしい景観を見て歩く景観タウンウォッチングを毎年実施している。平成 30 年度は、的形周辺で磯山周辺の景勝地などを巡るまちなか歩きを行った。

(4) 都市景観賞

都市景観に対する啓発を目的として、都市景観形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物、まちなみを表彰するもので、昭和 63 年度より 3 年ごとに実施している。平成 30 年度に「第 11 回都市景観賞」として、都市景観賞 3 点、特別賞 2 点、奨励賞 1 点が選定された。

4 都市環境照明の推進

照明計画を進める上での指針となる「姫路市都市環境照明ガイドライン」を作成し、都市環境照明を推進している。

5　広告景観の推進

令和元年度予算額　654千円

自然・歴史・文化・土地利用状況など、それぞれの地域特性を生かしながら、広告物と地域環境との調和を図り、美観風致を維持するとともに、公衆に対する危害を予防するため、平成8年4月1日に姫路市屋外広告物条例を施行し、良好な広告景観の形成に取り組んでいる。

また、平成20年度より、都市景観形成地区内の屋外広告物に関する都市景観条例による指導基準を屋外広告物条例による許可基準に移行した。

(1)　屋外広告物の許可

屋外広告物許可申請件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
新規	207	247	197	168	155
変更	60	83	127	86	64
更新	625	617	647	846	847
合計	892	947	971	1100	1066

(2)　違反簡易広告物の除却

道路上に無秩序に繰り返し掲出される大量のはり紙・はり札・立看板などの簡易広告物は、まちの美観を損なうだけでなく、車両や歩行者の通行の妨げとなる。

そこで、市内巡回し簡易除却を行うとともに、平成16年5月に「姫路市路上違反簡易広告物除却活動員制度要綱」を策定し、ボランティア団体等による違反簡易広告物の除却活動制度を設け、平成16年10月より市民に、道路上のはり紙・はり札・立看板などの違反簡易広告物の除却を委任している。

(3)　屋外広告業登録制度

平成18年4月に市内で屋外広告業を営む者に登録を義務付ける屋外広告業登録制度を導入した。営業所ごとの業務主任者選任や罰則強化により、良好な事業者の育成と不良事業者の排除を目指している。

また、平成23年4月に特例届出制度として、兵庫県の登録を受けた者は姫路市の登録を受けたものとみなす制度を導入した。

屋外広告業登録(更新)・特例届出件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
登録（更新）件数	1	6	7	0	3
特例届出件数	58	54	50	45	43

6　住環境

(1)　中高層建築物の建築に対する指導

共同住宅等の中高層建築物の建築に伴って発生する紛争を未然に防止し、良好な近隣関係及び住環境を保持するために、平成4年2月1日から「姫路市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」及び「姫路市共同住宅の建築に関する指導要綱」により、建築計画の事前公開・事前協議・説明の実施などを指導している。

届出件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	47	28	49	40	39

(2)　ホテル等建築に関する指導

ホテル等の建築に伴って発生する紛争を未然に防止し、良好な生活環境の維持及び都市環境の形成を図るため、平成5年4月1日から「姫路市ホテル等建築に関する要綱」により、建築等の同意手続き・計画の事前公開・説明会等の開催などを指導している。

また、平成21年10月1日からは、要綱による規制を強化した「姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例」により指導している。

(3) カラオケハウスの建築に関する指導

カラオケハウスの建築に伴って発生する紛争を未然に防止し、良好な近隣関係及び住環境を保持するため、平成2年6月20日から「姫路市カラオケハウスの建築に関する要綱」により、建築計画の事前公開・事前協議・説明会等の開催などを指導している。

(4) テレホンクラブの建築に対する指導

テレホンクラブの建築に伴って発生する紛争を未然に防止し、良好な近隣関係及び住環境を保持するため、平成7年3月20日から「姫路市テレホンクラブの建築等に関する要綱」により、建築計画の事前公開・事前協議・説明会等の開催などを指導している。

7 野里街道街並み環境整備 令和元年度予算額 8,000千円

平成22年度に姫路市景観計画において、世界遺産姫路城のバッファゾーン内にあり、歴史的建造物が残る野里街道地区を「歴史的町並み景観形成地区」に指定した。これに伴い、平成22年度には街並み環境整備事業に着手し、平成30年度までに19件の修景補助と道路美装化・電柱美装化・街路灯設置の整備を行った。平成31年度も引き続き、修景補助を行う。

修景補助申請件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	2	1	3	1	1

8 福祉のまちづくり条例による指導

兵庫県では、全国の都道府県レベルで初めて「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成5年10月1日から施行している。この条例により兵庫県から委任を受け、届出が必要となる公益的施設等を建築する場合、高齢者・障害者等に配慮した建築物となるよう指導している。

届出等件数(まちづくり指導課分)

年度		H26	H27	H28	H29	H30
特定施設	通知	0	0	1	0	1
特定施設	届出	17	10	20	7	14
小規模施設	届出	23	28	13	8	11
合計		40	38	34	15	26

9 姫路市バリアフリー推進事業

平成22年度に、バリアフリー新法に基づき、旅客施設や駅前広場、周辺道路のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、ＪＲ姫路駅・山陽姫路駅周辺地区、ＪＲ英賀保駅周辺地区、ＪＲ網干駅周辺地区、山陽電鉄白浜の宮駅周辺地区を重点整備地区とした「姫路市バリアフリー基本構想」を策定した。

また、本基本構想に基づき道路・都市公園特定事業計画及び交通安全特定事業計画をそれぞれ、平成23年度及び平成24年度に作成した。さらに、平成27年度には、中期計画を反映した道路・都市公園特定事業計画を作成しており、これらの計画に沿って関係事業者によりバリアフリー化を推進している。

3　市街地再開発・区画整理審査

1　市街地再開発

(1)　概要

本市の再開発事業への取り組みは、昭和 53 年にＪＲ姫路駅北口に位置する駅西地区及び同駅から北に延びる商店街（御幸通り）の北端に位置するお城本町地区の整備基本構想を作成したことに始まり、翌年には同駅南口の駅南地区においても整備基本構想を作成し、3 地区において事業化に取り組んできました。

その後、昭和 62 年に駅西地区、駅南地区、平成 7 年にお城本町地区が再開発組合を設立し、平成 2 年に駅南地区、平成 3 年に駅西地区が竣工し、平成 13 年度には、お城本町地区が竣工しました。

今後、人口減少が進展する中、都市機能の強化、住環境や防災機能の改善を図るため、民間活力を活かした計画的な再開発の促進を図ります。

(2)　再開発事業完了地区

地区名		姫路駅南地区	姫路駅西地区	お城本町地区
施行者		姫路駅南地区市街地再開発組合	姫路駅西地区市街地再開発組合	お城本町地区市街地再開発組合
地区面積		0.76ha	0.57ha	1.08ha
総事業費		8,919 百万円	14,176 百万円	22,056 百万円
事業期間		昭和 62 年～平成 3 年	昭和 61 年～平成 4 年	平成 6 年～14 年
施設建築物の概要	建築敷地面積	5,353 ㎡	4,718 ㎡	7,590 ㎡
	建築面積	4,084 ㎡	4,178 ㎡	5,957 ㎡
	延床面積	35,946 ㎡	35,306 ㎡	38,971 ㎡
	建ぺい率	76.3%	88.5%	78.5%
	容積率	598.8%	598.7%	396.5%
	構造	ＳＲＣ造	ＳＲＣ造	ＲＣ造(一部Ｒ造、一部ＳＲＣ造)
	階数	地上 15 階、地下 1 階	地上 8 階、地下 2 階	地上 6 階、地下 3 階
	高さ	63m	42m	18m
	用途	ホテル、事務所、駐車場	店舗、文化ホール、駐車場	住宅、商業施設、事務所、公益施設、駐車場

2　区画整理審査

(1)　概要

平成 8 年 4 月 1 日に中核市に移行したことにより、土地区画整理法および農住組合法に基づく許認可等の事務が県から市へ委譲された。

(2)　土地区画整理法関係

①　組合施行及び個人施行の土地区画整理事業の認可等の事務

②　土地区画整理事業に係る建築等の許可等の事務
（県または県知事が施行する土地区画整理事業に係るものを除く）

③　組合施行及び個人施行の土地区画整理事業に係る不服申立て及び意見書の審査の事務

土地区画整理法関係事務取扱件数

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
事業施行・設立の認可 §4、§9、§14、§21		1	—	—	—	—
定款・事業計画等の変更認可 §10、§39		4	2	—	3	4
事業計画の縦覧指示・意見書の処理 §20		4	—	—	1	4
施行者の変動の認可､届出の受理 §11		—	—	—	—	—
理事の氏名等の届出の受理 §29		3	1	—	—	—
建設行為等の許可等 §76		157	158	172	196	156
換地計画の認可 §86		1	1	—	—	2
換地計画の変更認可 §97		—	1	—	—	—
換地処分の届出の受理 §103		1	1	—	—	1
事業の廃止・終了､解散の認可 §13、§45		1	1	—	—	—
決算報告の承認 §49		—	—	1	—	—
個人・組合に対する監督 §124、§125		—	—	—	—	—
不服申立て §127 の 2	受理	—	—	—	1	—
	裁決	—	—	—	1	—

4　宅地規制・土地取引等

1　宅地規制

(1)　概要

無秩序な宅地の造成・開発は､都市のスプロール化を招くとともに、都市形成面における生活環境の悪化と都市活動の機能低下をもたらすことになる。

本市では、これらの宅地造成に対し、計画的都市形成を行うについて、昭和 36 年制定の「宅地造成等規制法」をはじめ、昭和 40 年の「住宅地造成事業に関する法律」さらに、昭和 46 年 3 月に決定された市街化区域および市街化調整区域の線引き後は、「都市計画法」による開発許可制度を活用して、安全な住宅地の供給と良好な生活環境の確保を図ってきた。

本市の宅地造成等規制法による規制区域は 8,190ha で、がけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を設定し、この区域内の宅地造成は、一定の基準に基づいた安全な工事をするため、事前に許可が必要である。

市街化区域内の開発行為は、1 件当たりの開発面積が　① 500 ㎡以上で公共施設の新設または改変がある場合、② 500 ㎡以上の造成があり、その最大高さが 50 ㎝以上の場合、③ 500 ㎡以上の宅地以外の土地に建築物を建築する場合について開発許可が必要で、本市では開発行為者に対し、「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」によって公共施設等の整備のための行政指導を行っている。

また、市街化調整区域の建築行為は都市計画法により制限を受け、同法第 34 条又は第 43 条第 1 項等の規定に基づき許可を行なっている。その中で、平成 28 年度から「姫路市特別指定区域指定等に関する条例」を施行し、特別指定区域に指定された区域内においては、同法による建築の許可が可能となる制度の運用を開始した。

(2)　開発行為の許可件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	126	122	127	140	123
面積（ha）	23.8	21.7	25.5	30.4	23.8

(3)　宅地造成工事の許可件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	7	6	7	8	6

(4)　都市計画法第 43 条による建築の許可件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	67	66	83	68	69

(5)　姫路市開発審査会

姫路市開発審査会は、都市計画法第 78 条及び姫路市開発審査会条例に基づき、姫路市長が任命する、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる 7 人の委員で構成される姫路市の附属機関である。

同審査会では、開発行為や、都市計画法に規定する審査請求に対する裁決についての議決を行うと共に、その他の法律によりその権限に属された事項に関する議決等を行うものである。

2　土地取引

(1)　概要

国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じての諸活動の共通の基盤であることから、土地の投機的取引及び地価の高騰による生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正で合理的な土地利用を確保するため、売買等の土地取引について、届出勧告制によりこれを行うこととなっている。

届出勧告制については、土地取引の円滑化に資する観点から、平成10年国土利用計画法の一部を改正する法律により、事前届出制から事後届出制へ移行し、地価が相当程度上昇している区域（本市では当該区域なし）に限り事前届出制とすることができるとされた。

また、良好な都市環境の計画的な整備を促進するため、公有地の拡大の推進に関する法律により、地方公共団体等に必要な土地の先買い協議の機会を付与することで、公有地を計画的に取得し、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的に、届出・申出制を設けている。

(2)　国土利用計画法による届出件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	111	100	133	152	129

(3)　公有地の拡大の推進に関する法律による届出・申出件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
件数	25	29	18	28	21

(4)　地価公示

地価公示法に基づき、毎年1月1日を基準日として、都市計画区域内において、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1回、都市計画区域内で標準的な地点（標準地）について正常な価格を公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格算定の規準・国土利用計画法に基づく土地取引の規制における土地価格算定の基準とするなどにより、適正な地価の形成に寄与することを目指すものである。

(5)　地価調査

国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、兵庫県が県内の各市町の代表的な地点（基準地）について、毎年7月1日を基準日として、年1回定期的に標準価格を判定し、発表するもので、昭和50年以降毎年実施しており、土地取引の規制を適正かつ円滑に実施するための土地価格算定の基準となるほか、公共事業用地取得の際の価格算定基準となるとともに、一般の土地取引価格に指標を与えることなどにより、適正な地価の形成に寄与することを目指すものである。

3　災害防止

(1)　急傾斜地崩壊防止事業

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要処置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的として、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律が施行された。

① 傾斜地の角度が 30°以上、② 急傾斜地の高さが 5m以上、③ 保全家屋が 5 戸以上、④ 前記③以下の場合であっても官公署・病院があること、以上の要件を満たす箇所のうち、対策の必要がある地域を「急傾斜地崩壊危険区域」として兵庫県において指定し、対策工事を行っている。

急傾斜地崩壊危険区域　　111 区域（H31.3.31 現在）

(2)　住宅土砂災害対策支援事業

土砂災害特別警戒区域（Ｒ区域）において、土砂災害等から居住者の生命と身体の保護を図るため、既存住宅の除却等に要する経費や移転先住宅の建設・購入に要する経費に対する補助を行い、住宅の移転支援を推進します。

4　町名整理

(1)　町名表示板設置事業

地理不案内の来訪者に便宜を図り、また、市民サービスの一環として、平成 6 年度からは、既に市街地が形成された地区を対象に順次実施している。

平成 10 年度からは国際観光等の点で便宜を図る観点から振り仮名とローマ字を併記するように改めている。

(2)　街区表示板更新事業

本市では、昭和 49 年に姫路市住居表示条例を制定し、昭和 50 年以降住居表示を実施し、街区表示板を設置した。当初設置した街区表示板が経年により著しく損傷している地区を対象に順次更新をしている。

町名表示板と同じく、平成 10 年度から振り仮名とローマ字を併記するように改めている。

5 建　築　指　導

1　概要

本市では、昭和 46 年 4 月から特定行政庁として建築行政事務を行っており、建築基準法に基づく建築確認申請の審査・検査、建築に関する許認可等の事務をはじめ、耐震改修等の促進、防災・安全対策の推進、違反建築物の防止・指導など、安全・安心なまちづくりに取組んでいる。

2　建築基準法の施行

(1)　建築確認申請等

①　建築確認等申請・検査

建物の新築・増改築等を行なう場合には、建築基準法に基づいた建築確認等申請及び完了検査等が義務付けられている。

年度			H26	H27	H28	H29	H30
建築確認件数	建築物	姫路市	65	47	53	30	41
		指定確認検査機関	2,820	2,796	3,211	2,867	3,052
		小計	2,885	2,843	3,264	2,897	3,093
	建築設備	姫路市	12	18	15	28	12
		指定確認検査機関	90	97	67	119	86
		小計	102	115	82	147	98
	工作物	姫路市	8	13	6	11	4
		指定確認検査機関	57	68	59	62	50
		小計	65	81	65	73	54
	合計	姫路市	85	78	74	69	57
		指定確認検査機関	2,967	2,961	3,337	3,048	3,188
		小計	3,052	3,039	3,411	3,117	3,245
中間検査合格証交付件数	建築物	姫路市	4	4	5	4	3
		指定確認検査機関	1,793	1,583	1,620	1,655	1,629
		小計	1,797	1,587	1,625	1,659	1,632
検査済証交付件数	建築物	姫路市	64	45	43	29	35
		指定確認検査機関	2,744	2,583	2,695	2,739	2,686
		小計	2,808	2,628	2,738	2,768	2,721
	建築設備	姫路市	17	15	15	30	11
		指定確認検査機関	67	106	70	80	97
		小計	84	121	85	110	108
	工作物	姫路市	10	9	10	10	2
		指定確認検査機関	52	36	37	38	33
		小計	62	45	47	48	35
	合計	姫路市	91	69	68	69	48
		指定確認検査機関	2,863	2,725	2,802	2,857	2,816
		小計	2,954	2,794	2,870	2,926	2,864

※ 指定確認検査機関：国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けた機関で、建築主事と同様に確認及び検査業務を行うことができる法人

② 完了検査率の向上

建築基準法に適合した建築物であることを明確にし、同時に違反建築物を防止するために、完了検査の向上を図る施策を行っている。

完了検査受検啓発のハガキの郵送等を、民間の指定確認検査機関の協力も得て実施している。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
完了検査率（%）	97.3	92.4	90.2	95.5	88.0

※ 完了検査率＝当年度の完了検査件数／当年度の確認件数（設備・工作物は含まず）

③ 中間検査の拡充

平成 10 年の法改正を受け、本市では中間検査を平成 12 年度より実施しているが、更なる安全･安心の向上を目指し、平成 22 年 7 月より検査対象建築物の範囲を拡大した。これにより、それまで中間検査は 3 階建て以上の共同住宅や特殊建築物等、一定規模･用途以上の建物のみであったが、2 階建て木造住宅等でも実施されることとなった。

(2) 建築基準法の許可・認定

許可、認定とも特定行政庁の裁量権に基づき、建築計画や敷地の周辺状況等により例外的に規制を緩和する処分である。許可や認定に際し、その内容により、「建築審査会の同意」「公聴会の開催」の手続き等が必要な場合がある。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
許可件数	90	94	89	79	85
認定件数	3	4	3	2	5

【主な許可・認定】

・敷地の接道義務の特例許可（法第 43 条）

・仮設建築物の許可（法第 85 条）

・総合的設計による一団地認定（法第 86 条）

(3) 建築基準法上の道路の指定等

建築基準法第 42 条に規定されている道路（1 項 4 号：事業計画のある道路、1 項 5 号：位置指定道路）の指定及び建築基準法上の道路の扱いについて判定を行っている。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
指定件数	32	29	31	19	30

(4) 建築審査会

建築審査会は建築基準法第 78 条に基づき設置されるもので、7 名の委員で構成されている。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生、行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者から市長が任命している。

建築審査会の主な権限は、例外許可に対する同意、行政不服の審理及び裁決、建築基準法施行上の建議である。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
開催回数	4	6	5	4	5

(5) 建築計画概要書閲覧制度

建築計画概要書等の閲覧は、周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとするものとして設けられた制度であり、建築計画概要書には、計画の概要や配置図が記載されている。

3　防災・安全対策の推進

(1)　兵庫県建築物安全安心実施計画の推進

平成 11 年に県下の特定行政庁及び関係団体からなる「兵庫県建築物安全安心推進協議会」を設立し、「兵庫県建築物安全安心実施計画」を策定している。現在、兵庫県建築物安全安心実施計画（第 6 次）に基づき、姫路市では、1　耐震改修促進計画の推進、2　新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）、3　違反建築物への対策の推進、4　既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）、5　安全安心なすまい・まちづくりのサポート、6　事故・災害時の迅速な対応及び計画推進のための環境整備など建築物の安全性の確保に取り組んでいる。

(2)　違反建築物対策

違反建築物防止パトロール等を行い、違反建築物の事前防止や早期発見、早期是正に努めている。また、関係機関・関係団体に対して違反防止のための啓発活動を行っている。

違反是正指導については、関連する部署や関係機関との連携を取るなど、是正指導の効果が高まるよう努めている。

(3)　定期報告制度

建築物を常時適法な状態に維持し、安全を確保するため、建築基準法第 12 条に定められた特殊建築物定期報告制度の対象建築物（百貨店・ホテル・映画館などの多くの人が集まる建築物）の所有者等は、建築物の維持管理の状態を報告する必要がある。報告に併せて、維持保全対策、外壁落下対策について啓発を行い、未報告や報告内容に問題がある物件については、督促や立入検査等を行っている。

(4)　特殊建築物等の防災査察

年 2 回（9 月及び 3 月）の建築物防災月間において、定期報告の結果等を勘案し選定した対象建築物について防災査察を行っている。

(5)　高層建築物等に係る防災計画の推進

一定以上の高さ、規模を有する建築物等の防災計画について、建築基準法、消防法等個々の規定への適合のみならず、それぞれの建築物の計画条件に即した総合的な防災計画の指導を行っている。

4　耐震化の促進

平成 7 年に発生した阪神淡路大震災では、昭和 56 年以前に建築された住宅が大きな被害を受けた。これを受け、安全・安心なまちづくりを目指し、耐震診断、耐震改修を促進するための事業を推進している。

(1)　住宅に対する支援事業

住宅に対する耐震化支援として、「簡易耐震診断推進事業」での簡易耐震診断への補助、「わが家の耐震改修促進事業」での耐震改修工事への補助を行っている。

また、平成 27 年度より住宅建替工事への補助、防災ベッド等設置への補助を行っている。

住宅に対する支援事業概要

年度	簡易耐震診断	耐震診断・改修計画策定費補助	耐震改修工事費補助
H26	94 戸　（ 40 棟）	22 戸　（22 棟）	8 戸　（ 8 棟）
H27	52 戸　（ 53 棟）	64 戸　（64 棟）	14 戸　（14 棟）
H28	176 戸　（163 棟）	80 戸　（80 棟）	34 戸　（19 棟）
H29	124 戸　（116 棟）	20 戸　（20 棟）	13 戸　（13 棟）
H30	126 戸　（ 94 棟）	13 戸　（13 棟）	8 戸　（ 8 棟）

(2)　住宅以外に対する支援事業

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく、耐震診断、耐震改修の指導や耐震改修計画の認定を行っている。

また、住宅以外に対する耐震化事業として、学校や病院、福祉施設などの中規模多数利用建築物への耐震診断補助、緊急輸送路沿道の建築物への耐震診断及び計画策定補助、耐震診断義務化建築物への計画策定補助を行なっている。

(3) 危険ブロック塀に対する支援事業

平成 30 年の大阪府北部地震においてブロック塀が倒壊し、通行者が死亡する被害が発生したことを受けて、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図るため、危険なブロック塀等の所有者が行う撤去工事について、その費用の一部補助を行っている。

危険ブロック塀撤去支援事業実績

年度	個人住宅	幼稚園、保育所、認定こども園等	社会福祉施設
H30	42 件	2 件	2 件

5 狭あい道路の整備

地震や火災などの災害時に支障をきたす幅員 4m未満の狭あい道路を拡幅整備し、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、建築基準法第 42 条第 2 項の道路のうち市道認定された狭あい道路を対象に、建築時に原則中心から 2mの道路境界線と見なされる後退用地を市へ寄附する場合に、測量・登記、後退用地の道路整備を行う「安全・安心生活道路整備事業」を平成 10 年度より実施している。

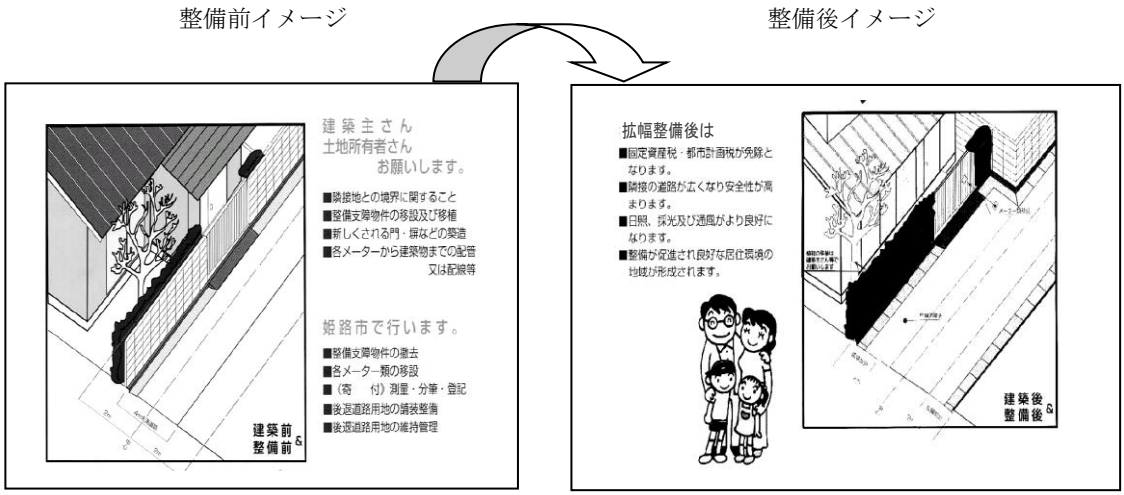

狭あい道路取扱件数

年度		H26	H27	H28	H29	H30
所有者意向	寄附	24	18	32	32	34
	応じない	110	122	142	128	143
合計		134	140	174	160	177

6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年 6 月 4 日より施行）に基づき、長期に使用するための構造及び設備（劣化対策、耐震性、省エネ等）、居住環境への配慮（地区計画、景観計画等）、維持保全計画等に関する計画を建築主が策定し、姫路市が認定を行う。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
認定件数	689	795	866	846	870

7　建築物環境性能評価制度（ＣＡＳＢＥＥ）に基づく届出

建築物は、新築から解体撤去に至るまでの長期にわたり環境へ様々な影響を与えていることから、建築物による環境への負荷の低減を図る必要がある。そのため、「環境の保全と創造に関する条例（県条例）」に基づき、建築物環境性能評価制度（平成 18 年 10 月 1 日より施行）を導入することにより、快適で環境に配慮した建築計画への誘導を図る。

対象：延床面積 2,000 ㎡以上の建築物

年度	H26	H27	H28	H29	H30
届出件数	25	21	46	20	27

8　エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく届出

エネルギーをめぐる経済的社会環境に応じ、建築物の省エネ措置について数値化し、燃料資源の有効な確保に資する。

対象：第 1 種特定建築物（延床面積 2,000 ㎡以上）

第 2 種特定建築物（延床面積 300 ㎡以上 2,000 ㎡未満）

年度		H26	H27	H28	H29	H30
届出件数	第 1 種	34	34	55	213	190
	第 2 種	188	145	189		

※　第 2 種特定建築物は、法改正により、平成 22 年 4 月から要届出。

※　省エネ法に基づく届出は平成 28 年度まで。建築物省エネ法に基づく届出は平成 29 年度から。（対象建築物 300 ㎡以上。ただし非住宅 2,000 ㎡以上は除く）

9　建設リサイクルの推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づいて、建設工事における分別解体・再資源化等の促進を図り、建設副産物のリサイクルと適正処理を推進し循環型社会の構築に向けた取組みを行っている。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
届出件数	1,270	1,187	1,277	1,190	1,261

6 都市開発整備事業

1 概要

市域を計画的に開発整備し、快適で質の高い都市環境を創出するため、住宅地及びえい地を造成して市民に供給することを目的とした都市開発事業、及び新規企業立地を促進するため社会基盤を整備することを目的とした都市整備事業を地方公営企業法の財務規定等の適用を受け運営している。

（各事業別の概要）

(1) 都市開発事業

① 霊苑事業

・姫路西霊苑

昭和 63 年度から平成 8 年度にかけて第 1 期造成事業を実施し、1,977 区画を造成した。平成 6 年度から貸付を開始し、平成 30 年度末の未貸付は 84 区画となっている。

・名古山霊苑

終戦による墓地の需要と公園整備を図ることを目的に昭和 21 年 8 月に都市計画決定され、7 回の計画変更を経て現在に至っている。新規貸付は平成 7 年を最後に行っていなかったが、平成 22 年度に未整備であった御前山えい域（734 区画）が完成し、平成 27 年度までに全区画の貸付を実施した。

・片山霊園

平成 3 年度に着手した第一期造成事業において 459 区画を造成し、平成 4 年度から貸付を開始した。平成 18 年 3 月 27 日の市町村合併により、姫路市へ編入となった後、平成 21 年 5 月に第二期造成工事（351 区画）が完了し、同年 7 月から貸付を開始した。平成 30 年度末の未貸付は 170 区画となっている。

(2) 都市整備事業

① 豊富団地

内陸型工業団地の造成を積極的に推進し、新規企業の誘致と職住近接型の宅地造成を行うことにより、「北部地域の活性化の拠点づくり」を図ることを目的として平成元年に基本計画を策定した。その後、用地買収、道路、上・下水道等ライフラインの整備、宅地の造成工事を行い、平成 16 年 2 月に「サバービア豊富」の呼称で分譲を開始した。

平成 22 年度に、大規模施設用地及び利便施設用地は完売し、住宅用地についても、売出し 330 区画に対し、平成 27 年度末で 330 区画すべてが完売となっている。

【豊富団地造成事業の概要】

・位置　　豊富町御蔭地内
・面積　　約 22.7ha（地区計画区域面積）
・区画数　　住宅用地 330 区画、大規模施設用地 9 区画、利便施設用地 2 区画
・事業期間　平成元年度～22 年度
・事業費　　10,170,473 千円

② 姫路駅周辺都市開発整備事業

平成 19 年度に、ＪＲ姫路駅周辺を再開発する「キャスティ 21」計画で商業・業務拠点となるコアゾーンのうちＡ、Ｂブロック、平成 21 年度にＣブロック及び 12 街区を取得し、平成 25 年度に 12 街区、平成 26 年度にＢブロック、平成 28 年度にＡブロック及びＣブロックの一部、平成 29 年度に残りのＣブロックの一部の引渡しを行った。

2 平成 30 年度の主な営業活動

(1) 宅地分譲

・安室（住宅用地）　　10 区画

(2) えい地貸付

・姫路西霊苑　　9 区画
・片山霊園　　13 区画
・名古山霊苑　　54 区画

3　平成 30 年度の土地処分状況

（面積㎡）

区分	土地処分面積		増減
	平成 29 年度	平成 30 年度	
霊苑事業	184.60	277.10	92.50
住宅地事業		1,663.75	1,663.75
姫路駅周辺整備事業	1,517.00		△1,517.00
計	1,701.60	1,940.85	239.25

4　財政状況の推移

（円）

科目		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
収益的収支	**収益的収入(A)**	**99,239,448**	**2,274,132,823**	**203,323,351**	**255,991,622**	**151,392,000**
	土地売却収益	97,506,750	2,272,596,000	198,264,000	251,012,560	145,500,000
	その他	1,732,698	1,536,823	5,059,351	4,979,062	5,892,000
	収益的支出(B)	**78,595,037**	**2,101,552,792**	**182,983,287**	**215,454,228**	**149,782,000**
	土地売却原価	46,507,440	2,023,458,832	150,583,616	178,703,414	87,703,000
	減価償却費等	1,104,000	1,104,000	1,104,000	1,104,000	1,104,000
	人件費	10,987,484	10,977,458	10,838,649	10,287,984	12,861,000
	その他	19,996,113	66,012,502	20,457,022	25,358,830	48,114,000
	(A)－(B)	**20,644,411**	**172,580,031**	**20,340,064**	**40,537,394**	**1,610,000**
累積利益剰余金		**△2,115,787,478**	**0**	**20,340,064**	**60,877,458**	**62,487,458**
資本的収支	**資本的収入(C)**					
	他会計長期借入金					
	資本的支出(D)	**218,890,628**	**174,527,276**	**32,600,027**	115,844,452	**271,713,000**
	建設改良費	218,890,628	174,527,276	32,600,027	115,844,452	71,713,000
	他会計長期借入金償還金	0	0	0	0	
	投資有価証券購入費					200,000,000
	(C)－(D)	**△218,890,628**	**△174,527,276**	**△32,600,027**	△115,844,452	**△271,713,000**

（注）　H27～29 年度は決算額、H30 年度は決算見込額、R 元年度は当初予算額

7 住　宅　施　策

1　住宅計画

本市では、平成2年度に全国に先駆けて「姫路市公共賃貸住宅再生マスタープラン」を策定して以来これまで、国の住宅建設五箇年計画に呼応しながら計画改訂を行い、円滑な公共賃貸住宅の建替事業等の推進に取り組んできた。

平成18年3月に、それまでの「姫路市住宅マスタープラン（平成8年3月策定)」及び「姫路市公営住宅ストック総合活用計画（平成12年3月策定)」の見直しを図るとともに、市営住宅の管理・修繕計画を加えた新たな住宅政策の基本計画として「姫路市住宅計画」を策定した。

その「姫路市住宅計画」策定から 10 年が経過し、少子高齢化のさらなる進行や高度経済成長期の住宅ストックの疲弊・空き家化といった状況が顕著に見られるようになり、住宅政策においてもこれらの変化への対応が急務となっている。

また、この間に国及び県の「住生活基本計画」の改定や、「姫路市総合計画ふるさと・ひめじプラン2020（平成21年3月策定)」の策定が行われており、これら上位計画・関連計画との整合性を図る必要が生じている。市民の住生活の安定確保と質の向上を図るため、平成28年度から令和7年度の向こう10年間の計画とする「姫路市住宅計画」を平成28年3月に策定した。

今後はこの「姫路市住宅計画」に基づき、バリアフリー化や耐震化の促進・防災性能の向上・地球環境や人の健康への配慮等居住水準のさらなる向上と市民の多様な居住ニーズへの弾力的な対応、公営住宅建替及び既存ストックの改善・活用や福祉施策と連携し高齢者・障害者に配慮した住宅の供給等「市民が安全・安心に住まいながら地域への誇りと愛着を持って快適に暮らせる住環境の実現」を目指していく。

2　マンション管理促進事業

入居者の高齢化や賃貸化の進行等、マンション管理を行う上での課題が生じているため、管理運営を円滑に行えるよう管理組合等を対象とするセミナー等の開催やマンション管理相談を行っている。

平成30年度事業計画

マンション管理基礎セミナー　　年2回（定員70人程度）

マンション管理相談　　毎月第一月曜日（1回3組まで）

3　空き家等対策事業

(1)　空き家データベースシステム整備

空き家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条に定義される「空家等」及び「特定空家等」の実態を継続的に把握し、情報を管理するデータベースシステムの整備を行う。

(2)　空き家バンク制度

空き家の利活用を促進するため、空き家を売りたい・貸したい者と、空き家を買いたい・借りたい者とのマッチングを行うための制度として、平成28年2月から登録を行っている。

空き家バンク登録住宅一覧

年度	H27	H28	H29	H30	合計
登録件数	3	8	14	9	34
成約件数	0	2	4	5	11

(3) 空き家改修支援事業

空き家を交流施設等として活用するための改修経費の一部を補助する事業（交流施設型）として、平成 28 年 10 月から開始している。なお、空き家を住居として活用するための補助事業（住宅型）については、平成 30 年度をもって終了した。

対象物件　空き家バンク登録物件で、空き家である期間が概ね 6 か月以上である一戸建て住宅
（ただし、空き家バンクを利用した取引から 1 年以上経過した物件を除く）

対象者　空き家バンク登録物件を購入又は賃借する人
空き家バンクに賃貸物件を登録した所有者等

対象経費　空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（ただし、50 万円以上の工事が対象）

補助金額　対象経費の 3 分の 2（千円未満切捨て）上限 200 万円

平成 28～30 年度の実績

年度	住宅型		交流施設型	
	件数	助成額	件数	助成額
H28	2	1,610 千円	0	0 千円
H29	2	1,210 千円	0	0 千円
H30	0	0 千円	0	0 千円

(4) 老朽危険空き家解体補助事業

空き家の維持管理については、所有者が行うべきものであるが、経済的理由等により、対応が遅れがちな場合が多いため、老朽危険空き家の解体撤去を行う場合に経費の一部を補助する制度を、平成 27 年 4 月から開始している。

対象物件　概ね 10 年以上使用されておらず、敷地周辺に危険を及ぼす危険性が有る一戸建て住宅

対象者　自治会
老朽危険空き家の所有者、相続人又は土地の所有者

対象経費　空き家の解体撤去に係る工事費

補助金額　自治会向け補助：対象経費の 2 分の 1（千円未満切捨て）　上限 100 万円
個人向け補助：対象経費の 3 分の 1（千円未満切捨て）　上限 50 万円

令和元年度助成件数及び予算額　5 件　5,000 千円（自治会向け）
13 件　6,000 千円（個人向け）

平成 27～30 年度の実績

年度	自治会向け		個人向け	
	件数	助成額	件数	助成額
H27	3	2,250 千円	5	1,232 千円
H28	2	1,414 千円	7	1,999 千円
H29	3	3,000 千円	5	1,387 千円
H30	6	5,634 千円	14	6,419 千円

(5) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が、平成 29 年 4 月 26 日に一部改正された。この改正により「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」が創設され、これを登録する制度が平成 29 年 10 月 25 日から始まり、登録審査業務を行っている。なお、平成 30 年 10 月 3 日からは登録手数料を廃止している。

住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に特に配慮を要する方々をいい、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者のうち、入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定めたうえで、登録する住宅をいう。

登録物件数　3 件、5 戸

4　サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」等の定めるところにより、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームにおいてサービスを提供するなど一定の要件を満たす事業について登録を行っている。

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準

入居者	①60 歳以上の単身高齢者 ②60 歳以上の高齢者＋同居者（一定の要件あり）
規模・設備等	①床面積は原則 25 ㎡以上（共用部分に十分な面積を有する場合は 18 ㎡以上） ②各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること（共用部分に一定の基準以上の台所、収納設備、浴室がある場合は各戸に備えずとも可） ③バリアフリー構造（段差のない床、手すりの設置、廊下幅の確保）
サービス	①安否確認及び生活相談サービスの提供 ②社会福祉法人等の職員又は看護師・介護福祉士・ヘルパー2 級以上の有資格者等の日中常駐 ③夜間緊急通報システムの対応（②が常駐しない時間帯）
契約関連	①書面による契約（居住部分の明示、入居者に不利な内容の有無、前払金について等） ②敷金、家賃、共益費以外の金銭を受領しない契約
計画等適合性	高齢者の居住の安定の確保に関する基本方針及び兵庫県高齢者居住安定確保計画との整合性

サービス付き高齢者向け住宅一覧表

住宅名	所在地	戸数	事業者	登録（更新）年月日
樹の里	花田町加納原田145	16	本覚寺	平成28年12月28日
青山の郷	青山一丁目35-5-101	34	㈱ホープ	平成28年12月28日
ナーシングホーム東辻井	東辻井四丁目4-25	35	㈲大西殖産	平成29年 2月 2日
ケアホームぬくもり1号館	勝原区山戸83-1	8	㈲ヤマト・RIN	平成29年 2月14日
リリーフあがほ	飾磨区英賀春日町二丁目11	34	(医)松藤会	平成29年 3月 6日
サービス付き高齢者向け住宅ゆたかの里	網干区津市場493-2	10	㈱豊	平成29年 3月30日
ライフパートナー新在家	南新在家14-33	42	㈲ネクストライフ	平成29年 4月17日
ヴィラ陽の栞	網干区興浜907-488	47	(社福)あかね	平成29年 7月 3日
ヴィラ杣扇	書写31	66	(社福)あかね	平成29年 9月26日
エンシア白浜	白浜町宇佐崎中一丁目82	54	三木産業㈱	平成29年10月 4日
なぎさホーム	網干区新在家1382-2	21	㈱カナイCare	平成29年10月11日
フルーツガーデンさかい	飾西573	103	(医)みどりの会酒井病院	平成29年12月17日
サンホーム英賀保	苫編南二丁目27,28	28	(社福)博愛福祉会	平成30年 1月15日
ハルナ・シルバーメゾン姫路	広畑区蒲田二丁目87	28	㈱プレジール	平成30年 2月27日
ナーシングホーム書写	書写2437-1	40	㈱駱駝倶楽部	平成25年 9月24日
まほろば	西今宿五丁目5-30	20	(医)恵風会	平成26年 1月17日
サンホーム西延末	西延末250	28	(社福)博愛福祉会	平成26年 1月24日
ナーシングホーム土山	土山三丁目349-2	50	馬場建物㈱	平成26年 8月11日
アガスティーア姫路	四郷町明田826-1	26	富庄トラストパートナース㈱	平成26年 8月18日
ケアビレッジ飾磨高町	飾磨区高町二丁目254	25	㈱ウェルネス兵庫	平成26年10月23日
ナーシングホーム飾磨	飾磨区都倉三丁目27,28,29,31	55	㈱駱駝倶楽部	平成26年10月24日
ナーシングホーム辻井	辻井二丁目1174他	40	㈱駱駝倶楽部	平成26年11月 4日
ぬくもりの家　香寺	香寺町香呂229-1	24	常次　佳丈	平成26年12月11日
ライフパートナー市之郷	市之郷町9番の一部,10番	30	㈲ネクストライフ	平成26年12月16日
シルバーピア久保町	久保町166番地　他4筆	34	㈲ユニール	平成27年 1月 6日
サービス付き高齢者向け住宅ひだまり	白浜町甲402番地	45	妻鹿興商㈱	平成27年 1月16日
しおさきケアコート	大塩町汐咲1-9	50	(医)汐咲会	平成27年 2月17日
アルファリビング姫路城西	琴岡町272番1	42	穴吹興産㈱	平成27年 2月19日
アムール姫路南	飾磨区中野田二丁目117,118	30	㈱トーアコーポレーション	平成27年 2月23日

住宅名	所在地	戸数	事業者	登録（更新）年月日
オーリョク青山	青山一丁目714-2	17	㈱応緑青山	平成27年 7月 2日
アビオしらさぎ	阿保甲628	43	(医)慶和しらさぎ会	平成27年 6月 5日
やさしい手シニアリビングやさしえ姫路飾磨	飾磨区阿成渡場844-1	27	坂上興産㈱	平成27年 6月19日
サンホーム今在家	飾磨区今在家6丁目234	19	(社福)博愛福祉会	平成27年11月12日
サンホームあぼし	網干区北新在家104	19	㈱コムウェイズ	平成28年 2月22日
宝寿の郷	広畑区北野2丁目59	42	(社福)宝寿会	平成28年 3月31日
サービス付き高齢者向け住宅「コウセイケアホーム」	御立西1丁目1685番3	24	(医)綱島会	平成28年 5月20日
アーバンリビング今宿	西今宿2丁目437番1　他3筆	50	㈱ライフアシスト	平成28年 8月 1日
トラスト介護ホーム飾西	実法寺765番地	27	㈱トラスト介護グループ	平成28年 8月25日
ライフヴィラ豊和	砥堀382-2	46	㈱リアルハウジング	平成28年 9月 8日
サービス付き高齢者向け住宅ケアホームぬくもり2号館	勝原区宮田190-1	8	㈲ヤマト・RIN	平成28年11月25日
アムール平松	大津区平松495-1	37	㈱トーアコーポレーション	平成29年 6月 9日
さわやかひめじ館	大津区勘兵衛町2丁目203-4	50	㈱さわやか倶楽部	平成29年 7月14日
ライフヴィラ龍宮	砥堀380-1	34	㈱HEART　FULL	平成29年 7月21日
ナーシングホーム東姫路	日出町3丁目39-4、39-17、他	50	㈱駱駝倶楽部	平成29年12月11日
アンジェス姫路	西延末225-1、225-6	28	㈱T.S.I	平成30年 1月31日
トラスト介護ホーム飾西Ⅱ	実法寺794-1	22	㈱トラスト介護グループ	平成30年 4月23日
オパール姫路別館	駅前町27-1	40	（医社）青山会	平成30年 7月24日
アルファリビング姫路城北	西中島83-1	52	穴吹興産㈱	平成30年10月22日
メゾン・セラヴィー野里	野里199-1	41	金井　義則	平成30年11月20日
合　　計　　（49住宅）1,741戸				

6　人生いきいき住宅改造助成事業

平成８年度から、高齢者が住み慣れた住宅で安心して生活ができる住環境を整備するため、高齢者に配慮した既存住宅の改造に要する経費を助成している。昭和 56 年５月以前に建築された戸建て住宅については、平成 28 年度から耐震診断を義務付けている。

(1)　対象世帯

ア　一般型

・65 歳以上の者（特別型の対象者を除く。）

・高齢者や障害者世帯を受け入れることとして登録された「ひょうごあんしん賃貸住宅」の所有者（平成 20 年７月から適用）

イ　共用型

・21 戸以上の分譲共同住宅の管理組合（平成５年 10 月１日以降に建築された共同住宅で 51 戸以上のものを除く。）

(2)　対象工事

ア　一般型　　高齢者に配慮した既存住宅の改造・増改築

イ　共用型　　既存共同住宅の共用部分の改造工事

(3)　助成条件

ア　一般型

・２カ所以上の手すり取付または屋内の段差解消をすること。

・昭和 56 年５月以前に建築された戸建て住宅については、耐震診断を受けること。

イ　共用型

・出入口、床面、廊下、階段において、必須工事を行うこと。

(4)　所得制限

ア　一般型　　生計中心者の前年分の所得が 600 万円以下

イ　共用型　　なし

(5)　対象工事限度額（一般型・共用型）

助成対象工事費	助成金額
75 千円以上から 150 千円未満	40 千円
150 千円以上から 300 千円未満	75 千円
300 千円以上から 600 千円未満	150 千円
600 千円以上から 900 千円未満	250 千円
900 千円以上	300 千円

※　一般型で増改築を伴う場合は、「15 万円×増築面積＋ミニキッチン（30 万円）」の合計で上限 150 万円

(6)　令和元年度助成予定

43 件　7,182 千円（予算額）

平成 26～30 年度の実績

年度	住宅改造		増改築		共同住宅	
	件数	助成額(千円)	件数	助成額(千円)	件数	助成額(千円)
H26	32	5,802	1	141	4	1,332
H27	39	6,383	2	694	1	333
H28	36	6,705	1	210	2	433
H29	38	5,882	2	455	2	253
H30	25	3,990	0	0	3	999

8　市営住宅の管理・整備

1　市営住宅の管理

市営住宅の管理戸数は、平成 31 年 4 月 1 日現在、6,127 戸（74 団地）で、その管理状況は次のとおりである。

(1)　種別・構造別管理戸数　　（平成 31 年 4 月 1 日現在）

種別＼構造		市営住宅														合計
		普通市営住宅										改良	特公質	再開発	コミュニティ	
		公営住宅									市単					
		一般				地域改善				計						
		1種	2種	公営	小計	1種	2種	公営	小計							
木造		15	57		72	2	11		13	85	6		17			108
簡耐	平屋建	12	10		22					22						22
	2階建	30	28		58					58						58
	小計	42	38		80					80						80
中耐	2階建						4	10	14	14				11	6	31
	3階建	18	18	329	365		181	60	241	606			12			618
	4階建	152	144	45	341		275	26	301	642		224				866
	5階建	1,094	456	107	1,657		399		399	2,056		209	1			2,266
	小計	1,264	618	481	2,363		859	96	955	3,318		433	13	11	6	3,781
高層	6階建	180	246	583	1,009					1,009			10	30		1,049
	7階建	42		130	172					172			1			173
	8階建			297	297					297				57	26	380
	9階建							54		54						54
	10階建	160	168	100	428					428		20	54			502
	小計	382	414	1,110	1,906			54		1,960		20	65	87	26	2,158
合計		1,703	1,127	1,591	4,421	2	870	150	968	5,443	6	453	95	98	32	6,127

※　平成 8 年の公営住宅法の改正により、1 種、2 種の区別はなくなっている。

(2) 地区別・構造別管理戸数　　(平成31年4月1日現在)

構造＼地区別		北部	中部第一	中部第二	東部	灘	飾磨	広畑	網干	西部	家島	夢前	香寺	安富	計
木造	公営		6		22						7	7	9	34	85
	市単		6												6
	特公賃													17	17
	小計		12		22						7	7	9	51	108
簡耐	公営				80										80
	小計				80										80
中耐	公営	343	520	317	995	21	115	340	329	253	20	65			3,318
	改良	59	239	135											433
	特公賃							13							13
	再開発			11											11
	コミュ			6											6
	小計	402	759	469	995	21	115	353	329	253	20	65			3,781
高層	公営	231		472	54	290	151	386	60	316					1,960
	改良							20							20
	特公賃			54		1	10								65
	再開発			87											87
	コミュ			26											26
	小計	231		639	54	291	161	406	60	316					2,158
計	公営	574	526	789	1,151	311	266	726	389	569	27	72	9	34	5,443
	市単		6												6
	改良	59	239	135				20							453
	特公賃			54		1	10	13						17	95
	再開発			98											98
	コミュ			32											32
合計		633	771	1,108	1,151	312	276	759	389	569	27	72	9	51	6,127

(3) 構造別管理戸数の推移

年月日＼構造	H22.4.1		H23.4.1		H23.4.1		H25.4.1		H26.4.1	
	戸数	比率	戸数	戸数	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
木造	142	2.2	139	139	137	2.1	132	2.1	126	2.0
簡耐	145	2.2	145	145	145	2.3	130	2.1	130	2.1
中耐	4,346	66.8	4,361	4,361	4,209	65.7	4,065	65.1	4,017	63.9
高層	1,878	28.8	1,878	1,878	1,913	29.9	1,913	30.7	2,008	32.0
合計	6,511	100.0	6,523	6,523	6,404	100.0	6,240	100.0	6,281	100.0

年月日＼構造	H27.4.1		H28.4.1		H29.4.1		H30.4.1		H31.4.1	
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
木造	122	1.9	118	1.9	112	1.8	109	1.8	108	1.8
簡耐	122	1.9	122	1.9	122	2.0	108	1.8	80	1.3
中耐	4,017	63.7	3,957	63.4	3,781	62.4	3,781	62.0	3,781	61.7
高層	2,044	32.5	2,044	32.8	2,044	33.8	2,104	34.5	2,158	35.2
合計	6,305	100.0	6,241	100.0	6,059	100.0	6,102	100.0	6,127	100.0

2　市営住宅の入居募集

(1)　募集形態

ア　定期募集

3、6、9、12 月に入居者を募集し、抽選で決定する。

イ　常時募集

常時入居者を募集し、申込順で決定する。

(2)　応募状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
募集戸数	152	152	181	185	201
応募件数	632	481	450	367	330
応募倍数	4.16	3.16	2.49	1.98	1.64

(3)　申込資格

市営住宅の申込みができる者は、次の全ての条件を備えていることを要する。

・姫路市内に住所又は勤務場所があること。

・現に同居し又は同居しようとする親族（夫婦又は親子を主体として独立の生計を営む家族の人数が 2 人以上）があること。

※例外として、満 60 歳以上などの条件を満たせば単身者も認めている。

・現に住宅に困窮していることが明らかであること。

・入居しようとする者が暴力団員でないこと。

・入居しようとする家族全員の収入合計が、入居資格収入基準の範囲内であること。

(4)　入居者の遵守事項

・入居者は、住宅又は共同施設について必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければならない。

・入居権の譲渡・転貸をしてはならない。

・居住の用以外に用途を変更してはならない。

・改造や増築をしてはならない。しかしながら、真にやむを得ない事情があると認められた場合はこの限りでない。

・当初の同居者以外の親族を同居させる場合は、市長の承認を得なければならない。ただし収入基準など一定の要件を満たしている必要がある。

・入居の承継（名義変更）は、名義人の死亡等があった場合に同居承認を受けていた同居者のみに限定されている。ただし、収入基準など一定の要件を満たしている必要がある。

3　市営住宅の家賃決定

市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、経過年数等の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより決定される。

ただし、入居者からの収入の申告がない場合、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

(1)　家賃の算定式

家賃 ＝ 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数

・　家賃は、入居者及び同居者の収入、住宅の便益に応じて算定する。（応能応益制度）

・　近傍同種の住宅の家賃以下であること。

・　入居者からの収入申告に基づくこと。

・　家賃は、毎年度決定される。

(2) 家賃算定基礎額

家賃算定基礎額は、政令月収（入居者の収入）に応じて設定される応能部分で、政令月収に応じて決定される。

令和元年度用家賃算定基礎額

政令月収の区分	収入階層	家賃算定基礎額
104,000 円以下の場合	1	34,400 円
104,000 円を超え、123,000 円以下の場合	2	39,700 円
123,000 円を超え、139,000 円以下の場合	3	45,400 円
139,000 円を超え、158,000 円以下の場合	4	51,200 円
158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	5	58,500 円
186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	6	67,500 円
214,000 円を超え、259,000 円以下の場合	7	79,000 円
259,000 円を超える場合	8	91,100 円

・収入超過者に対する措置（家賃算定関係）

収入超過者の家賃 ＝ 家賃 ＋ （近傍同種の住宅の家賃 － 家賃） × 年度・収入に応じて設定される率

年度・収入に応じて設定される率

年度 ＼ 政令月収の区分	初年度	初年度の翌年度	初年度の翌々年度	初年度から3年度を経過した年度	初年度から4年度を経過した年度
158,000 円を超え、186,000 円以下の場合	1／5	2／5	3／5	4／5	1
186,000 円を超え、214,000 円以下の場合	1／4	2／4	3／4	1	1
214,000 円を超え、259,000 円以下の場合	1／2	1	1	1	1
259,000 円を超える場合	1	1	1	1	1

(3) 収入申告

市営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて設定される。このため、入居者には収入の申告が義務づけられており、申告がない場合には近傍同種の住宅の家賃を課することになる。

4 市営住宅の家賃収納

(1) 家賃徴収状況（特公賃、再開発、コミュニティ住宅を除く。） （単位：円）

年度	管理戸数	調定額	収入済額	不納欠損	収入未済額	収入率（%）
H26	6,056	1,475,473,688	1,357,467,985	0	118,005,703	92.00
H27	6,080	1,441,995,093	1,321,965,872	25,521,356	94,507,865	91.68
H28	6,016	1,398,340,950	1,308,959,172	13,792,340	75,589,438	93.61
H29	5,834	1,365,453,010	1,286,335,201	4,378,356	74,739,453	94.21
H30	5,877	1,347,337,703	1,281,057,342	1,991,225	64,289,136	95.08

(2) 家賃滞納による明渡訴訟の状況

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
訴訟件数	16	18	19	24	8	12	11	3	6	6
強制執行数	20	12	6	7	13	8	8	5	4	5

5　市営住宅等の修繕

本市の市営住宅は、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて大量に建設されており、かなり老朽化が進み、おのずと緊急修繕が増加している（年間 2,600～3,000 件程度）。なお、大規模改修については、計画的に実施している。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（予定）
外壁塗装	余部住宅 3・4 号棟 見野住宅 3 号棟 砥堀住宅 1 号棟 上鈴住宅 1 号棟	網干新在家住宅 上鈴住宅 2 号棟 小坂住宅 1 号棟 丸尾町住宅 1 号棟 豊沢住宅	西御着住宅 1 号棟 向山住宅 1 号棟 余部住宅 1 号棟 小坂住宅 2 号棟 城東町住宅 2 号棟 実法寺住宅 1 号棟
屋根葺替	余部住宅 3・4 号棟	網干新在家住宅 小坂住宅 1 号棟 豊沢住宅	余部住宅 1 号棟 小坂住宅 2 号棟
屋上防水	見野住宅 3 号棟	上鈴住宅 2 号棟 丸尾町住宅 1 号棟	西御着住宅 1 号棟 向山住宅 1 号棟
受水槽改修	別所住宅 1・2 号棟 西御着住宅 1・2 号棟	－	下構住宅 1 号棟 北条住宅 1～10 号棟
耐震改修	上鈴住宅 1 号棟	上鈴住宅 2 号棟 丸尾町住宅 1 号棟	西御着住宅 1 号棟 向山住宅 1 号棟
エレベーター更新工事	豊沢住宅	蒲田住宅 1・2 号棟	網干新在家住宅
照明器具ＬＥＤ化工事	－	－	北条住宅

6　市営住宅の自動車保管場所

入居者の利便の確保及び良好な住環境の形成のために、平成 5 年度から自動車保管場所（駐車場）を整備している。

(1)　令和元年度の整備計画

	住宅名	台数	内身障者用	管理戸数	備考
既存	豊沢	21	0	30	

(2)　整備区画数及び整備率の推移

項目基準日	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
(A)：管理戸数（全体）	6,305	6,241	6,059	6,102	6,127
(a)：管理戸数（整備住宅）	4,423	4,423	4,423	4,447	4,531
(B)：整備区画	4,104	4,119	4,118	4,270	4,341
(B)／(A)	65.1%	66.0%	67.9%	70.0%	70.9%
(B)／(a)	92.8%	93.1%	93.1%	96.0%	95.8%
(a)／(A)	70.2%	70.9%	72.9%	72.9%	74.0%

7　市営住宅の整備計画及び実績

整備実績（建設中も含む）及び整備計画　　（戸数）

着工年度	H27	H28	H29	H30	R 元
公営	60	54	0	139	0
改良	0	0	0	0	0
計	60	54	0	139	0

タイプ別住宅供給戸数

年度	H28			H29			H30			合計
住宅名				中河原		小計	上野		小計	
A		該当なし					9		9	9
B				20		20	9		9	29
C				20		20	18		18	38
D				20		20	18		18	38
合計				60		60	54		54	114

＊Ａタイプ … 3ＬＤＫ　専有面積 73 ㎡前後　概ね 4 人以上世帯向け
　Ｂタイプ … 3ＤＫ　　専有面積 65 ㎡前後　概ね 3～4 人以上世帯向け
　Ｃタイプ … 2ＤＫ　　専有面積 53 ㎡前後　概ね 2～3 人以上世帯向け
　Ｄタイプ … 2Ｋ　　専有面積 43 ㎡前後　単身世帯向け

9 営　繕　事　業

1　概要

営繕課では、市有建築物（学校施設を除く）の新築工事及び改修工事の設計、施工監理に関する業務を行っている。主管課の要望を適切に把握し、安全で安心して快適に利用できる公共建築の整備を推進する。

また近年、公共建築を取りまく諸情勢は大きく変化している。地球環境や都市景観への配慮、シックハウス対策、アスベスト問題、ユニバーサルデザインの導入、耐震対策、ファシリティマネジメントなど様々な社会ニーズに加え、行政に対する市民の要望も多種多様化しているなかで、それらの需要に基づく施設整備を実現しながら、公共建築の抱える問題にも積極的に取り組んでいく。

2　工事の設計・施工・監理実施状況

(1)　平成 30 年度　費目別工事・設計委託及び地質調査の状況（請負契約によるもの）

項目	工事						設計委託及び地質調査		合計	
	前年度継続		現年度		計		件数	請負金額(円)	件数	請負金額(円)
	件数	請負金額(円)	件数	請負金額(円)	件数	請負金額(円)				
総務費	—	—	17	294,700,433	17	294,700,433	4	9,968,400	21	304,668,833
民生費	5	2,369,811,694	12	268,508,155	17	2,638,319,849	2	15,832,800	19	2,654,152,649
衛生費	4	1,616,773,777	2	263,550,871	6	1,880,324,648	—	—	6	1,880,324,648
労働費	—	—	2	33,730,639	2	33,730,639	1	2,268,000	3	35,998,639
農林水産業費	—	—	—	—	—	—	1	4,125,600	1	4,125,600
商工費	1	13,862,444	3	21,087,398	4	34,949,842	2	18,953,308	6	53,903,150
土木費	2	186,763,978	16	24,983,917,920	18	25,170,681,898	2	6,551,132	20	25,177,233,030
消防費	—	—	6	67,617,055	6	67,617,055	2	14,547,600	8	82,164,655
教育費	—	—	33	750,784,662	33	750,784,662	6	50,371,200	39	801,155,862
特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	12	4,187,211,893	88	26,683,897,133	100	30,871,109,026	20	122,618,040	120	30,993,727,066

※　合併施工により、各項目の件数の集計と合計件数は一致しない。

(2)　過去 5 カ年の工事・設計委託及び地質調査の状況（請負契約によるもの）

年度	工事	設計委託	地質調査	合計
H26	136 件	32 件	1 件	169 件
H27	134 件	24 件	0 件	158 件
H28	132 件	33 件	0 件	165 件
H29	127 件	27 件	0 件	154 件
H30	100 件	20 件	0 件	120 件

(3) 平成 30 年度の工事・設計委託の主な事業

≪工事≫

○ （仮称）姫路市文化コンベンションセンター等新築工事
○ 市川美化センター工場棟他改修工事
○ 広畑市民センター改修（建築）工事
○ （仮称）姫路市立飾磨橋東公民館新築（建築）工事
○ （仮称）中寺こども園用地造成工事
○ 姫路市立八幡公民館大規模改修（建築）工事
○ スポーツパーク整備工事
○ 市川台保育所外壁他改修工事
○ 瀬川集会所改修工事
○ 高浜保育所外壁他改修工事

その他 90 件

計　　100 件

≪設計委託≫

○ 日本城郭研究センター改修工事基本設計及び実施設計業務
○ 国宝姫路城防災設備改修工事実施設計業務委託
○ 飾磨消防署広畑分署大規模改修工事他設計委託
○ 溝口保育所及び中寺幼稚園統合改築工事設計委託
○ 上鈴総合センター他２センター耐震補強等工事設計委託

その他 15 件

計　　20 件

10 区画整理事業等

1 概要

本市における土地区画整理事業は、昭和初期に着手した広土地区画整理事業（面積 952.5ha）に始まり、戦後にはいち早く、焼失した旧市域を中心に復興土地区画整理事業（面積 208.9ha）を施行し、昭和 59 年度末には換地処分を完了している。

また、市施行の土地区画整理事業は、「中部地区」、「別所地区」及び「飾磨拠点地区」が完了し、現在は、「姫路駅周辺地区（都市拠点整備本部所管）」、「阿保地区」、「ＪＲ網干駅前地区」及び「駅南（姫路駅南西地区）（都市拠点整備本部所管）」の整備を進めている。

さらに、昭和 43 年の新都市計画法施行に伴い、組合施行土地区画整理事業の補助制度が確立されたのを機会に、本市もこれに対応して助成体制を整え、昭和 45 年度から積極的に組合施行の事業に取り組んできた。

また、平成 8 年 4 月に中核市に移行したことにより、県から組合の設立認可等の権限が移譲されており、この権限の活用と併せて、効果的な市街地整備を推進する。

2 土地区画整理事業一覧

地区名	施行者	面積 ha	地区名	施行者	面積 ha
大津地区	県知事	4.6	東山地区	農住組合	1.0
御立地区	県知事	2.0	城南地区	組　合	61.9
広地区	県	952.5	飾磨中央地区	組　合	5.6
復興（第 1 工区）	市　長	77.5	思案橋地区	組　合	2.2
復興（第 2 工区）	市　長	87.5	今在家地区	組　合	27.6
復興（第 3 工区）	市　長	40.1	山崎西畑地区	組　合	2.9
復興（飾磨工区）	市　長	3.8	中島地区	組　合	5.7
下野田地区	市　長	6.3	白浜地区	組　合	30.5
唐端地区	市　長	7.4	今在家棚田地区	組　合	4.3
書写六角地区	市　長	12.4	水尾川東地区	組　合	90.5
市川地区	市　長	15.3	網干地区	組　合	41.8
城陽地区	市	24.7	中地地区	組　合	4.3
中部（第 1 工区）	市	71.1	今在家東地区	組　合	1.8
中部（第 2 工区）	市	75.6	興浜地区	組　合	1.1
駅南地区	市	59.5	灘南部地区	組　合	102.8
別所地区	市	98.6	天満地区	組　合	5.3
飾磨拠点地区	市	24.6	加茂地区	組　合	1.7
野里地区	住宅営団	5.9	白浜東地区	組　合	38.8
安田地区	住宅営団	4.3	市川西地区	組　合	42.8
苫編地区	住宅営団	4.4	蒲田地区	組　合	47.6
町坪地区	住宅営団	2.8	大塩第一地区	組　合	18.3
飾磨恵美酒地区	住宅営団	4.5	西天満地区	組　合	4.1
中地地区	住宅営団	3.2	飾西地区	組　合	2.8
京見地区	富士製鉄	11.3	高田地区	組　合	11.1
大津第一地区	富士製鉄	14.1	加茂南地区	組　合	2.6
大津第二地区	富士製鉄	15.7	城陽地区	組　合	40.1
大津第三地区	富士製鉄	17.1	船場川東地区	組　合	34.6
城山地区	富士製鉄	3.3	大井川地区	組　合	88.4
今在家地区	富士製鉄	31.1	東天満地区	組　合	7.4
山崎地区	富士製鉄	9.0	中島阿成地区	組　合	31.2
大津町一丁目地区	新日鉄興和不動産	3.0	中島南地区	組　合	24.9
大津町二丁目地区	新日鉄都市開発	11.3	高浜東地区	組　合	72.3
佐土地区	個　人	10.5	加茂西地区	組　合	3.5
北部副都心地区	土地開発公社	18.9	阿保南地区	組　合	6.6
五軒邸地区	共　同	1.7	土師地区	組　合	6.5
網干大江島地区	共　同	0.7	西蒲田下野地区	組　合	9.9
農業センター跡地地区	共　同	11.0	飯田手柄地区	組　合	6.1
			計 74 地区		2,637.9

3　施行中の土地区画整理事業

令和元年８月１日現在

区分／地区名		阿　保	ＪＲ網干駅前	垣内津市場	英賀保駅周辺
施　行　者		姫路市	姫路市	組合	組合
区　域		北条 北条永良町 阿保 市之郷の各一部	網干区和久の一部	網干区津市場 同余子浜 同垣内本町 同垣内南町 同垣内西町の各一部	町坪 井ノ口 玉手 苫編 飾磨区高町 同山崎 同付城 同富士見ヶ丘町の各一部
面　積		906,626 ㎡	50,245 ㎡	281,253 ㎡	694,727 ㎡
事業期間		H8 年度～R9 年度	H25 年度～R5 年度	H7 年度～R 元年度	H11 年度～R9 年度
補助期間		H8 年度～R4 年度	H25 年度～R5 年度	H7 年度～21 年度	H11 年度～R8 年度
減歩率		24.68% （公 21.94% （保　2.74%	18.54% （公 18.54%	30.72% （公 24.54% （保　6.18%	31.85% （公 23.49% （保　8.36%
保留地面積		22,579 ㎡	－	16,414 ㎡	49,791 ㎡
総事業費		43,200,000 千円	4,150,000 千円	5,235,591 千円	23,600,000 千円
内訳	補助基本事業費	23,310,000 千円	2,664,000 千円	2,873,000 千円	15,667,013 千円
	保留地処分金	1,684,208 千円	－	1,170,641 千円	3,911,800 千円
	市補助金(市単独費)	11,923,000 千円	1,315,500 千円	286,000 千円	1,832,000 千円
	公共施設管理者負担金	1,194,000 千円	千円	902,800 千円	2,142,400 千円
	その他	5,088,792 千円	170,500 千円	3,150 千円	46,787 千円
執行済	H29 年度まで	29,077,498 千円	1,753,211 千円	5,134,928 千円	13,112,797 千円
	H30 年度決算	1,624,432 千円	170,581 千円	39,722 千円	757,158 千円
	H30 年度まで	30,701,930 千円	1,923,792 千円	5,174,650 千円	13,869,955 千円
	進捗率	71.1%	46.4%	98.8%	58.8%
	R 元年度予算	1,710,000 千円	678,700 千円	60,941 千円	900,000 千円
R2 年度以降執行予定額		10,788,070 千円	1,547,508 千円	0 千円	8,830,045 千円
主な都市施設等		大日線(36M)　806m 妻鹿線(20M)　51m 南駅前線(20M)　628m 下寺町線(16M)　328m 阿保公園線(16M)　968m 阿保線(15M)　406m 市之郷線(15M)　540m 市川線(15M)　1,204m 区画道路　17,492m 特殊道路　897m 近隣公園 1 ヵ所　11,000 ㎡ 街区公園 8 ヵ所　17,500 ㎡ 河川・水路　4,340m	網干線(12-19M)　311m 網干駅北線(18M)　121m 駅前広場　2,564 ㎡ 区画道路　1,196m 特殊街路　69m 街区公園 1 ヵ所　1,530 ㎡ 河川・水路　78m	龍野線(18M)　1,044m 天満線(16M)　39m 揖保川線(12M)　110m 区画道路　7,205m 特殊道路　91m 街区公園 4 ヵ所　8,510 ㎡ 河川・水路　2,453m	国道 2 号線 (33.5-50.7M) (姫路ﾊﾞｲﾊﾟｽ跨線橋)　323m 四ツ池線(16M)　1,729m 荒川線(20-35.7M)　601m 手柄山線(15M)　916m 棚田線(14M)　168m 英賀北線(19M)　52m 区画道路　15,831m 特殊道路　385m 近隣公園 1 ヵ所　11,000 ㎡ 街区公園 7 ヵ所　13,000 ㎡ 河川・水路　6,985m
都市計画決定		S49 年 1 月 29 日	H25 年 3 月 5 日	H 7 年 3 月 17 日	H11 年 3 月 26 日
事業認可公告		H 8 年 12 月 11 日	H25 年 9 月 26 日	H 7 年 9 月 18 日	H11 年 11 月 2 日
実施計画変更（最新）		H29 年 12 月 11 日	H25 年 10 月 24 日	H21 年 3 月 31 日	R 元年 5 月 9 日
事業計画変更（最新）		H29 年 11 月 27 日	H27 年 8 月 28 日	H31 年 1 月 17 日	H31 年 3 月 20 日

令和元年８月１日現在

天満菅原	姫路駅周辺	駅南(姫路駅南西地区)
組合	姫路市	姫路市
大津区天満字菅原の一部	朝日町の全部・久保町・高尾町・豆腐町・南畝町・南畝町一丁目・西駅前町・駅前町・東駅前町・北条口一丁目・北条口三丁目・北条口五丁目・南駅前町・市之郷・市之郷四丁目・神屋町三丁目・神屋町六丁目・神屋町・北条・宮西町四丁目・日出町三丁目の各一部	南畝町・南畝町一丁目・延末・東延末の各一部
21,111 ㎡	454,523 ㎡	74,300 ㎡
H26 年度～R 元年度	H 元年度～R3 年度	H19 年度～R3 年度
－	S61 年度～R3 年度	H19 年度～R 元年度
49.63% (公　20.72% (保　28.91%	26.95% (公 21.83% (保　5.12%	9.19% (公　8.21% (保　0.98%
4,787 ㎡	20,114 ㎡	650 ㎡
323,094 千円	36,100,000 千円	1,270,000 千円
千円	27,687,424 千円	1,022,000 千円
322,958 千円	2,395,000 千円	55,000 千円
千円	1,986,899 千円	193,000 千円
千円	千円	千円
136 千円	4,030,677 千円	千円
258,965 千円	28,929,203 千円	637,507 千円
63,734 千円	375,398 千円	81,320 千円
322,699 千円	29,304,601 千円	718,827 千円
99.9%	81.2%	56.6%
395 千円	504,700 円	77,400 千円
0 千円	6,290,699 千円	312,105 千円
区画道路　723.4m 特殊街路　23.4m 河川・水路　290.6m 街区公園１ヵ所　640 ㎡	内環状東線(30M)　260m 内々環状東線(25M)　164m 内々環状西線(25M)　118m 東駅前線(25M)　391m 大日線(36M)　122m 十二所前線(20M)　763m 下寺町線(18・16M)　423m 阿保線(15M)　178m 市之郷線(15M)　80m 区画道路　5,451m 特殊道路　293m 駅前広場　16,100 ㎡ 街区公園３ヵ所　16,943 ㎡ 河川・水路　2,300m	区画道路　1,584m 特殊道路　86m 街区公園２ヵ所　2,250 ㎡
	S62 年 2 月 27 日	S49 年 1 月 29 日
H26 年 4 月 16 日	H 元年 5 月 30 日	H19 年 7 月 4 日
	H27 年 2 月 6 日	
H31 年 3 月 29 日	H27 年 1 月 23 日	H28 年 2 月 8 日

11 総 合 交 通 体 系

1 総合交通体系関係

令和元年度予算額　386,083 千円

(1) 総合的な交通体系の構築

クルマ中心の交通体系から人と環境に優しい公共交通を中心とした交通体系への移行をめざし、平成 21 年 4 月に策定した「公共交通を中心とした姫路市総合交通計画」に基づき、公共交通の利便性向上に向けた施策を推進している。同計画については、平成 24 年度と平成 27 年度に一部改訂を行っているが、令和元年度は、来年度で計画期間終了を迎えるにあたり、現計画における各施策の統括及び検証に合わせ、移動特性や公共交通需要などを把握するための市民アンケート調査を実施し、社会潮流の変化や新たに生じた課題・問題点を把握して各施策の新たな方向性を検討・整理することで、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指す。

(2) コミュニティバス等地域公共交通の導入検討

公共交通空白地域等のうち優先検討地域について、平成 27 年 10 月に策定したコミュニティバス等地域公共交通の導入ガイドラインに基づき、各地域主体の勉強会や地区部会を開催し、社会実験運行に向けた運行計画の立案など、取り組みを推進する。

これまで 4 地域で、いずれも定時定路線型のコミュニティバス社会実験運行を実施、平成 24 年度に家島地域、平成 26 年度に坊勢地域において本格運行を開始している。

平成 30 年度には、デマンド型乗り合いタクシーによる社会実験運行を夢前町前之庄地区及び花田町高木地区において実施し、地域とともに本格運行に向けた取り組みを進めている。

その他の優先検討地域においては、引き続き路線バスとの共存・相互補完を図りつつ、持続性の高いコンパクトな地域公共交通の導入に向けて取り組む。

(3) 地方バス路線運行対策

バス事業は、路線沿線人口の減少やマイカー普及等による利用者の減少に加え、乗務員不足が深刻な状況にある。

また、人件費や輸送コストの上昇が続き、事業採算性の悪化についてバス事業者の経営努力だけでは路線の維持は困難となっている。

このような状況のなか、市民の日常生活を支えているバス路線の維持確保を図るため、県及び関係市町と協調し、民営のバス事業者に補助金を交付し、市民生活の質の向上と社会参加の機会を確保していく。

(4) 離島航路運航維持対策

離島において必要不可欠な移動手段である離島航路は、利用者となる島民人口の減少等により、各航路事業者は非常に厳しい経営環境にある。

このような状況のなか、離島航路の確保維持を図るため、各航路の利便性向上に関する事業及び航路運営の維持・健全化対策等に取り組み、離島住民の生活の質の向上と社会参加の機会を確保していく。

(5) コミュニティサイクル事業

平成 22 年度に基礎調査を行い、平成 26 年度の社会実験を経て、「都市部の回遊性向上と公共交通の機能補完、中心市街地の活性化」という 3 つの事業目的で、平成 28 年度から本格運用を開始。平成 29 年度にはネーミングライツスポンサー1 者と 3 年契約しており、契約満了となる令和 2 年度からの次期ネーミングライツスポンサーの公募作業を進める。現在、中心市街地部を中心にサイクルステーションを 20 か所設置し、150 台の自転車を使用して事業を実施している。

2　鉄道の利便性向上　　令和元年度予算額　　3,573 千円

(1)　ＪＲ播但線の全線電化・高速化と利便性向上

平成 10 年 3 月に、姫路駅から寺前駅間（延長約 29.6 ㎞）の電化が実現した。現在、ＪＲ播但線と山陰本線の沿線市町等で構成する「日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会」を中心に、増便、車両の増結や接続改善等などの利便性向上を目指した活動に取り組んでいる。

他方、より一層の利用者増に向けて、ＪＲ播但線の非電化区間等で構成する「播但線電化北伸部会」を中心に、ＪＲ西日本福知山支社の協力を得て、ハイキング等のイベントを実施し、利用促進に取り組んでいる。平成 28 年には全線開通 110 周年を迎え、記念イベントを実施し、平成 29 年度には啓発用のぼり旗を作成し、沿線各駅への設置や利用促進イベント時に使用し、平成 30 年度には、野里駅及び砥堀駅に焦点をあてた「のざとほりマップ」を沿線住民とともに作成し、啓発活動を行った。

平成 28 年 3 月に、京口駅から寺前駅間の各駅において「ＩＣＯＣＡ」の利用が開始され、平成 29 年 3 月のダイヤ改正で昼間時間帯の姫路～福崎間で普通列車が増発された。

(2)　ＪＲ姫新線の利便性向上

兵庫県策定のＪＲ姫新線利便性向上対策アクションプログラム（平成 17 年 3 月策定）に基づき、平成 18 年度からＪＲ姫新線輸送改善事業に本市も積極的に取り組み、平成 22 年 3 月から平成 24 年 3 月までの 2 年間に、増便運行の試行を実施した。

また、沿線市町、兵庫県等で構成する「姫新線利用促進・活性化同盟会」を中心に、ハイキングやＪＲ姫新線勉強会等のイベントを実施し、利用促進に取り組んでいる。

平成 27 年度に年間乗車人員 300 万人の目標を達成し、また、平成 28 年には全線開通 80 周年を迎え、セレモニーやフォーラム等の記念イベントを実施。また、平成 28 年 3 月に、播磨高岡駅から播磨新宮駅間の各駅において「ＩＣＯＣＡ」の利用が開始された。

平成 30 年度には年間乗車人員が 322 万人に達し、太市駅沿線において「破磐神社トワイライトコンサート」を、播磨高岡駅沿線において「企業アンケート調査」を実施し、余部駅沿線において「車両基地ファミリー見学会」を、また、平成 31 年 2 月に開催された「世界遺産姫路城マラソン 2018」において、余部駅前で沿道応援者等へ啓発グッズを配布し利用促進活動を行った。

【ＪＲ姫新線輸送改善事業の概要】

・姫路駅から上月駅間（50.9 ㎞）の高速化（軌道改良、安全施設の整備、新型車両の導入）

事業期間　平成 18 年度～平成 22 年 9 月末

事業主体　ＪＲ西日本、兵庫県、姫路市、たつの市、佐用町

事業費　　約 80 億円

・増便運行の試行

試行期間　平成 22 年 3 月～平成 24 年 3 月

事業主体　ＪＲ西日本、兵庫県、姫路市、たつの市、佐用町

(3)　ＪＲ山陽本線の利便性向上

沿線市町で構成する「山陽本線沿線市町連絡会」を中心に、姫路駅への新幹線「のぞみ」、「さくら」の停車本数増加、「みずほ」の姫路駅への停車、山陽本線各駅への停車本数増加等による利便性向上、播但線・姫新線との接続改善、駅舎のバリアフリー化等を目指して、要望活動に取り組んでいる。その結果、平成 26 年 3 月のダイヤ改正において「みずほ」の姫路駅への停車が実現し、平成 29 年 3 月のダイヤ改正において姫路駅に停車する「みずほ」臨時便が増便され、山陽本線新快速の平日昼間時間帯の便について 8 両編成から 12 両編成に増両となった。平成 30 年 3 月のダイヤ改正においては、姫路駅に停車する 17 時台の「のぞみ」が増便され、9 月 15 日から「ＩＣＯＣＡ」のエリアをまたぐ相互利用が可能となり、平成 30 年 11 月に網干駅の総合車両基地の公開に合わせて啓発活動を実施した。

また、平成 31 年 3 月のダイヤ改正において、姫路駅に停車する「みずほ」が増便され、新快速 A シートと通勤特急「らくラクはりま」が新設された。

ＪＲ乗車人員の推移　　（単位　日平均人）

駅名		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
山陽本線	ひめじ別所	1,510	1,618	1,767	1,769	1,836	1,849	1,867
	御着	2,600	2,610	2,744	2,716	2,748	2,756	2,827
	東姫路	—	—	—	—	—	809	1,084
	姫路	46,422	47,023	49,445	49,076	51,710	51,086	51,669
	英賀保	3,969	4,052	4,287	4,286	4,432	4,525	4,560
	はりま勝原	3,645	3,920	4,935	4,508	4,791	5,015	5,189
	網干	7,419	7,579	7,706	7,432	7,627	7,721	7,928
播但線	京口	945	965	1,030	987	1,037	1,034	1,062
	野里	1,694	1,703	1,825	1,823	1,858	1,851	1,838
	砥堀	590	592	648	656	677	679	667
	仁豊野	1,045	1,059	1,079	1,020	1,055	1,043	1,028
	香呂	1,620	1,657	1,687	1,606	1,595	1,557	1,581
	溝口	1,578	1,589	1,743	1,641	1,713	1,742	1,737
姫新線	播磨高岡	1,055	1,142	1,237	1,234	1,381	1,517	1,645
	余部	1,856	1,949	2,081	2,041	2,113	2,191	2,265
	太市	423	394	404	390	374	383	395
合計		76,371	77,852	82,078	81,185	84,947	85,758	87,342

3　広域的な幹線道路網の整備　　令和元年度予算額　　4,231 千円

(1)　中国横断自動車道姫路鳥取線の建設促進

中国横断自動車道姫路鳥取線は、姫路市を中心とした播磨地域と鳥取市を中心とする山陰東部地域を結ぶ、経済、文化等の交流の骨格となる重要な路線である。

平成 15 年 3 月には播磨ジャンクション～播磨新宮インターチェンジ間（延長約 13 ㎞）が供用開始され、播磨科学公園都市へのアクセスが大幅に向上し、また、平成 25 年 3 月には鳥取自動車道部分（約 62 ㎞）が全線開通し、山陰方面へのアクセスが向上した。

平成 27 年には、播磨新宮インターチェンジ～（仮称）山崎ジャンクション間（延長約 11 ㎞）が着手され、令和 2 年度末予定の供用開始に向け、引き続き、「中国横断自動車道姫路鳥取線西播磨建設促進期成同盟会」を中心に要望活動に取り組んでいる。

(2)　国道 29 号改良及び姫路北バイパスの建設促進

平成 8 年 12 月に、姫路市域への流出入交通の円滑化と増大する交通量への対応を図るため、国道 2 号と山陽自動車道を南北に連結する姫路西バイパスが供用開始され、平成 23 年 3 月には姫路北バイパス相野ランプから下伊勢ランプ間約 1.5 ㎞が暫定供用された。

引き続き、姫路北バイパス（姫路市相野～姫路市林田町六九谷、延長約 6 ㎞）全区間の早期完成及び姫路市～宍粟市波賀町間の現道改修等に向け、「国道 29 号改良及び姫路北バイパス建設促進協議会」を中心に要望活動に取り組んでいる。

(3)　国道 312 号改良及び播但連絡道路の建設促進

国道 312 号は、瀬戸内臨海地域と日本海沿岸地域を結ぶ重要な幹線であり、県北部の市町とも連携して結成した「国道 312 号改良及び播但連絡道路建設促進期成同盟会」を中心に、道路の拡幅、交差点改良、交通安全施設整備等に向けた要望活動に取り組んでいる。

(4)　国道 2 号等の交通形態検討

姫路駅周辺における道路網整備の進捗状況を踏まえ、交通面からの更なる課題検討を行う。

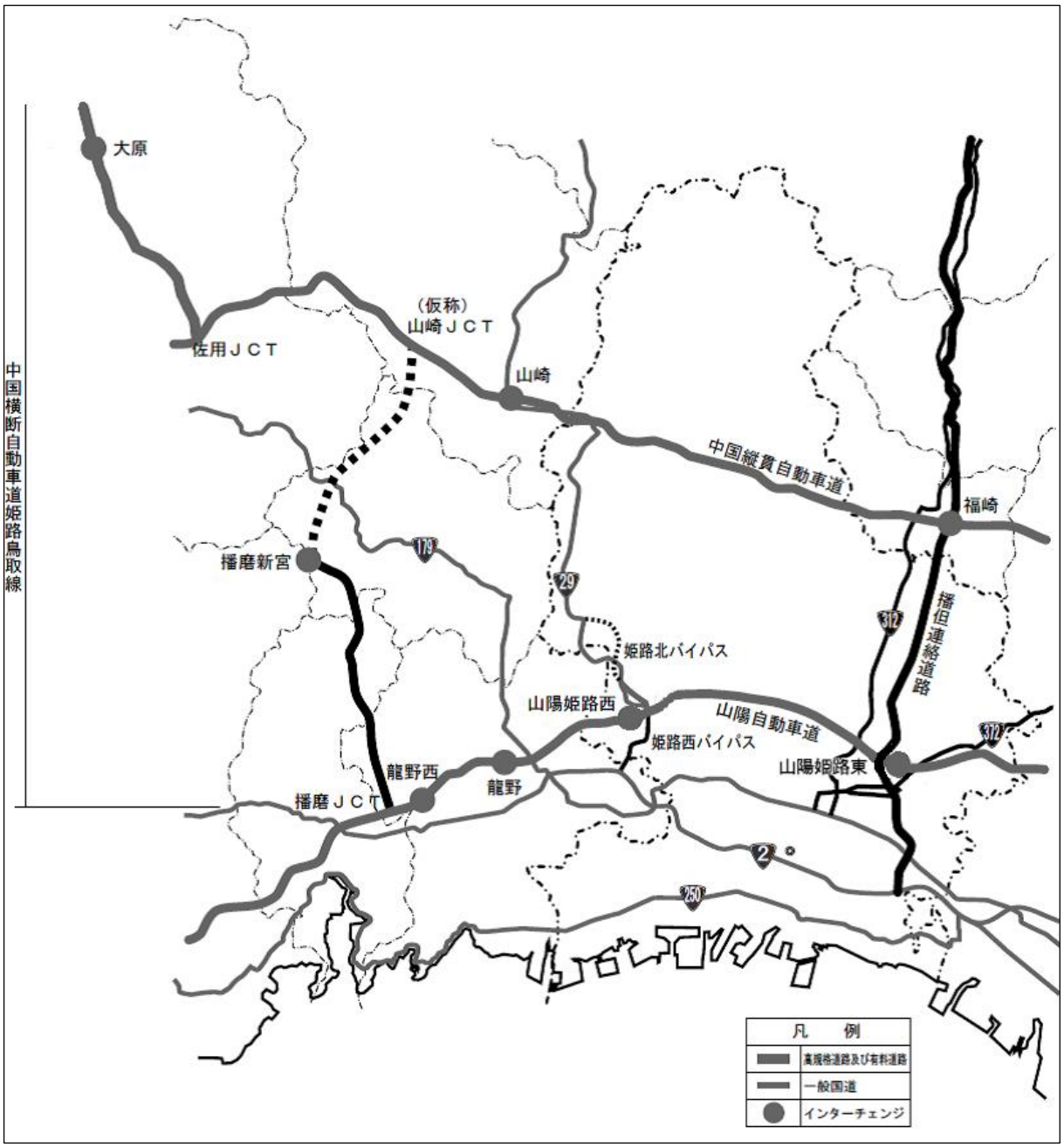
大原
佐用ＪＣＴ
（仮称）
山崎ＪＣＴ
山崎
中国縦貫自動車道
福崎
播磨新宮
179
29
姫路北バイパス
312
播但連絡道路
山陽姫路西
山陽自動車道
姫路西バイパス
山陽姫路東
龍野西
龍野
播磨ＪＣＴ
2
250
中国横断自動車道姫路鳥取線
凡　例
高規格道路及び有料道路
一般国道
インターチェンジ

広域幹線道路網図

12　播磨臨海地域道路網構想の計画推進

1　概要

姫路市など 4 市 3 町からなる播磨臨海地域は、面積約 820 ㎢、人口 129 万人であり、市街地が連坦する一体的な生活・産業圏域を形成している地域である。

当地域は、これまで播磨臨海工業地帯の中心地域として発展してきており、日本を代表する多種多様な企業の製造拠点が集積、多くの世界トップシェアを誇る部素材、製品を創り出す、世界有数のものづくり拠点である。

一方で、地域の東西幹線道路である国道 2 号バイパスは、一日約 12 万台、ピーク時約 9 千台の交通量があり、渋滞が常態化、物流効率の悪化や交通事故が多発している。

播磨臨海地域道路は、高齢化が進む国道 2 号バイパスの代替路として、地域にダブルネットワークを構築し、渋滞緩和や交通事故の抑制、さらには、拠点間における人・物・情報の円滑な流れを促すことで、国際競争力の強化が期待できる、日本の経済成長に欠かせない社会基盤である。また、災害時の緊急輸送路としても、救急医療への支援や迅速な復旧・復興を支えるものである。

2　計画推進に向けて

令和元年度予算額　　32,090 千円

姫路市など 4 市 3 町により「播磨臨海地域道路網協議会」を設立し、要望活動をはじめ、地域住民や経済界との合意形成の推進など、本道路の早期実現に必要な活動を展開している。

平成 28 年 5 月には、国において優先区間と、当面、都市計画・アセスを進める区間が決定されるなど、着実な計画の進捗がみられる。

本市では、今後、国に対して、概略ルート・構造を決定する計画段階評価の早期完了を求めていく。

(1)　計画概要

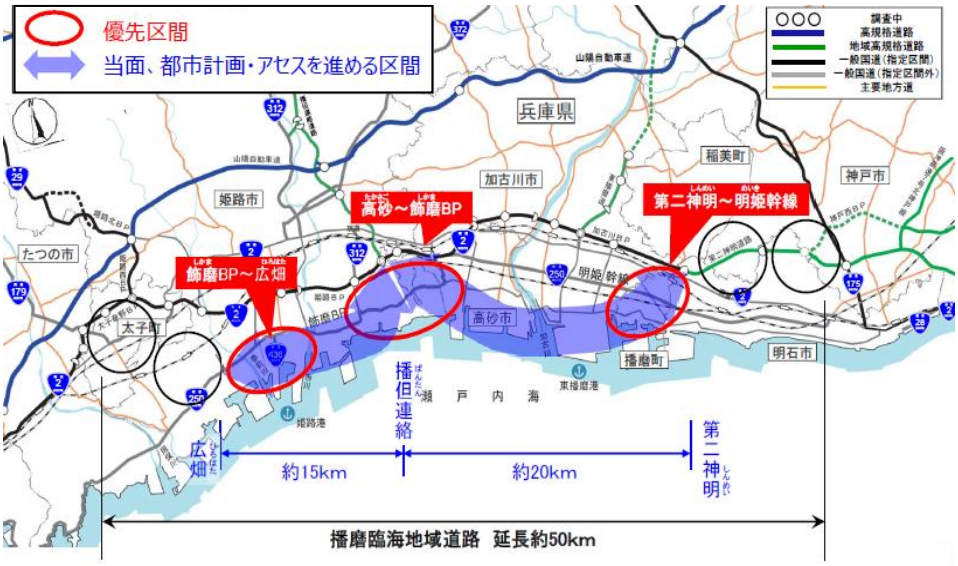

左図：国土交通省近畿地方整備局資料より

(2)　播磨臨海地域道路網協議会

設　立：平成 10 年 3 月

正会員：姫路市長、加古川市長、明石市長、高砂市長、稲美町長、播磨町長、太子町長

参　与：兵庫県東播磨県民局長、中播磨県民センター長、西播磨県民局長、神戸市建設局長

(3) 要望活動状況等

毎年度地元選出国会議員及び国、県要望を実施している。

【要望活動】

○ 平成 30 年 7 月 17 日（火）、18 日（水）
西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会合同要望会
要望先：地元選出国会議員、国土交通省、財務省
要望者：播磨臨海地域道路網協議会

○ 平成 30 年 7 月 31 日（火）
近畿国道協議会総決起大会、要望会
要望先：地元選出国会議員、国土交通省、財務省
要望者：播磨臨海地域道路網協議会、兵庫播磨地域国道連絡会

○ 平成 31 年 3 月 14 日（木）
播磨臨海地域道路整備促進国会議員連盟　第 5 回総会
要望先：地元選出国会議員、国土交通省
要望者：兵庫県、播磨臨海地域道路網協議会、播磨臨海地域道路網建設促進協議会ほか

○ 令和元年 5 月 18 日（土）
播磨臨海地域道路整備促進大会（加古川）
要望先：地元選出国会議員、国土交通省
要望者：兵庫県、播磨臨海地域道路網協議会、播磨臨海地域道路網建設促進協議会ほか

○ 令和元年 7 月 11 日（木）
播磨地域道路関係 5 団体合同要望会
要望先：石井国土交通大臣
要望者：播磨臨海地域道路網協議会、播磨臨海地域道路網建設促進協議会ほか

○ 令和元年 8 年 6 日（火）、7 日（水）
西播磨市町長会・播磨地方拠点都市推進協議会合同要望会
要望先：地元選出国会議員、国土交通省、財務省
要望者：播磨臨海地域道路網協議会

【進捗状況】

○ 平成 28 年 5 月 9 日（月）
社会資本整備審議会道路分科会近畿地方小委員会の開催（国土交通省）
「優先区間の絞り込み（3 区間）」、「当面、都市計画・アセスを進める区間」の決定

○ 平成 29 年 3 月 24 日（金）
社会資本整備審議会道路分科会近畿地方小委員会の開催（国土交通省）
「計画段階評価について」政策目標、意見聴取の実施について審議

○ 平成 30 年 7 月 5 日（木）
社会資本整備審議会道路分科会近畿地方小委員会の開催（国土交通省）
「計画段階評価について（2 回目）」道路に必要な機能について審議

○ 令和元年 8 月 7 日（水）
社会資本整備審議会道路分科会近畿地方小委員会の開催（国土交通省）
「計画段階評価について（3 回目）」複数案比較及び計画範囲、意見聴取方法について審議

都　市　拠　点　整　備

1　鉄道高架と都市拠点整備　…… 375

2　姫路市文化コンベンション
センターの整備　…… 380

3　鉄道駅周辺整備　…… 382

1　鉄道高架と都市拠点整備

1　概要

ＪＲ姫路駅を中心とする地区は、ＪＲ各線、山陽電鉄線、神姫バス、タクシー等各種交通機関が発着し、人的・物的流通の拠点であるとともに、各種官公庁、金融機関、百貨店、商店街、事業所などが集中し、播磨の社会・経済活動の中心地として発展してきた。

しかし、この地区はＪＲ各線が平面で貫通していた上、約 31 ヘクタールに及ぶ広大な貨物ヤード跡地等が市街地発展の大きな障壁となり、南北交通の流れを妨げていた。

このような状況を打開し、交通の円滑化、駅前広場の整備・拡充、南北市街地の一体化を図るため、山陽本線等連続立体交差事業を実施してきた。

さらに、21 世紀を展望した都心形成を図るため、鉄道高架事業と併せ、土地区画整理事業、関連道路事業等により都市基盤を整えるとともにキャスティ 21 を推進するなど都心部の再生を図り、都市の活性化を促進する。

2　山陽本線等連続立体交差事業および関連道路事業

昭和 48 年に樹立した鉄道高架構想は、59 年 6 月開催の姫路鉄道高架事業懇話会（建設省、国鉄本社、山陽電鉄、兵庫県、姫路市により構成）において山陽本線等連続立体交差事業の都市計画決定素案として最終合意され、関連道路及び姫路駅周辺土地区画整理事業とともに、62 年 2 月、3 点同時に都市計画決定を受けた。

その後、国鉄の民営分割化等の諸事情もあったが、平成元年 3 月に連続立体交差事業及び交差道路 2 路線の事業認可を得た。

平成 2 年 12 月には、ＪＲ西日本等の鉄道事業者と都市側間の工事協定等を締結し、3 年に貨物基地、車両基地の移転工事に着手し、6 年 3 月、貨物基地、車両基地とも工事が完了、稼働を始めた。7 年 2 月からは本線高架橋工事に着手し、9 年 6 月には先行してＪＲ山陽本線の姫路駅東部高架区間（約 0.9 ㎞）を完成させ、18 年 3 月にＪＲ山陽本線全線を、20 年 12 月、ＪＲ播但線及び姫新線を高架に切替え、ＪＲ姫路駅付近の鉄道高架化が完成した。

その後、旧鉄道施設等の撤去を行い、山陽本線等連続立体交差事業は平成 23 年 3 月に完了した。

(1)　山陽本線等連続立体交差事業

①　事業概要

・高架化区間

山陽本線	市川右岸～中央南北幹線	約 4.3 ㎞
播但線	姫路駅部～市道城東 42 号線	約 1.0 ㎞
	（朝日町～砥堀約　5.0 ㎞	昭和 59 年 10 月高架開通）
姫新線	姫路駅部～市道手柄 30 号線	約 1.3 ㎞

・駅部の規模

		（旧）
駅部延長	1.2 ㎞	（1.2 ㎞）
面積	59,400 ㎡	（62,000 ㎡）
ホーム面数	3 面	（ 5 面）
線路数	7 線	（14 線）
留置線数	4 線	（12 線）

・貨物設備等の移設（平成 6 年 3 月完成）

貨物基地	約 7.4ha（別所地区へ移設）
車両基地	約 2.8ha（飾西地区へ移設）
播磨高岡駅に行き違い設備	一式

・山陽電鉄線の取扱い

山陽電鉄線は、旧山電線ルートの西側にある旧飾磨港線のルートを利用し、ＪＲとの交差状況を逆転させ、延末公園付近で現線に取付けた。

市道手柄 77 号線～山電姫路駅　約 0.9 ㎞

②　施行・順序

実施段階 ＝ 用地確保 → 一部仮線の設置 → 新線の建設 → 線路の切替 → 旧線の撤去 → 関連道路整備

③　総事業費

約 632 億円（ただし、貨物・車両基地用地費を除く）

(2) 関連道路事業

・高架関連道路

立体交差道路

都市計画道路	9路線	大日線・内環状東線・船場川線・内々環状西線・内々環状東線・市之郷線・阿保線・下寺町線・十二所前線
その他都市計画道路	2路線	内々環状南線・東駅前線
高架関連側道	1路線	本線高架側道1号線
除去される踏切	7カ所	

(都市計画道路)

路線名	区分	幅員	車線数
① 大日線	幹線	36M	4
② 内環状東線	幹線	30M	4
③ 船場川線	幹線	30M	4
④ 内々環状西線	補助幹線	25M	2
⑤ 内々環状東線	補助幹線	25M	2
⑥ 内々環状南線	補助幹線	20M	2
⑦ 市之郷線	補助幹線	15M	2
⑧ 阿保線	補助幹線	15M	2
⑨ 下寺町線	補助幹線	16～18M	2
⑩ 東駅前線	補助幹線	25M	2
⑪ 十二所前線	補助幹線	20M	2
⑫ 本線高架側道1号線	高架側道	9M	2

3 姫路駅周辺土地区画整理事業

山陽本線等の高架化に伴って発生した広大な貨物ヤード跡地等の活用を図るため、山陽本線等連続立体交差事業に併せて土地区画整理事業により面的、総合的な都市基盤整備を推進する。本事業は平成元年5月から事業に着手し、4年度以降順次仮換地指定を行い、現在（元年7月時点）約99%の仮換地指定を完了。9年6月の東部高架区間切替に併せ東部地域における3本の都市計画道路の整備を進め、10年2月に阿保線、大日線を、同年3月には市之郷線をそれぞれ鉄道と立体交差で開通した。平成20年12月連続立体交差事業の高架化の完了に伴い、平成21年11月には内々環状東線を供用開始し、平成23年8月には内々環状西線の双方向での車両通行、同年11月には内環状東線の暫定供用を開始している。平成25年4月にキャッスルガーデン、同年6月にはキャッスルビューや連絡デッキが完成した。平成26年7月にはキャッスルガーデン北広場（芝生広場）も利用できるようになり、平成27年3月に姫路駅北駅前広場の整備が完了した。平成28年6月に十二所前線・下寺町線の供用を開始し、引き続き道路整備を進めながら、地区全体は令和3年度完了を目指している。

(1) 施行者　姫路市
(2) 施行面積　45.5ha
(3) 駅前広場計画　駅前広場面積　約16,100㎡
(4) 総事業費　361億円
(5) 事業施行期間　平成元年度～令和3年度

（事業概要については，「**都市　10　区画整理事業等**」に記載）

4 駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）

本地区は、地区中央部から西側に工場跡地、また、地区東では山陽本線等連続立体交差事業により移設された山陽電鉄線跡地が帯状に残り、工場跡地とともに有効な土地利用が行われていない状況で、公共施設の整備も不十分なまま市街化していた。そこで、土地区画整理事業により、都市基盤施設の整備改善並びに宅地の利用増進を図り、また、山陽電鉄線移設に伴う用地処理を行い、姫路市の主核にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として平成19年7月に着手した。現在（元年7月時点）約97%の仮換地指定が済み、引き続き、道路、公園など公共施設を整備し、令和3年度完了を目指している。

(1) 施行者　　姫路市　　(3) 総事業費　　12.7億円
(2) 施行面積　　7.4ha　　(4) 事業施行期間　平成19年度～令和3年度
（事業概要については、「**都市　10　区画整理事業等**」に記載）

5　キャスティ21

姫路駅周辺地区は昭和 62 年度に新都市拠点整備事業として総合整備計画の建設大臣承認を得ており、土地区画整理事業、街路事業、連続立体交差事業等の各種都市基盤整備事業と都市拠点施設の整備を総合的、重点的に行うことにより、播磨地域の中核都市にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた都心地区の形成を図る。

平成元年度に事業のＰＲ活動の一環として愛称募集を行い、「キャスティ21」と命名した。

また、平成18年には社会経済情勢や社会的要請の変化や、「姫路市都心部まちづくり構想」（次頁参照）の策定を踏まえ、キャスティ21における土地利用促進計画として「キャスティ21整備プログラム」を策定した。

平成19年1月には、キャスティ21地区計画（約25.4ha）を都市計画決定し、同時にサブエリア（約7.4ha）について地区整備計画を、平成25年3月にエントランスゾーン（約2.5ha）について地区整備計画を定め、平成27年3月にエントランスゾーンの整備が完了した。

コアゾーンについては、良好な市街地の形成を図り、「姫路市都心部まちづくり構想」で期待する都市機能の立地を適切に促進するため、平成19年7月にＡ・Ｂブロックの用地を、さらに平成22年3月にＣブロックの一部の用地を一時取得した。また、平成24年3月には、学識経験者、各種団体の代表者等で構成される「コアゾーン等整備検討懇話会」から受けた提言を踏まえた上で、「キャスティ21コアゾーン等まちづくり指針」を策定、その後民間事業者を対象に事業コンペを実施し、平成25年3月にＡ・Ｂ・Ｃブロックの優先交渉権者を決定した。その後各ブロックの優先交渉権者と基本協定を締結し、平成26年2月にコアゾーン全体で統一感ある望ましいまちづくりを進めるため、各ブロックの事業者で組織する「キャスティ21コアゾーンまちづくり協議会」を設立し、連絡調整及び協議・検討を行いながら順次整備を進め、平成30年7月にコアゾーンの整備が完了した。また、まちの愛称募集を行い、「キャスティタウン」と命名した。

イベントゾーンについては、学識経験者、各種団体の代表者等で構成される「イベントゾーン基本計画検討懇話会」における意見交換を基に基本計画を策定した。ゾーンを文化・コンベンションエリアと高等教育・研究エリアの2つに分けて段階的に整備することとし、文化・コンベンションエリアについては、基本計画及び基本設計（平成27年度）、実施設計（平成29年度）を基に、令和3年秋の開館を目指して、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図る「姫路市文化コンベンションセンター」の整備を進めている。

また、周辺施設として「キャスティ21公園」等の整備も併せて進めている。

キャスティ21区域

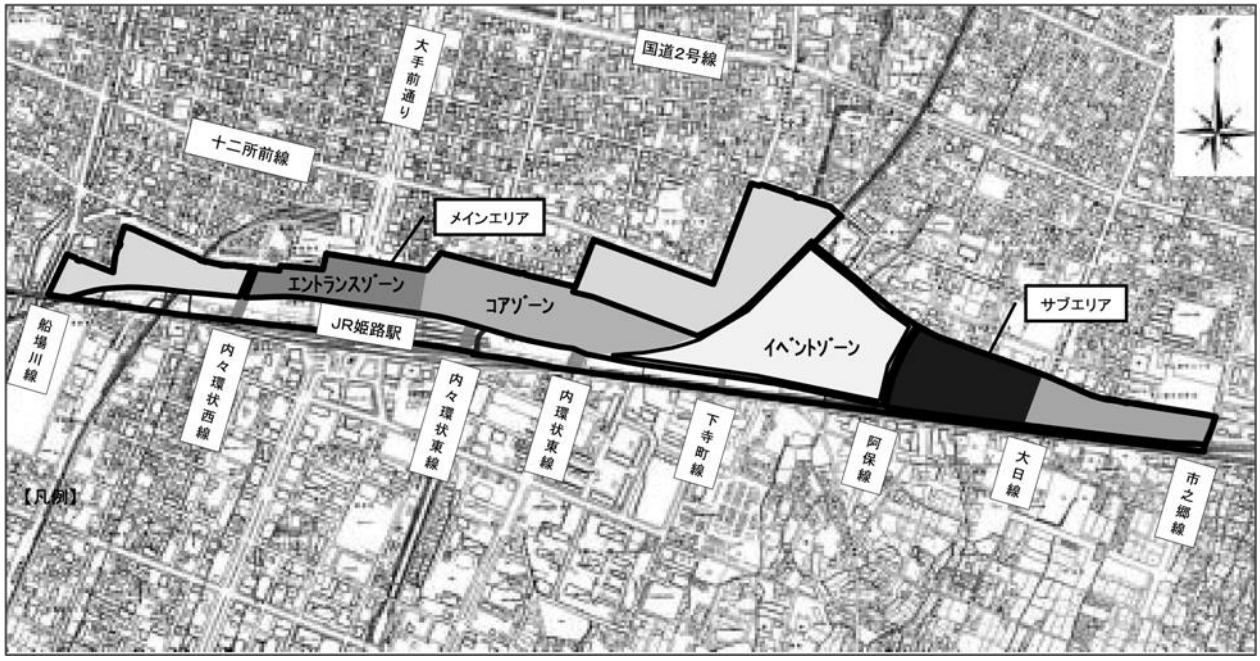

6　姫路市都心部まちづくり構想

現在、ＪＲ山陽本線等連続立体交差事業完了後、姫路駅周辺土地区画整理事業が進捗する中、キャスティ 21、特別史跡姫路城跡整備基本構想、中心市街地活性化基本計画、姫路市観光基本計画等、各種構想・計画に基づき施策・事業を推進しており、姫路駅から姫路城に至る都心部の基盤整備や賑わいづくりを進めている。

特に本線高架切替えを目前に控えた平成 18 年には、都心部の将来のあるべき姿を描き、市民と将来像を共有していくことが重要であることから、今後の都心部のまちづくりの指針となる「姫路市都心部まちづくり構想」を策定した。

本構想は、「歴史を育み、賑わいと感動あふれる都心の再生」をまちづくりの目標として掲げ、市民にとって、さらには播磨の中核都市、西播磨テクノポリスの母都市としての役割を踏まえ、重点的に取り組むべき事業について取りまとめている。

7　令和元年度事業概要

事業名及び事業内容	
鉄道高架関連事業	136,200 千円
北駅前広場等管理	71,736 千円
姫路駅周辺整備推進事務	1,523 千円
高架関連道路整備（内々環状東西線等）	25,700 千円
姫路駅周辺土地区画整理事業	504,700 千円
（審議会の運営 道路構造等 地下埋設物移設 建物及び工作物移転 建物調査、文化財発掘調査ほか）	
姫路駅南西地区土地区画整理事業	77,400 千円
姫路駅周辺整備関連事業	842,713 千円
キャスティ 21 計画推進事業	57,000 千円
イベントゾーン整備事業 （文化コンベンション施設整備）	8,792,000 千円
文化コンベンションセンター管理運営業務委託経費	20,186 千円
合計	10,529,158 千円

関連道路整備

十二所前線
20.0m

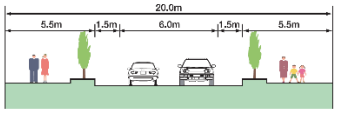

下寺町線
16.0m
(18.0m)

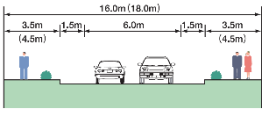

阿保線
市之郷線
15.0m

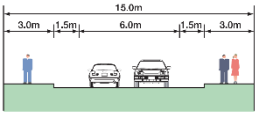

大日線
36.0m

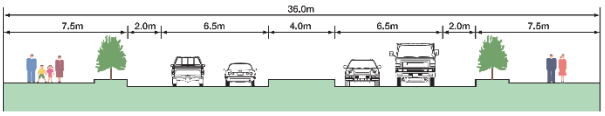

東駅前線
内々環状東線
内々環状西線
25.0m

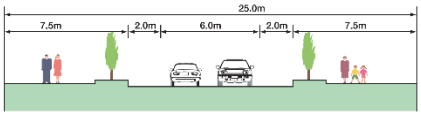

内環状東線
30.0m

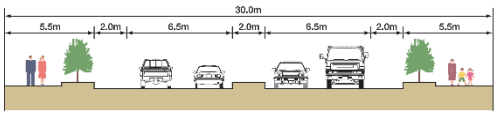

姫路駅中心部

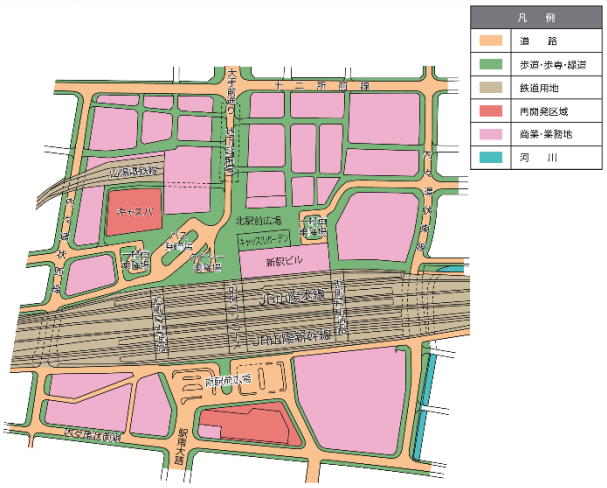

土地区画整理事業計画図

2　姫路市文化コンベンションセンターの整備

1　姫路市文化コンベンションセンターの整備推進

令和元年度予算額　8,792,000 千円

キャスティ 21 イベントゾーンの文化・コンベンションエリアでは、播磨の連携中枢都市にふさわしい交流の拠点として、多彩な音楽や演劇等の公演、産業展示会、学術会議その他の催事の開催により、文化芸術による市民文化の振興並びに都市魅力の創造及び発信を図るとともに、ものづくり力の強化、地域ブランドの育成及び交流人口の増加による都市成長力の強化を図り、もってまちの賑わい及び感動の創出並びに地域経済の活性化に寄与するため、姫路市文化コンベンションセンターを整備する。これにより、本市の魅力を内外に発信し、都市の発展に寄与するとともに、中心市街地の賑わいに大きな役割を果たすことを期待している。

(1)　施設の概要

規模と機能が異なる大・中・小のホールやスタジオ等を設ける。また、大規模な平土間空間を持つ多目的な展示場と、様々な用途に対応できる会議施設を設ける。

構成	規模等	
ホール	大ホール：約 2,000 席	播磨の文化芸術の拠点として、質の高い音楽公演や多様なジャンルの集客性の高い催事を開催
	中ホール：約 700 席	演劇や室内楽の公演開催のほか、市民の文化芸術活動の推進に寄与
	小ホール：約 180 席	市民利用による創造活動支援のほか、担い手育成や交流の創出に寄与
	メインスタジオ：約 250 ㎡	リハーサル、練習等で使用
スタジオ	大 1 室、中 2 室、小 3 室	音楽、演劇の練習等を通じて、市民の文化芸術活動を支援、活性化
展示場	約 4,000 ㎡	展示会や各種イベント等の開催により、多くの人の流れを誘発し、地域産業の活性化に寄与
屋外展示場	約 1,600 ㎡	
会議室	大 3 室、中 5 室、小 2 室	経済波及効果の高い会議や学会等を開催し、地域活性化やイノベーション、ビジネス機会を提供
駐車場等	平面駐車場：約 400 台、駐輪場：約 100 台	

(2)　管理運営の理念と基本方針

・管理運営の理念

『新たな出会い、発見、価値を創出し、姫路の魅力の向上と都市の活力を生み出す交流拠点』

・基本方針

①　まちに賑わいと感動を創出

②　文化芸術による市民文化の振興と都市魅力の創造・発信

③　ＭＩＣＥ推進による都市成長力の強化

④　環境・防災に配慮した施設維持

⑤　持続可能な施設を目指す効率的・効果的な管理運営

(3) 検討経緯

昭和 62 年 2 月	都市計画決定（都市高速鉄道、区画整理、都市計画道路）
昭和 63 年 3 月	「姫路駅周辺総合整備計画（キャスティ 21)」策定（大臣認可）
平成 16 年 10 月 平成 18 年 3 月	都心部まちづくり構想検討懇話会設置（※） 「都心部まちづくり構想」、「キャスティ 21 整備プログラム」策定
平成 23 年 3 月	整備イメージ（たたき案）公表
平成 23 年 11 月～ 平成 27 年 3 月	イベントゾーン基本計画検討懇話会（※） 「文化・コンベンションエリア基本計画」策定
平成 28 年 3 月	基本設計作成
平成 30 年 3 月	実施設計作成
平成 30 年 10 月	工事着手
平成 31 年 3 月	指定管理者の選定

※ 学識経験者、公募委員等で構成

(4) 整備スケジュール

2014 年度 (H26 年度)	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (R 元年度)	2020 年度 (R 2 年度)	2021 年度 (R 3 年度)
基本計画	基本設計	実施設計		建設工事		準備	開館

3　鉄道駅周辺整備

1　鉄道駅周辺整備の推進

令和元年度予算額　　313,000 千円

(1)　山陽電鉄　大塩駅周辺整備事業

鉄道事業者による駅構造の改良に合わせ、駅周辺の安全・快適な歩行空間確保に向け、山陽電鉄や関係機関と協議を実施し、歩道橋、駅前広場、現道拡幅、駐輪場等整備を進める。

(2)　ＪＲ英賀保駅周辺整備事業

区画整理事業で整備中の北側駅前広場からのアクセスを向上させるため、既設跨線橋架け替えや北側改札口設置に向け、鉄道事業者や関係機関と協議を進める。

(3)　ＪＲ姫路・英賀保間新駅周辺整備事業

平成 28 年 12 月にＪＲと新駅設置に向けて覚書を締結した。手柄山中央公園整備基本計画と整合を図りながら、都市計画手続きを進め、新駅計画を推進する。

(4)　ＪＲ太市駅周辺整備計画

平成 27 年度から太市創生会議を設立、平成 28 年度からは太市駅周辺まちづくり協議会を発足し、平成 31 年 2 月には、駅周辺の地区計画が都市計画決定された。今年度からは、この地区計画に位置付けされているロータリー整備に着手する。

(5)　山陽電鉄飾磨駅周辺整備事業

踏切道改良促進法に基づく「改良すべき踏切道」が飾磨駅周辺地区に集中している。飾磨駅に隣接する踏切対策及び駅北側からのアクセスを向上させるため、北側改札口設置に向け、鉄道事業者とともに取り組む。

(6)　既存駅整備事業

鉄道駅周辺整備プログラムに基づき、鉄道事業者など関係機関や地域の協力が得られたものから、順次着手していく。

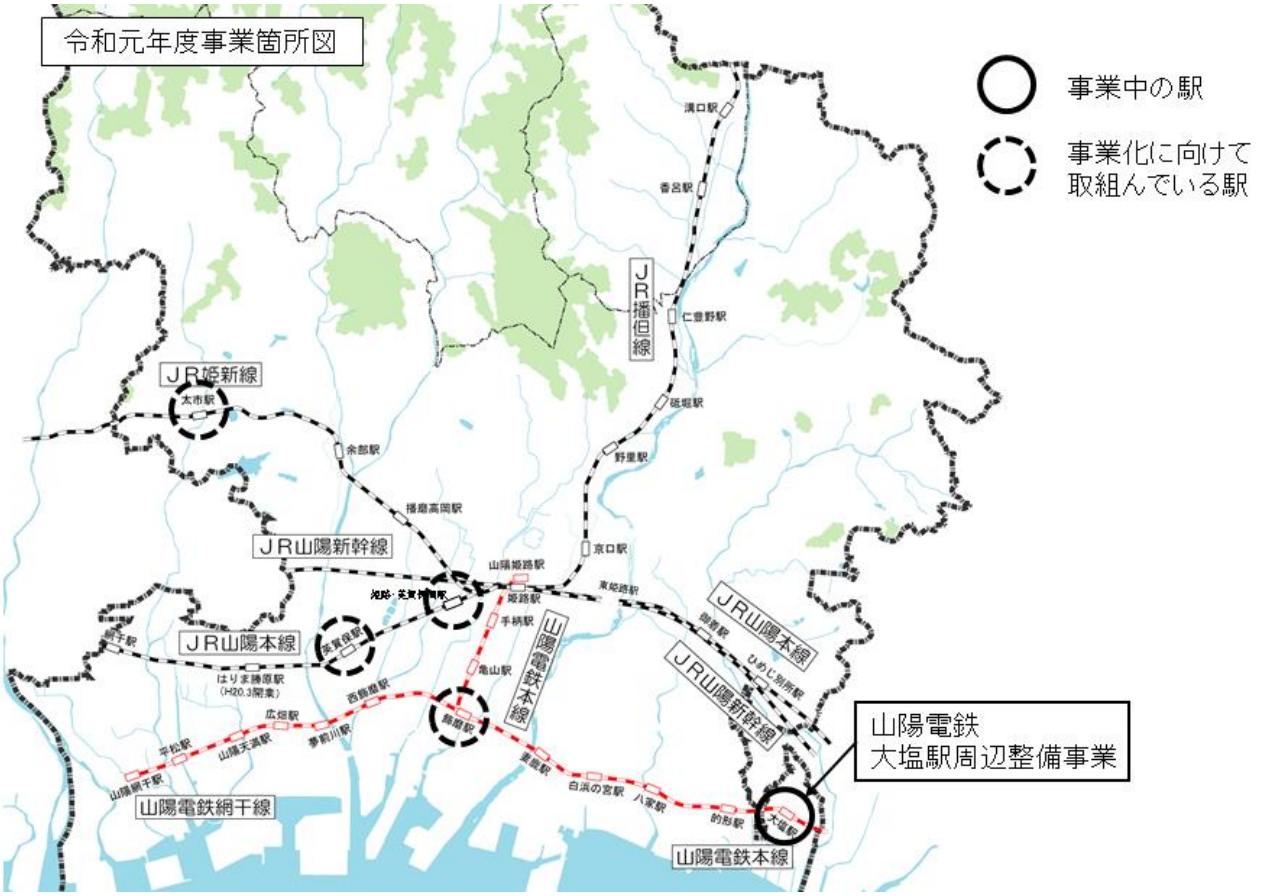

建　　設

1　道路 …… 383
2　公園 …… 387
3　緩衝緑地造成事業 …… 390
4　都市緑化 …… 392
5　手柄山中央公園 …… 394
6　桜山公園 …… 398

1 道　　路

1 概要

道路は市民生活や経済活動にとって、最も身近で重要な公共施設で、都市基盤の根幹をなすものである。本市の道路事業は、総合計画に基づき都市計画道路の建設や幹線生活道路の新設改良等による道路網の整備拡充および電線共同溝整備事業等による道路環境整備など種々の事業を計画的に実施している。また、市道認定路線の平成 30 年度整備状況としては 10,274 路線、延長 2,528,326ｍである。

2 市道の推移

各年度末道路台帳整備分

区分	路線数	延長（m）(A)	面積（㎡）(B)	舗装延長（m）(C)	舗装率（%） 延長 C／A×100
H26 年度	9,991	2,498,348	15,235,585	2,446,157	97.9
H27 年度	10,075	2,510,859	15,343,992	2,459,623	98.0
H28 年度	10,135	2,517,976	15,397,551	2,467,354	98.0
H29 年度	10,198	2,522,664	15,446,573	2,472,899	98.0
H30 年度	10,274	2,528,326	15,495,929	2,497,925	98.8

3 都市計画道路の現況

30 年度末現在

区分	車線の数	計画道路数	計画路線延長（m）	改良済延長（m）	改良済進捗率（%）
自動車専用道路	4 車線	1	2,900	2,900	100.0
幹線街路	8 車線以上	0	0	0	0.0
	6 車線	1	3,620	3,620	100.0
	4 車線	16	90,020	62,470	69.4
	2 車線	92	187,120	125,800	67.2
区画街路		20	10,390	9,850	94.8
特殊街路		8	3,240	3,240	100.0
合計	—	138	297,290	207,880	69.9

4　令和元年度主要事業計画

事業名	事業費（千円）	事業内容
都市計画道路事業	2,205,020	都市計画道路の建設整備 城北線ほか15路線
幹線道路新設改良事業	1,296,900	幹線道路の建設整備 白浜市場線ほか44路線
一般路線新設改良事業	368,700	一般生活道路の建設整備 石倉北線ほか51路線
道路舗装事業	1,188,426	舗装新設 舗装改良 舗装補修 私道舗装助成
交通安全施設整備事業	757,000	歩道新設改良事業（交差点改良含む） 交通安全施設新設事業 自転車レーン等整備 身体障害者安全対策事業 通学路安全対策事業
道路交差点改良事業	77,000	交差点改良事業13箇所
道路維持事業	800,831	側溝、側壁の修繕等 交通安全施設の修繕、道路等の清掃
橋梁新設改良事業	108,000	橋梁の新設・架替　　蒲田橋ほか6橋
橋梁補修事業	972,000	橋梁の維持補修、橋梁長寿命化事業
合計	7,773,877	

5　姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業（歴史的環境整備地区）

世界文化遺産に登録された姫路城とその周辺の特別史跡は、市民の憩いの場として、また市を代表するシンボルとして市民に親しまれているゾーンであり、このゾーンを含む姫路城周辺地区（186ha）において、歴史的環境整備および居住環境整備の面から沿道景観の形成、回遊性のある歴史的みちすじを活かした歩行系ネットワークの形成等を図るため、街路整備を行う（通称「歴みち事業」という）。

路線名	区間	延長	幅員	事業年度	事業費	市道名
東部中濠線	大黒壱丁町～五軒邸二丁目	420m	3.4m～6.3m	8～10年度	約1億円	城東74､26､73号線
	五軒邸二丁目～本町	220m	5.8m～16.3m	12～14年度	約1億7,000万円	城東13号線
北部中濠線	坊主町	599m	2.7m～5.7m	10～12年度	約1億8,000万円	城北62号線
寺町線	五軒邸二丁目～ 五軒邸一丁目	397m	6m	10～13年度	約1億7,000万円	城東14､72､26号線
野里ノコギリ横丁線	五軒邸二丁目～金屋町	550m	3.0m～6.0m	15～18年度	約1億6,000万円	城東72、67号線
城西ノコギリ横丁線	農人町～龍野町二丁目	269m	3.6m～6.6m	20～24年度	約5,000万円	城西35、51号線
景福寺南線	吉田町～ 農人町	245m	3.5m～6.2m	21～23年度	約4,000万円	城西51号線
旧山陽道線	龍野町一丁目～二丁目	235m	4.8m～7.4m	19～28年度	約7,000万円	城西35号線

6　電線類地中化

市街地の道路上に張り巡らされた電線類を歩道地下の共同溝に収納し、無電柱化を図り、それに伴い歩道の美装を行うことにより、都市景観を向上させるとともに道路空間を有効利用し、防災機能の強化をも合わせた快適な道路環境を形成することを目的として実施している。特に、歩道表面は周辺の環境にマッチしたものとし、また植樹帯を設けることにより、明るく緑豊かな歩道として利用できるよう配慮をしている。

市内電線類地中化実績

年度	路線数	道路延長（m）	地中化延長（m）
H25 以前	―	24,590	41,274
H26	幹第 4 号線ほか 1 線	220	440
H27	城陽 219 号線ほか 4 線	1,181	2,110
H28	船場川線	802	1,604
H29	幹第 3 号線ほか 2 線	660	1,165
H30	城東 243 号線ほか 4 線	1,947	3,423
合計		29,400	50,016

7　私道舗装に対する補助金制度

一般公共の交通の用に供されている、公益性の高い私道について、生活環境の整備向上を図るため、私道の舗装工事（補修工事を含む。）及びこれに併せて行う側壁、又は側溝工事を行う者に対し、予算の範囲内において、基準工事仕様の標準工事費として市が算定する額の 50%以内を補助している。

私道舗装実施状況

年度	申請件数	実施件数	実施面積	補助額（千円）
H26	5	5	1,404.0 ㎡ 側溝　34.0m	4,574
H27	4	4	616.0 ㎡ 側溝　21.0m	2,424
H28	2	2	230.0 ㎡ 側溝　0.0m	1,042
H29	8	8	1,124.0 ㎡ 側溝　14.0m	4,607
H30	4	4	661.2 ㎡ 側溝　67.0m	3,417

8　直営処理事業

道路の舗装、道路の清掃および緊急を要する道路・側溝等の応急補修などの多種多様な市民要望に対して、即時的・即物的に処理する事業を実施している。

事業内容

・道路整備関係事業

　　未舗装道・砂利道補修､舗装新設および修繕など

・道路清掃関係事業

　　道路清掃(スイーパー）､側溝浚渫､管渠清掃など

・応急補修関係事業

　　側壁補修など

9　交通安全施設の整備拡充

市内の交通安全施設の実態を調査（市民からの要望を含む）するとともに、関係機関との連絡調整を密にし、市道の交通安全施設の整備拡充を図る。

令和元年度計画

区分	計画	区分	計画
歩道新設改良	1,715m	道路照明灯	35 基
交差点改良	4 カ所	道路標識	51 基
区画線	32,750m	道路反射鏡	155 基
防護柵	1,782m	点字ブロック	300m

10　自転車駐車対策

鉄道駅周辺を中心に発生する自転車・原動機付自転車の放置対策としては、地域の実情に即した駐輪場の確保を行っているほか、併せて「姫路市自転車等の駐輪秩序に関する条例（昭和 63 年 9 月施行）」に基づき自転車等放置禁止区域を設定するとともに、市道上の放置自転車等への警告及び撤去等を実施している。

通勤通学や買い物客等の自転車利用者が多く集まる姫路駅周辺では、市の整備した姫路駅前中央地下駐輪場、姫路駅西地下駐輪場、大手前地下駐輪場の 3 駐輪場に加え、公益財団法人自転車駐車場整備センターが運営する姫路駅東口自転車駐車場、姫路駅西自転車駐車場、姫路駅東口第 2 自転車駐車場が整備されており、6 施設の合計自転車等収容能力は 6,756 台となっている。また、平成 26 年には、道路占用等により民間事業者が道路上に設置する路上駐輪場を約 500 台の規模で運営開始しており、その他民間駐輪場と合わせると、姫路駅周辺には 8,000 台以上の自転車・原動機付自転車の駐輪が可能となっている。

姫路駅を除く各鉄道駅についても、平成 29 年 3 月に溝口駅駐輪場、平成 29 年 8 月に八家駅駐輪場、平成 30 年 2 月に仁豊野駅北駐輪場、平成 30 年 3 月に白浜の宮駅南駐輪場、平成 30 年 4 月に英賀保駅北駐輪場を整備するなど、民営駐輪場のないすべての鉄道駅に駐輪場を整備している。

自転車等放置禁止区域指定状況

指定年月	指定区域		指定状況
昭和 63 年 9 月	姫路駅周辺	大手前通・駅南等	放置禁止（終日）
		御幸通等商店街	放置準禁止区域（午後 8 時～翌日午前 10 時）
平成 20 年 3 月	はりま勝原駅周辺		放置禁止（終日）
平成 21 年 5 月	野里駅周辺		放置禁止（終日）
平成 22 年 12 月	ＪＲ網干駅周辺		放置禁止（終日）
平成 23 年 9 月	英賀保駅周辺		放置禁止（終日）
平成 24 年 4 月	姫路駅周辺		放置禁止（終日）の拡大
平成 24 年 11 月	山電網干駅周辺		放置禁止（終日）
平成 27 年 5 月	姫路駅周辺		放置禁止（終日）の拡大
平成 28 年 3 月	東姫路駅周辺		放置禁止（終日）
平成 29 年 3 月	溝口駅周辺		放置禁止（終日）
令和 元年 6 月	英賀保駅周辺		放置禁止（終日）の拡大

2 公　　園

1 概要

公園緑地は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災機能の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。本市では、姫路市総合計画に基づき都市計画公園を基本として整備を行っている。近年、社会情勢の変化に伴い、公園緑地のさらなる量的な増加と質的充実が求められているため、公園緑地の良好な維持管理に努めるとともに、市民ニーズにも配慮し多様な地域の特性を生かした施設の整備を進めている。平成30年度末の開設公園緑地は908箇所、472.50haとなっている。

2 都市公園・緑地開設状況

平成31年3月31日現在

種類	種別	計画決定公園		うち開設公園(A)		開設率(%)	計画決定外公園(B)		現在開設計(A)＋(B)	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	216	50.82	207	48.85	96.12	585	42.24	792	91.09
	近隣公園	31	64.30	22	37.26	57.95	7	7.91	29	45.17
	地区公園	8	36.80	6	24.22	62.09	6	20.04	12	44.26
都市基幹公園	総合公園	6	313.10	5	121.68	38.86	2	20.07	7	141.75
	運動公園	1	15.40	1	8.00	51.95	－	－	1	8.00
特殊公園	風致公園	1	16.40	1	0.45	2.74	－	－	1	0.45
緑地	緩衝緑地	－	－	－	－	－	1	72.83	1	72.83
	都市緑地	1	0.58	1	0.58	100	8	8.54	9	9.12
	河川敷緑地	－	－	－	－	－	50	48.57	50	48.57
	緑道	1	2.40	1	2.40	100	5	8.86	6	11.26
計		265	499.80	244	243.44	48.43	664	229.06	908	472.50

◎　人口１人当たり公園面積

人口　　535,664人
市域面積　　53,443ha
公園面積　　523.76ha
（含、都市公園以外の市立公園、遊びの広場）
人口１人当たり公園面積　　9.78㎡

◎　基準面積との比較

都市公園法基準(A)　　10.00㎡
姫路市　　(B)　　9.78㎡
充足率　　(B)／(A)　　97.8%

3　公園緑地整備計画

この計画における整備方針は、各種公園、緑地を新設整備するほか、既設公園の改良整備を実施し、量・質両面の拡充を図るものとする。

令和元年度事業計画

種別		個所	面積（ha）	事業費（百万円）
住区基幹公園	街区公園等	8 （内　新設 2、改良 6）	0.30	351
	近隣公園	6 （内　新設 2、改良 4）	—	122
	地区公園	2 （内　新設 2）	—	336
都市基幹公園	総合公園	2 （内　改良 2）	—	390
特殊公園	河川公園	1 （内　改良 1）	—	8
公園遊具更新改良		48 （内　改良 48）	—	150
チビッコ広場		5 （内　新設 2、改良 3）	—	17
スポーツ広場公園		9 （内　新設 2、改良 7）	—	21
合計		81	0.30	1,395

4　遊びの広場

(1)　チビッコ広場整備事業

本市では、かねてより民間の善意による遊び場づくりを提唱していたが、昭和 43 年 11 月チビッコ広場開設要綱を制定し、これにより自治会などの自主的な団体がチビッコ広場を設置しようとする場合に、最少限 3 カ年の土地提供を願い、市が広場の整備を助成している。

本事業は昭和 43 年度から着手し、平成 30 年度末で 174 カ所（8.97ha）の整備を完了し、引き続き令和元年度においても 2 カ所の整備を予定している。

助成内容

広場の整地工事、遊戯具など設置工事の施行　　助成額は予算の範囲内

その他チビッコ広場設置に関する技術的な援助

(2)　スポーツ広場公園整備事業

市民の旺盛なスポーツ意欲に応えるため、昭和 55 年 10 月スポーツ広場公園設置要綱を制定し、市内の空閑地等を利用して 5 カ年以上の期間使用貸借契約を締結した市が公園的に設置するものである。本事業は昭和 55 年度から着手し、平成 30 年度まで 134 カ所（28.80ha）を整備済である。令和元年度においても 2 カ所の整備を予定している。

(3)　市民広場公園

市有地で土地利用計画が確定していないもののうち利用可能なものを暫定期間市民広場公園として整備し、市民に開放することを目的とした事業で、平成 30 年度末で 2 カ所（0.69ha）を整備している。

5　市川・夢前川環境整備事業

河川空間を水と緑のオープンスペースとして、市民の憩いの場となるよう、兵庫県と共同で河川の清掃除草を実施し、環境美化に努める。

6　自然観察の森

昭和 59 年度から 3 カ年計画でネイチャーセンター、観察小屋、観察路等施設整備を行い、62 年 4 月にオープンした自然観察の森では、常駐のレンジャー（自然解説指導員）が訪れた人々に自然観察の解説と指導を行い、自然保護思想の普及と教育の推進を図っている。また平成 3 年度より 4 カ年計画で、林野庁および兵庫県の生活環境保全林整備事業により拡張整備された。

場所	太市中、相野、飾西、青山			
面積	約 60ha			
竣工	昭和 62 年 4 月			
総事業費	4 億 9,931 万円			
施設概要	ネイチャーセンター	611 ㎡	観察小屋	2 棟
	ネイチャートレイル	7,800m	駐車場	1,780 ㎡
	芝生広場	4,000 ㎡	管理用道路	1,280m
	観察誘致施設環境造形			

施設内容

・ネイチャーセンター（611 ㎡）

展示室では、自然を写真や実物見本によって詳しく解説している。視聴覚室では、マルチスライドなどで自然の不思議やその仕組みを見ることができる。

・ネイチャートレイル（7,800m）

山の中を歩きながら、自然を身近に観察するための小道で、案内板を設置している。

・観察小屋（2 棟）

野鳥などを観察することができる小屋を設置している。

自然観察の森位置図

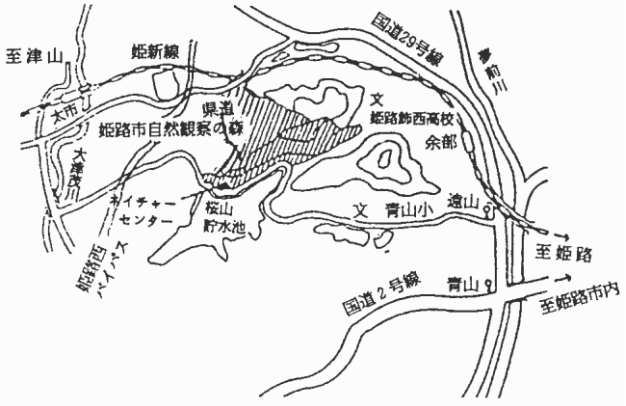

3　緩衝緑地造成事業

1　概要

公害防止と緑化推進および共同福利施設の整備という側面も併せ有し、臨海工業地帯とその背後の住宅地を遮断する緑地づくりを環境事業団に委託して、昭和 44 年 7 月から実施しているもので、48 年 5 月には、その第一期事業（白浜・妻鹿地区）が、54 年 3 月には、第二期事業（中島・細江・構地区）が、56 年 3 月には、第三期事業（広畑東地区）が、60 年 12 月には、第四期事業（広畑西地区）が、平成 6 年 3 月には、第五期事業（広畑区鶴町地区）が、平成 13 年 3 月には、第六期事業（飾磨区中島地区）11.2ha が完成した。

(1)　名称　　中播都市計画緑地（姫路市）第 1 号浜手緑地
(2)　事業実施の主体　　姫路市
(3)　開設面積　　72.8ha

2　各期事業の概要

区分	第一期（完成）	第二期（完成）
所在地	白浜町・飾磨区妻鹿	飾磨区(中島・細江・構)
面　積	22.13ha	21.02ha
工　期	昭和 44 年 7 月～48 年 3 月	昭和 48 年 7 月～54 年 3 月
総事業費	1,839,988 千円	9,227,363 千円
主な施設	園路広場　園路 30,000 ㎡、芝生広場 7 カ所 修景施設　植樹 140,000 本、張芝 18,700 ㎡ 休養施設　パーゴラ 4 カ所、ベンチ 78 基、四阿 1 棟 運動施設　野球場 3 面、テニスコート 2 面、ゲートボールコート 1 面 便益施設　駐車場 5 カ所、便所 7 棟、水飲場 4 カ所 管理施設　管理棟 2 棟、ポンプ室 1 棟、照明灯 47 灯	園路広場　園路 13,000 ㎡、芝生広場 6 カ所 修景施設　植樹 86,500 本、張芝 34,500 ㎡ 休養施設　レストコーナー7 カ所、ベンチ 67 基、パーゴラ 2 カ所 運動施設　野球場 2 面 便益施設　駐車場 6 カ所、便所 7 棟、水飲場 17 カ所 管理施設　管理棟 2 棟、ポンプ室 3 棟、照明灯 82 灯

区分	第三期（完成）	第四期（完成）
所在地	広畑区夢前町 2・4 丁目	広畑区大町 1～3 丁目
面　積	7.54ha	4.97ha
工　期	昭和 53 年 6 月～56 年 3 月	昭和 56 年 6 月～60 年 12 月
総事業費	4,217,070 千円	5,788,810 千円
主な施設	園路広場　園路 5,000 ㎡、芝生広場 2 カ所 修景施設　植樹 48,000 本、張芝 17,800 ㎡ 噴水広場 1 カ所、彫像広場 1 カ所 休養施設　レストコーナー6 カ所、パーゴラ 4 カ所、シェルター9 基、ベンチ 78 基 便益施設　駐車場 1 カ所、便所 3 棟、水飲場 1 カ所 管理施設　ポンプ室兼倉庫 1 棟、照明灯 58 灯	園路広場　園路 3,400 ㎡、芝生広場 5 カ所 修景施設　植樹 31,000 本、張芝 11,000 ㎡ 休養施設　パーゴラ 5 カ所、ベンチ 40 基、野外卓 3 基、レストコーナー3 カ所 便益施設　便所 2 棟、駐車場 1 カ所、水飲場 4 カ所 管理施設　管理棟 1 棟、ポンプ室 1 棟、照明灯 36 灯

区分	第五期（完成）	第六期（完成）
所在地	広畑区鶴町1・2丁目	飾磨区中島
面　積	5.97ha	11.20ha
工　期	昭和61年1月～平成6年3月	平成6年7月～平成13年3月
総事業費	8,364,267千円	8,853,448千円
主な施設	園路広場　園路7,600㎡、芝生広場3カ所 修景施設　植樹20,600本、張芝7,400㎡ 修景池1カ所 休養施設　パーゴラ1カ所、ベンチ61基 シェルター12基、四阿1棟 野外卓3基 運動施設　野球場1面、テニスコート10面 ゲートボールコート4面 便益施設　駐車場4カ所、水飲場7カ所 時計塔1基、便所2棟 遊戯施設　複合遊具1基 管理施設　管理棟2棟、ポンプ室1棟 照明灯37灯	園路広場　園路8,700㎡ 芝生広場5カ所(健康広場　花見広場他) 修景施設　植樹50,000本､張芝11,700㎡ 修景池1カ所 休養施設　レストコーナー2カ所､パーゴラ2カ所、 シェルター7基、野外卓9基、 ベンチ55基、四阿1棟 運動施設　多目的広場（夜間照明塔6基付）1面 （17,700㎡） ゲートボールコート3面 便益施設　駐車場2カ所、便所3棟、水飲場6カ所 時計塔3基 観察施設　野鳥観察小屋1棟、観察ハイド2カ所、 ボードウォーク1カ所 遊戯施設　総合遊具2基（難破船ホエール） 砂場1カ所、擬木遊具2基、 健康遊具一式 管理施設　管理棟1棟、ポンプ室1棟 照明灯72灯

4 都　市　緑　化

1　都市緑化の推進

姫路市の持つ、歴史や風格のある景観と近代的な景観が調和した、美しい街づくりを推進し、市民や本市を訪れる人々にやさしさ、やすらぎを感じさせる 21 世紀の緑豊かでゆとりと潤いのある都市環境を形成するため、緑化の推進を図る。

(1)　姫路まちごと緑花大作戦の推進

花と緑にあふれる潤いのあるまちづくりの実現を目指し、市民参加による緑化を推進するため、平成 18 年度まで 10 カ年にわたり展開してきた「全市民緑化運動」の事業内容を見直し、従前の充実した事業は残しつつ、こども緑化等の新たな取組みを加えて更なる緑化活動の推進を図るもの。

「姫路市緑の事業」施策体系

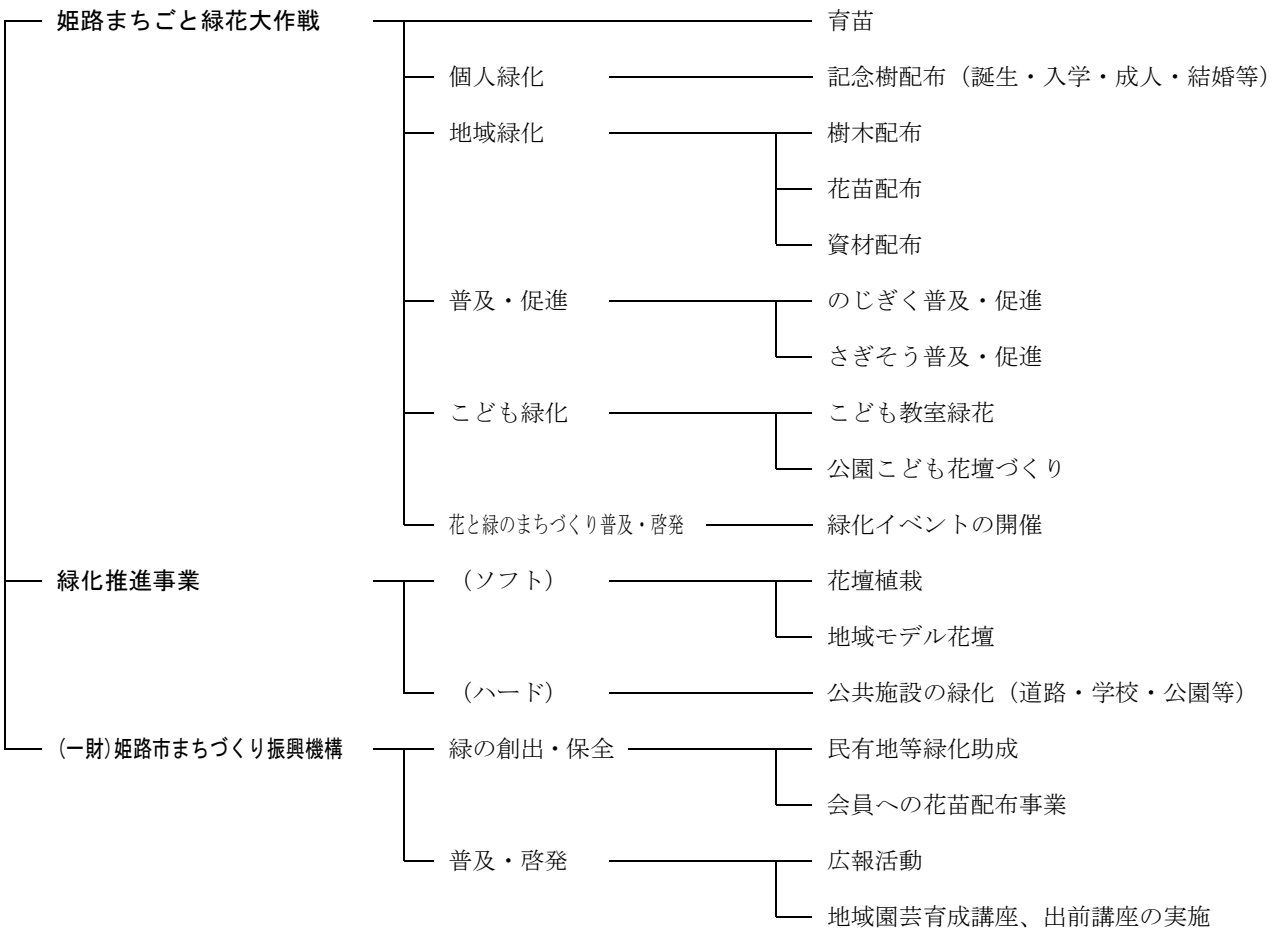

(2)　姫路市緑化基金

姫路市の緑化を推進するとともに、市民の緑化に対する意識の高揚を図る事業の資金に充てるため、平成 4 年 4 月 1 日付で 10 億円の基金を設置し、5 年度、7 年度、9 年度から 30 年度に積み立てを行い、積立額を 11 億 3 千 591 万円とした。

(3)　(一財) 姫路市まちづくり振興機構

緑豊かで潤いあるまちづくりを推進するため、緑の創出および保全を図り、緑化意識の普及啓発等を行うとともに、姫路市の緑化推進事業および公園緑地等の管理運営に協力し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的として、平成 4 年に設立された（財）姫路市緑化協会が、他の市外郭団体と統合し、平成 22 年度から新たな財団法人となり、この目的を引き継ぐもの。

2　自然環境の保全

市民総ぐるみで郷土の自然を愛護し豊かな緑を確保して、自然と市民生活の調和を図るため、昭和 46 年 12 月 23 日、姫路市自然保護条例を制定し、47 年 8 月 1 日、同条例施行規則を公布、これに基づいて自然保護行政を進めている。

(1)　保存樹

姫路市自然保護条例に基づき、市域に古くから自生し市民に親しまれている古木、あるいは貴重な樹木を姫路市保存樹として指定し、その所有者をはじめ市や市民みんなで保護育成していこうとするもので、保存樹は単独樹木、並み木、森、樹林に区別されており、現在指定されているものは単独樹木 151 本、並み木 4 カ所、森 9 カ所、樹林 1 カ所である。

(2)　自然緑地保護地区

高層木による被度が極めて高く、都市環境上価値があり、あるいは、歴史的、社会的遺産となって熟成している自然的環境区域を自然緑地保護地区として指定し、その所有者をはじめ市、市民みんなでこれらを保護育成するもので、現在、青山の稲岡山周辺約 2.0ha と、飾西の大歳神社周辺の山林約 1.6ha を指定している。

(3)　動植物保護地区

安富町関の水尾神社のヒメハルゼミの生息地 8,143 ㎡を指定している。

(4)　保護動植物

オニバス、コヤスノキ

(5)　自然探勝会の開催

姫路市に自生するノジギク等の貴重な植物を観察し、自然の素晴らしさ、大切さを体験してもらう。

場所　　姫路城周辺、書写山、大塩的形地区等

時期　　11 月

3　野鳥観察所

渡り鳥が多く飛来する飾磨区中島の浜手緑地内ネイチャーゾーンに野鳥観察所を設置し、野鳥の生態を観察するため、バードウオッチング等の行事を実施し、自然保護意識の高揚を図っている。

5 手柄山中央公園

1 概要

手柄山中央公園は、昭和 17 年 12 月 16 日、内務省告示第 6 号 9.2ha の公園として認可を受けて以来、数回にわたる公園区域の変更を経て、平成 30 年度末現在、計画決定面積 42.9ha、開設面積 38.17ha の総合公園となっている。

その立地は、ＪＲ姫路駅の南西約 1 ㎞、山陽電気鉄道手柄駅の西約 400m に位置し、スポーツ施設をはじめ、文化、教育等の施設が集積しており、長年にわたり多くの市民に利用されてきた。

しかし、園内施設の多くは老朽化しており、再配置を中心とする中長期的な整備方針を示した手柄山中央公園整備基本計画を平成 29 年 1 月に策定し、現在、公園北西部地域のスポーツ施設や連絡通路等の整備など、令和 7 年度を整備目標とする第 1 期整備の事業推進に取り組んでいる。

今後、多様な利用者ニーズに対応した利便性の高い施設整備を行い、感動と笑顔あふれる憩いの交流空間を創出するとともに、魅力ある公園づくりを目指していく。

2 緑の相談所

(1) 概要

都市の緑化を推進する上においては、市民の深い理解と協力が必要である。このため市民に対して植栽樹種の選択、植栽方法、病虫害防除等に関する園芸相談、都市緑化に関する広報活動や各種催し物を実施するとともに、あわせて来所者に憩いの場を提供している。

(2) 施設

開設	平成元年 6 月 2 日
建築延面積	482.2 ㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	相談コーナー、図書コーナー、展示コーナー、事務室
開所時間	午前 9 時～午後 5 時まで
休所日	毎週火曜日（休日のときはその翌日） 12 月 29 日～1 月 3 日
相談時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分まで（午後 0 時～午後 1 時まで除く）

(3) 運営

専門家による花と緑の相談や、一般園芸の基礎知識の習得を目的とし、1 年間を通じ実施する園芸技術研修事業、および相談所の展示会と連動した講習会を実施する。

また、園芸家グループと展示会を実施するとともに、相談所周辺の見本園では一般家庭でも容易に栽培できる植物を展示し、樹種等の選択および植栽方法の参考に供する。

(4) 令和元年度事業計画

① 園芸技術研修

温室植物園見学	家庭菜園の作り方（2）	山野草の育て方
覚えておきたい園芸の基礎（1）	家庭果樹の作り方（総論）	現地研修
家庭菜園の作り方（1）	市花さぎ草の育て方	花壇の作り方（植込み実習）
バラの知識と育てかた	インドアガーデンを楽しむ	ハンギングバスケットの作り方
セントポーリアの育て方	種まきの仕方	家庭果樹の作り方（剪定講義）
花壇の作り方（植込み実習）	園芸植物の病害虫の防ぎ方	鉢花の育て方
野生ランの楽しみ方	庭木の手入れの仕方（剪定実習）	お正月の寄せ植え作り
挿し木と接ぎ木の仕方	好古園見学	シクラメンとポインセチアの育て方
覚えておきたい園芸の基礎（2）	サボテンと多肉植物の育て方	洋ランの育て方
ハーブの楽しみ方	秋植え草花の育て方	バラの剪定の仕方
庭木の手入れの仕方（1）	ベゴニアの育て方	花の名・木の名

② 花と緑の講習会

盆栽の手入れと楽しみ方	（姫路盆栽愛好会）	押し花の楽しみ方	（なでしこ会）
エビネの育て方	（播磨野生蘭愛好会）	長生蘭の育て方	（日本風蘭・石斛保存協会）
セッコクの楽しみ方	（日本石斛保存会）	ハーブの楽しみ方	（園芸研究家）
家庭菜園の作り方（春～夏）	（農業振興センター職員）	盆栽の楽しみ方	（自然と盆栽同好会）
山野草の楽しみ方	（自然と盆栽同好会）	盆栽の育て方・鑑賞の仕方	（日本盆栽協会西播支部）
サツキの楽しみ方	（姫路さつき会）	寒蘭の育て方	（播磨蘭友会）
ウチョウランの楽しみ方	（播磨野生蘭愛好会）	家庭果樹の育て方	（農業振興センター職員）
富貴蘭の育て方	（日本風蘭・石斛保存協会）	お正月の寄せ植え作り	（緑の相談所職員）
フラワーアレンジメント	（フラワーデザイナー）	お正月のフラワーアレンジメント	（フラワーデザイナー）
市花さぎ草を美しく咲かせよう	（温室植物園職員）	春のフラワーアレンジメント	（フラワーデザイナー）
ハーブ石鹸作り	（アロマテラピーインストラクター）	盆栽の育て方・観賞の仕方	（日本盆栽協会西播支部）
家庭菜園の作り方（秋～冬）	（農業振興センター職員）	春蘭の育て方	（播磨蘭友会）
水石と山野草の楽しみ方	（関西自然想景会）		

③ 展示会

第27回 春季盆栽展	4月 6日～ 7日	（姫路盆栽愛好会）
第20回 サクラソウ展	4月20日～29日	（自主展）
第29回 エビネ展	4月27日～29日	（播磨野生蘭愛好会）
第35回 セッコク花の展示会	5月 3日～ 5日	（日本石斛保存会）
第27回 春の山野草展	5月18日～20日	（自然と盆栽同好会）
第29回 サツキ展	6月 1日～ 3日	（自然と盆栽同好会・姫路さつき会）
第29回 ウチョウラン展	6月15日～16日	（播磨野生蘭愛好会）
第23回 富貴蘭・風蘭花の展示会	7月 6日～ 7日	（日本風蘭・石斛保存協会）
第22回 水石と盆栽展	9月 7日～ 8日	（関西自然想景会）
第32回 押し花展	9月12日～16日	（なでしこ会・山ははこの会）
第 3回 富貴蘭・長生蘭展	9月21日～22日	（日本風蘭・石斛保存協会）
第31回 市花さぎ草写真展	10月 2日～14日	（自主展）
第28回 秋の盆栽と山野草展	10月19日～21日	（自然と盆栽同好会）
第61回 秋季盆栽作品展	11月9日～11日	（日本盆栽協会西播支部）
第31回 寒蘭展	11月16日～17日	（播磨蘭友会）
第62回 盆栽作品展	令和2年 3月 7日～ 9日	（日本盆栽協会西播支部）
第31回 春蘭展	3月14日～15日	（播磨蘭友会）

◎過去5年間の来所者数および相談件数

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
来所者数（人）	29,492	30,574	32,244	26,411	24,352
相談件数（件）	3,987	3,772	3,593	3,467	3,507

3　手柄山温室植物園

(1)　概要

手柄山中央公園の一角に熱帯、亜熱帯植物およびサボテンを主体とした砂漠植物等を収容展示し、市民の観賞に供するため昭和55年5月2日に開園。以来、ラン展、セントポーリア展、ベゴニア展など季節に応じた種々の催し物を実施し、平成15年3月には、ロックガーデン、サギソウ栽培温室等を増設して、植物に対する理解と興味と関心を高めると同時に市民の憩いの場としての利用を図っている。また、希少種の調査や系統保存、生物多様性に関する啓発等、調査研究の分野にも積極的に取り組んでいる。

(2)　施設の概要

面積　　11,334㎡
建設費　　311,158千円
展示植物　　120科、1,500種、25,000株
施設　　展示大温室1棟660㎡　　展示小温室1棟180㎡　　サギソウ栽培温室40㎡
　　育成温室2棟240㎡　　レストハウス1棟　　事務所1棟
開園時間　　午前9時から午後5時まで
休園日　　毎週金曜日（休日のときはその前日）　12月29日～1月1日
入園料　　大人　200円　　小人　100円【料金改定予定】
　　（30人以上団体　大人　160円　　小人　50円）

(3)　令和元年度展示会

展示会名	開催期間		
アジサイ展	4月6日	～	4月21日
サボテンと多肉植物展	4月27日	～	5月6日
ハーブ展	5月11日	～	5月26日
セントポーリア展	5月18日	～	5月26日
播磨の絶滅危惧種展	6月1日	～	6月12日
古典植物と山野草展	6月15日	～	6月23日
ベゴニア展	6月29日	～	7月7日
食虫植物展	7月13日	～	9月1日
市花さぎ草展	8月10日	～	8月22日
秋のサボテンと多肉植物展	9月21日	～	9月29日
洋ラン原種展	10月5日	～	10月14日
秋のベゴニア展	10月19日	～	10月27日
秋のセントポーリア展	11月2日	～	11月10日
秋の洋ラン展	11月16日	～	11月24日
シクラメン展	11月30日	～	12月25日
新春洋ラン展	令和2年1月11日	～	1月19日
エアプランツとその仲間展	1月25日	～	2月11日
クリスマスローズ展	2月15日	～	3月8日
カトレア原種展	3月20日	～	3月29日

利用状況

年度	大人（人）	小人（人）	団体（人）	総数（人）	入園料（円）
H26	27,756	5,685	4,771	38,212	2,866,860
H27	27,643	6,154	5,021	38,818	2,930,730
H28	25,254	6,374	4,924	36,552	2,824,320
H29	28,105	4,809	5,404	38,318	3,169,940
H30	20,232	4,347	4,876	29,455	2,492,660

4　手柄山整備事業

平成 22 年度に、旧モノレール駅舎及び水族館の耐震改修工事が完了し、モノレール展示室や多目的ホールを備えた手柄山交流ステーションの開館や水族館のリニューアルにより、機能の充実を図るとともに、エレベーター棟を設ける等、バリアフリー化を進めた。

また、平成 28 年度に手柄山中央公園整備基本計画を策定し、同計画で示す園内施設の再配置を中心とする中長期的な整備方針に基づき、公園北西部地域のスポーツ施設や連絡通路等の整備など、令和 7 年度を整備目標とする第 1 期整備の事業推進に向けて重点的に取り組んでいる。

5　手柄山交流ステーション

(1)　概要

手柄山中央公園は多種多様な施設が混在しているが、来園者の多くが特定の施設利用にとどまっており、施設間をつなぐ拠点となる施設が必要であると考え、手柄山の中央に位置する旧モノレール駅舎を再整備し、諸施設をつなぐ交流拠点及び情報発信基地として、また、手柄山を訪れた市民の交流促進や、緑化推進の拠点として平成 23 年 4 月 29 日（金曜日・祝日）に開館。

(2)　施設の概要

旧姫路モノレール駅舎を改修したモノレール展示室のほか、貸室である多目的ホールや屋上広場などを備えた交流拠点施設。館内には水族館新館も含む。

建築延面積　4,216 ㎡
構造　　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建
　　モノレール展示室・多目的ホール・市民ホール・研修室・事務室・管理室・水族館新館
開館時間　　午前 9 時～午後 5 時まで
休館日　　火曜日（祝日の場合はその翌日、年末年始）

多目的ホール使用料　　【料金改定予定】

区分	午前	午後	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
多目的ホール 1	2,100 円	2,900 円	5,000 円
多目的ホール 2	1,000 円	1,400 円	2,400 円
多目的ホール 3	1,000 円	1,400 円	2,400 円

※　受付時間　午前 9 時から午後 5 時まで（休館日の受付はできません）

◎　平成 30 年度モノレール展示室入室者　　87,953 人

6 桜　山　公　園

1　全体整備計画

「自然環境の中での人間性回復」を基本理念に平成 2 年 10 月に面積 154.2ha（うち太子町 10.7ha）を計画決定し、平成 3 年 2 月に面積 86.8ha の事業認可を得た。

2　整備概要

当桜山公園は総合公園として、本市西部に位置し市街地からも近く、桜山貯水池を中心に周囲の尾根線は美しく、穏やかな稜線を描く非常に優れた自然的景観を有している。

また、当公園の北側には姫路市自然観察の森があり、この良好な自然環境の維持、促進を図ると共に自然環境と調和したレクリエーションの場として土地利用を図り、市民のレクリエーション活動の場としての公園整備をするものである。

平成 2 年度より、太市中地区（ダム下）の用地取得を開始し、平成 9 年度より同地区の施設整備に着手、平成 19 年度太市中地区ダム下広場の整備が完了した。

全体事業期間	平成 2 年度～
全体事業費	11,678,000 千円

太市中地区（ダム下広場）主要施設概要

エントランス広場・芝生広場・おべんとう広場・展望広場・遊歩道・駐車場等

備考

当公園内施設として現在「県立こどもの館」「宿泊型児童館」（星の子館）および「姫路科学館」（アトムの館）が開設している。

下　　水　　道

1　下水道事業　…… 399
2　都市治水対策　…… 409

1 下 水 道 事 業

1 下水道整備計画の概要

下水道は、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善及び浸水の防除を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的としている。

本市の下水道整備計画は、市域を７つの処理区に区分し、それぞれの処理区に終末処理場を設置し、都市計画区域及び都市計画区域外を含む全処理区で 12,386ha を整備することを目標としている。

処理区別計画面積、人口及び汚水量

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

処理区	全体計画				現在処理能力（㎥／日）	摘要
	処理面積（ha）	処理人口（人）	汚水量（㎥／日）	処理能力（㎥／日）		
大塩（姫路市分）	613	20,200	14,600	14,700	14,700	
東部	1,991	62,700	49,400	56,000	56,000	
中部	6,545	317,000	207,100	220,000	220,000	
揖保川（姫路市分）	2,531	74,200	50,300	50,400	40,800	県営揖保川流域下水道 事業関連公共下水道
家島	78	3,000	1,810	2,860	2,860	
置塩北	—	—	—	—	1,500	全体計画上は中部処理区に統合
香寺	554	17,100	7,700	9,000	6,000	
上菅・峠野	74	2,900	1,700	3,360	3,360	
合計	12,386	497,100	332,610	356,320	345,220	

2 下水道普及状況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

全市人口（外国人を含む）（人）	処理人口（人）	水洗化人口（人）
536,192	494,498	483,169
	人口普及率（%）	水洗化率（%）
	92.2	97.7
全市面積（ha）	計画面積（ha）	処理面積（ha）
53,435	12,386	10,751

3　令和元年度主要事業計画

事業名	事業費 （千円）	概要
下水道管きょ等の整備	4,035,690	林田西、御立、茹野、菅生澗、汐入川才西川放水路の幹線 刀出、大釜、奥須加院、南大塩、駅東、豊沢、の準幹線 別所町小林、北原、飾磨区妻鹿、白浜町、飾東町山崎、区画整理 （姫路駅周辺・阿保・英賀保）、下手野二丁目、網干区和久、 林田町六九谷、香寺町土師の面整備　（延長 13.3 ㎞、面整備 5.9ha）
処理場の整備	1,328,198	中部析水苑、東部析水苑、大的析水苑、清水苑、家島浄化センター、 城山浄化センター、上菅処理場の整備
前処理場の整備	331,803	四郷前処理場、高木前処理場、高木川西前処理場、福井前処理場、実 法寺混和槽の整備
ポンプ場の整備	1,631,230	大塩ポンプ場等の各ポンプ場の整備
事業事務費	296,256	整備事業の事務費
流域下水道	85,878	流域下水道事業の整備負担金
流域下水汚泥処理	383,478	流域下水汚泥処理事業の整備負担金
その他建設負担	1,940	大阪湾広域臨海環境整備センター建設負担金
水洗便所の普及奨励	8,750	水洗便所の普及奨励事業（資金貸付件数 20 件）
雨水貯留タンク等設置助成	1,500	雨水貯留タンク設置に対する助成（補助率 1/2、上限 3 万円／件） 雨水浸透ます設置に対する助成　（補助率 1/2、上限 12 万円／件）
合計	8,104,723	

4　施設の概要

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

処理場名	所在地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 ㎥／日最大
大的析水苑	大塩町 2018 番地 27	H 元.6	505	20,411	14,700 (16,500)
東部析水苑	白浜町丙 585 番地	S58.4	1,870	64,368	56,000
中部析水苑	飾磨区今在家 1351 番地 22	S54.4	5,757	312,565	220,000
家島浄化センター	家島町宮 2144 番地 85	H13.3	78	2,693	2,860
城山浄化センター	夢前町宮置 284 番地	H11.3	40	1,151	1,500
清水苑	香寺町犬飼 200 番地	H12.4	509	18,030	6,000
上菅処理場	夢前町護持 6 番地	H6.4	43	1,772	3,360
高木前処理場	花田町小川 1126 番地	S49.3	—	—	8,000
四郷前処理場	四郷町本郷 242 番地	S54.5	—	—	7,000
福井前処理場	網干区津市場 211 番地	S54.5	—	—	8,200
高木川西前処理場 （中継ポンプ場）	野里 951 番地 3	S61.2	—	—	3,200
実法寺混和槽	町田 111 番地	S43.10	—	—	5,700
県営揖保川浄化センター	網干区興浜 2093 番地　他	S63.6	1,949	73,508	40,800 (106,750)

その他　ポンプ場　32 カ所

※（ ）内の数値は、大的析水苑は高砂市からの流入分を含み、県営揖保川浄化センターはたつの市、太子町、宍粟市からの流水分を見込んだ処理能力である。

5　下水道使用料

〔1 戸(箇所) 1 月につき〕

区別	種別	基本使用料		従量使用料（1 ㎥増すごとにつき）	
		使用水量	金額	使用水量	金額
処理区域	一般汚水	—	860 円	10 ㎥まで	17 円
				10 ㎥を超え　20 ㎥まで	136 円
				20 ㎥を超え　30 ㎥まで	172 円
				30 ㎥を超え　50 ㎥まで	202 円
				50 ㎥を超え　100 ㎥まで	227 円
				100 ㎥を超え　200 ㎥まで	252 円
				200 ㎥を超え　500 ㎥まで	316 円
				500 ㎥を超え　1,000 ㎥まで	367 円
				1,000 ㎥を超えるもの	385 円
	公衆浴場汚水	100 ㎥まで	1,429 円		14 円
	前処理場処理汚水	10 ㎥まで	1,850 円		185 円
	前処理場処理済汚水	10 ㎥まで	470 円		47 円
区域未処理	一般汚水	10 ㎥まで	143 円		14 円
	公衆浴場汚水	100 ㎥まで	952 円		10 円

※ 上記で算出した額に 100 分の 108(消費税率の引き上げ実施後は 100 分の 110)を乗じる（1 円未満切捨て）

6　受益者負担金制度及び下水道事業分担金制度

(1)　受益者負担金制度

都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

①　1 ㎡当たりの負担金額

第 1 負担区	200 円
第 2 負担区	600 円
第 3 負担区	500 円

第 1 負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成 13 年 4 月 1 日において市街化区域であった区域

第 2 負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成 13 年 4 月 1 日において市街化調整区域であった区域

第 3 負担区…… 編入前の香寺町の区域

②　賦課対象の土地

第 1 負担区内は全ての土地、第 2 負担区内は現況が宅地である土地及び建築物の建築が可能な土地を対象としている。

第 3 負担区内の市街化区域内は全ての土地、市街化調整区域内は現況が宅地である土地及び建築物の建築が可能な土地を対象としている。

③　賦課時期

管きょの整備年度

④　納付方法

年 2 回（8 月、2 月）の 3 年分割または、一括納付

一括納付の場合は､報奨金制度あり

⑤　賦課猶予制度及び減免制度

賦課猶予（第 1 負担区内の田、畑、山林等）及び減免（学校用地、老人ホーム、保育所、墓地、高圧線下の用地で建造物の築造が禁止されている土地、集会所等）を申請に基づき行っている。

(2) 都市計画区域外下水道事業分担金制度

都市計画区域外の下水道事業に要する費用の一部に充てるため、下水道の整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

① 分担金の額

家島町区域 …… 公共ます1つにつき 122,000円

夢前町区域 …… 公共ます1つにつき 240,000円

② 賦課対象者

新たに公共ますを設置して、公共下水道に下水を排除しようとする者

③ 賦課時期

公共ますを設置するとき

④ 納付方法

一括納付のみ

(3) 都市計画下水道事業区域外流入分担金制度

都市計画事業として施行する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、姫路市公共下水道事業の事業計画で定める計画区域の外の区域から公共下水道の排水施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

① 1㎡当たりの負担金額

第1負担区	200円
第2負担区	600円
第3負担区	500円

第1負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化区域であった区域

第2負担区…… 香寺町の編入の日の前日における姫路市の区域で、平成13年4月1日において市街化調整区域であった区域

第3負担区…… 編入前の香寺町の区域

② 賦課対象者

新たに公共ますを設置して、公共下水道に下水を排除しようとする土地の所有者

③ 賦課時期

公共ますを設置するとき

④ 納付方法

一括納付のみ

7 水洗化普及奨励事業の概要

下水道は、家庭が水洗化することによって生活が快適になり、初めてその効果が発揮されるものであり、下水道を整備することと一体をなすものである。そこで下水道法では処理区域になると、供用開始日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に改造することを義務付けているので、これに対応するため本市では水洗化の促進策として、次の施策を実施している。

(1) 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取便所を水洗便所に改造しようとする場合（浄化槽を撤去し、公共下水道、集落排水処理施設又はコミュニティ・プラントに放流するための改造を含む）に改造資金の貸付けを行う。

① 貸付金額 …… 1設備につき450,000円以内

② 利息 …… 無利息

③ 返済方法 …… 貸付けを受けた月の翌月から30カ月均等払い

(2) 生活雑排水排水設備整備資金貸付制度

便所は既に水洗化済の家屋で、生活雑排水を公共下水道、集落排水処理施設又はコミュニティ・プラントに接続しようとする場合に要する整備資金の貸付けを行う。

① 貸付金額 …… 1工事につき400,000円以内

② 利息 …… 無利息

③ 返済方法 …… 貸付けを受けた月の翌月から30カ月均等払い

(3) 私道への公共下水道敷設制度

公共下水道処理区域内で、幅員 1.2m以上ある私道のうち、排水設備の改造及びくみ取便所を水洗化する家屋が 2 戸以上あり、土地所有者の敷設承諾が得られる場合、申請により市が下水道本管を敷設する。

（利用する家屋は、公道に面する家屋を除き、2 戸以上で所有者が同一人でないこと。）

(4) 共同排水管きょ敷設助成制度

公共下水道処理区域内の日常公衆の用に供されている私道等で、2 戸以上が共同で利用する排水管きょを敷設する場合に市が工事費の一部を助成する。

助成内容 …… 助成額は基準工事費（市が定めた工事費）の 60%以内

(5) 共同排水管きょ敷設に係る地下埋設物移設助成制度

前記(4)で管きょを敷設する場合で支障物件の移設に係る費用の一部を助成する。

(6) 被保護世帯水洗化助成制度

公共下水道処理区域内の生活扶助受給者で、自己の居住する家屋を所有している者が、水洗便所に改造する場合に、予算の範囲内で市長が認める額を助成する。

水洗化普及奨励事業の状況

区分 / 年度	水洗便所改造資金貸付状況		生活雑排水排水設備整備資金貸付状況		私道への公共下水道敷設決定状況		被保護世帯水洗化助成状況		
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	戸数	件数	戸数	金額（千円）
H28	6	2,260	0	0	0	0	0	0	0
H29	5	1,819	0	0	3	36	1	1	585
H30	2	880	0	0	0	0	0	0	0

8 揖保川流域下水道の概要

揖保川流域下水道は、姫路市、たつの市、宍粟市及び太子町の 3 市 1 町のうち、9,379.7ha を計画処理区域としている。昭和 53 年度から兵庫県が事業に着手し、56 年度からは管きょ工事に着手し、57 年度からは処理場建設にも着手した。その後、事業は着実に進行し、63 年 6 月から供用開始している。

排除方式		分流式（一部合流式）
行政区域（3 市 1 町）		姫路市、たつの市、宍粟市、太子町
計画区域面積		9,379.7ha
計画処理人口		180,800 人
全体計画年度		令和 7 年度
計画汚水量（日最大）		128 千㎥／日
処理場	名称	揖保川浄化センター
	位置	網干区興浜 2093 他

9　兵庫西流域下水汚泥処理事業

・事業目的　　終末処理場、前処理場から発生する下水汚泥を 1 カ所に集中し、効率的な汚泥処理処分を図る。

・事業主体　　兵庫県

関連市町 （処理場名）	兵庫県（揖保川） 姫路市（中部、東部、大塩、高木前、福井前、高木川西前、四郷前） たつの市（松原前） 太子町（太子前）
処理場名及び所在地	兵庫西スラッジセンター 網干区網干浜 240－2（面積　約 12.6ha）
処理フロー	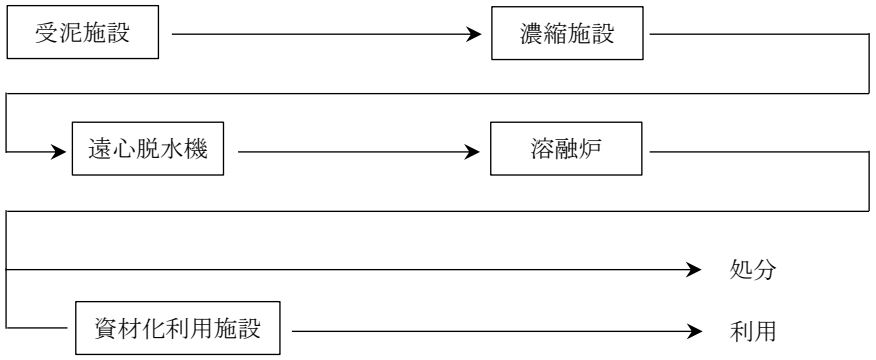
計画処理汚泥量	3,884 ㎥／日（生汚泥・含水率 99%） 他に 15.46DS-t／日（脱水ケーキ・しさ）
処分方法	資源化有効利用および埋立処分
供用開始	平成元年 11 月（平成 15 年 3 月 31 日に流域下水汚泥処理事業に変更）

10　コミュニティ・プラント整備概要

コミュニティ・プラントは、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善を図り、地域の活性化・発展及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とし、夢前区域において 6 地区、安富区域において 1 地区を供用している。

11　コミュニティ・プラント普及状況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

全市人口（外国人を含む）（人）	処理人口（人）	水洗化人口（人）
	16,218	15,627
536,192	人口普及率（%）	水洗化率（%）
	3.0	96.4
全市面積（ha）	計画面積（ha）	処理面積（ha）
53,435	354	354

12　令和元年度建設改良事業の概要

(1)　施設整備　　86,000 千円

寺、菅生澗コミプラ改築設計委託等

(2)　固定資産購入　　3,000 千円

可搬式発電機

13　コミュニティ・プラント施設の概要

（平成 31 年度 4 月 1 日現在）

処理場名	所在地	運転開始 年 月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 ㎥／日最大
菅生澗コミュニティ・プラント	夢前町菅生澗 296 番地	H 2. 4	49	3,140	4,372
寺コミュニティ・プラント	夢前町寺 1942 番地 3	H 4. 4	36	1,729	2,269
莇野コミュニティ・プラント	夢前町戸倉 2 番地 1	H 8. 4	32	916	1,802
古知コミュニティ・プラント	夢前町糸田 198 番地 2	H11. 4	39	2,438	3,714
置塩南コミュニティ・プラント	夢前町置本 591 番地 6	H15. 4	27	1,764	3,236
前之庄コミュニティ・プラント	夢前町前之庄 3182 番地 6	H17. 4	117	4,131	5,847
安志･長野コミュニティ･プラント	安富町長野 234 番地 1	H16. 4	54	2,100	1,471

14　コミュニティ・プラント使用料

下水道使用料の料金体系と同じ

15　コミュニティ・プラント事業分担金制度

コミュニティ・プラント事業に要する費用の一部に充てるため、コミュニティ・プラントの整備により利益を受ける土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

(1)　分担金の額

夢前町区域 …… 公共ます 1 つにつき　　240,000 円

安富町区域 …… 公共ます 1 つにつき　　300,000 円（住宅等）

（建築物の用途につき 300,000 円から 1,500,000 円）

(2)　賦課対象者

新たに公共ますを設置して、コミュニティ・プラントに汚水を排除しようとする者

(3)　賦課時期

公共ますを設置するとき

(4)　納付方法

一括納付のみ

16　集落排水処理施設整備概要

集落排水事業は、農漁村の生活環境の改善を図り、あわせて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農漁村集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥を処理する施設の整備を行い、農水産業の振興を核とした農漁村の健全な発展に資することを目的とし、16 地区の農業集落排水処理施設に 1 地区の漁業集落排水処理施設をあわせた 17 地区を供用している。

17　集落排水普及状況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

全市人口（外国人を含む）（人）	処理人口（人）	水洗化人口（人）
536,192	11,335	10,990
	人口普及率（%）	水洗化率（%）
	2.1	97.0
全市面積（ha）	計画面積（ha）	処理面積（ha）
53,435	333	333

18　令和元年度建設改良事業の概要

施設整備　　86,300 千円

坊勢マンホールポンプ場改築工事等

19　集落排水処理施設使用料

下水道使用料の料金体系と同じ

20　集落排水事業分担金制度

集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、集落排水処理施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等に建設財源の一部負担を求めている。

(1)　分担金の額

・旧姫路市の農業集落排水処理区域 … 1 ㎡当たり　600 円

・香寺町の農業集落排水処理区域 …… 1 ㎡当たり　500 円

・漁業集落排水処理区域 …… 公共ます 1 つにつき　122,000 円

(2)　賦課対象者

平成 26 年 4 月 1 日以後に、新たに公共ますを利用して農業集落排水処理施設に汚水を排除しようとする土地の所有者等及び公共ますの新設をして漁業集落排水処理施設に汚水を排除しようとする者

(3)　賦課時期

公共ますを設置するときなど

(4)　納付方法

一括納付のみ

21　集落排水処理施設の概要

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	処理施設地区名	所在地	運転開始 年　月	現在処理 面積(ha)	現在処理 人口(人)	処理能力 (㎥／日平均)
農業	上野地区	船津町 5274 番地 4	S63.　4	13	561	217
	南山田地区	山田町南山田 1338 番地 22	H　7.　4	13	380	335
	北山田地区	山田町北山田 26 番地 4	H　7.11	8	282	162
	太尾地区	豊富町豊富 187 番地 1	H　9.　4	12	451	222
	打越・毛野地区	打越 1347 番地 49	H10.11	22	885	554
	牧野地区	山田町牧野 502 番地 3	H11.　6	9	378	208
	上伊勢・大堤地区	林田町上伊勢 788 番地 4	H11.　8	14	471	200
	刀出地区	刀出 1081 番地	H12.11	10	474	238
	多田地区	山田町多田 518 番地	H13.　2	17	705	252
	大釜地区	飾東町八重畑 1166 番地 1	H13.12	6	184	97
	西山田地区	山田町西山田 260 番地	H14.　3	13	476	330
	船津南部地区	船津町 4592 番地 1	H15.　3	37	1,294	681
	船津北部地区	船津町 1772 番地	H17.　4	52	1,984	994
	久畑地区	香寺町中村 584 番地 1	H　8.　2	4	145	73
	中村地区	香寺町中村 317 番地 1	H　9.10	5	224	105
	奥須加院地区	香寺町須加院 748 番地 1	H11.　4	5	223	84
漁業	坊勢地区	家島町坊勢 700 番地 20	H11.　4	63	2,218	1,079

22　下水道事業会計の財政状況

（円）

科　　目			29 年 度 決 算	30年度決算見込	令 和 元 年 度 予 算
収益的収支	**収益的収入 (A)**		**20,275,072,317**	**20,107,232,499**	**20,721,119,000**
	下水道事業収益		18,540,100,881	18,455,010,839	19,088,871,000
		下水道使用料	9,290,675,669	9,426,523,339	9,596,812,000
		他会計負担金	4,728,825,800	4,575,482,075	4,862,937,000
		他会計補助金	566,654,515	559,877,302	657,302,000
		長期前受金戻入	3,738,960,907	3,711,240,388	3,800,082,000
		そ の 他	214,983,990	181,887,735	171,738,000
	コミュニティ・プラント事業収益		910,314,252	892,535,484	937,308,000
		コミュニティ・プラント使用料	228,700,107	224,514,515	233,105,000
		他会計補助金	224,752,518	208,457,337	254,013,000
		長期前受金戻入	455,197,495	459,334,136	450,148,000
		そ の 他	1,664,132	229,496	42,000
	集落排水事業収益		824,657,184	759,686,176	694,940,000
		集落排水処理施設使用料	221,999,145	216,576,670	199,952,000
		他会計負担金	353,213,280	318,981,043	280,557,000
		他会計補助金	19,900,256	6,597,266	39,970,000
		長期前受金戻入	229,302,810	217,275,031	174,447,000
		そ の 他	241,693	256,166	14,000
	収益的支出 (B)		**20,027,822,125**	**19,818,310,151**	**20,549,926,000**
	下水道事業費用		18,296,857,975	18,174,083,478	18,891,960,000
		人 件 費	594,239,934	603,006,690	623,896,000
		維持管理費	5,216,047,533	5,390,890,017	5,867,877,000
		減価償却費等	9,707,153,642	9,656,567,024	9,940,928,000
		支 払 利 息	2,634,573,773	2,382,645,802	2,156,858,000
		そ の 他	144,843,093	140,973,945	302,401,000
	コミュニティ・プラント事業費用		908,491,297	890,543,777	934,325,000
		人 件 費	16,841,252	14,448,235	27,624,000
		維持管理費	212,233,983	202,976,655	244,991,000
		減価償却費等	665,915,052	659,628,504	647,467,000
		支 払 利 息	13,695,731	12,613,977	11,823,000
		そ の 他	△ 194,721	876,406	2,420,000
	集落排水事業費用		822,472,853	753,682,896	691,641,000
		人 件 費	38,266,236	22,307,256	27,624,000
		維持管理費	198,365,207	190,937,856	203,153,000
		減価償却費等	478,580,852	452,103,348	377,117,000
		支 払 利 息	105,903,260	91,759,678	79,775,000
		そ の 他	1,357,298	△ 3,425,242	3,972,000
	予 備 費		0	0	32,000,000
	(A)　－　(B)		**247,250,192**	**288,922,348**	**171,193,000**
資本的収支	**資本的収入 (C)**		**8,601,888,707**	**9,019,553,368**	**11,837,123,000**
	下水道事業資本的収入		8,368,231,424	8,702,372,055	11,484,026,000
		企 業 債	2,655,400,000	3,078,600,000	4,709,700,000
		国庫補助金	1,053,133,360	1,125,107,000	2,545,800,000
		他会計出資金	4,432,957,989	4,417,558,858	4,159,124,000
		そ の 他	226,740,075	81,106,197	69,402,000
	コミュニティ・プラント事業資本的収入		32,065,563	6,821,262	83,820,000
		企 業 債	0	0	76,200,000
		他会計出資金	27,355,563	6,780,000	0
		そ の 他	4,710,000	41,262	7,620,000
	集落排水事業資本的収入		201,591,720	310,360,051	269,277,000
		企 業 債	15,400,000	73,600,000	59,100,000
		国庫補助金	15,250,000	73,637,000	25,000,000
		他会計出資金	167,471,220	162,138,051	182,857,000
		そ の 他	3,470,500	985,000	2,320,000
	資本的支出 (D)		**15,314,102,348**	**15,534,600,313**	**18,586,783,000**
	下水道事業資本的支出		14,577,181,176	14,837,541,740	17,896,480,000
		建設改良費	4,769,943,188	5,032,593,405	8,094,473,000
		企業債償還金	9,805,418,988	9,804,068,335	9,793,257,000
		そ の 他	1,819,000	880,000	8,750,000
	コミュニティ・プラント事業資本的支出		284,160,759	149,332,565	212,897,000
		建設改良費	23,977,129	25,929,632	89,000,000
		企業債償還金	260,183,630	123,402,933	123,897,000
	集落排水事業資本的支出		452,760,413	547,726,008	470,406,000
		建設改良費	44,244,443	153,150,514	86,466,000
		企業債償還金	408,515,970	394,575,494	383,940,000
	予 備 費		0	0	7,000,000
	(C)　－　(D)		**△ 6,712,213,641**	**△ 6,515,046,945**	**△ 6,749,660,000**

（注）H29 年度は決算額（税込）、H30 年度は決算見込額（税込）、令和元年度は当初予算額（税込）

2 都 市 治 水 対 策

1 河川・排水路の整備

都市の防災と安全の確保および市民生活の改善を図るため、総合計画に基づき、河川改修・排水路整備等を計画的に実施することにより、自然豊かで快適な都市環境を形成することを治水対策の基本方針とする。

この計画においては、快適な都市基盤の整備を図り、安全で快適な市民生活の確保と憩いと潤いある親水空間を創出するとともに、減災対策を推進し、安全で安心して暮らせる都市空間を創出する。また、水辺空間を保全することにより、健全で豊かな自然環境の維持に努める。

2 令和元年度主要事業計画

事業名	河川名等	事業量	事業費（千円）
都市基盤河川改修事業	大井川	護岸・橋梁上下部工	232,000
都市排水対策事業	小林大溝等	37 河川、9 ポンプ場　L＝2,315m・用地・物件補償	1,041,400
排水路整備事業	広畑区上蒲田地内等	23 カ所　L＝1,370m	185,000
合計			1,458,400

3　法定河川一覧

種別	河川名	指定延長(m)	水系	種別	河川名	指定延長(m)	水系
一級河川	揖保川	69,736	揖保川水系	二級河川	矢田部川	3,690	市川水系
〃 派川	中川	3,664	〃	〃	坪川	5,180	夢前川水系
〃 支川	林田川	33,394	〃	〃	護持川	3,258	〃
〃小支川	佐見川	3,100	〃	〃	明神川	3,483	〃
〃 支川	蟠洞川	1,148	〃	〃	西山川	2,443	〃
〃小支川	安志川	600	〃	〃	寺河内川	3,796	〃
〃小支川	三森川	1,500	〃	準用河川	地蔵川	1,050	船場川水系
二級河川	天川	18,720	天川水系	〃	清住川	550	天川水系
〃	思出川	3,233	〃	〃	雑郷川	2,100	〃
〃	西浜川	1,941	西浜川水系	〃	大釜川	285	〃
〃	八家川	4,480	八家川水系	〃	八重畑川	1,390	〃
〃	市川	77,554	市川水系	〃	清水川	810	〃
〃	神谷川	5,295	〃	〃	北山川	2,020	〃
〃	平田川	7,840	〃	〃	明田川	1,400	八家川水系
〃	野田川	3,635	野田川水系	〃	薮田川	1,250	市川水系
〃	外堀川	2,663	〃	〃	中島川	640	野田川水系
〃	船場川	11,572	船場川水系	〃	書写川	1,520	夢前川水系
〃	大野川	3,948	〃	〃	広畑川	2,190	〃
〃	水尾川	8,850	夢前川水系	〃	笹川	1,520	〃
〃	大井川	4,000	〃	〃	太市川	1,250	大津茂川水系
〃	夢前川	39,667	〃	〃	穴部川	1,190	揖保川水系
〃	菅生川	24,738	〃	〃	松原川	1,571	独立水系
〃	汐入川	3,380	汐入川水系	〃	宮内川	700	大津茂川水系
〃	西汐入川放水路	323	大津茂川水系	〃	上原田川	1,150	天川水系
〃	西汐入川	5,118	大津茂川水系	〃	山田川	1,220	市川水系
〃	大津茂川	18,608	大津茂川水系	〃	濠川	5,450	船場川水系
〃	網干川	1,566	〃	〃	辻井川	2,340	夢前川水系
〃	須加院川	5,160	市川水系	〃	辻井南川	1,710	〃
〃	恒屋川	9,190	〃	〃	堂崎川	152	独立水系
〃	恒屋川放水路	533	〃	〃	古川	270	大津茂川水系

水　　道

1　上水道 …… 411

1 上　　水　　道

1 概要

姫路市の上水道は、昭和2年に起工し、4年2月22日に給水を開始した。創設時の計画概要は、給水人口70,000人、1人1日平均給水量111.3ℓ、1人1日最大給水量166.9ℓで、給水開始時には、給水人口15,412人、1日最大給水量3,591㎥であった。

その後、太平洋戦争で20年に2回の空爆を受け、給水施設の大半を失ったが、戦後の戦災復興事業と並行して、水道施設の復旧に努め、21年の周辺市町村との合併によって、飾磨、広畑地区の既認可事業区域をあわせ、新たに給水人口125,000人を対象とした基本計画で事業拡張に努めた。

しかしながら、25年以降、飛躍的な経済成長と生活水準の向上に伴って、逐年水需要は増加し、加えて周辺町村の合併によって未給水区域への給水の必要に迫られたため、31年以降、数次にわたる拡張事業を実施した。

42年には、第3期拡張事業が完了し、1日最大給水量83,600㎥を確保したが、水の需要は増加の一途であったため、引き続き50年度を目標年次とする第4期拡張事業に着手し、龍野浄水場（26,400㎥／日）、甲山浄水場（60,000㎥／日）を新設し、目標年次を2年短縮して、48年度で、初期の目標であった給水人口400,000人、1日最大給水量160,000㎥を確保した。

このようにして、市勢の発展につれて増大する水需要を見越し、常に需要に先がけて拡張工事を行ってきたが、さらに、将来の水需要に対処するため、48年度に第5期拡張事業を策定し、事業に着手した。この事業は、市民皆水道を目標に56年度までに計画人口515,000人、1日最大給水量320,000㎥を確保しようという計画であったが、その後の経済成長の鈍化等により、人口ならびに水需要が伸びなかったため、3次にわたる事業認可の変更を行い、平成15年度には、目標年次を21年度に延長変更した。さらに、平成18年3月の合併により目標年次を21年4月に、給水区域の拡張と浄水方法を変更する第6期拡張事業の認可を受けた。平成34年度を目標年次として、整備計画に基づき順次、施設の更新を行っていく。

30年度末の姫路市水道事業は給水人口534,224人、給水普及率99.6%、1日最大給水量180,000㎥、市民1人当たり1日最大給水量337ℓとなっている。

2 令和元年度主要事業（建設改良費）　　令和元年度予算額　5,551,453千円

(1) 浄水場の整備　　令和元年度予算額　258,300千円

・香寺第３及び第４水源地ポンプ設備改良工事他

(2) 配水施設の整備　　令和元年度予算額　827,442千円

・甲山低区第2配水池新設工事他

(3) 配水管の布設　　令和元年度予算額　376,362千円

・支線　　宮田線他　　470m

・その他　　英賀保駅周辺土地区画整理他　3,640m

(4) 施設の耐震化　　令和元年度予算額　23,810千円

・甲山浄水場耐震化事業入札支援業務委託他

(5) 配水管の布設替等　　令和元年度予算額　3,775,955千円

・老朽管布設替　　甲山幹線他　　19,324m

・消火栓設置工事　　20カ所

(6) その他営業設備等　　令和元年度予算額　289,584千円

・車輌、水質検査機器更新、生野ダム管理負担金等

3　財政状況の推移

（単位　円）

	科目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度決算見込	R1 年度予算
収益的収支	**収益的収入（A）**	**9,824,626,541**	**10,767,827,859**	**10,857,685,065**	**10,767,716,059**	**11,343,750,000**
	給水収益	8,041,352,819	8,964,855,705	9,113,332,089	9,040,706,341	9,630,284,000
	その他	1,783,273,722	1,802,972,154	1,744,352,976	1,727,009,718	1,713,466,000
	収益的支出（B）	**9,050,344,078**	**9,098,535,230**	**9,189,562,134**	**9,036,125,654**	**10,316,602,000**
	人件費	933,487,171	945,950,417	922,811,049	904,776,904	989,558,000
	減価償却費等	3,023,657,247	3,083,467,691	3,143,411,443	3,105,841,554	3,368,763,000
	支払利息	395,501,457	374,191,934	351,620,953	332,894,046	319,960,000
	受水費	2,778,717,354	2,655,697,804	2,659,732,693	2,655,422,868	2,913,116,000
	その他	1,918,980,849	2,039,227,384	2,111,985,996	2,037,190,282	2,725,205,000
	（A）－（B）	**774,282,463**	**1,669,292,629**	**1,668,122,931**	**1,731,590,405**	**1,027,148,000**
資本的収支	**資本的収入（C）**	**1,719,600,754**	**1,443,897,112**	**2,613,993,856**	**1,967,142,400**	**2,828,393,000**
	企業債	900,000,000	600,000,000	1,408,000,000	991,000,000	969,000,000
	その他	819,600,754	843,897,112	1,205,993,856	976,142,400	1,859,393,000
	資本的支出（D）	**3,886,540,713**	**4,540,912,418**	**6,010,746,346**	**4,885,304,601**	**6,701,244,000**
	建設改良費	2,721,976,425	3,401,520,954	3,960,674,875	3,758,309,958	5,551,453,000
	企業債償還金	1,160,903,305	1,136,757,923	1,047,934,267	1,115,893,677	1,141,678,000
	その他	3,660,983	2,633,541	1,002,137,204	11,100,966	8,113,000
	（C）－（D）	**△2,166,939,959**	**△3,097,015,306**	**△3,396,752,490**	**△2,918,162,201**	**△3,872,851,000**
資金収支	当年度	701,585,876	764,667,955	490,540,111	933,362,077	**△386,783,000**
	累計	4,011,561,351	4,776,229,306	5,266,769,417	6,200,131,494	5,725,250,417

（注）H27～H29 年度は決算額、H30 年度は決算見込額、R1 年度は当初予算額　　※R1 年度当初予算額は税込

4　水源施設の現況

(1)　自己水源の種類と送水能力

（水道事業）

浄水場名	送水能力（㎥／日）	種別	敷地面積（㎡）	関連配水池
町裏浄水場	18,000	表流水 地下水	22,429	男山配水池
兼田浄水場	20,400	伏流水 地下水	9,678	光大寺配水池 的形配水池
保城浄水場	17,700	表流水 地下水	14,767	高木配水池
甲山浄水場	60,000	表流水	29,793	甲山高区配水池 甲山低区配水池 唐端配水池 城見台高区配水池 城見台中区配水池 城見台低区配水池 御蔭隧道配水池

浄水場名	送水能力（㎥／日）	種別	敷地面積（㎡）	関連配水池
山崎浄水場	16,400	伏流水 地下水	11,977	山崎配水池No. 1 山崎配水池No. 2
田井浄水場	7,000	地下水	6,891	美濃山配水塔
龍野浄水場	7,200	地下水	（借地4,368）	太市配水池 丁配水池
林田浄水場	（1,340）	予備	1,679	上構配水池 八幡配水池 大堤配水池
文殿浄水場	2,400	表流水	4,090	文殿配水池 茜野配水池 峠配水池 高長配水池 護持配水池
木戸浄水場	820	伏流水	776	木戸配水池
置本浄水場	2,000	地下水	225	置本配水池
岡浄水場	1,350	地下水	690	又坂配水池 小坪配水池
塚本浄水場	1,000	地下水	578	バーズタウン配水池 宗安配水池
立船野浄水場	144	表流水	101	立船野配水池
我孫子浄水場	120	表流水	266	我孫子配水池
熊部浄水場	29	表流水	59	熊部配水池
馬寺浄水場	72	表流水	652	馬寺配水池
坂根浄水場	18	表流水	45	坂根配水池
小畑浄水場	53	表流水	82	小畑配水池
佐中浄水場	138	表流水	（借地380）	佐中配水池
（香寺）第1水源	（260）	予備	711	第1配水池
（香寺）第2水源	（260）	予備	321	
香寺浄水場	4,500	地下水	2,542	第2配水池 県水受水池
安志浄水場	2,200	地下水	1,651	安志配水池 春（うすずく）配水池 安志北配水池 名坂配水池 杤原配水池
植木野浄水場	2,500	地下水	2,737	植木野低・高区配水池 三坂配水池 安志西配水池
関浄水場	110	地下水	635	関配水池

全姫路市水道合計	164,154 ㎥／日

※　生野ダムにより表流水75,000 ㎥／日を甲山、保城、町裏浄水場で取水する。

※　龍野浄水場の敷地はたつの市から借り受けている。

(2) 兵庫県水道用水供給事業船津浄水場系からの受水施設

施設名	容量	種別
北平野配水池	45,000 ㎥	浄水
太市配水池	10,000 ㎥	浄水
みどり丘受水池	1,700 ㎥	浄水
香寺県水受水池	1,680 ㎥	浄水
第 5 供給点	4,000 ㎥	浄水

兵庫県水道用水供給事業は、高度経済成長時代に逐年増加した水需要に対し、各々の市町が各自で水源開発をすることが、水利権の調整及び建設資金の調達等において困難な問題が多いので、県の事業として水源を開発し、将来1日最大給水量480,400 ㎥の水を、阪神、播磨の17市5町1企業団に広域的に供給しようとするものである。

① 船津浄水場系

西播磨地域では、姫路市ほか1市2町に黒川ダム（昭和49年度完成)、神谷ダム（平成12年度供用開始）及び長池を水源として、船津浄水場から供給する計画であり、昭和54年度から、最初に完成した黒川ダムを水源として姫路市、加西市および旧夢前町に給水開始、さらに57年度から旧香寺町へ、平成4年度から福崎町および太子町へも給水を行っている。

② 供給条件

用水料金は県条例で基本料金と使用料金を合計した額となっている。

基本料金は計画給水量1 ㎥につき3,400円／年、1日最大受水量1 ㎥につき16,100円／年。

使用料金は1 ㎥につき48円。年間使用料金は年間当たり最大受水量の70%の責任水量制をとっている。

③ 令和元年度の1日最大受水予定量は、77,530 ㎥／日の予定である。

(3) 西播磨水道企業団からの受水施設

施設名	容量	種別
網干配水場	1,500 ㎥	浄水

西播磨水道企業団は、県南西部の給水需要に対処するため、水資源の効率的な利用を図り、また水道事業の広域化を進めるため、昭和 48 年 9 月に設立され、現在は相生市とたつの市で構成されている。姫路市では、市南西部の水需要に対応するため、61年4月から給水を受けている。

① 供給条件

用水料金は、95.2円／㎥となっている。

② 令和元年度の1日最大受水予定量は3,000 ㎥／日の予定である。

(4) 赤穂市からの受水施設

施設名	容量	種別
家島第二配水池	2,000 ㎥	浄水

旧家島町域において、水源として活用できるものがないため、赤穂市より給水を受けている。

① 供給条件

95.0円／㎥

② 令和元年度の1日最大受水予定量は4,000 ㎥／日の予定である。

5　給配水

(1)　業務実績

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度決算見込	R1 年度予定
総人口(人)	540,345	538,960	537,409	536,192	526,867
給水人口(人)	538,293	536,936	535,414	534,224	524,759
普及率(%)	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
給水件数(件)	245,595	247,813	249,999	252,375	253,874
総配水量(㎥)	62,237,223	61,924,921	60,981,038	59,710,921	59,628,000
有収水量(㎥)	55,841,110	55,650,290	55,445,070	55,035,931	53,784,000
無収水量(㎥)	1,967,242	1,636,717	1,333,201	1,260,556	1,258,150
無効水量(㎥)	4,428,871	4,637,914	4,202,767	3,414,434	4,585,850
1日配水能力(㎥)	250,684	250,684	250,684	250,684	250,684
1日平均配水量(㎥)	170,047	169,657	167,071	163,592	162,918
1日最大配水量(㎥)	193,333	189,133	185,133	180,000	203,000
1日平均有収水量(㎥)	152,571	152,467	151,904	150,783	146,951
有収率(%)	89.7	89.9	90.9	92.2	90.2
負荷率(%)	88.0	89.7	90.2	90.9	80.3
施設利用率(%)	67.8	67.7	66.6	65.3	65.0
最大稼働率(%)	77.1	75.4	73.9	71.8	81.0
配水管延長(m)	2,928,713	2,940,104	2,952,852	2,959,192	2,975,820
配水管使用効率(㎥/m)	21.3	21.1	20.7	20.2	20.0
固定資産使用効率(㎥/万円)	9.7	9.5	9.2	8.9	8.6
職員数(人)	122	121	120	118	121

備考　総人口、給水人口、給水件数は、いずれも年度末現在。総人口は、住民基本台帳人口より。

$$普及率=\frac{給水人口}{総人口}\times 100 \qquad 有収率=\frac{有収水量}{総配水量}\times 100 \qquad 負荷率=\frac{1日平均配水量}{1日最大配水量}\times 100$$

$$施設利用率=\frac{1日平均配水量}{1日配水能力}\times 100 \qquad 最大稼働率=\frac{1日最大配水量}{1日配水能力}\times 100$$

配水管延長は、年度末現在の導送配水管延長を表す。

$$配水管使用効率=\frac{年間総配水量}{導送配水管延長} \qquad 固定資産使用効率=\frac{年間総配水量}{有形固定資産}$$

職員数は、年度末現在で管理者を含む。

(2)　給水収益及び給水原価

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度決算見込	R1 年度予定
給水収益 A (円)	8,041,352,819	8,964,855,705	9,113,332,089	9,040,706,341	9,630,284,000
給水原価 B (円)	8,982,402,945	9,027,215,893	9,189,537,899	9,036,098,212	10,316,602,000
年間有収水量 C (㎥)	55,841,110	55,650,290	55,445,070	55,035,931	53,784,000
1㎥当たり販売価格 $\frac{A}{C}$ (円)	144.00	161.09	164.37	164.27	179.05
1㎥当たり給水原価 $\frac{B}{C}$ (円)	160.86	162.21	165.74	164.19	191.82

※R1 年度予定は税込額

6　水道料金及び分担金

(1)　水道料金（平成 28 年 4 月 1 日改定）1 戸（カ所）1 月につき
（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

	メーターの口径		料金
基本料金	13m/m	5 立方メートルまで	795 円
	20m/m	〃	820 円
	25m/m	〃	2,230 円
	30m/m	〃	3,050 円
	40m/m	10 立方メートルまで	5,400 円
	50m/m	〃	9,300 円
	75m/m	30 立方メートルまで	20,500 円
	100m/m	50 立方メートルまで	33,600 円
	150m/m	150 立方メートルまで	88,900 円
	200m/m	300 立方メートルまで	155,300 円
従量料金	一　般　用 1 立方メートル に　つ　き	～10 立方メートル (13m/m、20m/mのみ)	5 円
		～20 立方メートル	146 円
		21～30 立方メートル	195 円
		31～50 立方メートル	239 円
		51 立方メートル以上	281 円
	湯　屋　用	1 立方メートルにつき	76 円

特　別　用	1 立方メートルにつき	580 円
私設消火栓用	消火栓 1 個 1 回につき 5 分以内	870 円

(2)　分担金　　（単位　円）

メーター口径	（消費税及び地方消費税相当額を含まない）
13 ミリメートル	51,400
20 ミリメートル	137,100
25 ミリメートル	238,000
30 ミリメートル	361,900
40 ミリメートル	742,800
50 ミリメートル	1,238,000
75 ミリメートル	3,428,500
100 ミリメートル	6,952,300
150 ミリメートル	19,047,600
200 ミリメートル	40,000,000

7　姫路市水道資料館・水の館

(1)　概要

人がどのように飲み水を確保してきたかという歴史の概説や、今日の私たちの生活を支えている浄水技術を紹介するとともに、姫路の水道の足跡や将来のあり方を考えてもらうことを目的として建設された。

①　所　在　地　　豊富町豊富 1849 番地（甲山浄水場内）

②　開　　館　　平成 8 年 4 月 1 日

③　構造及び規模　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

建物延床面積　597.30 ㎡（1 階 335.97 ㎡、2 階 261.33 ㎡）

（内訳）

○展示室総面積　256.58 ㎡

・第 1 展示室　51.46 ㎡

・第 2 展示室　94.64 ㎡

・第 3 展示室　110.48 ㎡

○会議会（88 名収容）　98.87 ㎡

○ロビー、廊下、便所等　241.85 ㎡

○池、駐車場等

④　建　設　費　　約 3 億 5 千万円

(2)　展示の内容

①　第 1 展示室

水のもつイメージ「命を育む」「動力」「やすらぎ」「水のもつ力」をテーマに美しいモニュメントをはじめ、特殊映像トリックで恐竜や妖精を映し出し、水から始まる神秘の世界を展開する。

②　第 2 展示室

姫路市の浄水のしくみをファンタビュー（特殊映像装置）で紹介するとともに、市内の浄水場地図、その地図と連動したパソコンクイズで姫路市の水に関する内容を楽しく学習できる。

また、水道がなかった時代の様子や、今もし水道がなくなったらどうなるのかについても解説する。

③　第 3 展示室

水道の歴史に始まり、水道局の仕事や事業、また水の科学のおもしろさを紹介するとともに、日本人が親しんできた水の文化から暮らしに役立つ情報まで、水に関係したあらゆる情報を提供する。

(3)　入館料　　無料

(4)　入館者数　　（単位　人）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
大人	2,486	2,325	2,145	2,347	2,218
小人	5,372	5,209	4,910	4,684	4,867
計	7,858	7,534	7,055	7,031	7,085

消　　防

1　概要 …… 418

2　施設および人員 …… 419

3　消防活動体制 …… 421

4　予防業務 …… 423

5　指令業務 …… 427

6　消防団 …… 429

7　自主防災組織・民間防火組織 …… 430

8　消防防災活動における
消防相互応援体制 …… 432

9　ひめじ防災プラザ …… 434

1　概　　要

消防は、市民の生命、身体および財産を水火災、地震、その他の災害から守ることを任務とし、市民が健康で文化的な生活を営むための基本的要素である安全を確保するという重要な責務を担っている。

本市の消防は、神崎郡3町（市川町・福崎町・神河町）の消防事務を受託し、管轄人口は約58万人、管轄面積は約865㎢となっている。

また、非常備消防についても、現在8消防団72分団を有し、地域に密着した消防団として、常備消防とともに市民の負託にこたえるべく地道な努力を重ねている。

2 施設および人員

1 消防庁舎の概要

名称		所在地	建築年月日	建物の構造及び面積	
姫路市防災センター（消防局）		三左衛門堀西の町3番地	平19.2.15	鉄筋コンクリート造6階建（基礎免震構造）	延6,614.87㎡
姫路東消防署	本署	本町68番地68	昭50.3.31	鉄筋コンクリート造3階建	延1,580.53㎡
	御国野出張所	御国野町国分寺65番地1	昭57.3.27	鉄筋コンクリート造2階建	延195.45㎡
	豊富出張所	豊富町御蔭1112番地	昭55.3.19（平2.11増築）（平27.2改修）	鉄筋コンクリート造平屋建	256.53㎡
	飾東出張所	飾東町山崎608番地4	昭52.3.31（平29.1改修）	鉄筋コンクリート造平屋建	175.56㎡
	増位出張所	増位新町一丁目18番地	昭54.3.29（平28.1改修）	鉄筋コンクリート造平屋建	182.94㎡
姫路西消防署	本署	西今宿三丁目7番地20号	昭56.6.12（平29.3増築）	鉄筋コンクリート造2階建	延1,292.09㎡
	飾西出張所	飾西341番地	平30.3.22	鉄筋コンクリート造平屋建	394.75㎡
	林田出張所	林田町六九谷136番地2	平19.3.15	鉄筋コンクリート造平屋建	351.47㎡
飾磨消防署	本署	飾磨区中島1130番地8	昭49.3.7（平29.7増築）	鉄筋コンクリート造2階建	延1,551.19㎡
	白浜分署	白浜町甲840番地5	平23.2.28	鉄筋コンクリート造平屋建	696.93㎡
	広畑分署	広畑区東新町二丁目30番地	昭59.3.29（昭61.10増築）	鉄筋コンクリート造2階建	延584.25㎡
	大的出張所	的形町的形1804番地4	平25.3.15	鉄筋コンクリート造2階建	延399.43㎡
	家島出張所	家島町真浦2137番地1	平24.12.25	鉄筋コンクリート造4階建	延190.69㎡
	坊勢出張所	家島町坊勢186番地	昭56.6.1（平23.3改修）	鉄筋コンクリート造3階建	延247.36㎡
網干消防署	本署	網干区大江島古川町74番地	昭53.6.12	鉄筋コンクリート造2階建	延990.38㎡
	勝原出張所	勝原区宮田494番地1	昭57.3.31	鉄筋コンクリート造平屋建	189.45㎡
中播消防署	本署	神崎郡福崎町福崎新404番地2	昭52.4.1（平19.3.31福崎町から無償貸与）	鉄筋コンクリート造3階建	延1,092.91㎡
	夢前出張所	夢前町前之庄3719番地6	昭53.2.1（平19.3.31中播消防事務組合から譲渡）	鉄筋コンクリート造2階建	延382.73㎡
	香寺出張所	香寺町香呂204番地1	平19.3.16	鉄筋コンクリート造平屋建	349.97㎡
	北部出張所	神崎郡市川町澤98番地	昭53.2.1（平19.3.31市川町から無償貸与）	鉄筋コンクリート造2階建	延379.69㎡

2 職員配置状況

平成31年4月1日現在

区分	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務吏員	合計
消防局	1	1	5	33	35	22	4	16	1	118
姫路東消防署	—	1	3	17	36	24	16	6	—	103
姫路西消防署	—	1	3	13	31	22	14	10	—	94
飾磨消防署	—	1	3	21	40	22	14	11	—	112
網干消防署	—	1	1	10	15	12	4	3	—	46
中播消防署	—	1	1	14	32	26	14	—	—	88
合計	1	6	16	108	189	128	66	46	1	561

3　車両等配置状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

	指揮隊車	指揮車	ＳＴ車 ※2	タンク車 ※3	梯子車	屈折梯子車	大型化学高所放水車	水槽車	化学車	救急自動車	軽救急車	多目的車	泡原液搬送車	救助工作車	水難救助車	消防艇	救急艇	無線中継車	資材搬送車	ＢＣ災害対応車	人員搬送車	連絡者（緊急）	マイクロバス	査察車	連絡車	広報連絡車	原付自転車	合計
消　防　局	－	2	1(1)	1(1)	－	－	－	－	－	5(3)	－	－	－	1	1	－	－	1	1	1	－	－	1	3	4	－	－	21(5)
姫路東消防署	1	－	4	2	1	－	－	－	1	3	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	2	2	1	－	19
姫路西消防署	1	－	3	1	1	－	－	－	－	3	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	2	1	2	－	16
飾磨消防署	1	－	2	3	1	1	1	1	－	3	2	2	1	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	2	2	3	4	32
網干消防署	－	1	1	2	1	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	2	1	1	－	12
中播消防署	－	1	5	－	1	－	－	－	1	4	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	2	－	2	2	－	－	20
合計　※1	3	4	16(1)	9(1)	5	1	1	1	3	19(3)	2	2	1	3	1	1	1	1	6	1	1	2	1	13	12	7	4	121 (5)

※1　（　）の数字は、非常用消防車・非常用救急車を示す。（内数）

※2　ＳＴ車は水槽容量 800 リットル～1,300 リットルの小型水槽（スモールタンク）付消防ポンプ自動車

※3　タンク車は水槽容量 1,500 リットル又は 2,000 リットルの水槽付消防ポンプ自動車

4　消防水利

(1)　消防水利の現況

消防水利は、人員及び機械とともに消防力の三要素の一つであり、その基幹をなす。

姫路市消防局管内における消防水利の状況は、総数 22,885（内受託町 3,392）で、その内容は、消火栓 95.0%、防火水槽及び井戸 3.8%、その他の水利 1.1%の割合になっている。

平成 31 年 4 月 1 日現在

区分 / 署別		合計	消火栓			防火水槽及び防火井戸						その他	
			小計	公設	私設	小計		公設		私設		プール	その他
						水槽	井戸	水槽	井戸	水槽	井戸		
姫路東		4,736	4,463	4,337	126	187	47	157	47	30	－	38	1
姫路西		4,943	4,761	4,643	118	121	32	101	32	20	－	25	4
飾　磨		5,222	4,961	4,391	570	154	83	138	83	16	－	21	3
網　干		2,709	2,568	2,093	475	82	46	71	46	11	－	12	1
中播	小計	5,275	5,003	4,986	17	127	－	110	－	17	－	36	109
	姫路市	1,883	1,852	1,845	7	14	－	6	－	8	－	16	1
	受託町	3,392	3,151	3,141	10	113	－	104	－	9	－	20	108
総　数		22,885	21,756	20,450	1,306	671	208	577	208	94	－	132	118
姫路市		19,493	18,605	17,309	1,296	558	208	473	208	85	－	112	10
受託町		3,392	3,151	3,141	10	113	－	104	－	9	－	20	108

(2)　消防水利の整備状況

消防水利は、国から示された「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第 7 号）に基づき整備している。

消火栓は、水道法により水道事業管理者が設置し、年々充実されている。しかし、地震時には使用不可能となる場合もあるので、姫路市の公園を中心に 40 ㎥耐震性防火水槽も計画的に整備している。

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
消火栓	90	90	120	105	120
防火水槽	1	1	1	2	2

3 消 防 活 動 体 制

1 消防指揮体制

南海トラフ地震、大規模火災等に対し、隊員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的に活動するため、現場指揮を専門とする消防指揮隊を平成 28 年度から編成している。

現在、姫路東指揮隊、姫路西指揮隊、飾磨指揮隊の 3 隊で受託町を含む全域の災害に対応している。

消防指揮隊は、ドローンやタブレット端末等を活用した情報収集により、消防指令センターへ映像情報を送信し、緊密な連携を図りながら、消防活動を行っている。

2 火災活動体制

(1) 火災出動体制

消防指令センターの高機能消防指令システムが火災種別に応じて出動車両を自動編成し、これにより出動指令を受けた各消防隊等は、保有する消防力を有効に活用して、人命救助、火災の鎮圧などの活動を行っている。

現在は、1 本部、5 消防署、2 分署及び 13 出張所に指揮隊車 3 台、小型水槽付消防ポンプ自動車（ＳＴ車）16 台、水槽付消防ポンプ自動車（タンク車）9 台、はしご車・救助工作車・救急車等の緊急車両 54 台、消防艇及び救急艇各 1 隻を配置し、出動体制を確保している。

(2) 年次別火災状況

年　度	H26		H27		H28		H29		H30	
		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市		うち姫路市
発　生　件　数	196	173	193	175	138	121	187	168	180	154
建　物　火　災	94	86	95	87	83	72	83	80	86	75
建物焼損面積(㎡)	6,066	4,799	4,697.1	4,016.7	4,115.9	2,698.8	2,329.6	2,304.6	2,810.4	2,670.4
死　　者(人)	8	7	7	6	3	2	3	3	10	8
傷　　者(人)	38	34	25	24	18	17	24	20	31	27
損　害　額(千円)	607,308	557,151	315,103	292,263	304,674	189,569	293,765	293,383	308.318	287,907

3 救急活動体制

(1) 救急出場体制

消防指令センターは 119 番を受信し、救急現場に最も近い救急隊を出場させることを原則としている。

出場指令を受けた各救急隊は、積載救急資器材を迅速・的確に活用して交通事故、労災事故、急病等あらゆる傷病者に応急処置を施しながら医療機関に搬送している。

救急隊は、1 本部、5 消防署、2 分署及び 10 出張所に計 18 隊（うち家島、坊勢は軽救急車） で活動し、年間約 2 万 9 千件の救急要請に 24 時間体制で対応している。

近年、救急出場件数は増加傾向にあり、同時に救命率の向上も求められている。そのため、救急救命士の養成や処置の拡大、高規格救急車等の整備を計画的に進め、救急業務の高度化を推進している。また、平成 28 年 4 月から、派遣型救急ワークステーション事業の本格運用を開始している。医療機関と救急隊との連携を充実・強化し、より質の高い救急サービスの提供を目指している。

(2) 年次別救急出場状況

区分		H26年	うち姫路市	H27年	うち姫路市	H28年	うち姫路市	H29年	うち姫路市	H30年	うち姫路市
事故種別〈件〉	火災	165	152	160	146	162	146	217	200	222	192
	自然災害	3	3	2	2	2	2	2	2	1	－
	水難	25	25	24	24	16	15	10	9	14	13
	交通事故	2,933	2,740	2,877	2,674	2,733	2,558	2,797	2,641	2,613	2,460
	労働災害	241	221	255	224	289	265	295	268	311	290
	運動競技	165	154	214	201	165	155	158	153	175	164
	一般負傷	3,974	3,729	3,905	3,664	4,067	3,789	4,305	3,983	4,459	4,179
	加害	194	192	140	137	178	175	167	164	171	167
	自損行為	310	291	248	236	235	219	229	221	222	209
	急病	16,536	15,432	16,718	15,498	16,701	15,586	17,624	16,433	18,155	16,937
	その他	2,571	2,442	2,599	2,444	2,596	2,435	2,708	2,521	2,794	2,613
	合計	27,117	25,381	27,142	25,250	27,144	25,345	28,512	26,595	29,137	27,224
人口1万人当たり出場件数		462	－	463	－	464	－	489	－		－
1日平均出場件数		74.3	－	74.4	－	74.2	－	78.1	－	79.8	－
救急告示病院数		22	21	22	21	22	21	23	22	23	22
搬送人員		23,604	22,029	23,597	21,848	23,695	22,035	24,727	22,985	25,124	23,422

4 救助活動体制

(1) 救助出動体制

救助隊は、自力避難の困難な要救助者を確実、迅速に安全な場所へ救出することを任務とし、健全な社会復帰を目指して救急隊、医師及びヘリ航空隊との連携を図っている。

現在、救助隊3隊を配備するとともに水難救助隊及び山岳救助隊を整備し、救助体制の充実強化を図っている。

(2) 救助出動・活動状況　　平成30年中

事故別／区分	総数	火災	交通事故	水難事故	風水害自然災害	機械事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	その他
出動件数	556 (493)	74 (63)	159 (135)	15 (14)	- (-)	6 (5)	142 (138)	3 (2)	157 (136)
活動件数	279 (256)	16 (15)	82 (72)	14 (13)	- (-)	3 (3)	119 (117)	3 (2)	42 (34)
救助人員	217 (197)	8 (8)	85 (73)	14 (13)	- (-)	3 (3)	62 (61)	- (-)	45 (39)

（　）内は姫路市

4 予　防　業　務

1 防火対象物の現況

一定規模以上の建築物等（一般住宅を除く。）を指定防火対象物と定め、消防用設備等の設置を義務づけている。

また、火災予防の目的で、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査するため、立入検査を実施し、法令違反対象物に対しては違反是正指導を行っている。

防火対象物の種類	対象物数 (平成30年度末現在)	立入検査数 (平成30年度中)
特定防火対象物 (百貨店・ホテル・病院等の不特定多数の者が出入りする建築物等)	5,016	1,408
非特定防火対象物 (工場・倉庫・学校等の建築物等)	14,457	1,709
合計	19,473	3,117

2 住宅防火対策

※（　）は放火自殺者を除いた人数

区　分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
住宅火災件数	53	44	42	38	40
住宅火災による死者数	5（5）	5（4）	0（0）	2（2）	8（8）

(1) 住宅用火災警報器設置

令和元年6月現在、設置率85.3%、条例適合率61.8%。

(2) 住宅用防災機器等の普及促進

安全装置が設置されている暖房器具・調理器具や消火のための住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備の普及促進、また寝具や衣類等の防炎製品及びカーテン・カーペット等の防炎物品の使用を推進している。

3 表示マーク制度

ホテル・旅館等の宿泊施設が消防法や建築基準法等に適合しているかどうか、利用者に情報提供するため、平成26年8月から表示マークの掲出を開始している。

令和元年7月末現在、消防局管内で、17対象に表示マークを公布している（金…12対象、銀…5対象）。外国人宿泊客の増加を踏まえ、表示マークには英語・中国語・韓国語を併記している。

4 違反公表制度

飲食店や病院、福祉施設等、不特定多数の方が利用する建物について、重大な消防法令違反があった場合、消防局のホームページで公表する。

これによって、利用者自らが、建物の危険性について、予め知ることができるようになる。

・重大な消防法令違反

建物に義務付けられた「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」の設置がない違反

5　危険物施設数

平成 31 年 4 月 1 日現在

区分＼署別	総数	うち受託町	姫路東	姫路西	飾磨	網干	中播	うち受託町
製造所	49	8	2	3	6	30	8	8
屋内貯蔵所	335	52	70	54	96	57	58	52
屋外タンク貯蔵所	459	58	13	24	174	186	62	58
屋内タンク貯蔵所	26	1	5	4	9	7	1	1
地下タンク貯蔵所	244	63	50	42	54	19	79	63
移動タンク貯蔵所	295	25	35	25	153	56	26	25
簡易タンク貯蔵所	3	－	－	－	1	－	2	－
屋外貯蔵所	60	15	7	9	15	14	15	15
給油取扱所	300	39	67	41	104	33	55	39
販売取扱所	19	－	8	10	1	－	－	－
移送取扱所	9	－	－	－	5	4	－	－
一般取扱所	366	44	32	31	161	92	50	44
合計	2,165	305	289	243	779	498	356	305

（注）総数及び中播の数値は受託町（市川町、福崎町、神河町）を含む。

6　姫路臨海地区特別防災区域

石油コンビナート等災害防止法では、石油若しくは高圧ガスを大量に貯蔵・取り扱う事業所が所在し、防災上特別の措置を講じさせることが緊要であると認められる地域を特別防災区域としている。姫路市では、南部海岸線約 18.99 ㎢が「姫路臨海地区」として特別防災区域に指定（昭和 51 年 7 月 14 日）されている。

姫路臨海地区特別防災区域および特定事業所は次のとおりである。

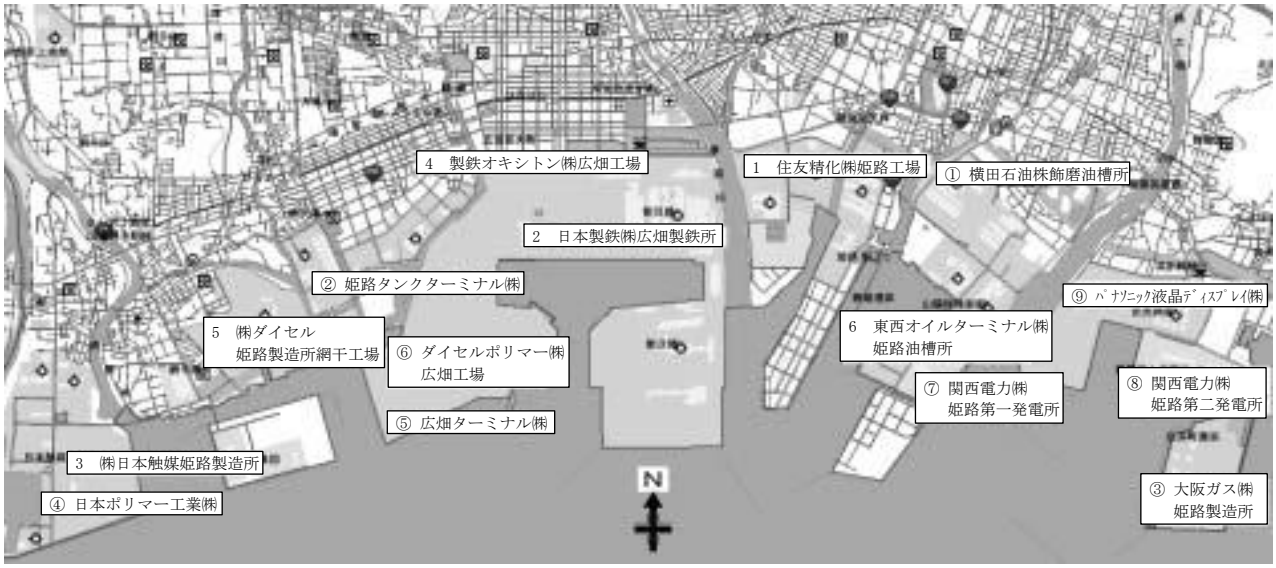

第1種事業所			第2種事業所	
事業所名			事業所名	
レイアウト規制事業所	1	住友精化㈱姫路工場	①	横田石油㈱飾磨油槽所
	2	日本製鉄㈱広畑製鉄所	②	姫路タンクターミナル㈱
	3	㈱日本触媒姫路製造所	③	大阪ガス㈱姫路製造所
	4	製鉄オキシトン㈱広畑工場	④	日本ポリマー工業㈱
	5	㈱ダイセル姫路製造所網干工場	⑤	広畑ターミナル㈱
その他	6	東西オイルターミナル㈱姫路油槽所	⑥	ダイセルポリマー㈱広畑工場
			⑦	関西電力㈱姫路第一発電所
			⑧	関西電力㈱姫路第二発電所
			⑨	パナソニック液晶ディスプレイ㈱

※平成31年4月1日現在

第1種事業所

特別防災区域に所在する事業所で、石油の貯蔵・取扱量若しくは高圧ガスの処理量が基準量を超えるもの。

第2種事業所

特別防災区域に所在する事業所のうち、第1種事業所以外の事業所で、都道府県知事が指定するもの。

レイアウト規制事業所

第1種事業所であって、石油の貯蔵所等を設置し、かつ、高圧ガス保安法の許可に係る事業所で、事業所内の施設の配置（レイアウト）について規制を受けるもの。

7　姫路臨海地区の防災体制

特別防災区域内の特定事業所は、石油コンビナート等災害防止法により、防災管理者・自衛防災組織の設置、防災規程の制定、防災資機材の整備等、種々の規制を課せられ自主保安体制を確立している。また、災害の発生および拡大防止を図るため、防災関係機関等と災害防止協定を締結するほか、「姫路臨海地区特別防災協議会」を設け、防災に関する調査・研究や防災訓練等を実施し保安体制の確立を図っている。

名称	設置年月日	推進事項等
(1) 姫路化学消火薬剤共同備蓄事業会	昭和 43 年 4 月 9 日	油火災等特殊災害に備え、関係 25 事業所が共同して薬剤を備蓄し、有事に対処できる体制を確保している。 〔備蓄タンク 3 万Ｌ　1 基（3 室）、5 千Ｌ　1 基（2 室） ドラム備蓄等　　備蓄保有量　31,300L〕
(2) 災害防止協定	昭和 50 年 10 月 6 日	事業所の防災体制の整備促進、大規模災害の予防および拡大防止、地域住民の安全確保を目的として、姫路市と関係事業所が個別に協定を締結、防災体制の確立を期している。 ・関西電力㈱〔姫路第一発電所、第二発電所〕 ・住友精化㈱姫路工場 ・日本製鉄㈱広畑製鉄所 ・㈱ダイセル姫路製造所網干工場 ・㈱日本触媒姫路製造所 ・ダイセルポリマー㈱広畑工場
(3) ＬＮＧ基地建設に伴う災害防止協定	昭和 51 年 10 月 4 日 【関西電力㈱】 昭和 55 年 12 月 17 日 【大阪ガス㈱】	姫路液化天然ガス基地の建設および操業にあたり災害の発生、拡大を防止するため、姫路市と基地事業所が災害防止協定を締結している。 関西電力㈱、大阪ガス㈱
(4) 姫路臨海地区防災協議会	昭和 52 年 4 月 1 日	姫路臨海地区特別防災区域に係る保安、防災に関し協議、連絡、研究等を行い、災害の発生および拡大の防止を図るため、15 特定事業所が有事に対処している。
(5) 特定事業所間の相互応援協定	昭和 52 年 4 月 1 日	特別防災区域内に所在する特定事業所間で、消防業務等相互応援に関し協定を締結、消防連絡会議等によって協力体制を確立している。
(6) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会	平成 16 年 4 月 1 日	大阪湾・播磨灘において大量の油が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的として設立され加入している。

8　特定事業所の危険物等貯蔵取扱量状況　　平成 31 年 4 月 1 日現在

区　分	石油の貯蔵取扱量（kℓ）	高圧ガスの処理量（Nm³）	第 4 類危険物（石油以外）貯蔵取扱量（kℓ）	第 4 類以外の危険物貯蔵取扱量（t，kℓ）
総数	**262,977**	**64,849,449**	**116,653**	**5,805**
第 1 種事業所	231,818	64,188,981	26,603	5,793
第 2 種事業所	31,159	660,468	90,050	12

区　分	可燃性固体等		高圧ガス以外の可燃性ガス（Nm³）	毒　物		劇　物	
	固体（t）	液体（m³）		石災法（t）	毒劇法（t）	石災法（t）	毒劇法（t）
総数	**53,195**	**785**	**68,559,377**	**7**	**286**	**3,020**	**103,604**
第 1 種事業所	25,471	710	2,276,137	7	286	78	30,862
第 2 種事業所	27,724	75	66,283,240	－	－	2,944	72,742

5 指　令　業　務

1 概要

消防活動の中枢的役割を果たすものが消防指令センターである。

市民等からの 119 番などの緊急通報の受付から災害活動終了までの、災害種別・災害地点の決定、出動隊の編成、出動指令及びこれに伴う有線・無線通信等のあらゆる指令業務を高機能消防指令システムによって制御する。

これにより、火災などの災害や救急要請に迅速かつ的確に対応し、地域の安全・安心を 24 時間 365 日守っている。

2 高機能消防指令システムの特長

(1) 指令時間の短縮

119 番通報を聞き取りながら、並行して音声合成装置により出動指令をかけることができ、出動指令までの時間が大幅に短縮できる。

(2) 効率的な車両運用

各車両にはＧＰＳ付き車両運用管理装置（車載端末）が設置され、常に車両位置を把握しており自動出動指定装置と連携し、災害の場所や種別、規模から最適な車両を瞬時に選定し、署所や車両に対して出動指令を行う。

(3) 現場と消防指令センター及び署所の情報共有

車載端末や車載カメラ、タブレット端末などにより、現場の情報を消防指令センターや署所と共有し、的確な指令業務を行うことができる。また、消防救急デジタル無線により、現場活動に必要な情報をより安全に通信することができる。

(4) 防災情報システムとの連携

高機能消防指令システムの各種情報を、防災情報システムにリアルタイムに提供し、災害活動に必要な様々な情報を消防指令センターと災害対策本部で共有化、より一体的、効率的な災害活動を図ることができる。

3 総受信件数

年次	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
件数	47,975	47,994	47,734	48,322	48,434

4 「119 番」受信状況

年次		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
緊急	火　災	329	348	331	328	314
	救　急	26,292	26,026	26,029	27,191	27,681
	その他	603	574	539	617	643
問合せ	災　害	332	370	477	675	387
	病　院	6,451	6,459	5,992	5,731	5,486
訓練		1,579	1,580	1,712	1,769	1,699
まちがい		3,946	4,033	4,120	4,018	3,958
いたずら		621	736	572	578	740
その他（回線点検等）		1,505	1,675	2,035	1,772	1,829
合計		41,658	41,801	41,807	42,679	42,737
1 日平均の受信件数		114.1	114.5	114.2	116.9	117.1
1 時間平均の受信件数		4.8	4.8	4.8	4.9	4.9

5　高齢者、聴覚や言語が不自由な方、外国人への対応

・安心コール

急病や事故などの時、ペンダントボタン・通報ボタンを押すだけで消防指令センター等に通報できるシステムで、高齢者等を対象に、自宅に設置されている。

年　　次	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
火　　災	0	0	0	0	0
救　　急	147	160	138	138	146
相　　談	6	27	21	29	15
まちがい	279	232	224	138	172
テスト通報	848	821	821	624	694
そ の 他	0	7	3	5	37
合　　計	1,280	1,247	1,207	934	1,064

・ＮＥＴ119

聴覚や言語等が不自由な方のために、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、消防指令センターに通報するシステムである。

利用には、事前に消防指令センターへの申込が必要。

申込状況：94 人（令和元年 8 月 1 日現在）

＜利用状況＞　平成 30 年中　1 件

・外国語同時通訳機能

外国人からの通報に対応する 16 カ国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・フランス語等）の同時通訳サービスで、外国人通報者と消防職員、コールセンターの三者通話ができる。

＜利用状況＞　平成 30 年中　3 件（英語 1 件、中国語 1 件、ベトナム語 1 件）

6　テレホンガイドの利用状況

災害発生情報を自動音声で電話案内するサービスである。＜電話番号＞ 0180－997－007

＜利用状況＞　平成 30 年中　92,302 件

7　姫路市救急受診ガイド

病院に行った方がいいのか、急いで行く必要があるのか、行くならば、救急車を呼んだ方がよいか、自分で行くべきかなど、急な病気やけがをしたときの判断の支援になるガイドを姫路市のホームページに開設している。

＜アクセス数＞　平成 30 年中　16,189 回

6 消　　防　　団

本市消防団は、8団制とし、区域の状況に応じて、火災、風水害その他の災害の防御にあたるとともに、平常時においては火災予防広報、防火指導等に従事しており、地域防災上重要な役割を果たしている。

1 組織

平成31年4月1日現在

団　名	分団数	定　員	実　員	充足率
姫路東	20	720	696	96.7
姫路西	16	557	544	97.7
飾　磨	14	560	543	97.0
網　干	6	259	259	100.0
家島町	4	170	161	94.7
夢前町	7	560	528	94.3
香寺町	3	240	239	99.6
安富町	2	160	116	72.5
計	72分団	3,226人	3,086人	95.7%

2 ポンプ等保有状況

平成31年4月1日現在（台）

団　名	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
姫路東	20	10	－
姫路西	16	3	2
飾　磨	14	2	－
網　干	6	1	－
家島町	3	17	－
夢前町	7	1	－
香寺町	3	1	－
安富町	2	3	－
計	71	38	2

3 火災等活動人員状況

平成30年中（人）

区分／団名	火災	水防	訓練	警戒等
姫路東	375	12	1,189	3,311
姫路西	257	25	2,170	4,921
飾磨	339	－	1,794	3,607
網干	249	147	1,721	2,594
家島町	42	－	617	742
夢前町	128	94	375	2,556
香寺町	337	233	351	1,265
安富町	67	52	141	984
計	1,794	563	8,858	19,980

4 報酬および出動手当等

平成31年4月1日現在（円）

報酬（年額）		出動手当
団長	88,400	◦水火災出動 1人1回　3,500
副団長	66,200	◦年末火災特別警戒 1人1回　2,000
分団長	44,200	◦警戒業務 1人1回　1,000
副分団長	35,400	◦訓練参加 1人1回　1,000
部長	19,800	◦救急救助 1人1回　1,000
班長	19,800	
団員	17,600	

5 消防団協力事業所表示制度

複数の従業員を消防団員として入団させている事業所や消防団の訓練場所、災害の発生時等に事業所の資機材等を提供するなど、消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域における当該事業所等の社会貢献を広く広報するとともに、地域住民、他の事業所からの理解を一層深め、消防団員の入団促進を図るための制度である。

平成31年4月1日現在

表示証交付事業所	85事業所

7　自主防災組織・民間防火組織

各種災害に対処し、より安全な地域社会を作るためには、総合的な防災体制を確立しなければならない。

このために、消防防災上の行政の取り組みに加えて「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に基づく地域ぐるみの自主防災体制の確立を推進している。

本市には、防火防災組織として自主防災組織と婦人防火クラブ・幼年消防クラブの民間防火組織があり、民間防火組織の活性化を図るために民間防火クラブ交流委員会を結成している。

1　自主防災組織

自主防災組織は、水害・地震等の災害から地域を守るため、自治会が主体となり自主的に結成された組織である。

消防局では、防火防災知識の習得や訓練を実施し、災害時に地域が一体となって、人命や財産等の被害の軽減にあたることができるよう育成指導している。

(1)　自主防災組織の結成状況（危機管理室所管）

令和元年5月末現在、784組織（結成率100%、自治数は927）が結成されている。

(2)　普及啓発及び訓練

自主防災組織の防火・防災に対する意識の高揚や知識の習得を図るため、下記のような研修会や講習等の市民参加型メニューにより自助、共助の気運醸成に努めている。

自主防災組織の訓練状況【訓練、研修、その他の人数は、参加者の延べ人数】　　平成30年度中

区分	合計	訓練							研修	その他
		消火	避難	救出	救急講習	炊き出し	避難所運営	災害図上		
実施対象数	554	446	303	101	421	219	92	－	165	179
実施人員	24,904	26,510	13,329	4,797	17,572	9,534	3,583	－	9,585	7,208

2　民間防火組織

(1)　民間防火クラブ交流委員会

今後の人口減少社会を踏まえ、各消防署（5署）単位で、婦人防火クラブや幼年消防クラブの活性化を図り、消防団とも連携した組織を結成し、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを目指している。

(2)　婦人防火クラブ

地域の安全や安心等の基盤づくりに女性の参画を促し、女性の視点や観点を活かした防災体制を確立するために結成された組織である。

女性が主体となった消防訓練や家庭防火に関する消防教室等を実施し、地域防災の要として活動している。

(3)　幼年消防クラブ

幼年期から、防火の重要性や災害に対する知識を修得することで、成人してからも、火災予防や防災に対する意識を持ち続け、災害時に適切に対応できる人材を育成するため活動を行っている。

民間防火組織の結成状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

区分 / 管内	婦人防火クラブ	幼年消防クラブ	計
姫路東消防署	11	20	31
姫路西消防署	25	13	38
飾磨消防署	4	15	19
網干消防署	5	9	14
中播消防署	—	10	10
合計	45	67	112

8　消防防災活動における消防相互応援体制

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たす責任を有するが、本市では、大規模災害等の発生時に消防力の不足を補うため、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下・隣接地域等における消防に関する相互応援を締結するとともに、同法第 45 条の規定に基づき、緊急消防援助隊に登録している。

1　他の消防本部との協定等

○　大規模特殊災害時における広域航空消防応援

国内で発生した大規模特殊災害等において、全国の消防組織が保有する防災ヘリコプター等による広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう、広域航空消防応援実施要綱が制定されている。

これにより、本市においても全国規模の航空消防応援を受けることが可能となっている。

○　兵庫県広域消防相互応援協定

全県的な広域相互応援及び航空応援体制の確立を目的としている。

○　消防業務の相互応援に関する協定

隣接の市（加古川市・高砂市）及び行政事務組合（北はりま消防組合・西はりま消防組合・南但広域行政事務組合）との協定で、境界付近の火災又は救急救助事故等に対処することを目的としている。

○　中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定

中国自動車道上において災害が発生した場合、協定市等（姫路市、川西市、伊丹市、宝塚市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、北はりま消防組合、西はりま消防組合）が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○　山陽自動車道消防相互応援協定

山陽自動車道上において災害が発生した場合、協定市等（姫路市、西宮市、三田市、神戸市、三木市、小野市、加古川市、西はりま消防組合、赤穂市、東備消防組合（岡山県））が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○　播但連絡有料道路における消防業務の相互応援に関する協定

播但連絡有料道路上において災害が発生した場合、兵庫県道路公社と姫路市、南但広域行政事務組合が相互に応援し、応急対策活動に万全を期することを目的としている。

○　消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定

和歌山市、堺市（同市に消防事務を委託している高石市を含む。）及び徳島市との協定で、大規模災害発生時に単独市等の消防活動資機材で対処できない場合に、これらの調達に関して相互に応援し、災害活動体制の補完を図ることを目的としている。

2　緊急消防援助隊（兵庫県大隊）への登録（消防組織法第 45 条関係）

国内で発生した大規模災害時における消防庁長官の応援措置による人命救助活動等を、より効果的かつ充実したものとするため、緊急消防援助隊要綱が法制化され、当市からも指揮隊１隊、救助小隊１隊、特殊災害小隊２隊、特殊装備小隊２隊、救急小隊４隊、消火小隊９隊、後方支援小隊３隊及び通信支援小隊１隊を兵庫県大隊に登録している。

3　その他の協定等

○　船舶火災の消火等に関する業務協定

姫路市と姫路海上保安部が業務協定を締結、相互の協力体制を確立し、有事に備えている。

○　鉄道事故時の安全対策に関する覚書

消防機関（全国消防長会近畿支部の消防機関）と鉄道機関（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、山陽電気鉄道株式会社、神戸電鉄株式会社及び大阪市高速電気軌道株式会社）との覚書で、鉄道事故災害が発生した場合の相互連絡・協力体制を定めることにより、安全で迅速な災害防除活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施することを目的としている。

○　消防業務に係る燃料調達に関する覚書

横田石油株式会社との覚書で、大規模災害時等の燃料を確保することを目的としている。

9 ひめじ防災プラザ

1 概要

「ひめじ防災プラザ」は、総合的な体験を通して市民１人ひとりが防災の重要性を理解し、日頃から万一に備えることができるよう、防火防災に関する知識や技術などを楽しく学ぶことができる施設である。

(1) 所　在　地　　三左衛門堀西の町３番地〔姫路市防災センター1Ｆ〕

(2) 開　　館　　平成 19 年４月３日

(3) 構造及び規模（姫路市防災センター）

鉄筋コンクリート造６階建（基礎免震構造）

延床面積　6,614.87 ㎡（うち１Ｆ　プラザ占有面積　574 ㎡）

2 防災展示・体験施設の内容

(1) 防災情報ゾーン

開放的なエントランススペースで気軽に役立つ防災情報を紹介し、体験学習へのきっかけをつくる導入空間

ア　防災インフォメーションコーナー

３ 台のタッチパネル端末で、防災に関する情報や映像、消防局ホームページ等の閲覧ができ、専門的な防災知識を学習できる。

イ　家庭防火コーナー

住宅用消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、防炎製品等を見て、触れることで家庭でもできる防火を学ぶ。

ウ　図書コーナー

児童向けの消防・防災に関する図書を閲覧できる。また、ミニ防火服や他都市の防火服を着て記念撮影をすることもできる。

(2) 災害体感ゾーン

地震、風水害、火災の災害メカニズムを知るとともに、地震や気象など災害の要因となる現象を迫力ある３Ｄ映像・音響・ボディソニックなど特殊演出装置により体感できる。

※体験時間　メニューの組み合わせにより、10 分～20 分

◇ 風水害、火災、地震災害の３パターン

◇ 災害を３Ｄ・ボディソニック・音響により体感

◇ 児童用アニメ（10 分）

(3) 防災体験ゾーン

消火、救急救命等の７つのコーナーで構成

ア　地震直後の街なみ（多目的広場）

災害時の街なみを再現した臨場感のある空間の中で、復習映像を見たり、危険箇所を発見したり、ワークショップに参加することのできる空間

イ　災害直後の対応コーナー

地震に備えて、日頃からどのような準備をしておかなければならないか、また地震により崩壊した部屋で、地震直後に何をしなければならないかを学ぶ。

ウ　消火体験コーナー

火災発生時の初期消火の対応方法を学ぶ。大声で知らせる、模擬消火器による消火活動などが体験できる。

エ　ちびっこ消防士消火体験コーナー

子供たちが防火衣を着て「ミニ消防車」を操作し、大型スクリーンに映し出された炎上する建物に放水、消火するという臨場感のある消火体験ができる。

オ　避難体験コーナー

視界をさえぎる煙の中を避難する方法を学ぶ。

カ　防災ゲームコーナー

災害時の適切な対応をクイズ形式で学ぶなど、グループで防災学習ができる。

キ　救急救命体験コーナー

緊急時の応急処置を学ぶ。（心肺そ生法やＡＥＤの講習）

3　入 館 料　　無料

4　入館者数　　（単位　人）

年　度	総　数	男　性	女　性	市　内	市　外
H26	20,550	12,146	8,404	17,876	2,674
H27	20,442	11,582	8,840	18,148	2,274
H28	21,553	12,984	8,569	19,797	1,756
H29	21,455	13,029	8,426	19,307	2,148
H30	21,604	13,298	8,306	19,453	2,151

教　　育

1　概要　…… 436

2　学校施設　…… 439

3　学校教育　…… 447

4　総合教育センター　…… 454

5　道徳教育・人権教育　…… 458

6　生涯学習　…… 460

7　文化財　…… 463

8　青少年教育　…… 466

9　城郭の研究　…… 467

10 市史の編集・発行　…… 468

11 生涯学習関連施設　…… 469

1　概　　要

1　姫路市教育振興基本計画

(1)　策定の趣旨

近年、グローバル化や情報化の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が急激に変化する中、子供を取り巻く教育環境も大きく変化し、それに伴う教育課題も山積している。

そこで、「魅力ある姫路の教育創造プログラム」（以下、「教育創造プログラム」という。）の 6 年目の検証・見直しの時期に合わせ、国や兵庫県の計画などを踏まえ、本市行政の指針である「姫路市総合計画ふるさと・ひめじプラン 2020」（以下、「姫路市総合計画」という。）との整合も図りながら、生涯学習社会の実現に向けて、学校教育分野のみならず社会教育分野も含めた、本市の教育振興のための施策に関する基本計画となる「姫路市教育振興基本計画」を策定した。本計画は、平成 27 年 6 月､総合教育会議での協議を経て、同計画をもって教育施策の大綱とされた。

(2)　計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とする。また、「姫路市総合計画」の分野別計画と位置付けるとともに、学校教育分野と社会教育分野に関する教育行政の中心的な計画とする。学校教育分野においては、「教育創造プログラム」の考え方を生かした計画とする。

(3)　計画期間

平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までの 5 年間の計画とする。

(4)　対象範囲

本市教育委員会所管の学校教育や社会教育に関する施策や事業を対象とする。ただし、市長部局所管の文化振興及びスポーツ振興は除く。本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、姫路市総合計画及び他の分野別計画などに基づき、関係部局と連携しながら推進する。

(5)　基本理念と目指す人間像

教育は、「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成」を目指して行われる人づくりの営みであることから、基本理念を次のように設定した。

「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり～学び、つながり、高め合う教育を目指して～」

この基本理念の実現に向けて、学校教育の充実や生涯学習社会の構築に取り組むことにより、次のような人間が育つことを目指していく。

・知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって学び続ける自立した人間
・ふるさとを愛し、地域の発展に主体的に貢献する人間
・伝統や文化を尊重しつつ、グローバルな視点で国際社会を生きる人間

(6)　基本的政策と基本目標

目指す人間像の実現のため、学校、家庭、地域社会が協働しながら、「学校教育の推進」、「生涯学習社会の実現」及び「文化の振興」ごとに基本的政策を設定し、それぞれに基本目標を定めて取り組む。基本的政策と基本目標は次のとおりである。

基本的政策 1　魅力ある学校教育の推進

基本目標

・教育創造プログラムに基づき、「生きる力」の要素としての「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」をバランス良く育成するために、子供の能力や可能性を伸ばす魅力ある学校教育を推進する。
・学ぶ意欲を支える就学のための援助や奨学を推進するとともに、子供が安心して学べる教育環境づくりを促進する。

基本的政策２　いきいきとした生涯学習社会の実現

基本目標

・生涯学習社会の実現に向けて、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実や人権教育の推進を図る。

・心豊かでたくましい「姫路っ子」の育成を目指し、家庭における教育力の向上を図るとともに、青少年への様々な体験機会の提供や健全育成を促進する環境づくりなど、市民ぐるみで青少年の健全育成に努める。

基本的政策３　歴史文化の継承と市民文化の醸成

基本目標

・世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の調査・研究と継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。

・博物館として教育機関でもあり文化拠点施設でもある美術館、文学館などの活動を通して、市民が様々な文化に触れ、学ぶことができる機会を充実する。

(7)　計画の点検及び評価

計画に位置付けた事業の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において行い、姫路市ホームページ上に公表する。

2　私学振興助成制度（令和元年度分）

（千円）

区　　分	予　算　額
私立高等学校教育振興費助成（9校）	13,260
私立幼稚園教育振興費助成（1園）	890
私立幼稚園施設整備資金融資利子補給	457
私立幼稚園就園助成	20,565
私立幼稚園保健管理費助成（1園）	185
外国人学校教育振興助成（1校）	1,150
専修学校振興活動助成	270

3　授業料・保育料（令和元年度）

① 高等学校

授業料　　年額　118,800 円

入学考査料　2,200 円

入学料　　5,650 円

② 幼稚園

利用者負担額　　（月額・円）

階層	区分	子区分	3 歳児	4 歳児	5 歳児	多子軽減の判定
A	生活保護世帯	第 1 子	0	0	0	兄姉の年齢制限なし
		第 2 子	0	0	0	
		第 3 子	0	0	0	
B01	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	第 1 子	3,000	3,000	3,000	
		第 2 子	0	0	0	
		第 3 子	0	0	0	
	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
C1	市民税所得割課税額 48,600 円未満	第 1 子	8,000	7,000	6,000	
		第 2 子	4,000	4,000	4,000	
		第 3 子	0	0	0	
	ひとり親世帯等	3,000	3,000	3,000	3,000	
		0	0	0	0	
C2	市民税所得割課税額 77,100 円以下	第 1 子	10,100	10,100	8,400	
		第 2 子	5,050	5,050	5,050	
		第 3 子	0	0	0	
	ひとり親世帯等	3,000	3,000	3,000	3,000	
		0	0	0	0	
C3	市民税所得割課税額 211,200 円以下	第 1 子	17,000	13,600	10,200	小学校 3 年生以下の兄姉
		第 2 子	8,500	8,000	8,000	
		第 3 子	0	0	0	
C4	市民税所得割課税額 211,201 円以上	第 1 子	20,000	17,000	12,600	
		第 2 子	10,000	9,500	9,500	
		第 3 子	0	0	0	

・階層区分は、平成 31 年 4 月～令和元年 8 月は平成 30 年度の市民税課税額（平成 29 年 1 月～12 月の所得に対する税金）により決定し、令和元年 9 月は令和元年度の市民税課税額（平成 30 年 1 月～12 月の所得に対する税金）により決定する。

・階層C3、C4 については、幼稚園年少（3 歳）から小学校及び義務教育学校前期課程 3 年生までの範囲において、最年長の子ども（就学前の場合は幼稚園、認定こども園、保育所等を利用している必要がある。）は第 1 子の額、2 人目は第 2 子の額、3 人目以降は第 3 子の額となる。

・階層B01、C1、C2 は、年齢制限及び施設・事業利用の制限はなく、園児と生計が同一の子や孫等を含めて最年長の子どもは第 1 子の額、2 人目は第 2 子の額、3 人目以降は第 3 子の額となる。

・階層B01、C1、C2 の「ひとり親世帯等」とは、母子（父子）世帯及び在宅障害者のいる世帯などで、最年長の子どもは第 1 子の額、2 人目以降は第 2 子の額となる。

2 学　校　施　設

1　学校数・児童生徒数

(1)　市立の学校　　令和元 5 月 1 日現在

区分	学校数	学級数	幼児・児童・生徒数（人）
小学校	67	972〔159〕	28,564
中学校	33	385〔62〕	13,629
義務教育学校	2	47〔12〕	1,381
高等学校	3	57	2,263
特別支援学校	1	32	小　34
			中　25
			高　24
幼稚園	36	87	1,730
合計	142	1,580〔233〕	47,650

※〔　〕内数字は特別支援学級数で外数

(2)　市立以外の学校　　令和元年 5 月 1 日現在

区分	学校数		幼児・児童・生徒・学生数（人）
大学	県立　1		2,859
	私立　2		2,591
短期大学	私立　1		113
高等学校	県立 15	全　12	7,054
		定　1	412
		多　1	555
		通　1	714
	私立　6		3,060
中学校	私立　3		901
幼稚園	私立　1		106
特別支援学校	県立　3		592
合計	32		18,957

2　教職員数

令和元年 5 月 1 日現在

職種 ＼ 校種	校園長		教頭 主幹教諭 教諭		実習助手	主幹教諭 養護教諭		主幹教諭 栄養教諭	事務職員		調理師	用務員	合計	
	県	市	県	市	市	県	市	県	県	市	市	市	県	市
小学校	63		1,298			65		21	66		94	28	1,513	122
	(4)		(20)			(1)			(3)			(13)	(28)	(13)
中学校	30		742			30		4	36			21	842	21
	(3)		(37)			(1)						(5)	(41)	(5)
義務教育学校（前期）	2		47			2		1	1		4		53	4
			(1)										(1)	
（後期）			37			2			2			1	41	1
												(1)		(1)
高等学校		3		107	3		3			8				124
				(17)						(1)				(18)
特別支援学校	1		56			1		1	3		2	1	62	3
幼稚園		36		63										99
計	96	39	2,180	170	3	100	3	27	108	8	100	51	2,511	374
	(7)		(58)	(17)		(2)			(3)	(1)		(19)	(70)	(37)

注 1　本定員臨任除く

注 2　再任用（　）外数

3　学校施設の現況

(1)　校舎の整備状況　　令和元年５月１日現在

区分	学校数	児童生徒数（人）	学級数	保有面積（㎡）			
				鉄筋コンクリート造	鉄骨ブロック造	木造	計
小学校	67	28,564	1,131	359,402	8,445	826	368,673
中学校	33	13,629	447	189,575	9,294	45	198,914
義務教育学校	2	1,381	59	23,094	766	0	23,860

(2)　屋内運動場の整備状況　　令和元年５月１日現在

区　分	学校数	保有面積(㎡)			
		鉄筋コンクリート造	鉄骨造他	木造	計
小学校	67	－	62,753	－	62,753
中学校	33	－	36,197	－	36,197
義務教育学校	2	－	3,720	－	3,720

4　市立学校一覧表　　令和元年５月１日現在

小学校

学校名	児童数（人）	学級数	教室数		教職員数（人）	校地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	屋内運動場（㎡）	プール25mコース
			普通	特別					
砥堀	336	② 12	15	7	20	15,417	3,946	1,108	6+低
水上	453	③ 15	21	20	22	18,983	7,116	1,108	7+低
増位	253	② 10	14	18	16	23,261	6,456	840	6+低
広峰	681	③ 22	27	12	32	19,375	6,350	1,221	7+低
城北	343	② 12	16	26	22	18,978	6,877	1,097	6+低
野里	195	② 7	10	16	13	15,197	4,567	948	5
城乾	399	② 14	18	14	21	11,883	5,110	765	6
城西	488	③ 17	24	12	25	17,556	6,365	1,102	7
安室東	791	④ 25	32	10	37	16,570	6,697	1,099	7+低
安室	774	④ 24	30	10	36	17,064	5,980	772	6+低
高岡	577	② 19	25	17	26	18,853	7,263	1,190	7
高岡西	390	② 12	16	19	21	19,408	6,576	1,176	6+低
曽左	722	② 23	28	16	33	29,114	8,005	1,177	7
峰相	230	9	10	29	13	22,784	7,067	947	6+低
白鳥	249	① 11	14	15	16	19,968	5,191	1,172	6+低
青山	506	② 18	24	14	26	23,050	6,984	1,040	7
太市	60	① 6	7	8	10	10,318	2,924	871	5+低
東	303	② 12	16	25	20	14,413	6,784	1,013	7
城東	270	② 11	15	19	19	11,762	6,313	1,041	7
船場	381	② 13	17	13	23	13,343	5,442	990	5+低
城陽	626	③ 21	25	9	33	19,180	5,766	795	6+低
手柄	620	④ 19	26	13	31	12,777	6,456	904	6+低
荒川	979	④ 28	36	9	40	18,702	6,665	1,095	6+低
八木	124	② 6	9	13	12	13,205	4,052	628	6+低
糸引	1,017	④ 30	36	7	44	19,406	6,923	999	6+低
白浜	746	④ 24	32	15	37	16,436	7,784	1,493	7+低
妻鹿	200	③ 7	11	13	12	15,965	4,166	773	6+低
高浜	1,021	⑤ 31	41	10	46	25,285	7,944	824	6+低

小学校

学校名	児童数（人）	学級数		教室数		教職員数（人）	校地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	屋内運動場（㎡）	プール25mコース
				普通	特別					
飾磨	896	②	27	34	21	38	23,013	9,559	1,306	7+低
津田	790	⑤	24	34	14	39	20,350	7,450	926	7+低
英賀保	868	③	26	34	13	37	17,488	7,453	1,201	7
八幡	975	⑤	29	40	8	44	23,152	7,405	1,362	7+低
広畑	259	②	9	13	18	16	17,460	5,843	972	6+低
広畑第二	887	②	27	32	12	36	23,907	6,964	789	6+低
大津	883	②	27	30	14	39	26,935	7,373	1,067	6+低
南大津	217	③	9	14	16	16	23,273	6,746	737	6+低
大津茂	590	③	19	25	14	27	23,657	8,000	972	6+低
網干	532	④	17	25	16	26	20,483	7,371	1,176	6+低
網干西	354	②	12	16	14	20	16,918	5,401	778	6+低
勝原	690	③	22	29	12	32	16,048	6,592	1,054	6+低
旭陽	546	②	18	24	10	30	14,908	5,657	887	7
余部	310	③	11	15	8	19	16,164	3,773	830	6+低
船津	244	②	11	13	8	15	11,425	3,762	612	6+低
山田	120	②	6	8	11	12	14,691	3,625	708	6+低
豊富	517	②	17	22	16	28	20,624	5,947	972	7
谷内	77	①	6	7	8	12	14,949	3,396	905	6+低
谷外	375	②	12	16	8	20	12,523	3,947	661	6+低
花田	467	②	15	20	15	25	13,041	5,886	807	7
御国野	499	③	18	24	13	27	20,458	6,132	771	6+低
別所	673	④	22	26	9	33	13,591	5,378	830	6+低
的形	263	②	11	15	9	16	18,036	4,371	796	6+低
大塩	406	②	12	16	13	22	20,507	5,246	943	6+低
林田	134	①	6	8	15	14	19,589	4,362	781	5
伊勢	46		6	6	7	10	18,689	2,546	719	5
家島	57	②	6	9	13	14	5,610	4,203	781	－
坊勢	112	③	6	10	12	15	5,329	3,083	720	－
置塩	163	①	6	8	8	12	15,206	2,631	911	6+低
古知	82	②	6	8	12	13	15,445	3,061	919	5+低
前之庄	169	③	6	10	12	14	14,947	3,318	919	6+低
葭野	32	①	4	5	9	9	11,321	2,238	800	5+低
上菅	69	①	6	7	7	11	12,930	2,300	800	5+低
菅生	289	②	12	14	11	21	14,837	4,437	919	6+低
香呂	451	②	14	19	19	21	20,783	6,430	1,123	8+低
中寺	376	②	12	15	11	20	18,951	4,823	631	5+低
香呂南	168	②	6	9	8	12	12,143	3,302	680	7+低
安富南	207	②	7	10	16	13	22,656	4,988	976	6+低
安富北	37		4	4	12	7	10,330	1,905	824	5+低
合計 67 校	28,564	⑮⑨	972	1,269	881	1,541	1,160,620	368,673	62,753	65 校

（注） 1. 学級数の○印は特別支援学級外数

2. プールコースの「低」は低学年用プールを示す。

児童１人当たり　平均　校地面積　40.6 ㎡　校舎面積　12.9 ㎡　屋内運動場　2.2 ㎡

教職員数は本定員臨任除く

中学校

学校名	生徒数（人）	学級数	教室数		教職員数（人）	校地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	屋内運動場（㎡）	プール25mコース
			普通	特別					
増位	529	② 15	20	22	33	21,611	6,755	1,053	7
広嶺	472	③ 13	19	25	30	30,954	7,995	963	7
城乾	177	② 6	9	25	19	20,918	5,222	1,903	7
安室	741	② 21	27	25	42	21,769	7,922	1,118	7
高丘	479	② 13	18	24	30	39,670	7,477	1,057	7
書写	450	① 12	15	26	26	54,462	8,283	1,885	7
大白書	479	② 14	19	21	29	25,524	7,289	1,271	7
東光	295	③ 9	14	26	27	15,725	5,992	1,074	7
琴陵	310	② 9	13	24	21	34,552	6,910	983	7
山陽	897	③ 23	29	19	46	26,644	7,508	1,011	7
灘	1,029	⑤ 27	35	18	53	27,351	9,353	1,056	7
飾磨東	625	③ 17	21	15	35	24,880	6,061	827	7
飾磨中部	312	② 9	13	18	22	19,796	6,083	837	7
飾磨西	783	③ 21	28	18	45	31,624	7,587	1,044	7
夢前	477	① 13	16	25	26	30,521	6,488	1,079	7
広畑	603	③ 16	22	22	35	34,059	7,889	1,281	7
大津	601	② 17	22	16	35	28,971	8,614	1,266	7
網干	446	② 12	16	21	27	25,796	6,223	1,093	7
朝日	947	② 25	31	20	52	29,408	7,980	1,245	7
神南	185	② 6	9	13	17	23,759	4,180	984	7
豊富	289	① 9	12	14	22	18,519	4,343	1,196	5
城山	165	① 6	8	13	15	18,851	4,048	751	7
花田	200	① 6	8	20	20	30,790	4,277	1,054	5
林田	81	3	3	16	14	21,539	3,652	826	5
東	527	① 15	18	13	29	23,622	5,785	817	7
大的	339	② 9	13	17	21	26,553	5,439	816	7
家島	40	② 3	5	18	13	12,743	3,148	1,337	－
坊勢	66	① 3	4	13	12	4,566	2,132	643	－
置塩	141	① 5	7	17	14	19,302	4,328	1,168	5
鹿谷	104	② 3	5	15	16	17,780	3,677	1,190	7
菅野	204	① 6	8	20	19	19,694	4,946	958	7
香寺	499	① 14	18	30	25	33,751	7,620	1,015	8
安富	137	① 5	7	14	13	23,736	3,708	1,396	6
合計33校	13,629	⑥② 385	512	643	883	839,440	198,914	36,197	31校

（注）学級数の○印は特別支援学級外数

生徒1人当たり　平均　校地面積　61.6㎡

校舎面積　14.6㎡　屋内運動場　2.7㎡

教職員数は本定員臨任除く

義務教育学校

学校名	課程	児童生徒数（人）	学級数	教室数 普通	教室数 特別	教職員数（人）	校地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	屋内運動場（㎡）	プール25mコース
白鷺小中学校	前期課程	639	⑤ 20	28	11	33	24,407	6.389	1,099	6+低
	後期課程	294	③ 9	13	27	23	23,161	8,422	972	7
四郷学院	前期課程	305	② 12	16	17	21	17,728	5,230	898	6+低
	後期課程	143	② 6	8	13	18	19,123	3,819	751	7
合計2校		1,381	⑫ 47	65	68	95	84,419	23,860	3,720	2校

（注）　学級数の○印は特別支援学級外数

児童生徒1人当たり　平均　校地面積　61.1㎡　　校舎面積　17.3㎡　　屋内運動場　2.7㎡

高等学校

学校名	生徒数（人）	学級数	教室数 普通	教室数 特別	教職員数（人）	校地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	屋内運動場（㎡）	プール25mコース
姫路	716	18	21	26	47	46,018	12,985	2,391	－
琴丘	833	21	23	24	47	66,501	10,759	2,045	7
飾磨	714	18	21	28	48	39,309	9,948	3,485	－
合計3校	2,263	57	65	78	142	151,828	33,692	7,921	1校

教職員数は本定員臨任除く

生徒1人当たり　平均　校地面積　67.1㎡

校舎面積　14.9㎡　　屋内運動場　3.5㎡

特別支援学校

学校名	生徒数（人）	学級数	教室数 普通	教室数 特別	教職員数（人）	校地面積（㎡）	校舎延面積（㎡）	屋内運動場（㎡）	プール25m
書写養護	83	32	22	15	62	18,548	5,660	652	○

教職員数は本定員臨任除く

生徒1人当たり　平均　校地面積　223.5㎡

校舎面積　68.2㎡　屋内運動場　7.9㎡

幼稚園

園名	園児数（人）	学級数	園舎面積（㎡）	教室数 保育室	教室数 遊戯室	教職員数（人）	園地面積（㎡）	プール
水上	(14) 31	(1) 2	513	3	1	2	3,035	○(併設)
広峰	(27) 62	(1) 2	625	5	1	3	3,252	○
城乾	(20) 36	(1) 2	447	2	1	2	2,404	○
城西	(9) 21	(1) 2	563	4	1	2	3,509	○
安室東	(39) 75	(2) 4	873	6	1	5	3,120	○
高岡	(30) 55	(1) 2	738	4	1	3	3,145	○
曽左	(10) 22	(1) 2	662	4	1	2	4,860	○
青山	(20) 36	(1) 2	802	4	1	2	5,401	○
城東	(12) 24	(1) 2	841	5	1	2	2,882	○
城陽	(33) 61	(1) 2	760	4	1	2	4,541	○
手柄	(15) 34	(1) 2	556	3	1	2	2,005	○(併設)
荒川	(34) 64	(1) 2	737	4	1	3	5,011	○
糸引	(50) 105	(2) 4	980	6	1	5	2,876	○(併設)

幼稚園

園名	園児数（人）		学級数		園舎面積（㎡）	教室数		教職員数（人）	園地面積（㎡）	プール
						保育室	遊戯室			
白浜	(33)	98	(1)	4	1,004	5	1	4	5,212	○
高浜	(29)	65	(1)	3	649	4	1	4	2,935	○(併設)
飾磨	(43)	80	(2)	4	1,108	8	1	4	4,564	○
津田	(32)	51	(1)	2	592	4	1	2	2,988	○(併設)
英賀保	(37)	100	(2)	5	835	5	1	5	2,964	○
八幡	(32)	67	(1)	2	730	7	1	3	5,866	○(併設)
広畑第二	(29)	69	(1)	3	641	4	1	3	3,368	○(併設)
大津	(43)	89	(2)	4	619	4	1	5	3,000	○(併設)
網干	(11)	36	(1)	3	792	4	1	3	3,740	○
勝原	(20)	41	(1)	2	674	4	1	2	2,615	○
旭陽	(22)	48	(1)	2	778	4	1	3	3,163	○
豊富	(7)	20	(1)	2	712	3	1	2	3,274	○
谷外	(15)	30	(1)	2	565	3	1	1	2,611	○(併設)
花田	(15)	38	(1)	2	601	4	1	2	2,749	○
御国野	(18)	42	(1)	2	623	5	1	2	3,307	○(併設)
四郷	(8)	19	(1)	2	624	3	1	3	2,361	○(併設)
別所	(35)	66	(1)	2	762	4	1	3	2,515	○(併設)
大塩	(19)	36	(1)	2	796	4	1	2	2,624	○(併設)
家島	(11)	13	(1)	2	1,060	4	2	2	4,907	
坊勢	(21)	30	(1)	2	982	5	1	3	2,226	
置塩	(6)	11	(1)	2	548	3	1	2	2,245	○(併設)
菅生	(14)	28	(1)	2	636	4	1	2	2,451	○(併設)
中寺	(12)	27	(1)	2	0	0	0	2	0	
合計 36 園	(825)	1,730	(41)	87	25,428	149	36	99	117,726	33 園

（　）は 4 歳児内数　　教職員数は本定員臨任除く

(注) 白浜幼稚園の園児数 98 には 3 歳児 20 が含まれ、学級数 4 には 3 歳児 1 が含まれる。
英賀保幼稚園の園児数 100 には 3 歳児 20 が含まれ、学級数 5 には 3 歳児 1 が含まれる。
中寺幼稚園は、こども園への建て替えに伴い、現在は中寺小学校校舎を仮の園舎として使用している。

園児 1 人当たり　　園地面積 64.6 ㎡
園舎面積 14.7 ㎡

5　姫路高等学校音楽ホール（愛称：パルナソスホール）

(1)　設置の目的および運営方針

①　豊かな情操を育み、創造的で人間性豊かな生徒の育成を目指し、特色ある学校づくり・文化的環境づくりに資する目的で、姫路市制 100 周年記念事業・姫路高等学校創立 50 周年記念事業として建設。

②　姫路市における音楽を中心とした文化・教育活動の振興と豊かな文化的市民生活の増進に寄与するため､積極的に他の学校教育機関や一般市民の利用に供する。

(2)　所在地　　辻井九丁目 1 番 10 号

(3)　開館　　平成元年 10 月

(4)　構造および規模　　建築面積　2,338 ㎡　　延床面積　3,868 ㎡

鉄筋コンクリート造　　地下 1 階　地上 2 階

主要施設

主ホール　　音楽専用ホール

客席数　804 席、車椅子スペース　7 席

ステージ 間口 20m 奥行　13m

パイプオルガン（平成 2 年 11 月設置）

控室　　4 室

練習室　　第 1 練習室　94 ㎡（完全遮音室）

第 2 練習室　89 ㎡（完全遮音室）

玄関ロビー　　約 200 ㎡

ホワイエ　　2 階　約 150 ㎡

その他　　応接室、事務室、楽器庫、警備員室、主催者控室他

(5)　事業費　　約 12 億円（内楽器、約 1 億円）

(6)　管理運営　　（公財）姫路市文化国際交流財団に委託

(7)　基本使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
主ホール	平日	20,000 円	30,000 円	38,000 円	88,000 円
	土曜日、日曜日 および休日	25,000 円	37,500 円	47,500 円	110,000 円
練習室	第 1	1,900 円	2,800 円	3,300 円	8,000 円
	第 2	2,400 円	3,500 円	4,100 円	10,000 円

備考　「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

(8) 使用状況

区分	年度	使用件数	使用日数（日）	入場者人数（人）	使用料収入（円）
主ホール	H26	316	278	53,494	4,666,039
	H27	312	271	52,267	3,902,266
	H28	301	264	68,924	5,094,691
	H29	172	146	26,696	3,590,950
	H30	123	110	25,375	3,267,545
第1練習室	H26	147	136	5,938	329,583
	H27	149	140	5,968	288,216
	H28	141	136	6,159	330,010
	H29	92	90	1,921	213,720
	H30	67	65	1,585	186,375
第2練習室	H26	119	111	5,057	147,641
	H27	117	109	5,645	146,005
	H28	127	120	5,837	288,555
	H29	66	65	1,470	109,560
	H30	58	52	2,587	145,185

※平成29年10月23日から平成30年10月7日まで休館

3 学　校　教　育

1　魅力ある姫路の教育創造プログラムの推進

(1)　人間力を身に付けた子供の育成

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、生きる力を身に付けさせることにより自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限に伸ばし、社会の形成者として役割を果たす総合的な「人間力」を身に付けた子供を育成する。

特別な支援が必要な子供への教育を充実するとともに、個に応じて「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」をバランス良く育成する。また、時代のニーズに対応する、キャリア教育、消費者教育、国際理解教育、環境教育、防災教育など現代的課題に関する教育を実践する。

確かな学力の育成

①　わかる授業の推進

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、子供一人一人の興味や関心、発達や学習の課題を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

実践に当たっては、各教科等の特質を活かしながら、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりするといった学習の過程を重視した授業づくりを進める。ＩＣＴ機器やデジタルコンテンツ等の効果的な活用により、子供の知的好奇心を高め、創意工夫に満ちた授業への改善を図る。また、新学習システムの有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導を充実させるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりを推進する。

情報を活用する力・論理的に思考する力の育成を図るために、思考力・判断力・表現力の基盤となる「読み・書き・計算」の確実な習得を目指すとともに、新聞や本、インターネット等の情報を活用した調べ学習を推進する。

基礎学力の向上については、各校の課題に応じた短時間学習「ひめじ学びタイム」や放課後学習の活用とともに、家庭学習と連携した取組の充実を図る。

②　外国語教育の充実

小学校外国語の教科化の趣旨を踏まえ、小・中・高等学校を通して、英語によるコミュニケーション能力を養う。そのために、外国語指導助手（ＡＬＴ）・外国語指導主事助手（ＡＳＥ）や外国語活動指導補助員などの外部人材との連携促進や教員等の英語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図る。また、デジタル教科書やテレビ会議システムをはじめとしたＩＣＴ機器の有効活用等により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。

③　理数教育の充実

理科、算数・数学に対する興味・関心や知的好奇心を喚起するとともに、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせるため、幼少期の気づきを教科の学びにつなげるとともに、体験的な学習活動や探究的な活動等の充実により、魅力ある授業づくりを推進する。

また、姫路科学館や外部人材などを活用し、プログラミング的思考や調べる力を伸長する機会を増やすことで、理科や算数・数学が好きな子供の育成を図る。

④　教育の情報化の推進

子供の情報活用能力（プログラミング教育を含む）を育成するため、すべての教科や総合的な学習の時間等において、ＩＣＴを活用した教育活動を推進する。

市立小・中・義務教育学校に整備された協働学習用タブレット型パソコン等のＩＣＴ機器を積極的に活用することで授業改善を図り、わかる授業づくりの推進に取り組む。また、校務用ネットワークシステムを活用して、情報共有によるきめ細かな指導の充実と、教職員の校務負担軽減に取り組む。

教育委員会は、市立学校園におけるＩＣＴを活用した質の高い教育環境を実現するため、教育の情報化の推進に寄与するネットワークシステムの整備及び機器の計画的更新を図る。

豊かな心の育成

⑤　道徳教育・人権教育の推進

希望と勇気をもってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、平和を希求する心、正義感や公正さを重んじる心など、生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育や、自他

の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育を推進する。

道徳教育においては、「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実し、地域資料も活用する等、子供の心に響く授業を創造する。

人権教育においては、あらゆる教育活動を通して確かな人権意識を培い、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への実践的な行動力を育てる。教職員の人権意識の高揚を図り、子供の自立と共生の力を育むために「第２次姫路市新・中学校区群人権教育研修会」を実施する。

⑥　体験活動の充実

集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的なふれあいや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育むとともに、家庭や地域との連携や協働により、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等の人や社会と関わりを深める活動を実施することで、人間としての在り方や生き方を考え、社会の一員としての自覚を深めさせ、自主性・社会性を養う。

また、「調べる力育成プロジェクト」の一環として市内の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施することで、体験と言葉を結び付けた教育を推進し、子供の学習理解の深化を図る。

⑦　文化活動の充実

学校園の実態に応じて、地域に残る伝統的な行事・文化等について調べる学習や、地域の歴史などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、芸術にふれる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。

さらに、子供の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図るとともに、人とのつながりを通じて地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。

健やかな体の育成

⑧　学校体育の充実

安全を確保しながら、運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。特に体力・運動能力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析などにより、地域や学校の実態を踏まえ、各校独自の体力向上１校１実践運動に取り組む。

⑨　学校保健の充実

子供が抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培うために、あらゆる教育活動において健康教育を推進する。また、学校、家庭、地域の関係機関等との連携・協力による組織体制の強化を図るとともに、学校における保健管理を充実させる。

食物アレルギーについては、正しく理解し適切に対応する能力や態度の育成を図るとともに、「姫路市食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）」に基づき、安全・安心かつ確実に取り組む。

中学校及び義務教育学校においては、生徒のバランスのとれた生活の確保やスポーツ障害の予防の観点からも「ノー部活デー」の取組を継続実施する。

⑩　食育の推進

食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、生きた教材としての学校給食の活用などにより、給食の時間を中心に、各教科・特別活動等あらゆる教育活動を通して、「姫路市立小中学校における食育推進プラン」に沿った食育を推進する。

中学校給食の全員実施に当たっては、地場産食材の使用拡大などにも積極的に取り組むとともに、小学校６年間の食育指導を引き続き中学校で行うことにより、食育の更なる推進を図っていく。

時代のニーズに対応する教育

⑪　キャリア教育の推進

近年の社会構造の大きな変化にも対応できるように、子供の発達段階に応じ、特別活動を要に学校のあらゆる教育活動において計画的・組織的なキャリア教育を展開する。

社会の仕組みや自己と他者あるいは社会との関わり方を理解できるようにするとともに、様々なものづくりの場の見学やトライやる・ウィークなどの体験活動等を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育てる。

また、キャリアノートを活用しながら、子供が将来の目標を持ち、その能力・適正や興味・関心等を生かし、主体

的に進路を決定できる能力や態度を養う。

⑫　防災教育の推進

自他の命を守る能力や共生の心を育むことをねらいとし、学校災害対応マニュアル作成指針で示している「各発達段階等における重点」が身に付くよう、あらゆる教育活動を通して、平素から減災の視点に立った教育を推進する。

⑬　消費者教育の推進

インターネット等を通じた若い世代における消費者トラブルなどが増加していることから、消費生活に関する知識を習得し、適切な意思決定や消費行動ができる子供を育成するため、教科や特別活動等あらゆる教育活動を通して消費者教育を推進する。

学校園においては、教育活動に消費者教育の視点を取り入れ「姫路市学校園消費者教育指針」を活用した授業実践や教職員研修により、消費者教育を推進する。

⑭　特別支援教育の充実

発達障害を含む特別な支援を必要とする子供が、生き生きと学ぶ学校・授業・保育づくりに取り組むとともに、校園内教育支援委員会・特別支援教育コーディネーターを中心として、「個別の指導計画」等の作成による支援の充実、幼稚園から高等学校までの早期からの一貫した支援体制の確立、特別支援学校の「センター的機能を活用」など関係機関との連携による支援の充実を図る。

また、共生社会の実現に向け、本人、保護者との合意に基づいて適切な就学や「合理的配慮」の提供等による「インクルーシブ教育システムの構築」に努めるとともに、特別支援教育の理解と啓発を図り、障害のある子供と障害のない子供がともに学び合う「交流及び共同学習」を計画的に推進する。

(2)　教職員の資質と実践的指導力の向上

「教師力」の向上を目指し、本市独自の研修体系により、教職員の資質・能力の伸長を図る。加えて、教職員がより質の高い授業を行う実践的指導力などを身に付けるため、校内研修の充実を図る。また、勤務時間の適正化や教職員相互の協力・協働などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。

①　校内研修の充実

各学校園の教育目標の達成や教育課題の解決にむけて教職員が協働して教育活動を推進するとともに、教師一人一人が高度な専門性を身に付け、ライフステージに応じた資質･能力を総合的に高めることができるよう、校内研修の充実に取り組む。

②　教職員研修の充実

幼稚園教育要領と学習指導要領の改訂をはじめ、社会の変化や喫緊の課題に的確に対応できるよう、教職経験や職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修に参加し、子供や保護者、地域住民などの期待に応えられる実践的指導力の向上に取り組む。

③　働きやすい職場環境づくりの推進

教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教職員のストレスチェック等のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進める。

また、会議・学校園行事等の縮減･精選や、校務･業務の効率化・ＩＴ化、データの共有化を推進し、教職員が子供とじっくりと向き合うことができる時間を確保する。

(3)　組織としての学校力の向上

「学校力」の向上を目指し、学校が組織として子供への教育に取り組むための支援を行う。魅力ある学校づくりを一層進めるため、小中一貫教育をはじめ各校種間の連携を更に推進するとともに、相談体制の整備や支援員などの派遣により学校園の支援に努める。

また、「義務教育学校」の設置が、組織としての学校力の向上と地域社会とともにある学校づくりへつながるように努める。

小中一貫教育を中核とした異校種間連携

①　異校種間連携の強化

義務教育を中核として、その前後の校種との積極的な連携を支援する体制を構築する。保幼小連絡会の実施、小中一貫教育の推進、小高連携事業の充実、オープンハイスクール等の実施などを通して、子供同士や教職員相互の

連携を推進する。

② 就学前教育の機会拡大と内容の充実

姫路市幼稚園教育振興計画実施計画に基づき、幼稚園の集団規模の適正化を図るとともに、更なる機能の充実に向けた検証を行う。

幼稚園教育要領の実施を踏まえ、「姫路市幼児教育共通カリキュラム」及び「ひめじ保幼小連携教育カリキュラム」の活用を促進するとともに、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確にすることで、幼児教育の学びの成果を小学校と共有するなど、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

③ 小中一貫教育の推進

進級・進学への不要な段差の軽減をきっかけとして取組を始めた小中一貫教育は、将来的に子供が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために必要とする「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図るものである。「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、各ブロックの設定した小中共通の教育目標を達成するために、直接的な児童生徒・教職員の交流だけでなく、教職員の授業力や教師力を向上させ、子供の育ちと学びを確実につなげていけるよう、焦点化した取組を計画的、組織的、継続的に実施する。

各ブロック及び全市的な研究体制を充実させるため、9 の目標と 18 の指標を設定し、検証を進める。保護者や地域の人からの理解と協力が得られるよう、定期的に「ふれあいつながりかわら版」を発行し、小中一貫教育推進期間を設定するなど、広報活動に努める。

新たに設置した義務教育学校と、これまでの小・中学校制度を併用し、教育効果の拡大に努める。

④ 特色ある高等学校づくりの推進

高等学校において、人口減少社会に備えた新しい高等学校教育のあり方を見据え、生徒が社会で生きていくために必要な力を身に付け、多様な可能性を伸ばすことのできる魅力ある高等学校づくりを推進する。

さらに、各校に設置する特色ある専門学科やコースを中心にそれぞれの特色を活かした教育課程を編成し、あらゆる教育活動を通じて、探究活動を行うことにより、生徒が主体的に学ぶことのできる教育活動の充実を図る。

開発的・予防的生徒指導の推進

⑤ 心の通い合う生徒指導の推進

子供理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。また、現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指すとともに、健全な自尊心を育成し、自尊感情と自己有用感を高めるために、各学校において、計画的にライフスキル教育を実践する。

国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめを積極的に認知し、解決に向けて組織的に取り組む。

不登校対策において、カウンセラーをはじめスクールソーシャルワーカー、学生ボランティア等の活用を進めるとともに、各学校では不登校が生じない土壌づくりや初期対応等の研修を充実させる。また、家庭や適応指導教室等の関係機関との連携を密にし、「不登校児童生徒が教育を受ける民間施設の基本方針（ガイドライン）」も踏まえながら子供の居場所づくりを支援する。

多文化共生社会の実現を目指す教育の充実

⑥ 外国人児童生徒等の受入れ環境の充実

外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う際に必要となる外国語が使えるバイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員を派遣し、受入れ体制の整備を行う。また、在籍学級における教科指導型日本語指導の授業を実践する等、多文化共生教育の充実を図る。

(4) 家庭・地域の教育力を生かした学校支援の推進

「協働力」の向上を目指し、学校評議員制度を核とした学校支援体制の強化を図るとともに、保護者・地域住民との交流やスクールヘルパー制度など、学校、家庭、地域社会との連携協力による取組（地域人材や専門機関等との連携を含む）を推進し、学校のみならず社会全体で子供を育てようとする意識の高揚を図る。

また、地域社会と学校が一層連携した、特色ある教育の在り方を検討するために、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」の研究を推進する。

① 地域の人材を生かした学校園の特色づくりの推進

子供の学びに向かう力や豊かな人間性を育成するため、あらゆる教育活動を通じて、学校と家庭・地域社会との連携・協働を図りながら、地域の人材を活用した体験活動や交流活動を行うことにより特色ある教育活動を実施する。また、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして保護者・地域住民が主体的に学校教育に参画する体制を整え、地域社会とともにある学校づくりを推進する。

② 学校サポート・スクラムチームの活用

複雑な生徒指導上の事案やいじめの問題、保護者からの過度な要求に対して適切かつ迅速に対応するとともに、早期の解決を図るため、弁護士・医師・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーで構成される専門委員と、関係機関等の協力委員からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、専門的な助言を得て、組織的・総合的に学校を支援する。

また、いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

③ スクールヘルパー制度の充実

地域住民の協力を得て、学校内への不審者侵入抑止対策を進め、学校内における子供の安全確保を図る。スクールガードの視点から、こども見守り隊やスクールガードリーダーとの連携強化を図るとともに、新規ボランティアを募る取組を推進する。

(5) 安心して学べる環境づくりの推進

教育上望ましい集団活動が実践できる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、子供が安心して学べる環境をつくるため、施設の改修や安全対策を講じる。

また、中学校給食の全員実施など学校給食の充実や読書環境等の整備に努める。

① 読書環境の整備・充実

図書の継続的整備や学校司書の活用により、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。学校と市立図書館等社会教育施設との連携を推進するとともに、子供を取り巻く読書環境を整えることで調べ学習を支援する等、子供の学びに向かう力を育成する。

2 学校給食

(1) 規模及び内容

単独校調理場方式では、市内 3 つのブロック献立に基づき、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）59 校、特別支援学校 1 校で約 30,000 食の完全給食を実施している。また、同献立に基づき、林田中学校においても親子方式で約 100 食の完全給食を実施している。

共同調理場方式では、各センターの献立で、北部地域では中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）16 校で約 6,600 食、夢前・安富地域では小学校 8 校・中学校 4 校・幼稚園 2 園で約 1,900 食、家島地域では小学校 2 校・中学校 2 校で約 350 食の完全給食を実施している。

デリバリー方式では、市の献立に基づき、選択制により南部地域の 12 校にて完全給食を実施している。

(2) 年間実施回数

単独校調理場方式、親子方式、共同調理場方式とも、1 年間に最大 185 回の実施を予定しており、子供たちに大変好評を得ている変わりごはんや変わりパン、地場産のたけのこやれんこん等を使用した郷土食、節分や七夕等の行事食、外国の姉妹都市料理を献立に取り入れている。

また、デリバリー方式については、学校により実施回数が異なるが、地場産品を使用した郷土食や、行事食などを献立に取り入れている。

(3) 給食費

① 単独校調理場方式・親子方式・共同調理場方式

幼稚園 2,601 円、小学校・特別支援学校 4,335 円、中学校 4,692 円

（いずれも月額。家島地域にあっては、食材輸送費相当分として、毎年度初回の給食費にのみ 300 円をこれらの額に加算する。）

② デリバリー方式

中学校 308 円（日額）

3　卒業者の進路

(1)　県内公立全日制高等学校進学率対比表　　（人）

区分		H26年3月末		H27年3月末		H28年3月末		H29年3月末		H30年3月末	
公立中学卒業者数		5,497	構成比(%)	5,359	構成比(%)	5,415	構成比(%)	5,202	構成比(%)	5,049	構成比(%)
公立全日制通学者	普通科	2,462	44.8	2,456	45.8	2,496	46.1	2,361	45.4	2,262	44.8
	専門学科	1,043	19.0	1,048	19.6	965	17.8	1,020	19.6	1,003	19.9
	総合学科	218	4.0	290	5.4	279	5.2	257	4.9	244	4.8
	高専	41	0.7	49	0.9	48	0.9	49	0.9	37	0.7
	計	3,764	68.5	3,843	71.7	3,788	70.0	3,687	70.9	3,546	70.2

（注）専門学科＝農業、工業、商業、家庭、看護、福祉、水産、体育、美術、演劇、音楽、国際、理数科、総合科学、環境防災
高専＝高等専門学校

(2)　中学校卒業者の進学率　　各年5月1日現在

区分		卒業者（人）			高等学校等進学者（就職進学者を含む）（人）		高等学校等進学率（%）	卒業者に占める就職者の割合（%）
		計	男	女	男	女		
H26年	公立	5,497	2,804	2,693	2,722	2,644	97.6	0.4
	私立	277	132	145	130	145	99.3	—
H27年	公立	5,360	2,770	2,590	2,708	2,548	98.1	0.5
	私立	250	133	117	133	117	100.0	—
H28年	公立	5,412	2,733	2,679	2,681	2,641	98.3	0.5
	私立	237	131	106	130	106	99.6	—
H29年	公立	5,199	2,709	2,490	2,667	2,465	98.7	0.3
	私立	287	159	128	159	128	100.0	—
H30年	公立	5,049	2,684	2,365	2,634	2,329	98.3	0.4
	私立	318	165	153	164	153	99.7	—

資料：情報政策室「学校基本調査」

(3) 高等学校卒業者の進学率　　各年5月1日現在

区分		卒業者（人）			大学等進学者（就職進学者を含む）（人）		大学等進学率（%）	卒業者に占める就職者の割合（%）
		計	男	女	男	女		
H26年	公立	3,491	1,804	1,687	877	1,012	54.1	18.5
	私立	1,188	467	721	269	335	50.8	15.8
H27年	公立	3,517	1,774	1,743	836	1,047	53.5	20.6
	私立	1,143	475	668	268	297	49.4	16.4
H28年	公立	3,613	1,777	1,836	839	1,101	53.7	20.2
	私立	1,162	532	630	308	301	52.4	18.1
H29年	公立	3,620	1,788	1,832	844	1,105	53.8	21.0
	私立	1,135	457	678	261	314	50.7	16.5
H30年	公立	3,537	1,799	1,738	834	1,054	53.4	22.1
	私立	968	420	548	229	245	49.0	17.8

資料：兵庫県統計課「学校基本調査」

4 教職員研修

教職員の資質向上を図るため、総合教育センターにおいて体系的に教職員研修を実施している。

4　総合教育センター

1　概要

学校教育を支援する拠点施設として、教職員の研修や研究・カリキュラム開発支援の機能とともに、子供・保護者・教職員からの相談に一元的に対応できる相談機能や、関係機関や地域と連携した支援・健全育成機能を併せ持っている。

(1)　位置　　北条口三丁目 29 番地

(2)　開設　　平成 22 年 4 月 1 日

(3)　敷地面積　9,710 ㎡

(4)　建物の構造・規模

○本館

鉄筋コンクリート造・3 階建・延床面積 3,976 ㎡

増築部：エレベーター棟鉄骨造・3 階建・延床面積 50 ㎡、玄関庇鉄骨造・平屋建

主要施設

1 階　総合受付、ロビー、待合室、相談室、実習室（調理室、絵画室）、
ふれあいの部屋（適応指導教室）、県警サポートセンター、事務室

2 階　会議室、実験・実習室、相談室、まなびの部屋（適応指導教室）、いこいの部屋（遊戯室）、
事務室（分室）

3 階　講義室、情報研修室、研修室、教育図書・資料室、
教材開発室・視聴覚ライブラリ、多目的室、談話コーナー

○プレイルーム棟

鉄骨造・平屋建・延床面積 185 ㎡

○ビオトープ棟

鉄筋コンクリート造・平屋建・延床面積 100 ㎡

○南館

鉄骨造・2 階建・延床面積 952 ㎡

(5)　整備事業費　537,310 千円（センター整備事業費）
189,710 千円（南館整備事業費）

(6)　開館時間　　午前 8 時 35 分～午後 6 時（月曜日～金曜日、第 1・第 3 土曜日）
※第 2・第 4 金曜日は午後 9 時まで

(7)　休館日　　第 1・第 3 土曜日以外の土曜日、日曜日、祝日
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

会議室・研修室の利用状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
使用回数（回）	1,775	1,604	2,177	1,872	1,967
使用人数（人）	45,895	39,833	38,555	35,512	35,978

2　教育支援

魅力ある姫路の教育の創造に向けた学校園、教職員の教育活動を一体的に支援する。

(1)　独自の教職員研修体系の構築　　令和元年度予算額　　3,252 千円

姫路市における教職員研修を教職経験年数や職能に応じて体系化。教育現場で求められる教職員の資質・能力を総合的に高める。

指定研修	ライフステージ別研修	初任者研修・教職経験者（2 年次・3 年次・5 年次相当・15 年次相当）研修・中堅教諭等資質向上研修・フォローアップセミナー・ブラッシュアップセミナー・臨時的任用教員研修・高校管理運営研修など
	職能研修	管理職研修・学校事務職員研修・養護教諭研修・栄養教諭研修・特別支援教育研修など
	課題研修	喫緊の教育課題に応える研修（「防災教育」「特別の教科道徳」「消費者教育」「危機管理」「情報活用能力」「体罰防止」など）
選択研修	パワーアップ研修講座	教職員個々のニーズに応える研修
特別研修	新学習指導要領等研修	新学習指導要領（道徳・プログラミング・外国語教育等）に対応する研修

研修講座・受講者延人数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
講座数	106	111	103	99	99
受講者数（人）	6,608	8,451	7,766	7,189	6,467

(2)　教育研究への支援　　令和元年度予算額　　8,829 千円

授業力向上プラン推進校への大学教員の派遣や今日的な教育課題の解決に向けた研究員活動、特色ある教育活動を目指す学校園・教職員への活動費助成などを展開し、わかる授業づくりの支援や新たな教育施策へ反映できる成果を追求する。

①　授業力向上プランの推進
- 「わかる授業」アクションプラン
- スペシャリスト派遣事業
- 授業力向上プラン推進校

②　教育実践研究助成

③　教育研究員制度

－平成 30 年度・令和元年度の研究テーマ－
- プログラミング的思考を育む授業づくり
- 「特別の教科道徳」に係る実践的研究

－令和元年度・2 年度の研究テーマ－
- 「小学校外国語教育」に係る実践的研究
- 若手教員の資質・能力の向上や課題の解決に必要な方略に関する研究

④　自主研究会支援

⑤　教育情報交流展（姫路きょういくメッセ）の開催

⑥　ジュニア姫路検定の実施

(3)　カリキュラム・教材開発への支援　　令和元年度予算額　　697 千円

教材研究や課題研究に気軽に利用できる施設・設備の充実をはじめ、教材開発に関する相談に応じ、適宜アドバイスする態勢の強化、教職員相互の交流ができる環境づくり等により、教職員の主体的な学びやより豊かな授業構

想を支援する。

① 教育図書・資料室、教材開発室の整備

教育図書・資料室利用状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数（人）	2,099	2,943	2,754	2,667	2,649
図書・資料貸出数（冊）	383	662	592	618	520

② 視聴覚ライブラリの充実

機器・教材貸出状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30
視聴覚機器（件）	304	427	234	274	201
視聴覚教材（本）	56	22	30	16	3

(4) ひめじｅ－ 教育プロジェクト　　令和元年度予算額　177,419 千円

学校における情報通信技術（以下、「ＩＣＴ」という。）環境の充実や教員のＩＣＴに関する活用指導力の向上などＩＣＴの有効活用を支援することにより、豊かな授業づくりと本市教育情報の共有化を目指す。また、市立小・中・高・義務教育学校全ての普通教室に大型ディスプレイ・書画カメラ・無線アクセスポイント等のＩＣＴ機器を配置することにより、一貫した教育環境の整備と教員の授業改善を積極的に支援する。さらに、各小・中・高・義務教育学校に学習用として一定数のタブレット型ＰＣを整備し、児童生徒の協働学習の促進・活性化を図り、「わかる授業」を一層推進する。

① 教育総合情報ネットワークシステムの充実と機能強化

② 教育情報化の推進

3 育成支援

保護者、学校園所、地域とともに、すべての子供たちの健やかな育ちと適切な教育を目指す。

(1) 教育に関する相談の総合窓口　　令和元年度予算額　42,195 千円

いじめや不登校、問題行動など、複雑化する子供の教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談総合窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。

※適切な相談活動を実施するため、スーパーバイザーをおく。

① 電話相談

② 来所相談

③ 訪問相談・支援

④ 心療科医相談

教育相談の状況　（件）

年度	受付件数	来所相談件数	電話相談件数	フリーダイヤル件数
H26	1,247	9,118	1,819	192
H27	996	8,242	1,861	226
H28	985	8,900	2,015	176
H29	1,128	7,808	2,576	148
H30	1,025	7,200	2,001	159

※ フリーダイヤル件数は、電話相談件数の内数

(2) 子供の実態に応じた支援　　令和元年度予算額　1,040 千円

相談スタッフと連携し、児童生徒はもとより就学前の幼児も対象に、適応指導教室や自立支援教室などにより、

子供の成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を実施する。

① 不登校支援

② 発達障害等支援

③ 生活改善支援

(3) 特別支援教育の推進　　令和元年度予算額　274,766 千円

① 姫路市教育支援委員会

② 特別支援推進事業　　連携支援　地域支援　特別支援推進員会

③ 姫路市特別支援教育推進会議

④ 特別支援教育支援員配置事業

⑤ 書写養護学校における医療的ケア

(4) 地域ぐるみの非行防止対策の推進　　令和元年度予算額　21,875 千円

青少年問題を市民、地域社会全体の問題として課題の共有化を図り、地域や関係機関とのネットワークを一層充実するなど、青少年の健全育成に向けた地域ぐるみの非行防止活動を実施する。

① 補導活動

② 薬物乱用防止及びネットトラブル対策

③ 少年無職化防止対策

④ 万引防止対策

⑤ 非行防止大会

⑥ 地域啓発活動

⑦ 環境浄化活動

5　道徳教育・人権教育

1　学校教育振興事業の推進

令和元年度予算額　　71,544 千円

(1)　教職員研修の実施

校長・教頭ならびに教職員に道徳教育・人権教育の重要性と今日的な課題の解決に向けて指導助言を行い、人間尊重・人権尊重の精神に徹した教職員としての資質の向上を図る。

(2)　学校園訪問による教職員研修の実施

道徳教育・人権教育の充実を図るため、各校園の教育課程や教育内容・方法を見直し、推進体制を強化するとともに校内研修の一環として毎年全市校園の 3 分の 1 を計画訪問として実施している。その他にも推進訪問や要請訪問を行い指導助言にあたる。計画訪問では、全教師授業公開をし、分科会にて課の方針を伝えるとともに授業実践についての指導助言を行う。要請訪問では、授業公開ののち主に授業についての指導助言を行う。

2　道徳教育振興事業の推進

生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育の推進

(1)　道徳教育教材検討委員会

道徳教育の要である「特別の教科 道徳」の一層の充実を目指して、人権教育が基盤にある道徳教材の授業づくりを行い、児童生徒の心に響き、心を育てる指導方法の研究に取り組む。

(2)　道徳教育拠点校育成支援事業

「特別の教科 道徳」の実施・充実に向けて、地域を牽引する教員の育成及び地域の中核となる学校づくりを推進するため、小・中学校の道徳の地区別授業研究会や担当者会に学識経験者を派遣する。

3　人権教育振興事業の推進

自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる人権教育の推進

(1)　第 2 次姫路市新・中学校区群人権教育研修会の実施（7 年計画）

全市小・中・義務教育・特別支援学校を 6 群に分け、さまざまな人権課題について研修を深め、実践の成果を群ごとに自主発表する。

(2)　いじめ防止人権学習事業

中・義務教育学校生徒を対象に、生徒の人権感覚や人間関係力を育むワークショップや講演会を実施するとともに、市立の小・中・義務教育・特別支援学校の児童・生徒に相談のための手紙付いじめ防止リーフレット「メール de エール」を配付し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、心のケアに努める。

(3)　児童生徒支援教員配置校の活動の推進

「人権教育基本方針」に基づき、指導上の困難度が高く、かつきめ細やかな指導が必要な学校において、特別の学習指導、生徒指導、進路指導の支援を行う。

4　外国人児童生徒等支援教育の推進

国や県の事業と連携を図り、日本語指導の必要な児童生徒の日本語運用能力を育成し、学習言語の習得を促進する。支援事業として帰国・外国人児童生徒等受入促進事業を推進し、自尊感情や学ぶ意欲を高め、自己実現を図る。

5　男女平等教育の推進

幼児児童生徒の人権意識を高める教育を通して､男女共同参画社会の実現を目指す。

6　社会教育振興事業の推進

(1)　校区人権教育啓発活動の推進

全市 69 小学校区に、自治会を中心に各種団体からなる校区人権教育推進委員会を設置し、住民相互の人権学習を実施している。交流活動を重視し、リーダーの育成を図る。

(2)　校区人権教育研修交流の推進

校区人権教育推進の一環として実施する。

7　人権啓発事業の推進

人権意識の高揚、人権文化をすすめる市民運動を推進するため、啓発ＤＶＤ等の充実を図る。

8　地域に学ぶ体験学習支援事業の推進

自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、心と心が豊かにつながる地域づくり、一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組むことにより、様々な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成する。

9　人権啓発交流推進事業の推進

様々な人権課題を解決するために、学校・家庭・地域のあらゆる場において次代を担う子供たちが、地域に住む人々の協力を得ながら、啓発活動や交流活動等を実施することにより、身近な人権課題の解決への意欲と態度を育成する。

10　その他

道徳教育研究協議会、人権・同和教育各種団体の活動の支援

6 生　涯　学　習

1　成人教育

(1)　市民教養講座　　令和元年度予算額　　8,808 千円

○　歴史講座（4 コース）

歴史上活躍した人々の生涯やそれぞれの時代のテーマをたどり、今日に生きる私たちの指針とする。

○　現代社会講座

現代の政治、社会、文化など様々な視点から「現代」を見つめ、現代社会に生きる指針とする。

(2)　かしの木学級　　令和元年度予算額　　338 千円

聴力や言語に障害のある市民が、社会人としての幅広い教養と知識を得るための学習の場として、また障害のない人との交流を通してお互いに理解を深め生きる喜びを共有する場として設けている。

(3)　姫路市青い鳥学級　　令和元年度予算額　　199 千円

視覚に障害のある市民が、社会人としての幅広い教養と知識を得るための学習の場として設けている。

(4)　成人式　　令和元年度予算額　　5,961 千円

人生の大きな節目であり、大人としての第一歩を踏み出す日となる成人式は、若者にとって自らのこれからの人生を考えるための大切な機会である。毎年成人の日に式典を行っている。

2　子育て教育

(1)　あすなろ教室（108 教室）　　令和元年度予算額　　8,450 千円

親が子供の育つ力を正しく理解しながら、子供の育つ環境・家庭教育等について学習し、健やかな子供の成長に役立てる。市立小・中・義・高・特別支援学校の保護者に委託して学習活動を行っている。

(2)　杉の子教室（36 教室）　　令和元年度予算額　　2,760 千円

親が子供の育つ力を正しく理解しながら、子供の育つ環境・家庭教育等について学習し、健やかな子供の成長に役立てる。市立幼稚園の保護者に委託して学習活動を行っている。

(3)　わか葉教室（9 教室）　　令和元年度予算額　　701 千円

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期である。その時期の特性を踏まえ、親としてのあり方や子供を取り巻く環境の重要性等を学習し、乳幼児の健全な育成に役立てる。市立認定こども園の保護者に委託して、学習活動を行っている。

(4)　ふた葉教室（6 教室）　　令和元年度予算額　　1,028 千円

乳幼児期は、人格人間形成の基礎を培う大切な時期である。4 歳までの乳幼児をもつ母親を対象に、親としてのあり方や子供を取り巻く環境の重要性等を学習し、乳幼児の健全な育成に役立てる。子育てグループ等に委託して、年間 10 時間以上の学習活動を行っている。

(5)　お茶の間教室（5 教室）　　令和元年度予算額　　135 千円

子育てや家庭教育のあり方について、小グループで気軽に学習をしてもらおうとするもので、子育て中の親が 10 人以上のグループで、年間 5 回以上の学習活動を行っている。

(6)　父親教室（33 教室）　　令和元年度予算額　　2,082 千円

変動の激しい社会状勢の中で、父親の子育てへの積極的な参加を促し、親子が共に体験を通した学習ができるよう父親教室「親子ふれあい活動」事業を保護者に委託し、年間 2 回以上の学習活動を行っている。

(7)　学校における家庭教育講演会　　令和元年度予算額　　1,850 千円

参観日等の学校行事に合わせて家庭教育講演会を開催することにより、できるだけ多くの保護者に家庭教育に関する学習機会を提供する。

3　公民館活動の振興

(1)　公民館活動　　令和元年度予算額　　363,297 千円

市立公民館（68 館）は、地域における社会教育や、地域のコミュニティ活動の拠点として、多様化、高度化する市民の学習意欲に応えるとともに、学習の輪を広げ、地域の生活文化の向上を目指し、学習活動を続けている。その活動については、日常生活や地域活動に結びつく自発的な教養講座、継続的な地域講座と生活技術・文化にかかわる文化講座を開催するほか、地域住民の自主的な学習・集会の場を提供している。

(2)　公民館の建設・整備　　令和元年度予算額　　229,000 千円

平成 30 年度末には 68 を数え、公民館ネットワークづくりに積極的に取り組んでいる。

(3)　公民館一覧

公民館名	規模	整備事業年度等	H30 年度利用者数	公民館名	規模	整備事業年度等	H30 年度利用者数
			人				人
太市	鉄筋造 2 階建　353 ㎡	S60 建替	10,964	糸引	鉄筋造 2 階建　352 ㎡	S59 建替	14,078
花田	鉄筋造 2 階建　370 ㎡	H8 建替	8,324	余部	鉄筋造 2 階建　374 ㎡	S59 建替	19,298
御国野	鉄筋造 2 階建　405 ㎡ （全延床　493 ㎡） 東出張所併設	S61 増築	11,746	網干	鉄筋造 2 階建　368 ㎡	H7 建替	14,867
谷外	鉄骨造平屋建　354 ㎡	H 元建替	10,116	林田	鉄筋造 2 階建　420 ㎡ （全延床　509 ㎡） 林田出張所併設	H3 建替	10,712
豊富	鉄筋造 2 階建　385 ㎡	H 元建替	10,962	伊勢	鉄筋造 2 階建　369 ㎡	H23 建替	7,550
山田	鉄筋造 2 階建　388 ㎡	S59 建替	9,719	英賀保	鉄筋造 2 階建　386 ㎡	S60 新築	16,139
船津	船津公園ふれあいの館内	H13 移転	10,384	東	鉄筋造 2 階建　359 ㎡ （全延床　809 ㎡） 図書館東光分館併設	S61 新築	8,102
的形	鉄骨造 2 階建　411 ㎡ （全延床　448 ㎡） 的形ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ併設	S60 建替	11,915	旭陽	鉄筋造 2 階建　349 ㎡	S61 新築	13,288
大塩	鉄筋造 2 階建　441 ㎡ （全延床　486 ㎡） 大塩ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ併設	S61 建替	18,917	妻鹿	鉄筋造平屋建　419 ㎡ （全延床　504 ㎡） 妻鹿ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ併設	S62 新築	7,576
勝原	鉄筋造 2 階建　419 ㎡	H16 新築	35,294	峰相	鉄筋造 2 階建　362 ㎡	S62 新築	9,142
高岡	鉄骨造平屋建　370 ㎡	H24 新築	15,945	別所	鉄筋造 2 階建　388 ㎡	S62 新築	12,093
曽左	鉄筋造 2 階建　351 ㎡	S63 建替	23,781	八幡	鉄筋造 2 階建　397 ㎡	S62 新築	8,164
四郷	鉄筋造 2 階建　413 ㎡	S62 建替	11,856	荒川	鉄筋造 2 階建　347 ㎡	S62 新築	13,167
大津	鉄筋造 2 階建　389 ㎡	S61 建替	21,171	谷内	鉄筋造平屋建　393 ㎡	S63 新築	7,456
八木	鉄筋造 2 階建　348 ㎡	S63 建替	8,653	津田	鉄筋造 2 階建　413 ㎡	H 元新築	16,347

公民館名	規模	整備事業年度等	H30 年度利用者数	公民館名	規模	整備事業年度等	H30 年度利用者数
青山	鉄筋造 2 階建　373 ㎡ （全延床　901 ㎡） 図書館青山分館併設	H2 新築	人 18,129	飾磨	鉄筋造 2 階建　370 ㎡	H11 新築	人 15,706
高浜	鉄筋造 2 階建　431 ㎡	H2 新築	20,286	広畑	鉄筋造 2 階建　370 ㎡	H11 新築	19,582
水上	鉄筋造 2 階建 花の北市民広場内	H3 設置	12,341	白鳥	鉄筋造 2 階建　388 ㎡	H12 新築	15,342
城乾	鉄筋造 2 階建　373 ㎡	H17 新築	18,379	白浜	鉄筋造 2 階建　370 ㎡	H12 新築	16,108
安室東	鉄筋造 3 階建 1,996 ㎡ （全延床　2,152 ㎡） 安室ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ併設	S56 新築	37,622	広畑第二	鉄筋造 2 階建　370 ㎡	H17 新築	18,320
砥堀	鉄筋造 2 階建　403 ㎡	H3 新築	8,081	家島	鉄筋造 4 階建　227 ㎡ 家島事務所内	H24 新築	7,858
広峰	鉄筋造 2 階建　354 ㎡	H4 新築	11,572	前之庄	鉄筋造 2 階建　997 ㎡	H 元新築	12,283
城の西	鉄筋造 2 階建　458 ㎡ 国際交流室を併設	H4 新築	29,785	菅生	鉄筋造 2 階建　989 ㎡	H5 新築	16,764
城陽	鉄筋造 2 階建　374 ㎡	H4 新築	18,654	置塩	鉄筋造 2 階建 （一部鉄骨） 1,057 ㎡	H5 新築	25,231
手柄	鉄筋造 2 階建　377 ㎡ （全延床　966 ㎡） 図書館手柄分館併設	H5 新築	10,182	香寺	鉄筋造 2 階建 2,005 ㎡	H17 新築	36,505
高岡西	鉄筋造 2 階建　389 ㎡	H6 新築	13,042	香寺北	鉄筋造 2 階建 516 ㎡	S58 新築	5,921
南大津	鉄筋造 2 階建　407 ㎡	H6 新築	12,196	安富	鉄筋造 2 階建　497 ㎡	H5 新築	11,399
大津茂	鉄筋造 2 階建　399 ㎡	H6 新築	20,720	古知	鉄骨造 2 階建　469 ㎡	S55 新築	5,707
船場	鉄筋造 2 階建　398 ㎡	H7 新築	15,154	城巽	鉄筋造 2 階建　563 ㎡	S54 新築	25,173
網干西	鉄筋造 2 階建　367 ㎡	H7 新築	16,618	増位	鉄筋造 2 階建　407 ㎡	H22 新築	13,206
安室	鉄筋造 2 階建　395 ㎡	H8 新築	18,634	上菅	鉄筋造 2 階建 1,095 ㎡ （全延床　1,138 ㎡） 菅野ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ併設	S59 新築	13,947
野里	鉄筋造 2 階建　375 ㎡	H10 新築	14,699	莇野	鉄筋造平屋建　359 ㎡	H2 新築	7,981
城北	鉄筋造 2 階建　370 ㎡	H10 新築	10,303	飾磨橋東	鉄筋造平屋建　368 ㎡	H30 新築	－
城南	鉄筋造 2 階建　369 ㎡	H10 新築	18,987	利用者総数			1,002,628
城東	鉄筋造 2 階建　420 ㎡	H11 新築	12,485				

7 文　　化　　財

1 概要

現在本市においては、国・県・市指定等の文化財が、国宝「姫路城大天守」をはじめ 319 件ある。また周知の埋蔵文化財包蔵地が 1,209 カ所、その他伝統文化や民俗文化など多数の文化財が存在している。これらの文化財を市民共有のかけがえのない財産として積極的に保護し、市民の文化財に対する意識の啓発と愛護思想の高揚に努めている。

2 指定等文化財

（令和元年 5 月 1 日現在）

区分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	史跡	名勝	天然記念物	有形民俗	無形民俗	歴史資料	選定	選択	登録	計
国指定等	(5) 20	5	8	3	1	2	6	0	0	1	0	1	1	1	63	112
県指定	22	5	11	4	2	2	10	1	2	4	6	1	0	0	0	70
市指定	28	12	16	13	2	12	14	1	13	1	19	6	0	0	0	137
計	(5) 70	22	35	20	5	16	30	2	15	6	25	8	1	1	63	319

（ ）内は、内数で国宝指定数

3 文化財保存調査活動

令和元年度予算額　　666 千円

各種文化財・歴史資料・民俗資料などの調査、研究および収集ならびに文化財見学シリーズ 83 号「浜街道をたずねて（その２）」（仮題）、84 号「浜街道をたずねて（その３）」（仮題）の発行、その他文化財に関する普及を行う。

4 文化財散策ルートの整備

令和元年度予算額　　1,082 千円

市内に点在する由緒ある神社、仏閣、埋もれた文化財を訪れる文化財散策マップ 43 号「古知之庄をたずねて」（仮題）を作成し、標柱、説明板、地区別案内板を設置する。

5 文化財保存修理助成

令和元年度予算額　　42,120 千円

国、県、市指定文化財保存修理助成

(1) 船場本徳寺境内建造物（大玄関）保存修理

(2) 圓教寺災害復旧工事

6 埋蔵文化財センター

市内における埋蔵文化財の発掘調査、出土品の整理保存を行うとともに、埋蔵文化財に関する情報の収集提供、調査成果の公開展示及び学習の拠点をめざす。

(1) 施設の概要

① 位置　　四郷町坂元 414 番地 1

② 構造・規模　　鉄筋コンクリート造 2 階建

敷地面積 8,951 ㎡、延床面積 5,360 ㎡

③ 開館　　平成 17 年 11 月

④ 運営　　開館時間　午前 10 時～午後 5 時まで（入館は午後 4 時半まで）

休館日　　月曜日（休日を除く）、休日の翌日（土・日曜日、休日を除く）

年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）

観覧料　　無料

⑤ 建設費　　2,120,168 千円

⑥ 主要施設

目的	施設名	用途
展示学習	展示室	発掘調査の成果を速報展、企画展により公開展示
	研修室・体験学習室	考古学をテーマにした講演会の開催や考古学に親しむための体験学習会等を開催
	体験学習広場（屋外）	古代米の栽培、土器づくり等を実体験できるスペース
収蔵	一般収蔵庫	出土した土器類を収蔵
	特別収蔵庫	国指定重要文化財クラスの金属器、木器を収蔵
調査研究	調査研究室	調査成果を総合的に研究する
	遺物整理室	出土品の復元作業を行う
	木器・金属器保存処理室	脆弱な出土品の保存処理を行う

(2) センター事業　　令和元年度予算額　153,153 千円

① 整理調査研究

市内の発掘調査で出土した資料等の整理・保存及び調査研究を行う。

② 普及啓発

◇企画展の開催

発掘調査の成果を広く市民に公開し、郷土の歴史に対する理解を深めるために開催。

（令和元年度開催予定）

開催期間	企画展のテーマ
～R1. 5. 6	姫路城外堀を掘る
H31. 4.21～R1. 9.16	兵庫県史跡指定記念展　見野古墳群
R1. 7.14～R1. 9.23	これなぁに？－かわいいモノ大集合！－
R1.10. 6～R2. 3.29	TSUBOHORI－発掘調査展 2019－
R2. 1.12～R2. 5.10	震災と考古学

◇体験学習等

埋蔵文化財に対する関心を育て、考古学を学ぶ機会とするため、石の勾玉づくりなどの体験学習、史跡見学会、講演会等を随時開催。

◇入館者数　（人）

区分	企画展		体験学習	合計
	団体	個人		
H26 年度	2,133	10,038	5,816	17,987
H27 年度	1,106	8,950	6,462	16,518
H28 年度	975	7,934	5,186	14,095
H29 年度	1,177	7,983	5,937	15,097
H30 年度	1,127	8,919	6,595	16,641

③ 整備事業

埋蔵文化財センターの特別収蔵庫加湿器の改修工事を行う。

④　埋蔵文化財発掘調査

国庫補助による遺跡分布調査、発掘（試堀・確認）調査を行うとともに、公共工事及び民間開発事業に伴う発掘調査を行う。また、発掘調査で出土した考古資料の整理を行う。

(3)　史跡等の保護顕彰・保存整備　　令和元年度予算額　　18,221 千円

①　史跡等の保存管理

重要な史跡等を次世代に継承するため保護顕彰を行う。

播磨国分寺跡、壇場山古墳、瓢塚古墳、置塩城跡、塩野六角古墳の管理

②　史跡の保存整備

国史跡置塩城跡の保存・活用のため、保存活用計画に基づき、整備を進めていく。来訪者の安全確保のため、登山道補修工事等を進める。また、坂本城跡の堀補修工事も行う。

8 青 少 年 教 育

1 概要

明日の時代を築く青少年には、何よりも青少年自身が自らの使命を自覚し、明日への希望に満ちてその生活を充実し、自己の身体の鍛練、人格の陶冶に努めることが期待される。しかしながら今日の社会は、青少年にとって望ましい方向になっていない。このような状況のもとで、心豊かでたくましい青少年の育成をめざした施策に加え、市民ぐるみの「青少年健育運動」を一層活発に展開する。

2 青少年健全育成事業

令和元年度予算額　7,040 千円

青少年団体活動の助成を図るとともに、指導者の養成ならびに資質を高め活動内容の拡充に努める。また、その活動を通じ地域における子どもの保護・育成、青少年施策の浸透を図る。

青少年団体活動助成――― 姫路市子ども会連合会、姫路スカウト連合会、姫路市児童合唱団

3 青少年健育運動

令和元年度予算額　13,057 千円

姫路市の次代を担う、心豊かでたくましい人間性豊かな青少年を育成することを目的として、全市に青少年の健全育成と非行化防止の意識と実践を高揚し、学校・家庭と連携する地域ぐるみ、市民ぐるみの市民活動を展開する。

(1) 青少年健育連盟（本部事業、各団体機関の連絡調整）――― 青少年健全育成市民大会の開催

(2) 青少年健全育成実践活動事業 ――― 「少年の主張」弁論大会、少年の主張（文集）配布、地域住民による啓発運動

(3) 健育委員会 ――― 小学校健育委員会活動（委託）69 校区

(4) 地域愛護育成会――― 中学校地域愛護育成活動（委託）35 校区

4 青少年問題協議会

令和元年度予算額　1,085 千円

青少年の指導、育成、保護およびきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査、審議する。

令和元年度は協議会での意見等を踏まえた上で、啓発活動を展開する。

9 城 郭 の 研 究

1 概要

世界文化遺産姫路城を中心に、国内の城郭研究とそれに関わる学術・歴史の情報拠点の一つとして、教育・文化の発展に寄与することを目指す。

2 城郭研究室

(1) 位置　本町 68 番地 258
日本城郭研究センター2 階（一部地下 1 階）

(2) 構造及び規模　鉄骨鉄筋コンクリート造　地下 1 階地上 2 階建（城内図書館との複合施設）
延床面積　7,500 ㎡（内　城郭研究室　2,677.17 ㎡）
敷地面積　8,938.09 ㎡

(3) 開館　平成 2 年 4 月

(4) 資料数　67,849 点
書籍・古文書・絵図・写真・昭和の大修理工事抽出品など

(5) 事業内容

	令和元年度予算額
① 城郭市民セミナーの開催及び史料講座（初級・中級）の開催等	1,232 千円
② 『城郭研究室年報』Vol.29 発行及び刊行物の増刷等	1,480 千円
③ 「姫路城漆喰塗り体験会」開催及び「匠の技」継承支援等	891 千円
④ 姫路城及び姫路地域に関わる歴史的資料の収集、調査	2,735 千円
⑤ 姫路城跡石垣の修理等	16,000 千円

10　市史の編集・発行

1　概要

姫路市の先史以来の歴史を地域史として集大成する。昭和 56 年度に市史編集室を設置し、平成 30 年度までに全 23 巻中 21 巻まで発刊した。

姫路市史の巻構成と配本は次のとおり

(1)	本編	第 1 巻上	(自然)	第 13 回配本（平成 13 年 9 月）
		第 1 巻下	(考古)	第 19 回配本（平成 25 年 3 月）
		第 2 巻	(古代中世)	第 21 回配本（平成 30 年 3 月）
		第 3 巻	(近世 1)	第 4 回配本（平成 4 年 3 月）
		第 4 巻	(近世 2)	第 16 回配本（平成 21 年 3 月）
		第 5 巻上	(近現代 1)	第 12 回配本（平成 12 年 3 月）
		第 5 巻下	(近現代 2)	第 14 回配本（平成 14 年 9 月）
		第 6 巻	(近現代 3)	第 20 回配本（平成 28 年 3 月）
(2)	資料編	第 7 巻上	(自然)	第 9 回配本（平成 10 年 3 月）
		第 7 巻下	(考古)	第 17 回配本（平成 22 年 3 月）
(3)	史料編	第 8 巻	(古代中世 1)	第 15 回配本（平成 17 年 2 月）
		第 9 巻	(中世 2)	第 18 回配本（平成 24 年 3 月）
		第 10 巻	(近世 1)	第 1 回配本（昭和 61 年 3 月）
		第 11 巻上	(近世 2)	第 8 回配本（平成 8 年 3 月）
		第 11 巻下	(近世 3)	第 10 回配本（平成 11 年 3 月）
		第 12 巻	(近現代 1)	第 3 回配本（平成元年 12 月）
		第 13 巻上	(近現代 2)	第 6 回配本（平成 6 年 3 月）
		第 13 巻下	(近現代 3)	
(4)	別編	第 14 巻	(姫路城)	第 2 回配本（昭和 63 年 7 月）
		第 15 巻上	(民俗編)	第 5 回配本（平成 4 年 7 月）
		第 15 巻中	(文化財編 1)	第 7 回配本（平成 7 年 3 月）
		第 15 巻下	(文化財編 2)	第 11 回配本（平成 11 年 3 月）
		第 16 巻	(年表・索引)	

香寺町史の巻構成と配本は次のとおり

通史資料編	第 1 回配本（平成 21 年 3 月）
通史編	第 2 回配本（平成 23 年 8 月）

2　令和元年度事業

「市史第 13 巻下　史料編　近現代 3」を発刊予定

「市史第 16 巻　別編　年表・索引」のデータ採録及び編集

11　生涯学習関連施設

1　図書館

(1)　施設概要

城内図書館　　位置　　本町 68 番地 258

※日本城郭研究センター内

区分	地下	1 階	2 階
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地下 1 階・地上 2 階) ※城郭研究室及び市史編集室との複合施設		
建築面積	2,819 ㎡		
延床面積	7,500 ㎡		
各階床面積	2,878 ㎡	2,726 ㎡	1,896 ㎡
敷地面積	8,938 ㎡		
建設費	3,086,495 千円		
主要施設	(城内図書館) 書庫、子ども文庫書庫ほか (城郭研究室) 城郭資料保存庫、埋蔵文化財出土品収蔵庫、城郭資料撮影室、燻蒸室ほか (市史編集室) 書庫 (共通部分) 中央監視室、電気・機械室、便所ほか	(城内図書館) 開架コーナー、子どもの調べものコーナー、レファレンスコーナー、よみきかせルーム、おはなしのへや、障害者サービス室、コンピュータ室、事務室ほか (共通部分) エントランスホール、喫茶、便所ほか	(城郭研究室) 城郭資料特別閲覧室、特別会議室、大・中会議室、同時通訳室、事務室ほか (市史編集室) 事務室 (共通部分) ラウンジ、便所ほか

分館

区分	網干分館	花北分館	飾磨分館
位置	網干区垣内南町 1429 番地 6	増位新町一丁目 24 番地	飾磨区下野田一丁目 1 番地
開館	昭和 42 年 1 月 5 日 （移転新築平成 3 年 4 月 2 日）	平成 31 年 4 月 13 日	昭和 62 年 3 月 31 日
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造 4 階建	鉄骨造 2 階建 （「ミラキタシティ花北」内）	鉄骨・鉄筋コンクリート造 4 階建
建築面積	1,016 ㎡	2,838 ㎡	581 ㎡
延床面積	881 ㎡（全延床面積 2,980 ㎡）	687 ㎡	566 ㎡（全延床面積 2,371 ㎡）
敷地面積	1,442 ㎡	4,353 ㎡	801 ㎡
建設費	836,360 千円	352,172 千円	444,444 千円
主要施設	1F：エントランスホール、多目的ホール、駐車場 2F：一般開架コーナー、児童コーナー、読書室、お話し室、会議室（2 室）、事務室 3F：ホール（客席 255）、楽屋、会議室 4F：映写室ほか	一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、休憩室、事務室	1F：玄関ホール、機械・電気室、駐車場ほか 2F：一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、事務室、便所ほか 3F：会議室（3 室）、図書館会議室、倉庫、便所ほか 4F：ホール（客席 269）、舞台、控室、ロビー、便所ほか

区分	東光分館	白浜分館	安室分館
位置	幸町 94 番地	白浜町甲 396 番地 8	田寺東二丁目 7 番 14 号
開館	昭和 62 年 3 月 28 日	昭和 63 年 10 月 1 日	昭和 63 年 11 月 1 日
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建 （東公民館との複合施設）	鉄筋コンクリート造 3 階建 （白浜支所との複合施設）	鉄筋コンクリート平屋建
建築面積	486 ㎡	533 ㎡	549 ㎡
延床面積	450 ㎡（全延床面積 809 ㎡）	803 ㎡（全延床面積 1,291 ㎡）	546 ㎡
敷地面積	784 ㎡	1,894 ㎡	1,383 ㎡
建設費	83,977 千円	193,311 千円	125,200 千円
主要施設	1F：図書館（延床面積 450 ㎡） 玄関ホール、一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、事務室、倉庫、便所ほか 2F：公民館（延床面積 359 ㎡）	1F：支所、玄関ホール 2F：図書館 一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、ブラウジングコーナー、事務室 3F：大会議室、小会議室	一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、ブラウジングコーナー、事務室。読書室

区分	青山分館	広畑分館	手柄分館
位置	青山五丁目2番1号	広畑区正門通三丁目7番地	延末149番地1
開館	平成3年4月12日	平成6年4月1日	平成6年4月1日
構造	鉄筋コンクリート造2階建 （青山公民館との複合施設）	鉄骨･鉄筋コンクリート造6階建 （広畑トレーニングルームとの複合施設）	鉄筋コンクリート造2階建 （手柄公民館との複合施設）
建築面積	528㎡	1,409㎡	589㎡
延床面積	528㎡ （全延床面積901㎡）	1,274㎡ （全延床面積4,852㎡）	589㎡ （全延床面積966㎡）
敷地面積	1,246㎡	1,780㎡	1,743㎡
建設費	138,412千円	1,496,181千円	146,708千円
主要施設	1F：図書館（528㎡）、玄関ホール、一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、お話し室、事務室、倉庫 2F：公民館（373㎡）	1F：管理事務室、喫茶レストラン、図書開架コーナー、駐車場、エントランスホール（1,261㎡） 2F：図書館、お話し室(962㎡) 3F：会議室、読書室、姫路南少年サポートセンター（714㎡） 4F：トレーニングルーム(750㎡) 5F：ホール(固定300席)(928㎡) 6F：投光室（236㎡）	1F：図書館（589㎡）、玄関ホール、一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、お話し室、事務室、倉庫 2F：公民館（377㎡）

区分	東分館	家島分館	夢前分館
位置	御国野町御着283番地15	家島町真浦2137番地1	夢前町前之庄2160番地
開館	平成9年4月10日	平成25年2月1日	平成27年3月24日
構造	鉄筋コンクリート造2階建 （東保健福祉サービスセンターとの複合施設）	鉄筋コンクリート造4階建 （家島事務所他との複合施設）	鉄筋コンクリート造3階建 （夢前事務所他との複合施設）
建築面積	731㎡	570㎡	2,998㎡
延床面積	670㎡ （全延床面積1,251㎡）	124㎡ （全延床面積1,803㎡）	644㎡ （全延床面積2,998㎡）
敷地面積	2,785㎡	918㎡	6,011㎡
建設費	255,126千円	498,750千円	429,624千円 （含夢前事務所他）
主要施設	1F：保健福祉サービスセンター（581㎡）、玄関ホール 2F：図書館（670㎡）、一般開架コーナー、児童コーナー、ブラウジングコーナー、お話し室、事務室、倉庫	1F：家島事務所 2F：水道局家島分室、飾磨消防署家島出張所、家島学校給食センター、わくわく広場、会議室 3F：図書館家島分館、家島公民館、一般開架コーナー、新聞・雑誌コーナー、事務室 4F：電気設備室	1F：図書館夢前分館、夢前事務所、保健福祉サービスセンター、一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、ブラウジングコーナー、事務室 2F：北部建設事務所、北部農林事務所 3F：社会福祉協議会、シルバー人材センター

区分	香寺分館	安富分館
位置	香寺町香呂 239 番地 1	安富町安志 1151 番地
開館	平成 4 年 7 月 7 日	平成 16 年 6 月 20 日
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造 3 階建 (安富公民館事務室他との複合施設)
建築面積	1,379 ㎡	1,984 ㎡
延床面積	1,379 ㎡	391 ㎡ (全延床面積 4,008 ㎡)
敷地面積	5,220 ㎡	5,757 ㎡
建設費	457,108 千円	1,275,460 千円
主要施設	一般開架コーナー、児童コーナー、お話し室、ギャラリー、会議室、駐車場	1F：エントランスホール、公民館事務室、保健指導室、健康増進室、調理実習室、相談室、診療室、読書室 2F：図書館（一般開架コーナー、児童コーナー）、研修室、多目的ホール 3F：会議室（2 室）、研修室、資料室、音響映写機械室

(2) 館別蔵書数　　平成 31 年 3 月 31 日現在（冊）

城内図書館	網干分館	花北分館	飾磨分館	東光分館	白浜分館	安室分館	青山分館
540,745	57,435	40,892	50,328	46,292	49,915	53,056	54,554

広畑分館	手柄分館	東分館	家島分館	夢前分館	香寺分館	安富分館	合計
72,475	63,253	58,418	21,612	47,005	134,080	51,317	1,341,377

※ 城内図書館には、子ども文庫用図書を含む。

※ 家島分館には、坊勢図書コーナー分を含む。

(3) 利用状況

① 館外貸出冊数　　（冊）

年度	城内図書館	網干分館	花北分館	飾磨分館	東光分館	白浜分館	安室分館	青山分館	広畑分館
H26	575,367	143,814	103,062	45,430	79,496	189,509	191,349	151,550	287,487
H27	547,364	38,835	95,446	165,375	78,496	172,347	189,353	151,647	319,154
H28	612,269	177,685	10,533	183,906	85,074	163,058	192,369	155,138	111,770
H29	623,347	180,030	15,167	178,288	28,914	158,964	183,426	149,551	132,756
H30	597,034	144,438	14,998	157,505	73,695	151,468	181,400	131,502	237,865

手柄分館	東分館	家島分館	夢前分館	香寺分館	安富分館	自動車文庫	駅前市役所	坊勢図書コーナー	合計
215,455	132,223	7,235	45,306	175,102	37,050	8,904	31,455	—	2,419,794
179,675	129,686	7,041	55,983	160,742	33,256	9,106	32,477	—	2,365,983
186,710	126,135	6,082	51,923	151,778	32,341	8,786	35,391	—	2,290,948
183,525	127,829	5,698	48,908	146,150	32,686	8,659	35,978	—	2,239,876
167,215	121,781	4,835	51,995	148,140	30,483	8,356	35,303	450	2,258,463

※ 城内図書館には、団体貸出しを含む。

② 利用部門別人員 （人）

年度	開館日数（日）	図書貸出	視聴覚資料	参考事務	諸集会	見学	合計
H26	283	701,152	62	138,015	4,155	4,019	847,403
H27	276	687,959	895	140,837	5,007	3,464	838,162
H28	280	742,544	1,266	129,583	5,805	3,207	882,685
H29	284	738,475	735	123,428	4,284	3,293	870,215
H30	285	752,165	781	127,420	5,181	3,469	889,301

(4) 図書館情報システム 令和元年度予算額 42,244 千円

平成 2 年 4 月 1 日の城内図書館開館に合わせ図書館情報システムの運用を開始、貸出・返却・予約・資料検索などの窓口業務をオンライン化することにより利用者サービスの向上を図るとともに、各種統計データ作成などの業務の合理化を行った。

平成 4 年 1 月には利用者端末を導入し、利用者によるオンライン検索サービスを開始した。また、平成 6 年 9 月に姫路獨協大学附属図書館との間でパソコン通信による蔵書の相互検索を開始した。

平成 11 年 1 月には姫路獨協大学附属図書館の蔵書検索をインターネットに変更するとともに、同年 5 月に図書館ホームページ開設、利用者への情報提供の窓口とし、さらに平成 12 年 11 月にインターネットによる蔵書公開をスタートするなど、情報システムの高度化と時代に即応した利用者サービスの向上に努めている。

平成 15 年 4 月に新設された「駅前市役所」内に「図書予約コーナー」を設け、予約図書の貸出、返却、予約の受付等のサービスを行っている。

平成 17 年 10 月に、図書館情報システムを更新し、インターネットによる図書予約サービスを開始した。

平成 18 年 3 月末には既存の 11 館に加え、新たに合併した 4 町の図書館にもサービス網を拡大した。

合併時より順次実施してきた家島・香寺・夢前・安富分館とのシステム統合が平成 21 年度に完了し、全館でインターネットによる図書予約サービスが可能になった。

平成 28 年 3 月に、図書館情報システムを更新し、クラウドにシステムを移行。貸出延長システムを導入した。

平成 28 年 11 月に、マイナンバーカードを利用した図書館サービス（図書の貸出）を開始した。

平成 29 年 9 月に、ＩＣタグシステム導入により、盗難防止ゲート自動貸出機（一部分館を除く）を設置した。

(5) 主な図書館活動

① レファレンスサービス（調査・相談業務） 令和元年度予算額 1,399 千円

図書館窓口では、利用者の調査・研究を支援する目的でレファレンスサービスを行っている。

平成20年度からは、窓口だけでなく、メールによるレファレンスサービスの受付を開始した。平成23年度からは、国立国会図書館レファレンス協同データベース事業にも参加し、レファレンス事例の蓄積・公開による市民サービスの拡充に努めている。平成28年4月より、新聞記事や官報、判例等のデータベースの市民専用端末2台を設置した。

② 子ども読書活動推進　　令和元年度予算額　1,927千円

平成27年度に策定した「姫路市子ども読書活動推進計画（第3次）」に基づいて、図書館、学校、公民館等の関係機関、ボランティア団体が連携して子どもの読書環境の整備を進め、子どもの読書活動を推進していく。第3次計画の主な事業としては「児童レファレンスコーナーのリニューアル」「図書館フェスティバル」「学校図書館支援事業」「ひめじ子ども読書週間」がある。

乳幼児向けブックリスト「よちよち文庫」を配布し、全館に絵本コーナーを設け、乳幼児期から本に親しむきっかけづくりを支援する。また、3歳から5歳児におすすめの絵本リスト「すくすく文庫」、小中学生向け推薦図書リスト、15歳から18歳向け推薦図書リストを作成・配布し、蔵書を整備する。

「絵本講座」「ストーリーテリング講座」「わらべうたの会」定例「おはなし会」「えほんのじかん」「親子で楽しむブックトーク」「子どものための音読講座」「児童文学講演会」を行うほか、各学校からの依頼により学校訪問による「おはなし会」を行っている。また「ジュニア姫路検定（一日図書館員、音読、読書クイズ）」を実施している。

③ 自動車文庫　　令和元年度予算額　1,762千円

図書館を利用しがたい地区の市民に対して図書館サービスを行うため、自動車文庫車1台（積載冊数：約2,500冊）をもって、14カ所巡回地区約2,500人を対象に2週間または1カ月周期で巡回し、利用者の便益に供するとともに図書館資料などの利用の啓発に努めている。

④ 読書普及事業　　令和元年度予算額　917千円

読書普及の一環として読書振興のための講演を行うほか、地区読書会6グループと個人会員で構成する「ひめじ読書友の会」に補助金を交付し活動を助成している。また、一般市民向けの朗読会、乳幼児・児童の親を対象にした市政出前講座を実施している。広報としては月一回図書館だよりの発行を行っている。

⑤ ビジネス支援サービス

平成26年11月より、城内図書館において、ビジネス支援コーナーを設置。地域のビジネス支援関連団体や産業振興課と連携し、ビジネスに役立つ情報を広く市民に提供している。

⑥ 医療健康情報サービス

平成27年7月より、医療健康情報サービスコーナーを設置。関連書籍の収集・展示のほか、姫路市役所内の関連各課や市内の医療機関と連携し、医療・健康情報を市民に提供している。

⑦ 団体貸出の充実

市民への読書支援の一環として、市内に活動拠点を置く社会教育関係機関、事業所及び地域の団体に対し、団体貸出しを行っている。また、民間の子ども文庫や学校園に対し、読書支援及び調べ学習支援を目的とした団体貸出しを行っている。

2　美術館

(1)　位置　　本町 68 番地 25

(2)　開館　　昭和 58 年（1983 年）　4 月 1 日

(3)　構造および規模

敷地面積	14,984 ㎡	建築面積	2,944.96 ㎡
延床面積	3,623.38 ㎡	庭園面積	11,565 ㎡
主要施設			
常設展示室	418.60 ㎡	企画展示室	951.86 ㎡
講堂	109.0 ㎡	会議室	26.90 ㎡
アートライブラリー	80.20 ㎡	コレクションギャラリー	128.90 ㎡
ボランティア作業室	30.0 ㎡	収蔵庫	24.2 ㎡

(4)　建設費　　1,435,000 千円

(5)　運営に関する基本方針

①　優れた美との出会いの場としての美術館活動の展開を基本とする。

②　美術館が世代を越えて親しまれ、気軽に訪れることができる心のオアシスとして、市民とともに成長発展していく。

(6)　作品収集の基準

①　郷土ゆかりの美術家の優れた作品及び郷土の歴史・風物等に関する美術作品

②　日本の近現代美術

③　ベルギーなど海外の近現代美術

(7)　館蔵品の内訳　　令和元年 5 月 31 日現在

日本画	洋画（水彩・素描含む）	版画	彫塑・立体等	工芸		デザイン	計
				刀剣	東山焼		
315	1,680	1,628	131	21	9	591	4,375

(8)　観覧料および使用料

①　観覧料

区分		金額	
		個人	20 人以上の団体
常設展示観覧	一般	200 円	160 円
	大学生・高校生	150 円	120 円
	中学生・小学生	100 円	80 円
企画展示観覧		1 人につき 2,000 円以内で教育委員会が定める額	

※令和元年 10 月から料金改定予定

②　付帯施設および備品等使用料

区分	名称	単位	使用料（1 日）			備考
			午前(9:00～12:00)	午後(13:00～17:00)	1 日(9:00～17:00)	
附帯設備	講堂	1 室	1,340 円	1,750 円	3,090 円	椅子席　80 人
	会議室	1 室	410 円	620 円	1,030 円	円卓　15 人

※令和元年 10 月から料金改定予定

区分	名称	単位	使用料（1回）	備考
映写機機	スライド映写機	1式	500円	
	16mm映画映写機	1式	1,000円	
	ビデオテープレコーダー付きテレビ受像機	1式	500円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	500円	

③　特別観覧料

区分	単位（1点につき）	金額
熟覧	1日	1,000円
模写・模造	1日	2,000円
撮影	1回	3,000円
デジタル画像・写真原版・印画利用	1回	2,000円

※令和元年10月から料金改定予定

(9)　運営状況

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
常設展	期間	304日	305日	303日	304日	135日
	入場者数	30,166人	49,339人	43,161人	36,387人	10,271人
	入場料収入	1,195,779円	2,319,490円	1,233,030円	1,234,860円	637,690円
特別企画展	期間	229日	218日	235日	238日	69日
	入場者数	44,722人	65,811人	52,553人	46,196人	6,168人
	入場料収入	10,323,700円	17,469,050円	17,072,950円	24,046,800円	1,716,750円

※特別企画展の入場料収入には、共同企画展配分金は含まない。

企画展・常設展等の開催状況

令和元年度企画展

姫路市立美術館

展覧会名	期間	日数	内容
チームラボ 世界は暗闇からはじまるがそれでもやさしくうつくしい	31.4.20(土) ～6.16(日)	52 日間	集団的創造によって、アート、サイエンス、テクノロジー、デザイン、そして自然界との交差点を模索しているアートコレクティブ・チームラボの個展。アーティスト自らが厳選したプロジェクション作品に、チームラボの美術表現の原理を体現するモニター作品を組み合わせることによって、「今、ここ」でしか体験できない場を創出します
奇蹟の芸術都市バルセロナ展	1.6.29 （土） ～9.1（日）	56 日間	スペイン、カタルーニャ自治州の州都バルセロナは、世界遺産サグラダ・ファミリアの設計者アントニオ・ガウディやパブロ・ピカソなど、多くの偉大な芸術家を生み出した「芸術」の都市として世界中の人々に愛される世界有数の国際都市です。本展覧会は都市の近代化が進んだ 19 世紀後サンダーの都市計画から、バルセロナ万国博覧会開催(1888 年)を経て、スペイン内戦(1936-39 年)に至るまでの約 80 年間に生み出された芸術文化に辿ろうとする試みです。ガウディをはじめピカソ、ミロ、ダリー本展では彼らの仕事を核としつつ、絵画を中心に映像資料、写真、図面、家具、宝飾品、彫刻など多様なジャンルの作品を交え、当時のカタルーニャに花開き咲き誇った芸術の精華を紹介します。
生誕 120 年 文豪川端康成と美のコレクション展	1.9.14 （土） ～11.4 （月・振休）	45 日間	日本人初のノーベル文学賞受賞作家・川端康成は、優れた美術品コレクターでもありました。国宝に指定される池大雅・与謝蕪村《十便十宜図》をはじめ、交流のあった日本画家・東山魁夷の作品ほか近現代美術、古美術、西洋美術にまで至る幅広い川端コレクションを紹介。共同開催の姫路文学館では、同コレクションのもう一件の国宝、浦上玉堂《凍雲篩雪図》も展示されます。
ストラスブール美術館展	1.11.12 （火） ～2.1.26 （日）	66 日間	ストラスブールはライン川を隔ててドイツと国境を接するフランスの地方、アルザス地方を代表する都市です。ドイツと国境を接することから独特の風土と文化を育んできました。ストラスブール近代美術館は、印象派から 20 世紀に至るフランス美術の名作を多数所蔵しています。この度の展覧会では、印象派のモネから、ピカソなど 20 世紀のモダンアートまでを、ストラスブール近代美術館の所蔵品によってたどります。

学校連携プロジェクト展

展覧会名	期間	日数	内容
学校連携プロジェクト展	1.12.7(土) ～ 12.22(日)	14 日間	美術を通じた学びの可能性を拡げ、地域へ還元する事業として 2009（平成 21）年度より行ってきたもの。学生と作家や美術館が連携して展覧会をつくりあげます。

令和元年度公募展

展覧会名	期間	日数	内容
第 74 回姫路市美術展	2.3.11(水) ～ 3.22(日)	11 日間	1946（昭和 21）年、第 1 回展が開催されて以来、本展は兵庫内で最も古い公募展として今日まで続いてきました。15 歳以上（平成 16 年 4 月 1 日以前に生まれた方）であれば、国籍、居住地を問わず、どなたでも応募できる開かれた公募展です。

令和元年度常設展

展覧会名	期間	日数	内容
國富奎三コレクション 近代フランス絵画 モネからマティスまで	通年	260 日間	近代フランス絵画の中で日本人にも人気のあるコロー、クールベからモネやピサロなどの印象派の作品まで、國富奎三氏より寄贈されたコレクションを常設展示しています。

令和元年度コレクションギャラリー

展覧会名	期間	日数	内容
日本画に見る四季	31.4.20 （土） ～6.16 （日）	52 日間	春夏秋冬、四季の気候がはっきりした日本では、古来より絵画で季節感を表現することが好まれてきました。描かれた景色･風物・動植物などを通して折々の情趣が感じられる作品を、日本画を中心に館蔵品より紹介します。
ベルギー近代美術の諸相	1.6.22 （土） ～9.1（日）	62 日間	ベルギーはかつてブランドル地方と呼ばれ、油彩画の技法を発達させるなど、西洋美術の中心地でした。19 世紀にはフランスの影響のもと、さまざまな表現が生み出されます。光をとらえようとした印象派、心の世界を描いた象徴主義、社会の実情を描いた写実主義など。さまざまなベルギー近代美術の諸相を所蔵品で展観します。

展覧会名	期間	日数	内容
姫路市民美術塾	1.9.7（土） ～11.4 （月・振休）	51 日間	平成 25 年度に始動した、教育普及型展覧会。新たな視点で所蔵品に出会うことで、よりクリエイティブで楽しい鑑賞を体験する「場」としての展覧会です。「？ボックス」（来場者と学芸員の交流ツール）や、めくって読めるパネル、作品の意外なエピソードが書かれた「美術もの知りシート」など、鑑賞の充実をめざしたオリジナルのしかけも設置します。
言葉とイメージの世界	1.11.9 （土） ～2.1.26 （日）	68 日間	版画集『マグリットの落とし子たち』はマグリットの没後の 1968 年に出版されました。本作は友人であるシュルレアリストの詩人ルイ・スキュトネールの詩とともに刊行された 12 点のポートフォリオです。本展では完訳された詩とともにその装丁やマグリットの作品を紹介します。20 世紀を代表するシュルレアリストの文学と美術の出逢いをお楽しみいただきます。

3　姫路科学館「アトムの館」

(1)　概要

現代の科学を理解するための基本的なことがらを、印象的な体験を通じて理解することにより、市民特に次の時代を担う青少年の限りない夢を膨らませ、科学する心を育てることを目的として建設された。「科学の眼」をモチーフに「宇宙・地球・科学・郷土の自然」をテーマ構成とした常設展示と、わが国で有数のドーム直径 27ｍの宇宙型プラネタリウムを備えた理工系と自然系の総合的な機能を備えた科学館である。

開館後 15 年が経過したことを機に、常設展示の更新、エントランスホールのレイアウト替えなど館内設備をリフレッシュし、平成 21 年 8 月 1 日にリニューアルオープンした。また、光学式プラネタリウムの改修とプラネタリウム映像システムの更新を行い、平成 25 年 3 月 16 日に最新の統合型プラネタリウムとしてリニューアルオープンした。

平成 28 年 7 月 15 日には建物の大規模改修を終え、リフレッシュオープンした。

平成 29 年 7 月 1 日に開館以来の入館者数が 500 万人を超えた。

①　位置　　青山 1470 番地 15

②　開館　　平成 5 年 4 月 29 日

③ 構造及び規模　　敷地面積　　13,843 ㎡

〈本館〉

鉄骨鉄筋コンクリート造　4 階建　塔屋 2 階

建築面積　　3,097 ㎡

延床面積　　7,812 ㎡

（内訳）

＊展示・来館者サービス部門　　3,400 ㎡

常設展示室（2～4 階）、特別展示室（1 階）

エントランス、ミュージアムショップ、喫茶コーナー（1 階）

展望室（塔屋 2 階）など

＊プラネタリウム部門（1～2 階）　820 ㎡

プラネタリウム客席（固定椅子約 284 席）、ホワイエ

コンピューター室、プロジェクター室など

＊教育普及部門（4 階）　450 ㎡

講義室、実験室、工作室、準備室など

＊収蔵部門（2 階）　500 ㎡

収蔵室（4 室）、展示準備室ほか

＊事務・管理部門（1 階）　2,642 ㎡

管理諸室、機械設備諸室、階段、便所など

〈資料収蔵棟〉

鉄骨造 2 階建　　建築面積　232 ㎡　　延床面積　322 ㎡

収蔵室（2 室）、資料整理室

〈屋外休憩所〉

アルミニウム合金造　建築面積　86.54 ㎡

④　建設費　　5,345,541 千円

⑤　大規模改修（平成 27 年 10 月から平成 28 年 6 月）　工事費　1,162,080 千円

(2)　展示内容

①　テーマ構成　　「宇宙、地球、科学、郷土の自然」

②　展示面積　　2,500 ㎡

ア　常設展示室　　2,250 ㎡

・私たちの宇宙　（4 階）　　450 ㎡

私たちが知っている宇宙の姿と原理を、ＣＧと実験装置で紹介する。隕石や古星図の展示に加え、口径 50 ㎝の太陽望遠鏡では、リアルタイムで太陽の姿をスケッチできる。

・身のまわりの科学（3 階）　1,000 ㎡

身のまわりの現象を整理し、実験可能な展示装置で紹介する。ディスカバリーコーナーでは親子で科学の楽しさを発見できる。

・地球と郷土の自然（2 階）　800 ㎡

地球と生命の歴史から身近な郷土の自然まで、標本とジオラマで紹介する。コレクションコーナーでは収蔵資料を定期的に入れ替えて展示している。

・その他の展示

エントランス　地球の自転を証明するフーコー振り子

鏡に映る不思議な画像アナモルフォーシス

モロッコ産の直角石の化石を多数含む巨大な岩

黒い板とジルコニウムの輝きでビッグバンを表した壁面レリーフ

高さ 15ｍの吹き抜けを上下するジャンボ熱気球

屋外（進入路側壁）

世界各地から集められた岩石で、北米大陸の地層をモデルに、しゅう曲、断層、整合などが表されている。

イ　特別展示室　　250 ㎡

・令和元年度企画展等開催計画　　令和元年度予算額　13,016 千円

企画展名	会期	内容
企画展 第 2 回生物多様性写真展 「ひめじのいきもの」	3／15～4／7 20 日間	姫路とその周辺に見られる生物の記録を標本以外の形で残すために、広く写真を募集し展示します。
企画展 桜山公園の野鳥	4／27～5／27 28 日間	野外ではなかなか間近で観察できない野鳥を観察する機会を提供します。
特別展 夏のむし・ムシ大集合 6	6／14～7／7 21 日間	子どもたちに大人気の夏のむしたちの標本や生態を展示します。
桜山公園まつり “ 科学の屋台村”	7／20～7／21 2 日間	科学実験や科学工作などを通して、科学の不思議や楽しさが体感できるコーナーを多数設置します。
特別展 「新・錯覚美術館」	7／26～9／2 35 日間	大人もこどもも楽しめる、体験できる、そしてやっぱり見事に騙されてしまう、人間の知覚と錯覚の不思議を学べる杉原厚吉先生（明治大学研究・知財戦略機構研究特別教授）の「錯覚美術館」の新作品を一堂に展示します。
第 55 回 姫路市児童生徒科学作品展	9／28～10／20 20 日間 科学工作の部	姫路市及び近隣の児童・生徒が夏休み中にまとめた優秀科学作品を「科学工作」「調査研究」の 2 部門に分けて展示します。
第 55 回 姫路市児童生徒科学作品展	10／30～11／24 23 日間 調査研究の部	姫路市及び近隣の児童・生徒が夏休み中にまとめた優秀科学作品を「科学工作」「調査研究」の 2 部門に分けて展示します。
企画展 「はりまの星・日本の星」	12／21～1／19 19 日間	身近な播磨地方で使われていた星の呼び名や物語を通じて、星座やギリシャ神話とは異なる星空の楽しみを伝えます。
企画展 「新春植物展」	1／5～1／19 13 日間	お正月の華やいだ雰囲気を彩る、おめでたい新春に用いられる植物をご紹介します。
第 34 回 未来を描く科学絵画展	1／31～2／24 22 日間	姫路市及び近隣の児童・生徒が未来の科学技術進歩への夢や希望を描いた作品を展示します。
企画展 第 3 回生物多様性写真展 「ひめじのいきもの」	3／14～4／6 21 日間	姫路とその周辺に見られる生物の記録を標本以外の形で残すために、継続して広く写真を募集し展示します。

(3) プラネタリウム

① 投影機能型式　宇宙型

② ドーム直径・型式　27m・傾斜型

③ 座席数　固定席 284 席

④　令和元年度投影番組（予定）　　令和元年度予算額　　20,792 千円

番組名	期間	内容
（星空案内と宇宙の話題） ※テーマを月替わりで変更	4/1～4/30 5/1～5/31 6/1～6/30 7/1～7/31 8/1～8/31 9/1～9/30 10/2～10/31 11/1～11/30 12/1～12/26 1/4～1/31 2/1～2/29 3/1～3/30	星空の動物園 おとめ座銀河団 時を計る アポロ月着陸 50 年 木星と土星 月の模様 水星 はやぶさ 2 とリュウグウ 日食を見よう 子の星 星を読み解く 春分
（全天映画Ａ） 月世界	4／24～9／2	地球の隣の天体なのに、今なお遠い月世界。アポロの足跡を交えながら、天体としての月の姿を紹介します。
（全天映画Ｂ） 星の旅　－世界編－	4/24～4/20	旅すると風景が変わっていくように、星空にもその土地の見え方があります。星空を追う世界の旅をドーム映像で再現します。
（全天映画Ａ） えんとつ町のプペル	9/6～11/18	にしのあきひろ原作の人気絵本「えんとつ町のプペル」が緻密なドーム映像になりました。信じることの大切さを伝えます。
（全天映画Ａ） ノーマン・ザ・スノーマン ～流れ星のふる夜に～	11/20～3/9	ドーム映像で世界的な評価を受けたノーマン・ザ・スノーマンの第２作。少年が雪だるまのノーマンと流星群を見にでかけます。
（全天映画Ａ） アマゾン・アドベンチャー	3/11～	アマゾンで昆虫の採集を続け、ダーウィンの進化論の証拠や擬態を発見したヘンリー・ベイツの物語。
（全天映画） たいようくんとおつきちゃん	団体予約の希望により投影	幼児向け番組。流れ星を見たことがないたいようくんが、おつきちゃんに助けてもらい、星空と流れ星を見る絵本タッチの物語。
七夕特別投影 「たなばた星まつり」	6／26～7／7	天の川から林田川に落ちてきたカッパの河太郎がヒコタとオリエに語る七夕の物語。姫路科学館の創作七夕物語。

○　「プラネタリウムコンサート」の開催　　6 回

(4)　観覧料及び特別展示室使用料

・観覧料

区分		金額	
		個人	20 人以上の団体
常設展示観覧	一般	500 円	400 円
	高校生・中学生・小学生	200 円	160 円
プラネタリウム観覧	一般	500 円	400 円
	高校生・中学生・小学生	200 円	160 円
特別展示観覧		1 人につき 2,000 円以内で教育委員会が定める額	

※令和元年 10 月から料金改定予定

・特別展示室使用料

1日	午前	午後
午前9時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
7,200円	3,100円	4,100円

※令和元年10月から料金改定予定

(5) 運営状況

区分		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
常設展	観覧者数	101,574人	77,021人	88,202人	98,684人	94,983人
	観覧料収入	17,933,610円	13,569,280円	15,053,040円	16,612,660円	16,226,120円
プラネタリウム	観覧者数	63,962人	44,369人	51,063人	58,793人	55,920人
	観覧料収入	15,957,420円	10,905,780円	12,617,440円	14,087,980円	13,541,600円
特別展等	観覧者数	98,852人	100,642人	76,634人	93,368人	96,002人
	観覧料収入	3,152,960円	3,797,030円	3,370,240円	3,678,170円	3,510,410円

※平成27年10月19日～28年7月14日は大規模改修工事のため休館

(6) 普及・啓発活動（予定）　　令和元年度予算額　2,616千円

① 「親子で楽しむ実験工作教室」等各種教室の開催

・実験工作教室A　（対象：小学1・2年生）　7回
・実験工作教室B　（対象：小学3・4年生）　7回
・実験工作教室C　（対象：小学5・6年生）　2回
・実験工作教室（ゴムワン）　（対象：小学全学年）　2回
・電子工作教室　（対象：小学4年生以上・中学生）　4回
・ロボット工作教室　（対象：小学5・6年生）　1回
・実験基礎講座　（対象：小学4年生以上）　2回
・夏休み自由研究相談　4回
・少年少女発明クラブ　12回
・自由参加の科学教室　約220回

② サイエンスエキスパート講座の開催

・昆虫の達人　（対象：小学3年生以上・中学生）　3回
・岩石の達人　（対象：小学5年生以上・中学生）　3回
・ロボットの達人　（対象：小学4年生以上・中学生）　3回
・化学の達人　（対象：小学5年生以上・中学生）　3回
・物理の達人　（対象：小学5年生以上・中学生）　3回
・天文の達人　（対象：小学4年生以上）　3回
・自然系ジュニア学芸員　（対象：小学5年生以上・高校2年まで）　10回

③ 姫路ロボ・チャレンジの開催　2回

④ ゴム・ワングランプリの開催　2回

⑤ 「木曜サイエンスサロン」の開催（対象：一般）　8回

⑥　「移動天文教室」の開催（対象：一般）　10回
⑦　「移動科学館」の開催（対象：小・中・義務教育学校）　20回
⑧　「科学講演会」の開催　1回
⑨　おはなし会の実施　約270回
⑩　サイエンスショーの実施　約550回
⑪　化石タッチングの実施　約280回
⑫　「科学の眼」の発行　11回
⑬　「科学館だより」の発行　9回
⑭　年報・研究誌「わたしたちの探究と工夫」の発刊

(7)　資料収集活動　令和元年度予算額　6,048千円

・鉱物、岩石、化石、鳥類、昆虫など展示標本等の収集

(8)　「友の会」の活動

科学に目を向け、科学する心を高めるとともに、互いに楽しみながら科学に関する知識や教養を培うことを目的として「姫路科学館友の会」が結成され、科学教室の開催、科学施設の見学、ミュージアム・ショップや喫茶コーナーの運営等の活動を実施。

4　姫路文学館

(1)　概要

郷土ゆかりの文学者を顕彰するとともに、文学に関する市民の知識及び教養の高揚を図るため、市制100周年事業の一環として建設された文学関係の博物館施設で、平成3年4月に開館。その後、司馬遼太郎記念室を中心とした南館を平成8年5月に開館。平成27年7月から大規模改修と展示リニューアルを同時におこない、平成28年7月にリニューアルオープン。安藤忠雄氏の設計による斬新なデザインは城との新旧の調和を目指したもので、壮麗な天守を間近に望むことができる。

①　位置　山野井町84番地
②　開館　平成3年4月1日
③　構造および規模
・北館　鉄骨鉄筋コンクリート造　地下1階、地上3階　建築面積　1,324㎡　延床面積　3,815㎡　常設展示室　特別展示室、講堂ほか
・南館　鉄筋コンクリート造　地下1階、地上2階　建築面積　1,360㎡　延床面積　2,564㎡　司馬遼太郎記念室　よいこのへや、図書室　事務室ほか
・望景亭　木造平屋建瓦葺　建築面積444㎡　和室（131㎡）、茶室（40㎡）ほか
・駐輪場　鉄筋コンクリート造　建築面積17㎡
・書斎風建物　木造平屋建瓦葺　建築面積29㎡
・敷地面積　18,003㎡
・駐車台数　乗用車56台
④　建設費　5,173,879千円（北館2,605,426千円　南館2,568,453千円）
⑤　設計　安藤忠雄建築研究所

⑥　大規模施設整備（平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月）

◇　建築

（大規模改修）

設計　　村上建築設計室

施工　　平錦・永岡共同企業体

◇　展示

（展示リニューアル）

設計施工　トータルメディア開発研究所

⑦　大規模施設整備費　　1,992,600 千円

(2)　資料の収集・整理・保存　　令和元年度予算額　　5,748 千円

郷土ゆかりの文学者の文学作品、郷土を題材とした文学作品及びこれらの関連資料を寄贈、寄託、購入等により収集し、常温・常湿の収蔵庫にて整理、保管して、永久的な保存を目指している。

①　資料数　　約 174,000 点（平成 31 年 3 月 31 日現在）

②　資料内容　　書籍、原稿、書簡、写真、遺品、複製品等

③　収蔵庫面積　　529 ㎡　（北館収蔵庫　412 ㎡：南館収蔵庫　117 ㎡）

(3)　普及啓発活動　　令和元年度予算額　　7,309 千円

文学、歴史関係の講演会、講座等を企画・開催している。また、研究の出版等広範な普及活動に努めている。

①　2019 年姫路文学館夏季大学

各界から講師を招き、7／3～7／27 に 4 回実施する。

・会場　　姫路市市民会館大ホール

・定員　　800 人

②　第 21 回司馬遼太郎メモリアル・デー（8 月 7 日）

司馬遼太郎の生誕日 8 月 7 日に合わせて、その業績に関連した講演、対談などを実施する。

③　第 5 回藤原正彦エッセイコンクール

エッセイストとして人気の高い藤原正彦館長にちなみ、エッセイの創作、発表の機会を提供することを目指して開催するもの。中学生、高校生、一般の三部門について各優秀作品を藤原館長が最終選考し、1 月に表彰式を行う。

④　文学館講座の開設

文学思想講座、日本文化講座、市民名作講座、司馬読書会

⑤　館報「手帖姫路文学館」の発行　　年 4 回　　1 回 3,500 部

⑥　年報の発行　　年 1 回　　400 部

⑦　紀要の発行　　年 1 回　　300 部

(4)　第 32 回和辻哲郎文化賞　　令和元年度予算額　　10,230 千円

和辻哲郎の業績を顕彰し、和辻哲学の今日的意義を国の内外にわたって探るとともに、すぐれた学者、作家および評論家の育成を図るため、毎年、各方面から推薦のあった候補作より選考し、3 月上旬に授賞式を開催する。

①　対象

・一般部門　　日本文化、伝統文化、風土と人間生活との関連等に関するもので、国際的普遍性、斬新な視点および深い思索性のある評論。

・学術部門　　哲学、倫理学、宗教、思想、比較文化等に関するもので高い水準に達した論文。

② 選考委員

・一般部門　阿刀田　高（作家）
辻原　　登（作家）
山内　昌之（東京大学名誉教授）

・学術部門　野家　啓一（東北大学名誉教授）
関根　清三（東京大学名誉教授）
黒住　　真（東京大学名誉教授）

③ 賞

・正賞　蒔絵源氏絵千姫羽子板

・副賞　100 万円

④ 第 31 回（平成 30 年度） 受賞者

・一般部門　平川　新（宮城学院女子大学学長・東北大学名誉教授）
『戦国日本と大航海時代　秀吉・家康・政宗の外交戦略』

・学術部門　石川　求（首都大学東京大学院人文科学研究科教授）
『カントと無限判断の世界』

(5) 利用者数　（人）

区分			H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開館日数			301 日	60 日	198 日	302 日	303 日
入館者数	一般		7,651	4,360	7,852	5,753	9,603
	大・高		652	137	656	374	587
	中・小		1,408	305	881	373	1,566
	団体	一般	2,763	2,050	2,342	3,094	5,151
		大・高	131	29	60	77	227
		中・小	409	161	245	152	502
	招待等		21,175	11,134	8,362	6,244	9,024
	小計		34,189	18,176	20,398	16,067	26,660
施設利用者及び行事参加者数	講堂		15,295	4,358	8,996	14,834	17,036
	和室		1,030	263	1,235	267	1,229
	茶室		1,172	105	269	36	149
	洋間		－	－	－	0	409
	特別展示室等		19,000	11,376	40,210	39,051	49,594
	小計		36,497	16,102	50,710	54,188	68,417
計			70,686	34,278	71,108	70,255	95,077

(6) 特別企画展開催状況（再掲：入館者数は、上記入館数に含まれる）

平成 30 年度特別企画展入館者数

特別企画展名	会期	開催日数	入館者数（人）
特別展「怪談皿屋敷のナゾ－姫路名物お菊さん－」	4/21～6/10	45 日	3,491
特別展「絵本作家いわむらかずおの世界」	6/23～9/2	62 日	13,997
第 3 回姫路・石巻“縁”展示会 石ノ森章太郎生誕 80 周年記念「石ノ森章太郎とジュン展」 鈴木省一写真展「いしのまきのあさ」	9/15～10/28	38 日	2,374
特別展「宮本輝－人間のあたたかさと、生きる勇気と。」	11/10～1/27	58 日	2,579
企画展「生誕 120 年記念俳人五十嵐播水展」	2/9～4/7	49 日	1,875

令和元年度特別企画展（予定）　　令和元年度予算額　18,000 千円

特別企画展名	会期	内容
特別展「いきものだいすき！薮内正幸の動物画展」	4/20～6/16	絵本「どうぶつのおやこ」や児童文学「冒険者たち　ガンバと 15 ひきの仲間」の挿絵、サントリー愛鳥キャンペーン広告の野鳥などで知られる動物画の第一人者、薮内正幸(1940～2000)。絵本、図鑑、広告などの原画や挿絵の展示のほか、その人となりも紹介する。
特別展「ばばばあちゃんとあそぼう！絵本作家さとうわきこの世界」	6/29～9/1	「せんたくかあちゃん」「ばばばあちゃん」シリーズなどで 50 年以上にわたり子どもたちに元気と笑顔を届けてきた絵本作家さとうわきこ。その素顔と作品の魅力を、作家になるまでの歩みや絵本に寄せる夢にも触れながら紹介する。
特別展「生誕 120 年 文豪川端康成と美のコレクション展」	9/14～11/4	日本初のノーベル文学賞作家・川端康成(1899～1972)の人となりや作品、その交流を紹介し、愛用品・文豪たちの書・文人画など、国宝を含む川端が愛した美のコレクションを展示する。姫路文学館と姫路市立美術館の 2 会場で行う、初の合同企画である。
企画展「立原えりかのグリム童話絵本原画展」	11/9～12/24	「朝日小学校新聞」に連載された「立原えりかのグリム童話」の原画と物語を一堂に展示。童話作家立原えりかと、尼子騒兵衛、宇野亞喜良、永田萠、長谷川義史ら第一線の画家による新しいグリム童話を旅する。
企画展「生誕 120 年記念 俳人永田耕衣展」	1/11～4/5	加古川市生まれの孤高の俳人永田耕衣(1900～1997)。俳壇の枠をこえ、多くの芸術家たちからの賞賛を集めた独自の俳句世界と、「満開人生」と称された 97 年の豊かな生涯を紹介する。

(7) その他

文学に関心を持つ人々の教養を深めるとともに、姫路文学館の活動を援助することを目的として「姫路文学館友の会」が結成され、講座、見学研修会の実施、姫路文学館を支援するボランティア活動等を行っている。

会員数　　約 400 人

5　書写の里・美術工芸館

(1)　概要

豊かな田園風景を残し、播磨の人々の心のふるさとである書写山、書写の里・美術工芸館は、そのふもとに平成6年7月1日、魅力ある文化・観光の拠点として開館、文化情報の発信地として、また多くの人が集い楽しめる場所として、特別展示・企画展示をはじめイベント・体験教室など多彩な事業を行っている。

①　位置　　書写1223番地

②　開館　　平成6年7月1日

③　構造・規模

・本館　鉄筋コンクリート一部鉄骨造、地下1階、地上2階

延床面積	2,524㎡				
展示室A	293㎡	展示室B	63㎡	展示室C	61㎡
企画展示室	79㎡	郷土玩具室	90㎡	工芸工房	172㎡
一般展示室	113㎡	第1収蔵庫	140㎡	第2収蔵庫	294㎡
荷解室Ⅰ	42㎡	荷解室Ⅱ	24㎡	未整理室	28㎡
事務室等管理諸室	187㎡	機械設備諸室	207㎡	売店等利便施設	50㎡
その他	681㎡				

・交流庵　木造瓦葺

延床面積　88㎡

・工芸教室棟　木造平屋建

延床面積　28.4㎡

・敷地面積　約17,571㎡

④　総事業費　2,149,073千円

(2)　展示室および内容

郷土出身で元東大寺別当､清水公照の書・画・陶芸作品やコレクションをはじめ、姫路を中心とする伝統工芸品のほか、山田コレクションを中心とする郷土玩具を展示している。また、伝統工芸の製作実演や自ら体験できる工芸工房などを備える。

①　展示室A

「清水公照泥仏の世界」

清水公照が制作し、瀬戸・九谷・信楽・清水・備前・萩・唐津・有田焼など各地の窯元で焼き上げた泥仏(どろぼとけ)270体を展示

「屋台コーナー」

魚吹八幡神社の秋祭りで知られる、宮田地区の優美で豪華絢爛な屋台などを展示

②　展示室B

「清水公照すみ・いろ・つちの世界」

清水公照が書いた書・画・絵日記や、全国の窯元に出かけて陶芸家が制作した皿や壺などに絵付けした陶芸作品などを展示

③　展示室C

「清水公照春・夏・秋・冬の世界」

清水公照の作品から、季節が体感できる軸、額や陶芸作品を茶室仕立ての展示室で展示

④　企画展示室

館主催の企画展・特別展を行うほか、清水公照が収集した著名な工芸家の作品や交遊のあった工芸家の作品および播磨に残る伝統工芸品などを展示

⑤　郷土玩具室

山田コレクションを中心とする土人形やはりこなどの昔懐かしい郷土玩具を常設展示と季節展示で紹介。子ども遊びコーナーも設けている。

⑥　工芸工房

姫路の伝統工芸品である姫路はりこ、姫路こま、姫革細工、明珍火箸などの展示と製作実演を行い、また絵付体験もできる。

製作実演（伝統工芸職人が熟練した匠の技を披露）

・姫路はりこ（金・土・日・祝）

・姫路こま（第2、4土・日・祝）

・姫山人形（日・祝）

絵付体験

・姫路はりこ、姫路こまの絵付け（毎日）

⑦　一般展示室

館主催の企画展を行うほか市民の文化活動の発表の場として貸し出しも行う。

⑧　交流庵

句会・茶会など文化活動に貸し出している和室の施設

令和元年度展覧会事業

展覧会名	会期	内容
（春季特別展示） 没後20年 清水公照の世界	4／13（土）～ 6／2（日）	姫路出身で奈良東大寺の別当であった清水公照が没後 20年を迎えるにあたり、その功績を偲んで書・画・陶芸作品や所蔵品など約120点を紹介。
（特別展示） 播磨に息づく匠の技	6／8（土）～ 7／15（月・祝）	播磨地域ゆかりで現在活躍中の伝統工芸作家たちの近作展。木工や漆芸など匠の技を披露。
（夏季特別展示） 岩合光昭写真展「ねこといぬ」	7／20(土）～ 9／1（日）	動物写真家である岩合光昭が世界各地で撮り続けたネコとイヌの写真約100点を展示。
（特別展示） 兵庫県工芸美術作家協会展 姫路展	9／7（土）～ 9／29（日）	兵庫県工芸美術作家協会の作家による陶芸､染織､ガラス、皮革、漆芸、人形などの工芸作品を展示。第57回を迎える2019年度の作品展を姫路に巡回。
（秋季特別展示） 日本のガラス展	10／19（土）～ 12／24（火）	「日本ガラス工芸協会」が3年毎に開催、14回目となる巡回展。表現や技法が日々進化し、挑戦し続ける現代ガラス作品約100点を展示。
（新春特別展示） 高砂染展	令和2年（2020） 1／7（火）～ 3／22(日)	高砂染は高砂の相生の松をモチーフにした型染の染物で、江戸時代には姫路藩の贈答品としても生産されていた。着物や反物、型紙をはじめ現代の復刻への試みも含め約100点を紹介。

展覧会名	会期	内容
（企画展示） はりこ絵付けコンクール展	12／7（土）～ 12／24（火）	姫路はりこのお面や人形の絵付けコンクールの募集作品を展示する。
（郷土玩具室コーナー展示） 広島県の諸玩具	4／6(土）～ 8／22（木）	三次人形、尾道の三体神輿、田面船など約 80 点
（郷土玩具室コーナー展示） 滋賀県の諸玩具	8／24（土）～ 12／12（木）	小幡人形、草津のピンピン馬など約 80 点
（郷土玩具室コーナー展示） 香川県の諸玩具	12／14（土）～ 4／9（木）	高松のほうこうさん、つまみ人形など約 80 点
（開館 25 周年行事） 未来にはばたけ！ 子どもアートまつり	4／27（土）～ 5／26（日）	子どもの美術活動をテーマに、世界各国の子どもの造形活動の紹介や児童作品など約 350 展を展示。
（開館 25 周年行事） 夢をのせてＧＯ！ のりものイラスト	令和 2 年（2020） 3／14（土）～ 3／29（日）	気鋭のイラストレーター井上広大による播磨ゆかりの乗り物イラストなど、夢いっぱいの作品を展示。

(3) イベント・教室

はりこ絵つけコンクールなどのイベント、陶芸、漆芸などの工芸教室、親子むけワークショップなどを開催する。

(4) 資料の収集

・清水公照関連作品の収集

・播磨の伝統工芸品及び全国の郷土玩具の収集

・姫路の伝統工芸のビデオ制作

(5) 令和元年度予算額

86,286 千円　うち、

展示経費　10,913 千円

実演・教室開催経費　4,177 千円

資料収集経費　3,577 千円

(6) 観覧料および施設使用料

・観覧料

区分	個人	団体（20 人以上）
一般	300 円	240 円
大学生・高校生	200 円	160 円
中学生・小学生	50 円	40 円

※令和元年 10 月から料金改定予定

・施設使用料

使用時間／使用施設	1 日 午前 9 時から午後 5 時まで	午前 午前 9 時から正午まで	午後 午後 1 時から 5 時まで
一般展示室	3,600 円	1,540 円	2,060 円
和室	5,140 円	2,060 円	3,080 円

※令和元年 10 月から料金改定予定

(7) 運営状況

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開館日数（日）		304	304	301	302	303
入館者（人）	一般	32,170	34,207	31,354	37,341	36,358
	大学生・高校生	337	165	137	271	169
	中学生・小学生	4,678	4,759	4,172	2,570	4,435
	幼児	1,315	965	1,160	1,350	860
	計	38,500	40,096	36,823	41,532	41,822

(8) 開館時間・休館日

・開館時間

午前 10 時から午後 5 時まで（入館は午後 4 時半まで）

・休館日

・月曜日（休日を除く）

・休日の翌日（土・日曜日、休日を除く）

・年末年始（12 月 25 日から 1 月 5 日まで）

(9) 収蔵品（平成 31 年 4 月 1 日現在）

・清水公照関係　4,970 点

・郷土玩具関係　15,329 点

・伝統工芸及び現代工芸関係　1,618 点

6 水族館

(1) 概要・規模

姫路市立水族館は、手柄山中央公園の一角に山の上の水族館として、昭和 41 年 6 月に開館した。以来広く市民のレクリエーションの場および生涯学習施設としての役割を果たすとともに、水生生物に関する最新の情報を発信し続けてきた。老朽化のため平成 20 年 11 月から休館していたが、平成 23 年 7 月に「播磨の里地・里海のなかまたち」のコンセプトのもとリニューアルオープンした。そのコンセプトをもとに、播磨の池・川・海を展示する水族館、ふれあいと体験の水族館、地域密着の生涯学習施設を目指す。

① 敷地面積　8,210 ㎡

② 建物面積　4,458 ㎡

新館　延 1,999 ㎡

本館　延 2,459 ㎡

③ 観覧水槽　新館　川や池にすむ生きものたち、希少水生生物、外来生物など淡水に生きる生きものを中心とした飼育展示とふれあいコーナーなどによるスキンケアフィッシュやリクガメなどの展示

本館　播磨灘大水槽、ウミガメプール、タッチプール、砂地や磯にすむ生きものなど海産生物を中心とした展示や不思議な生態を持つ生きものたちの展示

④ 飼育施設　閉鎖循環ろ過方式、密閉ろ過方式、海水淡水の冷暖房設備、災害停電時の自家発電装置がある。

⑤　飼育生物数（令和元年 6 月 1 日）

淡水産生物	189 種	6,131 点
海水産生物	216 種	27,837 点
合計	405 種	33,968 点

⑥　その他　館外に連絡用通路及びエレベーター、本館内にエレベーター、新館、本館にバリアフリー用のスロープ設置、姫路城観賞用双眼鏡設備、企画展示室、新館に水族館ギャラリー、本館屋上にビオトープ、本館 3 階に標本展示コーナーなどがある。

(2)　入館料

区分	金額（1 人 1 日につき）			
	個人	30 人以上 100 人未満の団体	100 人以上 300 人未満の団体	300 人以上の団体
一般	510 円	460 円	410 円	360 円
中学生・小学生	200 円	180 円	160 円	140 円

備考　一般とは、中学生・小学生以外の者で 15 歳以上のものをいう。

※令和元年 10 月から料金改定予定

(3)　利用状況

年度	有料入館者（人）				無料入館者（人）	入館料収入（千円）
	大人	小人	団体	総数		
H26	90,612	17,660	2,039	110,311	97,396	49,421
H27	92,649	16,288	1,358	110,295	104,112	50,039
H28	88,206	14,998	1,593	104,797	97,419	47,705
H29	90,591	15,427	1,784	107,802	100,826	49,675
H30	87,293	15,567	1,574	104,434	93,794	48,210

(4)　生涯学習活動の推進

生きものとのふれあい、観察を通して自然科学教育の普及、自然保護・動物愛護の啓発を行う。

・タートルバンク（クサガメの卵を貸し出し、生命の誕生を見て、いのちの尊さを理解させる小学 1・2 年生）
・春の磯生物観察会・ウミホタル観察会の実施・干潟の生きもの観察会
・紙粘土工作教室・貝殻工作教室
・えさやりタイムの実施
・飼育員による実験・解説コーナー（アクアラボの実施）
・リクガメとのふれあいタイムの実施
・水族館サポーター・ひめすいボランティアの募集・市民ギャラリーの創設
・身障者向けのアクアキャラバンの実施
・機関誌「山のうえの魚たち」等刊行物の教育施設などへの配布

(5)　調査研究活動

希少淡水魚、タガメ他水生昆虫、ウミガメ、カエルなど瀬戸内海や播磨平野の池や川の水生生物の生態調査を続けており、自然の大切さを広く啓発するために、それらの結果を展示に反映させる努力をしている。また、失われつつある自然の回復を図っていくビオトープ造りを各地で指導している。

7　青少年センター　　令和元年度予算額　9,617 千円

青少年の指導・健全育成の更なる充実のため、「居場所の提供」、「サークル活動の支援」、「交流と体験の支援」の 3 つの機能をもつ青少年活動の中心施設を整備。

① 施設の概要

位置　総社本町 112 （市民会館 6、7 階）

施設規模　延床面積 1,774.69 ㎡

6 階　コミュニケーションルーム、情報ルーム

7 階　音楽創作ルーム（大）、音楽創作ルーム（小）、創作活動ルーム

多目的ルーム（大）、多目的ルーム（小）

② 建設費　69,314 千円

③ 開館　平成 15 年 12 月 1 日

④ 活動内容　・青少年の自主的活動の支援

・青少年リーダー研修会

・青少年の交流場所の提供

・自主イベントの実施

・情報誌の発行

⑤ 使用状況

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
使用日数（日）	346	347	346	346	346
使用人員（人）	61,016	73,365	63,627	69,587	53,278
使用料収入（円）	1,098,960	1,372,000	1,133,550	984,600	746,450

⑥ 使用料

区分	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時
音楽創作ルーム（大）	1,000 円	2,500 円	2,500 円
音楽創作ルーム（小）	600 円	1,600 円	1,600 円
創作活動ルーム	800 円	1,200 円	1,200 円
多目的ルーム（大）	1,100 円	1,900 円	1,900 円
多目的ルーム（小）	500 円	1,000 円	1,000 円

※令和元年 10 月から料金改定予定

8　野外活動センター　　令和元年度予算額　32,126 千円

野外活動センターは、市内小学 5 年生の 4 泊 5 日の自然学校を中心に、青少年たちを美しい緑や空気の中で、大自然に親しませながら、自然探究やのびのびとした野外活動、規律ある集団宿泊生活等を実際に体験させることによって、心身ともにたくましい青少年の育成を図る目的で設置している。

(1) 藤ノ木山野外活動センター

① 施設の概要

位置　山田町南山田 1354 番地 4 （藤ノ木山自然公園内）

敷地面積　9,557.87 ㎡

構造　管理棟　鉄筋コンクリート造　一部鉄骨鉄筋コンクリート造　2 階建

宿泊棟　鉄筋コンクリート造　2 階建

屋外施設　　飯ごう炊さん場

② 定員　　216 人

③ 建設費　　283,000 千円

④ 竣工　　昭和 54 年 1 月 22 日

⑤ 使用状況

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
使用日数（日）	127	97	118	109	111
使用実人員（人）	3,224	2,993	3,295	2,690	3,531
使用延人員（人）	15,093	12,536	14,314	12,182	13,226
使用料収入（円）	262,865	46,160	195,310	86,025	206,400

(2) 梯野外活動センター

① 施設の概要

位置　　宍粟市山崎町梯 313 番地の 13

敷地面積　　25,997 ㎡

構造　　ロッジ　　鉄骨平屋建（併設便所・倉庫）

食堂棟　　鉄骨平屋建

浴室　　木造平屋建

ログハウス　　木造 2 階建 8 棟

管理棟　　木造平屋建

屋外施設　　飯ごう炊さん場、テントサイト

② 定員　　244 人

③ 開所　　昭和 61 年 4 月 11 日

④ 建設費　　173,342 千円

⑤ 使用状況

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
使用日数（日）	107	114	116	88	83
使用実人員（人）	2,689	3,385	2,897	2,308	2,047
使用延人員（人）	11,550	12,646	12,543	10,450	9,136
使用料収入（円）	9,450	213,400	128,650	69,700	18,900

9　青少年キャンプ場

令和元年度予算額　　17,527 千円

区分		太尾キャンプ場	そうめん滝キャンプ場
所在地		豊富町豊富	砥堀
環境		池がある 静かな山間	川がある 静かな山間
開設期間		7 月下旬～8 月下旬	通年（年末年始を除く）
収容人員		160 人	200 人
使用料		1 人 1,400 円 （運営協力金）	小･中学生　170 円 高校生以上　220 円 （土･日･祝は 2 割増）
施設概要		面積　約 10,000 ㎡ ロッジ、キャビン、炊事棟、 便所、ファイヤー場	面積　約 62,495 ㎡ 管理棟、便所、炊事棟、 ファイヤー場
利用者数（人）	H26 年度	2,545	2,361
	H27 年度	2,655	2,737
	H28 年度	2,581	1,965
	H29 年度	2,512	2,017
	H30 年度	2,305	510

10　グリーンステーション鹿ケ壺

令和元年度予算額　　5,969 千円

自然の中で心身ともに健全な青少年の活動の場としての活用を促進するもの。

・位置　　安富町関 775

・施設　　コテージ、バーベキューサイト、キャンプ場など

・利用者数　　（人）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
青少年交流センター	33,320	29,527	32,857	28,333	33,781
バーベキューサイト	2,998	3,047	2,969	2,378	2,489
コテージ	5,561	5,337	4,781	4,271	4,425
キャンプ場	3,959	4,752	3,685	3,499	3,505
合計	45,838	42,663	44,292	38,481	44,200

委員会及び委員等

1　選挙 …… 496
2　監査 …… 498
3　公平委員会 …… 500
4　農業委員会 …… 501
5　附属機関 …… 503
6　特別地方公共団体 …… 508

1 選　　挙

1　市議会議員選挙の記録

区分＼投票日	H11.4.25	H15.4.27	H18.4.30	H19.4.22	H23.4.24	H27.4.26	H31.4.21
当日有権者数	363,876	371,104			421,172	422,656	433,604
投票者数	212,671	215,410			201,106	200,598	198,793
棄権者数	151,205	155,694			220,066	222,058	234,811
投票率（％）	58.45	58.05	合併に伴う		47.75	47.46	45.85
有効投票	208,609	210,317	増員選挙		196,734	196,320	194,682
立候補者数	58	48		別表２の	55	57	57
定数	45	43	別表１の	とおり	47	47	47
最高得票数	7,906.404	8,979	とおり		6,650	6,369	7,240
当選者最低得票数	2,834	3,148			2,794	2,717	2,081
最低得票数	515	971			350	184	205
当選者１人当たり平均得票数	4,155.291	4,652.698			3,876.432	3,877.574	3,921.192

別表１（合併に伴う市議会議員増員選挙の記録）

区分＼投票日	H18.4.30			
	家島選挙区	夢前選挙区	香寺選挙区	安富選挙区
当日有権者数	5,995	16,615	15,939	4,566
投票者数	4,047	11,014	9,763	2,896
棄権者数	1,948	5,601	6,176	1,670
投票率（％）	67.51	66.29	61.25	63.43
有効投票	3,928	10,908	9,632	2,798
立候補者数	4	4	7	2
定数	1	2	2	1
最高得票数	2,059	5,010	2,097	2,234
当選者最低得票数	2,059	2,799	1,615	2,234
最低得票数	364	563	563	564
当選者１人当たり平均得票数	2,059	3,904.5	1,856	2,234

別表２

区分＼投票日	H19.4.22				
	姫路選挙区	家島選挙区	夢前選挙区	香寺選挙区	安富選挙区(無投票)
当日有権者数	375,708	5,915	16,606	15,952	4,573
投票者数	194,009	4,236	9,540	9,192	—
棄権者数	181,699	1,679	7,066	6,760	—
投票率（％）	51.64	71.61	57.45	57.62	—
有効投票	191,812	4,209	9,443	9,079	—
立候補者数	51	3	3	4	1
定数	43	1	2	2	1
最高得票数	7,063	2,003	4,730	3,179	—
当選者最低得票数	2,775	2,003	3,667	2,833	—
最低得票数	1,116	425	1,046	627	—
当選者１人当たり平均得票数	4,081.059	2,003	4,198.5	3,006	—

２　市長選挙の記録

区分＼投票日	H11.4.25	H15.4.27	H19.4.22（無投票）	H23.4.24	H27.4.26	H31.4.21
当日有権者数	363,876	371,104	418,754	421,172	422,656	433,604
投票者数	212,556	215,345	—	201,066	200,539	198,750
投票率（％）	58.41	58.03	—	47.74	47.45	45.84
最高得票数	135,909	120,285	—	129,137	121,838	109,365
立候補者数	3	3	1	4	2	2

３　最近の主な選挙の記録

区分	衆議院議員			参議院議員		県知事	県議会議員
	11区	12区	比例代表	選挙区	比例代表		
投票年月日	H29.10.22	H29.10.22	H29.10.22	R1.7.21	R1.7.21	H29.7.2	H31.4.7
当日有権者数	398,434	40,458	438,892	438,488	438,488	434,157	433,935
投票者数	173,374	19,421	192,763	189,615	189,577	153,944	163,207
有効投票	167,519	18,716	188,987	186,136	184,169	152,475	161,018
投票率（％）	43.51	48.00	43.92	43.24	43.23	35.46	37.61
最高得票数	109,381	11,470	64,300	47,831	—	83,366	19,144
立候補者数	3	3	8	6	—	4	11
定数	1	1	28	3	—	1	8

（注）衆議院の比例代表における立候補者数は届出政党数

また衆議院比例代表の定数は近畿ブロックの定数

2 監　　査

1 監査委員による監査

(1) 監査実施要領

① 定期監査

毎年、実施する。その方法は、原則として課（課相当の組織を含む）、又は出先機関を対象に財務の執行について、その一部を抽出する方法で実施し、おおむね2年で一巡するものとする。

工事監査は、原則として1工事が1,000万円以上のものの中から抽出して設計及び施工監理業務について行う。

② 財政援助団体等に関する監査

補助金等交付団体監査　　年間100万円以上の補助金等を援助している団体の中から抽出して実施する。

出資団体監査　　1／4以上を出資している団体等を実施し、概ね2年で一巡するものとする。

③ 指定管理者に関する監査

「公の施設」の管理を行わせている指定管理者について実施し、指定期間内に一回は監査するものとする。

④ 例月出納検査

会計管理者所管会計及び企業会計とも現金出納については、毎翌月に行い、証書及び関係諸帳簿の検査は4カ月毎に行う。

⑤ 決算及び基金の審査

企業会計　　6月初旬～7月中旬

一般会計・特別会計　6月中旬～8月上旬

⑥ 財政健全化審査及び経営健全化審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査する。

⑦ その他の監査

・行政監査は、監査委員が必要と認めたとき、これを行う。

・直接請求、議会の請求、住民監査請求等については、事案発生の都度、これを行う。

(2) 監査手続

① 監 査 計 画……円滑な監査を実施するため、年間計画及び実施計画を定める。

② 資 料 請 求……実施計画に基づき監査対象の課（所）等に対して行う。

③ 予 備 監 査……担当書記による書類審査、現地検査、事情聴取等を行う（必要に応じ監査委員も出席する。）。

④ 復　　命……担当書記より監査委員に対し文書で行う。

⑤ 講　　評……監査委員が直接対象局部課長に対し、質疑、事情聴取または指摘を行う。

⑥ 提出・公表……ア　監査結果を決定し議会、市長等に提出するとともに公表（市の掲示場、ホームページに掲示）する。

イ　監査結果に基づき、又は監査結果を参考として議会、市長等から措置を講じた旨の通知があれば、当該通知に係る事項を公表（市の掲示場、ホームページに掲示）する。

2　外部監査

(1)　外部監査とは

市長が、市の組織に属さない公認会計士や弁護士等の第三者と契約を締結し、監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告を受けるもの。

(2)　外部監査の種類

①　包括外部監査契約に基づく監査

・年度ごとに外部監査人と契約して、期間中に１テーマ以上の監査を受ける。

・監査対象……市又は市が財政的援助あるいは出資をしている団体など

（令和元年度包括外部監査契約の内容）

・契約の目的　　契約に基づく監査及び監査結果に関する報告

・契約の始期　　平成 31 年 4 月 1 日

・契約金額　　16,550,000 円を上限とする額

・契約の相手方　住所　神戸市中央区元町通 6 丁目 2 番 3－908 号

氏名　八木　一法

資格　公認会計士

②　個別外部監査契約に基づく監査

・外部監査によることの請求又は要求のあった都度、監査委員等が認めたときは、外部監査人と契約して、その請求等に係る監査を受ける。

・種類……住民監査請求による監査、事務監査請求による監査、議会の請求監査、市長の要求監査等。

3 公 平 委 員 会

1 公平委員会の設置

(1) 目的

公平委員会は、職員の利益の保護と人事行政の公正を期するため、任命権者から独立した合議制の人事機関として設置されたものである。すなわち地方自治法は、地方公共団体の執行機関として公選による長とならんで各種の委員会、委員を設置すべきことを定めているが、公平委員会もその一つであって、公務員制度を民主化するとともに、職員の勤務条件に関する措置要求審査及び不利益処分の審査等人事行政を確立することを目的としている、

(2) 根拠規定

ア 地方自治法第 180 条の 5 第 1 項

イ 地方公務員法第 7 条第 2 項

ウ 姫路市公平委員会設置条例

(3) 設置年月日

昭和 26 年 8 月 13 日

2 公平委員会の権限

公平委員会の権限は、任命権者の人事権が適正に行使されるよう審査、勧告等を行うことが主要なものであるが、その性格に応じ行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限に区分することができる。

3 公平委員会の組織

(1) 委員 3 名（任期 4 年）

(2) 職員 3 名（兼務）

4 公平委員会の事務処理

(1) 措置要求等の取扱状況

年度	勤務条件に関する措置要求	不利益処分に対する審査請求	苦情相談
H26	0	0	0
H27	1	0	0
H28	1	0	3
H29	0	0	0
H30	1	3	0

(2) 職員団体の登録

登録団体

ア 兵庫県姫路市教職員組合 （昭和 41 年 10 月 11 日 登録・法人の申出）

イ 姫路市職員組合 （昭和 41 年 10 月 11 日 登録・法人の申出）

ウ 姫路教職員組合 （平成 2 年 5 月 22 日 登録・法人の申出）

エ 姫路市立高等学校教職員協議会 （平成 13 年 10 月 16 日 登録）

オ 姫路市立高等学校教職員組合 （平成 15 年 10 月 24 日 登録）

4 農 業 委 員 会

農業行政の一機関として農地法等の適正な運用に当たるとともに、本市における農業生産力の増進と経営の合理化に努め、また、農業に関する調査や情報提供、農地等の利用の最適化の推進についての関係行政機関等への意見の提出等、幅広い活動を続けている。

1 構成

令和元年8月1日現在

農業委員			農地利用最適化推進委員			
19人	※うち認定農業者	うち非農家	36人	北西部地区	北東部地区	中南部地区
	5人	1人		12人	14人	10人

2 農家戸数・農地面積等

平成30年8月1日現在

農家世帯数	農家人口	農地面積	自作地	借地
10,660世帯	27,262人	4,222ha	3,265ha	956ha

＊端数処理の関係上、合計欄に誤差が生じることがあります。(農家台帳登載)

3 農地移動状況

(単位　件・ha)

条項	条項の説明		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
農地法第3条	農地の権利移動		179	21.77	180	22.36	148	19.10	174	21.31	176	25.20
〃　第4条	農地の転用	許可	20	1.30	10	0.4	21	1.38	31	2.41	29	2.49
		届出	214	11.12	180	8.35	202	9.07	179	8.02	206	9.26
〃　第5条	農地の転用のための権利移動	許可	63	3.80	76	4.49	89	7.07	66	3.58	77	5.81
		届出	351	29.54	437	29.41	469	32.00	530	37.75	538	37.30
〃　第18条	農地の賃貸借解約等の通知		187	35.74	213	32.83	175	30.84	176	26.85	266	50.00

4 農業者年金

農業者年金制度は、全国の農業者からの「農民にもサラリーマン並みの年金を」という強い要請によって、農業者の老後生活の安定と、農業経営の若返りによる近代化や規模拡大を促進することを目的として、昭和46年1月に発足した。

平成14年1月より賦課方式から積立方式になり、農業者の老後の安定及び福祉の向上を図るとともに農業者の確保に資する制度となった。

平成30年12月末現在

被保険者	12人
待機者	6人
受給者	141人

5　賃借料情報

平成 21 年 12 月 15 日に標準小作料が廃止になり、代わりに賃借料情報を提供することになった。

平成 30 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、次のとおりである。

締結（公告）された地域名	平均額（年額）	最高額（年額）	最低額（年額）	データ数	参考（使用貸借）
旧 姫 路 市	7,300 円	13,000 円	6,000 円	26	602
旧 夢 前 町	9,000 円	10,100 円	5,000 円	5	130
旧 香 寺 町	―	―	―	2	515
旧 安 富 町	―	―	―	0	48
（参考）姫路市平均、姫路市計	7,600 円			33	1,295

※1　データ数は、集計に用いた筆数である。

※2　標準的な水準を算出するため、区分毎に、全賃借料データの平均値±（平均値×70%）を超えるものを除いている。

※3　金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としている。

※4　「(参考）姫路市平均」の平均額は、各区分の集計に用いた全データの平均である。

※5　旧夢前町及び旧安富町地域は、データ数不足（5 件未満）のため算出していない。

※6　畑は、データ数不足のため算出していない。

5 附　属　機　関

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
市長公室 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	企画政策推進室
奨学学術振興事業運営委員会	10 人以内	関係団体の代表、大学等の代表、学識経験者	
奨学生選考委員会	10 人以内	関係団体の代表、大学等の代表、寄附者代表	
産学協同研究助成選考委員会	10 人以内	関係団体の代表、大学等の代表、寄附者代表、学識経験者	
総合計画策定審議会	48 人以内	関係団体の代表又は団体から推薦された者、学識経験者、市長が適当と認める者	新総合計画推進室
ひめじ創生戦略会議	20 人以内	関係団体の代表、学識経験者	地方創生推進室
交通安全対策会議	会長及び 20 人以内	市長、国の関係地方行政機関・県・市職員、警察官、教育長、消防長	危機管理室
防災会議	会長及び 60 人以内	市長、指定地方行政機関職員、自衛隊、県・市職員、警察官、教育長、消防長、消防団長、指定公共機関の役員又は職員等	
国民保護協議会	会長及び 60 人以内	市長、指定地方行政機関職員、自衛隊、県・市職員、教育長、消防長、指定公共機関の役員又は職員、知識又は経験を有する者	
安全安心推進協議会	15 人以内	学識経験者、民間諸団体代表者、関係行政機関	
行政不服審査会	5 人以内	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者	行政管理課
行財政改革市民会議	13 人以内	学識経験のある者、市民、本市の市政について優れた識見を有すると市長が認める者	行財政改革推進課
官民データ活用推進会議	10 人以内	学識経験のある者、市民、各種団体を代表する者又は各種団体から推薦された者	情報政策室
特別職報酬等審議会	10 人以内	市域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が任命する	人事課
退職手当審査会	3 人	識見を有する者のうちから市長が任命する	
公務災害補償審査会	3 人	学識経験者	
政治倫理審査会	5 人以内	弁護士、公認会計士、税理士、大学教授その他市長が適任と認めた者	職員倫理課
職員倫理審査会	5 人以内		
男女共同参画審議会	20 人以内	学識経験のある者、関係団体が推薦する者、関係行政機関の職員、市民	男女共同参画推進課
市民局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	市民活動推進課

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
消費生活審議会	7 人以内	学識経験者、事業者団体代表者、消費者団体代表者、関係行政機関の職員	市民総合相談室
情報公開審査会	5 人以内	弁護士、学識経験者等	市政情報センター
個人情報保護審議会	5 人以内		
国民健康保険運営協議会	21 人	被保険者代表 7 人、保険医又は保険薬剤師代表 7 人、公益代表 7 人	国民健康保険課
総合センター運営委員会 (17 機関有)	11 人以内	識見を有する者	人権総務課
人権教育及び 啓発実施計画審議会	20 人以内	学識経験者、市民、民間各種団体の代表者、関係行政機関の職員、市職員	人権啓発課
環境局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	美化業務課
環境審議会	25 人以内	学識経験者、民間諸団体等代表者、市その他関係行政機関の職員	環境政策室
社会福祉審議会	40 人以内	市議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者	保健福祉政策課
健康福祉局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
介護予防事業施策評価委員会	5 人以内	第 1 号被保険者、保健医療福祉関係者、学識経験者	地域包括支援課
生活支援ハウス 入所判定委員会	12 人以内	医師、看護師、老人福祉施設の管理者、老人福祉施設の職員、介護支援専門員、市職員	高齢者支援課
福祉事務所老人ホーム 入所判定委員会	10 人以内	保健所長等、老人福祉施設の管理者、地域包括支援センターの管理者、医師、姫路市福祉事務所の職員	
福祉有償運送運営協議会	14 人以内	学識経験者、公共交通事業者及びその組織する団体の代表、住民及び利用想定者の代表、関係行政機関職員	
地域ケア推進協議会	10 人以内	学識経験者、保健医療福祉関係者、民生委員・児童委員、公募による市民の代表、介護サービスを提供する事業者の代表、地域包括支援センターの設置者、介護支援専門員の代表	介護保険課 地域包括支援課
介護認定審査会	192 人	保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者	介護保険課
民生委員推薦会	14 人以内	市議会議員、民生委員児童委員、社会福祉事業関係者、社会福祉関係団体代表者、教育関係者、関係行政機関職員、学識経験者	総合福祉会館
障害認定審査会	36 人	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	障害福祉課

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
子ども・子育て会議	20 人以内	子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、その他市長が必要と認める者	こども政策課
保健所運営協議会	25 人以内	市議会議員、各種団体を代表する者、医療等に関する学識経験者、市その他関係行政機関の職員	保健所総務課
感染症診査協議会	11 人以内	感染症指定医療機関医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者及び医療以外の学識経験者	保健所予防課
小児慢性特定疾病審査会	5 人以内	学識経験者、専門医、関係行政機関の職員	
食育推進会議	20 人以内	学識経験者、食育推進に関係する団体の役員または職員、公募により選任された者	保健所健康課
観光交流局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	観光企画課
産業局 指定管理者選定委員会	15 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	農政総務課
農業振興地域整備促進協議会	10 人以内	学識経験のある者、農業団体の代表者、市職員、その他市長が必要と認める者	
農業委員会委員選考委員会	5 人以内	学識経験者、農業委員経験者、市職員、その他市長が必要と認める者	
中央卸売市場開設運営協議会	10 人	生産から流通消費に至る学識経験を有する者	中央卸売市場
青果地方卸売市場 開設運営協議会	10 人		
中央卸売市場市場取引委員会	7 人	卸売業者・仲卸業者及び売買参加者の代表	
青果地方卸売市場 市場取引委員会	7 人		
勤労福祉審議会	18 人	勤労者の代表、経営者の代表、学識経験者	労働政策課
都市局 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	都市計画課
都市計画審議会	20 人以内	学識経験者、市議会議員、関係行政機関職員、各種団体の代表者、公募により選任された者	
景観・広告物審議会	20 人以内	学識経験者、関係団体の代表、関係行政機関の職員、公募により選任された者	まちづくり指導課
建築紛争調停委員会	5 人以内	法律、建築又は生活環境の分野に関し優れた知識及び経験を有する者	
ホテル等建築審議会	5 人以内		
開発審査会	7 人以内	法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
建築審査会	7 人	法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者	建築指導課
市営住宅入居者選考委員会	14 人以内	副市長、市議会議員、市民代表者、市職員	住宅課
空家等対策協議会	15 人以内	市長、学識経験者、関係行政機関の職員、市議会議員、市民、その他市長が必要と認める者	
中播都市計画事業 ＪＲ網干駅前土地区画整理審議会	10 人	権利者 8 人、学識経験者 2 人	区画整理課
中播都市計画事業 阿保土地区画整理審議会	15 人	権利者 13 人、学識経験者 2 人	阿保地区整備課
自転車等駐車場等 整備・管理事業者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市職員、市長が特に必要があると認める者	道路総務課
建設局 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
地域公共交通会議	22 人以内	学識経験者、交通事業者及びその組織する団体の職員、市民代表者、市議会議員、関係行政機関職員	交通計画室
自然保護審議会	15 人以内	学識経験者、市議会議員、関係行政機関職員、公募	公園緑地課
中播都市計画事業 姫路駅周辺土地区画整理審議会	10 人	権利者 8 人、学識経験者 2 人	姫路駅周辺整備室
中播都市計画事業 駅南土地区画整理 （姫路駅南西地区）審議会	10 人		
都市拠点整備本部 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表、団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
事業評価監視委員会	9 人以内	地域の実情に精通した公平な立場にある有識者	工事技術検査室
教育職員退職手当審査会	3 人	識見を有する者	教委総務課
教育委員会 指定管理者選定委員会	5 人以内	学識経験者、市民代表又は公の施設の利用者代表団体経営及び財務管理に係る専門家、市職員	
姫路市社会教育施設等 指定管理者選定委員会	5 人以内		
教育振興基本計画審議会	15 人以内	学識経験のある者、関係団体を代表する者、その他教育委員会が必要と認める者	教育企画課
姫路市立小中学校適正規模・ 適正配置審議会	10 人以内	学識経験を有する者、市民、各種団体から推薦された者、その他教育委員会が適当と認める者	
学校校区審議会	10 人以内	関係諸団体代表者、市内の大学又は短期大学の学長が指命する者	学校指導課

名称(姫路市は省略)	定数	構成	所管
学校運営協議会(3機関有)	規定なし	地域住民、保護者、教職員、学識経験者、設置学校の運営に資する活動を行う者等	学校指導課
姫路市いじめ問題調査委員会	7人以内	弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家、その他教育委員会が適当と認める者	
総合教育センター運営協議会	15人以内	教育に関する学識経験を有する者、関係諸団体の代表者、医療従事者、学校教育関係者	総合教育センター 教育研修課
教育支援委員会	20人以内	教育学、医学、心理学に関する専門的な知識を有する者、保護者代表、学校代表	総合教育センター 育成支援課
学校給食運営審議会	15人以内	学識経験者、児童生徒の保護者の代表、関係諸団体を代表する者、市その他関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者	健康教育課
学校保健審議会	5人以内	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	
市立学校結核対策委員会	10人以内	医療関係者、学校関係者	
社会教育委員	10人以内	学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者	生涯学習課
公民館運営審議会	10人以内		
青少年問題協議会	会長及び 25人以内	市長、市議会議員、市その他関係行政機関の職員、関係団体の代表、学識経験者	青少年センター
文化財保護審議会	10人以内	学識経験者、文化財に関し見識の高い者	文化財課
美術品購入等審議委員会	15人以内	学識経験者	美術館
図書館協議会	15人以内	学校教育関係者、社会教育関係者、学校教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	城内図書館

6 特別地方公共団体

1 一部事務組合

名称	構成団体	設置年月日	共同処理の事務
兵庫県競馬組合	兵庫県、2市（姫路、尼崎）	S55.10.1	競馬事業に関する事務
市川町外三ヶ市町共有財産事務組合	2市（姫路、加西）、2町（市川、福崎）	S34.11.24（加入）	共有財産の維持管理
加古川市外2市共有公会堂事務組合	3市（姫路、加古川、高砂）	T11.11.1	〃
中播農業共済事務組合	1市（姫路）、3町（神河、市川、福崎）	H17.4.1（加入）	農業共済事業に関する事務
姫路福崎斎苑施設事務組合	1市（姫路）、1町（福崎）	S56.6.24 ※	斎苑施設の設置、管理及び運営に関する事務
くれさか環境事務組合	1市（姫路）、1町（福崎）	H5.1.7 ※	廃棄物処理施設の設置及び管理運営
にしはりま環境事務組合	3市（姫路、たつの、宍粟）、2町（上郡、佐用）	H15.8.29 ※	〃
中播衛生施設事務組合	1市（姫路）、3町（神河、市川、福崎）	S39.11.4 ※	し尿処理施設の設置及び運営

※いずれも姫路市加入はH18.3.27

2 財産区

名称	財産区の財産		
飾東財産区	飾東町佐良和1156番地1	山林	127,695㎡
船山財産区	神崎郡市川町瀬加及び小畑地区の山林等	14,549,176㎡のうち	
		持分	2,645,304㎡
伊勢財産区	林田町上伊勢1136番地64外	山林	57,154㎡
姫路市置塩財産区	夢前町山富28番10外	山林	1,891,919㎡
姫路市鹿谷財産区	夢前町高長34番1外	山林等	15,493,648㎡
姫路市中寺財産区	香寺町中村89番6外	山林等	2,180,692㎡
姫路市香呂財産区	香寺町須加院282番2外	山林等	6,629,429㎡

H31.4.1現在

3 広域連合

名称	構成団体	設置年月日	共同処理の事務
兵庫県後期高齢者医療広域連合	兵庫県下全市町	H19.2.1	後期高齢者医療制度に関する事務

法　　人

1　一般財団法人
　　姫路市まちづくり振興機構　……509

2　公益財団法人
　　姫路市文化国際交流財団　……517

3　社会福祉法人
　　姫路市社会福祉事業団　……530

4　社会福祉法人
　　姫路市社会福祉協議会　……531

5　公益財団法人
　　姫路市救急医療協会　……535

6　公益財団法人
　　姫路市中小企業共済センター　……536

7　公益社団法人
　　姫路市シルバー人材センター　……538

8　公益財団法人
　　姫路・西はりま地場産業センター　……540

9　公益社団法人
　　姫路観光コンベンションビューロー　…543

1　一般財団法人　姫路市まちづくり振興機構

1　概要

姫路市の総合計画に基づき、都市機能の充実及び都市施設の整備、運営並びに潤いある都市環境の創出、保全に関する事業を行うとともに、緑化意識の普及啓発、スポーツの普及振興及びコミュニティ活動の促進に関する事業を行い、もって都市の健全な発展と市民が健康で心豊かに暮らすことができる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(1)　事務所の位置　　安田四丁目1番地

(2)　設立　　昭和45年4月28日

平成22年4月1日､財団法人姫路市都市整備公社､財団法人姫路市スポーツ振興財団、財団法人姫路市緑化協会及び財団法人施設利用増進協会が統合し、存続法人である財団法人都市整備公社を財団法人姫路市まちづくり振興機構に商号変更。平成25年4月1日、一般財団法人移行。

(3)　基本金　　80,000千円

(4)　市の出資金　　80,000千円

(5)　役員等の氏名

①　評議員　　令和元年7月1日現在

役職名	氏名	役職名	氏名
評議員	髙馬豊勝	評議員	竹中隆一
〃	太田勲	〃	松浦鉄昭
〃	清水良雄		

②　理事・監事　　令和元年7月1日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	内海將博	常務理事	北川博之	理事	髙橋寿治
副理事長	春風敏彦	理事	伊勢田祐子	〃	山本幸数
専務理事	山下雅史	〃	藤原達志	〃	吉田裕康
〃	中川勝正	〃	舟引隆文	監事	黒田譲
〃	兵頭康	〃	米谷啓和	〃	田中咲子
〃	川渕良郎	〃	松本直子		

(6)　職員数　　263人（うち市職員派遣4人）

2　令和元年度予算額　　（単位　千円）

区分	収益（A）	費用（B）	（A）－（B）
経常増減の部	2,195,369	2,183,779	11,590
経常外増減の部	0	9,853	△9,853
法人税等		1,737	△1,737

3　令和元年度事業計画

(1)　実施事業（公益目的支出計画に記載した実施事業をいう。）

① 緑化事業

ア 緑化推進事業

・緑化助成事業

生垣奨励助成、共有地緑化助成、壁面緑化助成 等

・花苗配布事業

・記念樹配布事業

誕生、小学校入学、成人、結婚、銅婚、銀婚、金婚、還暦、百歳、転入、一戸建住宅記念樹及び一般希望記念樹の配布

・緑化イベント開催事業

緑化キャンペーン、市花さぎ草栽培展、ひめじ花と緑のコンクール、ひめじ花と緑のまちづくりポスター展、花と緑のガーデンフェスタ（仮称）、ひめじ緑いち及びオープンガーデンなかはりまの開催

・広報活動事業

「ひめじの緑」等啓発冊子の発行

・緑化モデル地区づくり事業

地域園芸育成講座

・調査研究事業

市花「さぎ草」の調査研究

市蝶「ジャコウアゲハ」（お菊虫）の食草「ウマノスズクサ」の育成研究

播磨の希少植物系統保存等の調査研究

・キャッスルガーデン植栽管理事業

姫路駅北広場内キャッスルガーデンの植栽管理業務

イ 管理運営事業

手柄山温室植物園、姫路城西御屋敷跡庭園好古園及び緑の相談所の管理運営

② スポーツ振興事業

ア 普及振興事業

・スポーツ教室事業

長期・短期スポーツ教室、テニス教室

・スポーツイベント開催事業

Ｖリーグ女子バレーボール姫路大会、ひめじＤｏ！スポーツデイ、世界遺産姫路城マラソン（共催）等

・姫路スポーツコミッション事業

スポーツイベント等の広報・ＰＲ、開催支援及び誘致事業並びにスポーツ情報誌の発行

イ 管理運営事業

総合スポーツ会館、球技スポーツセンター、ウインク体育館、ウインク陸上競技場、姫路書写テニスコート、木場ヨットハーバー 等

③ コミュニティ活動促進事業

ア コミュニティ活動促進事業

市民講座等の地域活動事業の実施

イ 広報活動事業

施設パンフレットの発行

ウ 管理運営事業

市民会館、花の北市民広場、地区市民センター（3カ所）　等

(2) その他事業（実施事業以外の事業をいう。）

① 都市施設運営整備事業

ア 基盤整備事業

・駐車場整備事業

駐車場料金精算機の設置・トイレの改修　等

・サービス付き高齢者向け住宅管理事業

東姫路駅前高齢者向け住宅整備・運営事業に係る建設工事及び工事監理業務

イ 管理運営事業

・駐車場管理運営事業

姫路城周辺駐車場（8カ所）、手柄山周辺駐車場（9カ所）、月極駐車場（10カ所）

・遊園施設管理運営事業

姫路市民プール及びひめじ手柄山遊園の管理運営

・姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業

姫路シーサイドゴルフコース施設の貸付け

・ビル管理事業

じばさんびる及びイーグレひめじレストランの貸付け

・サービス付き高齢者向け住宅管理事業

サービス付き高齢者向け住宅等の貸付け

② 商品販売提供事業

管理運営事業

・大手門茶屋運営事業

大手門茶屋での飲食物の販売及び売店の営業

・活水軒運営事業

レストラン活水軒での飲食物の販売

・呈茶サービス事業

茶室双樹庵での呈茶サービス

・土産物等販売事業

好古園改札窓口での土産品等の販売

・スポーツ用品等販売事業

スポーツ施設でのスポーツ用品等の販売

・花卉等販売事業

手柄山温室植物園内花の家等での花卉等の販売

③ 住宅分譲事業

住宅貸付金の回収

4　主な管理運営施設の状況

(1)　駐車場管理運営事業

①　施設概要

	施設名	所在地	収容台数	開設年月日	利用形態	利用料金
城周辺駐車場	じばさんびる駐車場	南駅前町123番地	60	S58(1983). 4.21	一時 月極	300円/最初の1h 以後100円/0.5h 1日最高1,200円
	大手前公園地下駐車場	本町68番地	328 大型バイク 48	S46(1971). 10.1	一時 月極	普通車 200円/30分/最初の1h 以後150円/0.5h 1日最高1,500円 大型バイク 500円／回／日
	お城本町地下駐車場	本町68番地290	255	H13(2001). 7.19	一時 月極	200円/30分/最初の1h 以後150円/0.5h 1日最高1,500円
	大手門駐車場	本町68番地	560 バス45	S45(1970). 5.1	一時 月極	乗用車 600円/3h以内 900円/3h～1日 バス 2,500円/回/日
	姫山駐車場	本町68番地56	250	S58(1983). 4.1	一時	600円/3h以内 900円/3h～1日
	城の北駐車場	本町68番地269	150	H8(1996). 4.1	一時 月極	無料/0.5h以内 200円/0.5～1h 600円/1h～3h 900円/3h～1日
	城見台臨時駐車場	本町68番地100 及び224	248	H22(2010). 3.26	一時	800円/回/日
	本町臨時駐車場	本町68番地64ほか	300	H26(2014). 3.30	一時	500円/回/日
手柄山周辺駐車場	手柄山第1立体駐車場	延末130番地1	498	H13(2001). 4.17	一時	200円/回/日
	文化センター南駐車場	延末90番地	207 (バス可)	H13(2001). 4.17	一時	乗200円/回/日 バ800円/回/日
	手柄山遊園前駐車場	西延末440番地	63	H13(2001). 4.17	一時	200円/回/日
	手柄山山頂駐車場 （緑の相談所前）	西延末440番地3	43	H13(2001). 4.17	一時	200円/回/日

	施設名	所在地	収容台数	開設年月日	利用形態	利用料金
手柄山周辺駐車場	手柄山山頂駐車場（平和資料館前）	西延末475番地	34	H13(2001).4.17	一時	200円/回/日
	武道館前駐車場	西延末492番地	196	H14(2002).4.1	一時	200円/回/日
	温室植物園前駐車場	手柄93番地	26	H15(2003).3.21	一時	200円/回/日
	野球場東駐車場	飯田587番地	251	H13(2001).4.17	一時	200円/回/日
	野球場西駐車場	飯田545番地1	324 バス 7	H17(2005).7.5	一時	乗 200円/回/日 バ 800円/回/日
月極専用駐車場	船丘駐車場	船丘町298番地5	9	S45(1970).5.1	月極	1月 9,300円 6月 47,400円
	琴岡駐車場	琴岡町274番地6	43	S45(1970).5.1	月極	1月 9,300円 6月 47,400円
	三条駐車場	三条町一丁目38	32	H10(1998).10.1	月極	1月6,700円
	香呂駅前駐車場	香寺町香呂212番16	49	H18(2006).4.1	月極	1月5,000円
	三宅駐車場	飾磨区三宅1-205	普 52 軽 4	H22(2010).4.1	月極	1月6,500円 (軽四) 5,400円 12月74,600円
	三宅第2駐車場	手柄1-162	17	H22(2010).4.1	月極	1月6,500円 12月74,600円
	三宅第3駐車場	飾磨区三宅1-206	普 13 軽 2	H22(2010).4.1	月極	1月6,500円 (軽四) 5,400円 12月74,600円
	手柄駐車場	手柄字堂ノ前198	37	H22(2010).4.1	月極	1月6,500円 12月74,600円
	中地駐車場	飯田字正砂62-1	58	H22(2010).4.1	月極	1月6,500円 12月74,600円
	外堀川駐車場	北条一丁目227番25	12	H24(2012).4.1	月極	1月9,300円

② 利用状況

施設名		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
姫路城周辺駐車場（8 ヵ所）	じばさんびる駐車場	27,632	8,671	5,509	4,546	9,842
	大手前公園地下駐車場	126,273	159,566	154,340	138,323	130,507
	お城本町地下駐車場	85,264	89,811	93,996	97,572	92,526
	大手門駐車場	265,562	361,875	298,961	263,604	230,851
	姫山駐車場	130,154	175,213	144,960	132,844	114,322
	城の北駐車場	161,077	164,280	179,278	175,890	170,785
	城見台臨時駐車場	16,794	32,902	15,300	10,933	13,258
	本町臨時駐車場	1,593	9,843	6,031	2,458	2,946
手柄山周辺駐車場（9 ヵ所）	手柄山第 1 立体駐車場	102,345	109,820	111,850	113,661	105,062
	文化センター南駐車場	64,508	74,152	71,997	75,359	71,281
	手柄山遊園前駐車場	18,190	18,344	15,375	14,889	14,094
	手柄山山頂駐車場（緑の相談所前）	31,372	31,995	37,475	32,748	31,916
	手柄山山頂駐車場（平和資料館前）	14,893	16,513	15,854	17,916	9,409
	武道館前駐車場	72,318	77,633	78,995	79,828	79,236
	温室植物園前駐車場	14,280	14,274	14,957	15,334	14,152
	野球場東駐車場	41,747	45,734	45,525	37,518	44,476
	野球場西駐車場	97,861	97,971	102,582	100,334	105,628
計		1,271,863	1,488,597	1,392,985	1,313,757	1,240,291

(2) 遊園施設管理運営事業

① 施設概要

施設名	所在地	面積	竣工	事業費	施設内容
姫路市民プール	西延末（手柄山中央公園内）	36,004 ㎡	S49(1974).6	19.1 億円	造波・流水・50mプールなど 6 プール、スライダー2 種
ひめじ手柄山遊園		1,731 ㎡	S52(1977).6	10.4 億円	スリラー館

② 入場料

プール営業期間中		プール営業期間外	
大人（中学生以上）	1，100 円	4 歳以上	100 円
小人（4 歳以上小学生以下）	500 円	4 歳未満	入場料無料

③ 利用状況

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
入場者(人)	178,753	190,930	162,407	160,684	139,864
うちプール入場者(人)	121,262	126,963	132,067	130,922	118,001

(3) 姫路書写テニスコート

施設概要

施設名	所在地	竣工	事業費	施設内容
姫路書写テニスコート	書写 634 番地 51	S58(1983).7	1.8 億円	砂入り人工芝コート 7 面、ハードコート 1 面（ナイター設備完備）練習コート 1 面（壁打ち面） 管理棟、駐車場、コミュニティサロン

(4) 木場ヨットハーバー

施設概要

ア ヨットハーバー

施設名	所在地	面積	開設	施設内容
木場ヨットハーバー	木場 1390 番地 3	4,743.19 ㎡	S50(1975).3	船艇の保管・保留及びクレーンを使用した船艇の揚降

イ 管理棟

施設名	規模	構造	竣工	事業費	施設内容
管理棟	建築面積 357.24 ㎡ 延床面積 517.56 ㎡	鉄筋コンクリート造 3 階建	S62(1987).4	1.13 億円 うち市補助 1.0 億円	1 階（332 ㎡） 玄関ロビー、事務室、会議室、シャワールーム 2 階（153 ㎡） 喫茶室、屋上広場兼展望台 3 階（32 ㎡） 監視室、サンデッキ

(5) じばさんびる

施設概要

施設名	所在地	構造	竣工	面積	事業費
じばさんびる （7・8 階の所有）	南駅前町 123 番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 9 階建	S58(1983).4	857 ㎡	184,303 千円

(6) レストハウス「大手門茶屋」

施設概要

施設名	所在地	構造	営業開始日	面積	施設内容
レストハウス 「大手門茶屋」	本町 68 番地 （大手門駐車場内）	鉄筋コンクリート造 平屋建	H18(2006). 10.30	223 ㎡	売店・喫茶 観光案内 土産物販売

(7) イーグレひめじレストラン

施設概要

施設名	所在地	取得日	面積	事業費	施設内容
イーグレひめじ (4階の一部所有)	本町68番地290	H13(2001).6.30	304.54㎡	231,335千円	レストランに賃貸 【屋号】 「ｲｰｸﾞﾚ ｷｬｯｽﾙ ﾐﾚ」

5 主な建設事業の実績

(1) 学校施設整備事業

① 事業年度　昭和46年度～昭和57年度

② 事業規模　小学校　延　123校　延 87,928㎡

中学校　延　77校　延 67,801㎡

高等学校　延　3校　延 5,093㎡

③ 事業費　145億円

(2) 大塩ゴルフ場建設事業

① 事業年度　昭和62年度～平成3年度

② 事業規模　ゴルフ場面積　594,306.51㎡

コース内容　6,365ヤード（5,800m）18ホール　Par72　ベント芝2グリーン

クラブハウス　鉄筋コンクリート造2階建　延床面積1,470㎡

駐車場　収容台数　330台

③ 事業費　約29億円（用地取得費を除く）

④ その他　児童公園（大塩南公園）　7,129㎡　《平成元年度　姫路市へ寄付》

遊歩道・緑地帯建設　《平成2年6月　姫路市へ譲渡》

事業費　204,966千円

面積　47,827㎡（延長　3,250m）

2　公益財団法人　姫路市文化国際交流財団

1　概要

市民の文化活動事業の振興と地域ぐるみの国際交流事業を推進し、もって魅力ある地域文化の創造と国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(1)　所在地　　西延末 426 番地 1　姫路市文化センター内

(2)　設立年月　　平成元年 7 月 1 日

(3)　基本財産　　750,582,237 円

(4)　市の出資金　100,000 千円

(5)　評議員の氏名　　令和元年 8 月現在

役 職 名	氏　　名
評議員	蔭　山　敏　明
〃	髙　馬　豊　勝
〃	長　田　秀　人
〃	道　谷　　卓
〃	村　角　伸　一

(6)　役員の氏名　　令和元年 8 月現在

役 職 名	氏　　名	役 職 名	氏　　名	役 職 名	氏　　名
理 事 長	三　宅　知　行	理　　事	尾　内　美智代	理　　事	平　櫛　素　子
副理事長	岡　田　兼　明	〃	尾　崎　美　紀	〃	柳　谷　郁　子
副理事長兼 専務理事	貞　廣　　始	〃	白　井　智　子	〃	山　本　慎　一
理　　事	市　川　一　夫	〃	竹　尾　壽　敏	〃	和　田　達　也
〃	井　上　ニニィ	〃	築　谷　　治	監　　事	濵　田　　聡
〃	岩　田　稔　恵	〃	中　元　孝　迪	〃	二　木　英　徳
〃	内　山　雅咲己	〃	林　　裕美子		

(7)　事業

①　文化の創造・育成及び文化活動に関する事業

②　地域住民の文化・国際教養の普及啓発に関する事業

③　海外諸都市との友好交流に関する事業

④　文化・国際交流に関する調査資料及び情報の収集並びに刊行物の発行提供に関する事業

⑤　外国人の受入体制の整備及び在住外国人との交流に関する事業

⑥　文化関係団体及び国際交流関係団体の連携及び支援に関する事業

⑦　指定管理者制度に基づく公共施設及びそれに準ずる施設の管理運営に関する事業

⑧　その他前条の目的を達成するために必要な事業

(8)　職員数　　35 人（法人職員 14 人、再雇用職員 1 人、嘱託員 19 人、臨時職員 1 人）

2　令和元年度予算額

事業活動収入　579,930 千円（うち市の委託料 337,615 千円、市の補助金 155,526 千円）

事業活動支出　611,080 千円

3　令和元年度事業計画

平成 30 年度の成果を踏まえ、各施設の特徴を活かし、幅広い年齢層を対象にした舞台芸術公演や、市民参加型事業を実施すると同時に、管理運営について経費節減や施設利用の活性化と市民サービスの向上に努める。また姫路市の国際化と地域ぐるみの国際交流事業を推進し、市民の国際交流についての理解と関心を高め、諸外国との相互理解と友好親善を深め、さらに世界に開かれた魅力ある国際都市づくりを目指す。

平成 30 年度は、財団の事業企画運営力向上を目指し、日本を代表する作曲家・池辺晋一郎氏を財団の芸術監督に迎えるとともに、音楽プロデューサーを配置した。さらに令和元年度の事業についても、より一層姫路市が推進する「音楽のまち・ひめじ」事業のさらなる活性化を目指し、多彩な新規事業を展開していく。目玉公演としては、「池辺晋一郎Ｐｒｅｓｅｎｔｓシンフォニック・プリンセス」や吹奏楽のレベルアップを目指した「はじめましてオーケストラ」など新しい事業に挑戦するとともに、事業に沿った内容のプレイベントやワークショップなどを積極的に行うことで、舞台と街中どちらでも文化に触れ合える機会を提供する。また、新たに配置する演劇アドバイザーの助言のもと、高校生による演劇公演や、舞台技術講習会の実施により、演劇に携わる若者の育成を図る。ほかにもさまざまな事業を展開することにより、文化芸術・国際交流の振興にとどまらず、観光、まちづくり、教育その他関連分野との連携を深めながら、市民の活力ある文化的な生活の実現に寄与する。

(1)　文化振興事業

「育成」「普及」「鑑賞」「交流」の 4 機能を事業の柱として設定し、すぐれた舞台芸術の提供、地域文化の育成と支援、郷土文化の伝承と保存、芸術文化活動の振興と奨励、文化情報の収集と提供、文化団体や文化人の交流等の文化振興事業を以下のとおり実施する。

①　音楽のまち・ひめじ事業

東京オリンピック・パラリンピックに向け、2020 東京オリンピック・パラリンピック姫路プロジェクトの一環として、姫路の街ににぎわいを創出すべく、「音楽のまち・ひめじ」プロジェクトを推進する。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	第22回姫路ジャズフェスティバル 地元ジャズ・バンド大集合	R1.5.5（日祝）	文化センター 大ホール	アマチュアバンドが実行委員会形式により企画・立案、広報、チケット販売を行う。 出演＝メガトーンジャズオーケストラ、サンデー・サウンズ・ジャズ・オーケストラ、スイングキャッツ､キャッスルジャズバンド 他計 13 団体。
2	吹奏楽講習会	R1.6.10（日）	文化センター 大ホール	指揮者・作曲家の天野正道による吹奏楽の講習会。多くの学生・市民に参加を呼びかけ、吹奏楽の普及・向上を図る。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
3	池辺晋一郎Ｐｒｅｓｅｎｔｓ シンフォニック・プリンセス	R1.7.21（日）	文化センター 大ホール	音楽が持つ楽しさを広げるため､クラシック、ミュージカル、映画音楽の歌、そして、オーケストラによる演奏を含めた池辺芸術監督オリジナル企画。 お話＝池辺晋一郎 指揮＝茂木大輔 演奏＝日本センチュリー交響楽団 出演＝小林沙羅、Ｍａｙ　Ｊ．ほか
4	こどもオペラ 音楽劇「ブレーメンの音楽隊」	R1.8.23（金）	文化センター 小ホール	0歳から入場ＯＫ！親子で一緒に観る･聴く･動いて楽しめるクラシック名曲コンサート。
5	細川千尋トリオジャズライヴwithエリカコロン	R1.10.26（土）	文化センター 小ホール	ジャズ人口の拡大のため、新進気鋭のジャズピアニストと声楽家による異色のジャズコンサート。
6	第 22 回　姫路ミュージック・ストリート	R1.10.27（日）	アートホール 文学館 淳心学院講堂 （心城館） 美術館	姫路城周辺にある施設を会場とした、プロ、アマチュアトップの音楽家によるコンサートを実施する。
7	音楽の絵本 ズーラシアンブラス	R1.11.16（土）	文化センター 大ホール	子供のコンサートデビューにぴったりの演奏会。出演者が動物に扮して演奏する。
8	はじめましてオーケストラ	R2.3.22（日）	文化センター 大ホール	事前にプロ奏者が中学生を対象に楽器講習会を実施。本番ではプロオーケストラと共演するスペシャルコンサート。吹奏楽の育成とともにプロとの貴重な経験を図る。
9	懐かしの洋楽ヒットパレード	R1.5.30（木） R1.9.26（木） R2.2.16（日）	キャスパホール	元ラジオ関西ＤＪの三浦紘朗が当時の世相などを織り込みながら進行する、オリジナル音源によるＣＤコンサート。
10	パルナソス 朝のハーモニー	年間【8回】	パルナソスホール	原則第2土曜日の朝、家族揃って気軽に楽しめるコンサート。 出演者は､｢姫路パルナソス音楽コンクール入賞者」や新進演奏家、地元音楽家などの申し込みにより決定。出演者独自の企画による舞台づくりにより、演奏家の育成を図る。
11	パルナソス アフタヌーンコンサート	R1.5.11（土） R1.8.17（土） R1.11.2（土）	パルナソスホール	パルナソス朝のハーモニー事業のステップアップ事業として、若手プロ演奏家への舞台提供とともに、より身近に音楽に触れる機会を設ける。

〔パルナソス育成普及事業〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	第22回 姫路パルナソス音楽コンクール	R1.5.12（日）	パルナソスホール	エネルギッシュで将来性豊かな才能あるアーティストの発掘と、姫路地域における音楽活動の支援を目的とするコンクール。 審査委員長は当財団芸術監督の池辺晋一郎が務め、姫路市における音楽的レベルの高いコンクールとして周知を図る。コンクール入賞者による演奏会も実施。
	第22回 姫路パルナソス音楽コンクール入賞者演奏会	R1.7.15（月祝）	パルナソスホール	
2	室内楽演奏会 N響メンバーによる トロンボーン四重奏	R1.5.19（日）	パルナソスホール	日本を代表するＮＨＫ交響楽団のトロンボーン奏者によるコンサート。 併せて、楽器講習会を開催し、奏者のレベルアップを図る。
3	上田晴子ピアノスクール 「マスタークラス」	R1.7.26（金） ～7.29（月）	パルナソスホール	講師は、上田晴子（パリ国立高等音楽院室内楽科教授・ピアノ科准教授)。ピアノのソロとアンサンブルの公開レッスン。技術面だけでなく、演奏家としての心構え、音楽性にまで踏み込んだ密度の濃いクリニック。
4	ﾌﾟﾛｼﾞｪｸｼｮﾝﾏｯﾋﾟﾝｸﾞ クリスマスコンサート ～音と光の饗演～	R1.12.15（日）	パルナソスホール	ＮＨＫ交響楽団第一コンサートマスターの篠崎史紀とパルナソスホールオルガニストの長田真実、そして、関西学院大学協力によるプロジェクションマッピングを取り入れた五感に響くコンサート。
5	バロック　ｉｎ　姫路	R2.1.5（日）	パルナソスホール	ホールの特性、音響の良さを生かした演奏会。 出演＝鈴木美登里（ソプラノ)、波多野睦美（メゾソプラノ)、佐藤亜紀子（リュート)、大塚直哉（チェンバロ）他
6	合唱シリーズＶｏｌ．３ 千原英喜の世界	R2.3.22（日）	パルナソスホール	公募した合唱団によるパルナソスホール独自企画のコンサート。作曲家の千原英喜の作品を歌い上げる。

〔パルナソス楽器普及事業〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	オルガン振興事業 オルガンシリーズVol.2 オルガンシリーズVol.3 オルガンシリーズVol.4	通年 R1.5.8（水） R1.9.29（日） R1.11.30（土）	パルナソスホール	ホールのシンボルであるパイプオルガンの振興を図る。「オルガン講座（通年コース、1日体験)」「オルガン紹介イベント」「オルガンコンサート」等を実施。 講師：長田真実（ホールオルガニスト）

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
2	チェンバロ講座	通年	パルナソスホール	チェンバロの活用と普及のため、講師の大塚直哉（チェンバリスト、東京藝術大学教授）による「チェンバロ講座」、チェンバロ演奏に密接な関係のある「バロックダンス講習会」（講師=湯浅宣子）を実施。
3	はじめてのフルート教室	通年	パルナソスホール	楽器を通じて、音楽に触れ合う機会の提供を目的として、初めてフルートを演奏する方を対象にした教室。 村松フルート製作所の協力による。
4	アウトリーチ事業	通年	市内小学校	小学生への音楽教育の一環として、楽器の音を生で聴くことにより、子供の情操教育の充実をめざし、感性を豊かに育むために実施し、地域文化の向上も図る。 「オーケストラメンバーによるワークショップ」 講師はプロのオーケストラメンバー（３校予定） 「ポジティフオルガンのワークショップ」 パルナソスホールのオルガンをより身近に感じていただけるように移動可能な楽器（ポジティフオルガン）を活用。 講師はホールオルガニスト（4 校予定）

〔交響詩ひめじ普及事業〕

姫路市が 1989 年に市制百周年を記念して制作した「交響詩ひめじ」の普及のため、作曲者の池辺晋一郎を審査委員長とする合唱コンクールや演奏会を開催する。

（ア）第 30 回「交響詩ひめじ」合唱コンクール　2 月 2 日（日）　パルナソスホール

（イ）「交響詩ひめじ」演奏会　3 月 8 日（日）　パルナソスホール

〔ル・ポン国際音楽祭（姫路国際音楽祭）実行委員会事務局業務〕

市民の間にクラシック音楽を楽しむ土壌を醸成すること、芸術に触れることによる市民文化の振興、青少年の豊かな心の醸成を実現するとともに、世界文化遺産姫路城、書写山圓教寺をはじめとする姫路の魅力を世界に向けて発信することを目的として、平成 20・22 年に姫路国際音楽祭「ル・ポン」を開催。平成 24 年から、赤穂国際音楽祭と共同で開催している。平成 30 年度からはル・ポン国際音楽祭実行委員会事務局業務を財団が主体となって行う。

② 市民文化高揚事業

演劇、古典芸能等の分野において、芸術性の高い鑑賞型の舞台公演を開催するほか、各種振興事業を実施。

〔演劇、古典芸能、大衆芸能〕

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
1	イン・ザ・プール	R1.7.7（日）	キャスパホール	出演は渡辺徹と内博貴。脚本・演出は姫路市出身の笹部博司。りゅーとぴあの新シリーズ第一弾。観客が理屈抜きで笑える喜劇。
2	第47回姫路落語会	R1.8.3（土）	文化センター小ホール	桂米朝一門の豪華メンバーによる落語会。 今回は、好評につき2回公演とする。 出演=桂ざこば、桂米團治、月亭八方　他
3	令和元年度 舞台技術講習会	R1.8.3（土） R1.8.4（日）	キャスパホール	中学・高等学校演劇部を中心とした演劇に必要な初歩の技術を分り易く学べるワークショップ。一般参加者も受講可。
4	第26回キャスパ能	R1.8.18（日）	キャスパホール	姫路能楽会と共催で会館オープン当初から毎年開催している解説付きの本格的な能楽公演。今回は「葵上」を上演する。
5	こどものための 演劇ワークショップ -伝える 繋げる 響き合う-	R1.8.26（月）	キャスパホール	小学生低学年を対象とした演劇ワークショップ。簡単な台本やゲームをしながら演劇を子どもたちに身近に感じてもらい、情操教育の一環とする。
6	劇団四季ミュージカル 「エビータ」	R1.9.12（木）	文化センター大ホール	「キャッツ」「オペラ座の怪人」などを手がけた作曲家ロイド＝ウェバーによる最高傑作、「エビータ」の上演。
7	松竹大歌舞伎	R1.9.16（月祝）	文化センター大ホール	全国公立文化施設協会統一企画「松竹大歌舞伎」西コース。 出演=中村鴈治郎、中村扇雀、尾上松也　他
8	第28回 こころの祭 姫路	R1.11.11（月）	市内各所	姫路の隠れた文化をさらに掘り下げるため、自宅、神社、仏閣などを無料で開放していただく全国でもユニークな催し。 実施協力者は6月に公募し決定。
9	第28回 キャスパ寄席	R1.11.23（土）	キャスパホール	会館オープン当初から毎年開催している桂米朝一門の中堅、若手による落語会。 演目は、会場の雰囲気により決定。
10	名画鑑賞会	R1.12.19（木） ～12.20（金）	文化センター大ホール	優秀映画鑑賞推進事業として、東京国立近代美術館フィルムセンター所蔵の邦画を上映。2日間で4作品を35ミリフィルムで上映。

No.	事業名	開催日	開催場所	事業内容
11	第21回 今日も元気だ！茂山狂言	R2.1.19（日）	キャスパホール	わかり易い解説付きの茂山ファミリーによる新作狂言と古典狂言公演。 客席で出来る簡単なワークショップも好評。
12	2020 文化交流フェスティバル	R2.3.19（木）	姫路キヤッスルグランヴィリオホテル	文化人等の交流の場として開催。 第1部/姫路市芸術文化賞表彰式 第2部/文化交流パーティー
13	ユネスコ無形文化遺産 人形浄瑠璃「文楽」	R2.3.20（金祝）	文化センター小ホール	義太夫、三味線、人形遣いが三位一体となった、日本が世界に誇る高度な舞台芸術。 演目＝生写朝顔話
14	高校生による演劇公演 第4弾「トロイアの女」	R2.3.28（土） 3.29（日）	キャスパホール	高校生自身が演出をはじめ演劇製作に係る多くの業務に携わり、プロの脚本・演出家と共に作り上げる演劇公演。毎年クオリティを高めた演劇を披露し、地元演劇文化の発展に寄与する。地域の高校演劇部を中心とした高校との共催。
15	文化事業連絡会	年間	文化センター会議室 他	近隣の文化会館との情報交換と交流や今後の連携公演などを計画。
16	友の会事業	通年		財団事業の入場券販売促進を目的として設立した友の会の運営。また、他の主催者が行う事業のチケットの作成、販売業務を行う。4月17日（水）には、友の会限定の四国こんぴら歌舞伎大芝居鑑賞ツアーを実施。

③　総合文化雑誌「ＢａｎＣｕｌ」（バンカル）の発行

「ＢａｎＣｕｌ」を継続発行し、播磨の文化を全国へ向け発信する。季刊3,800部

・112号（夏号）　特集：　平成の播磨

・113号（秋号）　特集：　播磨と万葉集

・114号（冬号）　特集：　播磨の陣屋

・115号（春号）　特集：　美作道

④　「文化情報姫路」の発行

姫路市とその周辺における舞台、美術、文学等の催物案内、情報を掲載した「文化情報姫路」A4版を毎月発行して市民に提供する。月刊12,000部。

⑤　文化活動への後援名義等の使用許可、助成等

姫路市の文化向上に寄与すると認められる団体や、個人が実施する芸術文化活動に対して、財団の後援名義の使用を許可するとともに、年間2回の公募を行い、審査のうえ、事業費用の一部を助成金として交付し、芸術文化活動の活発化を図る。

⑥　播磨学研究助成

姫路市及び播磨地方の歴史、文化の学際的研究を推進するために、播磨学研究所が実施する各種の事業活動に対し、助成金を支出する。

⑦　女流王位戦助成

女流棋士によって競われる将棋のタイトル戦、予選を勝ちあがった挑戦者との5番勝負の中の1局を姫路に誘致、市民を対象とした大盤解説等を実施し、市民文化の向上と姫路市のＰＲに努める。

開催日＝4月25日（木）

開催場所（大盤解説）＝姫路キャスパホール

⑧　姫路市民文化祭

交響楽、器楽、吹奏楽、合唱、バレエ、邦楽、舞踊、能楽、民謡、詩舞道、演劇、茶華道、俳句、盆栽など各分野で活躍する郷土の約240団体、約7,000人の参加を得て22の催物を開催し、日頃の練習成果を披露して市民に鑑賞してもらう文化の祭典。

開催日＝11月2日（土）～11月30日（土）

開催場所＝文化センター、キャスパホール、パルナソスホール、市民会館、勤労市民会館

⑨　芸術文化賞選考

姫路市を中心に活躍、若しくは姫路市の芸術文化の振興に貢献した個人又は団体を顕彰するために、姫路市芸術文化賞の選考を行う。表彰式は、令和2年3月19日（木）に開催される文化交流フェスティバルで行う。

⑩　美術工芸館学芸普及事業

書写の里・美術工芸館において、企画展や体験教室などの学芸普及事業を実施する。

（ア）企画展

展示会名	会期	内容
【コーナー展示】 全国郷土玩具めぐり 三重県の諸玩具	30年4月7日(土) ～8月23日(木) 119日間	伊勢の竹鳴りごま、多度の弾き猿など約100点を展示。
【春季特別展示】 書寫山圓教寺－歴史を語る美術と工芸	30年4月21日(土) ～6月3日(日) 38日間	西国三十三所草創1300年と位置づけられる年を記念して、圓教寺に伝わる絵画や仏具、什物など、圓教寺の歴史やかつての巡礼の賑わいを感じさせる作品を展示紹介。
【夏季特別展示】 夏休み子どもミュージアム ～紙であそぶ－紙と工芸品～	30年7月14日(土) ～8月26日(日) 38日間	工芸品は、様々な材料で作られている。本展では、主に夏休みの小中学生を対象に、工芸品の材料となる紙をテーマに館蔵品を展示するとともに、親子で楽しめる体験コーナーを設ける。
【コーナー展示】 全国郷土玩具めぐり 埼玉県の諸玩具	30年8月25日(土) ～12月13日(木) 95日間	春日部や船渡、五関のはりこ、鴻ノ巣の練物（人形）など約80点を展示。
【特別展示】 姫路藩窯東山焼展	30年9月1日(土) ～10月21日(日) 44日間	姫路城世界遺産登録25周年記念として開催。姫路の最も代表的な江戸時代のやきもの東山焼は、姫路藩のプライドをかけて、全国に恥じないやきものが作られた。染付、青磁などの磁気製品を中心に展示紹介。

展示会名	会期	内容
【秋季特別展示】 アプリケと暮らしの美 ー宮脇晴・綾子・壇親子展	30年10月27日(土) ～12月24日(月･祝) 51日間	宮脇壇（没後20年）は美術工芸館の設計者で、父の晴は洋画家、母の綾子はアプリケ作家。壇をとりまく芸術一家の作品を中心に、壇の設計関係資料もあわせて展示。
【企画展示】 はりこ絵付けコンクール展	30年12月8日(土) ～12月24日(月･祝) 15日間	姫路はりこのお面や人形に、参加者が自由に絵付けをしたオリジナルはりこのコンクール。募集作品を展示。
【コーナー展示】 全国郷土玩具めぐり 大分県の諸玩具	30年12月15日(土) ～31年4月4日(木) 84日間	竹田の姫だるま、別府の土鈴、北山田のきじ馬など80点を展示。
【新春特別展示】 宮澤由雄生誕150年・姫路押絵	31年1月6日(日) ～2月24日(日) 43日間	姫路押絵は宮澤由雄を創始として、その子供たちを中心に継承された。のぞきからくりのネタ絵や羽子板などを中心に展示。
【特別展示】 2019年播磨工芸美術展	31年3月1日(金) ～4月7日(日) 32日間	播磨在住の現代工芸作家グループ「播磨工芸会」による陶芸・染織・漆芸・革工芸の新作約30点を展示。
【特別展示】 播磨・工芸ビエンナーレ	31年3月23日(土) ～4月7日(日) 14日間	工芸分野の作品を広く公募し、審査のうえ優秀作品を展示。隔年に開催し、新人工芸作家の育成・発掘を図る。
私のいっぴんギャラリー	通年	公募により、工芸分野の市民作品・コレクションを2週間ごとに一品（いっぴん＝逸品）ずつ展示。

（イ）イベント・各種体験教室の実施

自然豊かな書写山の魅力を発信し、当館及び周辺施設への観光者の増加を図るため、関係団体と連携の上、季節を通じて各イベントを実施する。

（ⅰ）書写山新緑まつりイベント　5月3日(木・祝)～5月6日(日)の間

（ⅱ）開館24周年記念イベント　7月1日(日)

（ⅲ）たそがれコンサート　8月25日(土)

（ⅳ）書写山もみじまつりイベント　11月中旬

また、陶芸、染織、革細工、版画、工作教室など、見るだけでなく体験できる教室を通年で実施する。

（ウ）伝統工芸の製作実演

姫路の各伝統工芸の魅力を紹介する目的で、職人による製作実演を館内で実施する。

実演＝姫路はりこ、姫路こま、姫山人形の製作

実演日＝毎週金、土、日曜日、祝日（一部不定期）

（エ）常設展示や企画展示の付帯事業として図録等関連商品の販売を行う。

(2) 国際交流事業

地域ぐるみの国際交流を推進し、多文化共生社会の実現を図るため、地域住民の国際教養の普及啓発、海外都市との交流、国際交流情報の収集と提供、外国人受入態勢の整備及び在住外国人の交流などの事業を実施する。

① 地域住民の国際教養の普及啓発に関する事業

（ア）国際交流ふれあい教室

在住外国人を講師に招き、講演や料理を通して異なる文化・習慣を持つ人々が地域に在住していることを知ってもらい、地域の国際化について考える契機を作る。年 3 回実施予定。

（イ）国際理解出前講座

在住外国人や海外生活経験者を市立の小中高等学校又は公民館等へ派遣し、スライド等を用いた講演を通して、市民の国際理解を深める機会を提供する。年 24 回実施予定。

② 海外諸都市との友好交流に関する事業

（ア）友好親善事業

姉妹都市との友好交流を通して、両市の市民交流、市民の異文化理解を図る。

（ⅰ）海外からの来姫者対応（随時）

（ⅱ）シャンティイ城姉妹城提携 30 周年記念訪問団派遣・受入

（ⅲ）日米草の根サミット

（イ）青少年交流事業

姉妹都市でのホームステイを通して異なる文化を理解し、お互いの違いを認めながら共生できる次代を担う青少年を育成する。

（ⅰ）青少年派遣

姉妹都市名	派遣者	人数	時期及び期間	
フェニックス市	高校生	4	7 月下旬～8 月上旬	17 日間
アデレード市	高校生	5	7 月下旬～8 月上旬	2 週間
太原市	中高生	10	8 月上旬	1 週間
昌原市	中学生	10	7 月下旬	1 週間
シャンティイ・シャルルロア市	中学生	6	7 月下旬	11 日間

令和元年度のクリチーバ市への派遣は中止。

（ⅱ）青少年受入

姉妹都市名	受入者	人数	時期及び期間	
フェニックス市	高校生	4	6 月中旬～6 月下旬	2 週間
アデレード市	高校生	5	9 月下旬～10 月中旬	2 週間
太原市	中高生	10	7 月中旬	1 週間
昌原市	中学生	10	12 月下旬	1 週間

（ⅲ）派遣生ＯＢへの活動支援（随時）

③　国際交流に関する調査研究及び情報の収集並びに刊行物の発行提供に関する事業

（ア）情報提供事業

日本語を読んだり話したりできないことによる在住外国人の情報のハンディキャップを補うため､外国語放送･新聞では得ることのできない地域の情報（行政、教育、経済、社会、生活等）を母国語で提供し、暮らしやすい環境づくりを行う。

種類	発行回数	内容
外国語生活情報誌 「ＶＩＶＡ！ひめじ」発行	年4回	在住外国人への最新生活情報提供。 6カ国語(日・英・スペイン・ポルトガル・ベトナム・中国)
ＶＩＶＡの集い	年1回	「ＶＩＶＡ！ひめじ」の編集ボランティアと翻訳ボランティアの意見交換、交流会の実施。

（イ）外国語放送による情報発信

ＦＭ ＧＥＮＫＩでベトナム語による生活情報等を提供する。毎週1回。5分程度。

（ウ）機関紙等の発行

機関紙及び海外姉妹都市青少年交流事業報告書により事業実施状況を報告する。

種類	発行回数及び部数	内容
機関紙 「Ｈｅｌｌｏ！ Ｈｉｍｅｊｉ」	年1回　1,500部	活動報告及び会員便り。賛助会員等へ郵送、イベント開催時に配布。
機関紙 「ＳＨＩＲＡＳＡＧＩ」	年3回　各400部	最新のイベント情報及びイベントレポート。賛助会員等へ郵送。
海外姉妹都市青少年交流事業報告書	年1回　1,200部	青少年派遣・受入学生の体験報告書。賛助会員、派遣生及び各学校等へ配布。

（エ）賛助会員への通知

機関紙、その他イベント通知をダイレクトメールにより送付する。

（オ）ウェブサイトの運営

行事の告知及び報告、在住外国人のための生活情報等をインターネットにより提供する。

④　外国人の受け入れ体制の受入体制の整備及び在住外国人との交流に関する事業

（ア）在住外国人のための日本語講座の開催

（ｉ）在住外国人のための日本語講座

地域や職場で必要な会話や生活習慣を学ぶために日本語学習の機会を提供し、言葉の面から生活支援を行う。初級7クラス、初中級1クラス、中級1クラス各20名。年3期（5～7月、9～11月、12～3月）各10回開催予定。

（ⅱ）日本語ひろば

日本語ボランティアに活動の場・機会を提供し、生活に必要な日本語学習を希望する在住外国人の細かなニーズ（時間、レベル、目的）に対応した日本語学習支援を行う。

（イ）市民公開講座の開催

市民に、在住外国人の母国語の学習機会を提供し、市民の異文化理解を図る。英語・スペイン語等各20回開催予定。姫路獨協大学との共催事業。

（ウ）日本語学習支援ボランティア養成講座

日本語学習支援ボランティアを養成するため、日本語指導ボランティアとしての心得や日本語教授法について基礎講座を開催する。

（エ）日本語教育関係者連絡会議

日本語学習支援活動を行うボランティアグループ等が情報交換を行う。年1回開催。

（オ）ボランティアステップアップ学習会

市民及び登録ボランティアを対象に、ボランティア活動の更なるステップアップを目指すための学習会を開催する。年2回予定。

（カ）多言語生活相談

多言語による生活相談を実施し、在住外国人の生活面での問題解決を支援する。

開催場所	内容
市役所1階 市民相談センター	多言語生活相談の実施 毎週火曜日　13：00～16：00（中国語・ポルトガル語・スペイン語）

（キ）地域交流事業

地域で暮らす在住外国人と市民が、料理教室等のイベントを通して交流し、相互理解を図り、異なる文化を持つ人々が暮らしやすい地域づくりのための事業を実施。また同様の事業を実施する団体に助成する。姫路市内で実施される国際交流事業に対して後援名義の使用を許可する。

（ク）国際交流フェスティバルの開催

各国料理模擬店、多文化共生を考えるワークショップ、各国民族舞踊音楽の紹介、世界の遊び、民族衣装やアボリジニアート体験などのイベントの開催を通して、市民の異文化交流・理解を図る。

開催日＝10月27日(日)　会場＝大手前公園

（ケ）日本語スピーチコンテストの開催

日本語を母国語としない在住外国人の日本語学習の成果を発表する機会を提供するとともに、市民に多文化共生社会について考えるきっかけを提供する。

開催日＝2月16日(日)　会場＝イーグレひめじ

（コ）在住外国人地域連携事業

急増するベトナム人等を対象に集住地域での生活相談等を実施し、地域における交流の機会や場を設ける。

実施場所＝城東町総合センター(火)、高木総合センター(水)、見野の郷交流館(木)、イーグレひめじ(金)、
姫路市役所1階市民相談センター(月)
時間帯は13：00～17：00、姫路市役所のみ13：20～17：20

⑤　国際交流関係団体の連携及び支援に関する事業

事業名	対象	内容
ボランティアの登録	一般市民	ホームステイ、通訳・翻訳、日本語指導のボランティアを随時受付
ボランティアによる事業推進	一般市民	ボランティアが主体的に企画・運営する事業は、①日本語学習に関しボランティアが学習者を支援する。また、学習者を対象にイベントを実施する。 ②情報誌作成に関しボランティアが企画・取材・翻訳・編集に携わる。 ボランティアの参画事業は、海外姉妹都市青少年派遣事業に関し、派遣時に研修アシスタント、青少年受入時に財団プログラムに参画する。

(3)　施設管理運営事業

指定管理者制度の導入に伴い、制度の趣旨や公立文化施設としての使命を理解し、運営経費の節減に努めるとともに、利用者へのサービスに徹し、使用率、収支比率の向上を目指す。また、管理施設内において、前述のようなすぐれた舞台芸術の提供、市民参加型の事業等を実施する。

①　姫路市文化センター（指定管理施設）の管理運営

（ア）貸館事業（使用許可、使用料徴収事務、減免、還付事務）

適正、迅速な事務処理を行い、広報活動により使用率のアップを図る。

（イ）管理運営経費の節減

光熱水費等の管理運営経費の節減に努める。

（ウ）広報活動の推進

ウェブサイトの更新、施設パンフレットの送付、顧客へのダイレクトメールの送付を行う。

②　姫路キャスパホール（指定管理施設）の管理運営

（ア）貸館事業（使用許可、使用料徴収事務、減免、還付事務）

適正、迅速な事務処理を行い、広報活動により使用率のアップを図る。

（イ）管理運営経費の節減

光熱水費等の管理運営経費の経費節減に努める。

（ウ）広報活動の推進

ウェブサイトの更新、施設パンフレットの送付、顧客へのダイレクトメールの送付を行う。

③　パルナソスホールの管理運営

(ア)貸館事業（使用許可、使用料徴収事務、減免、還付事務）

適正、迅速な事務処理を行い、広報活動により使用率のアップを図る。

(イ)管理運営経費の節減

光熱水費等の管理運営経費の経費節減に努める。

(ウ)広報活動の推進

ウェブサイトの更新、施設パンフレットの送付、顧客へのダイレクトメールの送付を行う。

3　社会福祉法人　姫路市社会福祉事業団

1　概要

多様化している福祉行政の中で、福祉対象者本位の福祉サービスをより高めるため、市の設置した福祉施設を指定管理者として管理運営し、市と一体となって公益性を保持しながら、各施設の専門的な特性に基づき適正、効率的な事業を推進することにより、福祉施設経営の長期的安定を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1)　事務所の位置　　安田三丁目1番地　姫路市総合福祉会館4階

(2)　設立　　昭和52年3月31日

(3)　資産　　280,400,950円（平成31年3月31日現在）

(4)　市の出資金　　5,000千円（基本財産）

(5)　役員等の氏名　　令和元年8月1日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	黒川　優	評議員	八木　隆次郎	評議員	北山　真次
常務理事	増田　義樹	〃	村瀬　利浩	監事	後藤　等
理事	田中　環	〃	浅田　敦之	〃	田靡　喜啓
〃	山田　直恵	〃	牛尾　幸一	評議員選任･解任委員会外部委員	坂本　学
〃	高橋　晃	〃	國部　伸也	〃	大森　正
〃	濱　亜紀子	〃	立岩　眞吾		

2　令和元年度予算額および職員数

区分	予算額（千円）	うち市委託金（千円）	職員数（人）		
			派遣	事業団	合計
事務局	62,298	－	2	4	6
障害児療育関係事業	89,078	89,078	－	15	15
在宅障害者デイ・サービスルーム	28,539	28,509	－	3	3
広畑障害者デイサービスセンター	80,231	80,168	－	14	14
書写障害者デイサービスセンター	106,107	106,022	－	20	20
かしのきの里	96,255	84,555	－	14	14
障害者支援センター	301,083	272,053	－	45	45
障害者体育館	7,292	7,289	－	－	－
障害者やすらぎルーム	8,744	8,744	－	2	2
ふれあいの郷養護老人ホーム	311,790	310,940	－	43	43
あぼしリサイクル事業所	58,043	28,864	－	5	5
職業自立センターひめじ	68,333	20,605	－	13	13
ぱっそ・あ・ぱっそ	47,710	17,200	－	7	7
児童センター（3）	97,583	97,243	－	16	16
姫路市移動児童センター事業	36,580	36,580	－	7	7
合計	1,399,666	1,187,850	2	208	210

4　社会福祉法人　姫路市社会福祉協議会

1　目的

地域社会において、住民が主体となり、住民組織、関係機関の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする。

2　概要

校区ごとにボランティアを組織しながら、市民の参加でふれあい型の地域福祉活動を展開していくとともに、在宅で福祉ニーズを抱える人々に対して各種の福祉サービスを提供し、個々の福祉問題の解決に向けた事業を展開している。

(1)　所在地　　安田三丁目1番地　姫路市総合福祉会館4階

(2)　設　立　　昭和26年3月22日

(3)　資　産　　2,143,822,132円（平成31年3月31日現在）

(4)　組　織　　理　事　14人

監　事　2人

評議員　33人

令和元年8月1日現在

役職名	氏　名	役職名	氏　名	役職名	氏　名
理事長	竹田佑一	理　事	岩田稔恵	理　事	吉田善太郎
副理事長	大野幸一	〃	大森　正	〃	立岩眞吾
〃	林　尚秀	〃	松尾一弘	監　事	福原健一
常務理事	山口兼弘	〃	田靡仁志	〃	小林茂信
理　事	伊藤　孝	〃	奥西良行		
〃	北川博康	〃	藤木浩一		

(5)　事務局

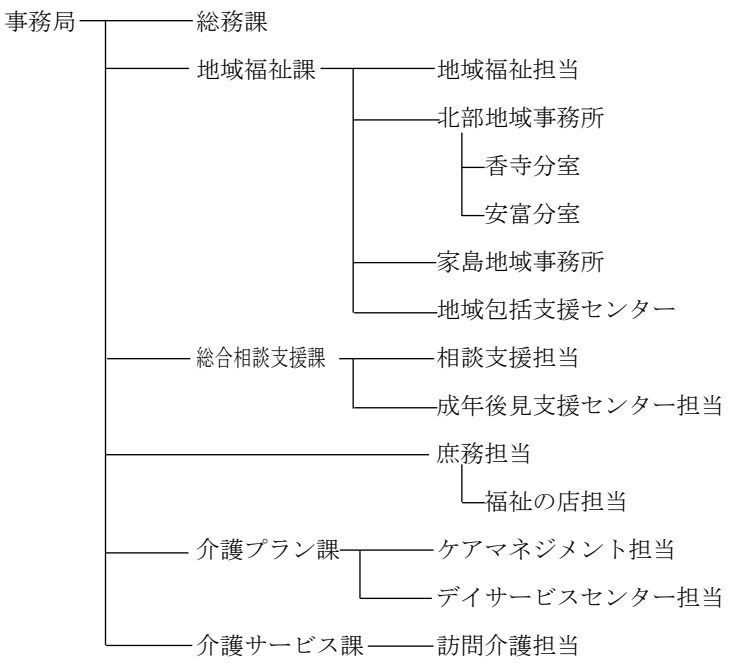

3　令和元年度予算額

（単位　千円）

収 入 合 計	うち市委託金および市補助金	支 出 合 計
1,758,312	354,338	1,758,312
収 支 差 額		0

4　令和元年度事業大要

区分	事　　業　　名	担当課
社協支部	1　社協支部活動支援事業 社協支部組織の安定や事業を円滑に進めるための支援をする。	地域福祉課
	2　ふれあいネットワーク事業 概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者等で見守りが必要な方に対し、社協支部の協力者（ボランティア）が見守りや安否確認の活動を行い、地域とのつながりやふれあいを高める。また、福祉ニーズの早期発見により福祉課題の重篤化を防ぐ。	
	3　ふれあい食事サービス事業 65 歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、ボランティア等により調理された昼食を会食したり宅配することで、ふれあいを高め、孤独感の解消を図る。また、会食の場や宅配時に、福祉情報の提供や福祉ニーズの把握に努める。	
	4　子育て支援事業 小学校就学前の児童とその保護者を対象に、地域で気軽に集える場を作ることにより、地域でのふれあいを高め、育児の孤立化を予防する。	
	5　ふれあいサロン事業 地域で生活している高齢者、障害者、子育て中の親子等が気軽に集まり、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、また地域の情報交換の拠点として、参加者の不安や悩みの解消を図り、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域福祉の推進に努める。	
	6　社協支部選択事業 世代間交流事業、研修・相談事業、広報・情報発信事業、小地域福祉活動計画策定事業など、各社協支部の実状に合わせた事業を実施し、地域の充実を図る。また、地域福祉推進計画に基づき、実施支部の拡大を目指す。	
相談援助	7　相談対応 市民からの福祉、介護に関する相談に応じ、解決に向けて取り組む。また、関係機関と連携し、必要な介護保険サービスや保健福祉サービスの利用促進を図る。	地域福祉課 介護プラン課
	8　法人後見事業 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うために、姫路市社協が成年後見人等となり、成年被後見人等の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。	総合相談支援課
	9　生活困窮者自立相談支援事業 市内に居住している複合的な課題を抱えた生活困窮者を対象に、「包括的な支援」、「個別的な支援」、「継続的な支援」を実施し、自立と尊厳の確保を目指すとともに、生活困窮者支援を通して地域の福祉活動の推進に寄与する。	
	10　日常生活自立支援事業 認知症、知的障害、精神障害等の理由により、日常生活を営むのに支障がある方に対して、福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理、通帳等の預かり等のサービスを提供する。	
	11　生活福祉資金貸付制度の相談 経済的な問題を抱えている低所得世帯の中で、資金を貸付けることにより、生活再建が見込まれる世帯に対して、必要な資金の相談と申込みの受付を行う。	

区分	事　　業　　名	担当課
相談援助	12　姫路市成年後見支援センターの運営 誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指して、広く市民の成年後見制度にかかる相談支援を図るため、姫路市成年後見支援センターを運営する。成年後見制度に関する相談に応じるとともに、権利擁護フォーラムや市民後見人等養成研修により制度の普及啓発を図る。	総合相談支援課
	13　市民後見人の後見監督 市民後見人がケースを受任し、家庭裁判所より社協が後見監督人に選任された場合、市民後見人の職務の監督、家庭裁判所への報告、相談助言、指導等の活動支援を行うことにより、市民後見人の適切な職務遂行を目指す。	
	14　居宅介護支援事業 要介護等の認定を受けた介護保険利用者に、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成する。	介護プラン課
	15　地域包括支援センターの運営 介護保険法に基づき、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。 また、準基幹地域包括支援センターとして、地域包括ケアシステムの構築を目指していくうえで、地域の中心機関の１つとして機能させる。	地域福祉課
在宅福祉サービス	16　買物支援サービス事業 公共交通機関の利用が不便で、車等の交通手段がない等により、食料品や生活用品等の買物が困難な高齢者に対して、地域の人とのふれあいを持つことにより、孤独感を取り除き、生きがいの高揚を図るために、買物の送迎を行う。	地域福祉課
	17　車椅子の貸出 車椅子が必要な市民に貸し出しを行い、生活の支援を行う。また、子供用車椅子を学校に貸し出し、車椅子への理解を深めてもらう。	
	18　外出支援事業 身体かつ経済的な事情により交通機関の利用が困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、在宅支援の一環として、病院や福祉施設、公共機関等への送迎を行う。	
	19　毎日給食サービス事業 調理が困難な高齢者、障害者に対して昼食を宅配し、食生活の改善と安否確認を行う。緊急の事態には関係機関と連携し、自立生活を支援する。	
	20　ミニデイサービス事業 家に閉じこもりがちになりやすい高齢者に、小地域において、趣味やレクリエーションを通じ、ふれあいや生きがいづくりの場を提供する。	
	21　訪問介護事業 訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣して、身体介護、生活援助等を行う。	介護サービス課
	22　通所介護事業 高齢者に対して、給食、入浴、日常動作訓練、健康チェック等のサービスで、安心とふれあいのひとときを提供する。	介護プラン課
	23　福祉用具貸与・販売事業 高齢者や障害者に、ベッドや車いす等の福祉機器のレンタルや販売をし、居宅生活の支援を図る。	福祉の店担当
支援体制の整備	24　地域の居場所づくりへの協働及び支援 社協支部以外の地域福祉活動、団体と協働して、課題解決のための居場所づくりを行う。	地域福祉課
	25　姫路市生活支援体制整備事業 姫路市が実施する生活支援体制整備事業について、地域住民、地域包括支援センター、保健センターと共に、生活支援・介護予防を主とした地域づくりを目的に行う。	

区分	事　　業　　名	担当課
福祉ボランティア	26　福祉ボランティア活動の支援 福祉ボランティア活動をする方に対し、活動室の貸し出し、情報提供等の支援を行う。	地域福祉課
	27　あんしんサポーター養成研修 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域の介護保険施設や在宅の高齢者宅等において、ボランティア活動を行うあんしんサポーターを養成する。また、サポーターの活動を支援し、地域の助け合い活動の活性化および社会参加活動を通した高齢者自身の介護予防を推進する。	
	28　福祉教育の推進 地域の中学生等を対象に福祉教育を実施し、地域福祉活動の周知や理解を深め、将来の地域社会の基盤づくりを推進する。	
研修	29　役員・職員研修 コンプライアンスの遵守、資質のレベルアップに向けて、各種研修を企画、実施する。また、外部で行われる研修へも積極的に参加する。	全課
	30　介護職員初任者研修の実施 資格を取得して介護職員として働きたい人、家族の中で介護が必要な人がいる、もしくは将来的に家族介護に備えたい人、高齢社会を生きる一員として教養を深めるために学びたいという人に対して必要な知識・技術を身につけていただき、在宅福祉の推進を図る。	介護事業 庶務担当
広報	31　広報活動の充実 福祉に関する情報や社協の事業内容を市民に広く紹介するために、広報紙「ひめじの社協」を発行、ホームページの運営をする。また、マスコットキャラクターを活用し、姫路市社会福祉協議会のＰＲに努める。	全課
災害支援	32　災害に対する備えの充実 昨今の災害時における災害ボランティアの重要性に鑑み、過去5カ年で養成し登録を行った約 100 名の災害ボランティアへ実践力の向上を目的とした研修を行う。さらに、災害に備え、顔の見える関係づくりの大切さを地域住民に周知するため、「“社協版”災害に備えるしおり」を配布し、有事への備えとするとともに市民の防災への意識向上を図る。 また、姫路市と連携を図り、災害発生時には災害ボランティアセンターの運営、福祉避難所への職員派遣等、協働して迅速かつ円滑に復旧・復興活動を行うことができる体制を目指す。	地域福祉課 介護サービス課
その他	33　苦情解決体制の整備 サービスへの苦情に対して適切な対応を行うことにより、利用者の満足やサービスの質を高めるとともにサービスの適切な利用を支援することを目的として、苦情受付担当者、苦情解決責任者を配置する。また、第三者委員を1名配置し、苦情を円滑に解決する。	全課

5　公益財団法人　姫路市救急医療協会

1　概要

近年の増大する救急医療需要に対処するため，姫路市における救急医療体制の確保および充実を図り，地域住民の健康の保持・増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(1)　事務所の位置　　西今宿三丁目 7 番 21 号（姫路市休日・夜間急病センター内）

(2)　設立　　昭和 53 年 3 月 31 日

(3)　基本金等　　40,200 千円

(4)　出資金　　姫路市　20,200 千円　　姫路市医師会　20,000 千円

(5)　役員等

①　評議員　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
評議員	杉本博昭	評議員	田所昌也	評議員	奥祥子
〃	三和秀輔	〃	北川博康		
〃	黒川優	〃	岩田稔恵		

②　理事・監事　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	山本一郎	理事	井上圭介	理事	伊藤美紀子
常務理事	本郷彰裕	〃	浦上文男	〃	柴田克志
〃	藤本康樹	〃	立岩眞吾	監事	牛尾咲子
理事	吉川誠之	〃	柳川拓三	〃	濱田聡

(6)　職員数　　19 人

2　令和元年度予算額

総額　　916,973,820 円（うち市の委託料　892,556,820 円）

3　令和元年度事業計画

(1)　姫路市休日・夜間急病センターの管理運営（指定管理）

診療予定人員　　23,000 人（夜間）
17,000 人（休日）

(2)　重症患者の後送に係る受託事業

(3)　救急医療体制の確保に係る事業

(4)　姫路市救急医療電話相談事業（小児科）

(5)　医療に関する調査研究事業

診療科目以外の疾患の救急対応等、地域医療体系のうち救急医療全般の在り方について検討し、今後の協会運営の参考に資する。

(6)　医療と健康に関する知識の普及事業

①　急病患者の医療に関するＰＲ

救急医療等に関する講演会の開催、救急功労者の表彰、ＰＲ用チラシ等の作成

②　健康教育の実施

兵庫県姫路市健康大学講座への後援

6　公益財団法人　姫路市中小企業共済センター

1　概要

中小企業勤労者の生涯にわたる総合的な福祉事業を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(1)　事務所の位置　　中地 354 番地（姫路市勤労市民会館内）

(2)　設立　　昭和 49 年 10 月 25 日（平成 24 年 4 月 1 日公益財団法人となる）

(3)　基本金等　　100,000 千円（市の出資金）

(4)　役員の氏名　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	清元秀泰	理事	田辺邦彦	評議員	大久保貴代江
副理事長	松本孝明	〃	中西孝幸	〃	香山恒紀
専務理事	楠田正人	〃	藤元忠	〃	高橋大治郎
常務理事	滝川聖文	〃	本丸明子	〃	田﨑理夫
理事	阿比野剛	〃	水田裕一郎	〃	富永充治
〃	天野治	〃	八木高明	〃	藤本博和
〃	井澤竜一	〃	山口俊和	〃	水本雅史
〃	永川仁秀	〃	佐野直人	〃	干谷葉子
〃	大塚善基	監事	濵田聡		
〃	小岩満	〃	浅田敦之		

(5)　加入資格　　資本金 3 億円以下または従業員 300 人以内の事業所を対象とし、従業員全員加入が原則

(6)　掛金　　全額事業主負担で入会者 1 人につき月額 500 円

（ただし県外居住で県外の事業所勤務の入会者は 300 円）

(7)　会員数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

福利厚生制度　　1,820 事業所　　39,209 人

退職金共済制度　　719 事業所　　4,851 人

(8)　職員数　　9 名

2　令和元年度予算額

公益目的事業会計　　1,021,155 千円

収益事業等会計　　136,576 千円

法人会計　　10,213 千円

3　令和元年度主要事業

(1)　公益目的事業

①　福利厚生事業

ア　余暇活動……次の事業を行う。

（ア）文化レクリエーション行事　年間　11 行事　28 回

（イ）旅行　年間　約 50 回

（ウ）スポーツ大会　年間　8 行事　13 回

イ　保健事業……事業所の定期健康診断・人間ドック・脳ドックの助成、健康維持事業補助等

ウ　貸付事業……次の生活資金に対し､貸付あっせんを行う。

普通貸付　年利 1.5%、8 年以内返済

医療、出産、冠婚葬祭、住居借り上げ、住居の増改築、耐久消費財の購入、育児休業、自家用自動車の購入資金

特別貸付　年利 0.8%、10 年以内返済

教育資金

エ　余暇施設……スポーツ・文化・レクリエーション施設等の補助割引の利用補助　プロ野球席（20 席)、保養所（57 カ所)、映画館（12 館)、文化センター、パルナソスホール、姫路城、美術館、歴史博物館、書写の里美術工芸館、好古園等

オ　指定割引施設……ゴルフ場・ボウリング場・ホテル・旅行社等（49 カ所)

カ　特約指定店……百貨店、自動車・自転車、スポーツ用品、墓石、葬祭等

②　退職金共済事業……所得税法施行令第 73 条第 1 項に基づく退職金共済事業

(2)　収益事業等

①　慶弔給付金事業……次の 11 種類の慶弔給付金で会費の約 50%を還元。

結婚祝金、出産祝金、入学祝金、成人祝金、銅・銀婚祝金、還暦祝金、永年勤続報奨金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金

②　特別弔慰金等……入会者の死亡、重度障害に対する特別給付

給付共済事業　（掛金月額　1 人　100 円、　給付金　40 万円）

7　公益社団法人　姫路市シルバー人材センター

1　概要

姫路市シルバー人材センターは、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立。

(1)　事務所の位置　　本　　部　中地 354 番地　姫路市勤労市民会館内
香寺連絡所　香寺町中屋 14
夢前連絡所　夢前町前之庄 2160
安富連絡所　安富町安志 1151
家島連絡所　家島町真浦 1769

(2)　設立　　昭和 50 年 12 月 24 日（財団法人　姫路市高年者働くしあわせの会）

(3)　組織の変更　　昭和 59 年 3 月 31 日　財団法人　姫路市高年者働くしあわせの会シルバー人材センターから、社団法人　姫路市シルバー人材センターに改組。
平成 18 年 4 月 1 日、社団法人中播広域シルバー人材センターの一部（香寺町・夢前町)、安富町シルバー人材センター、家島町シルバー人材センターを統合。
平成 24 年 4 月 1 日、公益社団法人姫路市シルバー人材センターに移行。

(4)　役員の氏名　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	髙島　隆三郎	理事	河南　眞稚子	理事	宮脇　三幸
副理事長	市岡　千弘	〃	佐野　直人	〃	山口　福夫
〃	勝岡　郁夫	〃	背山　重雄	〃	横治　正明
常務理事	長谷川　義晃	〃	高寄　辰則	監事	堤　修
理事	浅田　敦之	〃	長田　秀人	〃	三河　美徳
〃	石田　和己	〃	成瀬　恵子		
〃	和泉　俊員	〃	難波　功		

(5)　職員数　　26 人

2　令和元年度予算額　　1,650,821 千円（うち市の補助金 27,000 千円）

3　事業

(1)　姫路市、その他官公庁、民間企業、個人などから高年齢者にふさわしい仕事を受託して、就業機会の提供を行う。

(2)　センターの趣旨、事業内容について市民に啓蒙、啓発して、高年齢者に適する仕事の開拓に努める。

(3)　地区組織の育成、指導および援助を行う。

(4)　市民、仕事の発注者の期待にこたえるため、会員の能力開発、研修、相談を行う。

4　事業実績

項目		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
契約件数（件）		19,823	19,591	19,272	18,747	18,229
契約金額（千円）		1,545,133	1,541,658	1,486,224	1,449,735	1,426,649
就業実人員（人）		2,435	2,395	2,269	2,223	2,217
就業延人員（人）		316,649	317,285	307,636	297,080	286,015
全員配分金額（千円）		1,400,810	1,399,622	1,341,969	1,307,972	1,284,315
1日1人平均配分金（円）		4,423	4,411	4,362	4,403	4,490
会員数	男（人）	1,826	1,770	1,683	1,640	1,595
	女（人）	1,252	1,214	1,149	1,097	1,065
	計（人）	3,078	2,984	2,832	2,737	2,660
会員平均年齢	男（歳）	70.1	70.5	70.9	71.3	71.6
	女（歳）	69.5	70.0	70.6	71.0	71.6

5　事業における関連図

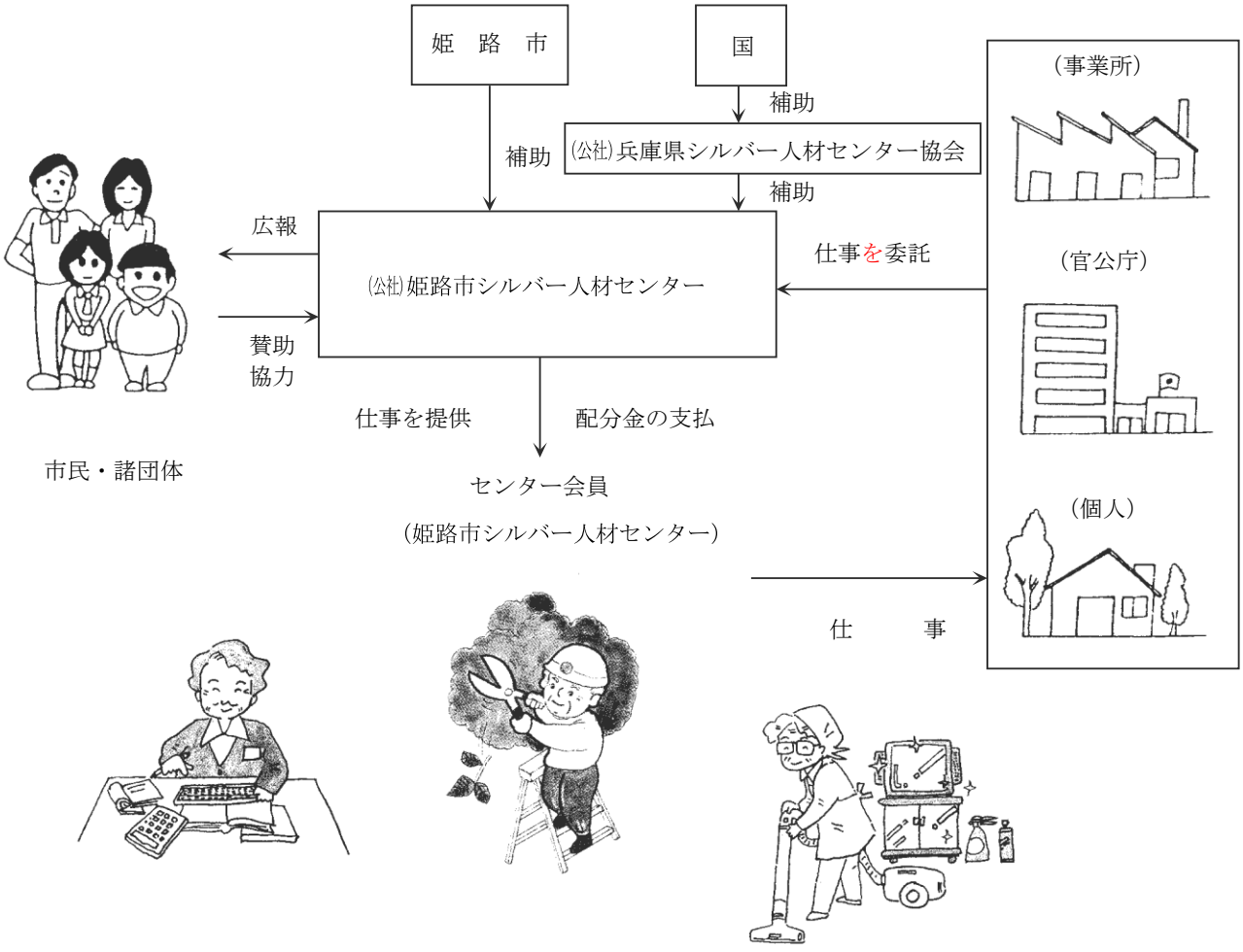

8　公益財団法人　姫路・西はりま地場産業センター

1　概要

西播地域の地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成および発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活の向上および福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1)　事務所の位置　　南駅前町 123 番

(2)　設立許可　　昭和 56 年 10 月 26 日

　　開　　所　　昭和 58 年 4 月 21 日

(3)　基本金等　　152,690 千円

(4)　市の出資金　　102,400 千円（寄付金 2,000 千円を含む）

(5)　役員等の氏名

①　評議員　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏　名	役職名	氏　名	役職名	氏　名
評議員	北野和夫	評議員	森下博和	評議員	松本秀之
〃	吉田裕康	〃	谷口幸三		

②　理事・監事　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏　名	役職名	氏　名	役職名	氏　名
理事長	清元秀泰	理　事	田寺啓員	理　事	西村拓也
副理事長	山本　実	〃	井上　猛	〃	佐野直人
〃	長谷川雄三	〃	末廣卓也	専務理事	吉岡幸彦
理　事	原　孝史	〃	庵逧典章	監　事	牟禮正稔
〃	岡田兼明	〃	永園郁美	〃	吉田裕一

(6)　職員数　　12 人（市派遣職員 2 人、嘱託 2 人、臨時・パート 8 人）

(7)　出資団体（43 団体）

・県および西播磨 5 市 6 町

・商工団体　　上記 5 市 6 町の商工会議所および商工会

姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市

神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町

・地場産業団体等（15 団体）近畿製鎖(協)　兵庫県鋲螺釘(協)　(協)日本マッチラテラル

姫路木工団地(協)　兵庫県手延素麺(協)　龍野醤油(協)　兵庫県乾麺(協)　姫路酒造(協)

兵庫県靴下工業(協)　兵庫県皮革産業(協連)　西姫路にかわ皮革産業(協)　姫路工業団地(協)

姫路南部鉄工(協)　(公社)姫路観光コンベンションビューロー　(公社)兵庫工業会

2　令和元年度予算額

（単位　千円）

区分	収入（A）	支出（B）	（A）－（B）
事業活動収支	126,761	121,075	5,686
投資活動収支	0	0	0
財務活動収支	0	0	0

3　令和元年度事業計画

(1)　新商品開発事業

①　オリジナル皮革製品の商品開発

②　産地の強みを生かした商品開発

(2)　研修事業

地場産業者の営業力等の向上を図るセミナーの開講

(3)　情報収集提供事業

ウェブサイトやソーシャルメディアによる情報発信

(4)　地場産業普及啓発事業

①　特産品展示販売等各種イベントの開催及び出展

ア　西はりまの産直市の開催

イ　ふれあい産地の自慢市「播州のめんまつり」の開催

ウ　ふれあい産地の自慢市「ふる里展」の開催

エ　各種イベントへの出展

②　地場産業ＰＲ事業

ア　じばさんツーリズム事業

イ　障害者就労施設の地場産品生産体制の改善及びＰＲ機会の提供

ウ　商品総合カタログ「姫路・西はりまのおもたせ」の改訂

(5)　その他事業

①　播産館運営事業

②　施設（会議室・屋上スペース等）提供事業

③　インターネット活用支援事業

4　姫路・西はりま地場産業センタービル（愛称　じばさんびる）

(1)　概要

位　　置	南駅前町 123 番	〈各階使用区分〉
敷地面積	701.75 ㎡	9Ｆ　会議室
開　　館	昭和 58 年 4 月	8Ｆ　(一財)姫路市まちづくり振興機構区分所有
総事業費	757,347 千円	会議室（1 室）
資金内訳	国県補助金　340,000 千円	7Ｆ　(一財)姫路市まちづくり振興機構区分所有
	高度化資金　251,500 千円	6Ｆ　会議室（3 室）
	自己資金　165,847 千円	5Ｆ　会議室（3 室）
建築規模	建築面積　544.36 ㎡	4Ｆ　会議室（4 室）
	延床面積　4,911.75 ㎡	3Ｆ　(公社)兵庫工業会、兵庫県立大学産学連携・研究推進機構
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造 9 階建	2Ｆ　管理事務所
駐 車 場	立体駐車場 2 基 60 台収容	1Ｆ　郷土名産コーナー「播産館」、革工房ＢＡＩＭＯ
	((一財)姫路市まちづくり振興機構区分所有)	

(2) 使用料

※賛助会員の場合　　2割引　　（単位　円・税込）

階	室名 (収容人員)	全日 9:00～21:00	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	30分経過
9	901(180)	75,908	21,908	32,092	21,908	3,805
8	801(24)	19,134	5,595	7,944	5,595	982
6	601(72)	34,663	10,080	14,503	10,080	1,749
	602(42)	25,304	7,406	10,492	7,406	1,234
	603(28)	19,543	5,760	8,023	5,760	1,029
5	501(72)	34,663	10,080	14,503	10,080	1,749
	502(42)	25,304	7,406	10,492	7,406	1,234
	503(28)	19,543	5,760	8,023	5,760	1,029
4	401(54)	34,663	10,080	14,503	10,080	1,749
	402(16)	15,876	4,604	6,668	4,604	794
	403(8)	12,527	3,633	5,261	3,633	626
	404(20)	18,727	5,431	7,865	5,431	936

※平日以外は若干の割増の場合があります。

9　公益社団法人　姫路観光コンベンションビューロー

1　概要

姫路市における観光事業の振興とコンベンションの誘致、開催支援及び国内外の映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致に積極的に取り組み、地域経済の活性化、市民文化の向上を図り、国際観光都市・姫路の構築に寄与することを目的とする。

(1)　事務所の位置　　本町 68 番地

(2)　設立　　昭和 22 年 4 月　姫路観光協会として設立（昭和 48 年社団法人となる。平成 18 年に組織改正があり姫路コンベンションビューロー、姫路フィルムコミッションと統合。平成 25 年、公益社団法人となる。）

(3)　役員の氏名　　令和元年 8 月 1 日現在

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	尾上壽男	理事	岡部賀胤	理事	舘勝則
副理事長	内海將博	〃	岡本一	〃	長尾真
〃	三宅知行	〃	垣内睦彦	〃	村上早百合
専務理事	北川俊文	〃	河内泰敏	〃	早柏秀樹
常務理事	谷口幸三	〃	熊谷泰伸	〃	原聡
理事	井上重義	〃	坂本直子	〃	吉井啓二
〃	井上賢	〃	髙野勝	〃	吉田裕康
〃	岩田稔恵	〃	竹田敏美	〃	和田達也
〃	岩元義久	〃	竹間郁夫	監事	濱田聡
〃	大樹玄承	〃	田中康博	〃	平野裕一
〃	岡田兼明	〃	土山享司		

(4)　会員数　　正会員　333　賛助会員　98（平成 31 年 3 月 31 日現在）

(5)　職員数　　28 名（出向職員含む）

2　令和元年度予算額

231,469 千円（うち、市の補助金 82,587 千円）

3　令和元年度事業計画

公益目的事業として、観光振興事業、コンベンション事業、フィルムコミッション事業に区分し、下記の内容を基本方針とし、事業を行う。

(1)　国内からの誘客プロモーション

①　観光プロモーション（Ｂ　ｔｏ　Ｂ）

②　個人観光客を対象としたプロモーション（Ｂ　ｔｏ　Ｃ）

③　食をテーマとしたプロモーション

④　着地型観光素材開発と商品造成・運営事業

⑤　プロモーションツールの整備

(2)　海外からの誘客プロモーション（インバウンド事業）

①　「海外旅行博」、「Ｂ　ｔｏ　Ｂ商談会」への出展、現地旅行会社へのセールス

② 観光事業者、並びに広域連携による誘客促進

③ 滞在型観光の促進（訪日団体旅行誘致助成事業）

④ ファムトリップの受入

⑤ 観光ガイドブックの改訂及び広告プロモーション

(3) ＨＰ「ひめのみち」、ＳＮＳ及び広告媒体等を活用した情報発信

① ＨＰ「ひめのみち」及びＳＮＳを活用した情報発信

② 広告媒体を活用した情報発信

③ マスコミプロモーション

(4) 観光客へのおもてなし事業

① 観光案内所機能の充実

② 観光客へのおもてなし事業

③ しろまるひめを活用した観光ＰＲ

(5) コンベンション誘致

① ＭＩＣＥ誘致に向けた積極的なプロモーション

② コンベンションデータベースの構築

③ コンベンション開催におけるキーマンを招待したセミナー＆意見交換会の開催

④ 日本政府観光局（ＪＮＴＯ）、日本コングレス・コンベンションビューロー（ＪＣＣＢ）、
７都市情報交換会及び関係機関との密接な情報収集と情報交換

⑤ コンベンション開催補助金（助成事業）

⑥ コンベンション受入体制の整備

⑦ コンベンションガイドの改訂/ＨＰ及び広告媒体を活用した情報発信

⑧ コンベンション経済波及効果等調査

(6) ロケーション誘致・支援（フィルムコミッション事業）

① 映画・テレビ・ＣＭ等のロケ作品の積極的な誘致支援

② 映画「引っ越し大名！」をはじめ、過去のロケ作品（ロケ地）を活かした、ロケ地ツーリズムの推進

③ ＨＰを活用した情報発信

④ 映画上映会の開催

市　政　の　概　要

令和元年版

発行年月日　令和元年９月２日

編集・発行　姫路市議会事務局調査課

〒670-8501 姫路市安田四丁目１番地

ＴＥＬ（079）-221-2035

ＦＡＸ（079）-221-2028